

UNDP 人間開発報告書

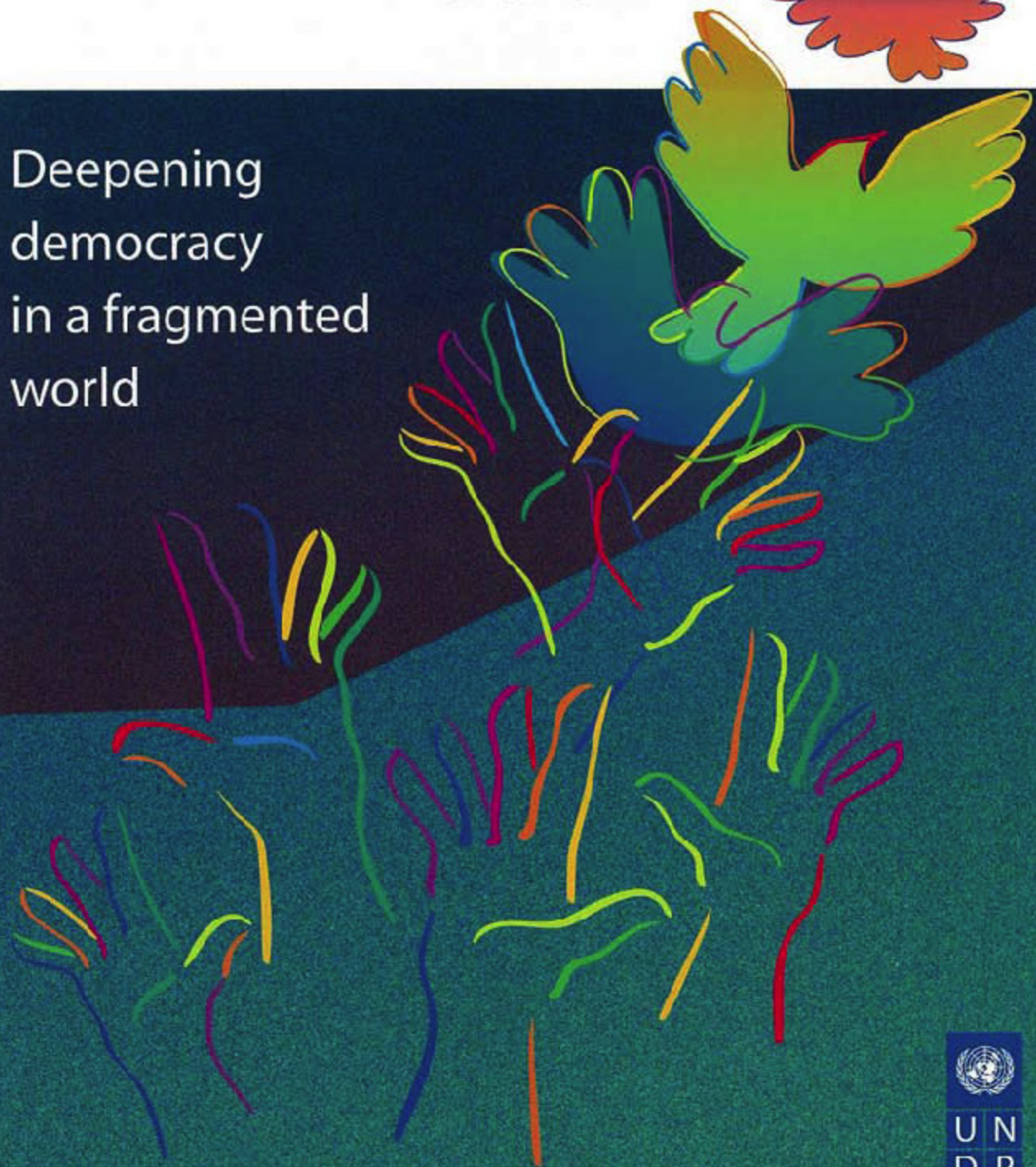
HUMAN  
DEVELOPMENT  
REPORT 2002



# ガバナンスと人間開発



Deepening  
democracy  
in a fragmented  
world





表紙のデザインは、人間の尊厳を求め  
る活動によって得られた近年の成果に  
想を得て、3つのイメージを使って構  
成したものである。基調となるイメー  
ジは、1985年から2000年までの世界の

民主主義体制の拡がりを示したもので、本書17ページの  
図1.1をもとにした。20世紀にわれわれは、史上はじめて、民主主義国家が世界の大多数を占めるという記念すべき成果を達成した。



第2のイメージ、手は、搾取に対する人間の力と闘いを象徴する。手は強い願い、つまり、生活水準に関係なく世界中の人々が、政治的自由と権利を求め闘ってきた不屈な人間の精神を讃えるものである。貧しい人々を、物質的な困窮と不自由の両方によって苦しめる2重の刑に処してはならない。しかし、その成果は、貧しい人々や識字能力のない人々には政治的自由を与えるべきではないという一般的な議論が暗に示している。



第3の鳥のイメージは自由と特質を象徴する。多くの国が鳥の姿を国の象徴としている。鳥は目的を達成するためのねばり強さや自由への希求を示している。意見を表明する自由、平和的な手段で変革を求め集会する自由、創造性を発揮する自由を勝ち取るために、世界中の人々が闘ってきた。こうした自由は、われわれの人間性の中核となるものであり、とりわけ民主主義を求めた闘いは、自由を原則とする制度の実現をめざすものである。しかしながら、民主主義制は、必ずしもこうした自由を保証するものではない。そのため、あきらめることなく、民主主義を深めることによって、自由を求め続けることが必要なのだという特質を、鳥の姿を借りて呼びかけている。



UNDP  
人間開発報告書



## ガバナンスと人間開発

国際協力出版会



## はじめに

今年の『人間開発報告書』がまず第一に伝えたいこと、それは開発を成功に導くうえで、政治は経済と同様に重要であるということである。貧困削減を継続して実現していくには、公平な成長が欠かせないが、貧しい人々が政治的な力を持つこともまた必要である。そして人間開発のさまざまな目標に沿った方法で貧困緩和を実現していく最良の方法は、社会のあらゆるレベルにおいて強固に深く根を下ろした民主的ガバナンスを築くことである。

この主張に対してはさまざまな議論がある。異論を唱える人の多くが指摘するのは、特に開発途上国の場合、民主主義は混乱や制御不能に陥りやすく、持続的な社会経済改革に必要な安定性と継続性を確保しようとすると、一部の権力者の恣意的な操作や権力乱用を招きやすいという面である。しかし本報告書が明らかにしているように、この主張は2つの根拠から誤りであることがわかる。

第1に、確実な経済成長にとってどのような政治形態と実践方法が優れているかについては、理論的かつ活発な議論の余地があるが、民主主義は、経済実績を引き上げるうえで他の政治形態と比べ決して引けを取らない成果を上げている。しかも民主主義は人々の最も差し迫った社会的ニーズを満たすうえで、中でも特に貧困層が最も大きな打撃を被る危機的状況や避難を余儀なくされる状況では、他の政治形態と比べ際立って優れた成果を上げている。同じく重要な第2の根拠は、民主的な政治参加は、単に民主主義実現のための手段のみならず、人間開発の欠くべからざる目標の1つでもあるということである。

しかしながら、相互依存が進んだ世界の多種多様な課題に直面しているグローバル・ガバナンスの制度を見ても、あるいは市民の要求を満たそうと奮闘している各国政府を見ても、また、ここ数十年の経済的、社

会的、技術的な変化によって国内外で批判にさらされている企業や民間組織を見ても、民主的ガバナンスがまだ効果的な形で実行されていないのは明らかである。

本報告書が同じく指摘するのは、現在の傾向がこのまま続いた場合、全世界の相当の割合の国家は、2015年までに極度の貧困を半減するという最優先目標を含むミレニアム開発目標(MDG)を達成することが危うい状況にあるということである。多くの国が、10年、20年前よりも、場合によっては30年前よりも貧しくなっている。また懸念すべきことに、民主主義国家の証である複数政党による選挙を実現した国は、過去15年で一気に140カ国へと増えたものの、そのような達成感も長続きはせず、今や挫折と落胆へと向かいつつある。

有望な成果を上げている例外もいくつかはあるが、国民が切実に必要だと望んでいる雇用機会やサービス、および個人の安全を、民主主義国の多くが提供できずにいる。新たに誕生した民主政府も、また長い歴史を持つ民主政府も、ますます非民主的な慣行へと後退しつつある。このような国では、指導者が憲法を改正し、弱体化した立法府(議会)や司法府(裁判所)を脅かし、選挙結果を公然と操作するなどして、人間開発にしばしば深刻な影響を与えている。

さらに、自由選挙による多数決原理が確立している国であっても、少数者の権利の犠牲の上にこうした体制が成り立っている場合が多い。民主制を守ろうとする文化がないために、選挙に負けた候補者が勝利者から迫害されたり、正当な選挙結果を受け入れること拒んだりしている。民主主義の成立には、正当な政府ばかりでなく、正当的な反体制勢力(野党)も必要なのである。

こうした国の一部をはじめ、民主化に向けた最初の

UNDP『人間開発報告書2002(ガバナンスと人間開発)』の原本は、国連開発計画(UNDP)がOxford University Pressから英語で発行した*Human Development Report 2002*である。

著作権©2002年 国連開発計画

### UNDP 人間開発報告書 2002『ガバナンスと人間開発』(日本語版)

監修：横田 洋三(中央大学法学部教授)  
秋月 弘子(亜細亜大学国際関係学部教授)

発行：国際協力出版会  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-58-1  
Tel: 03-3372-6771 Fax: 03-3372-6840  
<http://www.jicp.co.jp>

発売：古今書院  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-10  
Tel: 03-3291-2757 Fax: 03-3233-0303  
<http://www.kokon.co.jp/>  
2002年10月31日 初版発行  
ISBN 4-906352-39-1 C1633 ¥3800E

この出版物は再生紙を利用しています。



一步すらまだ踏み出せない多くの国では、その結果、国民、中でも若者たちの間に疎外感と怒りが生まれている。こうした反感が、既存体制とグローバリゼーションの非人間的な力の両方に対して激しい反発を引き起こしている。過激派や原理主義グループが不平不満の種を解決するために暴力的手段に訴えるのは、その最も極端なケースである。2001年9月11日の同時多発テロと、この事件が全世界に与えた波紋は、それを悲劇的に象徴している。

こうした状況に、HIV/エイズや気候変動などの国境を越えた脅威の高まりが加わり、さらにどのような角度から見ても先進国に圧倒的に有利に傾いているグローバルな経済システムが追い打ちをかけた場合、世界のさまざまな場所でガバナンスが危機に瀕することになる。米国（ワシントン州）シアトル、イタリアのジェノバの街角から、アジアやアフリカ、ラテンアメリカ各地の工場や農場に至るまで、あらゆる所の市民がこれらの差し迫った課題に立ち向かうべき政治指導者の能力と意欲への信頼を失いつつある。

われわれはどのように対応すべきなのだろうか。

近年われわれは、途上国の成長と経済改革を成功に導くうえで「失われた輪=ミッシングリンク」はグッド・ガバナンス（良い統治）である、と政策立案者や開発専門家が述べているのをよく耳にする。しかしこれまでは、経済プロセスと管理上の効率にもっぱら注意が向けられてきた。

今年の報告書の中心的なメッセージは、効果的なガバナンスは人間開発の中心をなし、持続性のある解決策はこれまでのような狭い問題にとらわれず、「最も広い意味での民主政治」にしっかり立脚する必要があるということである。「最も広義の民主政治」とは、換言するならば、特定の国や国家グループによって実践されている民主主義ではなく、政府や多国籍企業などによる専横的で説明責任に欠ける行為から貧しい人々を守りつつ、貧困層が参加を通して力を得ることを可能とするような一連の原則や中核的価値観としての民主主義のことである。

これはすなわち、「貧困層に真の発言権と政治参加の場を与えると同時に、政治指導者、企業、その他影響力のある行為主体を含む権力者に対して行動の説明責任を問えるメカニズムを組み込む形で、制度や権限をしっかりと構築し普及していくこと」を意味する。

民主主義を国内で深化させるためには、民主的な国家制度を強化し、広範な目的を達成できる基盤を持ったものにしていく必要がある。またその一方で、地球規模で民主主義を浸透させるためには、現在よりもはるかに民主的な場を構築することが緊急に求められている。そして、そのためには、国際機関や超国家的な連合体ができる限り透明性をもって運営されるとともに、途上国に対して、協議に参加するための議席と、途上国に影響の及ぶ意思決定に関して有効な発言ができる機会を与えなければならない。

本書は、より実務的な視点から、UNDPのような援助機関の業務では、資源と専門知識を集中的に投入し、こうした理想を具現化するにはいかにしたらよいかという難問に取り組むことが重要だと指摘しており、具体的には、議会の強化、説明責任のある警察組織の構築、地方政府への権限の委譲、などの分野で最優先の目標を最善の形で達成する政策および実践方法を特定し、各国がそれを実践するのを支援することによって取り組むことが必要だとしている。

過去に発行されたすべての「人間開発報告書」と同様、本年の「人間開発報告書」もまた、人間開発をめぐる議論の進展を目的とした、独立した立場からの分析である。したがって、本報告書はUNDPや国連の公式の方針を表明したものではない。しかしながら、本書の中心的なメッセージは、UNDPとそのパートナーのさまざまな活動に非常に密接にかかわるものであると、私は確信している。ミレニアム開発目標(MDG)は、いまだ達成の可能性がある。しかし目標の実現は、各国および世界の指導者たちが、民主的ガバナンスという重要な課題に立ち向かおうとする視点(ビジョン)と勇気を持って初めて可能になる。

*Mark Mallon Brown*

国連開発計画 (UNDP) 総裁  
マーク・マロック・ブラウン

## 謝 辞

本報告書は、大勢の方々や機関の支援と貴重な貢献がなければ、完成をみなかったであろう。

報告書作成チームは、人間開発のために民主主義が果たす役割に関するアマルティア・セン氏の優れた助言と見識に対し、また氏がこれまで同様、今回も本書の作成に参加して下さったことに対し、特別な感謝を捧げる。

### 寄稿者

本書作成にあたり委託した基本研究では、次の方々から論文の寄稿をいただいた。Isabella Bakker, Nicole Ball, Christian Barry, Michael Erzoska, Lynn Carter, Richard Falk, Ann-Marie Goetz and Robert Jenkins, Mary Kaldor, Kees Kingma and Herbert Wulf, Linda Maguire, Adeel Malik, Malini Mehra, Santosh Mehrotra, Shandana Khan Mohmand, Pippa Norris and Dieter Zinnbauer, Siddiqur Osmani, Paul Streeten, Ashutosh Varshney, Ngaire Woods.

本書作成にあたり委託したテーマ別地域研究では、次の方々から論文の寄稿をいただいた。Marek Dabrowski and Radoslaw Gortat, Mohammad Fajrul Falaakt, Takashi Inoguchi, Wojciech Marchlewski, Lincoln Mitchell and Leo Glickman, Ahmed Mohiddin, Nazih Richani, Naomi Sakr, Catalina Smulovitz and Enrique Peruzzotti, Sergio Spoerer, Katarina Subasic, Wisdom Tettey, Raino Vayrynen.

下記の機関からデータその他多くの調査資料の提供していただいた。二酸化炭素情報分析センター、ペンシルバニア大学国際間・地域間比較センター、国連食糧農業機関、フリーダム・ハウス、国際戦略研究所、国際労働機関、国際電気通信連合、列国議会同盟、国連エイズ合同計画、ルクセンブルグ所得研究、経済協力

開発機構、プロジェクト・リスク・サービス、ストックホルム国際平和問題研究所、トランスベアレンシー・インターナショナル、UNDPオスロ・ガバナンスセンター、ユニセフ（国連児童基金）、国連貿易開発会議、国連軍縮局、国連経済社会局、ユネスコ（国連教育科学文化機関）、国連難民高等弁務官事務所、国連地域間犯罪司法研究所、国連人口部、国連統計部、メリーランド大学Polity IVプロジェクト、世界銀行、世界保健機関、世界的所有権機関、世界貿易機関。

### さまざまな諮問委員会

本報告書は民主主義、人権、世界の経済政策やガバナンスに関して、次の著名な専門家によって構成される外部諮問委員会から見識に富んだ助言と指導をいただいた。Charles Abugre, Tunku Abdul Aziz, Kwesi Botchwey, Diane Elson, Richard Goldstone, Rima Khalaf Hunaidi, Asma Jahangir, Devaki Jain, Anders B. Johansson, Devesh Kapur, Martin Khor, Klaus M. Leisinger, Juan J. Linz, Mahmood Mamdani, Olawuyi Omitogun, Hafiz Pasha, Ann Pettifor, Sonia S. Picado, Sandra Pralong, Bengt Sæve-Söderberg, Paul Streeten, Mark Suzman, Emmanuel Tumusiime-Mutebile. また、統計に関する諮問委員会では次の方々にお世話になった。Sudhir Anand, Licia Barreiros, Jean-Louis Bodin, William de Vries, Lamire Diop, Carmen Feijo, Andrew Flatt, Paolo Garonna, Leo Goldstone, Irina Krizman, Nora Lustig, Shavitri Singh, Tim Smeedling, Sadardi Surbakti, Alain Tranap, Michael Warc.

### 助言

本書を作成するにあたり、一連の地域会合で得られたさまざまな情報が非常に役に立った。UNDP地域



事務所の尽力によって開催されたこれらの会合のおかげで、本報告書のテーマについてアフリカ、ラテンアメリカ・カリブ諸国、アラブ諸国、アジア・太平洋諸国、南アジア・中欧・東欧・CIS諸国の各地域特有の視野を得ることができた。会合を主催したのは、バングラデシュ、コスタリカ、インドネシア、日本、モロッコ、ポーランドの各常駐事務所である。それぞれの会合の成功は、これらの事務所に負うところが大きい。特に次の方々にはお世話になった。Bo Asplund, Marc Destanne de Bemis, Bouna Sémou Diouf, Ligia Elizondo, Sukehiro Hasegawa, Jorgen Lisner. また、報告書作成チームは国別常駐事務所で開催を担当された次の方々にも感謝したい。Latifa Bakhiyi, Mohamed Boussami, Jeanne Felix, Akiko Fuji, Charaf-e Gharbaoui, Shamim Hamid, Andre Klap, Karolina Myzk, Edward Newman, Olivier Ranaivondrambola, Bona Siahaan, Alek Siwinski, Cathy Stevalak.

報告書作成チームは、次の各地の会合で助言をくださったすべてのの方々にも感謝を申し上げる。

グッカ (バングラデシュ): Muzzamel Huq, Akmal Hussain, Javed Jabbar, Abdur Rob Khan, Prakash Chandra Lohani, Neelabh Mishra, Saeed Quereshi, Mohan Man Sainju, Bhabani Sen Gupta, Rehman Sobhan, Asha Swarup.

サンホセ (コスタリカ): Manuel Alcántara, Dante Caputo, Thomas Carothers, Michael Coppedge, Pablo Da Silveira, Miguel Gutiérrez, Osvaldo Iazetta, Gabriela Ippólito, Marta Lagos, Nobert Lechner, Sebastián Mazzuca, Juan Mendez, Cerdas Rodolfo, Juan Manuel Salazar, María Herminia Tavares, Jorge Vargas-Culléll, Evelyn Villarreal, Laurence Whitehead.

ジャカルタ (インドネシア): Dewi Fortuna Anwar, Antonio Assuncao, Ernesto Bautista, G. Bayasgalan, Binny Bucheri, Edimon Ginting, Bambang Harymurti, Vu Quoc Huy, Dita Indahsari, Yuli Ismartono, Ryaas Rasjid, Bong - Scuk Sohn, Phonesaly Souksavath, R. Sudarshan, Wilfrido V. Villacerta, Erna Witoelar, Roya Tabatabaei Yazdi. 東京 (日本): Julius Court, Wakako Hironaka, Ryokichi Hirono, Yukiko Kawahashi, Katsuhide Kitatani,

Yoko Kitazawa, Yoko Komiyama, Kyoko Kuwajima, Kazumoto Momose, Kimihide Mushakoji, Shuzo Nakamura, Deepak Nayyar, John O'Shea, Yasuaki Onuma, Yasutami Shimomura, Makoto Taniguchi, Ramesh Thakur, Chizuko Ueno, Yozo Yokota.

タンジール (モロッコ): Rachid Belkahia, Benacer El Baz, Mostapha Faik, Nader Fergary, Ahmed Gouitaa, Carol Hakim, Ahmed Ibrahim, Moncef Kouidhi, Amina Lemrini, Camille Mansour, Achille Mbembe, Sandra Pepera.

ワルシャワ (ポーランド): Viatcheslav Bakhmin, Dagmara Baraniewska, Andrzej Brzozowski, Janusz Czamarski, Wojciech Gasparski, Mirosława Grabowska, Paweł Grzesik, Barbara Imięć, Antoni Kamiński, Lena Kolarska-Bobińska, Ilko Kucheriv, Lidia Kuczmierowska, Barbara Mrówka, Krzysztof Mroziewicz, Ewa Popawska, Jerzy Regulski, Janusz Reykowski, Anna Rozicka, Andrzej Rychard, Talis Tisenkopfs, Irena Wóycicka, Sabit Zhusupov, Andrzej Zoll.

本書の作成にあたり、多くの方々から貴重な助言、情報、および資料の提供や、会議への参加など、さまざまな形で協力をいただいた。報告書作成チームは次の方々にも感謝する。Yasmin Ahmad, Alessandra Alfieri, Bettina Aten, Yusuf Bangura, Benjamin Barber, Grace Bediako, Eric Bertherat, Claude Jean Bertrand, Ana-Pilar Betrán, Yonas Biru, Dana Blumin, Barbara Boland, Françoise Bravard, Sharon Capeling-Alakija, Edelisa D Carandang, Marc Cassidy, Shiu-Kee Chu, Marc Copin, Patrick Cornu, Marlo Corrao, Marie-France Croisier, Sam Dawes, Michael Doyle, Michael Edwards, Elisabeth Feller-Dansokho, Mariona Ferrer, Rodolfo Roque Fuentes, Maria Gratschew, Emmanuel Guindon, Messaoud Hammouya, Andrew Harvey, Eivind Hoffmann, Bela Hovy, José Augusto Hueb, Jens Johansen, Lawrence Jeffrey Johnson, Ian Johnstone, Gareth Jones, Harriet Kabagenyi, Tapio Kanninen, Karin Karlekar, Daniel Kaufmann, Jim Ketterer, Richard Kohl, Karoly Kovacs, Murat Küpcü, Olivier Labe, Georges LeMaitre, Xiaobo Lu, Nyein Nyein Lwin, Douglas Lynd, Esperanza Magpantay, Monty G.

Marshall, Adriana Mata - Greenwood, Caralee McLiesh, Farhad Mehran, Maria Helena Capelli Miguel, Branko Milanovic, Mick Moore, Caroline Moser, Sumie Nakaya, Andrew J. Nathan, Rachel Neild, Guillermo O'Donnell, Paul Oquist, Enrique Ordaz, Jude Padayachy, Rosario Pardo, Christine Pintat, William Prince, Agnes Puymoyen, Jonathan Quick, Hanta Rafalimanana, Asenaca Ravuvu, Mireille Razafindrakoto, Matthias Reister, Horacio Santamaria, Akilagpa Sawyerr, Bernhard Swartzlander, Andrei Shleifer, Joseph Siegel, Petter Stålenheim, Leonard R. Sussman, Karen Taswell, Vivienne Taylor, Gordon Telesford, Ramesh Thakur, Maja Tjernström, John van Kesteren, Antonio Viegas, Neff Walker, Tessa Wardlaw, Siemor Wezeman, Abiodun Williams, Yuxue Xue, Sylvester A. Young, Hania Zlotnik.

#### UNDP内の校閲者

UNDPの同僚から原稿執筆の段階で非常に有益な意見、示唆、および情報の提供を受けた。次の方々には特に感謝を申し上げたい。Neil Buhne, Fernando Calderon, John Hendra, Zahir Jamal, Abdoulie Janneh, Bruce Jenks, Sirkka Korpela, Robert Leigh, Justin Leites, Carlos Lopes, Linda Maguire, Kamal Malhotra, Khalid Malik, Lamin Mameh, Elena Martinez, Saraswathi Menon, Kalman Mirsei, K. Seeta Prabhu, Tore Rose, Andrew Russell, Julia Taft, Pauline Tamesis, Gulden Turkoz-Cosslett, Antonio Vigilante, Gita Welch, Caitlin Wiesen, Kanni Wignaraja

また、報告書作成チームに対して、UNDPの危機予防・復興局、開発政策局、制度・組織開発グループ、国連婦人開発基金の同僚からの協力があつた。

#### スタッフの支援

本報告書作成に関する管理上の支援をOscar Berna, Renuka Corca-Lloyd, Mamaye Gebretsadikの

各氏からいただいた。また、人間開発報告書事務局の同僚であるSarah Burd-Sharps, Mary Ann Mwangi, Shahrbanou Tadjbakhsh, Frederik Teboul, Nena Terrell, Anne Louise Winslovからは、貴重な情報提供を受けた。本報告書の作成にあたっては、次の実習生の献身的な協力があつた。Jenny Berg, Michael G. Bober, Natalia Caruso, Nina Hoas, Eva Kamau, Halima-Noor Khan, Thomas Pave Sohnesen. また、Linda ChergとEmily Whiteは統計チームに大いに貢献してくれた。

国連プロジェクトサービスのLiliana Izquierdo, Juan Luis Larrabure, Natalia Palgovaには、管理上の支援と運営業務で多大な尽力をいただいた。

#### 編集、製作、翻訳

昨年までと同様、本書は、コミュニケーションズ・ディベロップメント社の次の編集者にお世話になった。Meta de Coquereaumont, Paul Holtz, Eruce Ross-Larson, Stephanie Rostron, Alison Strong. 本書のデザインはGerald Quinn、レイアウトはDamon IacovelliとJason Osderにお世話になった。

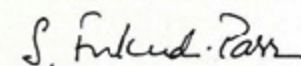
また翻訳、デザイン、流通業務についてはElizabeth Scott Andrews, Maureen Lynch, Hilda Paquiにお世話になった。

● ● ●

報告書作成チームは、相互査読者として原稿を読み自らの最新の研究結果や見解を示してくれたJohn Cavanagh, Mary Kaldor, Terry Lynn Karl, Adam Przeworskiに心から感謝したい。本書におけるデータの扱い方を、統計専門知識を活かしてチェックしてくれた、Irena Krizman, Lene Mikkelsen, Darryl Rhoadesにも感謝したい。

最後に、執筆者一同は、優れた指導力と視点をわれわれに示してくれたMark Malloch Brown UNDP総裁に対して格別の謝意を表したい。

支援して下さったすべてのの方々にも感謝しつつ、本報告書で表明された意見についての全責任は執筆者が負うものである。



『人間開発報告書2001』ディレクター  
サキコ・フクダ・パー



# 目次

## 概観

モザイク模様の世界に民主主義を深める	1
人間開発のバランスシート	13

## 第1章

人間開発の現状と進捗状況	15
全世界の政治参加と民主主義の動向	17
ミレニアム開発目標：誓約と見通し	20
付属資料1.1 ガバナンスを測定する：民主主義および政治的・市民的権利という尺度	44

## 第2章

人間開発のための民主的統治	58
人間開発における政治的自由と参加の役割	60
民主主義と人間開発	62

## 第3章

民主制の弱点を乗り越え、民主主義を深める	72
民主的制度・機関の公的説明責任	73
公式の民主制度を強化する	80
民主政治を促進し民主的慣行を深める	93
人間開発のために民主主義を深める	99

## 第4章

紛争防止と平和構築のために安全保障を民主化する	101
平和と公的説明責任を確保する	103
安全保障部門のより民主的なガバナンスのための最優先事項	107
戦争で疲弊した社会における民主的な平和構築	114
モザイク模様に分断された世界における安全保障の民主化	120

## 第5章

グローバルなレベルで民主主義を深化させる	122
多元性とグローバルな民主主義：市民社会運動と複数の利害関係者が参画するプロセスの役割	124
より民主的な国際機関を建設する	137

本報告書に示されている分析ならびに政策提言は、必ずしも国連開発計画（UNDP）やUNDP執行理事会、あるいは加盟国の見解を反映しているわけではない。本報告書はUNDPの委託を受けて作成された独立した行状物であり、著名なコンサルタント、顧問および人間開発報告書作成チームが力を結集して行った作業の成果である。人間開発報告書事務局局長のサキコ・フクダ・パーが、総裁特別顧問のナンシー・バードソールからの広範な助言および協力を得て、この作業を主導した。

### 「人間開発報告書2002」作成チーム

ディレクターおよび執筆主幹  
Sakiko Fukuda-Parr (サキコ・フクダ・パー)

#### 諮問委員長

Ngaire Woods (ヌゲレ・ウッズ)

#### コアチーム

ディレクター代理：Omar Noman

統計主任：Haishan Fu

メンバー：Silva Bonacic, Emmanuel Boudard  
Claes Johansson, Petra Mezzetti  
Tanni Mukhopadhyay, Richard Ponzio  
Paul Segal, David Stewart  
Aislinn Talib

統計顧問：Tom Griffin

#### 特別顧問

Nancy Birdsall (ナンシー・バードソール)

#### 主要諮問委員

Isabella Bakker, Nicole Ball, Christian Barry,  
Michael Brzoska, Richard Falk, Ann-Marie Goetz,  
Robert Jenkins, Mary Kaldor, Adeel Malik, Malini  
Mehra, Santosh Mehrotra, Pippa Norris, Siddiqur  
Osmani, Paul Streeten, Ashutosh Varshney

編集：Stephanie Flanders, Bruce Ross-Larson  
デザイン：Gerald Quinn



後注 151  
 文献注 155  
 文献一覧 157

特別寄稿

人命の神聖さ／コフィ・アナン 16  
 人間開発と人間の尊厳／アウン・サン・スーチー 59  
 世界の未来は民主主義にかかっている／セイエド・モハムド・ハタミ 75  
 アフリカにおける民主的ガバナンス／アブドゥライ・ワッド 102  
 戦争で疲弊した社会から地雷を取り除く／ジョディ・ウィリアムズ 124  
 債務救済に果たすジュビリー2000の役割／ボノ 126

囲み記事 (BOX)

1.1 世界の不平等—見苦しい状況、不明瞭な動向 23  
 1.2 貧困の相対性 25  
 1.3 ミレニアム開発目標を達成する—国別実施状況 36  
 1.4 国別人間開発報告書—国家政策における革新 38  
 2.1 グッドガバナンス (良い統治) —何のために? 58  
 2.2 人間開発—その概念は、指数を超えたもっと大きなものである 60  
 2.3 民主主義の重要な原則—列国議会同盟の世界民主主義宣言 63  
 2.4 民主主義と経済成長—先行研究の再検討 66  
 3.1 貧しい人々、乏しい正義 76  
 3.2 司法プロセスを弱めるジェンダーにもとづく偏見 77  
 3.3 政治に対する企業の影響 78  
 3.4 女性の政治参加に変化をもたらす議員割当制度 83  
 3.5 インドの司法組織—民主制度と民主的慣行を守る独立性と積極主義 84  
 3.6 アパルトヘイト下の南アフリカにおいて、民主主義の旗を何とかはためかせ続けた司法積極主義 85  
 3.7 独立した監視機関の役割：メキシコの連邦選挙委員会 86  
 3.8 南アフリカの人権委員会—メディアにおける人種差別調査を通じて民主的価値と民主的慣行を促進する 87  
 3.9 中国の改革プロセス—参加と説明責任を拡大する 89  
 3.10 監視役のメディアは民主制度を機能させる 90  
 3.11 インターネット・メディア—制約を克服する 90  
 3.12 ジェンダー対応型予算の取り組み—ますます普及する手段 95  
 3.13 技術および電子ガバナンス (e-ガバナンス) の力 98  
 3.14 稼働中の参加型民主主義—タイの新憲法の起草の例 99  
 3.15 コスタリカ—市民が民主主義の質を監査 100  
 4.1 安全保障部門名鑑 103  
 4.2 古い習慣はなかなかなくなる—軍事支配の長い遺産 104  
 4.3 安全保障部門における民主的ガバナンスの原則 108  
 4.4 民主主義と安全保障部門改革：1990年代の南アフリカにおける経験 109  
 4.5 地域の警備活動を通じて深まった警察に対する尊敬 113  
 4.6 ボスニア・ヘルツェゴビナで費用のかからない、民族的に均衡のとれた治安部隊を構築する 115  
 4.7 民主的な平和構築を通して小火器を削減する 116  
 4.8 地雷除去を進めるには、一般市民と地域社会に権限を与えることが必要である 117  
 4.9 女性を交渉のテーブルに着かせる 118  
 4.10 真実究明委員会によって平和を築く 119  
 4.11 アフガニスタンの長期的平和構築に役立つ教訓 120

5.1 HIV/エイズの治療に不可欠な医薬品を確保する—何がキャンペーンを成功に導いたか  
 ……CPTechのキャンペーン日記より 127  
 5.2 レイブを集団殺戮行為および人道に対する罪として認定—ルワンダ国際刑事裁判所 129  
 5.3 大型ダムは建設すべきか 132  
 5.4 企業の社会的責任を追究する非政府組織の圧力 135  
 5.5 経済安全保障理事会の設置を再考する 144  
 5.6 国際連合か、それとも5カ国連合か。国連安全保障理事会の改革 146  
 5.7 バイオセーフティ議定書—包括的なグローバル・ガバナンスのモデルか 149

表

1.1 大部分の人々は、現在 (1999年) 複数政党による選挙で投票することができる 17  
 1.2 世界中で、1日1ドル未満で生活している人々の数は、1990年代にほとんど変わらなかった 22  
 1.3 妊産婦死亡率は、地域によって非常に高い所がある 32  
 1.4 輸出と債務返済が、開発途上国における資金の流入・流出の中心である 39  
 A1.1 ガバナンスの主観的な指標 46  
 A1.2 ガバナンスの客観的な指標 50  
 A1.3 ミレニアム開発目標に向けての進展 54  
 3.1 急激に減少する政党の党員数 80  
 4.1 誰が守備隊を守るのか。1990年代に武力介入を受けた国 103  
 4.2 20世紀において、非戦闘員を殺す民衆殺戮は全体主義や独裁主義の支配下ではごく一般的だった 105  
 4.3 米国では貧困者のほうが暴力犯罪の被害者になりやすい 106  
 4.4 1996年から2001年の間、数カ国が世界の通常兵器輸出を支配した 107  
 5.1 1990年代に急増した国際NGO 123  
 5.2 国連安全保障理事会での拒否権の行使はほとんどなくなってきた 145  
 5.3 国連安全保障理事会で拒否権が行使された議案はわずかである 145  
 5.4 WTO本部にはアフリカの代表がほとんどいない 148

図

1.1 世界は、より民主的になりつつある 17  
 1.2 人権条約の批准 18  
 1.3 報道は、より自由になりつつある 18  
 1.4 女性の参加は至る所で遅れている 19  
 1.5 紛争で最も苦しんでいるのは最も貧しい人々である 19  
 1.6 ミレニアム開発目標達成に向けて前進している国々 20  
 1.7 貧困から抜け出すことができない 21  
 1.8 同じ地域の中での異なる実績 22  
 1.9 必ずしも関連しないHDIとHPI-1 24  
 1.10 豊かな国のHDIは、ほとんど変わりが無い。しかし、HPIは大きく異なっている 25  
 1.11 世界の識字能力格差 27  
 1.12 5歳未満死亡率の世界格差 31  
 1.13 平均寿命の世界格差 32  
 1.14 HIV/エイズによる惨状—サハラ以南アフリカの平均寿命は急落 33  
 1.15 人口に不釣り合いな高所得国の二酸化炭素排出量 34  
 1.16 ミレニアム開発目標を達成するにはODAを倍増しなければならない 37  
 1.17 1990年から2000年の間に大部分のDAC加盟国からの援助が減少した。 37  
 2.1 相互に補強し合う能力 61  
 2.2 民主主義は、高所得の妨げにはならない 64  
 2.3 低所得は、民主主義の妨げにはならない 64  
 2.4 体制変化の可能性—高所得は安定を意味する 67  
 2.5 民主主義と人間開発の関連性 68  
 2.6 南アフリカの公的医療支出は、非常に大きな人種格差と地域格差を含んでいた 69

2.7	公的医療支出は、貧しい人々を無視し、富裕層を優遇する…… だが、教育支出は、それよりずっと大きい格差を示す	69
2.8	民主主義と公平性には自動的なつながりはない	70
2.9	民主主義と人間開発には自動的なつながりはない	70
3.1	多くの移行諸国で不平等が広がっている	72
3.2	制度に対する信頼	81
3.3	開発途上国におけるめざましいメディアの成長	91
3.4	誰が、メディアを所有しているのか？	92
3.5	ニュース重視から娯楽重視へ移行する公共放送	93
5.1	NGOを通じた開発資金の流れの増加	125
5.2	IMFと世銀では誰の声が重要か	138
5.3	国際金融機関の理事会に占める女性の割合	140
5.4	国際交渉では誰の声がよく通るか	148

### 特別資料

1.1	ミレニアム開発目標に向けての進展—何カ国が順調に進んでいるか	28
1.2	人間開発の測定：人間開発指数（HDI）	42

### 人間開発指標

#### 「人間開発報告書」の統計資料について 172

#### 人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

1	人間開発指数（HDI）	181
2	人間開発指数の動向	185
3	人間貧困と所得貧困：開発途上国	189
4	人間貧困と所得貧困：OECD、中・東欧、CIS諸国	192

### 健康で長生きするために

5	人口動態	194
6	保健医療の状況：利用、サービス、資金	198
7	世界規模の保健問題：危機と課題	202
8	生存状況の前進と後退	206

### 知識を得るために

9	教育への取り組み：公的支出	210
10	識字と就学	214
11	技術の普及と創造	218

### 人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

12	経済実績	222
13	所得・消費の不平等	226
14	貿易構造	230
15	DAC諸国からの援助の流れ	234
16	援助、民間資本、債務の流れ	235
17	公的支出の優先分野	239
18	OECD諸国の失業	243

### 次世代のために

19	エネルギーと環境	244
----	----------	-----

### 人間の安全保障を図る

20	難民と兵器	248
21	犯罪被害者	252

### そしてすべての女性と男性の平等を達成する

22	ジェンダー開発指数（GDI）	254
23	ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）	258
24	教育のジェンダー不平等	262
25	経済活動のジェンダー不平等	266
26	ジェンダー：労働量と時間配分	270
27	女性の政治参加	271

### 人権と労働に関する国際協定

28	人権に関する国際協定の現状	275
29	基本的労働条約に関する現状	279

### 30 その他の国連加盟国の基本指標 283

#### テクニカルノート 284

1	人間開発に関する指数を計算する	284
2	ミレニアム開発目標の達成度を査定する	291

#### 統計資料 292

#### 指標項目の定義 294

#### 各国の分類 300

#### 指標項目一覧 304

#### 国別・地域別「人間開発報告書」作成状況一覧 307

#### 各国の人間開発順位 309





## 概観

# モザイク模様の世界に民主主義を深める

今年の報告書では、政治と人間開発の関係をとり上げる。公式、非公式の、また国内および国際的な政治の力と制度がどのように人間の進歩を形作っているのかを見ていく。さらに、非常に多くの人々が進歩から取り残されている世界にあって、国々がすべての人の人間開発を前進させる民主的なガバナンス（統治）システムを確立するためには何が必要かを考察する。

政治は人間開発にとって重要である。なぜなら、人々はどこで暮らしていても、自らの運命を決める自由、意見を表明する自由、自らの生活のあり方を決定する自由を持ちたいと願っているからである。これらを自由に行うことのできる能力は、人間開発にとって、すなわち人々の選択肢の拡大にとって、読む能力や健康を享受する能力と同様に重要である。

1980年代から90年代にかけて、世界は、開かれた政治システムの構築や政治的自由の拡大において、飛躍的な進歩を遂げた。81カ国が民主体制への移行に向けて大きな一歩を踏み出した。現在では全世界に200近く存在する国のうち、歴史上最も多くの140カ国が複数政党制の下での選挙を実施するまでになった。しかし冷戦終結の歓喜に酔いしれたのも束の間、われわれには、21世紀の暗澹たる政治の現実が突きつけられている。

開発途上国は、大量の貧困と広範囲にわたる社会経済的危機に直面しつつも、

民主化を追求してきた。しかし、1980年以降に民主体制に移行した国のうち、数カ国はその後、以前にも増して抑圧的な独裁体制へと後戻りしてしまった。たとえばパキスタンでは、1999年以降軍事的独裁政権が復活し、またジンバブエは近年、疑似民主体制へと後退した。これ以外にも多くの国々において、政治的自由が制限され、密室政治が横行し、政治そのものの機能不全といった事態が生じ、民主主義と独裁主義の間で立ち往生している。このほか、アフガニスタンやソマリアなどの破綻した国家を含め、過激主義や武力紛争の温床となっている国もある。

民主制度がしっかり根付いているところでさえ、市民は国家の政策を動かすことができないという無力感を持つことが多い。市民ばかりでなく政府もまた、以前にも増して国際的な外圧を受け、そうした力をコントロール（制御）する余地はほとんどないと感じている。1999年のギャラップ・インターナショナルによるミレニアム調査は、60カ国の5万人以上に対し、自国が国民の意思によって統治されていると思うかと問うた。回答者のうちイエスと答えたのは3分の1に満たず、政府が国民の意思に呼応していると答えたのは10人中わずか1人であった。

グローバリゼーションによって相互依存が強まっているが、その一方で世界はモザイク模様のようにますます細分化されているように見える。裕福な人々と貧



人間開発を推進し、すべての人々の自由と尊厳を守れるような政治や政治制度をつくるには、民主主義の広く深い浸透がなければならない。

しい人々、権力のある人と権力のない人、新しいグローバル化した経済を歓迎する人とそれとは別の引路を求める人の間で、モザイク模様はさらに複雑になっている。2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロが契機となり、この分断化が改めて浮き彫りにされた。そして戦略的な軍事同盟を国家政策立案の中心課題に戻す一方、国家安全保障を優先させて人権を軽視する危険性について、激しい議論も巻き起こった。

人間開発を推進し、すべての人々の自由と尊厳を守れるような政治や政治制度をつくるには、民主主義の広く深い浸透がなければならない。これが本報告書のテーマである。

世界は経済的、政治的、そして技術的に、より自由になってきたとは思われない。むしろ、より不公平であるように見える。

2002年3月にメキシコのモンテレーで開催された国連開発資金会議において、世界の指導者や政策立案者は、2000年国連ミレニアム・サミットで定められた開発・貧困撲滅の目標に向けた進展の度合いを評価した。また、2015年までにこれらの目標を達成するため、世界中が協力して、これまでとは比べものにならないほどの大きな努力を傾けることを誓った。

多くの開発途上国がいくつかの領域で進歩を遂げている。特に、全児童への初等教育の実施と教育機会におけるジェンダー平等の達成という点では、大きな進展が見られる。しかし、世界の多くの地域で見通しは厳しい。現在の傾向がこのまま続けば、世界人口の4分の1以上を抱える33カ国は、2015年までに目標の半分も達成できないであろう。もし世界全体の進歩がこのようなカタツムリほどの

遅々たるスピードで続くならば、世界から飢餓を根絶するのに130年以上かかることになる。

手の施しようがないように見える問題が2つある。1つは所得貧困である。楽観的に見積もっても、途上国において1日1ドル未満で生活している人口の割合を半減させるには、年間3.7%の1人当たり所得の伸びが必要であるという。しかし過去10年間にこの伸びを達成した国はわずか24カ国に過ぎない。この中には、最も人口の多い途上国である、中国とインドが含まれている。しかし、全世界の人口の34%を占める127カ国は、これほどの伸び率で成長していない。むしろ実際には多くの国が近年、マイナス成長を示し、貧困層の割合はほとんどの国で確実に増加している。

もう1つの重要な問題が子どもの死亡率である。85カ国において、5歳未満死亡率を1990年の水準から3分の2減少させるという目標に近付きつつあるか、すでにその目標に到達している。だが、こうした国の人口は世界人口の4分の1にも満たない。その一方で世界の人口の60%以上が集中している81カ国が、2015年までにこの目標を達成する軌道に乗れないでいる。

非常に心配なのは、定められた目標の達成が最も危ぶまれる国の多くが、最貧国であるという事実である。しかもその大半はサハラ以南のアフリカに集中している。この地域の44カ国のうち23カ国は、ほとんどの分野で成果が上がっていない。また、これ以外のアンゴラやルワンダなど11カ国は、データ不足から判断を下すことができない。南アフリカは、栄養失調の子どもが10%を下まわるこの地域唯一の国家である。エリトリア、エチオピア、ニジェールを含む5カ国では、栄養失調の子どもの割合は40%以上に達する。劇的な転換がなければ、一世

代後に世界の指導者は再び同じ目標を設定せざるを得なくなるに違いない。

このように前進と後退が入り交じった展望を見ると、われわれに危惧を抱かせる矛盾した状況が際立ってくる。民主主義の拡大、国家経済の統合、技術革命、これらすべては人間の自由の拡大と生活上のより大きな可能性を示すものである。しかし、あまりにも多くの国々において、自由がかつてないほど大きな脅威にさらされているように見える。

●民主主義 世界に現在ほど民主主義が浸透したことはない。しかし複数政党下で選挙を実施している140カ国のうち、ある一定の尺度に基づいて十分に民主体制が整っているといえる国はわずか80カ国、人口にして全世界の55%に過ぎない。106カ国の政府は現在もなお、重要な市民的、政治的自由を制限している。

●平和 国家間の戦争の数は激減した。1990年代の国家間紛争による犠牲者は約22万人で、1980年代の3分の2近くまで減少した。しかし、内戦がこれまでにない甚大な被害をもたらしている。1990年代には約360万人が内戦で死亡し、難民および国内避難民の数は50%増加した。

●機会 新技術や経済統合の進展は、真にグローバルな市場に向けた歩みを着実なものにしている。しかし、新しい経済的機会が満ち溢れている中で、28億の人々がいまだに1日2ドル未満で生活している。世界で最も裕福な1%の人々の年間所得は、最貧層57%の人々の年間所得にも匹敵する。そしてサハラ以南アフリカの多くの地域で、最貧層の人々の生活は悪化の一途をたどっている。

潜在的な可能性と現実の間の溝を埋めることは、時間と政治的意思の問題であると主張する人がいる。他方、変化のペー

スが遅いことが問題なのではなく、むしろ基本的な方向性が問題であると主張する人もいる。しかし広く合意が得られている点が1つある。それは、相互依存のいっそう進んだ世界では、政治と政治制度が人間開発にとってこれまで以上に中心的な役割を果たす、ということである。世界的傾向として、開発に関する議論で制度とガバナンス（統治）に重点が置かれるようになってきている。これらの議論では、公的機関の有効性と市場をうまく機能させ経済発展を推進するためのルールづくり、つまり、より公平で経済効果の高い商業活動を促すような規制制度や、商業契約を履行させることのできる法制度が焦点になってきた。

上述の課題は人間開発にとって重要である。制度が適正に機能しない場合、貧しく弱い立場の人々が最もそのしわ寄せを受ける傾向がある。しかし人間開発が所得の増大だけでは済まされないと同様に、人間開発に資するガバナンス（統治）も、効果的な公的機関の存在以上のものが求められる。また、グッドガバナンス（良い統治）が、人権と基本的な自由を守る公正かつ責任ある制度を育むことも重要である。裁判官がしっかりとした訓練を受けているかどうかということだけが問題なのではない。彼らが法の適正なプロセスを守り、人種や階層による差別をしないということも重要である。学校が建設されることはもちろんだが、貧困地区の生徒が裕福な地区の生徒と同じように、十分な教育環境と設備を与えられることも必要である。

人間開発と政治の関係は、比較的新しい分野であり、十分な調査研究を必要とする。現在のところ政治制度と経済的、社会的な人間開発の成果の関係は、まだ十分に理解されていない。本報告書では、人間開発の推進という観点からこの関係を探る。一国がすべての国民に対し



人間開発が所得の増大だけでは済まされないのと同様に、人間開発に資するガバナンスも、効果的な公的機関の存在以上のものが求められる。

て十分責任を果たすことのできるガバナンス（統治）の制度を持っているときにはじめて、そして、すべての人々が自らの生活を決定する議論や意思決定に参加できるときにはじめて、すべての人々の人間開発を推進することができる。これが本報告書の主張である。

**人間開発を推進するには、人々のための人々による民主的なガバナンスが、形式と内容の両面において確立される必要がある。**

民主的ガバナンスはそれ自体、価値のあることである。しかし民主的ガバナンスは、次の3つの理由により人間開発の前進に役立つのである。第1に、政治的自由を享受し、自らの生活を形成する意思決定に参加することは、基本的人権であり、基本的人権はそれ自体、人間開発の一部を成している。ブルネイ、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦では、女性の投票権はこれまで一度も認められたことがない。女性が所得を得ているにもかかわらず、選挙権がないということは、女性の人生の選択を著しく制限している。民主主義は、政治的、市民的自由、ならびに、政治参加の権利を保障する唯一の政治体制である。民主主義の原則は、それ自身が価値あるものである。

2番目の理由は、民主主義は飢饉や無秩序への後退などの経済的、政治的破局から人々を守るのに役立つということである。これは決して小さなことではない。事実、生死を分ける可能性もある。ノーベル賞を受賞したアマルティア・センは、選挙と報道の自由が、民主主義国家の政治家に対し、どれだけ飢饉を回避し得たかを示したと指摘している。

朝鮮民主主義人民共和国では1995年以降、全人口の10%に相当する推定200万

人が飢饉で亡くなった。中国でもやはり、1958年から61年にかけて3000万近い人々が飢饉で死亡した。ところがインドは、1947年に独立を果たして以来、1回も飢饉に見舞われたことがなく、深刻な凶作に直面してもなお、飢饉という事態には至らずに済んだ。1973年のマハラシュトラ州の干ばつで食糧生産は大打撃を被ったが、同州選出の政治家は500万人の雇用を創出する公共事業計画を打ち出し、飢饉を防ぐことができたのである。

民主主義はまた、政治の安定化にも貢献する。野党に政治的立場を表明する公の場を提供し、政権交代を可能にする。1950年から90年にかけて、民主体制下で暴動やテモ行進が頻発した。しかし、独裁国家のほうがこうした行動が政情不安につながるが多い。さらに、戦争は非民主的な体制下で発生率が高く、経済的コストもはるかに高くつく結果となっている。

第3の理由として、民主的ガバナンスは、開発の好循環を引き起こすことができる。これは、政治的自由が、社会的経済的機会の拡大につながる政策を求める力を人々に与え、開かれた議論によって、自らが属する社会の優先課題を決定するのを助けるからである。インドネシアからメキシコ、ポーランドに至るまで、民主化と開かれた政治をめざす潮流は、この種の好循環を生み出すのを助け、報道の自由と活発な市民組織の活動は政策決定と政策議論に参加する新しい機会を人々に提供してきた。

2つの際立った例が、市民参加による予算編成とジェンダー対応型予算編成である。ブラジルのポルトアレグレでは、市の予算編成に市民が参加した結果、人間開発の重要な優先課題に、支出を再配分することができた。この実験的試みの最初の7年間に、水道を利用できる世帯の割合は80%から98%へと上昇し、衛生

設備を利用できる人口の割合は、46%から85%へとほぼ倍増した。

ジェンダー対応型予算編成とは、国家・地方予算がジェンダー平等に与える影響を考慮して予算編成を行うもので、少なくとも40カ国がこれを試みてきた。南アフリカではこのような取り組みによって、議員は予算案を綿密に審査する訓練ができ、その結果、ジェンダーの視点に立った分析を政策文書に盛り込むことにつながったほか、公的支出の対象をより効果的に絞り込むことが可能となった。

**民主主義は自動的に人間開発につながるわけではない。少数のエリートが政治経済の意思決定を支配しているとき、民主主義と公平性の関係は崩れる可能性がある。**

近年、世界の人々は、政治的自由と社会的経済的機会を求めて、民主主義をめざし、民主主義を勝ち取ってきた。しかし多くの人々は今なお、民主的社会が実現されたと感じていない。1990年代には所得の不平等と貧困が中・東欧と独立国家共同体（CIS）諸国で、時にはかつてないほどの勢いで拡大した。そして民主主義が以前よりも広く行きわたったにもかかわらず、サハラ以南アフリカの貧困者数は増加し続けた。

民主政府が貧しい人々のニーズに対応しないとき、「市民的自由や政治的自由を制限することが、経済成長を加速し社会の発展と安定性を推進することになる」と主張する独裁的、大衆迎合主義的な指導者を国民が支持する傾向が強くなる。ラテンアメリカでは、著しい所得格差と貧困が、政治制度に対する人々の不信感を増大させ、独裁的支配と人権侵害の拡大に密接に結び付いている。

独裁的指導者は、素晴らしい成果を人々

に約束する。そして、民主主義を犠牲にしても経済成長と社会の発展を優先させなければならないと主張する。しかし、一方を抑えれば他方が良くなるといったトレードオフの関係を裏付ける証拠は存在しない。統計的調査によれば、独裁体制と民主体制のいずれも、経済成長の速度やその分配を決定する要因ではないことを示している。全世界でのさまざまな経験が、これを裏付けている。ラテンアメリカで最も安定している民主国家であるコスタリカは、1975年から2000年にかけて、同地域の1人当たりの年間所得平均伸び率0.7%を上回る1.1%を達成したうえ、所得、教育、保健医療の最も公平な分配を実現した。しかしブラジルでは、民主体制と、世界で最も顕著な経済的、社会的不平等とが共存している。独裁色の最も強いパラグアイは、ラテンアメリカ地域の1人当たり所得の平均伸び率を達成したものの、社会的、経済的機会の拡大には失敗してしまった。

**人々に力を与える民主主義を構築しなければならない。民主主義は輸入できない。**

多くの国において、民主主義を深化させるために一番必要なのは、民主的ガバナンスの中核となる制度や組織を構築することである。

- ・十分に機能する政党と利益団体をもつ、代表制度
- ・普通選挙権と自由で公正な選挙を保障する選挙制度
- ・独立の司法府（裁判所）および立法府（議会）を有し、三権分立に基づくチェック・アンド・バランス（相互牽制）システム
- ・政府や民間企業を監視することができ、これまでと異なる形での政治参加を實踐できる活動的な市民社会

一国がすべての国民に対して十分責任を果たすことのできるガバナンスの制度を持っているときに限り、そして、すべての人々が自らの生活を決定する議論や意思決定に参加できるときに限り、すべての人々の人間開発を推進することができる。



ある国が発展させようとする民主主義は、その国の歴史と状況に応じて決まってくる、つまり、各国は必然的に「異なる形で民主的」になる。

・自由で独立したメディア  
・軍隊、その他の治安部隊に対する有効な文氏統制（シビリアン・コントロール）

これらの制度や組織は、さまざまな形態をとる。ある国が発展させようとする民主主義は、その国の歴史と状況に応じて決まってくるため、各国は必然的に「異なる形で民主的」になるであろう。しかしいかなる国においても、民主主義は、1つの決定によって、あわただしく選挙を実施するだけでは十分ではない。民主主義は、民主的価値観とその文化を、社会のあらゆる部分にまで根付かせるための、より深い政治発展のプロセスを必要とするのである。このプロセスは決して完結することはない。

公平な社会的、経済的発展を実現しながら民主制度を構築することは、緊張関係を生じさせる。すべての人々に形式上の政治的公平性を付与することによって、政治的プロセスへの参加に対して同じような願望や能力を等しく生み出すわけではないし、結果を左右できる能力が同じように生み出されるわけでもない。資源と政治的力の不均衡はしばしば、1人1票の原則を覆し、民主制度の目的を打ち砕く。また、もしエリートが女性や少数民族や弱者を犠牲にして司法手続きや規制制度を支配するならば、その司法手続きや規制制度は弱体化する。

1つの決定的な問題は、政治に給ひカネである。カネが立候補者の当落や法案に対する賛否を不当に左右するとき、民主制度は根幹から崩壊する。米国では最近、選挙運動資金の改革と、2大政党に所属する指導的政治家とエンロンの間の政治献金疑惑について、論戦が繰り広げられた。この問題は、これまで長年続いてきた民主体制にとっても、またこれからの民主体制にとっても、重大な関心事項であることが示された。

2000年の米国大統領選挙において、候補者は選挙運動に3億4300万ドルを注ぎ込んだ。1980年の9200万ドルに比べて著しい増加である。政党からの支出を含めると、おそらく10億ドル以上が2000年の大統領選に費やされた計算である。2001年にマイケル・ブルームバーグは、ニューヨーク市長の座を得るために7400万ドルという記録的な資金を選挙運動に投入した。1票当たり換算して99ドルに相当する。一方、彼の対抗馬が選挙に使った額は1700万ドルであった。

選挙費用が高騰するにつれ、企業の利害が政治家に大きな影響を与えるというリスクも高まる。2000年の米国選挙において、労働組合から政治家に対して相当巨額な献金が行われたが、企業からの政治献金は、その労働組合の14倍、他の利益団体の16倍に当たる12億ドルであった。ヨーロッパ諸国の多くは企業の政治献金に対して米国以上に厳しい制限を設けているが、アメリカと同様の現象が起こっている国も多い。インドでは1996年の主要政党に対する政治献金の80%は大手企業からのものであった。

同時に、政党の衰退が世界各地で起こっている。フランス、イタリア、ノルウェー、米国において主要政党の議員は20年前に比べて半減し、中にはそれ以上減少したところもある。ラテンアメリカと中・東欧で最近行われた調査によれば、市民は政党よりも、テレビの力を信頼していることがわかった。

#### 人間開発に向けた好循環を起こすには、民主政治を推進する必要がある

民主政治を推進するということは、民主的な政治の中で人々がより効果的な役割を担えるようにするために、教育を通して能力を拡大することであり、また、民主的な制度がより良く人々を代表でき

るように市民社会組織、そしてインフォーマルな制度を育むことを意味する。

過去20年の間、人々が公の議論や活動に参加するために、さまざまな新しい方法が考案されてきた。政党、労働組合、その他、団体行動のための伝統的な手段に参加する人々の数は減少してきたものの、反対に非政府組織（NGO）や他の新しい市民社会組織を支持する人々が爆発的に増えている。1914年には国際的な活動を行うNGOの数は1033団体であったが、2000年には1万3000団体に増加した。このうち5分の1は1990年代に結成されたものである。大多数の途上国では、国内のNGOや非営利組織（NPO）が、これにまさる勢いで増加している。インドでは1996年に、非営利組織（NPO）の数が100万を超え、ブラジルでは21万に上った。

現在、70億ドル以上の援助が国際的なNGOを通じて途上国に流入しており、このことは、NGOの活動の範囲と性質が劇的に拡大していることを反映すると同時に、その拡大にも役立っている。NGOは開発プロジェクトに対し啓蒙、啓発活動を行い、開発プロジェクトに従事することに加え、現地の意思決定やモニタリングに対してより直接的な役割を果たしており、また、ガバナンスにおける新しい形の協力関係を育てている。森林管理評議会（Forest Stewardship Council）は持続可能な方法で伐採された木材の輸出を認定する目的で、環境保護団体、木材業界、林業従事者、先住民、地域グループが集まって結成された組織である。またブラジルのポルトアレグレをはじめさまざまな場所で、予算編成プロセスに市民社会組織との協議が組み込まれるようになってきている。英国では、これまで政府予算案の審議にウィメンズ・バジェット・グループ（Women's Budget Group）の参加を要請している。

ボランティア活動も盛んである。オランダではボランティアによる活動が44万5000人分のフルタイムの仕事に匹敵するとみられているが、これは金額にして136億ドルに相当する。韓国では390万人近くが4億5100万時間以上をボランティア活動に費やしており、その活動を金額に換算すると20億ドルを超える。ブラジルでは成人の少なくとも16%がボランティア活動に参加している。消費者運動も、一般の人々が政策論議に参加する方法の1つである。たとえば、児童労働によって生産されたじゅうたんの不買運動に参加したり、小規模なコーヒー栽培農家を助けるためにその製品を購入したりする。このような消費者の行動は企業に圧力をかけ、企業が社会的責任を全うするよう迫ることができる。

これらのさまざまな事例は、ガバナンスへの市民の参加を促し、より公平な成果を推進するうえで、非常に大きな可能性を秘めている。市民社会は全体として、民主制度を揺るがすのではなく、強化する方向に動く。

市民社会組織は、統治と説明責任の伝統的形態に容易に収まるものではない。伝統的形態に収まらないからこそ、市民社会組織が民主主義に対して価値を有するのである。しかし市民社会組織が民主的価値に反する動機から結成された場合や、反民主的戦術を用いる場合、こうした組織は市民的でありながら「反市民的」側面を持つ可能性もある。このような組織の台頭は、真に民主的な政治的取り組みが必要であることをわれわれに提起するものである。この問題を簡単に解決する方法はない。しかし多くの市民社会組織は、自らの行動について公に責任を負わなければならないと自覚している。エチオピアのある国内NGOは、効果的な自己規制を推進しようと、行動準則を採択した。この行動準則では透明性

過去20年の間、人々が公の議論や活動に参加するためのさまざまな新しい方法が考案されてきた。



メディアが多元性と独立性を確保するためには、国家の統制ばかりか企業や政治の圧力からも自由でなければならない。

と説明責任の重要性に加え、NGOはその活動によって影響を受ける人々の意見を真に代表する必要があることが強調されている。

自由で独立したメディアも、民主主義を支えるもう1つの重要な柱である。現在でもお言論の自由、結社の自由、情報を得る権利などの基本的な市民的自由に対する制限が世界中に残っている。たとえば、情報公開法を制定している国はほんのひと握りである。しかし多くの国で新たに報道の自由が認められ、新技術が普及するに伴い、メディアは公の議論を開始し、腐敗や権利乱用を告発するなどの行動を通じて、民主政治にいつそう貢献することが可能になりつつある。ガーナで2000年に行われた選挙結果の透明性が確保されたのは、多数の民間ラジオ局の努力に負うところが大きい。これらのラジオ局のおかげで、票の不正な操作が困難になり、発表された選挙結果の信頼性が高まった。

とりわけ途上国では、大多数の一般市民が10年前に比べてより多くの情報源を利用できるようになった。しかも、公表された情報のうち、国家の厳しい統制を受けているものは少なくなった。しかしメディアが多元性と独立性を確保するためには、国家の統制ばかりでなく企業や政治の圧力からも自由でなければならない。市場改革や経済統合によって国によるメディアの所有は減少したが、逆に民間所有メディアの集中化が進んだ。英国では4つの民間メディア・グループが日刊新聞の85%を所有しており、発行部数の3分の2を占めている。米国では6つの企業がメディアの大多数を支配している。

商業的、政治的圧力は常に市場における思想の自由な表現の場を歪めるものである。しかし企業や政治の過剰な影響力を抑える方法が、必ずしも国家による厳

重な規制を復活させることを意味するわけではない。メディアは自由でなければならないと同時に、責任を持たなければならない。高い職業意識と倫理基準にいつそう大きな比重が置かれている理由がここにある。ジャーナリストとメディアが自由であるのは、まず公衆のために奉仕する場合に限るのであり、政府や株主のために奉仕するのはその次である。一連のメカニズム、たとえば、ジャーナリストの訓練や意識改革、第三者組織を通しての自己規制、職業倫理規定、公的なオンブズマンの活用などによって、政府の統制に訴えることなくこれらの目標を達成することが可能になる。

**治安部隊に対する民主的コントロールを確立することは、もう1つの優先課題である。これを確立しなければ、個人の安全保障と平和を確保するどころか、治安部隊によって破壊される可能性がある。**

民主主義に対する幻滅が広がりつつあることだけが、世界の民主主義が直面している問題ではない。多くの国において、これよりさらに大きな障害となっているのが、軍隊、警察、諜報機関、さらには軍指導者、準軍事的組織、民間警備会社の絶大な力である。

20世紀後半には選挙によって生まれた46の政権が、独裁的権力によって力づくで転覆された。1989年以降、サハラ以南アフリカの13カ国、すなわちこの地域の4カ国に1カ国の割合で、国軍が直接、政治問題に介入した。一部の国、たとえばナイジェリアでは1993年に、またミャンマーでは1990年に、治安維持を口実に、軍指導者が選挙によって選ばれた政府から支配権を奪取し、民政移行に失敗した。その他、2000年から02年にかけてジンバブエなどにおいて、選挙で選ばれ

た政府が国防組織の一部を自らに資するために利用し、民主主義を衰退させ個人の安全を脅かした。これ以外の国でも、軍部が分裂したり民営化される事態が起こり、そのために国家が崩壊する危険性が、暴力的な独裁支配が復活する危険性と同じくらいに高くなっている。

国の秩序が崩壊すると、通常は、貧しい人々が真っ先に、しかも最大の被害を受ける。政府の下の軍隊による市民に対する暴力が、あまりにも日常茶飯に行われている。20世紀にさまざまな国の政府が殺害した人々は、約1億7000万人に上る。これは国家間の戦争で死亡した人の数をはるかに超える。

治安部隊の非民主的ガバナンスは、安全保障上の優先課題を歪めることにもなる。多くの政府は、警察組織を軍事化し、警察と軍隊の区別をあいまいにしたり、警察を極端な資金不足に追い込んでいる。有能で公正な国家警察を含め、治安部隊に対する民主的な文民統制が確立されなければ、政府は国民の安全保障を保障することができず、人間開発は大幅な後退を迫られる。

文民と治安部隊の関係は、長期間民主体制が定着している国においてすら、理想的な関係に至ることはめったにない。しかし南アフリカなどの新しい民主国家や、東欧の数カ国、さらに、以前は政変が頻発したラテンアメリカで見られるいくつかの有望な例は、前進が可能であることを示している。文民と治安部隊の関係を良いものにできれば、民主制度や民主政治を強化するうえでより大きく貢献できる。また民主国家間の戦争がめったに起こらないことを考えると、対外的な平和と安定を推進することにもなる。

戦争で疲弊した社会において、軍隊への統制力を再び取り戻すことは、進歩のための基本的条件である。さもなければ、和平構築への努力、特に分権化を推

め、政治への代表権を拡大しようとする動きは、常に覆される危険にさらされることになる。統制力の欠如はまた、無法状態をはびこらせ、暴力的な過激主義者がはびこる格好の条件を生み出す。1990年代のアフガニスタンやソマリアがまさしくその例である。

このような状況においてできても、解決策はあり得る。しかし事態を打開するためには、あらゆる勢力が参加する公正なプロセスを実行に移すことをめざして全力を尽くす政治指導者が必要である。特にかつての武装勢力を解体させ、元戦闘員の社会復帰を促し、人種的にパワンスのとれた専門的な治安部隊をつくるプロセスに懸命に取り組むとともに、真実究明委員会などの最近の新しい取り組みを含め、公正かつ恒久的な平和に投資することに、全力投球する政治指導者が必要である。多くの人々を広く巻き込んで和解のための政治的な場をつくり、女性や若者を含めた積極的な現地指導者を育成することは、国家の再建に欠かせない。平和と秩序を維持し人権侵害者の責任を追及し、暴力に訴えることなく根深い紛争を解決できる民主的な制度を構築するためには、時にはアフガニスタンや東ティモールの場合のように、大規模な国際的支援も必要な場合がある。

**グローバルな相互依存が強まるにつれ、グローバルな意思決定へのより多くの人々の参加と徹底した説明責任が必要になっている。**

人々の生活に影響を与え、為政者の責任を追及する政策決定に、人々が発言できる機会を与えることは、もはや単に一国の課題ではない。統合された世界においては、民主的原則はグローバルな側面を持つ。なぜなら、グローバルなルールとグローバルな行為主体（アクター）



統合された世界においては、民主的原則はグローバルな側面を持つ。なぜなら、グローバルなルールとグローバルな行為主体は、各国のルールや行為主体と同様に、人々の生活に影響を及ぼすからである。

は、各国のルールや行為主体と同様に、人々の生活に影響を及ぼすからである。

この新しい現実、先進国と途上国の両方に見られる最近の反グローバリズム運動に反映されている。これらの反対運動はさまざまな形態をとり、多様な動機によって推進されているが、国際的に活動する人々や組織が世界の最貧層の問題により包括的に真剣に対応すべきであるという要求で一致している。しかし、こうした抗議運動家だけが、貧困層の問題を緊急の課題とみなしているわけではない。

医療研究の不均衡に取り組むために、地球規模の保健医療基金が2001年に創設された。たとえばマラリアは、少なくとも年間100万人の死者を出しており、そのほとんどは最貧国に集中している。世界保健機関（WHO）は1950年代にこの疾病の撲滅をめざした。しかし過去10年間、マラリアへの研究調査や治療のための公的資金はほとんど調達できなかった。1992年には、世界中で発生している疾病の90%に対して割り当てられた支出は、全世界の医療研究費のわずか10%足らずであった。

国際貿易規制、特に反ダンピング法や非関税障壁も途上国の経済的利益に反するもので、先進国の保護主義を規制することに失敗している。平均して、途上国からの輸入品に対して先進国が課している関税は、平均して、他の先進国からの輸入品の4倍に上る。加えて、経済協力開発機構（OECD）の加盟諸国は、国内向けに農業補助金として1日約10億ドルを注ぎ込んでおり、これは途上国への政府開発援助（ODA）総額の6倍以上に達する。

より包括的で責任あるグローバル・ガバナンスを構築する努力は、2つの大きな課題に直面している。第1は多元性の拡大である。正規の国家機関以外のグル

ープがグローバルな意思決定に参加する場を拡大すること、特に民間企業の行動の変更を促すメカニズムの開発に、このようなグループを参加させることである。第2は、途上国により大きな役割を担わせることをめざして、国際機関における途上国の参加と責任の拡大を図ることである。

●グローバルな意思決定における多元性の拡大 市民社会運動は、一連の大規模キャンペーンを通じて地球規模での多元性を推進してきた。たとえば、ジュビリー2000債務救済キャンペーンは、1998年に英国のバーミンガムにおけるG8の指導者の周りに人間の鎖（ヒューマン・チェーン）をめぐらせた。この他にも、いくつかの戦術が劇的な効果を上げた。同様の積極的な運動によって、この他の問題も暴き出されている。たとえば、アフリカのグリラ活動に資金提供している「血塗られたダイヤモンド」や、世界貿易機関（WTO）の貿易関連知的所有権（TRIPS）に関する協定が貧困層から基本的な医薬品の入手手段を奪おうとする危険性などの問題である。

グローバルな政治における多元性の拡大は、政府とグローバルな市民社会組織の新しい形の協調によっても推進されてきた。おそらく最も成功を収めた例が1998年の国際刑事裁判所設立条約である。いくつかの主要国の反対にもかかわらず、世界中の数百に及ぶ人権擁護団体の支持を集めて、この条約は最近発効した。

多元性の拡大は、国際的な機構や制度にも浸透しつつある。世界ダム委員会や国際通貨基金（IMF）、あるいは世界銀行の国別貧困削減戦略に見られる新しい協議アプローチがその例である。また、企業の社会的責任に関して最近打ち出された国連のグローバルコンパクトもその

例である。

●国際機関における参加拡大と説明責任の強化 国を超えて手を結んだグローバル市民社会の出現は、国際レベルで民主主義を深化させる機会をつくり出した。しかしこの点で、既存の国際機関は改革が必要である。たとえば、国際機関の運営にあたって、途上国により強い発言権を与えるべきである。これらの国際機関が強大な、しかもますます拡大しつつある影響力を持っていることを踏まえると、国際機関はその政策や行動について、これまで以上に大きな責任が問われてしかるべきである。

世界貿易機関（WTO）を例にとってみよう。どの加盟国もWTO閣僚会議で議席と発言権を持っており、非常に民主的である。しかし実際の意思決定は、富裕な大国によって大きく左右されるコンセンサス（合意）方式で行われている。地球規模のさまざまな社会運動においても、途上国の参加は少なく、公平とはいえない。米国のシアトルで1999年に開催されたWTO閣僚会議に参加を許可されたNGO738団体のうち、87%は先進国の団体であった。

国際機関の非民主性は、WTO、IMF、世界銀行、国連安全保障理事会などの代表を人々が直接選出しないことが原因になって、避けがたいものになっている。グローバルな政治経済力の不均衡は、政府間レベルでも、代表制によらない意思決定を容易にしていると、多くの人々が主張している。この主張には、大きな説得力がある。特筆すべきは、IMFやWTOなどの機関に対する米国の影響力は、正式の投票権とはほとんど無関係で、むしろ米国のグローバルな地位と密接な関係がある、ということである。

国連の経済社会理事会や総会などの代

表制をとっている組織の場合は、逆に影響力が小さい。これは、おそらく偶然の一致ではない。力のある国、つまり国際機関の成功のカギを握っている国は、自国に最大の影響力を持たせてくれる組織に肩入れする傾向があるというのが現実である。そうした国は、WTOの「控え室」での会合であれ、IMF理事会であれ、自らの力に物を言わせる。途上国の代表を増やす努力をする際は、この基本的な現実を考慮に入れなければならない。

それでもなお国際機関の民主性を高める余地は大きい。これまで、国連安全保障理事会の拒否権をはじめ、IMFや世界銀行の指導者を選出する方法など、明らかに非民主的な方法を排除するために多くの提言が出されてきた。さまざまな委員会やシンクタンクや市民社会組織が、主要な国際金融機関の理事会が下した決定内容を公表したり、WTOの意思決定をより包括的かつ透明なものにするなどの方法で、透明性をさらに向上させるようにと勧告してきた。

近年ではIMF、世界銀行および国連が、より開かれた透明な組織になるために重要な取り組みを行ってきた。国連安保理などでも野心的な民主的改革案が提出されたものが、その実行は多くの場合、暗礁に乗り上げている。しかし、これらの組織に民主的な原則を行きわたらせようとする強い動きが依然としてある。特に最近では、以前にも増して多くの国際機関が、国内の政治、経済、社会政策に深くかかわるようになったからである。これらの機関が途上国の微妙な問題である統治改革により深く介入すればするほど、国際機関が開かれた責任ある組織へと変身する必要性は、ますます大きくなる。

こうした改革に対する伝統的な反論に、改革は円滑な意思決定を妨げ、機能

グローバルな政治における多元性の拡大は、政府とグローバルな市民社会組織の新しい形の協調によっても推進されてきた。



国内の関係当事者が疎外感を持っている限り、改革を推進しようとする国際的な努力は機能しない。

を停止させてしまうというものがある。しかしこのような議論に対しては、世界はこれまで以上に統合が進んでいるのだ、という現実を突きつけなければならない。目標が平和であれ、経済成長であれ、あるいは環境の持続可能性であれ、国内の関係当事者が疎外感を持っている限り、改革を推進しようとする国際的な努力は機能しない。国連やIMF、世界銀行、WTOといった国際機関は、当事者としての責任意識が重要であるという事実、世界のあちこちで直面している。途上国に広く浸透した疎外感と無力感が、途上国ばかりでなく先進国の経済成長と安全保障をも脅かしかねないということを、主要大国はますます強く認識することになるであろう。

● ● ●  
過去10年間に得た確固たる教訓は、国内の政治制度が、相互依存度の高まった世界が必要とする統治への取り組みに、遅いついていないということである。民主的統治の基盤を築こうと新しい民主主義が奮闘するにつれて、新しい勢力と制

度が人々の生活に強大な影響力を及ぼすようになる。そして新しいタイプの紛争が、国内ばかりでなく国家間でも急増している。

2001年9月11日の同時多発テロをきっかけに、国内や国際的な統治の課題に立ち向かうグローバルな結束力が喚起されることを、多くの人々が望んだ。そして、2002年3月の国連開発資金会議において援助の増額が約束されるなど、地球規模の団結に向けた勇気づけられる兆候がみえ始めている。しかし、同時テロとその余波が、グローバルな制度や組織をいっそう弱体化させるとともに、人権擁護の精神を衰退させ、社会および経済がばらばらに細分化していくことを助長する可能性も、等しく存在する。

行動を起こさなければならないのは明らかである。そして、行動にも増して求められているのが、世界各地で民主主義を育て、開発を推し進め、人間の自由の拡大をめざして行動しようとする意志の力である。

## 人間開発のバランスシート

### 世界全体の進展

### 世界の断片的状況

#### 民主主義と参加

- 1980年以来81カ国が民主化への目覚ましい進展を遂げ、33カ国が軍部支配から民主制へと移行した<sup>2</sup>。
- 全世界の約200カ国のうち、歴史始まって以来最も多い140カ国が複数政党による選挙制度をとっている<sup>3</sup>。
- 2000年には3万7000の国際NGOが登録され、1990年に比べ20%の増加したことになる。2150以上のNGOが国連経済社会理事会の協議資格を有し、1550のNGOは国連広報局と連携関係にある<sup>4</sup>。
- 125カ国、世界の全人口の62%が完全な報道の自由、または一部報道の自由を享受している<sup>5</sup>。
- 1970年から1996年にかけて、途上国の日刊新聞の発行部数は倍増し、1000人当たり29部から50部になった。また、テレビ台数は16倍に増えた<sup>6</sup>。
- 1990年以降、6つの主要な人権に関する国際協定を批准した国の数が著しく増加した。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) と市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) の批准は約90カ国から150カ国近くに増加した<sup>7</sup>。
- 女性が国会議員の30%以上を占める国が10カ国ある<sup>8</sup>。
- 国連安全保障理事会で、1996年から2001年の間で行使された拒否権はわずか6件であった。一方、1946年から1995年の間に行使されたのは243件ののぼり、10年当たり平均50件になる<sup>9</sup>。
- 81カ国の新たな民主主義国のうち、わずか47カ国だけが完全民主制をとっている。その他の多くの国は、民主化への移行が停滞しているか、独裁制や紛争状態へと逆戻りしてしまっている<sup>10</sup>。
- わずか82カ国、世界人口の57%が完全な民主主義を享受している<sup>11</sup>。
- 51カ国がILOの結社の自由条約を批准していない。また、39カ国が集団交渉条約を批准していない<sup>12</sup>。
- NGOは未だ国連安全保障理事会または国連総会の協議資格を持っていない。国連広報局と連携関係にある1550のNGOのうち開発途上国に本部があるのはわずか251団体である<sup>13</sup>。
- 61カ国、世界の全人口の38%には依然報道の自由がない<sup>14</sup>。
- 2001年には、37人のジャーナリストが職務中に死亡し、118が投獄され、600以上のジャーナリストや報道機関が身体的暴力または脅迫を受けた<sup>15</sup>。
- 106カ国では、重要な市民的、政治的自由を依然制限している<sup>16</sup>。
- 38カ国がICCPRを批准していないか署名していない。また41カ国がICESCRの批准をしていないか署名していない<sup>17</sup>。
- 世界中で、女性の国会議員はわずか14%である。また、国会議員に女性が1人もいない国が10カ国ある<sup>18</sup>。
- 世界貿易機関は1国1票の原則で運営されているが、ほとんどの重要決定事項は経済力のある主要国が「控え室」の会議で決定してしまう<sup>19</sup>。
- フランス、ドイツ、日本、ロシア、サウジアラビア、英国、米国の代表である理事達が世界銀行では投票権の46%を、IMFでは48%を占める<sup>20</sup>。

#### 経済的公正

- 全世界で極度の貧困に苦しむ人々の割合が、1990年の29%から1999年には23%に減少した<sup>21</sup>。
- 1990年代の間に極度の貧困が、東アジア・太平洋諸国では半減し、南アジアでは7%減少した<sup>22</sup>。
- 東アジア・太平洋諸国は、1990年代の1人当たり所得の年平均増加率は5.7%に達し、南アジアも3.3%に達した<sup>23</sup>。
- 今日5億人以上がインターネットを使用しているが、2005年までに10億人近くまで増加すると予想されている<sup>24</sup>。
- 世界の最富裕層5%は、世界の最貧困層5%の114倍の所得を得ている<sup>25</sup>。
- 1990年代にサハラ以南アフリカの極度の貧困者の数は、2億4200万人から3億人に増加した<sup>26</sup>。
- 中欧・東欧およびCIS諸国では、1990年代に1人当たり所得が毎年2.4%縮小し、サハラ以南アフリカでも毎年0.3%減少した<sup>27</sup>。
- この地域の半数以上の人々が住むサハラ以南アフリカの20カ国では、1990年より現在のほうが貧しくなっている。また、23カ国は、1975年より貧しくなってしまった<sup>28</sup>。
- インターネットを使用している人の72%は、高所得OECD諸国に住んでおり、世界人口の14%に当たる。そのうち1億6400万人は米国に住んでいる<sup>29</sup>。



## 人間開発のバランスシート

### 世界全体の進展

#### 保健医療と教育

- 1990年以降、8億人が改善された水道からの給水を利用できるようになった。また、7億5000万人が改善された衛生設備を使用できるようになった<sup>1)</sup>。
- 57カ国、世界人口の半分が、飢餓を半減させたか2015までに達成の見込みである<sup>2)</sup>。

- いくつかの途上国はHIV/エイズとの闘いに進展があった。ウガンダではHIV感染者の割合が1990年代初頭には14%であったが、1990年代終わりには8%近くまで減少した<sup>3)</sup>。

- 1970年から2000年にかけて、5歳未満の死亡率は世界全体で1000人当たり96人から56人に低下した<sup>4)</sup>。

- 世界全体で初等教育就学率が1990年の80%から1998年の84%へ上昇した<sup>5)</sup>。
- 世界人口の41%を占める51カ国が初等教育の完全普及を達成したか、達成する見込みである<sup>6)</sup>。

- 世界人口の60%以上を占める90カ国が初等教育で、また80カ国以上が中等教育でジェンダー平等を達成したか、2015までに達成する見込みである<sup>7)</sup>。

- サハラ以南アフリカの子どもの予防接種率が50%以下に落ち込んだ<sup>8)</sup>。
- 現在のペースでは、飢餓を撲滅するのに130年以上かかってしまうであろう<sup>9)</sup>。

- 2000年末までに、2200万人近くがエイズで死亡した。1300万人の子どもがエイズで母親あるいは両親を失った。また4000万人以上がHIV感染者である。そのうち、90%は途上国、75%はサハラ以南アフリカに住んでいる<sup>10)</sup>。

- 毎日、世界全体で3万人以上の子どもが予防可能な病気で死亡している<sup>11)</sup>。
- 乳児殺し、放置、女児の墮胎がなければ生存していたと思われる「失われた」女性が世界中に1億人いる<sup>12)</sup>。
- 毎年、50万人以上の女性が、妊娠と出産が原因で死亡している<sup>13)</sup>。

- 就学年齢にある1億1300万人の子どもが学校に行っていない。そのうち97%は開発途上国に住んでいる<sup>14)</sup>。
- 世界人口の39%を占める93カ国で初等教育就学率の動向を示すデータがない<sup>15)</sup>。

- 初等教育を受けていない子どもの60%は女性である<sup>16)</sup>。
- 世界の推計成人非識字者8億5400万人のうち、5億4400万人は女性である<sup>17)</sup>。

#### 平和と個人の安全保障

- 1990年以降、38件の平和維持活動が行われた。一方1946年から89年にかけては、わずか16件であった<sup>18)</sup>。
- 国際犯罪裁判所は2002年4月に60カ国が批准したことをうけ、人道に反する犯罪を裁くための常設機構を確立した。

- 欧州およびアフリカで大量虐殺が起こり、ボスニアで1992年から95年に20万人が、ルワンダで1994年に50万人が殺された<sup>19)</sup>。
- 新しい形の国際テロリズムが起こり、80カ国以上の異なる国の出身者3000人が2001年9月11日のニューヨーク市世界貿易センターのテロの犠牲者となった<sup>20)</sup>。

- 1990年代、国家間の紛争による死者が大幅に減少し、1980年代には約3倍の死者が発生していたが、10年間で22万人にまで減った<sup>21)</sup>。

- 1990年代には国内紛争で360万人近くが死亡した<sup>22)</sup>。
- 1990年代に難民と国内避難民の数が50%増加した<sup>23)</sup>。
- 戦争による民間人の犠牲者の半数は子どもだった<sup>24)</sup>。また、世界中で推計30万人の児童兵士がいる<sup>25)</sup>。

- 90カ国の約1400の市民社会組織からの圧力を反映して、1997年地雷廃絶条約が123カ国によって批准された<sup>26)</sup>。

- 中国、ロシア、米国などの大国が地雷廃絶条約の署名をしていない。
- 90カ国が依然深刻な地雷および不発弾の被害に苦しんでおり、年間1万5000人から2万人の犠牲者が出ている<sup>27)</sup>。

注：本表の注は、本書の後注を参照のこと。



## 第1章

# 人間開発の現状と進捗状況

人間開発とは、人間のことを扱っており、自らが大切だと思ふような生活を送れるように人々の選択肢を拡げることである。経済成長、国際貿易と投資の増大、技術進歩のいずれも、非常に重要である。しかし、これらは手段ではあっても目的ではない。21世紀にこれらが人間開発に貢献するかどうかは、人々の選択肢を拡大できるかどうか、人間が潜在能力を最大限に発揮し、生産的で創造的な生活を営める環境を創出することに役立つかどうかにかかっている。

人間の選択肢を拡げるうえできわめて重要なのは、人間の潜在能力、すなわち人間ができること、あるいはなることができものの範囲を増大していくことである。人間開発のために必要な最も基本的な能力とは、健康で長生きをすること、教育を受けること、人間らしい生活水準を享受するために必要な資源を利用できること、そして地域社会の活動に参加できること、である。さらに、本報告書が強調するように、人間の尊厳を保証するためには、人々が、自分たちに適用される規則や制度を策定し、それらを管理する自由を有し、実際にそのようにできることが必要である。貧しいために子どもを学校に通わせることができず、野良仕事をさせざるを得ない者には、人間開発という観点からは欠けているところがある。同様に、裕福な教養ある女性であっても、女性であるために選挙権を持たなければ、人間開発が十分とは言えない。

い。

今日のようにグローバルな統合化が進むという新時代に、人間開発は前進しているのだろうか。一部の分野では、はっきりとした進展が見られた。極度の貧困のもとで生活している人々が世界の人口に占める割合は、1990年の29%から1999年には23%へと、緩やかではあるが着実に減少している<sup>1)</sup>。初等教育就学率も、全世界で、1990年の80%から1998年には84%へと上昇した<sup>2)</sup>。1990年以降、8億人が改善された水道を利用できるようになり、7億5000万人が改善された衛生設備を利用できるようになった<sup>3)</sup>。政治的および市民的権利についても大きな改善が見られた。1980年以降、33の軍事政権が文民政府へと交代するなど<sup>4)</sup>、81カ国が民主化に向けて大幅な前進を遂げた<sup>5)</sup>。

しかし、グローバル化を続ける世界において国家間、および、人々の結びつきが増すにつれて、お互いの間の格差がいつそう歴然としてきた。今日日本で生まれた女児が22世紀を目の当たりにする確率は50%あるだろうか<sup>6)</sup>。その一方で、アフガニスタンの新生児の4人に1人は5歳になる前に死んでしまう可能性が高い。また、世界人口のうち最富裕層5%は、最貧困層5%の114倍の所得を得ている<sup>7)</sup>。毎日、世界各地で3万人を超える子どもたちが予防可能な疾病で死亡し<sup>8)</sup>、1万4000人近くがHIV/エイズに感染している<sup>9)</sup>。ボツワナでは、成人人口

多くの国が民主化に向けた最初のステップを強固にし、深めることができず、民主化の拡がりは頓挫したかに見える。



人命の神聖さ

21世紀における国連の使命は、人種や宗教にかかわらず、あらゆる人命の神聖さと尊厳に対する新しくより深い認識にもとづいたものになるであろうと、私は信じている。そのためには、国家の枠組みを超え、民族や地域社会の内側にも目を向ける必要がある。私たちは、国家や国民にその国特有の豊かさとその国らしさを与えている男女1人ひとりの状況を改善することに、今まで以上に力を傾けなければならない。

ジェノサイド（集団殺害）は、1人の人間を、その人物が何かをしたからではなく、誰であるかによって殺害することから始まる。「民族浄化」は、1人の隣人が別の隣人を攻撃することから始まる。貧困は、子どもが、たとえ1人であろうとも、教育を受ける基本的権利を拒絶されたときに始まる。1つの生命の尊厳を守れないことが発端となって、民

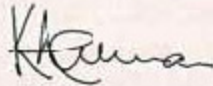
族全体の惨事になってしまうことがあまりに多い。

この新世紀に、私たちは、平和は各国家や各民族だけの問題ではなく、それらの地域社会で暮らすメンバー1人ひとりのものであると理解することから始めなければならない。もはや国家の主権を盾にして、人権を著しく侵害することはできない。困窮しているすべての人間の日常生活の中に、平和を実現し、具現化させなければならない。私たちは何にもまして、平和を追求しなければならない。なぜなら、平和は1人ひとりの人間が尊厳を持ち、安全が保障された人生を生きるために必要だからである。

20世紀の教訓の1つは、個人の尊厳が踏みにじられたり脅かされたりした場合、つまり、市民が自らの政府を選出し、あるいは定期的に交代させる基本的権利を持たない場合に

は、紛争が頻繁に起こり、罪のない一般市民が命を奪われ、地域社会が破壊されるということである。

民主主義を妨げる障害物として、文化や宗教はほとんど関係がない。権力を持つ者の、何としてでもその地位を固守しようとする欲望が問題なのである。この現象は、新しいものでも、世界の特定の地域に限定されるものでもない。文化を問わず、人々は選択の自由を尊重し、自分の生活に影響を及ぼす決定において発言する必要性を感じている。



コフィ・アナン  
国連事務総長

の3分の1を超える人々が、スワジランドとジンバブエでは4分の1を超える人々が、この病気に感染している。さらに、結核予防が改善されないならば、2020年までに10億人が結核に感染し、3500万人が死亡するであろう<sup>10</sup>。

サハラ以南アフリカでは、実際には、近年人間開発が後退し、同地域の貧しい人々の生活はさらに悪化し続けている。1日1ドルで生活している人の割合は、1990年代の初めと終わりの時点においてほぼ変化がなく、47%であった<sup>11</sup>。したがって、人口増加により、同地域の貧困者の数は増加したことになる。また、世界の大部分で主な疾病の予防接種を受けた子どもの割合が増加したが、サハラ以南アフリカでは予防接種率が1990年以降、50%を割るレベルにまで低下し

た<sup>12</sup>。政治的自由に関する世界の進捗も同様ではなかった。多くの国が民主化に向けた最初のステップを強固にし、深めることができず、また、独裁制に逆戻りをしている国もあるなど、民主化の拡がりは頓挫したかに見える。世界人口の42%が暮らすおよそ73カ国では、いまだに自由で公正な選挙が行われておらず<sup>13</sup>、市民的、政治的自由の多くを制限している政府は106に上る<sup>14</sup>。さらに、紛争が何百万もの生命を奪い続けている。1990年以降、内戦および民族間の暴力による死者数は360万人に達し、これは、国家間の戦争による死亡者の16倍を上回っている<sup>15</sup>。

以上のような世界中の不正義の代償は、すべての国が負担すべきものなのだとい

う認識が高まりつつある。また、世界の潜在能力と現実の隔たりを縮め、世界的な人間開発を根本的な意味において前進させる行動の必要性がいっそう広く認められるようになってきている（国連事務総長コフィ・アナンの特別寄稿参照）。

人間開発に向けた諸国の前進を多くの側面から調査するにあたり、本章では、今後数年の間に変化していくべき方向と、どの程度変化する必要があるのか、に焦点を当てている。最初に、この報告書の主題でもある、政治参加と民主主義の国際的動向を検証する。次に、開発状況を数多くの側面にわたって監視するために、国際社会が設定したミレニアム開発目標について考察する。多くの国が目標を達成する見込みがある一方で、停滞し、目標を達成できそうにない国も数多くあることを示しながら、目標達成に向けた進捗状況を評価する。

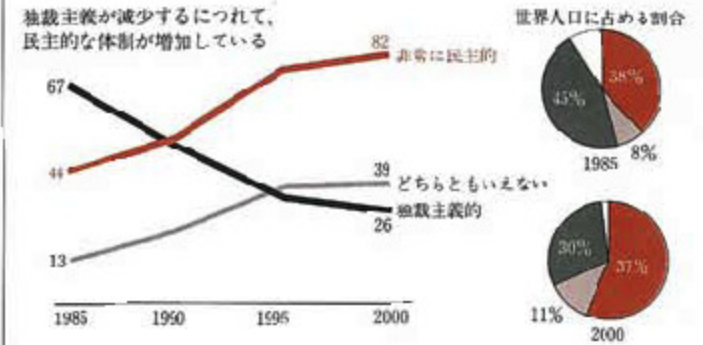
全世界の政治参加と民主主義の動向

私たちは、民主主義を促進し、法の支配ならびに国際的に認められた人権および基本的自由の尊重を強化するため、いかなる努力も惜しまない。

—ミレニアム宣言

政治参加と自由は、人間開発の基礎を成すものである。現在、複数政党による選挙を行なっている国が140カ国あり、世界にはかつてないほど多くの民主国家が存在するとともに、政治参加が実現している（表1.1）。2000年に、形式的に民主主義の構成要素のすべて、または一部を有していた国の数は、データの存在する147カ国のうち121カ国であり、それは、世界人口の68%を占める（図1.1）<sup>16</sup>。この数は、1980年には、世界人口の46%に相当するわずか54カ国に過ぎなかった。1980年以降、81カ国がめざましい民主化を遂げた一方で、6カ国が後

図1.1  
世界は、より民主的になりつつある  
民主的または独裁的国の数



出典：Pclity IV 2002

表1.1  
大部分の人々は、現在（1999年）、複数政党による選挙で投票することができる

地域または国家グループ	複数政党選挙制度のある国数 (データのある国)	複数政党選挙制度のある国の人口 (10万人)	複数政党選挙制度のある国に住んでいる人口の地域全体に占める割合 (%)
ナハラ以南アフリカ	29 (42)	464	77.2
アラブ諸国	4 (17)	115	48.5
東アジア・太平洋諸国	9 (16)	401	22.0
南アジア	4 (8)	1,170	85.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	25 (26)	458	94.9
中・東欧・CIS諸国	21 (25)	350	88.0
OECD諸国	30 (30)	1,120	100.0
人間開発低位国	23 (36)	527	64.4
全世界	140 (189)	3,923	65.8

注：人間開発低位国は、それぞれの地域グループにも含まれる。全世界合計に含まれるいくつかの国はいずれの地域グループにも含まれていないので、地域データの合計は全世界の総計に一致しない。

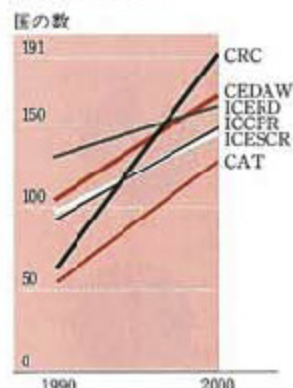
出典：Alvarez and others 2000にもとづき人間開発報告書事務局が算出

退した<sup>17</sup>。多くの独裁政権が人々に対してより良く説明責任を持つ政府に取って代わられたことは、人間開発にとっての真の成果である。しかし、真の民主化には、民主的制度の強化、民主的慣行の強化に加えて、民主的価値および規範を社会の隅々まで浸透させることが必要である（第2章および第3章参照）。

多くの国で独裁政権が崩壊したことから、20世紀最後の20年間は民主化の「第

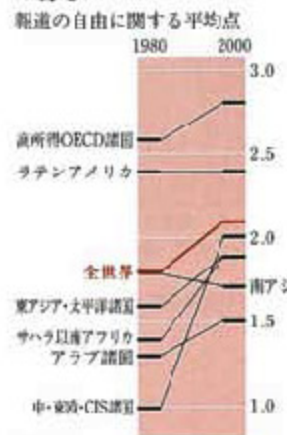


図1.2  
人権条約の批准



出典：国連人権高等弁務官事務所 2002にもとづき人間開発報告書事務局が算出。  
注：CRC：子どもの権利条約  
CEDAW：女性差別撤廃条約  
ICERD：人種差別撤廃国際条約  
ICCPR：市民的及び政治的権利に関する国際規約  
ICESCR：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約  
CAT：拷問禁止条約

図1.3  
報道は、より自由になりつつある



出典：Freedom House 2000にもとづき人間開発報告書事務局が算出

3の波」と呼ばれてきた<sup>18</sup>。歴史上の他の解放運動と同じく、これらの民主革命も民衆の手により推進された。1980年代、ラテンアメリカにおける、軍事独裁政権の行き過ぎた行為に反対する圧力が強まり、その結果、ニクアドルとベレーをはじめとして、次々に独裁政権が崩壊した。中欧および東欧ならびに現在の独立国家共同体 (CIS) では、1989年のベルリンの壁崩壊が転機となった。アフリカでは、1980年代から90年代を通して抵抗運動が高まりを見せ、1991年のマリ、ムサ・トラオレや1994年のマラウイのカムズ・バンドをはじめ、長期間にわたり君臨した独裁者の多くが打倒された。フィリピンでは、1986年にピーブルズ・パワーがフェルディナンド・マルコスを退陣に追い込んだ。

韓国やタイの民政移管やネパールの選挙制導入のように、一部の国における民主制への移行はそれほど劇的でなかった。おそらく最も印象的であったのは、1994年の南アフリカにおける完全な民主主義の到来であろうが、これは長年に及ぶ話し合いの結果だった。アラブ諸国では、民主化に際して争乱が起きたのは数件だけで、民主化に向けた改革は比較的小さかった。一方、ヨルダンやモロッコといった君主制国家では、人々が地域社会の政治活動に参加できる機会が増大したほか、チェルノブイリでも政治参加の拡大のための措置がとられた。それでもなお、同地域の民主化の速度は世界の他の地域より遅く、複数政党による選挙の制度がある国は17カ国中わずか4カ国に過ぎない<sup>19</sup>。

独裁制から民主制への世界的な移行は、ガバナンス (統治) のさまざまな指標にも現れている (付属資料1.1「ガバナンスを評価する」を参照)。Polity IVの民主主義指標によると、独裁国家の数は、1980年の約70カ国から2000年の30カ

国弱へと減少した<sup>20</sup>。一方、同時期に民主政権の数は41カ国から82カ国へと倍増した。民主国家の数の急増の背景には、ソビエト連邦の崩壊がある。総体的に見て、旧ソビエト連邦とその他の東欧諸国は、より民主的になった。

一般的な指標は、政治的移行の複雑さをとらえてはいない。民主化への試みの大部分は、大小さまざまな前進や後退を伴い、一様ではない。たとえばベレーの場合、12年間の軍部支配の後、1980年に民主制に移行した。しかし、アルベルト・フジモリ大統領政権が独裁色を強めるにつれて、状況は徐々に悪化した。国際監視団の撤退に至った不正行為にもかかわらず、フジモリは2000年の選挙の勝利者であると宣言された。しかし、政治スキャンダルに対する民衆の怒りが、ついには彼を国外逃亡に追い込み、2001年の選挙の結果アレハンドロ・トードが大統領に選出された。

長期的な傾向および最近の動向はめざましいものの、1990年代後半にサハラ以南アフリカと南アジアにおいて、民主化を示す数値がわずかに下がったことは、民主化の「第3の波」が失速したように見える事実を反映している。民主化への道を歩み始めた81カ国のうち、完全な民主主義国と見なされているのは47カ国に過ぎない<sup>21</sup>。コンゴ民主共和国やシエラレオネをはじめとしたその他多くの国は、いずれの方向にも進んでいないか、独裁制または紛争へと逆戻りした。この傾向は、サハラ以南アフリカと中央アジアにおいてとりわけ顕著である。また、ベラルーシ、カメルーン、トーゴ、ウズベキスタンなどの単独政党国家でも選挙が行われるようになったが、結局のところ、限られた範囲でしか政党活動は認められなかった。これらの「限定された」民主制を有する大部分の国では、市民が政府を信頼しておらず、政治に不満を抱

き、正式な選挙が行われているにもかかわらず、優力な単一の政党や団体によって国が支配されており、政治参加はうわべだけであるという問題を抱えている<sup>22</sup>。

#### 参加と政治的自由を保障するための広範な措置

民主的な政治参加のためには、選挙によって政府を選出するだけでは不十分である。真の民主政治には、効果的な参加の機会を提供する市民的および政治的権利が必要である。1990年以降、6つの主要な人権条約および人権規約の批准国が増加した (図1.2) ことは、全世界で人権がより重視されるようになったことを示している。人々の幸福を保障し、人間的で差別のない社会を確保するために、また、一般市民が積極的に行動し、関与できるようにするためには、人権擁護がきわめて重要である。市民的及び政治的権利に関する国際規約が言及しており、結社と集会の自由、表現の自由、および宗教の自由は、政治参加の基本である。

民主主義の創出と強化にとって、自由で活発なメディアはとりわけ重要である。フリーダム・ハウスの報道の自由指数は、世界各地の自由度の水準と動向を示すものだが、それによると報道の自由も向上してきていることを示している (図1.3)。

市民的および政治的権利に加えて、平等に参加する機会も、民主政治にとってきわめて重要である。しかし、世界中で、女性は、国内政治において政党に代表されておらず、国会議員のわずか14%が女性であるに過ぎない。これは先進国でも途上国でもほとんど変わりがない。フランス、日本、米国をはじめとする大半の先進国では、全国議員に占める女性の割合は10~20%となっている<sup>23</sup>。一

方、世界中のよい意味での例外にも、途上国と先進国の両方が含まれている (図1.4)。とりわけ北欧諸国が進んでいるが、アルゼンチン、モザンビーク、南アフリカにおいても女性議員の割合は約30%に上る。これに対し、アラブ諸国の多くは女性議員数がゼロである。

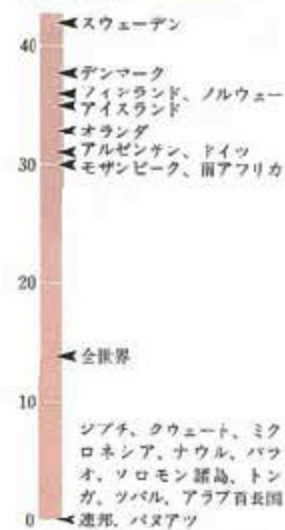
#### 国内紛争の拡散

民主体制への移行の行き詰まりは、民主国家の脆弱性を表すものである。紛争の拡散、特に国内紛争の拡散は、国家の脆弱性を端的に表すものである (図1.5)。今日、国内紛争の数は国家間の戦争を大幅に上回っている。1990年以降、22万人が国家間の戦争で死亡したと推定されているが、これに対して、360万人近くが国内の戦火により命を落としている<sup>24</sup>。

特に心が痛むのは、兵士ではなく、一般市民がますます紛争の犠牲者になっているという事実である。冷戦後の紛争による死傷者のうち、一般市民の占める割合は90%を上回っている<sup>25</sup>。そればかりでなく、国内紛争の場合、戦闘に小型の武器が使用されることが多く、戦闘員は、無防備な人々が最大の影響を受けるような戦術を用いている。戦争による一般市民の全犠牲者の半数を子どもが占めており<sup>26</sup>、シエラレオネやスーダンをはじめとした世界各地に、30万人の児童兵士が存在すると推定されている<sup>27</sup>。

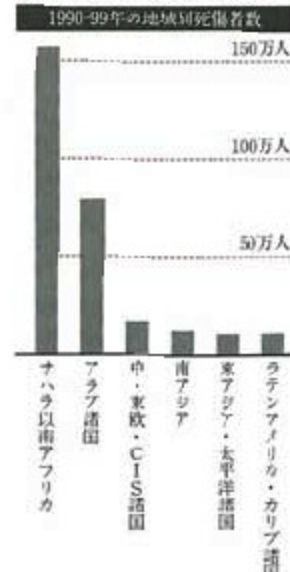
この他、乳児死亡率や就学率などの人間開発を示す指標を見るとわかるように、内戦は経済成長や食糧生産にも深刻な影響を与える<sup>28</sup>。こうした人間開発を示す指標が最低位の10カ国のうち7カ国は、近年、大規模な内戦に苦しんだ国々である。モザンビークの16年間に及ぶ内戦では、学校の40%以上が破壊されたか、閉鎖に追い込まれた。保健所も40%が破壊された。産業も大きな損害を受

図1.4  
女性の参加は至る所で遅れている  
女性の国会議席数の割合 (%: 2000年)



出典：IPU 2002cと本書指標表23

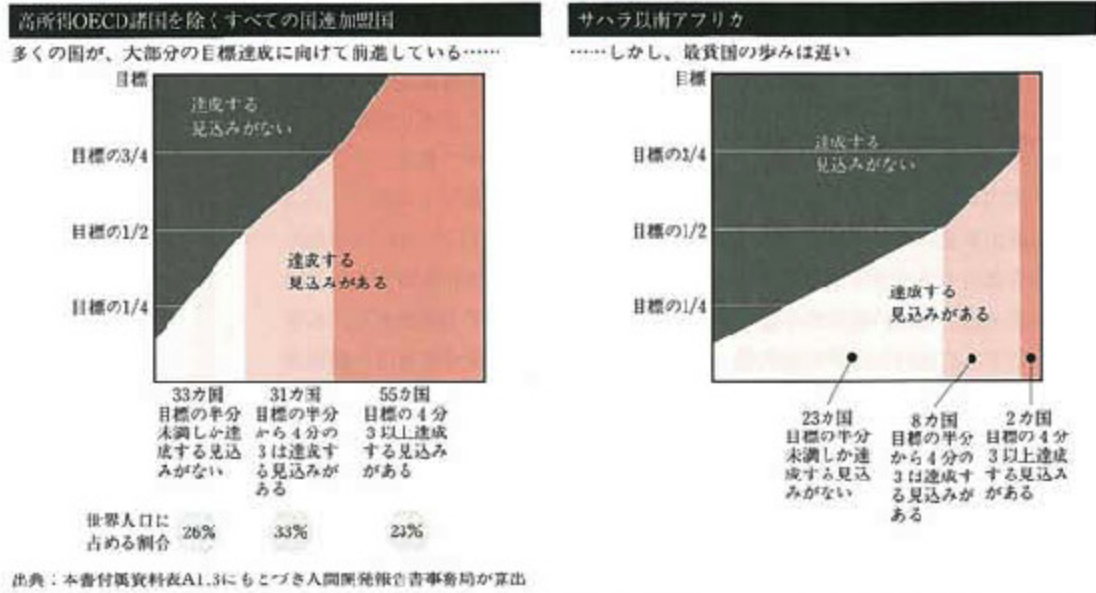
図1.5  
紛争で最も苦しんでいるのは最も貧しい人々である



出典：Marshall 2000にもとづき人間開発報告書事務局が算出



図1.6  
ミレニアム開発目標達成に向けて前進している国々



け、内戦終結後の生産力は紛争前のレベルのわずか20-40%であった。その経済的損失は、同国の紛争前のGDPの数倍にも当たる150億ドルに達すると推定されている<sup>29</sup>。

国家間の戦争も内戦も、大量の難民の流出と避難民を生み出す。2000年末の時点で、難民の数は1200万人を上回り、国内避難民の数は630万人に上り、帰還民、庇護申請者、その他の国連難民高等弁務官事務所の援助対象者の数はおよそ400万人である<sup>30</sup>。これらの総数は、1990年の総数の50%増である<sup>31</sup>。難民と国内避難民の増加は、今日の武力紛争が一段と激しいものであることを示している。

#### ミレニアム開発目標：誓約と見通し

2000年の国連総会において、各国元首および政府首脳は、世界中に存在する人間開発の著しい不平等を考慮し、「グローバルなレベルにおける人間の尊厳、平等および衡平の原則を支持する共同の責

任」を認めた<sup>32</sup>。彼らは、自由、民主主義、人権を支持すると宣言しただけでなく、2015年までに達成すべき開発と貧困撲滅のための8項目からなる目標を設定した。

- ・極度の貧困と飢餓を根絶する。
- ・初等教育の完全普及を達成する。
- ・ジェンダー平等を推進し、女性に力を与える。
- ・乳幼児死亡率を削減する。
- ・妊産婦の健康を向上させる。
- ・HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病と闘う。
- ・持続可能な環境を確保する。
- ・開発のための国際的な協力関係を発展させる<sup>33</sup>。

ミレニアム開発目標の大半には、国際社会が設定した基準に向けての進み具合を評価するための数値目標や測定可能な目標が設けられている。本報告書は、目標を達成した国、達成する見込みのある国、停滞している国、目標からはるかに遅れている国、後退している国、に分類

することによって、最近の開発動向がそのまま継続した場合に、各国が2015年までに目標をどの程度達成できるかを評価している(付属資料表1とテクニカルノート参照)。分析に際しては、今後10年間の動向が過去10年間の動向と同じであることを前提にしている。各国がこの予想を下回るか上回るかは、現在から2015年に至る間の各国の行動に加え、国際社会の行動にかかっている。

進展の見られた国は多い(特別資料1.1)。しかし、目標を達成できそうな国も世界に多数あり、それらは概して最貧国である。世界人口の23%が暮らす56カ国が少なくとも目標の4分の3を達成できそうな一方で、世界人口の26%が暮らす33カ国では、目標の半分も超えられそうにない(図1.6)。特にサハラ以南アフリカでは、目標を達成できそうにない国が23カ国あるうえに、評価するために必要となる十分なデータがそろっていない国がさらに11カ国あることから(データがないということ自体が、これらの国が一段と遅れている可能性があることを示している)、特段努力が必要とされよう。以上から計算すると、目標の少なくとも半分を達成できそうなサハラ以南アフリカ諸国はわずか10カ国しかない。

データがないことから、所得貧困を半減するという目標の進捗状況进行评估することは困難となっている。しかし、平均所得の増加が緩やかなことから、目標達成のために苦闘しなければならない国が多数あることがわかる。楽観的に見積もっても、1人当たりGDPが年に3.7%成長することが必要である。しかし、1990年代にそのレベルの成長率を達成した国は、わずか24カ国に過ぎなかった(図1.7)<sup>34</sup>。このグループには、最も人口の多い中国とインドが含まれる。一方、世界人口の40%が暮らす約130カ国では、それほど速いペースでは所得が伸びてお

らず、このうち52カ国では、実際には1990年代にマイナス成長を記録した。さらに、最も貧しい国々では成長はほとんど望めない。すなわち、サハラ以南諸国44カ国のうち、地域人口の93%が暮らす40カ国の成長はあまりに緩慢であった。これらの40カ国の半数が1990年より貧しくなったが、そこには同地域の人口の半数を超える人々が生活している。また、世界の最貧国20カ国のうちの11カ国がこれらの国々である。

国によって目標の達成度に違いがある。すべての子どもに対する初等教育の普及と、教育におけるジェンダー平等の目標をすでに達成したか、達成する見込みのある開発途上国は多い。教育が開発の非常に多くの他の領域にとって重要な要素であることを考えると、これは他の目標に向かっての前進を加速させる良い兆しといえる。この他、多くの途上国は飢餓の根絶と、環境目標の1つである上水道の改善をすでに達成したか、達成できそうである。その一方で、2015年までに飢餓を半減する見込みのない国の数は40カ国を超え、そこには世界人口の28%が生活している。さらに、世界人口の32%が暮らす25カ国では、改善された水源を利用できない人々の割合を半減できないかもしれない。しかしながら、何にもまして切実な問題は乳幼児死亡率である。この目標を達成できそうにない国の数は85カ国に上るが、そこで暮らす人々の数は世界人口の60%を超える(特別資料1.1参照)。

判定できないような目標は、達成することも、失敗することもできない。その際、最も注意すべき事実は、データの欠如である。貧困、HIV/エイズ、妊産婦死亡率の目標は、現在存在する国際的データを用いて、直接判定することはできない。判定できる目標の場合でさえ、データに多くの欠陥が見られる。さらに問

図1.7  
貧困から抜け出すことができない

1人当たりGDP成長率別の国数  
(平均年成長率：1990-2000年)

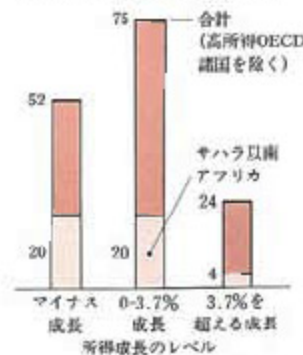




表1.2  
世界中で、1日1ドル未満で生活している人々の数は、1990年代にほとんど変わらなかった

地域	割合 (%)		人数 (100万)	
	1990	1999	1990	1999
サハラ以南アフリカ	47.7	46.7	242	300
東アジア・太平洋諸国 中国を除く	27.6	14.2	452	260
南アジア	18.5	7.9	92	46
ラテンアメリカ・カリブ諸国	44.0	36.9	495	490
東欧・中央アジア	16.8	15.1	74	77
中東・北アフリカ	1.6	3.6	7	17
合計	2.4	2.3	6	7
中国を除く	29.0	22.7	1,276	1,151
	28.1	24.5	916	936

注：1日1ドルは1993年の購買力平価（PPP）で、1.08ドルである。  
出典：World Bank 2002c

題を複雑にしているのは、データの無い国が最も成績の悪い国である可能性があり、そのため、目標に向かって前進している国の割合が実際より多いような印象を与えていることである。

#### 目標1—極度の貧困と飢餓を根絶する

##### ターゲット1a：1日1ドル未満で生活している人々の割合を半減する

1999年に、1日2ドル未満で生活していた人の数は28億人に上り、そのうち12億人は1日1ドル未満のぎりぎりの生活でかろうじて生きていた（表1.2）。1990年代には、極端に貧しい人々の数はほんのわずかな下りだけだった。しかし、人口が増加したことにより、世界の極度の貧困生活を送っている人の割合は、1990年の29%から1999年には23%へと減少した。

極度の貧困のもとで暮らす人々の割合が減少したことは希望を与えるが、その割合は依然高く、憂慮される。さらに、世界で最も貧しい地域であるサハラ以南アフリカにおいて、貧困削減が進展していないことは、きわめて懸念すべきことである。

**1人当たり所得** 1国の所得貧困率は、1人当たり所得および所得の分配によって決定される。貧しい人々が、自国

の1人当たり平均所得の増加から恩恵を受けるといふ保証はないものの、概して、全体の伸びによって貧困層の所得は増加する<sup>31</sup>。

1970年代半ば以降、1人当たり所得の伸び率には、地域によって著しい差が見られた（BOX 1.1）。東アジアと太平洋諸国がめざましく貧困を削減できたのは、主に1975年から2000年の間に1人当たりGDPが4倍に伸びたからであった。一方、サハラ以南アフリカは、1990年に比べて5%貧しい状態で20世紀を終えた。

サハラ以南アフリカ以外に、1990年代に1人当たり所得の減少に苦しんだ唯一の地域は、中・東欧およびCIS諸国だった。同地域では成長を取り戻しつつあるが、多くの国では依然として所得が過去の所得をはるかに下回っている（図1.8）。

**国内の所得不平等** 貧困削減にどれだけの成長が必要かは、1国の不平等の程度に左右される。つまり、所得分配が不平等であればあるほど、貧しい人々が受益から享受する恩恵は少ない。国内の不平等に関する動向調査には、信頼性の置ける、比較可能なデータがないという問題がある（BOX 1.1参照）。だが、限ら

### BOX 1.1 世界の不平等—見苦しい状況、不明瞭な動向

世界は見苦しいほど不平等である。しかし、過去数十年の動向は不明瞭である。国や地域によって経済実績にはばらつきがある。このことは、地域間で不平等が拡大したところもあれば、縮小したところもあることを意味している。1975年から2000年にかけて、東アジアおよび太平洋諸国では、めざましい成長により1人当たり所得が、購買力平価（PPP）による測定値で、OECD諸国の1人当たり平均所得の約14分の1から6分の1強へと増加した。同時期に、サハラ以南アフリカでは、その逆の状況により、1人当たり所得がOECD諸国の6分の1からわずかに14分の1にまで減少した。これは、同地域の所得が減少したこと、およびOECD諸国が堅実に成長したこと、の2つの理由からである。現在、最も困窮しているサハラ以南諸国の所得は、OECD諸国の40分の1以下である。ラテンアメリカ・カリブ諸国では、OECD諸国に比べて、所得がわずかに悪化し、1人当たり平均所得は2分の1弱から3分の1弱へと減少した。一方、アラブ諸国では、4分の1から5分の1へと減少した。

中国では1970年代以降に、インドでは80年代後半以降に急成長した。このため、これら2つの大国は、ある程度まで、富裕な諸国に追いつくことが可能になった。1975年以降、中国では1人当たり所得が改善され、OECD諸国の21分の1から6分の1となり、インドでも1980年の14分の1から10分の1へと改善された。

このような概括的比較をすることから得られるイメージは不完全なものである。1人当たりGDPの単純な比較は、国内の誰もが同じ所得であることを前提にしているため、人間開発を考察する際には、国内における不平等を考慮に入れる必要がある。家計調査に基づいた、国内の不平等

に関するデータは、多くの場合、異なる国または異なる時期のもの同士を比較することはできないため、結論は暫定的なものとならざるを得ない。それでもなお、合理的な評価を行うことは可能であり、調査では興味深い結果が示されている。

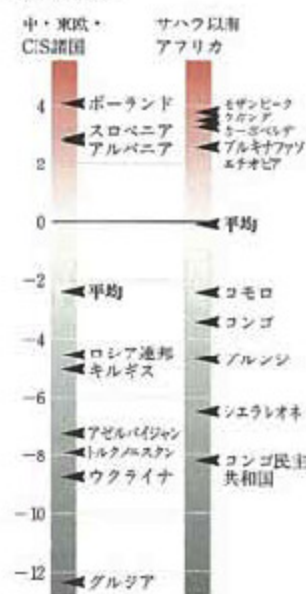
PPP換算率を用いた、人々間の不平等の長期的な傾向を見ると、世界はますます不平等になったことがわかる。1970年から90年代にかけて、世界は1950年以前のどの時期よりも不平等であった。それは、この時期に世界の2、3の地域で起きた産業革命の所産である（Bourguignon and Morrison 2001の任意の不平等測定値による）。しかし、1970年以降の不平等の動向は、データや不平等測定値によって異なり、不明瞭である。有名な不平等測定値であるジニ係数の動向にしても、1980年代まで上昇してから横這いになったという調査もあれば、1970年前後にピークに達したという調査もありさまざまである。当初、タイル不平等指数は1990年代まで着実に上昇している。いずれの調査でも所得の対数分散は1980年前後にピークに達している。別の

調査では、若干異なる傾向が認められている。しかしながら、すべての調査と測定値において、1970年以降の変動は比較的小さく、統計的には有意ではない。たとえば、1970年から最新のジニ係数の推定値はほとんどが0.63から0.56の範囲内に収まっており、統計的には差異が認められない（Bourguignon and Morrison 2001は、90%信頼区間（90%の確率でその区間に数値がある）は約0.64であると推計している）。

20世紀後半に不平等が増大した最も大きな要因は次のとおりである。：

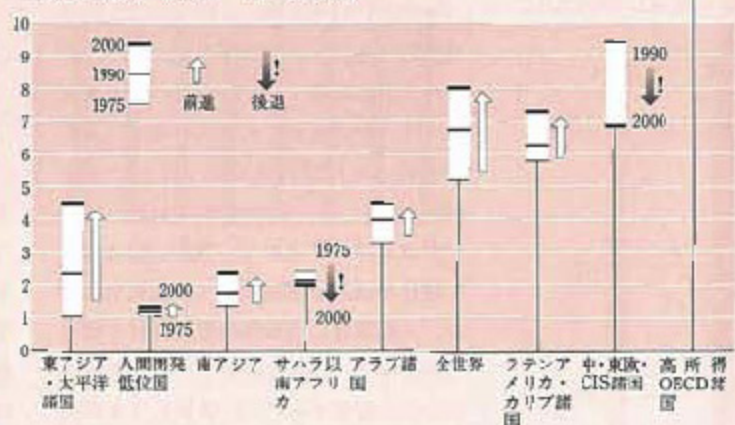
- すでに富裕な西欧、北米、オセアニア諸国における、世界の他の大多数の国に比較しての急速な経済成長。
- 20世紀末期のインド亜大陸における高い

図1.8  
同じ地域の中での異なる実績  
1人当たりGDP年成長率  
1990-2000年



出典：本書指標表12

所得における世界の不平等：地域格差は縮小しているのだろうか？  
1人当たりGDP (2000年 PPP US\$1000)



出典：World Bank 2002eにもとづき人間開発報告書事務局が算出



成長、および、アフリカの一貫して遅い成長。  
 不平等が縮小している要因は次のとおりである。  
 ●1970年代以降の中国と1980年代後半以降のインドにおける急成長。  
 ●1990年代までのヨーロッパ諸国と米国の互角の競争。  
 東南アジアにおける急成長はめざましかったが、対象となった人口が相対的に小さかったため、世界の不平等にはほとんど影響を及ぼさなかった。

この数十年間の世界における不平等の明確な動向を見分けることは困難かもしれないが、不平等の度合いはきわめて大きく、懸念材料となっている。Milanovic (2001) は、国内の不平等を考慮に入れ、PPP換算率を用いながら、いくつかの驚くべき統計結果を見出している。最新の推定値に1993年のデータを使用しているが、最貧困国における停滞と多くの最富裕国の力強い成長から見て、以下の状況が改善したとは思われない。

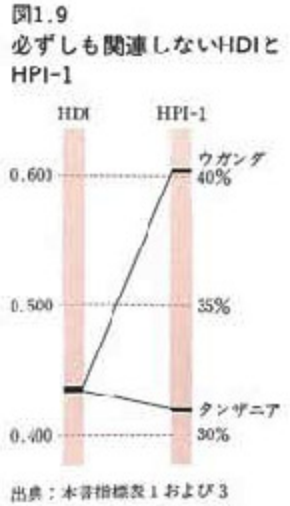
- 世界の最富裕層1%の人々が受け取る所得は、最貧困層57%の人々の所得に等しい。
- 米国人口のうち最富裕層10%の所得は、世界で最も貧しい43%の人々の所得に等しい。別の言い方をすると、最も裕福な米国人2500万人の所得は、ほぼ20億人の所得に等しい。
- 世界の最富裕層5%の所得は最貧困層5%の所得の114倍である。

れた入手可能な資料によると、過去30年間にわたり国内の所得の不平等は拡大し続けてきた<sup>36</sup>。データがそろっている73カ国（世界人口の80%に相当）のうち、1950年代以降不平等が拡大した国は48カ国、横這いで推移した国は16カ国あり、不平等が縮小した国は、世界人口の4%が暮らすわずか9カ国に過ぎなかった<sup>37</sup>。不平等の増大が貧困削減の障害となってきた。現在の不平等の水準で推移するならば、大部分の国が貧困に関する目標を満たすことのできる速さで成長していないことになる。したがって、成長をより貧困者重視にする努力をしなければならない<sup>38</sup>。

**所得以外の不平等** 本報告書の人間開発指数 (HDI) を地域別および国内のグループ別に計算すると、国内の人間開発のいくつかの側面における不平等に関するおおよその情報を得ることができる (特別資料1.2)。この情報により、格差が明確に浮き上がり、多くの国において国民の議論が活発になり、政策立案者が、人間開発の地域間格差、農村と都市の間の格差、民族間格差、所得グループ間格差を評価するのに一役買ってきた。南アフリカでは1996年の北部州のHDIは、(首都プレトリアヤヨハネスバーグ

のある) ガウテング州の0.712に対し、わずか0.531だった<sup>39</sup>。1998年のグアテマラの農村部HDIは0.536で、都市部HDIの0.672より明らかに下回っていた<sup>40</sup>。1996年にネパールの「最下層」のHDIは、バラモン階級の0.439のほぼ半分にあたる0.239だった<sup>41</sup>。

国内の人間開発達成度の分布を調べるもう1つの方法に、人間貧困指数 (HPI) の算定がある。HPIは、1997年の『人間開発報告書』で導入された測定方法であり、所得の域を超えて、貧困をHDIと同様の多面的な側面、つまり健康、教育、人間らしい生活水準という側面からとらえている。たとえば、タンザニアとウガンダのHDI順位は似ているが (140位と141位)、人間貧困指数ではウガンダのほうが高い (図1.9、指標表3)。  
 貧困はなにも開発途上国に限った問題ではない (BOX 1.2)。経済協力開発機構 (OECD) に加盟する特定の国について算出されるHPI-2は、とりわけ隠れた事実を明らかにする (特別資料1.2参照)。HPI-2は、貧困率、機能的識字率、長期失業率といった指標を用いて、貧困 (剝奪) 状況に焦点を当てることによって、先進国間の格差をいっそう際立たせる (テクニカルノート参照)。HDI値が



BOX 1.2 貧困の相対性

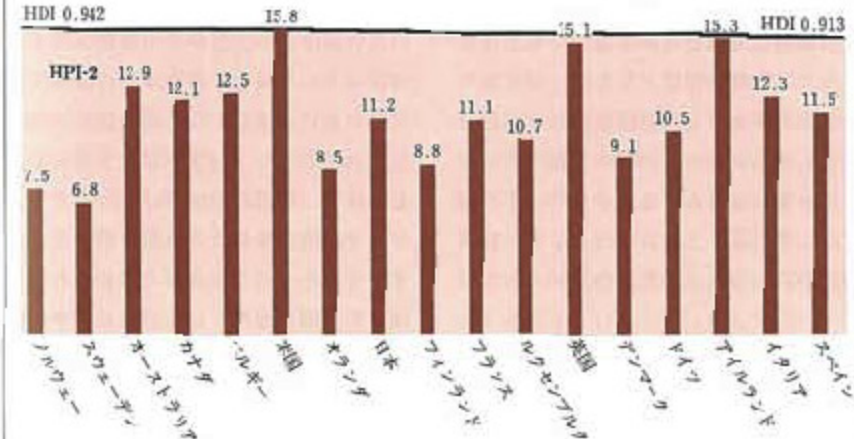
富裕国に暮らす最も貧しい人々でさえ、通常、途上国で暮らす貧しい人々よりはるかに所得が多い。それにもかかわらず、深刻な剝奪状況に苦しんでいる。その理由は何だろうか。国がより豊かになるにつれて、住民は普通の生活を営むためにより高価な商品やサービスを必要とするようになる。家にテレビがなければ、子どもたちはクラスの会話に参加できないかもしれない。建設労働者は、車がなければ仕事を獲得できないかもしれない。かつては贅沢品であったこうした商品が、社会全体に普及するにつれて必需品になる。そのため、絶対的所得貧困の存在しない富裕国においてさえ、教育や自尊心または、人並みの仕事 (decent work) を得る能力といった、人間開発の重要な側面で、相対的所得貧困から絶対的貧困が生まれることがある。

大したが、その大半の国で所得不平等が拡大した。中でも、英国と米国における所得の不平等の拡大は、最も徹底的かつ劇的であった。1979年から97年の間に、米国の1人当たり実質GDPは38%伸長したのに対し、中所得世帯の所得の伸びはわずか9%であった。すなわち、きわめて富裕な人々が所得増加分の大部分を享受し、それによって、最富裕層世帯1%の所得は、平均の3倍に相当する140%も増加した。最も裕福な世帯1%の所得は、1979年には中間層世帯の所得の10倍であったが、1997年には23倍になった。  
 カナダとデンマークではOECD諸国の傾向とは逆に、不平等の増加が抑制されたか、わずかに減少した。これは、主に財政政策と社会的移転を通じて達成されたものであり、政治的意思さえあれば、所得の上昇に伴う不平等の増大が避けられることを示している。

OECD諸国では、過去20年間に所得が増

出典：Smeeding and Grodner 2000；Atkinson 1999；World Bank 2001 (WDR) にもとづき人間開発報告書事務局が算出；Krugman 2002

図1.10  
豊かな国のHDIは、ほとんど変わりが無い。しかし、HPIは大きく異なっている





ほぼ同じであるOECD加盟国17カ国について算定した場合、HPI-2はスウェーデンの6.8%から米国の15.8%までさまざまである(図1.10、指標表4)。

#### ターゲット1b: 飢餓で苦しんでいる人々の割合を半減する

子どもは飢餓から二重の苦しみを受ける。つまり、飢餓は子どもたちの日々の生活に影響を与えると同時に、将来の精神のおよび身体的健康にとって壊滅的な結果をもたらす。世界人口のおよそ40%が暮らす50カ国では、5歳未満の子どもの5分の1以上が低体重児である<sup>43</sup>。このうち17カ国は人間開発中位国であることから、飢餓の広がり大きさははっきりとわかる。しかし、この問題は世界の最も貧しい国々において最も深刻である。サハラ以南アフリカでは、子どもの栄養失調率が10%未満である国は、南アフリカのみである。サハラ以南アフリカの6カ国では、栄養失調率が40%を上回っている。

2015年までに飢餓を半減する目標に向かって各国がいかに前進しているかは、栄養不良の人口推移から大まかに知ることができる。しかし、これは、その国の食糧供給能力とその推定配分にもとづくもので、飢餓の指標としては、子どもの栄養失調率よりも正確性に欠ける。1997年から99年にかけての栄養不良の人々の数は8億1500万人と推定された。その内訳は、途上国の7億7700万人、移行経済諸国の2700万人、先進国の1100万人だった<sup>44</sup>。

楽観的な見通しを持てる理由もいくつかある。世界人口の半数に相当する57カ国が、飢餓をすでに半減したか、2015年までに半減する見込みがある(特別資料1.1参照)。だが、世界的な進展というには程遠い。24カ国は、目標達成から大幅に遅れている。また、サハラ以南アフリ

カ6カ国を含むその他の15カ国では、1990年代に状況がかえって悪化した。

飢えている人の割合は低下してきているものの、世界の人口急増を考えると、栄養不良の人々の数はそれほど速い速度で減少しているとはいえない。1990年代には、栄養不良の人々は毎年わずか600万人ずつしか減らなかったことになる<sup>45</sup>。このペースだと、世界中から飢餓がなくなるまでに130年以上かかってしまうだろう。

#### 目標2—初等教育の完全普及を達成する

##### ターゲット2a: 全世界の子どもが男女等しく初等教育の全課程を修了する

教育は、それ自体重要であり、死亡率、所得、そして社会的結束にさえも強力な溢出効果をもたらす。世界全体で初等教育就学率は向上してきており、1990年の80%から98年には84%へと上昇した。しかしそれでもなお、6億8000万人いる初等教育就学年齢児のうち、1億1300万人の子どもが依然として学校に通っていないことを意味している。こうした子どもの97%は途上国で生活している<sup>46</sup>。

初等教育の完全普及を達成する見込みの高い国は多い。だが、中間に位置する国はほとんどなく、目標達成に向けて予定とおりに進んでいない国の大半は大幅に遅れていたり、初等教育就学率が悪化している(特別資料1.1参照)。中でも、サハラ以南アフリカの状況は最も悪く、データのそろっている21カ国のうち、目標から大幅に遅れているか、就学率が低下している国の数は14カ国に上る。さらに、世界人口の39%が暮らす93カ国では、判断をするのに十分なデータすらそろっていない。

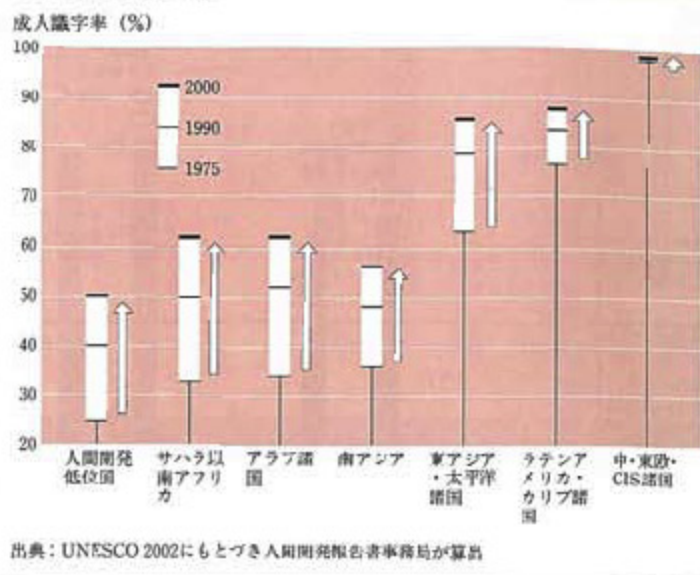
子どもを小学校に就学させることは、やるべきことの半分に過ぎない。なぜならば、就学は修了して初めて意義を持つ

からであり、子どもたちやその家族には、学校に行かせなければ得られるはずだった所得や、子どもが担うはずだった家内労働の圧力に耐えられることが求められる。小学校修了に関するデータがそろっている数カ国の大半では目標に向けて順調に進んでいるようである(付属資料表1)。しかし、ここでもサハラ以南アフリカにおける事態はより厳しく、目標を達成できそうな国が6カ国ある一方で、5カ国は目標からはるかに遅れていたり、後退している。さらに、データのない33カ国も成果が上がっていない国の中に含まれる可能性が高い。

**識字率** 初等教育による最も重要な成果の1つが識字率である。識字率は、前の世代の子どもの受けた教育や過去の就学を反映して、ゆっくりと変化する。1975年以降、識字率は、すべての開発途上地域において著しく改善した(図1.11)。東アジアと太平洋諸国およびラテンアメリカ・カリブ諸国は、成人識字率がほぼ90%に近づきつつあるようである。サハラ以南アフリカ、南アジア、アラブ諸国でも大きな進展が見られたものの、成人識字率はおよそ60%と、大幅に遅れている。人間開発低位国の識字率は過去25年間に、倍増したが、それでもなお50%になったに過ぎない。

**機能的識字率** OECD諸国の間では、識字率はほぼ100%であると当然のように考えられがちである。しかし、真実は大きく異なっている。機能的非識字という考え方とは、新聞や書籍からパンフレットや薬品の瓶に貼ってある説明書に至るまで、日常的な状況において共通のコミュニケーションや情報の手段を理解したり、使用したりする能力がないこと、と説明される。この測定方法にもとづくと、ほとんどのOECD諸国において、国民のなんと10~20%が機能的非識字者であり、スウェーデンとノルウェーは、そ

図1.11 世界の識字能力格差



れぞれ8%、9%と比較的良好いが、アイスランド、英国、米国では20%を超える水準である(指標表4)。

#### 目標3—ジェンダー平等を推進し、女性に力を与える

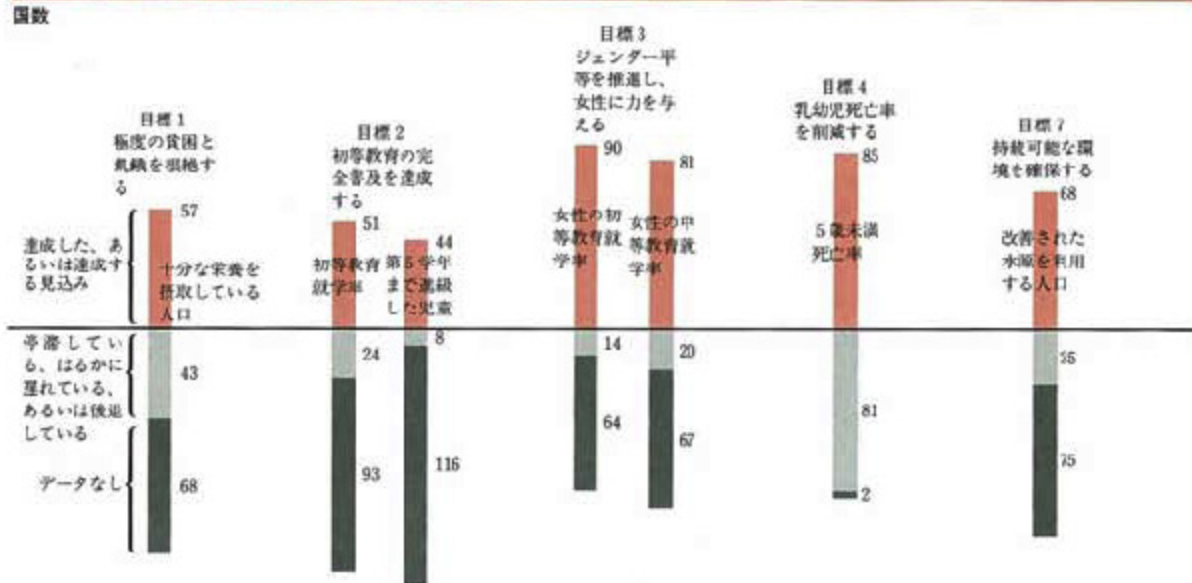
##### ターゲット3a: 初等・中等教育におけるジェンダー格差を可能であれば2005年までになくし、また、全教育レベルにおけるジェンダー格差を2015年までになくす

教育におけるジェンダー平等のためのミレニアム開発目標は、世界の多くの地域、特に南アジアおよび西・中央・北アフリカに存在する著しいジェンダー格差に対応するためのものである。インドでは、6~14歳の男子就学率が、同年齢の女子就学率を17%上回っており、ベナンでは21%上回っている。一方で、女子が不利な立場にいないばかりか、若干優位にある開発途上国も、主にラテンアメリカ諸国を中心に数多くある<sup>47</sup>。それでも、世界で推計されている8億5400万人の成人非識字者のうち、5億4400万人が女性であり、また、小学校に通っていない



特別資料1.1

ミレニアム開発目標に向けての進展—何力国が順調に進んでいるか



ミレニアム開発目標1—飢餓の半減



ミレニアム開発目標2—初等教育の完全普及の達成



ミレニアム開発目標3—初等教育におけるジェンダー平等の達成



ミレニアム開発目標4—5歳未満死亡率の3分の2削減



ミレニアム開発目標7—持続可能で安全な飲料水を利用できない人々の割合を半減する



注：各地域にはHDIが算出されている国だけが含まれているが、合計には高所得OECD諸国を除く、国連加盟国が含まれている。  
 出典：本書付属資料表A1.3にらとびき人間開発報告書事務局が算出



人間開発の多くの側面において、女性の結果が男性に劣るのは、自らの生活を方向付けるさまざまな決定において、女性の発言力が男性に比べて弱いという事実からきている。

い1億1300万人の子どものうち、60%が女子である<sup>41</sup>。世界が男女間の平等な権利と機会を達成するまでには、まだ道のりは遠い。

初等教育就学率の格差は縮小しているし、小幅ではあるが中等教育就学率においても格差が縮小している。初等教育におけるジェンダー平等を達成した国、または、2015年までに達成する見込みのある国は、世界人口の60%強が暮らす90カ国に上り、中等教育については80カ国を超えている（特別資料1.1、付属資料表A1.1参照）。

一般的にジェンダー不平等が甚だしいと思われているアラブ諸国の成果は、最大の驚きからしめない。1国を除き、データが存在するすべてのアラブ諸国が、初等教育就学率の目標達成に向かって順調に進んでいる。ここでも、サハラ以南アフリカの進展が最も少ないが、同地域においてさえ、初等教育就学率におけるジェンダー平等を達成した国、または、達成できそうな国が大半を占めている。

人間開発には性別による差別が存在し、教育はそのほんの一面面に過ぎない。世界中で、女性ははるかに男性の収入のわずか75%しか稼いでいない。女性に対する家庭内暴力が日常的に行われている社会も多い。さらに、世界中には、嬰兒殺し、放置、性別を選択した中絶といったことがなければ生きていくのは、「失われた」女性が1億人いると推定されている。その数は、インド1国だけでも5000万人に上る。インドで最近行われた調査では、1年間に1万件の女の嬰兒殺しがあることが、またボンベイにある診療所の調査では、8000件の中絶のうち7999件は、女児であったことが報告された<sup>42</sup>。

ジェンダー開発指数（GDI）は男女の達成度における不平等を反映するようにHDIを調整している（特別資料1.2、指

標表21参照）。人間開発においてジェンダー平等が達成されている場合、GDI値とHDI値は一致するはずである。しかし、すべての国のGDI値はHDI値よりも低く、ジェンダー不平等がどこにでも存在することを示している。不平等の程度は大きな開きがある。多くの国で、男性と女性の識字率は似通っているものの、インド、モザンビーク、イエメンを含む43カ国では、男性識字率が女性識字率より15%以上高くなっている。

人間開発の多くの側面において、女性の結果が男性に劣るのは、自らの生活を方向付けるさまざまな決定において、女性の発言力が男性に比べて弱いという事実からきている。この付与された力（エンパワーメント）の不平等については、1995年の「人間開発報告書」において、経済的、政治的機会におけるジェンダー不平等を評価するために導入されたジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）がその一部をとらえている。今年、66カ国のGEMが算出された（指標表23）。そこから見てとれるいくつかの点を以下に示す。

- ・GEM値は、0.300未満から0.800強まで広範囲にわたり、女性に与えられた力の程度に世界中で大きなばらつきがあることを示している。

- ・66カ国中、GEMが0.800を上回っているのは、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンのわずか5カ国に過ぎない一方で、GEMが0.500に満たない国は22カ国ある。

- ・一部の開発途上国は、より裕福な先進国よりも優れた実績を上げている。バハマとトリニダード・トバゴは、イタリアと日本より上位に位置している。また、バルバドスのGEMは、ギリシャよりも25%高い。こうした事例から言えることは、高所得は、女性のための機会創出の必須条件ではない、ということである。

**ジェンダー以外の不平等** ミンニウム開発目標では、教育におけるジェンダー不平等を考慮したものになっているが、これは学校教育を受けるうえでの不公平のほんの一面に過ぎない。教育におけるジェンダー格差は、大きい国もあれば、まったく存在しない国もある一方で、富の格差は世界中に存在している。極端な一例がセネガルである。セネガルでは、最貧困世帯に属する6～14歳児の就学率が、最富裕世帯の児童の就学率に対し52%も低い。また、ザンビアでは36%の格差がある。このような富の格差は、貧しく生まれた人は貧しいまま死んでいく傾向にあるという、貧困の循環を永遠に存続させる。さらに、エジプト、インド、モロッコ、ニジェール、パキスタンなどの一部の国では、教育におけるジェンダー格差が、貧困世帯において一段と大きくなっている。インドでは、就学率のジェンダー格差が、最富裕世帯ではわずか3%だが、最貧困世帯では34%に上る<sup>43</sup>。

このような格差の一因として、多くの国で教育に対する公的支出が富裕層に偏っていることが挙げられる。エクアドルでは、最も貧しい20%の世帯が、公的支出のわずか11%を受け取る一方で、最富裕層20%はその2倍を上回る26%を受け取っている<sup>44</sup>。公的支出の分配がより平等な場合でさえ、裕福な親はお金を出せば、私立学校ではるかに優れた教育を子どもに受けさせることができる。チリ、ペルー、フィリピン、タイでは、教育支出に占める民間支出の割合が40%を超えている<sup>45</sup>。

教育の不平等は、一部の先進国においても深刻な問題である。米国では、人種が大きな要因となっている。少数民族（マイノリティー）のほうが教育水準が低く、質の高い学校教育を受ける機会に限られている。親の教育と移民資格を対

照して調べると、アフリカ系アメリカ人の若者の機能的識字テストの成績は、白人系アメリカ人の若者に対し、平均して、学校教育の4年から5年分劣っている。ヒスパニック系アメリカ人は、学校教育の1.5年から2年分劣っている<sup>46</sup>。

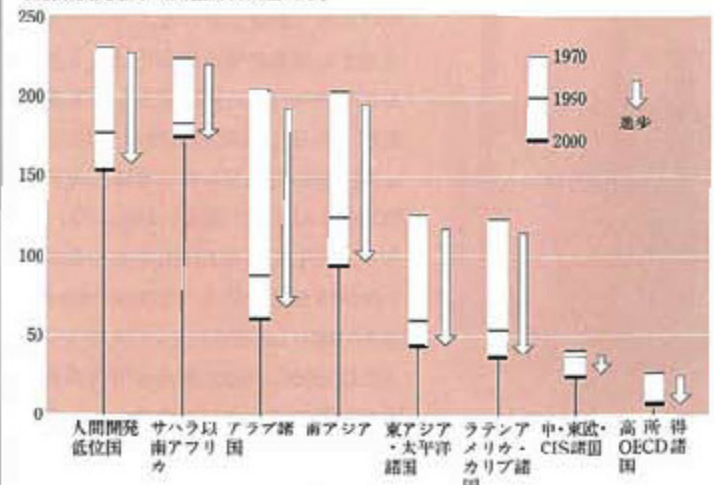
#### 目標4—乳幼児死亡率を削減する

**ターゲット4a：乳児および5歳未満死亡率を3分の2削減する。**

毎年、約1100万人の子どもたちが予防可能な原因で死亡している。これらの子どもの多くは、単純で容易に改善できる栄養、衛生、妊産婦の健康、および教育が不足しているために死んでいる。開発途上地域の中には、この分野で急速な改善を遂げたところがある。特にアラブ諸国では、5歳未満で死亡する子どもの割合が1970年の20%から6%に低下している（図1.12）。

ラテンアメリカ・カリブ諸国は、地域全体としては良い実績を上げているが、乳児死亡率の目標達成にはるかに及ばない国が8カ国ある。東アジアと太平洋諸

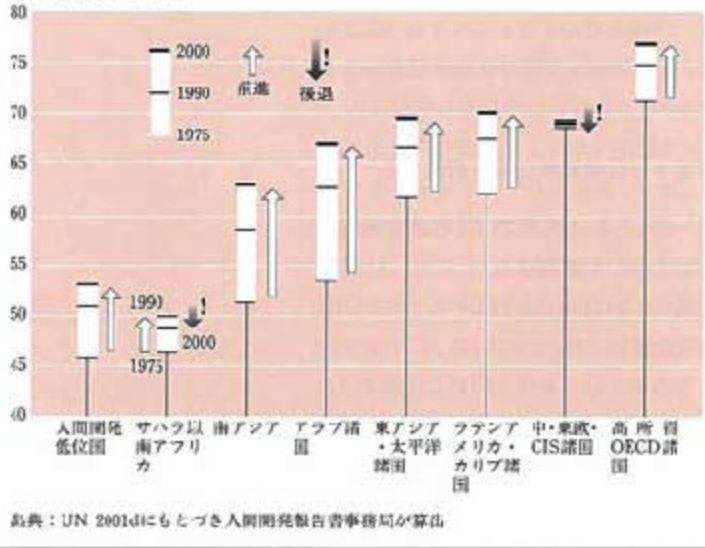
図1.12  
5歳未満死亡率の世界的格差  
5歳未満死亡率（出生1000人当たり）



出典：UNICEF 2002にもとづく人間開発報告書事務局が算出



図1.13  
平均寿命の世界的格差  
出生時平均余命(歳)



出典：UN 2001dにもとづき人間開発報告書事務局が算出

国では、目標を達成できそうな国が13カ国あるが、中国を含む3カ国が大きく遅れているほか、カンボジアでは5歳未満死亡率が増加傾向にある(特別資料1.1参照)。中東・東欧・CIS諸国では、順調な実績を上げているヨーロッパ諸国と、それより実績が劣るより人口の多いCIS諸国を合わせると、地域全体としては芳しくない。サハラ以南アフリカでは、44カ国中34カ国が大きく遅れをとっているか、後退している。

子どもの生存率を向上させるうえで、主要な疾病の予防接種はきわめて重要な要素である。開発途上国の予防接種率は、1980年代に急上昇した後、90年代に75%前後の水準で横ばい状態になった。さらに近年、サハラ以南アフリカでは、予防接種を受けた子どもの割合が50%未満まで低下した<sup>55</sup>。

乳幼児死亡率は、1国の平均寿命に劇的な影響を及ぼす。平均寿命は、HDIの一部であり、また、1国の総合的な健康を測る優れた指標でもある。1975年から2000年にかけて、東アジアと太平洋諸国

表1.3  
妊産婦死亡率は、地域によって非常に高い所がある

地域	生涯で妊娠あるいは出産が原因で死亡する確率
サハラ以南アフリカ	13人に1人
南アジア	54人に1人
中東・北アフリカ	55人に1人
ラテンアメリカ・カリブ諸国	157人に1人
東アジア・太平洋諸国	283人に1人
中・東欧・CIS諸国	797人に1人
OECD	4,085人に1人

注：データは、入手可能な最新のもの。  
出典：UNICEF 2002

の平均寿命は、およそ6歳伸びて、約70歳になった(図1.13)。南アジア、ラテンアメリカ・カリブ諸国、アラブ諸国でも堅実な伸びが達成された。しかし、所得の高いOECD諸国が、依然として他の地域より抜き目出しており、平均寿命は77歳となっている。これは、2番目に平均寿命の高い地域より7歳上回っている。

HIV/エイズと紛争で荒廃したサハラ以南アフリカの平均寿命は、1990年代はじめにすでに悲劇的に低い水準にあったが、その後いっそう後退した。東欧・CIS諸国においても平均寿命は低下した。同地域は、1990年に比べて現在の平均寿命が低いサハラ以南アフリカ以外の唯一の地域となっている。

目標5—妊産婦の健康を向上させる

ターゲット5a：妊産婦死亡率を4分の3削減する

毎年、50万人を超える女性が妊娠と出産が原因で死亡している<sup>56</sup>。この数字には非常に大きな地域格差がある(表1.3)。最も状況がひどいのがサハラ以南アフリカであり、女性の13人に1人は妊娠時や出産時に死亡する可能性がある。

熟練した保健士が立ち会う出産の数を増加することが、妊産婦死亡率を下げるカギとなるが、これも地域によって大きなばらつきがあり、南アジアでは熟練し

た保健士が介助する出産が29%と低く、サハラ以南アフリカでは37%となっている<sup>57</sup>。

この重要な目標に対する各国の進捗状況を評価するための、妊産婦死亡率または熟練した保健士が立ち会う出産に関するデータはそろっていない。このことは、このように命にかかわる重要な問題に関する、より完全で比較可能なデータが緊急に必要なことを示している。

目標6—HIV/エイズ、マalaria、その他の疾病と闘う

ターゲット6a：HIV/エイズの蔓延に歯止めをかけ、減少させる

2000年末までに、およそ2200万人がエイズで死亡し、1300万人の子どもたちがこの疾病により母親または両親を失い、4000万人を超える人々がHIVウイルスに感染していた。そのうち、90%は開発途上国に、75%はサハラ以南アフリカに暮らしていた<sup>58</sup>。

最も感染率の高いボツワナでは、HIV/エイズ感染者は成人の3分の1を超え、今日生まれた子どもは、この病が存在しなかったら生きられたはずの人生のおよそ半分当たる、36歳までしか生きられないと予想されている(図1.14)。感染率が20番目に高いブルキナファソでは、33万人の成人がHIV/エイズに感染しており、平均寿命が8歳短くなった<sup>59</sup>。

平均寿命の損失は、問題のほんの始まりに過ぎない。タイでは、エイズに感染した農村世帯の3分の1で所得が半減した。感染者である農民とそれを介護する人の農作業の時間が奪われたからである<sup>60</sup>。同時に、医療支出も急増した。コートジボワールでは、男性エイズ患者の介護に年間平均300ドルかかるが、これは大部分の小規模農場の年間純所得の4分の1から半分に相当する<sup>61</sup>。この事態

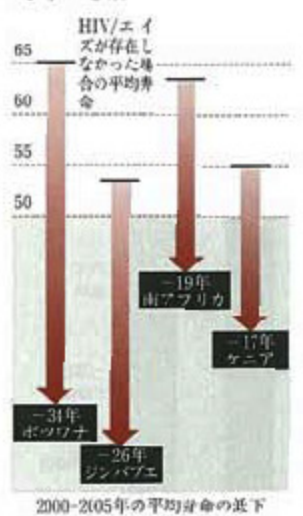
は、こうした打撃に対処できるほどの貯蓄をまったく、または、ほとんど持たない貧困世帯に壊滅的な影響を与えてしまう。コートジボワールの都市部では、食糧消費量が1人当たり41%減少し、学校教育への支出が半減した<sup>62</sup>。

感染率が2番目に高い地域であるカリブ諸国においても、HIV/エイズが懸念されている。ラテンアメリカでは、130万人がHIV/エイズに感染している。中・東欧・CIS諸国では、感染率が急速に上昇しており、ウクライナには現在24万人の感染者がいる<sup>63</sup>。そして、アジアでもHIV/エイズの流行の兆しが見られる。ベトナムのホーチミン市では、1990年代半ばにはほとんどいなかった売春婦のHIV陽性者が、5人に1人へと増加した。さらに、現在インドには、400万人近くの感染者がおり、その数は南アフリカに次いで第2位となっている<sup>64</sup>。強力な予防措置を講じない限り、タイのようにエイズの流行は猛威を振るい、手に負えなくなる可能性がある。

各国がどのようにこの疾病に取り組んでいるかを評価するための、比較可能な動向データは存在しない。しかし、政策によって状況を変えることができること、また避妊具の普及率と女性のためのリプロダクティブ・ライツがきわめて重要であること、は明らかである。予防措置を講ずることによって、ウガンダは1990年代前半に14%だったHIV感染率を、90年代末までに8%前後へと削減した<sup>65</sup>。

感染者を治療し、介護することも、同様にきわめて重要である。しかし、サハラ以南アフリカの1人当たりGDPの半分を優に上回る年間300ドルを患者1人当たりに使っても、平均余命を延長することのできる抗レトロウイルス薬は、平均的なアフリカ人HIV患者にとって手の届かないものである。大手製薬会社の

図1.14  
HIV/エイズによる惨状—サハラ以南アフリカの平均寿命は急落



2000-2005年の平均寿命の低下  
出典：UNDESA 2001



本拠地である、一部の先進国の中には、これら特許取得済み薬品を代替するコピー薬（無登録薬）を生産しないよう途上国に圧力をかけてきた国もある。しかし、2001年11月にカタールのドーハで開催された世界貿易機関（WTO）の閣僚会議において、貿易関連知的財産および公衆衛生に関する宣言（Declaration on Trade-Related Intellectual Property Rights and Public Health）が採択され、公衆衛生を保護する各国政府の主権的権利が確認された。この宣言の法的地位ははまだ明確ではないが、今後の論争に際し、公衆衛生の観点に立つ側に有利な判断が下される可能性を示唆している。依然として不明瞭な1つの問題として、国家は特許権を無視して、他の途上国への輸出目的のためコピー薬（無登録薬）を生産することが可能であるかという問題がある。これは自国内に製薬会社がないあらゆる途上国にとって重大な問題である。目標8の「開発のための国際的な協力を発展させる」には、製薬会社からの支援を得ながら、この問題を解決しようとする強い願いが込められている。これが可能となるか否かにかかわらず、ドーハ宣言の採択を契機に、国際法がグローバルな公衆衛生に関する配慮を最優先させなければならないことは明らかである。

**ターゲット6b：マラリアと他の主要な疾病の発病に歯止めをかけ、減少させる**

毎年、マラリア患者の数は3億人を超え、その90%はサハラ以南アフリカに住んでいる<sup>64</sup>。また、毎年6000万人が結核に感染している<sup>65</sup>。現在の医療技術を用いれば、これらの疾病による死を防ぐことは可能であるが、そうした医療を受けられないために、結核で毎年200万人の命が<sup>66</sup>、マラリアでは100万人の命が奪われている<sup>67</sup>。最も苦しむのは通常、最

も貧しい人々である。より効果的な予防対策がとられない限り、2020年までに10億人近くが結核にかり、3500万人が死亡するであろう<sup>68</sup>。人的損失に加えて、経済的代償も大きい。たとえば、高いマラリア罹患率は、経済成長を年間1%以上低下させる<sup>69</sup>。国の保健制度を強化し、国際支援を拡大するための取り組みも進んでおり、希望の持てる数候もいくつか見られる。たとえば、世界保健機関（WHO）は、スイス企業のノバルティスとの間に、きわめて効果的なマラリア治療薬であるコアテム（Coartem）に関する契約を結んだ。感染率と死亡率を75%削減する可能性のあるこの薬の価格は、一回の治療当たり2.50ドル以下まで下がった<sup>70</sup>。しかし、この価格でも多くの人々が支払うことのできる金額から依然として大きくかけ離れており、これは、これらの疾病を克服する努力のほんの序幕に過ぎない。

**目標7—持続可能な環境を確保する**

環境問題は国や地域によって多様であるため、グローバルな目標を設定することはきわめて困難である。したがって、本目標は持続性を達成し、環境悪化による人々への影響を緩和するための一般原則を定めたものである。

**ターゲット7a：持続可能な開発の原則を国家政策および国家計画に採り入れ、喪失した環境資源を回復させる**

地球温暖化は、全世界的な関心事項であり、その主因の1つに二酸化炭素の排出がある。二酸化炭素の排出量は、1980年の53億トンから1998年には66億トン強へと、劇的に増加した<sup>71</sup>。高所得国は、その人口が世界人口に占める割合に不釣り合いなほど大量の二酸化炭素を排出している（図1.15）。

過去数十年間に、世界中で物の生産のエネルギー効率は一般的に向上した。しかし、世界の生産量も増加したため、そのような改善も、世界の二酸化炭素排出量を削減するためには決して十分ではない。そのため、気候変動に関する枠組み条約の京都議定書は、主に産業汚染の抑制を通じた排出量の削減をめざしている。本議定書は、排出量抑制に向けた大きな前進になり得るはずだが、世界全体の二酸化炭素排出量の89%を排出している165カ国がいまだこれを批准していない（指標表19）。重要な役割を担っているが、世界の二酸化炭素排出量の約4分の1を占めている米国である。

国際条約を批准するという事は、世界的に監視することができない重要な環境問題に対する各国の正式な取り組みを測る有用な手段である。1992年の生物多様性条約は、森林伐採、絶滅危惧種へのリスク、世界の漁場の状態など幅広く網羅しており、168カ国が批准している（指標表19）。しかし、こうした条約は行動を保障するものではない。必要なのは、各国の状況を詳しく理解することである。人々が地球上で楽しく生きていくために、現在または未来において、他人を犠牲にすることがないようにするための計画も必要である。

その目的を満たすべく、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED）において各国政府が採択したアジェンダ21は、経済、環境、社会問題を統合的かつ協調的な方法で管理する必要性にもとづき、持続可能な開発を達成するための原則を確立した。2002年3月までに、73カ国がアジェンダ21に署名し、33カ国が批准した<sup>72</sup>。

アジェンダ21が取り組んだ主要なテーマの1つが砂漠化である。世界の陸地の3分の1を超える乾燥地域の生態系は、

過剰な開発や不適切な土地利用の影響をきわめて受けやすい。貧困、不安定な政治、森林伐採、過剰放牧、不適切な灌漑慣行のすべてが、その土地の生産性を低下させる原因となり得る。

人々への損害は計り知れない。砂漠化は、その土地に依存して暮らしている2億5000万人を超える人々に直接的な影響を及ぼしている。これに加えて、100カ国を超える10億人の生活も危機に瀕している。これらの人々の中には、世界で最も貧しい人々、社会から取り残された人々、政治的に無力な人々が数多く含まれている。

115カ国が批准した、国連砂漠化防止条約は、砂漠化と戦い、特にアフリカにおける干ばつの影響を緩和することを目的としている。このためには、土地の生産力の向上、土地および水資源の回復や保全や持続可能な管理に重点を置いた、長期的かつ包括的戦略が必要である<sup>73</sup>。

**ターゲット7b：持続可能で安全な飲料水を利用できない人々の割合を半減する**

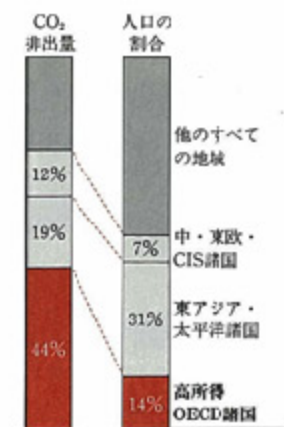
**ターゲット7c：2020年までに1億人以上のスラム居住者の生活を大幅に改善する**

環境条件は、特に貧困層の健康に影響を及ぼす。安全な飲料水や衛生設備、廃棄物処理の欠如といった従来からの障害は、下痢、マラリア、コレラの大流行を引き起こす。都市の大気汚染や室内の空気汚染といった近代的な障害は、呼吸器疾患を引き起こす可能性がある一方、農業・工業用化学物質や廃棄物も健康に危害をもたらす。

ミレニアム宣言では、安全な水の目標と衛生設備の目標を区別し、スラム居住者の生活の改善を測る指標として衛生設備を用いている。2000年に、安全な水を利用できなかった人の数は11億人、いかなる形の改善された衛生事業も利用でき

砂漠化は、その土地に依存して暮らしている2億5000万人を超える人々に直接的な影響を及ぼしている。

図1.15 人口に不釣り合いな高所得国の二酸化炭素排出量



出典：本書指標表19：指標表5にもとづき人間開発報告書事務局が算出



BOX 1.3 ミレニアム開発目標を達成する一別実施状況

グローバルなレベルでミレニアム開発目標を考察しても、目標を達成するために、または、さらなる課題へと前進するために、どの程度の進展が見られるのか、目標達成までどれだけかかるのか、何を行う必要があるのか、についての理解しか得られない。これらの問いは、個別に調査する必要があり、このグローバルなレベルと国のレベルとの隔たりを埋めるために国別ミレニアム開発目標報告書が作成されている。これまでにボリビア、カンボジア、カメルーン、チャド、マダガスカル、ネパール、タンザニア、ベトナムの報告書が発表され、より多くの他の国についても発表される予定である。これらの報告書によって、グローバルな分析よりも、より深く、より詳細な状況がわかるほか、ときにはそれと矛盾した点が明らかになることもある。

ウガンダにおける安全な水の供給

過去10年間に、ウガンダの給水はかなり普及した。同国政府のデータによると、安全な水を利用できない人々の割合は、1991年の82%から2001年には46%へと低下し、これによれば、同国はミレニアム開発目標を十分に達成できる位置にある。ところが、国際データによると、ウガンダは目標達成から大幅に遅れている（付属資料表A1.3）。一国の進展状況を正確に理解するためには、その定義や情報源や標準化の手順について合意を図ることが重要である。ウガンダはさらに一歩踏み込んで、安全

出典：UNDP 2002e

な水利用の完全普及という国家目標を設定した。このためには、水源をいっそう保護し、地下水面の低下を防止する必要がある、地域住民の参加と主体性（オーナーシップ）が求められる。

マラウイにおけるHIV/エイズとの闘い

マラウイ政府は、同国のHIV/エイズ問題が従来の公衆衛生の領域をはるかに超えてしまっていること、また、もし食い止めなければ、この伝染病は国家開発にとって最大の危機になることを認識している。現在の政策は、意識の向上と情報の改善に重点的に取り組み、特にハイリスク・グループの間での（性）行動の変化とコンドームの使用増加を積極的に推進している。同政府は、HIV/エイズに対する部門間の枠を超えたキャンペーンを実施するための、地方分散型の官民連携ネットワークを設立した。

フィリピンにおける初等教育

裕福な国にとっては、ミレニアム目標達成は、十分な開発の到達点とはいえない。各国に特有の課題がまだ残っており、これらを見送るべきではない。フィリピンは、初等教育の完全普及という目標をすでに達成した。しかし、教育のレベルをさらに高めるために、現在の政策は、学校教育の修了率と質の向上に重点を置いている。現在から2015年までの間に、教師の数を70%、教室の数を60%、教科書の在庫を130%増加するという国家目標が設定されている。

なかった人の数は24億人に上った<sup>74</sup>。

衛生設備の不備が健康に及ぼす影響は大きい。毎年、約40億人が下痢になり、その結果220万人が死亡している。その大部分は子どもであり、下痢は途上国における子どもの死亡原因の15%を占めている。この他、懸念される病気には、途上国の人々のおよそ10%に寄生している腸内寄生虫や、600万人を失明させ、さらに5億人を失明の危機にさらしているトラコーマなどがある<sup>75</sup>。

人間の尊厳も脅かされている。フィリピンで行われた調査によると、農村世帯は、便所を希望する理由として、健康のためというよりは、プライバシーが欲しいから、より清潔な環境が欲しいから、ハエがいなくなるから、気恥ずかしい思いをせずに済むから、といった理由を挙げている<sup>76</sup>。

1990年代には退避もあった。現在では、1990年に比べて、浄水を利用できる人は8億人増え、改善された衛生設備を利用できる人の数も7億5000万人増えた<sup>77</sup>。データがそろっている国の大半は、改善された水源を利用できない人々の割合を半減できる見込みである（特別資料1.1参照）。その一方で、世界人口の27%は目標から大幅に遅れている国々で生活をしており、依然として大きな課題が残されている。

目標8—開発のための国際的な協力関係（パートナーシップ）を進展させる

目標8の示唆するところは明確である。つまり、グローバルな行動を通じて、すべての人々や国々が、その潜在能力を実現する機会が持てる環境を創出しなければならない、ということである。

ミレニアム開発目標のための国際援助

重大な責務は資金の拠出である。公的資金および新規の資金源からの援助は、

目標を達成できそうにない国々の進展に弾みをつけるとともに、順調に前進している国々がそのままの調子で進むために欠かせない。だが、援助はいくら必要なのだろうか。ミレニアム目標達成に要する費用を正確に見積もることは不可能に近いが、より富裕な国々が負う責任の大きさを理解する上で大切なことである。グローバルな推計は、詳細な国別の評価にもとづくべきである。こうした国別評価によって、各国がどの程度の目標に向かって進んでいるかについての綿密な調査を行い、重点的に取り組むべき政策領域の理解を深め、これらの政策にかかる費用および可能な財源をより正確に見積もることができる。現在のところ、この種の国別調査の数があまりに少ないため、グローバルな全体像を描くことはできない（BOX 1.3および1.4）。

国別評価にもとづいてグローバルな推計を出すという間接的な手法を用いて、すべての目標達成に要する費用の推定総額を算出する場合は、他の領域で成果が得られるという肯定的な副作用が伴う場合があるということを考慮する必要があるため、注意を要する。こうした相乗効果を考慮した額として、現在の560億ドルに加え、年間400～500億ドルが必要であるという概算総額が算出されており、この額についてある程度のコンセンサスが得られつつある（図1.16）。

こうした数字はおおよその金額ではあるものの、何が必要であるかを知ることができる。年間560億ドル前後という先進国からの政府開発援助と比較するならば、援助額を倍増させる必要があることは明らかである。必要援助額は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）加盟国のGNPの約0.5%に当たり、1970年の国連総会で合意された0.7%よりかなり下回っている。

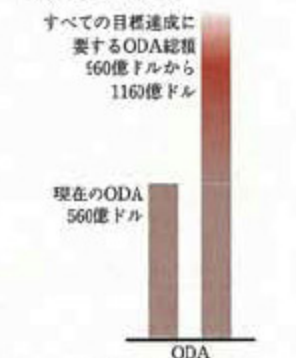
ミレニアム宣言では援助額の具体的な

目標を設定していない。しかし、もし設定していたならば、OECD諸国の大半の実績は良くないであろう。DAC22カ国のうち、海外援助供与額がGNPの0.5%未満である国が17カ国に上り、11カ国は0.3%にも満たない。さらに、ほとんどの国の2000年の供与額は1990年を下回っている（図1.17）<sup>78</sup>。経済大国は、絶対額では最も多額の供与を行なっているが、対GNP比率においては十分でない。日本は135億ドルと、世界最大の援助国であるが、対GNP比としては全体の真ん中に位置している。供与額が2番目に多いのが米国であるが、対GNP比では最下位となっている（指標表15）。

近年、援助額は大幅に減少したが、2002年3月に開催された国連の開発資金に関する国際会議（UN International Conference on Financing for Development）における声明は、この傾向が転換しつつある可能性を示唆している。ブッシュ政権が、今後3年間にわたって援助額を増額することを提案し、その結果、米国は3年目以降から現在の水準に加えて年間50億ドルを追加拠出するようになる。これは、同国の海外援助の50%増加を意味し、対GNP比率はおおよそ0.15%へと上昇する<sup>79</sup>。EUの元首および政府首脳も2006年までに、対GNP比率0.39%を達成するという新しい目標値を公表した。これは年間70億ドルの追加拠出を意味している<sup>80</sup>。援助額の倍増、および対GNP比率0.5%という必要とされている水準には及ばないものの、これらの増額提案は正しい方向への一歩である。

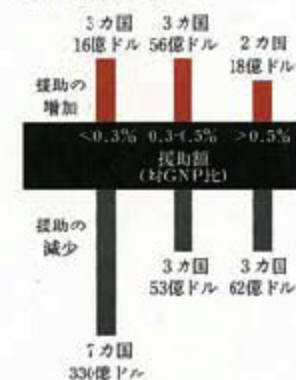
概してより小さな国々の一部は、最近の援助の縮小傾向に抗する動きを見せた。1990年代にアイルランドは援助を対GNP比0.16%から0.30%へと倍増し、ルクセンブルクの援助は0.21%から0.71%へと3倍に増加した。

図1.16 ミレニアム開発目標を達成するにはODAを倍増しなければならない



出典：World BankおよびIMF 2001

図1.17 1990年から2000年の間に大部分のDAC加盟国からの援助が減少した



出典：本書指標表15にもとづき人間開発報告書事務局が算出



BOX 1.4 国別人間開発報告書—国家政策における革新

毎年または隔年で発行される国別人間開発報告書は、世界を対象にした「人間開発報告書」で使っている分析枠組みをもとに、各国の最も緊急な開発課題を検証し、人間開発を国家の政治課題の最重要課題に位置づける方法を模索するものである。

各国の国別人間開発報告書は、国を代表する専門家および知識人によって執筆されており、他では公表されないデータを収録していることも多く、優れた各国独自の成果である。報告書は、協議、調査研究、報告書執筆といった国家主導のプロセスを通じて、さまざまな声を集め、困難な課題について問題提起し、人間開発に資する政策立案への働きかけを活発にすることに一役買っている。報告書はまた、政策分析および立案の手段でもあり、ミレニアム開発目標に向けた前進に役立つとともに、

グローバルな課題を分析するうえで、比類のない貴重な情報を提供している。

6つの基本原則は、国別人間開発報告書の作成を成功させる基となっていると同時に、UNDPの組織としての政策を形成している：

- 各国のオーナーシップ（主体性）
- 独立した分析
- 質の高い分析
- 参加型で包括的な作成過程
- 柔軟で創造性に富んだ表現方法
- 継続的なフォローアップ

1992年以来、135カ国を超える国で400以上の地域別および国別人間開発報告書が作成されてきた。

いずれの国別人間開発報告書も、主要な人間開発のカギとなる概念を重要視したものになっている。これに加え、各国の報告書チームが、自国で最も緊急を要する開発課題に関

連した具体的なテーマも扱っている。これまで国別報告書は、統治、貧困、経済成長、ジェンダー、平和と安全保障、生存と保健医療、環境、教育、情報・通信技術への人間開発のアプローチについて取り組んできた。299の国別報告書は人間開発全般を扱っているが、そのほとんどが、発行時にその国が直面していたその他の重要課題にも取り組んでいる。たとえば、263の報告書が市民社会、若者、

1992年以降に発行された国別人間開発報告書



テーマ別に見た国別人間開発報告書

テーマ	アフリカ諸国		アジア・太平洋諸国		ラテンアメリカ・カリブ諸国		合計
	アフリカ諸国	アラブ諸国	アジア・太平洋諸国	東欧・CIS諸国	カリブ諸国	合計	
人間開発全般	86	18	32	100	63	299	
ガバナンス	41	14	20	145	43	263	
貧困・所得・経済成長	54	15	35	123	39	266	
ジェンダー	12	8	11	27	5	63	
平和と安全保障	7	1	3	28	9	48	
生存と保健医療	11	5	13	34	6	69	
環境	18	4	12	39	8	81	
知識	11	10	11	45	8	85	

ガバナンス関連のテーマを分析している国別人間開発報告書

テーマ	アフリカ諸国		アジア・太平洋諸国		ラテンアメリカ・カリブ諸国		合計
	アフリカ諸国	アラブ諸国	アジア・太平洋諸国	東欧・CIS諸国	カリブ諸国	合計	
ガバナンス	19	1	4	30	11	65	
市民社会	8	0	1	12	0	21	
若者	0	3	4	7	2	16	
人権	3	0	1	11	2	17	
国家の役割	3	2	3	21	15	44	
地方分権	2	1	2	11	5	21	
社会的結束と疎外	0	0	3	25	2	30	
参加	4	5	1	18	1	29	
不平等	3	0	0	2	1	3	
民主主義	2	2	1	8	4	17	

注：報告書が複数のテーマを扱っていることがある。

出典：HDRO 2002dにもとづく国別人間開発報告書作成ユニットが算出

人権、国家の役割、地方分権、社会的結束と疎外、参加、不平等、民主主義をはじめとしたガバナンス関連

の主題を分析している（表を参照）。これらの報告書は、人間開発の視点を通じて、こうした課題別の取り組みをいかに行うかについて、具体的な政策提言を行っている。

表1.4 輸出と債務返済が、開発途上国における資金の流入・流出の中心である

資金フローの種類	開発途上国のGDPに対する割合 (%: 2000年)
輸出	26.0
債務元利返済	6.3
純海外直接投資	2.5
援助	0.5
NGOからの地贈与金	0.1

出典：本書指標表14、15、16にもとづく人間開発報告書事務局が算出

代替的な資金供給手段の重要性も増してきたが、増加した政府援助の代わりになるには、はるかに不足している。政府開発援助と比較すると少ないが、非政府組織（NGO）が拠出する財源はかなりある（表1.4）。慈善事業家からの寄付金についても同様である。ジョージ・ソロス財団ネットワークは、人権、文化、経済・社会開発分野に重点を置き、毎年約5億ドルを主に開発途上国および移行経済諸国に供与している<sup>81</sup>。また、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団も、2000年の初め以降、40億ドルを超える供与を行ってきたが、その半分は世界中の保健関連の取り組みに使用された<sup>82</sup>。

途上国の多くは今でも莫大な総額の債務を支払っている。すべての債務が悪いわけではない。つまり、明日の利益を得るために今日借ることは、多くの場合賢明な策といえる。しかしながら、数多くの国において、債務は国庫を圧迫しており、しかも独裁政権がはるか昔に行った非生産的な支出が原因となっていることが多い。

ごく最近の債務削減の動きとして、1996年に世界銀行と国際通貨基金

(IMF) が、世界で最も貧しく、最も重い債務を負っている国々に対し、包括的な債務救済を行うために立ち上げた、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブがある<sup>83</sup>。人間開発低位国についていえば、そのうちの28カ国がこの取り組みの対象となっており、債務元利支払金額は1990年の対GDP比5.1%から2000年には3.6%へと減少した（指標表16）。しかし、ジュビリー2000を筆頭とするこれらの救済策は十分ではなく、絶望的なまでに救済を必要としている多くの国がその中に含まれていないという声もある。先に世界銀行とIMFが新たに公約したより厚くより広範囲な債務救済は、その意味では前向きな進展である<sup>84</sup>。

より質の高い援助

目標を達成するためには、より多くの援助が必要かもしれないが、それが適切な場所に適切な影響を及ぼすという保証はない。ミレニアム宣言が掲げている目標に合致するように資金を移動させるためには、援助の量を増やすだけでなく、より質の高い援助が求められる。

誰が援助を受け取るべきだろうか。ドナー（援助提供者）は、援助を管理し、効果的に利用する能力があることを立証した国に、援助を集中させつつある<sup>85</sup>。このやり方は理解できるが、大きな危険もはらんでいる。つまり、それは、目標達成から大きく遅れをとって、資金を最も必要としている国々が、援助を受けられる可能性が最も低いということを意味しているからである。

援助は、それを最も必要としている国々に向けられる必要があるというだけ



グローバル市場に参入して物を売ろうとする途上国の平均的な貧困者は、農業補助金だけでも1日10億ドル前後という援助総額の6倍を超える金額が支払われている先進国の典型的な労働者に比べて、2倍も高い障壁に直面している。

でなく、適切な部門に充当される必要がある。DAC諸国の年間援助額のうち、教育に振り向けられている金額はわずか20億ドルに過ぎない<sup>16</sup>。教育の目標を達成するためには、援助額を90~120億ドル増やし、援助のおよそ3.5%から10%を優に超える水準まで引き上げなければならない。同様に、目標を達成するためには、他の基本的な社会サービスに当てられる援助の割合も増やす必要があるが、それには、優先項目を設定し、競合している領域にどのように援助を配分するのが最善かについて共通の理解を得るという、困難な問題が待ち受けている。

#### 貿易および海外直接投資

一方的な資金の移転は、グローバルな協力関係を構築するのに十分でなく、また十分であってはならない。開発途上国は、自ら開発を推進していくために、世界経済の中で競争し、繁栄する必要がある。途上国が輸出から受け取る資金の流れと比べると、他の資金源からの流れは小さく見える。このことは、これらの国々の多くがすでにどれほど世界経済に統合されているかを示している(表1.4参照)。さらに、1990年代には、海外直接投資が途上国への他の資金の流れよりも急速に伸び、途上国のGDPの0.9%から2.5%へと増加した(指標表16)。開発途上国、とりわけ最貧困が受け取るのは、海外直接投資総額のまだほんのわずかに過ぎないが、現在その流れは政府開発援助を上回っている。

基本的に、グローバル市場への参入は、国内の繁栄している市場経済と同様の恩恵をもたらす。しかし、国際貿易は高度に規制されており、そこでは力のある国が影響力を持ち、途上国が同じ十倍で勝負するといえるにはほど遠い。グローバル市場に参入して物を売ろうとする途上国の平均的な貧困者は、農業補助金

だけでも1日10億ドル前後という援助総額の6倍を超える金額が支払われている先進国の典型的な労働者に比べて、2倍も高い障壁に直面している<sup>17</sup>。開発途上国にとっては、毎年受け取る560億ドルの援助よりも、これらの障壁や補助金によって失われる輸出機会のコストのほうが高い<sup>18</sup>。

グローバルな土俵で対等に勝負できるようにになれば、農業、繊維、衣料をはじめとする低所得、低技能領域に多くの利益がもたらされるであろう。そして、多くの場合において、最も貧しい国々と最も貧しい人々がともに恩恵を受けるであろう<sup>19</sup>。したがって、開発途上国からの輸入を阻害する先進国の貿易障壁や補助金の撤廃は、緊急の優先課題であり、開発を大いに加速する可能性のある方法である。

ミレニアム宣言の非差別的貿易制度の要請は、世界のより富裕な国々に明確な責任を課すが、これは貿易制度の変更に向けた小さな一歩に過ぎない。貿易の自由化は総体的には多くの利益をもたらすが、世界的に見て、誰もが得する都合のよい状況になるとは限らない。つまり、一部の国では競争に負ける部門も出てくるであろうし、そうした国はおそらく反対を唱えるであろう。

しかし敗者は、打倒を唱える陳情者たちだけではない。彼らは、グローバリゼーションや対外競争が原因で、生活がまたたく間に悪化する個人や家族、地域社会なのである。世界中にこうした絶望を共有する人々がおり、貿易の自由化が続けば、その数は増加して行くであろう。

この問題は今後の活発な議論を待つのであるが、国際貿易の増大が1980年代から90年代にかけての先進国における不平等の急増の一因であったことを、最近の多くの調査は示唆している<sup>20</sup>。しかし、貿易を抑制すれば、途上国のさらに

貧窮した人々を苦しめる可能性が高い。

貿易は全体の所得を増加させるのであるから、先進国の貧しい人々と途上国のさらに貧しい労働者とを対立させるかに見えるこの道徳上のジレンマへの答えは、利益全体の一部を、直接損害を被る人々に再分配することである。それは、社会保障を拡大し、失職者が新しい職場を見つけるための支援を強化することを意味する。カナダとデンマークは、資金移転と社会保障をうまく利用して、税引前市場賃金の不平等が拡大するのを阻止した(BOX 1.2参照)。これは、貿易の増大の結果生じる避けることのできない特定部門の損失を、各国経済の中で公平に分配できることを示している。

グローバリゼーションによって生じる利益をより広範囲にわたって分配することを確保するためには、先進国は途上国に対する貿易障壁を撤廃する必要がある。2001年にドーハで開催されたWTOの会議では、世界規模で貿易障壁を低くするための枠組みを作成したが、正式な規則を策定する段階になって、繊維分野

の障壁や農業補助金など、最も重要な領域の障壁削減が頓挫するのではないかと懸念されている。先進諸国もまた、国際競争によって打撃を受ける部門の労働者が、グローバルな革新と統合に対応するための負担をすべて背負うことのないようにしなければならない。

グローバルに統合が進む新時代は、計り知れない恩恵をもたらす可能性を秘めている。しかし、より多くの世界の人々が参加できなければ、その実現はないであろう。これは、先進国と途上国双方の国内政策および対外政策にとって重要な意味を持つ。おそらく何よりも重要であるのは、現代世界において自らの生活を方向づける決定により多くの人々を関与させる必要があるということ、そしてより多くの人々が経済的、社会的利益を享受できるようにする必要があるということであろう。これらの目標達成に向けて取り組むこと、そして最終的には民主的ガバナンスを人間開発のために最大限役立てることが、本報告書の中心課題である。



人間開発の測定：人間開発指数 (HDI)

人間開発指数 (HDI)

人間開発指数 (HDI) は、長命で健康な生活、教育、人間らしい生活水準という、人間開発の概念の3つの側面を簡略化した測定値である (テクニカルノート参照)。したがって、同指数は平均寿命、就学率、識字率、所得の尺度を組み合わせて、一国の発展を、幸福 (well-being) と同一視されることがあまりに多い所得だけを用いて測るより、いっそう広範囲にわたり見ることを可能にしている。1990年にHDIがつくられた後、人間開発の特定の側面に光を当てるために、人間開発指数 (HPI)、ジェンダー開発指数 (GDI)、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) の3つの指数が追加された。

HDIは、一部の国の成功と、それ以外の国のより遅い進展を浮き彫りにすることができる。たとえば、1975年には、ベネズエラのHDIはブラジルよりも高かったが、その後、ブラジルのほうがはるかに早い進展を遂げた。また1975年には、フィンランドのHDIはスイスよりも低かったが、今ではわずかに上回っている。このほか、HDIの順位と1人当たりGDPの順位が異なることもあり、高所得でなくても高水準の人間開発を達成し得ること、および、高所得は高水準の人間開発を保証するものでないことを示している (指標表1参照)。パキスタンとベトナムの所得はほぼ等しいが、ベトナムのほうが所得を人間開発に還元するためにより多くのことをやってきた。同様に、およそ同じ所得でありながら、ジャマイカはモロッコよりもはるかに高いHDIを達成した。

スワジランドは、所得がボツワナの3分の2未満でありながら、同等のHDIを達成した。フィリピンとタイの関係についても同様のことがいえる。したがって、適切な政策があれば、低所得でも人間開発を前進させることが可能である。

過去20年間にわたり、大半の地域においてHDIの着実な進展が見られ、中でも1990年

代に東アジア・太平洋諸国は優れた実績を上げた。アラブ諸国も途上国の増加平均を上回るめざましい成長を遂げた。それとは対照的に、サハラ以南アフリカはほぼ停滞状態に近く、1985年には南アジアと同水準であったが、大きく遅れをとってしまった。このように後進した国には2つのグループがある。すなわち、多くの人々にとって長期にわたり痛みの伴う市場経済への移行を経験したCIS諸国と、HIV/エイズや内外の紛争といったさまざまな原因により、開発が妨げられたり、後進した貧しいアフリカ諸国である。

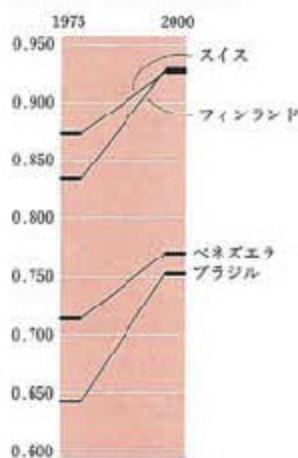
HDIは出発点としては有用であるが、人間開発のきわめて重要な側面、特に自らの生活に影響を及ぼす決定に参加する能力を考慮に入れていない。人は富裕で、健康で、十分な教育を受けていても、この能力がなければ、人間開発は抑制されることになる。

HDIに自由の側面が抜け落ちていることは、人間開発報告書の創刊当初から指摘されており、その結果1991年に人間自由指数 (HFI)、1992年には政治自由指数 (PFI) がつくられた。いずれの測定方法も発表された年以降残存することができなかったが、これを見ても、人間開発の複雑な側面を1つの指数の中に適切にこらえることの困難さがわかる。しかしながら、だからといって、一国の人間開発の状態を考察するうえで、政治的、市民的自由の指標をまったく無視してもよいというわけではない。

民主主義および参加の指標をHDIに沿って考えると、異なる様相が見えてくる。ギリシャとシンガポールのHDI順位は近いが、民主的参加も加味するならば、ギリシャのほうがはるかに高い順位となる。同様のことが、ペラルーシとロシア連邦にもあてはまる。民主化達成度を測定すれば、ロシア連邦のほうが民主主義の得点が高い (指標表1と付属資料表A1.1参照)。

最高レベルの民主主義を達成している国は、HDIも相対的に高いものの、HDI

異なる道をたどるHDI



出典：本書指標表2

HDI、HPI-1、HPI-2、GDI—同じ構成要素、異なる測定値

指数	長命	知識	人間らしい生活水準	参加または疎外
HDI	出生時平均余命	1. 成人識字率 2. 初等・中等・高等教育 総就学率	1人当たりGDP (PPP US\$)	—
HPI-1	出生時に40歳まで生きられない確率	成人非識字率	経済的供給における制約状況。その尺度は次のとおりである 1. 改善された水源を使用していない人の割合 2. 5歳未満の低体重児の割合	—
HPI-2	出生時に60歳まで生存できない確率	機能的識字能力を持たない成人の割合	所得貧困ライン (可処分世帯所得の中間値の50%) 以下の生活をしている人の割合	長期失業率 (12カ月以上)
GDI	男女別出生時平均余命	1. 男女別成人識字率 2. 男女別初等・中等・高等教育総就学率	男女別勤労所得の推定値。女性と男性の経済的資源 (資金) の豊満度を反映している	—

と民主主義の間に単純な関係は存在しない。第2章では、HDIと民主主義の関係を詳細に検証し、民主主義が自動的に開発につながるわけではないことを明らかにする。

人間開発指数 (HPI)

HDIが人間開発の達成について一国の全体的な前進を測定するのに対し、人間開発指数 (HPI) は、発展がどのように分配されているかを反映するもので、いまだに存在している制約状態の中でも手のつけられていなかった部分を測定する。HPIは、HDIと同様に基本的な人間開発の側面における、制約状態を測定する。

HPI-1

HPI-1は、開発途上国における貧困を測定するもので、3つの側面における制約状況に注目する。まず、長命は、出生時に40歳まで生きられない確率によって測定される。次に知識は、成人非識字率によって測定される。最後に、全体的な公約および私的な経済的供給は、浄化された水源を利用できない人々の割合と、5歳未満低体重児の割合によって測定される。

HPI-2

人間の制約状況は、人々が暮らしている地域社会の社会的、経済的状態によって異なる。そのため、特定のOECD諸国における、人間の貧困度を測定するために、はるかに多くのデータを用いて、HPI-2という別個の指数が考案された。HPI-2は、HPI-1と同じ3つの側面に加え、社会的疎外という新たな側面での制約状況にも注目している。出生時に60歳まで生きられない確率、成人の機能的非識字率、所得貧困ラインを下回る生活 (可処分世帯所得が所得中間値の50%未満) をしている人々の割合、長期失業率 (12カ月以上) が指標となっている。

ジェンダー開発指数 (GDI)

ジェンダー開発指数 (GDI) は、HDIと同じ側面の達成度を同じ指標を用いて測定するが、達成度における男女間の不平等をとらえるものである。簡単にいえば、GDIはジェンダー不平等を検証するために、HDIを下方調整したものである。基本的な人間開発におけるジェンダー格差が大きいほど、その国のGDIはHDIに対して低くなる。

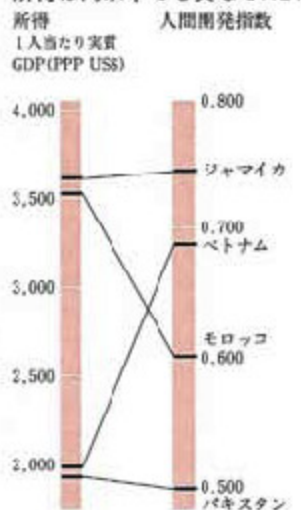
ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は、女性が経済的、政治的

に積極的に関与できているかどうかを明らかにする。GEMは、参加状況に注目し、経済的、政治的な参加および意思決定に関する重要な領域におけるジェンダー不平等を測定している。GEMは、女性が国会議席に占める割合や、議員、上

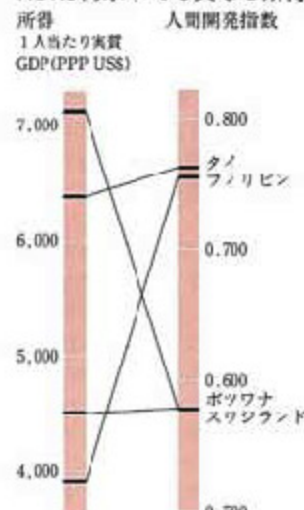
級行政職・管理職、専門職・技術職に占める割合、さらには、経済的自立を反映する指標として、勤労所得におけるジェンダー格差を追求している。GDIと異なり、GEMは特定の領域における機会の不平等を明らかにする。

所得は同水準でも異なるHDI



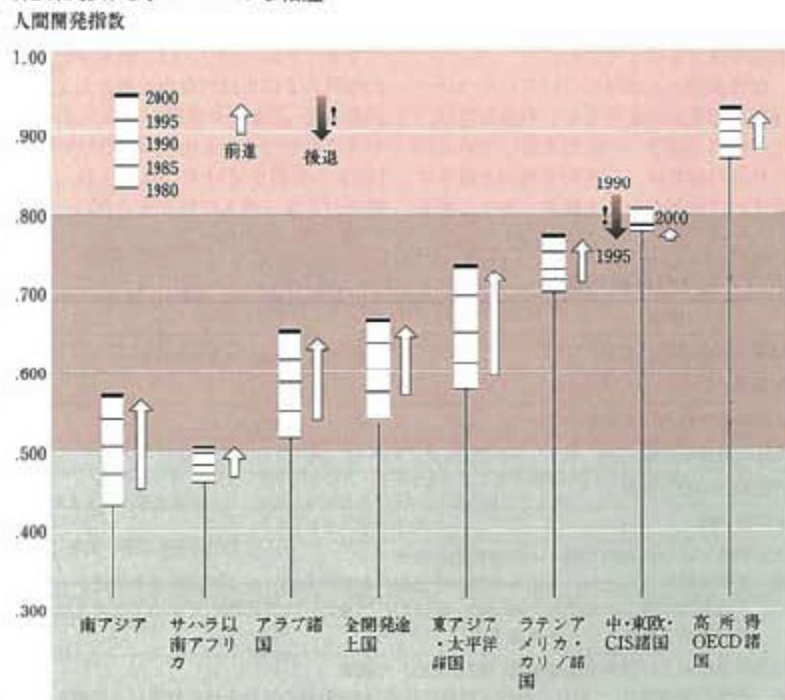
出典：本書指標表1

HDIは同水準でも異なる所得



出典：本書指標表1

HDIにおけるグローバルな格差



出典：本書指標表2にもとづき人間開発報告書事務局が算出



付属資料1.1

ガバナンスを測定する：民主主義および政治的・市民的権利という尺度

各国の民主主義または政治的・市民的権利の広がりや表すことを目的とした指標は数多い。しかし、所得、保健医療、教育の指標と異なり、明確で、誰もが納得する測定値は存在しない。研究者には、2つの選択肢があるか、どちらにも欠点を抱えている。投票率または複数候補が立候補する選挙制度の存在といった客観的尺度を使うか、あるいは一国の民主主義の程度に関する専門家の意見をもとにした主観的尺度を利用するかである(客観的および主観的なガバナンス指標の要約については下表を、包括的な各国データについては付属資料表1と2を参照)。

客観的尺度は、民主主義のすべての側面を反映しないことがある。国が選挙を実施したとしても、これまでに一度も政権交代をしたことがないこともあれば、政権が変わったとしても、報道の自由をはじめとした市民的自由が縮小されることもある。真に民主的なガバナンス(統治)には、多くの人々の実質的な参加と、権力を持つ人々の説明責任が求められる。客観的な尺度は、そうした概念をとらえることはできない。原理上は、主観的尺度のほうが、民主主義の概念が意味するところをとらえられるはずである。しかし、主観的であるため、意見の相違や偏りを生じやすい。

世界各国の大部分についていくつかの主観的指数が存在するが、本報告書は、その中の主に3つの指数を使っている。これらの指数は、一般的な傾向を簡単に示すには有用だが、主観的であり、論争

的になりやすい。したがって、信頼すべきものとしてではなく、進展の概況を表すものとして受け止められるべきである。

メリーランド大学国際開発・紛争管理センターにおいて開発された、Polity IVデータセットは、世界の大半の独立国家について、その政治体制および権力の特性に関する情報を年に1度編纂している。独裁主義は、「一般市民の参加が厳しく制限され、最高行政官が政治エリートから選出され、権力の行使に対し制度上の制約がほとんど存在しない政治制度」と定義づけられている。一方、民主主義は、「人々に開かれた、競争のある政治参加のための制度上の手続きが定められており、最高行政官が自由選挙により選出され、最高行政官の権力に対し実質的に制限を加える制度」と定義づけられている。各国のPolityスコアは、独裁主義から民主主義までの直線的な測定尺度による。Polityスコアは、法律と制度(institutions)が民主的参加を認めているかどうかという、民主主義に必要な制度上の要素を測定するが、実際の政治参加の程度は測定していない。このデータベースには、1975年までさかのぼったスコアが収められているため、長期間の動向を描くうえで便利である。

フリーダム・ハウスは、世界中の政治的権利および市民的自由を調査し、政治的権利を、「人々が束縛なく政治的プロセスに参加できる自由」、市民的自由を、「国家の制約を受けずに見解を述べ、組織をつくり、個人の自立性を育むことの

できる自由」と定義づけている。1997年にフリーダム・ハウスは、法律上の自由と実際上の自由、報道内容への政治的・経済的介入からの自由、ジャーナリストの逮捕や殺害といった自由の侵害を考慮に入れ、報道の自由を評価し公表した。この調査は、国内外のニュース記事、非政府組織による出版物、シンクタンクや学問的分析、専門家とのやりとりをはじめとする、広範囲な情報源をもとに行われた。国を幅広く網羅していること、また、多数の国の1980年以前にまでさかのぼったデータを有していることから、報道の自由に関してグローバルな動向を提供し得る唯一のデータベースとなっている。

世界銀行チームは、12を超える情報源から引用した数々の指標にもとづき5つの総合指数を構築した。これらの指標は、異なるグループにまとめられ、民主主義(「発言と説明責任(アカウンタビリティ)」という名称で分類されている)、政治的不安定性と暴力、法の支配、不正利得(汚職)、政府の有効性、規制負担という総合指数がつけられた。第2章で使われている、「発言と説明責任指数」は、政府の選出をはじめとする政治プロセスに関する複数の指標を、市民的自由と政治的権利の指標および報道の自由と独立の指標と組み合わせている。この指数には、長期的動向は含まれていないが、他の測定方法に比べ、開発途上国間の違いを明らかにする点で優れている。

ガバナンスの客観的指標

指標	出典
最後に実施された選挙の日付	列国議会同盟
投票率	列国議会同盟
女性に選挙権が付与された年	列国議会同盟
女性の国会議員数	列国議会同盟
労働組合の組合員数	列国議会同盟
非政府組織	国際機関年鑑
市民的及び政治的権利に関する国際規約の批准	国連条約課
● 世界人権宣言に則し、自由な人間が市民的、政治的自由、および、恐怖と欠乏からの自由を享受するという理想は、万人が市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利を享受できるという条件のもとにおいてのみ達成され得ることを認識する。	
結社の自由および団体交渉権条約(87号条約)の批准	国連条約課
● 国際労働機関は、「結社の自由の原則」の認識が労働者の労働条件を改善し、平和を確立する手段であると宣言する。	

ガバナンスの主観的指標

指標	出典	測定概念	手法	範囲
Polityスコア	メリーランド大学 Polity IV データセット	● 最高行政官の採用における競争度 ● 最高行政官の採用の開放度 ● 最高行政官に対する制約 ● 参加の規制 ● 行政官の採用の規制 ● 参加の競争性	内部専門家の意見	-10(民主的でない)から10(最も民主的)
市民的自由	フリーダム・ハウス	● 表現と信念の自由 ● 結社の自由と団結権 ● 法の支配と人権 ● 個人の自主性と経済的権利	内部専門家の意見	1.0-2.5(自由) 3.0-5.0(部分的に自由) 6.0-7.0(自由ではない)
政治的権利	フリーダム・ハウス	● 実権のある公職者を選ぶ自由で公正な選挙 ● 政治組織の自由 ● 有効な反対勢力 ● 有力グループによる支配からの自由 ● 少数派グループの自立または政治参加	内部専門家の意見	1.0-2.5(自由) 3.0-5.0(部分的に自由) 6.0-7.0(自由ではない)
報道の自由	フリーダム・ハウス	● メディアの客観性 ● 表現の自由	内部専門家の意見	0-30(自由) 31-60(部分的に自由) 61-100(自由ではない)
発言と説明責任	世界銀行リサーチ ガバナンス指標データセット	● 自由で公正な選挙 ● 報道の自由 ● 市民的権利 ● 政治的権利 ● 政治における軍隊 ● 政権交代 ● 透明性 ● 法律(laws)および政策の展開が実業界に常に知らされている ● 実業界が法律または政策の変更について懸念を表明できる	フリーダム・ハウスと国際コンタクト・リサーチ・ガイド(ICRC)を含む、さまざまな情報を総合	-2.5から2.5(数字が高いほうが良い)
政治的不安定性と暴力の不在	世界銀行リサーチ ガバナンス指標データセット	● 不安定要因の認識(民衆間の緊張、武力紛争、社会不安、テロリストの脅威、内紛、政治領域の分裂、憲法改正、軍事政変)	エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、FRS(ポリティカル・リスク・サービズ)グループ、ビジネス環境リスク・インテリジェンス(BERI)を含む、さまざまな情報を総合	-2.5から2.5(数字が高いほうが良い)
法と秩序	国際コンタクト・リサーチ・ガイド	● 法の公平性 ● 国民による法律の遵守度	内部の専門家の意見	0-6(数字が高いほうが良い)
法の支配	世界銀行リサーチ ガバナンス指標データセット	● 闇市場 ● 民間または公的な契約の強制執行能力 ● 銀行業務における汚職 ● 取引への障害となる犯罪と窃盗 ● 犯罪による損失と費用(コスト) ● 司法の予測不能性	PRSグループとエコノミスト・インテリジェンス・ユニットを含む、さまざまな資料を総合	-2.5から2.5(数字が高いほうが良い)
政府の効率性	世界銀行 ガバナンス指標データセット	● 官僚の質 ● 業務処理費用 ● 公的保険医療の質 ● 政府の安定性	PRSグループ、フリーダム・ハウス、ビジネス環境リスク・インテリジェンス(BERI)を含む、さまざまな情報を総合	-2.5から2.5(数字が高いほうが良い)
汚職認知指数	トランスパレンシー・インターナショナル	● 実業界の人々、学者、リスク分析者が認知する官界の汚職	専門家の国内調査	0-10(数字が高いほうが良い)
不正利得(汚職)	世界銀行 ガバナンス指標データセット	● 公務員の汚職 ● 取引の障害になる汚職 ● 公務員および裁判官に対する「不法な支払い」の頻度 ● 公務員の汚職の認知度。事業の利益誘導を目的にした支払い	フリーダム・ハウス、エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、ビジネス環境リスク・インテリジェンス(BERI)を含む、さまざまな情報を総合	-2.5から2.5(数字が高いほうが良い)

出典: Marshall and Jaggers 2000; Freedom House 2000, 2002; Kaufmann, Kraay and Zoido-Lobaton 2002; PRS Group 2001; Transparency International 2001; IPU 1995, 2002; ILO 1997; UIA 2000; UN 2002a



A1.1 ガバナンス  
の主観的な  
指標

法の支配・政府の効率性

HDI順位	民主主義				法の支配・政府の効率性					汚職	
	Polity スコア <sup>a</sup> 2000 (-10~10)	市民的 自由 <sup>b</sup> 2000 (7~1)	政治的 権利 <sup>c</sup> 2000 (7~1)	報道の 自由 <sup>d</sup> 2000 (100~0)	発言と 説明 責任 <sup>e</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政治的 安定性と 暴力の 不在 <sup>f</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	法と 秩序 <sup>g</sup> 2001 (0~6)	法の 支配 <sup>h</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政府の 効率性 <sup>i</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	汚職 認知 指数 <sup>j</sup> 2001 (0~10)	不正利得 (汚職) <sup>k</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)
人間開発上位国											
1 Norway	10	1	1	5	1.53	1.32	6.0	1.70	1.35	8.6	1.76
2 Sweden	10	1	1	10	1.65	1.38	6.0	1.70	1.51	9.0	2.21
3 Canada	10	1	1	15	1.33	1.24	6.0	1.70	1.71	8.5	2.25
4 Belgium	10	2	1	9	1.24	0.87	5.0	1.34	1.29	6.6	1.05
5 Australia	10	1	1	10	1.70	1.26	6.0	1.69	1.58	8.5	1.75
6 United States	10	1	1	15	1.21	1.18	6.0	1.58	1.58	7.6	1.45
7 Iceland	10	1	1	12	1.53	1.57	6.0	1.77	1.53	9.2	2.16
8 Netherlands	10	1	1	15	1.61	1.48	6.0	1.67	1.84	8.8	2.09
9 Japan	10	2	1	23	1.03	1.20	5.0	1.59	0.93	7.1	1.20
10 Finland	10	1	1	14	1.69	1.61	6.0	1.83	1.67	9.5	2.25
11 Switzerland	10	1	1	8	1.73	1.61	5.0	1.91	1.98	8.4	1.91
12 France	9	2	1	21	1.11	1.04	5.0	1.22	1.24	6.7	1.15
13 United Kingdom	10	2	1	17	1.46	1.10	6.0	1.61	1.77	8.3	1.86
14 Denmark	10	1	1	9	1.60	1.34	6.0	1.71	1.62	9.5	2.09
15 Austria	10	1	1	14	1.34	1.27	6.0	1.86	1.51	7.8	1.56
16 Luxembourg	10	1	1	10	1.41	1.48	6.0	1.86	1.86	8.7	1.98
17 Germany	10	2	1	13	1.42	1.21	5.0	1.57	1.67	7.4	1.38
18 Ireland	10	1	1	18	1.57	1.24	6.0	1.54	1.79	7.5	1.16
19 New Zealand	10	1	1	8	1.59	1.21	6.0	1.71	1.27	9.4	2.09
20 Italy	10	2	1	27	1.10	0.82	6.0	0.72	0.68	5.5	0.63
21 Spain	10	2	1	20	1.15	1.01	4.0	1.12	1.57	7.0	1.45
22 Israel	10	3	1	30	0.98	-0.54	5.0	0.94	0.87	7.6	1.12
23 Hong Kong, China (SAR)	..	3	5	..	-0.33	1.13	4.0	1.37	1.10	7.9	1.16
24 Greece	10	3	1	30	1.12	0.79	3.0	0.62	0.65	4.2	0.73
25 Singapore	-2	5	5	68	0.11	1.44	6.0	1.85	2.15	9.2	2.13
26 Cyprus	10	1	1	18	1.28	0.48	5.0	0.96	0.91	..	1.24
27 Korea, Rep. of	8	2	2	27	0.98	0.50	4.0	0.55	0.44	4.2	0.37
28 Portugal	10	1	1	17	1.42	1.41	5.0	0.94	0.91	6.3	1.21
29 Slovenia	10	2	1	21	1.07	0.87	5.0	0.89	0.73	5.2	1.09
30 Malta	..	1	1	14	1.43	..	5.0	0.68	0.73	..	0.13
31 Barbados	..	1	1	15	1.27	..	..	1.16	..	..	..
32 Brunei Darussalam	..	5	7	74	-0.93	0.86	6.0	1.29	0.88	..	-0.17
33 Czech Republic	10	2	1	24	1.04	0.74	5.0	0.64	0.58	3.9	0.31
34 Argentina	8	2	1	33	0.57	0.55	4.0	0.22	0.18	3.5	-0.36
35 Hungary	10	2	1	28	1.19	0.75	4.0	0.76	0.60	5.3	0.65
36 Slovakia	9	2	1	26	0.99	0.62	4.0	0.36	0.23	3.7	0.23
37 Poland	9	2	1	19	1.21	0.66	4.0	0.55	0.27	4.1	0.43
38 Chile	9	2	2	27	0.63	0.87	5.0	1.19	1.13	7.5	1.40
39 Bahrain	-9	6	7	75	-0.96	-0.04	5.0	0.42	0.62	..	0.84
40 Uruguay	10	1	1	30	1.08	1.05	2.5	0.63	0.61	5.1	0.71
41 Bahamas	..	1	1	7	1.15	0.66	4.0	0.85	1.04	..	0.74
42 Estonia	6	2	1	20	0.94	0.73	4.0	0.78	0.85	5.6	0.73
43 Costa Rica	10	2	1	15	1.37	1.08	4.0	0.61	0.74	4.5	0.87
44 Saint Kitts and Nevis	..	2	1	18	..	..	..	..	..	..	..
45 Kuwait	-7	5	4	48	0.08	0.64	5.0	1.10	0.19	..	0.59
46 United Arab Emirates	-8	5	6	75	-0.51	1.09	4.0	1.12	0.60	..	0.13
47 Seychelles	..	3	3	51	..	..	..	..	..	..	..
48 Croatia	7	3	2	50	0.48	0.18	5.0	0.29	0.10	3.9	0.82
49 Lithuania	10	2	1	20	1.09	0.29	4.0	0.29	0.25	4.8	0.20
50 Trinidad and Tobago	10	2	2	23	0.61	0.27	4.0	0.41	0.62	5.3	0.49

A1.1 ガバナンス  
の主観的な  
指標

法の支配・政府の効率性

HDI順位	民主主義				法の支配・政府の効率性					汚職	
	Polity スコア <sup>a</sup> 2000 (-10~10)	市民的 自由 <sup>b</sup> 2000 (7~1)	政治的 権利 <sup>c</sup> 2000 (7~1)	報道の 自由 <sup>d</sup> 2000 (100~0)	発言と 説明 責任 <sup>e</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政治的 安定性と 暴力の 不在 <sup>f</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	法と 秩序 <sup>g</sup> 2001 (0~6)	法の 支配 <sup>h</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政府の 効率性 <sup>i</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	汚職 認知 指数 <sup>j</sup> 2001 (0~10)	不正利得 (汚職) <sup>k</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)
51 Qatar	-10	5	6	62	-0.54	1.40	6.0	1.00	0.82	..	0.57
52 Antigua and Barbuda	..	2	4	46	..	..	..	..	..	..	..
53 Latvia	8	2	1	24	0.81	0.50	5.0	0.36	0.22	3.4	-0.05
人間開発中位国											
54 Mexico	8	3	2	46	0.12	0.06	2.0	-0.41	0.28	3.7	-0.28
55 Cuba	-7	7	7	94	-1.49	0.07	4.0	-0.32	-0.22	..	-0.12
56 Belarus	-7	5	6	80	-1.04	0.04	4.0	-0.81	-0.99	..	-0.06
57 Panama	9	2	1	30	0.77	0.57	3.0	-0.12	-0.14	3.7	-0.45
58 Belize	..	1	1	25	1.01	0.32	..	0.74	0.55	..	0.48
59 Malaysia	3	5	5	70	-0.13	0.31	3.0	0.34	0.53	5.0	0.13
60 Russian Federation	7	5	5	60	-0.35	-0.41	3.0	-0.87	-0.57	2.3	-1.01
61 Dominica	..	1	1	16	..	..	..	..	..	..	..
62 Bulgaria	8	3	2	26	0.59	0.37	4.0	0.02	-0.26	3.9	-0.16
63 Romania	8	2	2	44	0.50	-0.08	4.0	-0.02	-0.54	2.8	-0.51
64 Libyan Arab Jamahiriya	-7	7	7	90	-1.35	-0.38	4.0	-0.89	-1.12	..	-0.90
65 Macedonia, FYR	6	3	4	44	0.02	-1.45	..	-0.38	-0.63	..	-0.51
66 Saint Lucia	..	2	1	13	..	..	..	..	..	..	..
67 Mauritius	10	2	1	17	1.27	1.12	..	1.00	0.76	4.5	0.45
68 Colombia	7	4	4	60	-0.41	-1.36	1.0	-0.77	-0.38	3.8	-0.35
69 Venezuela	7	5	3	34	-0.34	-0.33	2.0	-0.81	-0.81	2.8	-0.55
70 Thailand	9	3	2	29	0.37	0.21	5.0	0.44	0.10	3.2	-0.46
71 Saudi Arabia	-10	7	7	92	-1.07	0.51	5.0	0.19	0.00	..	-0.35
72 Fiji	..	3	6	44	0.05	0.39	..	-0.52	0.38	..	1.01
73 Brazil	8	3	3	31	0.53	0.47	2.0	-0.26	-0.27	4.0	-0.02
74 Suriname	..	2	1	28	0.63	0.12	3.0	-0.59	0.10	..	0.13
75 Lebanon	..	5	6	61	-0.32	-0.55	4.0	-0.05	-0.02	..	-0.63
76 Armenia	5	4	4	59	-0.22	-0.84	3.0	-0.35	-1.03	..	-0.80
77 Philippines	8	3	2	30	0.53	-0.21	2.0	-0.49	0.03	2.9	-0.45
78 Oman	-9	5	6	71	-0.50	1.00	5.0	1.05	0.85	..	0.44
79 Kazakhstan	-4	5	6	70	-0.80	0.29	4.0	-0.60	-0.61	2.7	-0.83
80 Ukraine	7	4	4	60	-0.31	-0.59	4.0	-0.63	-0.75	2.1	-0.90
81 Georgia	5	4	4	53	-0.07	-1.00	..	-0.43	-0.72	..	-0.69
82 Peru	..	3	3	54	0.15	-0.23	3.0	-0.51	-0.35	4.1	-0.04
83 Grenada	..	2	1	20	..	..	..	..	..	..	..
84 Maldives	..	5	6	65	-0.81	..	..	..	..	..	..
85 Turkey	7	5	4	58	-0.55	-0.75	4.0	-0.15	-0.15	3.6	-0.48
86 Jamaica	9	2	2	11	0.78	0.35	2.0	-0.38	-0.30	..	-0.06
87 Turkmenistan	-9	7	7	89	-1.42	0.11	..	-1.02	-1.23	..	-1.12
88 Azerbaijan	-7	5	6	76	-0.70	-0.70	4.0	-0.78	-0.95	2.0	-1.05
89 Sri Lanka	5	4	3	74	-0.23	-1.63	3.0	-0.31	-0.44	..	0.00
90 Paraguay	7	3	4	51	-0.70	-0.87	3.0	-0.88	-1.20	..	-0.97
91 St. Vincent & the Grenadines	..	1	2	16	..	..	..	..	..	..	..
92 Albania	5	5	4	56	0.01	-0.60	2.0	-0.71	-0.89	..	-0.60
93 Ecuador	6	3	3	40	-0.14	-0.80	3.0	-0.75	-0.94	2.3	-0.98
94 Dominican Republic	8	2	2	30	0.42	0.46	2.0	0.01	-0.24	3.1	-0.20
95 Uzbekistan	-9	6	7	84	-1.18	-1.17	..	-0.71	-0.86	2.7	-0.66
96 China	-7	6	7	80	-1.11	0.39	4.0	-0.13	0.14	3.5	-0.30
97 Tunisia	-3	5	6	74	-0.61	0.82	5.0	0.81	1.30	5.3	0.86
98 Iran, Islamic Rep. of	3	6	6	72	-0.36	0.02	4.0	-0.39	-0.21	..	-0.64
99 Jordan	-2	4	4	60	0.10	0.13	4.0	0.65	0.42	4.9	0.09
100 Cape Verde	..	2	1	32	0.92	..	..	0.15	..	..	..



A1.1 ガバナンス  
の主観的な  
指標

HDI順位	法の支配・政府の効率性										
	民主主義				政治の安定性と暴力の存在*			汚職			
	Polity スコア <sup>a</sup> 2000 (-10~10)	市民的 自由 <sup>b</sup> 2000 (7~1)	政治的 権利 <sup>c</sup> 2000 (7~1)	報道の 自由 <sup>d</sup> 2000 (100~0)	発言と 説明 責任 <sup>e</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	不安定性と 暴力の 存在 <sup>f</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	法と 秩序 <sup>g</sup> 2001 (0~6)	法の 支配 <sup>h</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政府の 効率性 <sup>i</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	汚職 認知 <sup>j</sup> 2001 (0~10)	不正利得 (汚職) <sup>k</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)
101	Samba (Western)	..	2	2	21	..	..	0.49	..	..	..
102	Kyrgyzstan	-3	5	6	61	-0.57	-0.32	..	-0.72	-0.61	..
103	Guyana	6	2	2	22	0.94	-0.70	4.0	0.3	0.02	..
104	El Salvador	7	3	2	37	0.21	0.62	3.0	-0.65	-0.25	3.6
105	Moldova, Rep. of	7	4	2	59	0.12	-0.29	5.0	-0.42	-1.10	3.1
106	Algeria	-3	5	6	74	-1.19	-1.27	2.0	-0.97	-0.81	..
107	South Africa	9	2	1	23	1.17	0.07	2.0	-0.05	0.25	4.8
108	Syrian Arab Republic	-7	7	7	71	-1.40	-0.28	5.0	-0.52	-0.81	..
109	Viet Nam	-7	6	7	80	-1.29	0.44	4.0	-0.57	-0.30	2.6
110	Indonesia	7	4	3	47	-0.40	-1.56	2.0	-0.87	-0.50	1.9
111	Equatorial Guinea	-5	7	7	79	-1.30	..	..	-1.20	..	..
112	Tajikistan	-1	6	6	79	-0.69	-1.77	..	-1.25	-1.31	..
113	Mongolia	10	3	2	28	0.73	0.72	4.0	0.42	0.39	..
114	Bolivia	9	3	1	22	0.27	-0.61	3.0	-0.41	-0.47	2.0
115	Egypt	-6	5	6	69	-0.65	0.21	4.0	0.21	0.27	3.6
116	Honduras	7	3	3	45	-0.04	0.25	1.0	-1.06	-0.58	2.7
117	Gabon	-4	4	5	55	-0.40	-0.44	3.0	-0.44	-0.45	..
118	Nicaragua	8	3	3	40	-0.06	0.31	4.0	-0.79	-0.73	2.4
119	São Tomé and Príncipe	..	7	1	75	1.00	..	..	..	..	..
120	Guatemala	8	4	3	49	-0.33	-0.77	2.0	-1.00	-0.63	2.9
121	Solomon Islands	..	4	4	22	0.16	..	..	..	..	..
122	Namibia	6	3	2	34	0.32	-0.52	6.0	1.24	0.60	5.4
123	Morocco	-6	4	5	53	-0.23	0.16	6.0	0.46	0.10	..
124	India	9	3	2	42	0.66	-0.05	4.0	0.23	-0.17	2.7
125	Swaziland	-9	5	6	77	-0.93	..	..	0.15	..	..
126	Botswana	9	2	2	27	0.80	0.71	3.5	0.68	0.83	6.0
127	Myanmar	-7	7	7	100	-1.99	-1.20	3.0	-1.02	-1.25	..
128	Zimbabwe	-5	5	6	69	-0.90	-1.25	0.5	-0.54	-1.03	2.9
129	Ghana	2	3	2	55	0.02	-0.11	2.0	-0.08	-0.06	3.4
130	Cambodia	2	6	6	61	-0.77	-0.13	..	-0.38	0.34	..
131	Vanuatu	..	3	1	37	..	..	..	..	..	..
132	Lesotho	..	4	4	52	-0.15	..	..	-0.19	..	..
133	Papua New Guinea	10	3	2	29	-0.03	-0.48	2.0	-0.28	-0.67	..
134	Kenya	-2	5	6	70	-0.68	-0.83	2.0	-1.21	-0.76	2.0
135	Cameroon	-4	6	7	71	-0.82	-0.13	2.0	-1.02	-0.40	2.0
136	Congo	-6	4	6	71	-1.38	-1.36	2.0	-1.1	-1.58	..
137	Comoros	-1	4	6	38	-0.35	..	..	..	..	..
人間開発低位国											
138	Pakistan	-6	5	6	57	-1.43	-0.39	3.0	-0.74	-0.48	2.3
139	Sudan	-7	7	7	85	-1.53	-2.01	2.0	-1.04	-1.34	..
140	Bhutan	-8	6	7	76	-1.27	..	..	..	..	..
141	Togo	-2	5	5	72	-1.06	-0.62	3.0	-0.82	-1.32	..
142	Nepal	6	4	3	57	-0.06	-0.26	..	-0.65	-1.04	..
143	Lao People's Dem. Rep.	-7	6	7	69	-1.05	0.00	..	-0.72	-0.39	..
144	Yemen	-2	6	5	69	-0.63	-1.07	2.0	-1.12	-0.77	..
145	Bangladesh	6	4	3	60	-0.20	-0.57	2.0	-0.76	-0.54	0.4
146	Haiti	-2	5	6	59	-0.80	-0.38	2.0	-1.45	-1.32	..
147	Madagascar	7	4	2	32	0.28	-0.34	3.0	-0.68	-0.35	..
148	Nigeria	4	4	4	55	-0.44	-1.36	2.0	-1.13	-1.00	1.0
149	Djibouti	2	5	4	63	-0.44	..	..	-0.19	..	..
150	Uganda	-4	5	6	40	-0.79	-1.31	4.0	-0.65	-0.32	1.9

A1.1 ガバナンス  
の主観的な  
指標

HDI順位	法の支配・政府の効率性										
	民主主義				政治の安定性と暴力の存在*			汚職			
	Polity スコア <sup>a</sup> 2000 (-10~10)	市民的 自由 <sup>b</sup> 2000 (7~1)	政治的 権利 <sup>c</sup> 2000 (7~1)	報道の 自由 <sup>d</sup> 2000 (100~0)	発言と 説明 責任 <sup>e</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	不安定性と 暴力の 存在 <sup>f</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	法と 秩序 <sup>g</sup> 2001 (0~6)	法の 支配 <sup>h</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	政府の 効率性 <sup>i</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)	汚職 認知 <sup>j</sup> 2001 (0~10)	不正利得 (汚職) <sup>k</sup> 2000-01 (-2.50 ~2.50)
151	Tanzania, U. Rep. of	7	4	4	49	-0.07	-0.34	5.0	0.16	-0.43	2.2
152	Mauritania	-6	5	6	67	-0.59	-0.87	..	-0.57	-0.66	..
153	Zambia	1	4	5	62	-0.17	-0.42	4.0	-0.39	-0.75	2.6
154	Senegal	8	4	3	34	0.12	-0.68	3.0	-0.13	0.16	2.9
155	Congo, Dem. Rep. of the	7	6	7	83	-1.77	-2.59 <sup>l</sup>	1.0	-2.09	-1.38	..
156	Cote d'Ivoire	4	5	6	77	-1.19	-0.95	2.5	-0.54	-0.81	2.4
157	Eritrea	-6	5	7	68	-1.04	-0.38	..	-0.43	..	..
158	Benin	6	2	2	30	0.47	-0.72	..	-0.57	0.12	..
159	Guinea	-1	5	6	71	-0.98	-0.99	3.0	-0.59	0.41	..
160	Gambia	-5	5	7	70	-0.73	0.49	5.0	0.00	0.41	..
161	Angola	-3	6	6	80	-1.26	-1.96	3.0	-1.49	-1.31	..
162	Rwanda	-4	6	7	72	-1.42	-1.16	..	-1.17	..	..
163	Malawi	7	3	3	52	-0.14	0.05	3.5	-0.36	-0.77	3.2
164	Mali	6	3	2	22	0.37	-0.13	3.0	-0.66	-1.44	..
165	Central African Republic	6	4	3	61	-0.59	..	..	..	..	..
166	Chad	-2	5	6	72	-0.88	..	..	-0.86	..	..
167	Guinea-Bissau	6	5	4	56	-0.87	-1.21	1.0	-1.50	-1.48	..
168	Ethiopia	1	5	5	64	-0.85	-0.55	5.0	-0.24	-1.01	..
169	Burkina Faso	-3	4	4	39	-0.26	-0.54	4.0	-0.79	-0.02	..
170	Mozambique	6	4	3	48	-0.22	0.20	3.0	-0.32	-0.49	..
171	Burundi	-1	6	6	80	-1.35	-1.54	..	-1.07	-1.14	..
172	Niger	4	4	4	62	0.11	-0.61	2.0	-1.17	-1.15	..
173	Sierra Leone	7	5	4	75	-1.35	-1.26	3.0	-0.38	-1.60	..

注：本表のデータはガバナンスの主観的測定値である。したがって、自由に議論されるべきで、絶対的なものとするべきではない。測定値はさまざまな組織から得たもので、異なる手法やスコアの付け方にもとづいている。そのため、測定方法によって、高い数値のほうが良いスコアの場合と、悪いスコアの場合とがある。それぞれの測定値のスコアの範囲は摘要欄に記載されており、最初の数字が最低スコアを示す。これらの指標は、LINDPのいかなる公式な立場をも反映するものではない。より詳しい定義および手法については、付属資料A1.1を参照されたい。データが一定の期間にわたる場合は、記載された2つの年で収集されたものである。

- a. メリーランド大学Polity IVプロジェクトで開発された。測定値は、民主主義に必要な制度的要素が存在するかどうか、つまり、法律および制度は民主的な参加を可能としているかどうかを反映するものであるが、政治参加の程度を示すものではない。スコアはマイナス10（絶対主義的）から10（民主的）の範囲。
- b. ノーザム・ハウスは、各国を市民的自由と政治的権利の平均スコアによって、次のように分類している。1-2.5は「自由」、3.5は「部分的に自由」、6-7は「自由ではない」。平均スコアが5.5の国は、市民的自由と政治的権利のスコアを算出する際に使われた基本的データにもとづいて、「部分的に自由」と「自由ではない」のどちらかに分類が可能である。
- c. フリーダム・ハウスは、スコア0-30の国を「報道の自由あり」、31-60の国を「部分的に報道の自由あり」、61-100の国を「報道が自由でない」としている。
- d. この指標は世界銀行の調査によって開発され、ガバナンスの質についての認識を統計的に取りまとめたものを基にしている。データは、多くの先進国、途上国、NGO、商業格付け会社、シンクタンクを対象とした調査により収集された。この指標は世界銀行および、これらのデータの提供者のいかなる公式な立場をも表すものではない。推計は大きな誤差があることがある。詳しい手法については、付属資料A1.1およびKautman, Krasny and Zoido-Lobaton (2002)を参照されたい。指数は、-2.50から2.50の範囲（数値が高いほうが良い）。
- e. 発言力と説明責任指数は、市民的自由、政治的権利、報道の自由、および自立を示す指標と、政治プロセスに関するいくつかの指標（政府の選任を含む）を合わせたものである。
- f. 法と秩序に関する測定値は、国際カントリー・リスク・ガイドからとったもので、0-6の範囲（数値が高いほうが良い）。
- g. トランスパレンシー・インターナショナルの「汚職認知指数 (corruption perceptions index)」は、0-10の範囲（数値が高いほうが良い）。
- h. 移行期にあり、新しい制度が計画され、合法的に制定され、機能しつつある国。
- i. 外国の軍隊に占領されている国。
- j. 中央政府の権力が完全に崩壊してしまった国。
- k. スコアは摘要欄に記載した範囲外である。

出典：第1列：Polity IV 2002; 第2, 3列：Freedom House 2001; 第4列：Freedom House 2000; 第5, 6, 3, 9, 11列：World Bank 2001c; 第7列：PRS Group 2001; 第10列：Transparency International 2001



A1.2 ガバナンス  
の客観的な  
指標

HDI順位	参加				市民社会		権利に関する条約の批准*	
	年	下院あるいは一院制議会の 最後に実施された選挙*		女性の 国会議席数 (as % of total) <sup>c</sup>	労働組合者数 (非農業労働者 に占める 割合: %) <sup>d</sup>	NGOの数 <sup>e</sup>	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約)	結社の自由・ 団結権 保護条約 (第87号条約)
		投票率 (%)	女性に投票権が 付与された年 <sup>b</sup>					
人間開発高位国								
1 Norway	2001	74	1907, 1913	36.4	52	2,571	●	●
2 Sweden	1998	81	1861, 1921	42.7	77 <sup>f</sup>	2,975	●	●
3 Canada	2000	61	1917, 1950	23.6	31 <sup>f</sup>	2,329	●	●
4 Belgium	1999	91	1919, 1948	24.9	38	3,162	●	●
5 Australia	2001	95	1902, 1962	25.5	29	2,171	●	●
6 United States	2000	51	1920, 1960	13.8	13	2,685	●	●
7 Iceland	1999	84	1915	34.9	71 <sup>f</sup>	1,072	●	●
8 Netherlands	1998	73	1919	32.9	22	3,293	●	●
9 Japan	2000	62	1945, 1947	12.0	19	2,122	●	●
10 Finland	1999	65	1906	35.5	60	2,647	●	●
11 Switzerland	1999	43	1971	27.4	20 <sup>f</sup>	2,966	●	●
12 France	1997	71	1944	12.9	6	3,551	●	●
13 United Kingdom	2001	59	1918, 1928	17.1	26	3,388	●	●
14 Denmark	2001	87	1915	38.0	68 <sup>f</sup>	2,806	●	●
15 Austria	1999	80	1918	25.1	37	2,684	●	●
16 Luxembourg	1999	85	1919	15.7	40	1,175	●	●
17 Germany	1998	82	1918	31.0	30	3,545	●	●
18 Ireland	1997	65	1918, 1928	13.7	36 <sup>f</sup>	1,996	●	●
19 New Zealand	1999	90	1893	33.8	23	1,478	●	●
20 Italy	2001	81	1946	9.1	31 <sup>f</sup>	3,257	●	●
21 Spain	2000	71	1931	25.6	11 <sup>f</sup>	3,116	●	●
22 Israel	1999	79	1948	13.3	23	1,800	●	●
23 Hong Kong, China (SAR)	--	--	--	--	10 <sup>f</sup>	1,110	●	●
24 Greece	2000	75	1927, 1952	8.7	15	2,137	●	●
25 Singapore	2001	95	1947	11.8	14	1,039	●	●
26 Cyprus	2001	91	1960	13.7	54	783	●	●
27 Korea, Rep. of	2000	57	1948	3.9	9	1,315	●	●
28 Portugal	1999	62	1931, 1976	18.7	19	2,289	●	●
29 Slovenia	2000	70	1945	12.2	--	1,197	●	●
30 Malta	1998	95	1947	9.2	58 <sup>f</sup>	636	●	●
31 Barbados	1999	68	1950	20.4	--	346	●	●
32 Brunei Darussalam	--	--	-- <sup>g</sup>	-- <sup>g</sup>	--	184	●	●
33 Czech Republic	1998	74	1920	14.2	36	1,891	●	●
34 Argentina	2001	75	1947	31.3	25	1,666	●	●
35 Hungary	1998	55	1918	3.3	52	2,090	●	●
36 Slovakia	1998	84	1920	14.0	52	1,259	●	●
37 Poland	2001	45	1918	20.7	27	2,064	●	●
38 Chile	2001	87	1931, 1949	12.1	16 <sup>f</sup>	1,262	●	●
39 Bahrain	1973	--	1973 <sup>h</sup>	--	--	288	●	●
40 Uruguay	1999	92	1932	11.5	12 <sup>f</sup>	923	●	●
41 Bahamas	1997	68 <sup>f</sup>	1961, 1964	19.6	--	269	●	●
42 Estonia	1999	57	1918	17.8	26	897	●	●
43 Costa Rica	2002	70	1949	19.3 <sup>f</sup>	13	772	●	●
44 Saint Kitts and Nevis	2000	64	1951	13.3	--	130	●	●
45 Kuwait	1999	80	-- <sup>h</sup>	0.0	--	499	●	●
46 United Arab Emirates	1997	--	-- <sup>h</sup>	0.0	--	452	●	●
47 Seychelles	1998	87	1948	23.5	--	195	●	●
48 Croatia	2000	69	1945	16.2	--	1,148	●	●
49 Lithuania	2000	59	1921	10.6	--	848	●	●
50 Trinidad and Tobago	2001	67	1946	20.9	--	468	●	●

A1.2 ガバナンス  
の客観的な  
指標

HDI順位	参加				市民社会		権利に関する条約の批准*	
	年	下院あるいは一院制議会の 最後に実施された選挙*		女性の 国会議席数 (as % of total) <sup>c</sup>	労働組合者数 (非農業労働者 に占める 割合: %) <sup>d</sup>	NGOの数 <sup>e</sup>	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約)	結社の自由・ 団結権 保護条約 (第87号条約)
		投票率 (%)	女性に投票権が 付与された年 <sup>b</sup>					
51 Qatar	--	--	-- <sup>h</sup>	--	--	220	●	●
52 Arigua and Barbuda	1999	64	1951	8.3	--	171	●	●
53 Latvia	1998	72	1918	17.0	--	774	●	●
人間開発中位国								
54 Mexico	2000	64	1947	15.9	31 <sup>f</sup>	1,566	●	●
55 Cuba	1998	98	1934	27.6	--	647	●	●
56 Belarus	2000	61	1919	18.4	96	474	●	●
57 Panama	1999	76	1941, 1946	9.9	14 <sup>f</sup>	591	●	●
58 Belize	1998	90	1954	13.5	--	212	●	●
59 Malaysia	1999	--	1957	14.5	12	1,065	●	●
60 Russian Federation	1999	62	1918	6.4	79 <sup>f</sup>	1,752	●	●
61 Dominica	2000	60	1951	18.8	--	167	●	●
62 Bulgaria	2001	67	1944	26.2	51 <sup>f</sup>	1,277	●	●
63 Romania	2000	65	1929, 1946	9.3	41 <sup>f</sup>	1,390	●	●
64 Libyan Arab Jamahiriya	1997	--	1964	--	--	306	●	●
65 Macedonia, FYR	1998	73	1946	6.7	--	383	●	●
66 Saint Lucia	2001	53	1924	13.8	--	106	●	●
67 Mauritius	2000	81	1956	5.7	26	444	●	●
68 Colombia	1998	45	1954	12.2	7	1,122	●	●
69 Venezuela	2000	56	1946	9.7	15	1,115	●	●
70 Thailand	2001	70	1932	9.6	3	1,028	●	●
71 Saudi Arabia	--	--	-- <sup>h</sup>	--	--	688	●	●
72 Fiji	2001	78	1963	--	--	343	●	●
73 Brazil	--	--	1934	6.7	32 <sup>f</sup>	1,830	●	●
74 Suriname	2000	70	1948	17.6	--	203	●	●
75 Lebanon	2000	51	1952	2.3	--	577	●	●
76 Armenia	1999	52	1921	3.1	--	287	●	●
77 Philippines	2000	79	1937	17.2	23	1,071	●	●
78 Oman	--	--	-- <sup>h</sup>	--	--	232	●	●
79 Kazakhstan	1999	63	1924, 1993	11.2	--	274	●	●
80 Ukraine	1998	70	1919	7.8	--	890	●	●
81 Georgia	1999	68	1918, 1921	7.2	--	397	●	●
82 Peru	2001	63	1955	18.3	8 <sup>f</sup>	996	●	●
83 Grenada	1999	57	1951	17.9	--	150	●	●
84 Maldives	1999	74	1932	6.0	--	82	●	●
85 Turkey	1999	87	1930	4.2	22	1,420	○	●
86 Jamaica	1997	65	1944	16.0	--	499	●	●
87 Turkmenistan	1999	99	1927	26.0	--	101	●	●
88 Azerbaijan	2000	68	1921	10.5	75	223	●	●
89 Sri Lanka	2001	80	1931	4.4	--	707	●	●
90 Paraguay	1998	80	1961	8.0	9	563	●	●
91 St. Vincent & the Grenadines	2001	69	1951	22.7	--	153	●	●
92 Albania	2001	60	1920	5.7	--	389	●	●
93 Ecuador	1998	--	1929, 1967	14.6	10	728	●	●
94 Dominican Republic	1998	66	1942	14.5	17	519	●	●
95 Uzbekistan	1999	93	1938	7.2	--	216	●	●
96 China	1998	--	1949	21.8	55	1,275	○	●
97 Tunisia	1999	92	1957, 1959	11.5	10 <sup>f</sup>	748	●	●
98 Iraq, Islamic Rep. of	2000	83	1963	3.4	--	1	●	●
99 Jordan	1997	47	1974	3.3	--	537	●	●
100 Cape Verde	2001	54	1975	11.1	17	120	●	●



A1.2 ガバナンス  
の客観的な  
指標

HDI順位	参 加				市民社会		権利に関する条約の批准*	
	年	下院あるいは一院制議会の 最後に実施された選挙*		女性の 国会議席数 (as % of total) <sup>e</sup>	労働組合者数 (非農業労働者 に占める 割合：%) <sup>d</sup>	NGOの数 <sup>g</sup>	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約)	結社の自由・ 団結権 保護条約 (第87号条約)
		投票率 (%)	女性に投票権が 付与された年 <sup>a</sup>					
101	Samoa (Western)	2001	36	1990	6.1	--	165	
102	Kyrgyzstan	2000	64	1918	6.7	--	130	
103	Guyana	2001	39	1953	30.0	25 <sup>h</sup>	284	●
104	El Salvador	2000	38	1939	9.5	7	460	●
105	Moldova, Rep. of	2001	70	1978, 1993	12.9	--	276	●
106	Algeria	1997	66	1962	4.0	--	663	●
107	South Africa	1999	89	1930, 1994	29.8 <sup>i</sup>	22	1,390	●
108	Syrian Arab Republic	1998	32	1349, 1953	10.4	--	361	●
109	Viet Nam	1997	100	1946	26.0	--	437	●
110	Indonesia	1999	93	1945	8.0	3	1,033	●
111	Equatorial Guinea	1999	95	1963	5.0	--	80	●
112	Tajikistan	2000	94	1924	12.4	--	90	●
113	Mongolia	2000	82	1924	10.5	--	232	●
114	Bolivia	1997	70	1938, 1952	10.2	16 <sup>j</sup>	658	●
115	Egypt	2000	48 <sup>k</sup>	1956	2.4	30	1,148	●
116	Honduras	2001	73 <sup>l</sup>	1955	5.5	4 <sup>l</sup>	438	●
117	Gabon	2001	44	1956	11.0	2	287	●
118	Nicaragua	2001	75	1955	20.7	23	408	●
119	São Tomé and Príncipe	1998	65	1975	9.1	--	64	○
120	Guatemala	1999	54	1946	8.8	4 <sup>l</sup>	587	●
121	Solomon Islands	2001	62	1974	0.0	--	--	●
122	Namibia	1999	63	1989	20.4	22	356	●
123	Morocco	1997	58	1953	0.5	5 <sup>l</sup>	817	●
124	India	1999	60	1950	8.9	5 <sup>l</sup>	1,718	●
125	Swaziland	1998	--	1958	6.3	19	264	●
126	Botswana	1999	77	1965	17.0	12	256	●
127	Myanmar	1990 <sup>m</sup>	--	1935	-- <sup>n</sup>	--	207	●
128	Zimbabwe	2000	49	1957	10.0	14	714	●
129	Ghana	2000	62	1954	9.0	26 <sup>o</sup>	625	●
130	Cameroon	1998	--	1955	9.3	--	136	●
131	Vanuatu	1998	75	1975, 1980	0.0	--	--	●
132	Lesotho	1998	74	1955	10.7	--	268	●
133	Papua New Guinea	1997	81 <sup>p</sup>	1964	1.8	--	297	●
134	Kenya	1997	65	1910, 1953	3.6	17	822	●
135	Cameroon	1997	76	1946	5.6	15	567	●
136	Congo	1998 <sup>q</sup>	--	1953	12.0	--	303	●
137	Comoros	1996 <sup>r</sup>	20 <sup>q</sup>	1956	-- <sup>s</sup>	--	84	●
人間開発低位国								
138	Pakistan	1997 <sup>t</sup>	35 <sup>q</sup>	1947	-- <sup>s</sup>	6 <sup>l</sup>	873	●
139	Sudan	2000	55 <sup>q</sup>	1964	9.7	--	414	●
140	Bhutan	--	--	1953	9.3	--	64	●
141	Togo	1999	--	1945	4.9	--	364	●
142	Nepal	1999	66	1951	7.9	--	398	●
143	Lao People's Dem. Rep.	2002	99 <sup>q</sup>	1958	21.2 <sup>r</sup>	--	107	○
144	Yemen	1997	61	1967 <sup>t</sup>	0.7	--	205	●
145	Bangladesh	2001	75	1972	2.0	4	593	●
146	Haiti	2000	60	1990	9.1	--	308	●
147	Madagascar	1998	--	1959	8.0 <sup>r</sup>	--	369	●
148	Nigeria	1999	41	1998	3.3	17 <sup>l</sup>	894	●
149	Djibouti	1997	57	1946	0.0	--	130	●
150	Uganda	2001	70	1962	24.7	4	487	●

A1.2 ガバナンス  
の客観的な  
指標

HDI順位	参 加				市民社会		権利に関する条約の批准*	
	年	下院あるいは一院制議会の 最後に実施された選挙*		女性の 国会議席数 (as % of total) <sup>e</sup>	労働組合者数 (非農業労働者 に占める 割合：%) <sup>d</sup>	NGOの数 <sup>g</sup>	市民的及び 政治的権利に 関する国際規約 (自由権規約)	結社の自由・ 団結権 保護条約 (第87号条約)
		投票率 (%)	女性に投票権が 付与された年 <sup>a</sup>					
151	Tanzania, U. Rep. of	2000	84	1959	22.3	17	554	●
152	Mauritania	2001	54	1951	3.0 <sup>r</sup>	3	225	●
153	Zambia	2001	68	1962	12.0	12	489	●
154	Senegal	2001	87	1945	19.2	22	565	●
155	Congo, Dem. Rep. of the	1993 <sup>t</sup>	--	1967	-- <sup>s</sup>	--	480	●
156	Côte d'Ivoire	2000	32	1952	8.5	13	556	●
157	Eritrea	1994	--	1955	14.7	7	78	●
158	Benin	1999	70	1956	6.0	--	371	●
159	Guinea	1995	62	1958	8.8	2	249	●
160	Gambia	2002	69 <sup>u</sup>	1960	2.0 <sup>r</sup>	--	237	●
161	Angola	1992	91	1975	15.5	--	235	●
162	Rwanda	1994 <sup>v</sup>	--	1951	25.7	--	241	●
163	Malawi	1999	92	1961	9.3	--	318	●
164	Mali	1997	22	1956	12.2	14	298	●
165	Central African Republic	1998	--	1986	7.3	--	207	●
166	Chad	1997	49	1958	2.4	--	190	●
167	Guinea-Bissau	1999	80	1977	7.8	--	118	○
168	Ethiopia	2000	90	1955	7.8	4	380	●
169	Burkina Faso	1997	45	1958	11.0	--	340	●
170	Mozambique	1999	80	1975	20.0	--	211	●
171	Burundi	1993	91	1961	14.4 <sup>r</sup>	--	226	●
172	Niger	1999	--	1948	1.2	--	253	●
173	Sierra Leone	1996	50	1961	8.8	--	328	●

- 批准、加盟あるいは承認。
- 署名後批准していない。
- a. データは2002年3月6日現在のもの。
- b. データは、投票権が全員に同一の条件で認められた年、2つの年が記載されている場合は、初めの数字が初めて投票権を部分的に認めた年。
- c. データは、2002年3月18日現在のもの。トビ、上院がある場合は、両方の議会の女性の議席の加重平均である。
- d. データは、データ収集手法が異なるさまざまな国内の情報源からとった。詳細については、ILO (1997)を参照にされたい。
- e. 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)は1966年に、結社の自由・団結権保護条約は1948年に採択された。
- f. 記載されている以外の年のデータ。
- g. これまで議会を持ったことのない国。
- h. 女性の投票権がこれまで認められていなかった。
- i. パーレーン最初の立法府は、1975年8月26日の首長令により解散された。
- j. 現在効力を有する憲法(1973)によると、すべての市民が法の前に平等である。しかし、女性は1973年にパーレーンで行われた唯一の立法議会選挙で投票権を行使することができなかったが、国家行動憲章を採択した2001年2月14-15日の国民投票には女性の投票が認められた。
- k. データは1990年代の平均投票率である。公的データは入手不可能。数値は、国際IDEA (1997)のもの。
- l. 本報告書発行前に最も最近の選挙についての情報が得られないため、データはその前の選挙のもの。
- m. データは、労働活動人口に占める労働組合員の割合である。
- n. 54の常任議員をもとに計算(臨時に任命された特別持ち回り議員 (special rotating delegates) は含まれない)。
- o. 1990年に選出された議会は、召集されたことも、出席を許可されたこともなく、多くの議員は逮捕されたか強制的に追放された。
- p. 移行措置として首長令によって創設された一院制議会。
- q. 議会は解散されたが、無期限に停止されている。
- r. Tshogdu (国会) に選ばれたメンバーは、定員が1人の選挙区から選出された。議員の選出時期は、前任者の任期終了時期によって異なる。
- s. 旧イエメン民主人民共和国のデータ。
- t. 旧イエメン民主人民共和国のデータ。

出典：第1,2列：IPU 2002a; 第3列：IPJ 1995; 第4列：人間開発報告書事務局がIPU 2002bの議席に関するデータをもとに計算; 第5列：ILO 1997; 第6列：UIA 2000; 第7,8列：UN 2002a



A1.3 ミレニアム  
開発目標に  
向けての進展

HDI順位	目標1 極度の貧困と飢餓を 根絶する	目標2 初等教育の完全普及を 達成する	目標3 ジェンダー平等を推進し、 女性に力を与える	目標4 乳幼児死亡率を 減らす	目標7 持続可能な 環境を確保する	
	[ターゲット] 飢餓で 苦しんでいる 人口を 半減する	[ターゲット] すべての子どもが初等教育を 修了できることを確保する	[ターゲット] すべての教育レベルで ジェンダー格差をなくす*	[ターゲット] 5歳未満の 乳幼児死亡率を 3分の2 減らす	[ターゲット] 改善された水源を 利用できない 人口を 半減する	
	栄養失調の人 (全人口に占める 割合：%) <sup>b</sup>	初等教育 就学率 (%)	第5学年まで 進級した子ども (%)	女性の初等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	女性の 総中等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	
<b>人間開発高位国</b>						
22	Israel	--	--	--	On track	On track
23	Hong Kong, China (SAR)	--	--	Achieved	Achieved	--
25	Singapore	--	On track	On track	--	On track
26	Cyprus	--	Slipping back	Achieved	Achieved	On track
27	Korea, Rep. of	--	On track	On track	Achieved	Achieved
29	Slovenia	--	On track	Achieved	Achieved	On track
30	Malta	--	Achieved	Achieved	On track	On track
31	Barbados	--	--	--	--	On track
32	Brunei Darussalam	--	On track	--	On track	On track
33	Czech Republic	--	--	On track	Achieved	On track
34	Argentina	--	Achieved	--	On track	Achieved
35	Hungary	--	Slipping back	--	On track	Achieved
36	Slovakia	--	--	Achieved	Achieved	On track
37	Poland	--	On track	--	On track	On track
38	Chile	Achieved	On track	Achieved	On track	Achieved
39	Bahrain	--	On track	On track	Achieved	Achieved
40	Uruguay	Achieved	On track	On track	On track	Achieved
41	Bahamas	--	--	--	--	On track
42	Estonia	On track	On track	--	On track	Achieved
43	Costa Rica	On track	On track	On track	On track	Achieved
44	Seychelles	--	--	On track	--	On track
45	Saint Kitts and Nevis	--	--	--	--	On track
46	Kuwait	Achieved	On track	Achieved	On track	Achieved
47	United Arab Emirates	--	--	On track	Achieved	On track
48	Croatia	--	On track	Achieved	On track	Achieved
49	Lithuania	On track	On track	Achieved	On track	Achieved
50	Trinidad and Tobago	Far behind	Far behind	On track	On track	Achieved
51	Qatar	--	Far behind	--	On track	On track
52	Antigua and Barbuda	--	--	--	--	On track
53	Latvia	On track	On track	Achieved	On track	Achieved
<b>人間開発中位国</b>						
54	Mexico	On track	Achieved	On track	On track	Achieved
55	Cuba	Slipping back	On track	--	On track	Achieved
56	Belarus	--	--	Achieved	On track	Achieved
57	Panama	On track	--	--	--	Far behind
58	Belize	--	--	--	--	Far behind
59	Malaysia	--	Achieved	--	Achieved	Achieved
60	Russian Federation	On track	On track	--	--	Far behind
61	Dominica	--	--	--	--	On track
62	Bulgaria	Slipping back	On track	--	On track	On track
63	Romania	--	On track	Achieved	On track	On track
64	Libyan Arab Jamahiriya	--	--	--	--	On track
65	Macedonia, FYR	On track	On track	On track	On track	On track
66	Saint Lucia	--	--	--	On track	On track
67	Montserrat	On track	On track	On track	Achieved	Achieved
68	Colombia	On track	On track	On track	On track	Achieved

A1.3 ミレニアム  
開発目標に  
向けての進展

HDI順位	目標1 極度の貧困と飢餓を 根絶する	目標2 初等教育の完全普及を 達成する	目標3 ジェンダー平等を推進し、 女性に力を与える	目標4 乳幼児死亡率を 減らす	目標7 持続可能な 環境を確保する	
	[ターゲット] 飢餓で 苦しんでいる 人口を 半減する	[ターゲット] すべての子どもが初等教育を 修了できることを確保する	[ターゲット] すべての教育レベルで ジェンダー格差をなくす*	[ターゲット] 5歳未満の 乳幼児死亡率を 3分の2 減らす	[ターゲット] 改善された水源を 利用できない 人口を 半減する	
	栄養失調の人 (全人口に占める 割合：%) <sup>b</sup>	初等教育 就学率 (%)	第5学年まで 進級した子ども (%)	女性の初等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	女性の 総中等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	
69	Venezuela	Slipping back	Far behind	On track	Achieved	Achieved
70	Thailand	On track	--	--	--	On track
71	Saudi Arabia	--	Far behind	On track	On track	On track
72	Fiji	--	--	--	--	On track
73	Brazil	On track	--	--	--	On track
74	Suriname	On track	--	--	--	On track
75	Lebanon	--	--	On track	Achieved	Far behind
76	Armenia	--	--	Achieved	--	Far behind
77	Philippines	Far behind	Achieved	--	On track	Achieved
78	Oman	--	Far behind	On track	On track	On track
79	Kazakhstan	--	--	Achieved	Achieved	Slipping back
80	Ukraine	On track	--	--	--	Far behind
81	Georgia	--	--	Achieved	On track	On track
82	Peru	Achieved	On track	--	On track	On track
83	Grenada	--	--	--	--	On track
84	Maldives	--	--	On track	Achieved	On track
85	Turkey	--	On track	--	On track	Far behind
86	Jamaica	On track	--	--	On track	Far behind
87	Turkmenistan	On track	--	--	--	Far behind
88	Azerbaijan	--	--	Achieved	On track	On track
89	Sri Lanka	On track	--	--	On track	Achieved
90	Paraguay	On track	On track	On track	On track	Achieved
91	St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	Far behind
92	Albania	On track	Achieved	--	Achieved	Achieved
93	Ecuador	On track	On track	--	--	On track
94	Dominican Republic	Far behind	--	--	Achieved	Achieved
95	Uzbekistan	On track	--	--	--	Slipping back
96	China	On track	Achieved	On track	Achieved	On track
97	Tunisia	--	Achieved	On track	On track	On track
98	Iran, Islamic Rep. of	On track	Slipping back	--	On track	On track
99	Jordan	On track	--	--	--	Lagging
100	Cape Verde	--	--	On track	Achieved	On track
101	Samoa (Western)	--	On track	--	On track	Achieved
102	Kyrgyzstan	On track	On track	--	On track	Achieved
103	Guyana	On track	Slipping back	On track	On track	Achieved
104	El Salvador	Far behind	On track	--	On track	Achieved
105	Moldova, Rep. of	On track	--	Achieved	On track	Achieved
106	Algeria	On track	On track	On track	On track	On track
107	South Africa	--	On track	--	On track	Achieved
108	Syrian Arab Republic	--	On track	On track	On track	On track
109	Viet Nam	On track	--	--	On track	On track
110	Indonesia	On track	On track	On track	On track	On track
111	Equatorial Guinea	--	--	--	--	On track
112	Tajikistan	--	--	--	On track	--
113	Mongolia	Slipping back	--	Achieved	Achieved	Achieved



A1.3 ミレニアム  
開発目標に  
向けての進展

HDI順位	目標1 極度の貧困と飢餓を 根絶する		目標2 初等教育の完全普及を 達成する		目標3 ジェンダー平等を推進し、 女性に力を与える		目標4 乳幼児死亡率を 減らす		目標7 持続可能な 環境を確保する	
	[ターゲット] 飢餓で 苦しんでいる 人口を 半減する		[ターゲット] すべての子どもが初等教育を 修了できることを確保する		[ターゲット] すべての教育レベルで ジェンダー格差をなくす*		[ターゲット] 5歳未満の 乳幼児死亡率を 3分の2 減らす		[ターゲット] 改善された水源を 利用できない 人口を 半減する	
	栄養失調の人 (全人口に占める 割合：%) <sup>a</sup>	純就学率 (%)	第5学年まで 進級した子ども (%)	女性の 総初等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	女性の 初中等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	5歳未満 死亡率 (出生児 1000人当たり)	改善された 水源を 利用する人口 (%)			
114	Bolivia	Lagging	--	--	--	--	On track	On track		
115	Egypt	On track	On track	--	On track	On track	On track	On track		
116	Honduras	Far behind	--	--	--	--	On track	On track		
117	Gabon	On track	--	--	--	--	Far behind	--		
118	Nicaragua	Far behind	On track	Far behind	Achieved	Achieved	On track	On track		
119	São Tomé and Príncipe	--	--	--	--	--	Far behind	--		
120	Guatemala	Slipping back	--	--	Far behind	On track	On track	Achieved		
121	Solomon Islands	--	--	--	--	--	On track	--		
122	Namibia	Far behind	On track	--	Achieved	Achieved	Far behind	Lagging		
123	Morocco	On track	On track	Far behind	On track	On track	On track	On track		
124	India	Far behind	--	--	On track	Far behind	Lagging	On track		
125	Swaziland	Far behind	On track	Far behind	On track	On track	Slipping back	--		
126	Botswana	Slipping back	Slipping back	On track	Achieved	Achieved	Slipping back	--		
127	Myanmar	On track	--	--	--	--	Far behind	Far behind		
128	Zimbabwe	Far behind	--	--	On track	Far behind	Slipping back	On track		
129	Ghana	Achieved	--	--	--	--	Lagging	On track		
130	Cambodia	On track	On track	--	--	--	Slipping back	--		
131	Vanuatu	--	--	--	--	--	On track	--		
132	Lesotho	Lagging	Slipping back	--	Achieved	Achieved	Far behind	On track		
133	Papua New Guinea	Far behind	--	--	Far behind	Far behind	Far behind	Far behind		
134	Kenya	Far behind	--	--	Achieved	On track	Slipping back	Lagging		
135	Cameroon	On track	--	--	--	--	Slipping back	On track		
136	Congo	Far behind	--	--	On track	Far behind	Far behind	--		
137	Comoros	--	--	--	--	--	On track	Achieved		
人間開発低位国										
138	Pakistan	On track	--	--	--	--	Far behind	On track		
139	Sudan	On track	--	--	On track	On track	Far behind	On track		
140	Bhutan	--	--	--	--	--	--	--		
141	Togo	On track	On track	--	Far behind	Far behind	Far behind	Far behind		
142	Nepal	Far behind	--	--	On track	On track	On track	On track		
143	Lao People's Dem. Rep.	Far behind	On track	--	On track	Far behind	On track	On track		
144	Yemen	Far behind	--	--	--	--	Far behind	Far behind		
145	Bangladesh	Far behind	--	--	--	--	On track	Achieved		
146	Haiti	Lagging	On track	--	--	--	Far behind	Far behind		
147	Madagascar	Slipping back	Slipping back	--	On track	Achieved	Far behind	Far behind		
148	Nigeria	Achieved	--	--	--	--	Far behind	Lagging		
149	Djibouti	--	Far behind	Slipping back	Far behind	On track	Far behind	On track		
150	Uganda	Far behind	--	--	On track	Far behind	Lagging	Far behind		
151	Tanzania, U. Rep. of	Slipping back	Far behind	Far behind	On track	On track	Far behind	Far behind		
152	Mauritania	On track	--	--	Slipping back	On track	Far behind	Far behind		
153	Zambia	Far behind	Slipping back	--	On track	--	Slipping back	On track		
154	Senegal	Far behind	On track	On track	On track	Far behind	Far behind	On track		
155	Congo, Dem. Rep. of the	Slipping back	--	--	--	--	Far behind	--		
155	Côte d'Ivoire	On track	Far behind	Far behind	Far behind	Far behind	Slipping back	On track		
157	Eritrea	--	Far behind	--	--	--	On track	--		

A1.3 ミレニアム  
開発目標に  
向けての進展

HDI順位	目標1 極度の貧困と飢餓を 根絶する		目標2 初等教育の完全普及を 達成する		目標3 ジェンダー平等を推進し、 女性に力を与える		目標4 乳幼児死亡率を 減らす		目標7 持続可能な 環境を確保する	
	[ターゲット] 飢餓で 苦しんでいる 人口を 半減する		[ターゲット] すべての子どもが初等教育を 修了できることを確保する		[ターゲット] すべての教育レベルで ジェンダー格差をなくす*		[ターゲット] 5歳未満の 乳幼児死亡率を 3分の2 減らす		[ターゲット] 改善された水源を 利用できない 人口を 半減する	
	栄養失調の人 (全人口に占める 割合：%) <sup>a</sup>	純就学率 (%)	第5学年まで 進級した子ども (%)	女性の 総初等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	女性の 初中等教育 就学率 (男性の就学率 に対する%)	5歳未満 死亡率 (出生児 1000人当たり)	改善された 水源を 利用する人口 (%)			
158	Benin	On track	On track	--	Far behind	Far behind	Far behind	--		
159	Guinea	On track	Far behind	--	On track	Far behind	On track	Far behind		
160	Gambia	On track	--	--	On track	On track	Far behind	--		
161	Angola	On track	--	--	--	--	Slipping back	--		
162	Rwanda	Slipping back	--	--	--	--	Slipping back	--		
163	Malawi	On track	--	--	On track	On track	Lagging	Lagging		
164	Mali	Far behind	Far behind	On track	On track	Slipping back	Far behind	On track		
165	Central African Republic	Far behind	--	--	--	--	Far behind	Far behind		
166	Chad	On track	Far behind	Far behind	Far behind	Far behind	Far behind	--		
167	Guinea-Bissau	--	--	--	--	--	Far behind	--		
168	Ethiopia	--	Far behind	--	Slipping back	Slipping back	Far behind	Far behind		
169	Burkina Faso	On track	Far behind	--	Far behind	--	Far behind	--		
170	Mozambique	On track	Slipping back	--	Far behind	Far behind	Far behind	--		
171	Burundi	Slipping back	--	--	Far behind	--	Far behind	--		
172	Niger	Far behind	Far behind	On track	Far behind	On track	Far behind	Far behind		
173	Sierra Leone	Lagging	--	--	--	--	Far behind	--		
その他										
	Afghanistan	Far behind	--	--	Far behind	Slipping back	Far behind	--		
	Andorra	--	--	--	--	--	On track	On track		
	Bosnia and Herzegovina	On track	--	--	--	--	On track	--		
	Iraq	Slipping back	--	--	Far behind	Far behind	Slipping back	--		
	Kiribati	--	--	On track	--	--	Lagging	--		
	Korea, Dem. Rep. of	Slipping back	--	--	--	--	Far behind	On track		
	Liberia	Slipping back	--	--	--	--	Far behind	--		
	Liechtenstein	--	--	--	--	--	On track	--		
	Marshall Islands	--	--	--	--	--	On track	--		
	Micronesia, Fed. Sts.	--	--	--	--	--	On track	--		
	Monaco	--	--	--	--	--	On track	On track		
	Nauru	--	--	--	--	--	--	--		
	Nepal	--	--	--	--	--	Far behind	--		
	Palau	--	--	--	--	--	--	--		
	San Marino	--	--	Achieved	--	--	On track	--		
	Somalia	Slipping back	--	--	--	--	Far behind	--		
	Tonga	--	--	--	--	--	On track	On track		
	Tuvalu	--	--	--	--	--	Far behind	On track		
	Yugoslavia	On track	--	Achieved	Achieved	Achieved	On track	--		
進捗状況別の国数（世界の人口に占める割合） <sup>b</sup>										
	達成した/達成する見込み	57 (49.2)	51 (40.6)	44 (32.2)	90 (63.3)	81 (44.4)	85 (24.4)	68 (43.4)		
	停滞している/はるかに遅れている	--	--	--	--	--	--	--		
	後退している	43 (28.0)	24 (5.7)	8 (1.6)	14 (3.4)	28 (22.0)	81 (61.2)	25 (32.1)		
	データなし	68 (8.5)	59 (39.4)	116 (51.9)	64 (19.0)	67 (19.4)	2 (0.1)	75 (10.3)		

注：本表は、1990年代の動向の直線補間法（linear interpolation）にもとづき、2015年の目標に向けての進展を評価し分析した結果である。ミレニアム開発目標のそれぞれには、複数のターゲットがある。表に記載されたミレニアム目標とターゲットは、原則として入手可能なデータにもとづいたものである。動向の評価は、少なくとも5年は間隔をあげた2つの時点のデータを使って行っている。詳細については、テクニカルノート2を参照されたい。表には、高所得OECD諸国を除く全加盟国と、香港が含まれている。

- a. 初等・中等教育に関するジェンダー平等の最終目標は、遅くとも2015年の達成をめざすが、可能であれば2005年までの達成が望ましい。ここで評価されている目標に向けての進展は2015年の目標達成を前提にしている。
- b. 軌跡状況をモニタリングするための補完指標の1つに低体重児数があるが、この指標を得るための動向データの入手は非常に限られている。
- c. 本分析では高所得OECD諸国を除外しているため、人口比の合計は100%にはならない。

出典：第1列：FAO 2001；第2列：UNESCO 2001；第3列：UNESCO 1999b；第4、5列：UNESCO 1999a；第6列：UNICEF 2002；第7列：WHO, UNICEF and WSSCC 2000。  
Achieved: 達成した On-track: 達成する見込み Lagging: 停滞している Far behind: はるかに遅れている Slipping back: 後退している No data: データなし





## 第2章

# 人間開発のための民主的統治

グッドガバナンス（良い統治）は、貧困を撲滅し、開発を促進するうえで、おそらく最も重要な要素であろう。

—国連事務総長 コフィ・アナン

ガバナンス（統治）は開発のために重要である。つまり、制度や規則や政治的なプロセスが、経済の成長や、子どもの登校や、人間開発の前進または後退に大いにかかわっている。これらのことを、世界中で多くの人々が認識するようになった。同様に、人間開発を進めることは、単に社会的、経済的および技術的課

題ではなく、制度的、政治的な課題でもある。

この新しいコンセンサスの出現にともなう、多くの根深い開発問題は、ガバナンスの失敗によるものだという確信が強まっている。執拗にはびこる貧困と開発の遅れは、ガバナンスの弱さに責任があることを、さまざまな国や地域における研究が示している。ガバナンスの危機は、腐敗の蔓延、非効率的な公共サービスなど多数の機能不全を見れば明らかである。これらの研究は、また、貧弱なガバナンスが一般の市民にとって何を意味するかを示している。すなわち先生のいない学校、正義の存在しない法廷、そして、事あることに賄賂を要求する地方の役人などである<sup>2</sup>。

グッドガバナンス（良い統治）の推進とは何を意味するのだろうか。答えは1つではない。しかし、最近の議論の多くは、透明性、参加、即応性、説明責任、法の支配を含め、何が制度と規則をより効果的なものにするかという点に集中している。特に、無力な制度は、貧しくて傷つきやすい人々に最も多くの被害を与えることが常であることから、これらすべての要素が人間開発にとって重要である。

しかし、まさに人間開発が国民所得の成長をはるかに超えたものをめざしているように、人間開発のためのガバナンスがめざしているものは、効果的な制度と規則をはるかに超えたものである。

(BOX 2.1)。それはまた、次の3つの理由から制度と規則の公平性に配慮するとともに、すべての人々がそうした制度や規則の運用方法について発言の機会があるか、という点に配慮したものでなければならない。

・各人が自ら属する社会を方向づける規則と制度に参加することは、基本的人権であり人間開発の一部である。

・包括的なガバナンスであればあるほど、より効果的であり得る。たとえば、新しい診療所の建設場所について地元住民の意見を聞けば、適切な場所に建てられる可能性が高くなる。

・参加型のガバナンスであればあるほど、より公正なものとなり得る。経済政策や社会政策が、貧困撲滅とより包括的な成長の促進に役立つことはよく知られている。しかし、多くの場合、潜在的な受益者は十分な政治力を持っておらず、

ならび、援助は長年の社会的、政治的弊害に根ざしている問題のうち、非常に限られた、非常に短期的な事態の軽減以上のものを達成することはできない。つまり、人間開発は慈善事業の対象となる無力な人々を作り出すことを意図したものではないのである。

世界がテロリズムに対する脅威に心を奪われている今、尊厳のある生活のために欠かせない、自らの生活を管理する力が奪われてしまったと感じている人々が、要求を実現するために暴力に訴えがちであるということを実際に考えなくてはならない。単にある程度の物質的な充足を与えるだけでは、彼らを平和と統一の側につけるには不十分である。調和のとれた多様性の中で、強固で豊かな世界を建設する能力と自信を彼らが持てるようにするためには、彼らの人間開発への可能性を現実のものとし、人間としての尊厳を尊重することが必要である。

### 特別寄稿

#### 人間開発と人間の尊厳

人間の尊厳を尊重するということは、「個人が自尊心と安全が守られていると感じることができている状況を作り出すための条件をそろえる取り組み」を意味する。本当の尊厳は、人間が置かれた状況のもとで、課題に立ち向かえるという確信があるときに持てるものである。そのような確信を、暴力や不正の脅威、パッドガバナンス（悪い統治）や不安定、あるいは貧困や病気に苦しみながら生活しなければならない人々が心に抱くことは難しいであろう。こうした脅威を根絶することこそが、人間の尊厳の神聖さを理解できる人々の目的とならなければならない。そして、それはまた、人間開発を推進しようと努力している人々の目的ともならなければならない。成長や前進や可能性の実現を意味する開発は、利用可能な資源に依存しているが、何よりも大きな資源は、人間としての自らの価値に確信を持つことによって力を得た人々である。

人間開発の概念は、もはや新しいものではない。しかし、一部の研究者は、依然として人間開発のめざすものを大胆に向こう見ずだと考えている。あまりにも多くのものを望み過ぎていて無謀だと言う人もいるかもしれない。問題は無数にある。抱

えず変わると同時に、永遠に変わることのない問題でもある。完全に把握することができない社会的、経済的、政治的な問題という、複雑で流動的な広範にわたる領域、その境界を取り払おうと挑むことが、人間開発への取り組みが提起する課題の核心である。それには、絶え間ない努力と、熟慮の後に柔軟性を持ってすばやく対応する能力が求められる。人間開発を進めるには、人々の意志と創意が必要になる。自らの尊厳を奪われ、希望を失い、どうすることもできない人々が、人間開発を目指した活動をするにはほとんど不可能である。そこで、私たちは人間開発と人間の尊厳の関連性に戻る。

人間開発は、人間の存在のすべての側面を含む。その範囲が経済的権利と同様に、政治的、社会的権利を含むことは、一般に受け入れられている。しかし、それぞれの権利に、必ずしも同じ比重が与えられているわけではない。たとえば、中には、人道的な援助や経済援助は、政治的、社会的進歩を待ち切れないと主張する人たちが依然としている。この一見無害なようである有害な考え方は、さまざまな補足的な必要条件の間に不協和音を生み出す。援助の対象となる人々に力が与えられない

ならび、援助は長年の社会的、政治的弊害に根ざしている問題のうち、非常に限られた、非常に短期的な事態の軽減以上のものを達成することはできない。つまり、人間開発は慈善事業の対象となる無力な人々を作り出すことを意図したものではないのである。

世界がテロリズムに対する脅威に心を奪われている今、尊厳のある生活のために欠かせない、自らの生活を管理する力が奪われてしまったと感じている人々が、要求を実現するために暴力に訴えがちであるということを実際に考えなくてはならない。単にある程度の物質的な充足を与えるだけでは、彼らを平和と統一の側につけるには不十分である。調和のとれた多様性の中で、強固で豊かな世界を建設する能力と自信を彼らが持てるようにするためには、彼らの人間開発への可能性を現実のものとし、人間としての尊厳を尊重することが必要である。

*Aung San San Kyi*

アウン・サン・スーチー  
ノーベル平和賞(1991年)受賞者

### BOX 2.1 グッドガバナンス（良い統治）一何のために？

人間開発の視点から見ると、グッドガバナンスとは民主的ガバナンスである。

民主的なガバナンスとは、以下のことを意味する。

- 人々の人権と基本的な自由が尊重され、人々が尊厳を持って生きることができる。
- 人々には、自分たちの生活に影響を及ぼす決定に対して、発言権がある。
- 人々は、意思決定者に説明責任を求められることができる。
- 包括的で公平な規則、制度および慣行のもとついで、社会的相

互作用がある。

- 女性は、生活と意思決定の私的および公的な領域における男性との平等のパートナーである。
- 人々は、人種、民族、階級、ジェンダーその他のいかなる属性にもとづく差別からも自由である。
- 次世代のニーズが、現在の政策に反映されている。
- 経済・社会政策は、人々のニーズと願望にすばやく対応する。
- 経済・社会政策は、貧困を根絶し、すべての人々の生活における選択肢を広げることをめざす。

出典：人間開発報告書事務局







市場を動かす経済的企業家とともに、社会的事業主体が、現在、人々にとって重要な問題をめぐる政策論争を動かしている。

た。こうした事実は、国連総会のミレニアム宣言や2002年3月に行われた国連開発資金会議の合意文書のような最近の政府間宣言に反映されている。

急速なグローバル化の時代には、政府主導によらない市場の自由化と政治の自由化が、経済的、社会的変革の主要な推進力となることが多い。まだ冷戦の遺産が依然として残っていた10年前には、政治的自由と参加の重要性に関して世界は2つに割れていたが、1990年には、国が主要な行為主体（アクター）として開発を計画する時代が幕を閉じた。その結果、人間開発戦略は、人間開発の優先課題、とりわけ基礎的保健医療と教育の拡大、および貧困者重視の成長促進という2つの柱を特に重視し、公共投資を再配分する必要性を強調することになった。

世界の変容は、人間開発の優先課題を転換し、政治的自由、参加、集団的行動を公共政策課題としてより重要なものと位置づけることになった。市場を動かす経済的企業家とともに、社会的事業主体が、現在、人々にとって重要な問題をめぐる政策論争を動かしている。さらに、人間開発の方向性を定める人々と市民社会組織による集団的行動の重要性についても、コンセンサスが得られつつある。

今日では、個人の安全を守る能力、あるいは身の危険や暴力から免れる能力のような他の能力も、重要であると考えられるかもしれない。第4章は、治安部隊の民主的ガバナンスの重要性に焦点をあてる。

#### 民主主義と人間開発

民主主義の原則は、人間開発という視点を持つことによって、自然に、かつ必然的に生じるものである。ギリシャ語から来たデモクラシーという言葉は、「人

民による支配」を意味している。このデモクラシーという言葉は、人々が最優先であるという考えを表していることから、ガバナンス（統治）に対する人間開発のアプローチをうまく集約しているといえる。ガバナンス（統治）が、人々のニーズに従わなければならないのであって、その逆ではない。利害が全く異なり、相反するような世界で、果たして「人々の意志」のようなものがあり得るかどうかは別として、統治（ガバナンス）機構の構築にあたり、あらゆる人々に対し等しく配慮するという基本的な民主主義の原則は、人間開発が取り組むべき重要な一面をとらえている。

選挙は、実施可能な説明責任の実例であり、選挙において投票するという民主的なシステムは、人間開発の視点から見てガバナンスに加えるべき重要な要素の1つである。政府が人々のニーズや要求に応えることができないとき、人々は政権を倒すこともできる。これ以上はつきりした説明責任の形はない。また、これ以上平等な参加の形もない。「1人1票」の原則は政府の選択において、あらゆる個人に、実際にはそうでないとしても、理論的には平等の発言権を与える。何らかの理由で、無記名投票がその機能を果たせないとき、国をはじめその他の行為主体の説明責任を促させるために、他の形の参加も重要になってくるかもしれない。しかし、特定のグループや利益集団が不当な影響力を行使する危険は常に存在する。多くの資金を持つ者、あるいは、単に強い決定力を持つ者が、自分たちの意見を押しつけるからである。

民主主義を定期的な選挙が行われることと同一視したり、「選挙第一主義」に陥るのは誤りである。一部の研究者は、選挙を行ったという単なる事実を、民主主義が存在していることの十分条件と考えているが、それはいったん公平で自由

な選挙が定期的に行われるようになれば、他のすべての民主的な制度や施策は当然その後が続いてくると仮定してのことである。

しかし、民主主義には、制度が機能することも必要である。民主主義には、大統領、首相、官僚あるいは軍隊による統制を受けることのない、真に人々を代表する立法府が必要である。民主主義には、あらゆる人々に対して平等の配慮を行い、法の支配を執行する独立した司法制度が必要である。民主主義には、しっかり機能する政党と選挙制度が必要である。民主主義には、政治的に中立で、人々のニーズに応える専門の治安部隊が必要である。また、民主主義には、役立つメディア、つまり自由で、独立し、偏りがなく、国や企業の利益によって左右されないメディアが必要である。それに加え、民主主義には力強い市民社会、つまり、政府と利益集団を監視する役割を果たし、従来とは別の形の政治参加を提供できる市民社会が必要である。民主的価値と、人権の尊重を支えられたこれらの制度は、専制政治の危険性に対してチェック・アンド・バランスの機能を果たす。また民主主義国においては、大衆迎合的な政治家が、プロパガンダや人種主義やその他の不寛容な考えに訴え、支持を動員する可能性があるため、大衆迎合主義の危険性に対しても同様の機能を果たす。

民主的社會では、人々は、さまざまな方法で公共の領域に参加する。その中には、〈友人や隣人と問題を討議する〉、〈政策の良い点や悪い点について新聞に投書する〉、〈抗議して行進する〉、〈政党あるいは労働組合のメンバーになる〉などがある。こういったことが契機になって、人々は自らの生活に影響を及ぼす決定に対して発言する機会を持つようになる。参加には、人々の関心事を前面に出

#### BOX 2.3 民主主義の重要な原則—列国議会同盟の世界民主主義宣言

1995年、列国議会同盟は民主主義に関する国際基準を作成するために、さまざまな地域と分野から専門家を集めた。これにもとづいて、世界民主主義宣言が1997年に採択された。

宣言は、基本原則から始まる。民主主義は、文化的、政治的、社会的あるいは経済的相違にかかわらず、あらゆる場所に住む人々に共通の価値観にもとづき、普遍的に認められた理想である。1つの理想として、民主主義は個人の尊厳と基本的な権利を保護し、推進し、社会正義を浸透させ、経済的、社会的開発を促進することを狙いとする。民主主義は、人々が、効果的で不正のない、透明かつ説明責任のある政府を自由に選ぶことを可能にする政治システムである。

民主主義は、参加と説明責任という2つの中心的な原則にもとづいている。誰でも、公的な問題の管理運営に参加する権利を持つ。同様に、誰でも政府活動に関する情報を入手し、政府に請願を行い、公平な行政および司法メカニズムによって、賠償を請求する権利を持つ。

真の民主主義は、社会的な問題に取り組むために、男性と女性の真の協力関係を前提とする。民主主義はまた、人権と不可分であり、法律の優越性に基づいている。それを保証するのは、司法制度と、独立した公平かつ効果的な監視メカニズムである。

世界民主主義宣言は、民主的政府の必要条件を明確にし、制度が適切に構築され、効果的に機能する必要性を強調している。これらの制度は、緊張関係を緩和し、社会の中の対立するさまざまな要求の間で均衡がとれるものでなくてはならない。

出典：Johnsson, IPU 2002

社会のすべての構成員を代表している議会が、最も重要である。議会は、政府の活動を統制し監視することによって、人々の意思を代弁することができるような制度的権力と、実用的な手段を持っていないとはならない。民主主義を執行するうえで重要な点は、すべての人による、平等で無記名の投票により、自由かつ公平な選挙を定期的に行うことである。

活発な市民社会もまた、不可欠である。自らの属する社会のガバナンス（統治）に影響を与える市民の能力と意欲は、何もせずに行われると考えるべきではない。また、こうした能力と意欲は、参加する権利の真の行使を可能とする状況を作り出すために必要である。

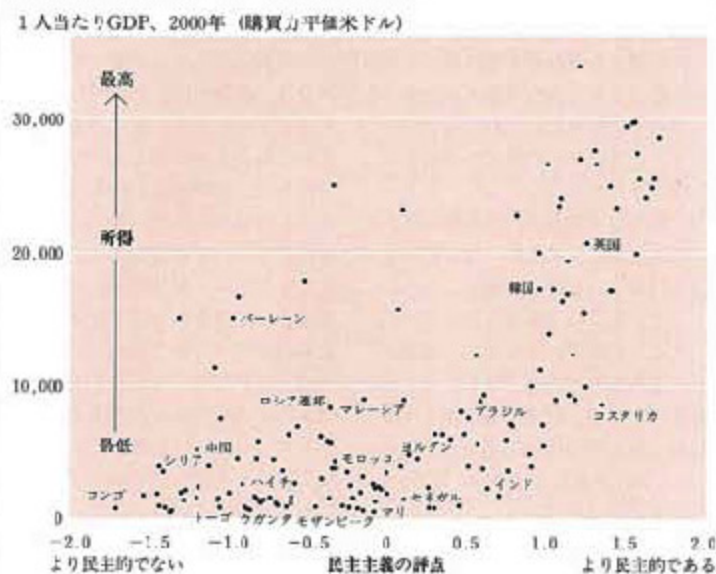
最も不利な条件下に置かれた人々が民主的活動に参加することを確保するためには、社会が彼らの基本的なニーズを満たすことに取り組まなければならない。実際いかなる場合でも、民主主義にとって不可欠な制度とプロセスには、社会のすべての構成員の参加が得られていることが必要である。そうした制度とプロセスによって、寛容な社会のもとで、多元性と、異なった状態が認められる権利を守らなければならない。

民主主義はまた、国際関係の中で、国際機関や各国にも適用可能な国際的な原則として、認められなければならない。

民主主義は、常に進行中の作業であり、いつまでも完成の可能性を秘めた状態あるいは状況にある。また、民主主義を維持することは、教育がなし得るあらゆる手段を使って、民主的な文化を育て、それを強化していくことを意味する。



図2.2  
民主主義は、高所得の妨げにはならない



注：民主主義の評点は、世界銀行2001cの「発言力と説明責任」の指標を使っている。  
出典：世界銀行2001c, 2002e

すことができる審議過程に携わることも含まれる。自由な政治的議論のために開かれた場があり、人々が自分の意見を表明できる多様な方法があることは、民主的生活の根幹であって、民主的社会での効果的な意思決定を可能とする。代議制政治では、意思決定は官僚に委任される。しかし、十分な情報にもとづいた決定を下すには、その決定に影響を受ける人々の意見が必要であって、単に「専門家の知識」だけに頼ることはできない。

民主主義は、さまざまな形態をとる。つまり、さまざまな政治的システムがあるので、民主主義はさまざまな場面において「違った形で民主的」であるといえるだろう<sup>7</sup>。列国議会同盟の議員にとって、民主主義の本質はその基本原則にある (BOX 2.3)。民主主義では、政治権力がその行使の対象となる人々によって正当と認められ、制御される仕組みになっているから、その最も深い意味において、人間開発と両立する唯一の政治体制である。人間開発は人々が主体的に自ら行うべきものであるから、想像し得る最も害のない独裁であっても、人間開発とは両立しない。上から人間開発を与えることはできないのである。「人間開発報告書2000」で述べたように、民主主義はまた、開かれた権力闘争を尊重し、あらゆる人権（市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利）の尊重および促進と合致する唯一の政治体制である。

#### 民主主義と開発は二律背反の関係か？

多くの国で、民主主義と開発の両立と二律背反（トレードオフ）の問題がいつもつきまとっている。軍による政権の奪取が正当化されるのは、多くの場合、民主的に選ばれた政府が経済的、社会的問題に対処する能力がないという理由からである。独裁的な体制は、国民のために厳しい決定を下せる強力な国家を建設で

きるから優れているのだ、と独裁者たちはよく主張する。また、民主的プロセスは混乱を引き起こし、効率的な行政を妨げると主張する。そして、各国は、民主主義が開発か、つまり、政治的自由の拡大か所得の増大かという選択をしなければならないと主張する。

しかし、こうした議論は、実証的な根拠にもとづいていない。むしろ、民主主義と成長が両立すると考えられる正当な理由がある。わずか2つの例外を除けば、世界のすべての最富裕国、つまり2000年の購買力平価で1人当たり所得が20,000ドルを超える国が、世界で最も民主的な体制（図2.2）を占めている。さらに、人間開発高位国48カ国のうちの42カ国は、民主主義国である<sup>8</sup>。こうした結果は、民主主義が、経済成長または、より高い所得につながる、という因果関係があることを意味するものではない。実際に低所得国だけを見ると、民主主義と所得の相関関係は弱い、あるいはまったく無い（図2.3）。事実、さまざまな研究では、民主主義と経済実績の間に肯定的な因果関係も否定的な因果関係も見出してはいない。1950年から90年にかけて行われたアダム・プシェヴォルスキ (Adam Przeworski) 他による135カ国の系統的な調査は、民主主義と開発が二律背反の関係にあるという考え方が正しくないことを示している<sup>9</sup>。同時に、経済成長が何に依っているかを調べた研究では、民主主義が経済成長の要因だと説明できるような強力な証拠は見出されていない (BOX 2.4)<sup>10</sup>。

#### 民主主義は、安定と公平な経済的、社会的開発に貢献する

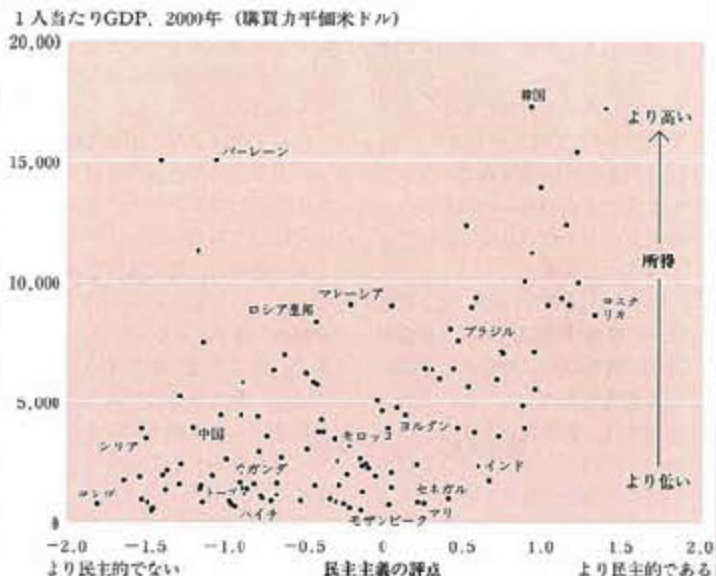
民主主義は、それ自体が望ましい結果である政治的自由を拡大する。しかし、民主制度と民主的なプロセスは、開発、特に人間開発にも貢献することができ

る。選挙その他の民主的制度によって、政治権力を競い合うことで、政治家はより人々のニーズや希望に応えるようになる可能性がある。民主主義は、また、紛争処理と安定促進に役立つことも可能である。

民主主義国では、言論および思想の自由、情報の自由、自由で独立したメディアおよび開かれた政治討論によって支えられ、人々は発言する機会を与えられ、そして、公共政策の立案において自分たちの意見を聞いてもらうことが可能である。国民の圧力は、環境汚染または労働者に不利な労働慣行に関して民間企業に対して影響を与えてきた。同様に、それは公務員の決定や行動にも影響を与えることが可能である。これらの民主的なプロセスは、開発の3つの側面と明らかに関連がある。

第1の側面は、民主主義国は、紛争処理において独裁体制より優れているということである。なぜなら、開かれた政治的な討論の場や制度があるため、民主体制を破壊しなくても変革は可能であると、対抗勢力に希望をよそせるからである。政治家の中には民主主義は政治的な不安定を引き起こし、開発を損なうと主張する者もいる。しかし、実証的研究では、真実はその逆であるとしている。たしかに社会的政治的抗争や権力の移譲は、独裁制の国よりも民主主義国においてより頻繁に起こる。しかし、それによって開発が中断されることはない。1950年から1990年の間に、民主主義国は独裁制の国と比べ、2倍の暴動とテモ、3倍の労働ストライキを経験した。しかし、そのような出来事は、政権交替と同様、民主主義国における経済成長を減速するものではなかった。ところが、独裁政権下では、そうした出来事によって経済成長が減速したのである。平均して21年に1度の割合で戦争が起こっている民主主

図2.3  
低所得は、民主主義の妨げにはならない



注：民主主義の評点は、世界銀行2001cの「発言力と説明責任」の指標を使っている。  
出典：世界銀行2001c, 2002e



BOX 2.4 民主主義と経済成長—先行研究の再検討

なぜ、民主主義と経済成長の間に肯定的な関係が期待されなければならないのか、また、なぜ、より豊かな国は、より民主的である可能性が高いと言えるのだろうか。一部の研究者は、民主主義国が非民主主義国よりも財産権をきちんと保証しており(たとえばClague and others 1996を参照)、財産権を守り、契約を履行することは、投資と成長のために不可欠であると主張する。民主主義国はまた、改革によって損害を被る集団の支持も得やすいから、経済改革を実施し強化することにも優れているように思われる(Haggard 1997)。

しかし、民主主義は、成長にとって害であるという議論もあり、上述の点については、コンセンサスはほとんど得られてはいない。独裁者の場合は、利己的な圧力団体からの圧力を意に介することは少なく、もし彼らが国の福祉に集中的に取り組むとすれば、福祉向上にもより成果を上げることができる、という主張を取り上げてみよう。

民主主義と成長に関する実証的な研究は、どれもみな結論が出ていない。ボルナー、ブルネッティおよびウェーダー(Borner, Brunetti and Weder 1995)は、民主主義と成長に關し、3編の実証研究が肯定的な関連性を示し、3編が否定的な関連性を示し、10編は決定的な関係を示していないことを明らかにした。有力なもう1つの研究として、バーロ(Barro, 1996)は両者の非直線的関係を調べ、低レベルの民主主義国ではより民主的であることが成長のためになるが、高レベルの民主主義国では民主的になるほど成長に有害である、としている。

その他の研究でも、矛盾する効果を指摘している。タバレスとワザイルグ(Tavarez and Wacziarg

2001)によると、民主主義は人的資本の蓄積を増やすとともに、所得不平等を減少させ、その結果として成長を促進するが、その一方、物的資本蓄積を低下させて、政府消費を増し、成長を減速するとしている。1つの注目すべき結果は、民主主義国ではすべての所得レベルにおいて出生率がかなり低く、国が独裁体制と民主主義の間を行き来するたびに出生率は上下するという点である。これは、女性の幸福度に関する重要な示唆を含んでいる。そして、プシェヴォルスキ他(Przeworski and others 2000)は、このことは、たとえ民主主義がGDP総額の成長に効果が少ないとしても、1人当たりのGDP成長に影響する可能性があることを意味している、と指摘している。

もう一つの有力な発見は、独裁国家の経済実績は、ひどいものから素晴らしいものまでさまざまである一方、民主主義国の経済実績は中程度に集中する傾向があることである。最速の成長を示した国々は、概して独裁国家であった。しかし、民主主義国の実績が、最悪の独裁国家ほどひどかったことはない(Przeworski and others 2000)。同じことは、貧困削減についてもいえる(Varshney 2002)。このように、民主主義はたとえ最高のもを保証しないとしても、最悪の結果になるのを防ぐように思われる。

経済開発は、国が民主的になる可能性を高めるだろうか、近代化理論では、民主主義への転換は、経済開発の必然的な結果であり、より豊かな国は民主主義に移行しやすいと考える。しかし、これは証拠に裏付けられたものではない。プシェヴォルスキ他(Przeworski and others 2000)によれば、中所得国は、貧しい国や豊かな国よりも独裁国家から

民主主義国に移行する可能性が高かった。ランドマン(Landman 1999)は、ラテンアメリカでは、民主主義の程度を測定する7つの尺度のいずれから見ても、経済開発のレベルは、民主主義への変化率にさしたる影響を与えないとしている。また、経済成長率にもほとんど影響がない。つまり、独裁政権は、拡大または収縮のいずれの過程でも崩壊する可能性がある。

こうした議論が正しいとしても、他の要素を考慮に入れると、高所得国がより民主的になる可能性が高い(Londregan and Poole 1996; Barro 1997)。その理由として考えられるのは、民主制が高所得国に出現する可能性が高いのではなく、高所得国においては民主制が定着する可能性がはるかに高いということである。1951年から1990年の間に、38の貧困国で民主政権が崩壊したにもかかわらず、1人当たり所得が6,055ドル(1985年購買力平価ドル)を超える31カ国のうち、民主制が崩壊した国は1つもなかった(Przeworski and others 2000)。独裁主義への回帰が景気の後退局面で起きやすいという証拠もある。しかし、経済実績が悪いから民主政権が倒れるのか、あるいは、倒れそうな民主政権であるから経済実績が悪くなるのかは明らかでない、とロンドレガンとプール(Londregan and Poole 1996)は論じている。

民主主義と所得不平等の関係を検討した研究もいくつかある。しかし、データの信頼性が低いため、得られた調査結果の説得力も弱い。国と国のデータの比較や、国内データの異なる時期とある時期との比較も不可能なことから、はっきりした結論を出すことはできない。

義国と比較し、独裁国家では暴力的な政変が起こりからで、平均して12年に1度の割合で戦争を経験している。また、独裁国家においては、民主主義国よりも、戦争がより大きな経済的困難をもたらしてきた<sup>1)</sup>。国内紛争が政治危機や経済混乱に発展しないように、民主主義国は国民紛争を緩和することができる。

同様の関係は反対方向にもあてはまる。すなわち、いったん民主主義が出現すれば、より高い所得は民主主義の持続に寄与し、所得が増加するにつれて、独裁主義に逆戻りする可能性は減少する(図2.4)<sup>2)</sup>。また、所得が高いほど政治的安定にも貢献する<sup>3)</sup>。

第2に、民主主義国では、人間の生存を脅かす大災害を避けたり、突然の景気後退に対処することに優れている。アマールティア・センが論じたように、民主制度と民主的プロセスは、飢饉を防ぐことについて強力な動機を政府に与える。野党の存在もなく、国民の厳しい批判にさらされることもなく、政権を退かれる恐れもなく行動することができる。報道の自由がなければ、孤立した農村僻地の飢饉の苦しみは、統治者にも国民にも見えないかもしれない。「飢饉は世界のさまざまな国で何百万もの人々の命を奪う。しかし、統治者を殺すことはない。国王や大統領、官僚や高官、軍の指導者や指揮官は、決して飢饉の犠牲者にはならない<sup>4)</sup>。」

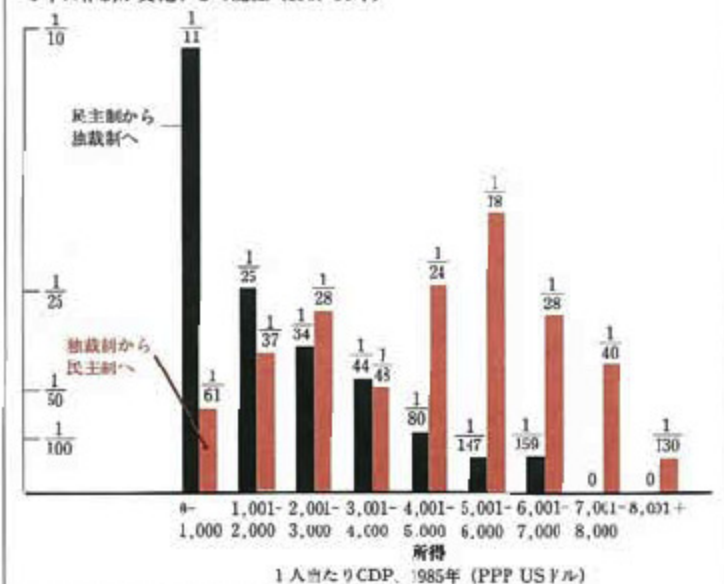
中国、インド、朝鮮民主主義人民共和国を考えてみよう。植民地支配下のインドでは、飢饉はよくあることだった。たとえば、1943年には200~300万の人々がベンガル飢饉で死亡した。しかし、独立と民主的統治が確立されて以後、1968年、1973年、1979年、1987年のように、深刻な不作とそれによる大部分の国民の購買力の大幅な減少にもかかわらず、飢

饉が再発することはなかった。政府は毎回、飢饉を避けるため取り組んだ。たとえば、マハラシュトラでは1973年の干ばつに際し、食糧生産が急激に低下したが、500万の人々がすぐに公共事業の仕事に就くことができたことから、飢饉は避けられた。対照的に、1953年から61年にかけて中国で発生した飢饉は、約3000万の人々の命を奪った。また、朝鮮民主主義人民共和国では、史上最悪の飢饉の1つが今なお進行中で、すでに国民の10人に1人が死亡していると推定されている。

民主主義国における政治的な動機もまた、社会が、経済破綻と開発の崩壊など、その他の危機を避けるのに役立つようである。民主主義国では最悪の経済危機であっても、独裁体制下の最悪の場合に比べれば、深刻さははるかに小さい。実際には、最も高い経済成長のいくつかの事例は、1960年代から1990年代にかけての東アジアの虎(香港、シンガポ

図2.4 体制変化の可能性—高所得は安定を意味する

1年に体制が変化する可能性(1955-99年)



出典: Alvarez and others 2002

出典: Clague and others 1996; Haggard 1997; Borner, Brunetti and Weder 1995; Barro 1995, 1997; Tavarez and Wacziarg 2001; Przeworski and others 2000; Varshney 2002; Landman 1999; Londregan and Poole 1996



ル、韓国、台湾)のように、非民主的統治の下で達成されている。しかし、独裁体制はまた、国を経済破綻に陥れた。コンゴのモブツ・セセ・セコ政権、ハイチのバベ・ドック (フランソワ・デュバリエ) とベビー・ドック (前者の息子ジャン・クロード・デュバリエ) 政権、ウガングのイディ・アミン政権などがその例である。1950年から1990年の間で、少なくとも10年間の年平均成長率が1%未満だった10カ国のうち、民主主義国は1国だけであった。

第3に、民主主義国は、多産のマイナス面や母乳養育の良い点、そしてHIV/エイズとの関連で避妊具を使わない性行為の危険性など、重大な健康問題について、情報を広く伝えるのに役立つ。これらの領域では、開かれた対話と公開討論が、情報を普及し、行動に影響を与えるのに役立つ。インドのケララ州のように識字率の高い州で出生率が急激に低下したのは、高い識字能力に加え、小家族の

利点についての公開討論が行われたことによる相互作用のおかげでもあった<sup>15</sup>。自由な、開かれた公開討論は、アマルティア・センが、民主主義国が開発を促進する際に果たすことができる「建設的役割」と呼ぶものの基礎である。そして所得が同程度の国の間では、民主制下のほうが人々は長生きし、子どもの死亡率は低く、女性が出産する子どもの数は少ない<sup>16</sup>。女性の生活と選択や、次世代の健康にとって、出生率が減少することが重要であることを考えると、この結果は非常に重要で、人間開発にとって大きな意味合いを持つ。この結果の背後にあるものを理解し、違いを生んだ政策が何であったかを明らかにすることが研究上の優先課題である。

それでもなお、民主主義と公平な開発のつながりを強化する必要がある

成長以上に開発に貢献するものに、民主制度と民主的プロセスがある (図2.5)。しかし、民主主義と開発は、決して自動的につながるものではない。公益事業を配分するとき、または、不法占拠者やストリート・チルドレンや移住者や、その他の社会的に疎外されているグループを差別するとき、意図の有無にかかわらず、社会的不正は広くはびこっており、それは民主制においても、独裁体制においても同様である。人種平等委員会が、最近英国で報告したように、少数民族、女性、高齢者その他に対する差別は、民主主義の歴史が長い国でさえ依然として存在する<sup>17</sup>。一般の人々のニーズに応えようとする政治的な動機は、影響力を持つ人々や富裕層の要求を満たそうとする動機によってかき消されてしまうかもしれない。

貧しい人々の利益となる公平な開発をいかに促進するかについては、多くの方法が知られている。融資を受けやすくす

ること、土地所有を改革すること、すべての人のために基本的な社会サービスに投資すること、インフォーマル・セクターを奨励すること、堅実なマクロ経済学的な政策に従うことなどである。しかし、エリートの利益を守ろうとする意図的な偏見のために、そのような政策が採択されないことがあまりにも多い。世界各地で、基本的保健医療や教育のような重要な領域では、公的支出は、豊かな人々に有利なようにしばしば歪められる (図2.6と2.7)<sup>18</sup>。さらに、所得の不平等が最も大きい国では、課税と支出政策がより累進的になっているわけではない。50カ国以上を対象としたある調査によれば、所得格差の大きい国は、所得がより均等に分配されている国に比べ、税収も政府支出も少ない<sup>19</sup>。

そのような偏りは、独裁制でも民主制でも起こる。民主主義国であっても、所得分配が非常に不均一な国から、より平等な国までさまざまである。同じことが、それほど民主的でない体制についてもいえる (図2.8)。同様に、5歳未満死亡率や初等教育純就学率のような人間開発に関する重要な指標の達成度にも大きなバラつきがある。マリは、トーゴより民主制度の安定という点では、はるかに進んでいるが、初等教育の普及、識字能力の向上、乳児死亡率の減少に関しては、決して勝っているわけではない。バーレーンとシリアは、初等教育を、より民主的なヨルダンと同じ程度に、そしてモロッコよりは広く普及させている (図2.9)。

一部の民主主義国では、所得や富や社会的優位性や権力について非常に大きな、そして多くの場合、ますます増大する不平等を抱えている。世界で最も所得格差の大きい国に数えられるブラジルとロシア連邦を考えてみよう。多くのラテンアメリカ諸国では、1980年代の民主的

図2.6 南アフリカの公的医療支出は、非常に大きな人種間格差と地域格差を含んでいた  
1人当たり支出 (ランド)

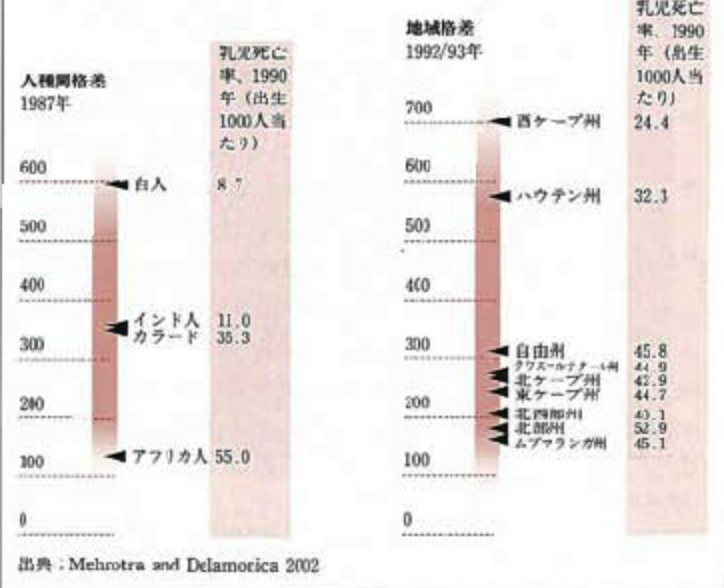


図2.7 公的医療支出は、貧しい人々を無視し、富裕層を優遇する……  
保健医療サービスに関する公的支出の割合 (%)

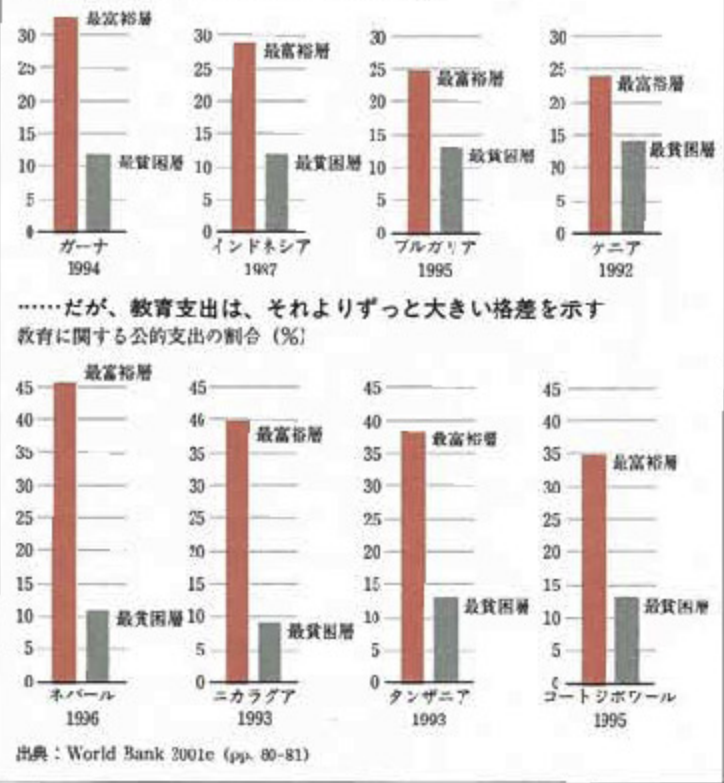
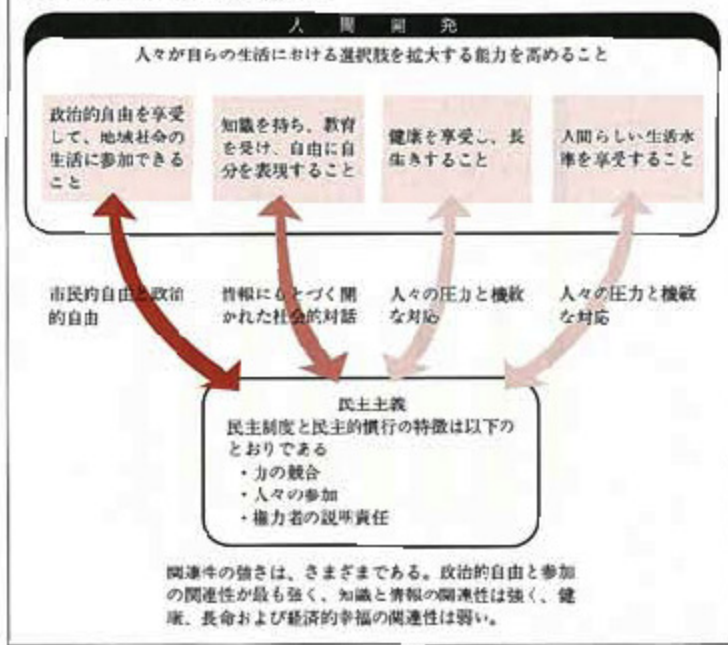
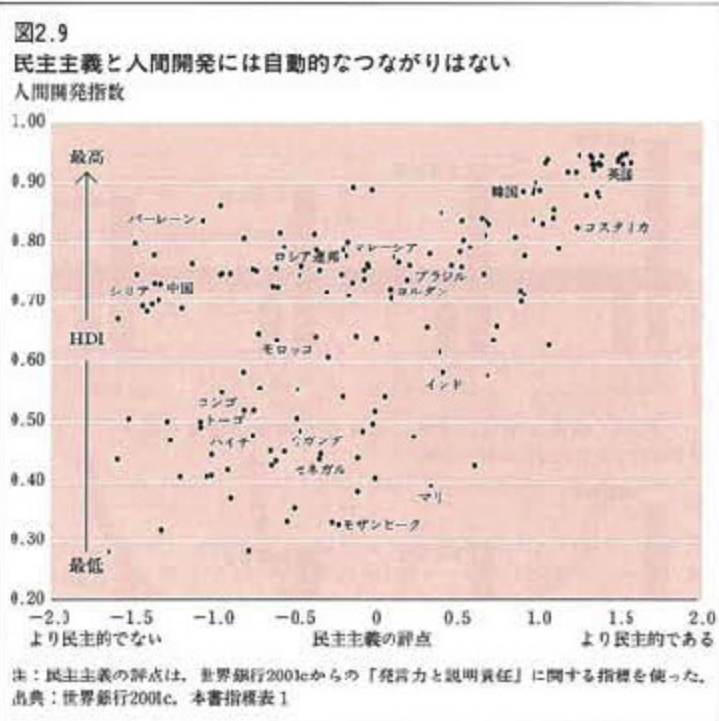
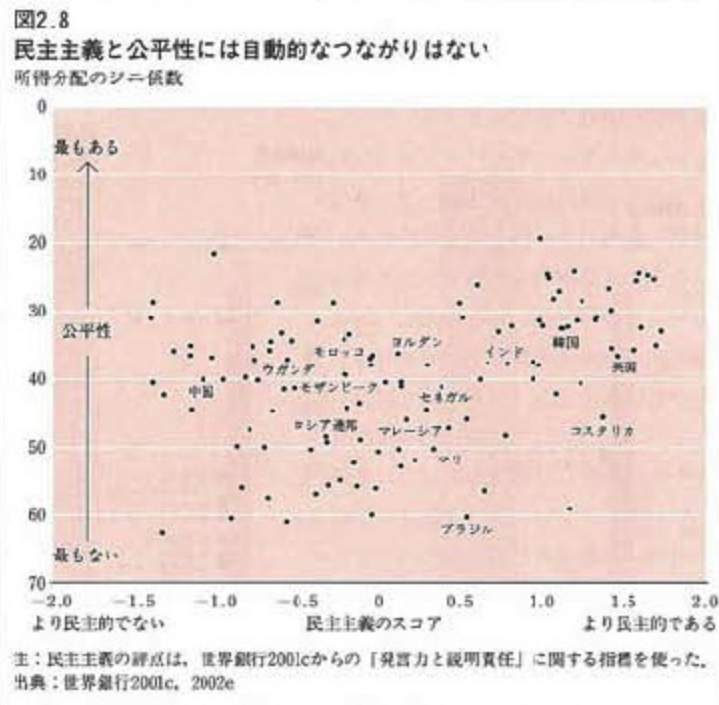


図2.5 民主主義と人間開発の関連性







統治の回復後、1990年代になって所得と教育の格差が拡大した<sup>29</sup>。所得の不等差はまた、旧ソビエト連邦、中・東欧、バ

ルト海諸国において急速に増大した。対照的に、インドネシア、韓国、マレーシアは、堅実な経済成長を達成し、1970年代には非民主的統治の下で所得の不等差の改善に成功した<sup>30</sup>。

したがって、民主主義は公平な開発を促進することができるが、その一方で、民主主義と公平という目標は、通常、別々のものとして考えられるべきである。どちらを達成するにも多大な努力と政治的意図が必要である。民主主義が自動的に公正な社会的、経済的開発を保証することにはならないかもしれない。しかし、貧困だからといって、民主主義が根づかないわけではない。コスタリカ、ヨルダン、モザンビーク、およびセネガルは、同程度の所得の、より民主的ではない隣国に比べ、人々の自由と参加を大幅に拡大した。ここで学ぶべきことは、民主主義は開発途上国にとって、贅沢品ではないということである。そればかりか、民主主義は人間開発にとって本質的な価値を有している。なぜなら民主主義は、政治的自由や市民的自由と密接なかわりがあり、社会的、経済的開発に貢献することが可能だからである。しかし、こうした民主主義と開発のつながりは自動的なものではなく、つながりを強化すること、すなわち民主制度を人間開発に貢献させることが民主的統治の課題となる。

#### ガバナンスに関する今日の課題

民主主義と人間開発には、上述以外にも共通するものがある。民主主義と人間開発のどちらも、それ自体が目的地というよりは目的地に向かう過程だということである。(達成目標を書き出した)リストというよりは(将来への)誓いである。人々が自らが大切だと思う生活を送るために、広いか狭いかはともかく、選次の幅を持つように、社会は多かれ少

かれ民主的になり得る。しかし、明確な到達点があるわけではない。どんな社会も、決して完全に民主的になってはいないし、完全に開発されたわけでもない。重要なのは、前進を続け、後退しないことである。

人々はどこにいても、自分の運命を自ら決定したいと願う。人々が選ぶ民主主義の種類が、たとえば北米あるいは西欧などの特定の型に従う必要はない。その型は、その土地の状況と歴史に合ったものでなければならない。しかし、民主主義は、どこにおいても政治的發展という長い過程を必要とする。民主主義は、公式および非公式の、そして国の内外の基本的制度を必要とする。また、個人や集団の行動を導く価値観と原則に、民主主義の文化が行き渡っていないければ、民主主義は反映しない。民主主義に対する脅威は、私物化され人々の代表になり得ない政党から生まれるだけではなく、不寛容や過激主義、また人権と人間の尊厳を尊重しないことから生まれる。

わかっていることは、人間開発のための優先課題が時代と各地域によって異なるように、民主主義の原則を推進するための優先課題も、社会的状況によって異なるということである。統治機構を確立するにあたってすべての人々に対して平等に配慮するというこの意味は、国営産業とトランジスター・ラジオの時代と、今日の多国籍企業とインターネットの時代とは違うのである。

21世紀に民主的ガバナンスを行うという誓いを実現させるためには、世界は、単に国の制度をよりよく機能させることだけは不十分である。グローバルな経済統合と政治的な自由化によって、国内制度が運用される環境が再構築されているという事実、つまり、どのような統治を

望むかについて自ら発言することが人々にとって何を意味するかということが、多くの場合、根本的に変わりつつあるということも考慮に入れなければならない。

たしかに、国民国家は依然として個人の生活を方向付けている強大な力であり、またほとんどの場合、それは最も重要なものである。しかし、世界貿易機関(WTO)から国内および国際的な企業、国内および国際的な市民社会や新しいグループやメディアに至るまでの、新しい行為主体(アクター)もまた、重要になりつつある。アクターが変われば、参加型の地域の予算編成から、地域の貿易規制や国際的な人権の擁護まで、さまざまな規則も変わる。そして、人々の生活がより相互依存的になるにつれ、これらの新しいアクターが制度を作り、規則が制定され運用される際に、参加とすべての人々への公平な配慮という民主主義の原則が反映されるようにならなければならない。

こうした急速に変化する環境における民主的ガバナンスとは、人々が投票権を有していること以上のものを意味する。民主的ガバナンスとは、民主的制度が、経済的力や政治的権力の分配状態の変化に対応できるように、民主的制度を強化していくことでなければならない。そして、正式な国家機関以外の行為主体が直接関係のある政治権力を持ち、プロセスを左右するとしても、民主的ガバナンスは、参加と公的な説明責任を可能にする民主的政治を推進するものでなければならない。民主的制度の強化と民主的政治の推進というこの2つの戦略が、ガバナンスにとって意味することについては、本報告書の次章以降で扱うこととする。

人々はどこにいても、自分の運命を自ら決定したいと願う。人々が選ぶ民主主義の種類が、たとえば北米あるいは西欧などの特定の型に従う必要はない。





### 第3章

## 民主制の弱点を乗り越え、民主主義を深める

20世紀最後の20年間に、民主主義の世界的な拡がり、歴史的な変革を遂げた。

かつては、どの国が「民主主義に適している」かについて延々と議論が交わされた。それが変わったのはごく最近になってのことである。この問い自体が間違いであったことが認識されるようになった。つまり、国が民主主義に適しているかどうかを判断する必要はない。むしろ国は民主主義に適合していかなくてはならない。この認識こそ、紛れもなく重大な変化である。—アマルティア・セン<sup>1</sup>

20世紀最後の20年間に、民主主義の世界的な拡がり、歴史的な変革を遂げた。サハラ以南アフリカの29カ国、ヨーロッパの23カ国、ラテンアメリカの14カ国、アジアの10カ国、アラブ諸国の5カ国の81カ国が、民主化に向かって前進した<sup>2</sup>。たいていの場合、この動きは一党独裁政権の転覆により、あるいは複数政党による選挙の導入により、またその両方の動きによって、大きな進展を見た。しかし昨今、これらの国々をはじめ世界中で起きている民主主義の肯定的、否定的側面が入り混じった複雑な展開は、民主主義を深化させ、人々のためになる民主化へのプロセスが、まだ始まったばかりであることを示している。

冷戦直後の幸福に浸った一時期に比べ、なぜ民主主義に対する楽観的な見方が弱まってきたのだろうか。一因として、民主主義を採り入れた国の多くが、逆行した動きに苦しんでいる一方で、政治的分野での競争が制限され、政治的お

よび市民的権利の侵害が依然として存在する国も多いことが挙げられる。現在、81カ国のうち47カ国が民主主義国として機能していると見なされている<sup>3</sup>。しかし同時に、キルギスタンやジンバブエに見られるような、「非自由」民主主義の拡がりも気がかりである。これらの国では、選挙で選ばれた政府が、市民から人権を奪い、憲法に規定されている権力に対する制限を無視し、かつての独裁政府と同様に振る舞っている<sup>4</sup>。ならば、なぜそうした国々を「移行中」と呼ぶのだろうか。どこにも移行していないように見えるではないか<sup>5</sup>。

民主主義がよりしっかりと確立している国においてさえ、民衆はその経済的および社会的な結果に失望している。より大きな社会的正義、より幅広い政治参加、武力紛争の平和的な解決を願い、大勢の人々が民主主義のために闘い、それを勝ち取ってきた。正しかったか間違っていたかは別として、民主主義がより効果的な発展をもたらすだろうと期待した。2000年以降のラテンアメリカだけを見ても、アルゼンチンでは2度も、またエクアドル、ペルー、ベネズエラでもそれぞれ1度大統領が退陣に追い込まれた。

10年から20年が経過した現在、民主主義が庶民の生活に恩恵をもたらしてこなかった国があまりにも多い。東欧および旧ソビエト連邦では、所得不平等と貧困が急激に増加し、時にはこれまでなかつ

たような速度で上昇した(図3.1)。サハラ以南アフリカでは、その中でも民主的とされる地域であっても貧困が増加し続けた。また、ラテンアメリカでは、新たに民主制政権を確立した国の多くでも、歴代の独裁政権と比べ、民主的政権が同地域の高い貧困率や不平等に取り組む資質に優れているようには見えない。政治不安と暴力は、インドネシア、ナイジェリア、旧ユーゴスラビアでも民主化移行の妨げとなってきた。

おそらく最も深刻なのは、世界中の人々が自国の政府の有効性に対する信頼を喪失し、さらに民主主義への忠誠も失いつつあるように見える点である。ラテンアメリカで行なわれた調査では、貧困、犯罪、汚職、麻薬取引、麻薬中毒が増加傾向にあると訴えた回答者の割合が70%を上回った<sup>6</sup>。政府および政治に対する信頼の低下は、なにも新しい民主主義国に限ったことではない。ギャラップ・インターナショナルのミレニアム調査は、60カ国の5万人を超える人々に「自分の国は国民の意思によって統治されていると言えますか」と質問した。「はい」と回答した人は3分の1に満たなかった。さらに、「政府は国民の意思に答えていますか」という質問に対して、「応えている」と回答した者は、わずか10%であった<sup>7</sup>。

以上のような失望は、一部の人々にとっては、民主主義が経済的発展や社会的発展と相容れないことを意味することから来ている。第2章で述べたように、民主主義と発展が両立しないというのが事実でないことは、歴史と証拠が立証している。しかし、歴史は同時に、民主主義それ自体が、より大きな社会的正義、より速い経済成長、あるいは社会的・政治的安定性の増大を保障するものでないことも教えている。民主主義と人間開発のつながりを強めることは可能だが、自動

的になるわけではない。そして、ほとんどすべての国において、民主主義と人間開発の結びつきを強化する必要がある。これを達成するための最善の方法は、民主制度を強化し、民主政治を促進することであり、これが本章の中心テーマである(セイエド・モハムド・ハタミ、イラン大統領の特別寄稿参照)。

#### 民主的制度・機関の公的説明責任

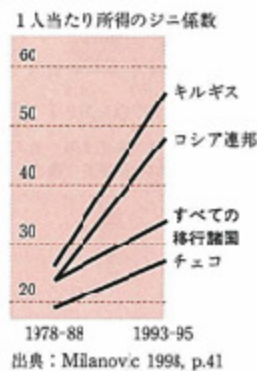
一般の人々の要求と関心に民主主義国が必ずしも応えないとしたら、どうすればより民主主義を機能させることができるのだろうか。その答えは、人々が自分たちの見解や選択を表現するだけの状態から一歩踏み出して、統治者の権限を抑制し、統治者の決定に影響を及ぼせるかどうかにかかっている。

説明責任とは、権力について問えるものであり、人々は公的な決定に対し発言する機会を持つことのみならず、統治者に対して責任を問う権利を有する、ということである。人々は、決定や行動について疑問があれば、それに対する回答を要求することができる。そして、責任を果たさない官僚や公的機関には制裁を加えることができる。今日、官僚が説明責任を負うべきであるという主張は、法人、多国籍機関、その他、公的な意思決定に対し大きな力を持つさまざまな組織へと及んでいる。これらの組織は、人々や地域社会の生活に及ぼす影響の大きさゆえに、人々から信託を受けており、したがって国の立法機関および国民に対してその行動に関する説明責任がある。

説明責任は、さまざまな状況によって異なる意味を持つ。誰にとって、何のために、どの基準に基づいて説明責任は判断されるのだろうか。たいていの場合、法律違反に対する制裁が関心の中心となる。たとえば、企業が環境汚染基準を侵

民主主義と人間開発のつながりを強めることは可能だが、自動的になるわけではない。

図3.1 多くの移行諸国で不平等が広がっている





## 世界の未来は民主主義にかかっている

## 神の御名において

流血や災禍、差別などに苦しんだ20世紀を通して、われわれ人類は、苦悩に満ちた道程を歩んできた。そして今、われわれは新世紀を迎え、より良い未来、つまり、過去と現在を覆う曇天を明るく照らす正義によって導かれた未来、そして、すべての人間の尊厳と権利を基本とした未来を切望している。

人類の苦悩と苦悩については多くが語られてきた。少数の特権階級の権力、富、欺瞞の代償をあまりにも多くの老若の犠牲者たちが支払ってきた。世界の一角では、満足のいく生活水準を達成した人々もいるかもしれない。しかし、それらの人々も、外観と実際の内容の間の断絶と、その結果生じる精神的苦痛に苦しめられてきた。一方、世界においては、はるかに多くの人々が、貧困、無知、疎外や、世界の主要大国に対して従属的で非民主的な為政者などの、数多くの苦悩や困難と闘っている。

民主主義はひとつの価値として20世紀に発展を遂げ、ガバナンス（統治）の新しいモデルを示した。人々と民族の覚醒の時代において、為政者はこの価値を受け入れるとともに、人間が自らの自由、精神性、尊厳を実現することを容れなければならない。

民主主義の主な特徴には、自らの

運命を決定する権利、人々の自由意思と選択から生じ、人々による継続的な監視に依る政治的権威をはじめとする権威の発現、そのような説明責任の制度化などがある。そして民主主義の特徴は、民主主義のさまざまな現象とは明確に区別されるべきである。民主主義には、唯一かつ完全なものとして規定される形態はない。したがって、精神性と道徳性という観点から、民主主義を形成しようと努力をすることで、新たな民主的生活のモデルが生まれる可能性がある。

民主主義の原則は、各国のグッドガバナンス（良い統治）の基準となっている。こうした民主主義の原則こそ、グローバルな相互作用を規律する新しい規範としてふさわしい。したがって、国民の意思や要望に応えない非民主的な政府を是認したり、世界各地の出来事に対して二重、三重の基準を適用するといったよくあるやり方で、少数の有力国の強い要求が人類の利益に優先されるようなことがあってはならない。

現代世界における権力構造は、変革されるべきである。国民1人ひとりが平等であるのと同様、平等な権利と尊厳を持つ国家で構成されるグローバル社会では、多様な文化および文明が協力し合い、万人が自由と進歩を享受できる、道徳的かつ人間的

な世界を築き上げるべきである。

最終的に地球社会が必要としているのは、国内および国際的な紛争において暴力や強制力の行使を避け、機敏に反応する道徳的な社会を出現させることである。法律として成文化されていない価値や規範、執行手段のない法律は、具体的な効果を持たないであろう。したがって、グローバルイノベーションは、新しい集団的権利や倫理を明確化すること、またそれが国内および国際的な規範や制度に及ぼす影響とに、複雑に関係している。

対話と思想や文化の自由な交流にもとづいた倫理的、法的、政治的価値を高めることをめざして、世界の未来は、統治（ガバナンス）のあらゆるレベルにおいての、民主主義の問題にかかっている。明日の世界全体の統治へ民族と文明の公平な参加を促すために、国際連合の前進を支援しようではないか。

S.M. Khatami

セイエド・モハムド・ハタミ  
イラン・イスラム共和国大統領

した場合などである。もし、環境を汚染しても企業は罰せられることがないのであれば、国の法律や規則が脆弱、またはその強制力が弱いために、説明責任は存在しないことになる。一方、最低限の職業基準を満たしていない教師や医師などの専門職の制裁が関心の的となることもある。こうしたすべての説明責任が、民主的ガバナンス、すなわち人々の信託を受けている者を、効果的かつ公正に行動させることの中核となる。

民主主義国において、人々は2つの方法で説明責任を追及することができる。1つは市民社会の行動を通じた方法で、もう1つは代表制と委任制を通じて要求する方法である。しかし、選挙を除けば、大部分の正式な説明責任は委任されている。最も重要なのが、司法府、立法府、行政府の間の、そして、人権委員会、選挙委員会、公務員委員会、オンブズマン、会計検査官、反汚職機関などの専門的で独立した監視機関の間に働くチェック・アンド・バランスである。

問題は、多数の国、とりわけより新しい民主主義国における民主制度が、過重な業務を負い過ぎているとともに、職務を遂行する手段に欠けていることである。政党はまとまりがなく、代議員は有権者との密接なかかわりを保つことができない。監視および規制機関には、訓練された有能な職員が不足している。また、官僚は低賃金であるか、過労気味であるか、あるいはその両方である。1980年代から1990年代に、初めて複数政党による大統領選挙を実施した国の多くでは、そのわずか数カ月前に結成されたばかりの政党によって選挙が戦われた。

制度が脆弱なのは、資金不足だからだけではない。実際の権限が政府外にあるため、政府機関が有効でないこともある。ますます統合化が進みつつある世界では、国家が弱小で債務を抱えている場

合、政策立案のかなりの部分を国際的な行為主体（アクター）と分担して（少しでも分担すればの話だが）管理するようになる。グローバルなレベルの決定に国家が束縛される可能性があると同時に、総選挙やチェック・アンド・バランスの機能も、力を持つグローバルな行為主体（アクター）の責任を問うには十分でないこともある。あるいは、ゲリラ運動、国際麻薬取引者と犯罪シンジケート、強力な土地支配者、スラム街のギャングといった、破壊活動グループの支配によって、国家が実質的な権力をほとんど持たないこともある。

説明責任の制度が整っている民主主義国でさえ、それが効果的に機能していない場合が少なくない。この種の制度は、大半の人々にとっては利益を増進しないばかりか、少数民族、女性、貧困層の利益の保護については、ほとんど機能していない。その主な理由には次の2つがある。

- ・民主的制度が、汚職やエリート支配で腐敗している。
- ・民主的制度が及ぶ範囲が限定的で、民主的な実践が欠如している。

## 汚職または金銭的利益による制度の腐敗

汚職、権限濫用、犯罪分子による脅迫のいずれも、民主的な説明責任を弱める。監督・規制機関も、政治的または特定の利益に汚染されている場合は、職務の執行が不十分になるかもしれない。たとえば、1990年代の終わりに、東南アジアはばい煙問題に見舞われ、健康に深刻な被害がもたらされたが、これはプランテーション所有者たちがインドネシアの役人を買収し、不法に森林を焼き払うのに目をつぶらせたためであった。土地を焼くほうが、手作業で開拓するよりもはるかに安価で済むためであった。公務員のあらゆるレベルに裏金が流れ込み、上

司たちは、取り締まりを怠った下級役人に罰則を科さないことを保証するほどの状況であった。部下はその思義に応じて、上司の不正行為を通報しないということもあった。1997年に、こうしたばい煙がマレーシアおよびシンガポールの上

空にまで広がるようになってはじめて、国際的に憂慮すべき問題に発展したため、断固たる処置が講じられた。

トランスペアレンシー・インターナショナル・バングラデシュは、2000年に実施した国内の銀行業界に関する調査で、

説明責任とは、権力について問えるものであり、人々は公的な決定に対し発言する機会を持つことのみならず、統治者に対して責任を問う権利を有する、ということである。



### BOX 3.1 貧しい人々、乏しい正義

司法制度は、多くの場合、貧しい人々に対して犯された犯罪よりも、貧しい人々が犯した犯罪を訴追することに、より熱心であるようだ。ブラジルの農地委員会(Pastoral Land Commission)によると、1964年から1992年の間に、同国で政治的な動機で殺害された農民、農村労働者、労働組合指導者、宗教関係者、および、人権弁護士は1730人に上った。これらの事件のうち、1992年までに裁判にかけられた件数はわずか30件、有罪判決に至った件数はわずか18件だった。

貧困者を対象にした調査によると、警察や司法組織は、せいぜいよくても何も対応してくれない存在と見なされており、最悪の場合は司法権を乱暴に濫用する者と見なされていることがわかる。以下は、最近の世界銀行の調査によって明らかにされた、世界の貧困層が持つ警察に対するイメージである。

- 無策一必要なきには不在で、殺人が起こったときだけやってくる。
- 腐敗一不正な逮捕、告訴、収監を行い、釈放の条件として多額の賄賂を要求する、子どもから金銭を盗む、市民を脅迫し、恐

喝し、ゆする、非合法薬物を使用する、犯罪者と共謀する。

- 残忍一街角の行商人に嫌がらせをする、身分証明書類を没収する、警察に訴えにきた女性を強姦する、罪のない人々に暴力を振るう、ホームレスの少年を拷問、殺害する。

司法制度は、警察官の虐待に対し処罰を怠ることで、こうした歪みをいっそう悪化させている。さらに、腐敗によって、警察の苦情処理、オンブズマン、独立した司法委員会、国家人権委員会による監視が十分働かないこともある。1990年にメキシコの人権委員会の委員長が殺害された際、殺人容疑者として警察署長が告訴された。彼の裁判期間中に、検察側の証人が6人殺害された。1992年に、エルサルバドルでは、人権オンブズマンを設置した。しかし、1998年に国民議会が、その役職にあった活動家を、汚職、司法妨害および法原則の侵害などの罪により同事務局が告訴した9件の事件の当事者である男性と交代させた。その結果、人権オンブズマン事務局は、職員の高い離職率や明白な資金の管理ミス、および、人権関連の苦情調査の軽視などによって信用を大きく失墜した。

出典：Narayan, Chambers, Shaha and Petesh 2000, pp.163-64；Goetz and Jenkins 2002；Pinheiro 1999, p.55

正規の銀行部門から融資を受けようとする人々は、融資金額の2%から20%に相当する賄賂を直接支払わなければならないという事実を発見した。農村に住む教育のない人々が融資を申請する場合は、さらに高い利率を強要されていたが、これは融資を審査する政府の役人にも賄賂

が分配されることも理由の1つだった<sup>10</sup>。さらにひどいことに、支店長から融資を返済しなくてもよいという約束を取り付けるために、借り手が融資金額の半額もの金額を支払うことが多々あった。そして、この約束は多くの場合守られることはなかった。受益者となるべき人々にとって、賄賂を渡す以外の選別がほとんど残されていない場合、抗議しようとする気力も失われてしまい、その結果、汚職はますます表面化しにくい状況になる。

庶民、とりわけ貧しい人々にとって、司法手続きはほとんど保護機能を果たさず、その結果意義を喪失する。司法制度は多くの場合彼らの手の届かないところにある。多くの人にとって話すことも書くこともできない公式用語が使用されるうえ、賄賂があまりにも一般的になっているからである。被害者が裁判に訴える手段を有していない場合、彼らを虐待した者はたいてい罰せられずに済む。特に警察職員の場合その傾向が強い。ラテンアメリカにおける調査では、警察による身体的暴力を含む虐待行為の犠牲者のうち、少数民族や貧困層、同性愛者、ストリートチルドレンなど社会の隅に追いやられているその他のグループの割合が、不当に高いことが示された(BOX 3.1)。もう1つの問題に、司法手続きにおけるジェンダーをめぐる偏見がある。ウガンダの土地争議の例が示すように、男性に支配されている村議会は、組織的に女性の権利を無視している(BOX 3.2)。

選挙プロセスも不正行為によって損なわれることがある。不正行為と違反行為が、野党候補者によって批判された選挙は多数に上る。1997年に、カメルーンのポール・ビヤ大統領は、93%の得票率を獲得して再選されたが、実際には、主要な野党3党は選挙に不参加であったほ

か、政府は独立した選挙委員会を設置する要求を却下していた<sup>11</sup>。この他にも、近年非常に多くの選挙が同様に無惨な結果に終わってしまった。その中には、2000年のハイチ<sup>12</sup>、2001年のチャド、2002年のジンバブエ、2002年のマダガスカル<sup>13</sup>の事例などがある。

政治にからむ金銭問題は、民主制度をあらゆるレベルで歪める可能性があり、とりわけ深刻である。それは、選挙過程や、選挙で選ばれた指導者が有権者を代表する程度までをも歪める可能性がある。また、議会政治や、司法と行政の機能を歪める可能性もある。この問題は、近年多くの国で最重要の政治議題に浮上したが、それは往々にして政府の最高レベルで起きたスキャンダルの結果であった。いくつかの国では、政治家が個人的な利益または選挙目的で、犯罪者から金銭を受け取った疑いで告発された。1990年代のイタリアのキリスト教民主党的凋落は、同政党が「マフィアと財政的に結びついている」という嫌疑を受けたことが大きく影響した<sup>14</sup>。また、1980年代初頭にドイツで起きた「フリック事件」では、フリック社からの不法献金が露見し、国民に深刻な動揺を与えた<sup>15</sup>。すべての主要政党のベテラン政治家に、選挙資金法違反の疑惑がかけられた<sup>16</sup>。このスキャンダルによって、政治資金濫用を防ぐための、選挙資金献金法の通過が促進された。それにもかかわらず、1999年にヘルムート・コール前首相は、秘密資金口座網を利用して、650万ドル相当の秘密献金を受け取っていたことを認め、党の名譽総裁を辞任した<sup>16</sup>。その後このスキャンダルは、キリスト教民主同盟の他の役員も巻き込むことになった。

資金調達をしなければ、選挙プロセスを機能させることはできない。しかし、政治において金銭が決定的な役割を果たす場合、平等でない経済力は平等ではな

い政治的優位性につながり、「1人1票」の原則が損なわれる。これは新しい問題ではない。しかし、選挙費用の急増が、状況を悪化させてきたことは確かである。1980年の米国大統領選挙では9200万ドルが使用されたが、その金額は1988年には2億1100万ドル、2000年には3億4300万ドルへと上昇した<sup>17</sup>。各政党の出費を含めると、2000年選挙の総費用は10億ドルを上回った<sup>18</sup>。選挙運動予算が巨額だからといって、勝利が保証されるとは限らないが、選挙戦のさまざまな段階で選挙運動予算は重要な要素になっている。1970年代の米国の選挙運動に関する調査では、現職の国会議員に対抗する候補者が、1万ドル余分に費やすたびに、1%得票率を伸ばしたことがわかっている<sup>19</sup>。

そのように選挙費用がかかるということは、十分な資金的余裕のない立候補者は、出馬の道をはば閉ざされてしまうわけである。同じ土俵での政治的戦いは不可能になる。さらに、こうした費用は、政治家の特定の資金源への依存度を高め、そ

政治において金銭が決定的な役割を果たす場合、平等でない経済力は平等ではない政治的優位性につながり、「1人1票」の原則が損なわれる。

### BOX 3.2 司法プロセスを弱めるジェンダーにもとづく偏見

ウガンダのカバレ地区における土地をめぐる複数の争いを調査した結果、家族の家屋や土地の売却をめぐる男性の親戚との争議では、ジェンダーにもとづく偏見と腐敗が原因で、地方裁判所が女性の土地所有権を是認しないことがよくあるということが明らかになった。これらの争議には、亡夫から相続した土地を手放すよう高齢の未亡人に嫌がらせをする成人した息子や男性の親戚、あるいは妻に相談せずに家族の土地を売却する夫がかかわっていることが多

い。役人から「非公式な」文払いを要求されるのが慣例になっているなかでは、女性が自分の主張を押し通そうにも、一般的には男性の親戚よりも多くの賄賂を渡すことができないのである。中には、土地の売り手が村議会議員と結託していたこともあった。

ジェンダーをめぐる偏見と腐敗は、いかなる種類の説明責任によってもチェックされてはいない。女性が地元の村議会に当選するには数多くの障害があり、選挙制度は特に不十分である。

出典：Goetz and Jenkins 2002



### BOX 3.3 政治に対する企業の影響

民主主義国では、なぜ企業利益が公共政策に影響するのだろうか。私的な利益を求めた腐敗した公務員のせいである場合もあるが、その他2つの要因が作用していることがある。第1に、政府はビジネスの促進を通じて公益に奉仕し、それによって、企業は仕事を創出し経済成長を生む。企業の成功を妨げる政策は、国の経済を衰退させるだけでなく、企業の海外移転を推進することにもなりかねない。第2に、企業は、多くの資源やその入手手段を支配することが多く、その影響力は、他の労働者団体、消費者団体あるいは環境団体などとは比べものにならない。

#### 企業の現金と政治的恩恵

多くの国々において、企業献金とロビー活動は、政界の顕著な特色である。2002年前半に米国で成立した歴史的な選挙資金改革法案の背景には、「ソフト・マネー」を中心とした企業献金の急増に対する大衆の怒りがあつた。2000年の選挙期間に、企業が政治献金として寄付した12億ドルは、すでに十分膨大な労働組合の献金額のおよそ14倍、その他の利益団体の献金額の16倍にも上る。ヨーロッパ諸国の多くでは、企業による資金供与により厳しい限度額が設けられているが、同様の傾向はどこでも見られる。1995年のインドでは、主要政党の資金調達約30%が、大手企業からであったと推定されている。

企業献金とロビー活動は、しばしば労働者、消費者、女性、環境保護主義者をはじめとする利益団体や市民団体の声をかき消してしまう。たとえば、農業関連業界は、国際貿易交渉における国の立場に多大な影響を及ぼしてきた。さらに、エンロンのインドにおける30億ドルのダゴール発電プロジェクトや、ポリビアの

ツナリ水道会社 (Agua del Tunari) など、世間で大きく騒がれた事件を見ても、抗議運動や大きな対立に発展しない限り、地元の住民、知識人、環境保護主義者、その他の団体の利害が無視されることがいかに多いかがわかる。ポリビアでは、数百人に上る労働者がゼネストに突入したのに続き、交通輸送機関が停止し、抗議者の1人が撃たれるという暴力的な警察の対応にまで発展した。そして、その後間もなく、戒厳令が宣言された。

以上のような事例は、反グローバリゼーション運動の範囲にとどまらず、企業の説明責任に対する一般市民の懐疑心を助長する。企業の影響に対する懸念は、より広く国際世論においても共有されている。1999年のミレニアム調査で、ギャロップ・インターナショナルは60カ国で暮らす5万7000人に面談し、人々の間には、企業活動に対する疑いと軽蔑が広がっていると同時に、企業の社会的責任への高い期待が存在することを明らかにしている。回答者の5人中4人近くが、企業には、公衆衛生と安全に対し責任があると考えており、3分の2は、汚職と腐敗の責任は企業にあると述べた。ヨーロッパの12カ国では、半数を超える回答者が、企業は社会的責任に十分な注意を払っていないと述べた。

法が不十分であるか、またはその執行力が弱いために、企業がその行動に対する説明責任を問われなことを懸念する人が増えている。実際に、適切な国内法が存在する場合でさえ、それが履行されないことが多々ある。米国では、ホワイトカラーの犯罪 (横領、脱税、贈収賄など) は、その他の犯罪と比較し、法の執行を受けることがはるかに少ない。1992年から2001年の間に、証券取引委員会は、刑事事件の容疑で

609件のホワイトカラーの犯罪事件を米国連邦検事に付託した。しかし、そのうち起訴されたのはわずか187件に過ぎず、有罪判決を受けた被告人は142人、収監されたのは87人だった。

#### 政策プロセスに影響を及ぼす多様なアプローチ

政治家および政党への献金は、企業が政策に影響を及ぼす手段の1つに過ぎない。企業は、確実に自分たちの意見に耳を傾けてもらい、政策に影響を与えるために、さまざまな活動を行っている。企業は法案起草し、提出し、その根拠を提議し、審議に参加する。さらに、政策の実施日程を交渉したり、特定の指名候補者を公職につけるよう支援したり、セミナーでの情況説明によって司法に影響を及ぼすなどして、政策の適用方法にも影響を与える。米国の3つの貿易諮問委員会についての最近の調査によると、111人の委員のうち、労働組合の代表は2人のみで、消費者の代表はゼロ (環境保護団体のために確保された議席は空席となっている) であることが判明した。一方で、産業界からの代表は多数に上り、企業からの委員が92人、各種産業界からの委員が16人いた。

気候変動をめぐる米国の政策議論を見ると、こうした動向がわかる。米国地球気候連合は、対外政策議論への産業界の参加を調整する業界団体であるが、この目的のために、気候変動に関する科学的議論に対して強硬に異議を申し立て、業界の目的のために活発なロビー活動を繰り返してきた。そして、一流の科学者のほとんどが温室効果ガスの排出削減の必要性について同意している中で、同連合は京都議定書で設定された目標値は「非現実的」とであると強

引に主張してきた。

#### 何ができるのだろうか?

資源とその入手手段の不均衡がなくなればよい、と願ったからといってそうなるわけではない。ならば、どのようにしたら企業の不当な影響を克服できるのだろうか。政治資金の改革がきわめて重要であり、それには次の措置が必要である。

- 選挙、政党、候補者すべての資金調達先の透明性と公開性を高める。
  - (国、地域などの) レベル別および資金源別に、支出と献金の明確な限度額を設定する。
  - 候補者と政党に公的資金を供与する。
- こうした措置を講じている国は多い。インドネシア、韓国、タイは、支出と献金に関し、透明性を求めるとともに限度額を規定する、包括的な法律を導入した。英国では2000年

より、すべての政党に対し、国家レベルで5000ポンドを超える献金の資金源を、地方レベルで1000ポンドを超える献金の資金源を公開する義務が課せられるようになった。公的資金は、それが政党資金および選挙資金の主な財源となる「マキシマリスト (最大限要求者の)」アプローチ (ドイツ、韓国、スウェーデンなど) から、選挙の一部のみを助成する「ミニマリスト (最小限要求者の)」アプローチ (オーストラリア、カナダ、アイルランドなど) まで、さまざまな形態を取り得る。英国では、直接的な国からの助成はしていないが、候補者は無料の政見放送の機会と郵便料金の免除が受けられる。

政治活動に、社会的責任のある企業行動の規範を導入することによって、コインの裏側の問題に取り組むこともできる。以下に、より責任のある政治活動の例をあげる。

- 企業の透明性 企業が自らの政治

活動を明らかにする。ノバルティスはバイオ安全鑑定書に関する方針を公表しており、アストラ・ゼネカはロビイスト・グループへの資金提供を公開している。

●企業の説明責任 企業が一般の関心に応える努力を行う。スコティッシュ・パワーは、自社の方針に外部の意見を求めている。

●企業方針の一貫性 企業が、業界団体あるいは「表向きの組織」など、自社に代わって企業方針を提唱する団体と立場を一致させる。

最も効果的かつ野心的なアプローチとは、業界全体が政治から手を引くことである。そのためには、すべての企業が同時に行動を起こす必要があるため、おそらく法規制が必要であろう。しかし、中にはこの方向に向かって踏み出している企業もある。たとえば、シェルは政治献金を行うことをやめた。

出典: Center for Responsive Politics 2001; Mahbub ul Haq Human Development Centre 1999; Madeley 1999; Human Rights Watch 2002; Parry 2001; Grunwald 2002; Zadek 2001; Leaf 2002; Kortzen 1995; Sustainability 2001, p14; Global Climate Coalition 2002; Sridharan 2001

の結果、民主制度は特別な利益団体、特に企業利益の不当な影響を被りやすい (BOX 3.3)。

#### 不十分な民主制度の広がり と 民主的実践の欠如

参加と説明責任のための公的な制度がうまく機能しているとしても、それはせいぜい中途半端な手段に過ぎない。市民は、選挙その他の公式な監視機能を通じて、権限を濫用する政治家を辞職させることくらいしかできない。また、女性や少数民族や貧困者の権利を保護するためには、政党に加盟し、政党の活動に影響を与えるよう努め、選挙で投票するくらいでは、ほとんどの場合十分な効果を上

げることではできなかった。

同様に、こうした手法では、人々の日常生活に影響を及ぼす不正行為に取り組むだけの力もない。たとえば、コロンビアの土地改革が効果を十分に上げなかったことに関し、世界銀行が最近行った調査では、繰り返行われた議会での質疑も、問題の核心には届かなかつたと結論づけている。ここでの問題とは、エリート層が土地改革事業を支配し、自分たちに都合良く歪めたというもので、土地の売り手と買い手が共謀して地価を高めに見積もり、余剰金を分配し、政府に費用を負担させていた<sup>20</sup>。

こうした問題に対する解決策の1つに、権限をより下位レベルの政府に分散



表3.1  
急激に減少する政党の党員数

国	期間	党員数の変化	
		数	%
フランス	1978-99	-1,122,000	-64.6
イタリア	1980-98	-2,092,000	-51.5
米国	1980-98	-853,000	-50.4
ノルウェー	1980-97	-219,000	-47.5
チェコ共和国	1993-99	-225,000	-41.3
フィンランド	1980-98	-207,000	-34.0
オランダ	1980-2000	-136,000	-31.7
オーストリア	1980-99	-446,000	-30.2
スイス	1977-97	-119,000	-28.9
スウェーデン	1980-98	-143,000	-28.0
デンマーク	1980-98	-70,000	-25.5
アイルランド	1980-98	-28,000	-24.5
ベルギー	1980-99	-136,000	-22.1
ドイツ	1980-99	-175,000	-9.0
ハンガリー	1990-99	8,000	5.0
ポルトガル	1980-2000	50,000	17.0
スロバキア	1994-2000	38,000	29.6
ギリシャ	1980-98	375,000	156.7
スペイン	1980-2000	809,000	250.7

出典：Mair and van Biezen 2001, p.12

し、人々に近づける方法がある。しかし、エリート支配という点では、地方の役人も、中央政府の役人と大した変わりはない。実のところ、地方分権化は、地方の民主主義を強化するどころか、現実には地方エリート層の権力と影響力を強化する可能性がある<sup>21</sup>。こうした状況下では、市民にとって役人はできるだけ遠くにいるほうが幸せかもしれない。最近実施された12カ国の調査によると、地方分権化によって、より多くの人々が力を与えられた（エンパワーされた）、貧困が削減された、社会的発展が促進された、あるいは地域格差が緩和されたという事実が確認された国は半数に過ぎず、しかもそのうちの数カ国は効果が非常に限定されていた<sup>22</sup>。地方分権化が貧しい人々のために最も役立つのは、地方政治が民主的で、しっかりした制度を持ち、開かれた参加型の政治を実践している場合である。地方分権化は地域住民の強力な支援を伴ってはじめて、普通の人々に力を与えることが可能になる<sup>23</sup>。

このようにして、民主主義における説

明責任のための公的な制度は、理論上は強固であるが、権力と影響力の限らない集約が続くことによって、弱体化してしまうことが多い。中には何十年間にもわたり、何人かの決まった人物が交互に首相の座にすわり、王朝的な政治が継続している国もある。メキシコでは、2000年の選挙によって支配に終止符が打たれるまで、70年以上にわたり同じ政党が政権を握っていた。民主的な大変革が起こり、少数派が政治にいくらか影響力を及ぼすようになったにもかかわらず、依然としてエリート層が国家権力を握ったままの不平等な権力構造が広がっている<sup>24</sup>。

そのような悪循環を断ち切るには、民主制度と国家の能力の強化が必要となるだろう。しかし、それは解決策のほんの一部に過ぎない。より活力に満ちた民主政治を生み出すことによって、政治的圧力を公的な制度の外からも加える必要がある。

### 公式の民主制度を強化する

最近、民主化への一步を踏み出した81カ国のほとんどは、今なお前代の独裁政権の遺産を断ち切れておらず、民主制度および民主的慣行はまだ根づいていない。代表制のプロセスは、民主主義が十分に確立された国々でさえ危機にあるように見える。米国では、大統領選挙における選挙人登録者の投票率は、1960年の96%から2000年には51%へと低下し、英国では1992年の78%から2001年には59%へと低下した。一部の国、特にラテンアメリカでは投票率が上昇しているものの、このような投票率の低下傾向は万国に共通した傾向とはいえないが、OECD加盟国でも8カ国で投票率が大幅に下落した<sup>25</sup>。フランス、イタリア、ノルウェー、米国では、党員数が20年前に比べ半

数以下となっている（表3.1）。ラテンアメリカ諸国および中・東欧諸国で実施された最近の調査によると、政党を信頼している人の数は、教会や軍隊やテレビを信頼する人よりもずっと少ない（図3.2）<sup>26</sup>。

各国は、次の方法によって、代表制の構造に対する人々の信頼回復と、政治権力の集中を緩和する取り組みを始めることができる。

- ・政党と選挙制度を通じて、公式な政治参加と代表制のためのより強力な手段を育む。
- ・行政、司法、立法の権限を分立し、効果的な独立機関を創設することで、専断的な権力に対する抑制機能を強化する。
- ・民主的な地方分権化を図る。すなわち、中央政府から州や村へと権限を委譲する。その際、州や村を支えるより強力な地方の民主制度や民主的な実践が必要になる。
- ・自由で独立したメディアを発展させる。

### 公式な政治的参加と代表制のためのより強力な手段を育む

民主主義が効果的に機能するか否かは、政党が人々の要求に敏感に対応でき、有効に機能できるかどうかにかかっている。しかし、新しい民主主義国というのは、政党も新しいことを意味する。これらの新しい政党は、政治教育や動員を行ったり、多様な利益を代表するという、政党本来の機能を果たせるだけの能力をまだ備えていない。多くのアフリカ諸国では、1つの選挙から次の選挙の間に複数あった野党が消え去り、与党がかつての一党制時代と同様に振舞っている。公的資金の不足と資金調達の見界から、政党は少数の富裕な個人に政治活動と運動資金を頼らざるを得ない。さら

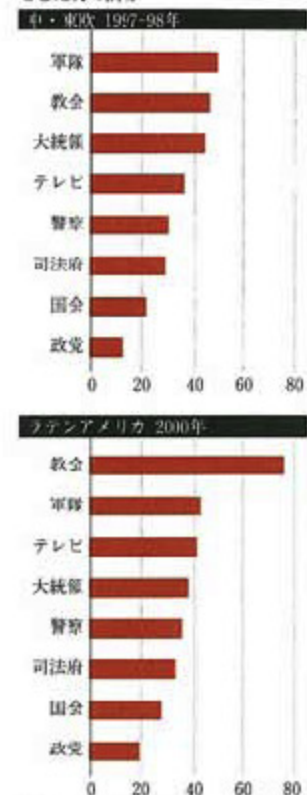
に、与党から特典および恩恵が流れてくるので、政治家は選挙で勝利した政党に加入するために政党の所属を替える、つまり「鞍替え」する傾向がますます強くなっている。この「鞍替え」の慣行が西アフリカではかなり一般化したため、ベナンやニジェールなど一部の政府はこれを非合法化した<sup>27</sup>。

政党の組織構造が決して参加型でないものがあまりに多い。開放的でもなければ透明でもない政党が、政策の取り組みで民主的である可能性は低い。党内が民主的でない、政党は個人的な縄張りとなってしまう。政党の綱領よりは、カリスマ的な指導力が、しばしば政党の忠誠心を扇動することになる。したがって、政党内に民主主義的文化を作り出すことは、きわめて重要である。最低限、開かれた競争による選挙で政党指導者を選出すべきである。1995年に制定されたパナマの新選挙法のように、政治改革に向けた行動計画のどこかにそのような条件を組み込むことは効果的であろう。

選挙は複雑なプロセスであり、体系的な組織作りが求められる。選挙人登録や名簿を改善し、独立した選挙委員会を設立することは、自由で公正な制度の基礎である。政党の代表が選挙の準備期間のあらゆる側面に関与した1994年のモザンビークの事例のように、政党や候補者を単なる競争者としてのみならず、選挙の利害関係者、監視者、擁護者として関与させることは、安定性の確保に有益である<sup>28</sup>。メディアも情報を広め、公開討論に焦点を合わせ、市民教育および有権者教育を拡充することを通じて、この努力に貢献することができる（下記参照）。市民社会も同様のことができる。インドネシアでは非政府組織（NGO）が、市民に対して、自由意思と良心に従って選挙する権利および義務、民主主義における選挙の価値、そして新しい選挙法の特

図3.2  
制度に対する信頼

「大いに」あるいは「若干」信頼する  
とした人の割合



出典：Lagos 2001；Rose and Haerpfer 1999



司法の独立が維持できるか否かが、しばしば民主的に選出された政権の独裁化を回避できるかどうかの試金石となる。

質について説明を行い、有権者教育の中心的な役割を担った。さらに、こうした運動は、制度の公平性や新しい透明性、そして自国の政治生活に新たに参入してきた政党や政治家について、市民に納得をしてもらううえでも役立った。

多くの国が代表制の強化をめざしており、すでに歴史のある民主国家においても新しい民主国家においても、行うべき努力には共通の点が多い。

・**政党内のガバナンス（統治）を改善する** その際、倫理基準、訓練、規律、財務管理の向上を通じて行う。たとえば、タイ民主党は、政党運営を専門化するプロセスに着手した。フィリピン民主の戦い（Labang Demokratikong Pilipino）党は、研究所を設立したり、セミナーや政策討論会を実施して、党内の恩恵の分配の問題解決にあたっている<sup>29</sup>。

・**少数者と女性の参加を促進する** 政党は、少数者と女性の代議員の比率が慢性的に少ないという事実の背後にある主な制度的要因となってきた。この状況は改善されつつあるものの、その歩みは遅々としている。1995年から2000年の間に、女性議員の割合が増加した国は103カ国あったが、世界平均はまだわずか14%に過ぎない。この根深い障害を克服するためには、積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）が必要な場合が多い。立法機関が政党のいずれかを割当制度にすることは、代議員の増加に寄与してきた。割当制度は、議会における女性代議員の割合が最も高い国々で導入されているほか、フランスや南アフリカのような女性の政治参加が歴史的に少なかった国々にも変化をもたらしている（BOX 3.4）。

・**選挙制度を構築する** 長年にわたり民主主義が定着している国も新しい民主国家も、自国の選挙制度を改革している国は多い。2000年に実施されたメキシコ選

挙の成功は、1996年の選挙改革と政治的枠組みの改革、ならびに選挙委員会である連邦選挙機関（Instituto Federal Electoral）の全面的な改革によるところが大きい。

・**政治を歪める金銭の影響を制限する** 多くの国において、透明性の向上、支出と献金に限度額を設定することによる公平な土俵での選挙、公的助成金と草の根献金の奨励、法人や企業が公共政策に及ぼす不当な影響の制御などをめざした、政治資金改革に関する活発な討論が行われている。政治的汚職の疑惑が表面化すると、新しい法律が導入されるのがこれまでの一般的な対応である。すでにフランスや米国など一部の国で導入されたほか、インドなどの国々でも新しい法律をめぐり激しい議論が交わされている。こうした措置には、公開法、支出制限、献金制限、特定の種類の献金禁止、政党や候補者に対する直接・間接的な公的助成金、政治放送に対する助成金などが含まれる（BOX 3.3参照）。しかし、民主主義および選挙支援国際研究所（International Institute for Democracy and Electoral Assistance）の60カ国を対象にした調査によると、より厳格な法律は問題解決のための第一歩に過ぎず、政治資金法が導入されても黙認や無関心や専門的訓練の欠如を伴う場合は、権力の濫用がはびこる環境が生まれるということである<sup>30</sup>。

**三権分立によって専断的な権力の抑制機能を強化する**

選挙で選ばれた政府が倒されると、民主社会は後退する。しかしながら、選出された政府が独裁主義に変化してしまい、徐々に歴代の独裁政府のように振る舞うようになったケースも数多い。そのような権力濫用を防止するには、権力を分立させ、立法と司法の独立を強化し、

**BOX 3.4 女性の政治参加に変化をもたらす議員割当制度**

世界中で、国会の下院に占める女性議員の割合は14%未満であるが、この割合は非常にゆっくりではあるが増えている。この傾向を加速するために、多くの国が議員割当制度を導入してきた。割当制度は、スウェーデンをはじめとする北欧諸国から、1991年にラテンアメリカで初めて割当制度を導入したアルゼンチン、そしてモザンビークまで、女性代議員の割合が30%を超える11カ国のすべての国で実施されている。割当制度には、議会における女性議員の比率を法律が規定している場合と、任意の目標値をそれぞれの政党が決めている場合とがある。

**議会において法制化された割当制度**

インドでは、1993年以来、地方政府（パンチャヤト）の3分の1の議席枠が女性のために確保されてきた。地方政党および利益団体は、自分たちの代表となる女性の候補者を発掘し、その支援を得ることに努力してきた。1998年のパンチャヤト選挙では、女性が全議席の40%を獲得した。

フランスでは、1999年の憲法改正によって、自治体選挙の候補者の半数以上が女性であることが義務づけられるようになった。その結果、女

性当選者は、1995年の22%に対し、2001年選挙は43%に達した。一方、そのような義務のない国政選挙では、女性代議員は1998年の7%から、2001年には9%へと伸びるにとどまった。

**政党における任意の割当制度**

1994年に、南アフリカのアフリカ民族会議は、女性に議席の3分の1を割り当てる制度を導入し、それが契機となってめざましい進展が見られた。国会議員400人のうち女性議員が120人を占め、国会に占める女性の数において、1994年の世界141位から上昇し、現在は8位になっている。

英国では、労働党が1993年から1997年の総選挙までの間の補欠選挙の候補者名簿をすべて女性にした。2000年には英国下院における女性議員数は、1995年の2倍近くに当たる121人になった。

**だが、割当制度は持効薬ではない**

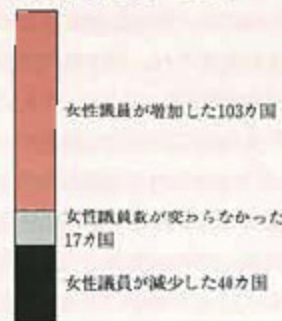
割当制度は、女性が選挙で選ばれやすくすることを目的としたものである。しかし、女性の政治参加を拡大するには、女性を政治から遠ざけている長年の慣行を変える長期的戦略が必要である。法律が制定されたからといって、変化が一夜にして起きることはあり得ない。一部の女性の権利拡大をめざす活動家を含め、誰もが割当制度を持続可能な戦略と考えているわけではない。しかし、そのような急激的な措置がなければ、男女数の均衡がとれた議会や各政党の執行部を実現するという、新しい文化の育成に必要な女性の代議員数を確保することは難しいであろう。割当制度は基本的に暫定的な改善措置であり、意識の向上、政治教育の拡充、世論の動員、女性の指名や選出を阻む手続き上の障害の除

去、といった取り組みの代わりになるものではない。さらに、選挙で当選することは、完全な参加に向けた女性の闘いの始まりに過ぎない。選挙の当選は、女性が真の政治的基盤を獲得したことを意味するものではなく、新米議員にとって経験の欠如は不利な条件となっている。

したがって、女性の政策立案への参加の質を高めることは、女性議員数を増やすことと同じくらい重要であり、女性がひとたび選出されると、女性議員を支援する数多くの取り組みが行われている。フィリピンでは、非政府組織（NGO）の「立法府開発センター（Center for Legislative Development）」が、法案の提出の仕方、法案づくり、委員会および議会議審議における啓蒙・啓発活動や参加についての研修を行っている。この研修は、3つの州の女性議員が、女性のための危機センターの創設をはじめとするジェンダー関連条約を通過させるのに役立ったほか、女性に対する暴力などの問題に関してジェンダー対応型の政策決定を促進した。女性政治家と女性団体の間の連携を築くことは、女性の権利を促進する法律の成立を提唱する支えとなる。

トリニダード・トバゴでは、「公平な権利の実現をめざす会（Working to Get the Balance Right）」という名称のNGOネットワークが、1999年の地方選挙に出馬する女性300人に研修を行った。研修の目的は、女性たちにジェンダー特有の課題を認識し、そうした課題に、活動家あるいは公務員として参画することによって、いかに取り組むことができるかを認識してもらうことであった。出馬の指名を受けた女性候補者は、1996年に対しは100%増の、91人であった。そのうち28人が当選し、50%の議席増となった。

国会における女性の前進および後退、1995-2000年



出典：International IDEA 2002b；IPU 2000a, 2001, 2002b；Reyes 2000



### インドの司法組織—民主制度と民主的慣行を守る 独立性と積極主義

インドの司法組織、つまり最高裁判所と州高等裁判所は、独立以来、同国の民主主義の礎石となってきた。数十年にわたり、司法組織は独立性への絶え間ない侵害を阻止してきた。近年には、新たな司法積極主義が、市民の基本的権利を強固に守ってきた。それはまた、環境その他の公共財も保護してきたほか、民主的説明責任や、行政府における汚職追及にも取り組んできた。

1970年代に、裁判所は司法の独立性を脅かすいくつかの課題に直面した。有名な1976年の事件では、当時の首相が議会の権限を制限するために、違憲立法審査権の行使を排除しようとした。その試みは失敗し、裁判所は憲法の基本的枠組みを変更することはできないという判決を下した。

1980年代には、裁判所は、貧しく無力な人々の人権という公益にかかわる訴訟、特に警察による残虐行為や拷問、拘留所内での強姦、刑務所における非人間的な扱いといった問題に関する訴訟の審議を始めた。こうした訴訟によって、清浄な空気や水、汚染されていない血液供給といった公共財の保護が行われた。この司法積極主義は、社会正義や人権の目標に取り組む市民社会組織や社会運動の

台頭と時を同じくした。市民社会、中流階級の改革派、F・N・バグワティやクリシュナ・アイヤー判事をはじめとした最高裁や高裁判事の間にも培われた連携が、こうした運動の前進を促した。司法改革は、貧しく、抑制され、犠牲となった市民のために、集団訴訟の環境を整えた。

1990年代に、裁判所は権力分立の原則を支持し、行政府の管轄下から課税部門を分離しようとした。それは、政府の主要調査機関である中央捜査局の説明責任を、元に戻すことを目的にしていた。同局と首相府、および、その他の政治エリートの間にも健全な関係があることが、一連のスキャンダルから明らかになっていたのである。裁判所は、中央捜査局に対する権限を再構築し、局長の任期を最短任期である2年間に設定した。これに反対する動きが議会の中にあり、彼らは、司法はその権限を超えて立法および行政機能を侵害しており、裁判官たちは最近の汚職裁判を利用してと主張した。これらの民主的制度とその発展について、そして、これらの制度が、インドにおける民主的政治の活性化にどのように貢献できるかについて、活発な議論が今も続いている。

出典：Kohli 2001；Rudolph and Rudolph 2001

官僚と軍人を専門特化することが決め手となる。

司法の独立が維持できるか否かが、しばしば民主的に選出された政権の独裁化を回避できるかどうかの試金石となる。インドの司法機関の確固たる独立性は、同国の民主主義の基礎となっている、実

際に、自律性維持のために繰り上げられる司法府と政党および行政府との間の綱引きは、インドの政治活動の一貫した姿勢となっている。1970年代の違憲立法審査権を撤廃しようとする動きから、政治汚職事件を取り上げた1990年代の司法積極主義まで、司法府は権力の分立を頑強に擁護し、チェック・アンド・バランスを現実のものとした (BOX 3.5)<sup>31</sup>。エジプトでは、1987年と2001年の選挙において、司法当局による投票所の監視を義務づけるにあたって、憲法裁判所が主導的な役割を果たした<sup>32</sup>。1997年にマリの憲法裁判所は、野党からの要請に応え、議会選挙の第1回投票を無効にし、再投票を命令した。また、2001年にガボンの憲法裁判所は、同国の経済社会理事会の委員の85%は全国から互選されるという憲法上の要件に違反したとして、全委員を任命した大統領令を無効にした<sup>33</sup>。

南アフリカ政府はアパルトヘイト時代、その政策の実施と擁護のために法律と裁判所を利用したこと、抑圧された人々の大部分は司法制度を白人による抑圧の道具と見なすようになった。しかし、人権問題を専門とする弁護士や、少数ではあるが好意的な裁判官のおかげで、司法プロセスは信用を完全に失墜することから免れ、そのことが民主的憲法を制定するうえで決定的な要素となった。今日では、強力な措置によって司法の独立が保証され、憲法裁判所が適切な三権分立を確保している。さらに、憲法裁判所ならびに独立した司法サービス委員会が、いっそうよく国民を代表する裁判所を実現し、195名の上級裁判所の判事のうち、45名が黒人、26名が女性という構成になっている。1994年にアパルトヘイトが幕を閉じたときは、黒人も女性も1、2名を超えることはなかった (BOX 3.6)<sup>34</sup>。

しかしながら、行政府による支配や、

特に軍部をはじめとする治安部隊のあまりにも強い影響が、遺産として根強く残っている新生民主主義国家も多い。独立した司法機関や立法機関を持つ均衡のとれた制度への移行は、一夜にしては起こらない。政策立案に際し、立法府の果たす役割はしばしば限定される。たとえば、多くの場合、予算はその最終段階になってはじめて議会で審議される。南アフリカでは、議員は予算を修正する権限を持たず、提出された予算案を可決するか、または即刻否決するしか選択肢はない。しかし、否決は政府活動を麻痺させるため、現実的な選択肢ではない<sup>35</sup>。一方、広範な議論を経ずに、政権を握る多数派が憲法をたびたび改正する国もある。権力の正当性を疑う政治的圧力が高まるにつれ、統治者は行政府の権限を強化する憲法改正などを通じて、権力を維持しようとすることがある。カメルーンでは、内政不安に関連する事件で、軍事裁判所が民間人に対し裁判権を行使することができる。軍部および警察に対する文民統制の確立は、多くの新しい民主主義国にとってきわめて困難な課題である (第4章参照)。

官僚支配が続いている国も多く、日本のように民主主義が長年定着している国でさえ、民主的改革の動きの足を引っ張る働きをすることがしばしばある。官庁は、「人々の信託を受けている者」の役割に対応できていないのかもしれない。さまざまな国で見られる選挙委員会と内務省の間の管轄権をめぐる軋轢は、官僚支配を克服する困難さを浮き彫りにしている。大統領から任命された者や補佐官が、政党や市民組織の台頭を容認することに消極的なことも同様である。

議会や裁判所が、専門的能力や事務所スペースすら持たず、情報入手の手段さえもないことも多い。1993年のアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、ホンジ

### アパルトヘイト下の南アフリカにおいて、民主主義の旗を何とかはためかせ続けた司法積極主義

1994年までの南アフリカには、基本的に成文憲法が存在しなかったほか、権利章典も存在しなかった。議会が最高機関であり、いずれの裁判所も、議会の法律がどんなに不当あるいは不公平であろうとも、それを覆す権限を持たなかった。しかしながら、裁判所は法律を解釈する権限を有しており、裁判所はこれを、悪名高いアパルトヘイト法の中でも特にひどいくつもの法律の効力を弱めるために利用した。

公益法律事務所である「法律資料センター (Legal Resources Center)」は、アパルトヘイト法と戦うために裁判所を積極的に活用した。同センターは、国の最高裁判所から勝訴判決を勝ち取り、何十万人もの黒人系南アフリカ人を救済した。その一例に、裁判所が、都市で働く労働者の妻子が「白人」都市にいる夫や父親と一緒に住むことを妨げる政策を覆した逆転判決がある。別の例では、同センターは、法的に定められた白人系南アフリカ人専用地域から黒人系南アフリカ人が立ち退かされるのを阻止した。「人権を守る弁護士 (Lawyers for Human

Rights)」という人権組織は、アパルトヘイトの犠牲者である識字能力のない人たちが、抑圧的な法律に違反した容疑で起訴されたケースについて、無料で何百件もの弁護相談にのった。

これらの組織、彼らを擁護した弁護士、外国の支援者などの努力がなければ、黒人系南アフリカ人の目から見て南アフリカの裁判所は一切の正統性を失ってしまっていたことだろう。大多数の黒人が多少の信頼を持ち続けたということは、民主的憲法を制定するうえで、きわめて重要な意味があった。さもなくば、平等と万人の尊厳の保護という憲法上の価値を守るうえでの司法制度の信頼性は、致命的に損なわれていたことだろう。

後から見ると、こうした努力は当然であったように見えるかもしれない。しかし当時は、トンネルの出口に、たとえ明かりが見えたとしても、それはほの暗いものでしかなかったのである。正義と公正が達成されたのは、そのために戦った数多くの活動家たちのおかげである。

出典：Goldstone 2002

ユラスの調査では、国会の委員会において有能なスタッフが不足していることが明らかになった。エルサルバドルとメキシコでも、議員には秘書があてがわれているのみで、専門的な補佐官はいない。ネパールの国会議員205人のうち、経済学の教育を少しでも受けたことのある議員は12人に満たない<sup>36</sup>。

多くの国がこうした問題に立ち向かおうとしており、中にはかなりうまくいっ



### 独立した監視機関の役割： メキシコの連邦選挙委員会

メキシコの2000年の大統領選挙は、同国の民主主義にとって大きな一歩であった。選挙の成功には、1996年の選挙制度および政治制度に関する憲法改正、そして連邦選挙委員会 (Instituto Federal Electoral) の努力と信頼性の向上が大きく貢献していた。こうした変革は、論議を呼んだ1988年の大統領選挙と、1994年の選挙プロセスにつきまとう根深い疑惑をきっかけとして、市民社会や野党や国際社会の圧力が後押しする形で実現した。

1990年の憲法改正により、連邦選挙委員会が、連邦選挙と選挙関連争議の申し立てを処理する選挙裁判所に全責任を持つ、独立体として設立された。1990年代前半から半ばにかけての改革を通じて、同委員会の独立性と権限はますます強化された。特に、1996年の憲法改正では、内務省による行政監察が廃止され、9人の独立した「選挙顧問」から構成される、政

党色のない総評議会 (General Council) が創設された。

メキシコの制度改革には、この他、監視委員会の創設、選挙委員会への裁判官の参加、1年ごとの選挙人名簿の更新を担当する選挙監視専門部局の設立などが含まれる。さらに、選挙委員会は選挙資金改革にも着手した。もともとこれには、議会は当初案よりもはるかに高い限度額を承認して、70年以上も権力の座にある富裕な政党、PRIの利益を固めたという批判がある。

こうした改善のお陰で、メキシコ政治の分岐点となった1997年の議会選挙における、メキシコ近代史上初めての下院における野党の過半数獲得と、2000年の大統領選挙における、野党のピセンテ・フォックス候補の当選が実現した。選挙改革は、政治制度と政治プロセスへの、メキシコ国民による直接民主参加を著しく促進した。

出典：Lopez-Pintor 2000；Instituto Federal Electoral 2002；Grayscn 2000；Washington Office on Latin America 2000；Maguire 2002；Di Rusa 2002

た成功例もある。議会や裁判所に対して、設備を整え、運営手続きを定め、十分訓練された専門職員を配置することに加え、新しい制度や構造改革を導入して、権限濫用に対するチェック機能を強化している。さらに、国会の各種委員会を強化し、より効果的な意思決定機能を整備し、行政の監視を行っている。1983年に、アイルランドは議員のために調査研究を実施する委員会制を確立した<sup>37</sup>。また、ポルトガル、ルーマニアなどでは、財務委員会を含む有力な議会の委員会の委員長に野党の指導者が任命さ

れた<sup>38</sup>。そして、モロッコでは、1996年の憲法によって、より多元的な代表制を促進するために二院制の立法府が導入された<sup>39</sup>。

もう1つのアプローチは、独立した組織、特にオンブズマン、選挙委員会、人権委員会を強化することである。これらの組織はすべて、行政府とそれ以外の機関の間に権力の不均衡が存在する国々において、きわめて重要な改革や民主的慣行を推進し、守るのに役立つ。独立した選挙委員会は、自由で公正な選挙を実現するうえで決定的な役割を果たす (BOX 3.7)。その独立にとって重要な条件が、予算の独立であり、選挙予算だけでなく準備プロセスのための予算についても法的枠組みによって最大限確保され、その後監査を受けるということである。

人権の保護と促進にあたり、独立した委員会は非常に重要な役割を果たしてきた。1998年までに、全世界の議会の40%に正式な人権機関が設置された<sup>40</sup>。南アフリカの人権委員会は、憲法が保障する権利の適用について積極的に監視している。同委員会は、社会サービスの提供、農村社会における人権、メディアにおける人種差別など、幅広い問題に取り組んでおり、「人権にもとづく国家」という未来像を現実のものに近づける (BOX 3.8)。

#### 民主的に地方分権化する

原則的には、権限が中央から、州、地方、あるいは村へと分権化することによって、人々は意思決定により直接的に参加できるようになる。しかし、現実には、単に権限をあるエリート集団から別のエリート集団へと移行するだけとなる可能性もある。人々に真の発言の機会を与える民主的な地方分権化には、単に権限を地方に分散し、委譲する以上のもの

が求められる。さらに、特に女性や少数者や貧困層など、社会の隅に追いやられた人々の参加を拡大し、地方自治体職員の説明責任を増すことも求められる。

インドのパンチャヤティ・ラージ (panchayat raj) の例が、この分権化プロセスをよく示している。国家および州レベルにおける民主主義の成功に反し、インド憲法によって権限を委譲されているパンチャヤティ・ラージと呼ばれる地方自治体は、エリート層による支配や、中央の政治権力による腐敗の対象になりやすかった。1992年から1993年にかけて行われた憲法改正によって、(伝統的な村落やカーストの集会である) パンチャヤトに憲法上保障された地位を付与し、定期的な選挙を規定し、女性に議席の3分の1を与え、社会的に疎外されていたさまざまなグループに、人数に比例した代表権を確保することによって、パンチャヤトを活性化させた。

この結果、インドの多くの地域において、一般の人々の参加が劇的に拡大し、目に見えるようになった。さらに、制度に新しい政治資金が注入され、州制度の正統性が高められ、全国の地方自治体の制度均機構に一定の統一性が採り入れられたことにより、社会的に疎外されていたグループが政治討論に参画することが可能になった。低所得で、就学率と識字率が同国で最低水準であった、マディヤプラデシュ州とラジャスタン州の識字率は、1999年から2001年の間に20%も跳ね上がった。世帯調査や未就学児童の調査に地域社会がかかわったことで、人々の要望が明らかになった。独立以後50年間に開校された学校の数が8万校であったのに対し、1997年に本計画が公表されてからの3年間で、さらに3万校の学校が設立された<sup>41</sup>。これに加えて、女子や少数民族の子どもの就学率がめざましく伸びた。

### 南アフリカの人権委員会—メディアにおける人種差別調査を通じて民主的価値と民主的慣行を促進する

1994年に制定された南アフリカ憲法によって生まれた独立機関、「南アフリカ人権委員会 (Human Rights Commission)」は、メディアにおける人種差別に関心を向けてきた。同委員会の調査は、1993年に黒人法曹協会と南アフリカ黒人会計士協会から、新聞2紙の黒人関連の報道に人種差別がある、という申し立てを受けたことが始まりだった。

その後委員会は、調査をメディア全般における人種差別に拡大することを決定した。社会のあらゆるレベルに存在する人種差別が、創設以来委員会に寄せられた申し立てに深刻に現れており、南アフリカの平和と統一を危険にさらしていた。調査の拡大にあたり、同委員会はメディアを生け贄にするつもりはなかった。むしろ、世論や人々の意識を形成するメディア

の計り知れない力を認めていた。調査の公表に伴う抗議自体は非常に大きかった。批評家は、調査はメディアの表現の自由の権利を侵害するものであり、南アフリカ憲法と権利章典で付与されたあらゆる権利の擁護者としての委員会の役割を傷つけるものだと主張した。

委員会は、報告書の中で人種差別、特に「意識下に潜在する」人種差別に対する自らの理解と解釈を示した。しかしその時点で、同委員会は重要な目的をすでに達成していたのである。それは、南アフリカ全域にわたり、民主主義と人権尊重を築くうえで大きな障害となる恐れのある1つの問題について、幅広い公の議論を巻き起こしたことだった。この過程の中で、人々の合意を形成できる可能性が広がった。

出典：Pityana 2000

すべてのパンチャヤティ・ラージ制度と同じような成果があったわけではなかった。ケララ州、マディヤプラデシュ州、マハラシュトラ州、ラジャスタン州、西ベンガル州といった州の行政当局は、パンチャヤトを通じて地方分権化を支援し、意思決定機能を効果的に地方レベルに分散した。しかしその一方、資金の移転がなく、進展がより緩慢だった州もあった。さらに、ビハール州など、改革によって社会の分裂および暴力が悪化し、こうした地方自治制度が一段と弱まった州もあった<sup>42</sup>。最も成功した州では、民主主義の理念が地方政党、その他の制度やプロセスに浸透しており、人々の民主主義の理念に対する強い信頼が映し出されていた<sup>43</sup>。地方の階層社会が根深く残



情報にもとづいた議論は、民主主義の活力源である。

っている州ほど、改革による進歩は小さかった。

もう1つの民主的・地方分権化の興味深い事例が、ボリビアに見られる。1994年に制定された市民参加法（Popular Participation Law）は、政治参加を拡大し、財政上の意思決定を地方に分散した。同法は、以前には国の行政が行き届いていなかった農村地域に自治体を創設した。地方の草の根組織を公認し、財源を人口密度にもとづき再配分することで、不平等を緩和した。さらに、保健医療、教育、地方道路、灌漑システム、文化活動のための物理的基盤を分権化することによって、地方自治体により多くの権限を与えた。同法は、草の根組織が自治体のニーズに応えるための提案を作成し、自治体のサービスやプロジェクトを監督するための手続きを確立した。それにより、草の根組織は重要な役割を果たしている。

このボリビアの法律によって、エンパワーメントがかなり進んだ地域社会もあれば、そうでない地域社会もあった。批評家の中には、地方組織はあまりに千差万別でまとまりがなく、人々の利益を代表する労働組合など他の市民組織の妨げになると言う者もいる。また、エリート層が分権化のプロセスを乗っ取る可能性が依然としてなくなっていないと言う批評家もいる。彼らは、地方の政党政治を再構築し、地方の汚職を取り締まる施策が伴っていれば、この法律の影響は一段と大きかったであろうとしている。同法の成果が限定されているのは、体系的な協議を経ずに決定がなされ、恩恵を自分の支持者に分配しようとする政治制度と政治プロセスが依然として威力を持っているためだとしている。それでもなお、この革新的な取り組みは、市民社会団体をより明確に地方のガバナンス（統治）に組み込み、民主的実践を深めてい

る”。

英国におけるスコットランドとウェールズへの権限委譲、イタリアやスペインにおける地方への権限委譲など、民主的・地方分権化の動きは先進国でも拡がりをみせている。しかし、過去10年間の地方分権化の中で最も興味深い進展は、恐らく中国とベトナムでの地方自治への人々の参加と地方公務員の説明責任の拡大であろう。

1998年にベトナムは、地方予算の配分が不透明だとする一部農民の不満に応える意味もあって、草の根民主主義を発令した。この中で、行政手続、予算策定、支出など、地方の住民に常に情報開示すべき政策分野を規定している。このほか、政府の決定に先立ち、地方住民が審議し、意見を述べることを義務づけた分野の概略も示している。その一方、中国では、村や一部の町において選挙が導入された（BOX 3.9）。

自由で独立したメディアを発展させる

おそらく、民主制度を機能させるうえで、最も意味のある改革はメディア改革であろう。つまり、自由で独立し、大衆へのアクセスと情報伝達ができ、正確で偏りのない情報を提供する、多様かつ多元的なメディアを築くことである。情報にもとづいた議論は、民主主義の活力源である。それなくしては、市民も意思決定者も、情報にもとづいた参加と代表のための基本的な手段を欠き、無力である。

民主的ガバナンスを促進するうえで、自由なメディアは3つの重大な役割を果たす。

- ・社会の異なるグループに発言の機会を与え、あらゆる視点からの議論を可能にする、市民フォーラムとしての役割。
- ・社会のすべての部門への市民のかかわ

りを促進し、市民参加への道を強化する、人々の動員の担い手としての役割。

- ・権力の濫用を抑制し、政府の透明性を高め、世論という法廷において公務員にその行動に対する説明責任を問う、監視役としての役割（BOX 3.10）。

過去20年間に、独立したメディアの拡がりは大きな進展をみた。経済的、政治的改革によって、検閲と所有者規制を含むメディアに対する制約が緩和され、言論の自由と情報の自由に対する憲法上、法律上の保証が強化された。

インドネシアからカタールまで、多数の国が規制の多かった報道法を廃止した<sup>44</sup>。さらに、メディア市場の規制緩和と民営化によって、競争が一段と激化し、多くの場合、多様性と多元性が高まった。特に、CNNやアルジャジーラのような、世界的、地域的なマルチメディア企業が国内市場へますます浸透してきていることがこの傾向を強めている。情報技術とインターネットも、マスコミの届く範囲を大幅に拡大し、小規模なメディア機関でさえ大勢の人々に情報を伝達することが可能になった。さらに、インターネットによって、国家統制の障壁を打ち破ることもできるようになった（BOX 3.11）。

これらの変化によって、メディアの性質と規模は劇的に拡大した。1970年から1996年の、途上国で発行された日刊紙の部数は、1000人当たり29部から30部へと2倍以上増加した（図3.3）。

多数の国において、政治的、経済的、技術的影響力によって、思想（アイデア）の市場は公平な土俵を形成しつつあり、新しい意見や視点に耳を傾けてもらうことが可能になってきている。大多数の人々が、わずか10年前よりも、量と種類の両方において、はるかに多くの情報源を持っている。広範囲にわたり情報を

BOX 3.9 中国の改革プロセス—参加と説明責任を拡大する

中国で改革が進展し、政府および共産党が社会と経済のあらゆる側面の統治から手を引くにつれて、同国の指導者たちは、地方自治体における参加や説明責任を増大することに着手し始めた。1980年代にはさまざまな努力が開始され、村人による数々の草の根レベルの取り組みに続き、1987年に制定された村民委員会組織法のもとで村民委員会選挙が実施された。

この法律はいい面、悪い面を含め、さまざまな成果をもたらした。学者の間で村議会選挙はより抜本的な政治改革の基盤になり得るかどうかが、について活発な議論が交わされるようになった。非公式な中央政府筋によると、関連する法的要件をすべて満たす選挙は、ほんの60%に過ぎない。また、一度選出されても、村の指導者たちの活動は、既存の権力構造に制約される可能性がある、それにもかかわらず、大半のアナリストは、選挙が草の根行政の説明責任、正統性、効率性を高めていることで意見が一致している。

選挙によって、国家改革政策および国家事業策定において、人々

が意思を表明する機会は増えている。この新しい政治的相互作用の形態の有用性は、今後の抜本的な農業改革によって試されるであろう。改革は、農村の人々が抱えている深刻な問題を解決するための一助になるのだろうか。そして、人々は都市や町へと移住せずに農村地域に住み続けることができるのだろうか。

政党と政府の関係が弱まっていることから、国家レベルでも大きな変化が見られた。政府高官の中にも党員でない者が数人おり、さらに、公的サービス制度の多くは専門化されてきている。汚職を克服しようとする野心的な取り組みもなされてきた。中央政府、州政府、その他の地方自治体のあらゆるレベルで、国家の縮小と合理化が行われている。この他、政府は法の支配を強化し、旧来の「人による支配」の名残を捨て去るといった公約も表明してきた。以上のことから、中国では統治（ガバナンス）のあらゆる側面で大改革が始まっており、それは少なくとも国家と国民の関係を変化させる可能性を秘めていることがわかる。

出典：UNDP China Country Office 2002；UNDP 1999a

入手できることは、政府に対する異議申し立てに役立つと同時に、問題や政策についてより均衡のとれた議論を誘発するために、民主的ガバナンスにとってきわめて重要である。自由と多様性のあるメディアは、世論の動員の担い手として、また監視役としての役割を強化しつつある。

それでもなお多くの国で、民主的な目的にかなった、真に自由で独立したメディアの実現までの道のりは遠い。国営メ



**BOX 3.10 監視役のメディアは民主制度を機能させる**

おそらく、自由な報道が公共の監視役を果たしているときほど、報道が、民主的ガバナンスにとって重要な意味を持つことはないであろう。監視役であり、不正行為を徹底的に追求するジャーナリズムは、もはや反体制的な出版物の分野ではなく、世界のあらゆる場で主流になりつつある。

・**経済政策論争を刺激する** モザンビークのカルロス・カルドソは、自ら作成したファックス日刊紙「メティカル」を使って、政府が世界銀行と国際通貨基金（IMF）との間に締結した協定の一部の政策規定に反対であるとの見解を発表した。彼の行動は、世界銀行およびIMFのプログラムと、国民に対するモザンビーク政府の説明責任をめぐる論争を国内外で巻き起こした。

・**選挙を監視する** ガーナの2000年の選挙結果の透明性が確保されたのは、国中に数多く存在する民間ラジオ局のおかげでもあった。ラジオ局は投票結果の操作を困難にし、公表結果に信頼性をもたらした。また、ラジオ局職員が投票を監視し、不正

行為を報告する一方で、一般市民もラジオ局を利用して疑わしい行為を報告した。それ以前は、市民は公式な手段を通じてしか投票結果を知ることができず、公式結果は必ずしも投票数を反映していないという疑惑に満ちていた。

・**人権侵害を暴露する** チャド出身の記者、ダニエル・ベコウトウが人権団体と共同で根拠強く行った調査の結果、2000年2月にセネガル当局はチャドの元独裁者ヒセヌ・ハブレを逮捕し、起訴した。ベコウトウの調査は、ハブレが大統領在職中に、チャドで政治的殺害、拷問、「失踪」があった証拠を明らかにした。アフリカでも前例のない今回の起訴は、国家元首の犯罪の説明責任を問ううえでも、メディアがいかに役立つかを示している。

・**政治汚職を暴露する** ベルーでは、「カレタス」、「オイガ」、「シ」などの週刊誌、および、「フ・レブプリカ」や「エル・コメルシオ」といった新聞が、アルベルト・フジモリ大統領（当時）に対して批判的な調査記事を発表した。これらの調査は、暗殺団、軍部の汚職への関与、

麻薬密売組織のボスと政治権力の結びつきを明らかにした。最も衝撃的だったのは、2000年にペルーの有線テレビが、投票を買収する場面をペルーの国家治安局長官が隠し撮りしたビデオを放映したことだった。フジモリはこの放映直後に辞任した。

・**女性に力を与える** パレスチナの女性の連合組織である、女性問題専門委員会（Women's Affairs Technical Committee）は、メディアとの積極的な連携を通じて、女性の権利の意識を高めてきた。1996年の立法評議会選挙の準備期に、隔週発行のニュースレター「女性と選挙」は、女性に30%の議席を割り当てる制度への主張を展開した。割当制は実現しなかったものの、この活動は、人々の意識を高め、同委員会の正統性の確立に貢献した。同委員会は、ラジオに出演者を派遣したり、国内外のジャーナリストに対する事情説明を行ったり、新聞の増補版を出し、ラジオ・テレビ番組を流すなどの活動を通じて、女性問題を常に国内議論の前面に位置づけてきた。

出典：Tetty 2002；Smulovitz and Peruzzotti 2002b；Sakr 2002

**BOX 3.11 インターネット・メディア—制約を克服する**

参入が簡単なインターネットは、既成の報道機関やラジオ・テレビ局に課せられた制約を多くの場合すでに乗り越え、それらに代わる情報源を提供している。2000年9月の選挙に先立つ数か月間、何千人ものユーゴスラビア人にとっては、インターネットが、野党、独立系メディア、およびスロボダン・ミロシェビッチの対立候補者達と、人々との唯一の

コミュニケーション手段となった。独立系ラジオ局B92は、政府により放送を差止められたため、インターネットで番組を放送し、セルビア語と英語の定時ニュースのほか、国内外からのインタビューやビデオ映像や報道を流した。セルビア情報省から発禁処分を受けた通信誌「ボスニア系スラブ週刊報告（The Bosnian Serb Weekly Reporter）」

は、その電子購読者のメールボックスに再び現われた。民主的で公平な選挙をめざし運動を展開していた非政府組織は、選挙動向分析と選挙予測を発表し、「真の」選挙人の権利と義務を明確にした。学生主導の反対運動「Otpor（抵抗）」は、体制側による彼らの活動拠点への頻繁な襲撃や、メンバーの拘留について報告した。

出典：Subasic 2002

ディアによる独占は、根強く残っている。たとえば、アラブ諸国で民間放送が認められているのはレバノンだけである。情報の自由を認める法律が制定されている国はほとんどなく、多くの場合ジャーナリストは厳しい制約下で活動している。フリーダム・ハウスによると、新しい民主主義国家のうち、民主主義が確立した国々と同程度の報道の自由を持っている国は、わずかに過ぎない。それらの国のリストに含まれているのは、中・東欧の大部分とバルト諸国、一部のラテンアメリカ・カリブ諸国（コスタリカ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴなど）、少数のアフリカ諸国（モーリシャス、セネガル、南アフリカ）とアジア諸国（モンゴル、フィリピン、タイ）である。

報道の自由が憲法で保障されている場合でさえ、政府は報道を規制する新しい

方法を編み出してきた。中欧・東欧諸国など、多くの国では、批判する者を沈黙させるために、文書焼却法が利用されている。ナリでは、「政権の侮辱」は国家安全保障に反する犯罪であり、2001年に報道法が成立したにもかかわらず、表現の自由の制約がナリの法律を依然として支配しており、アウグスト・ピノチェト政権が非常に効果的に利用した名誉毀損法が未だに効力を持っている。「危険罪」という漠然とした犯罪が、独立したジャーナリズムの規制に利用されてきた国もある。コンゴ民主共和国では、公衆を「混乱に陥れる」可能性のある報道を禁止している。活発で独立したメディアの歴史を持つジンバブエでも、大統領が報道の自由を厳しく規制する法律を無理矢理通過させてしまった。

ジャーナリズムは、依然として危険を伴う職業でもある。2001年に、37人のジ

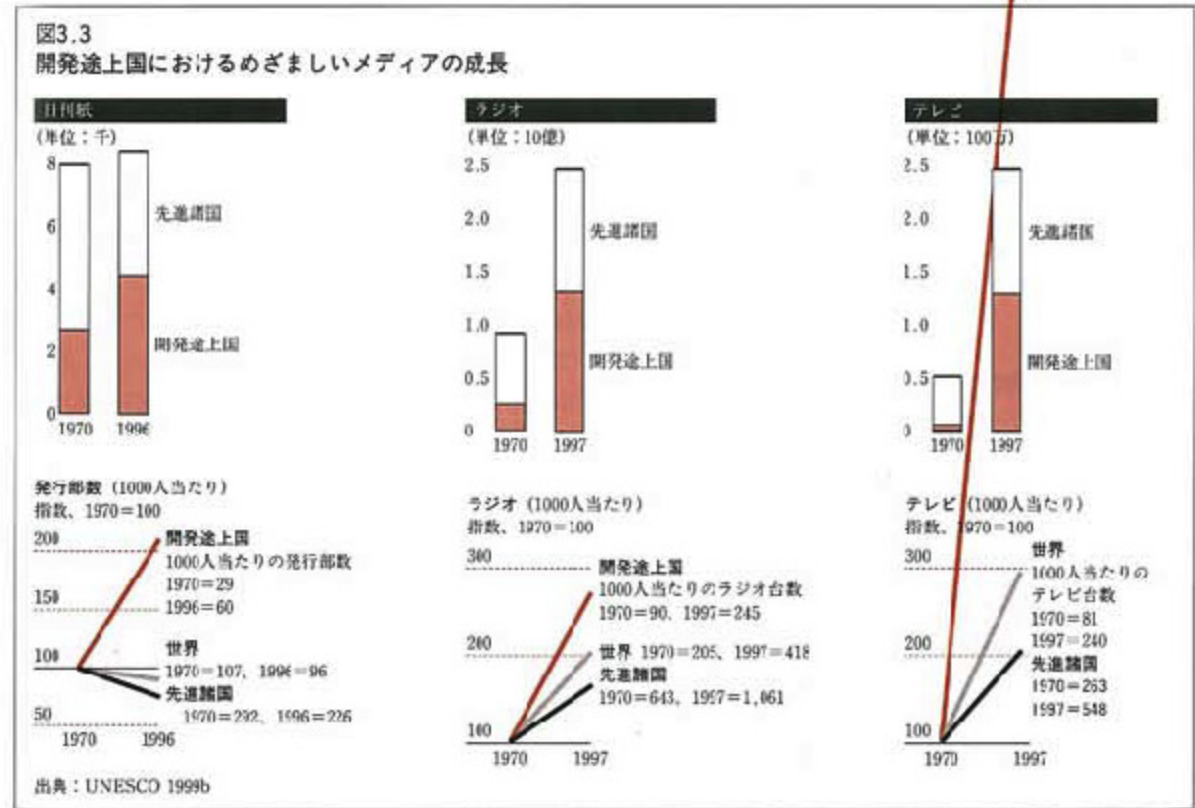
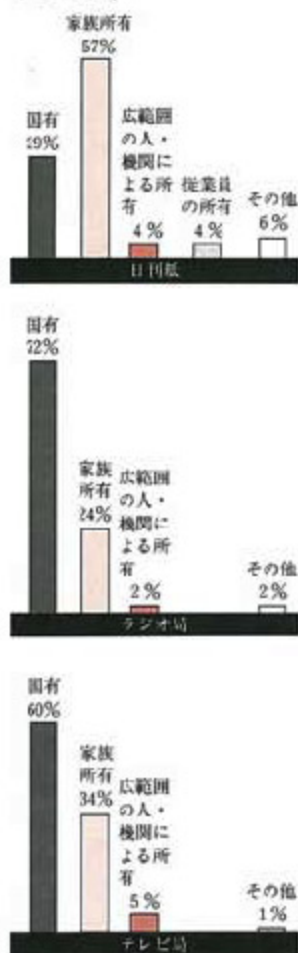




図3.4  
誰が、メディアを所有しているのか？



注：割合 (%) は、97カ国の新聞と放送企業のうち上位5社の所有率の平均値である。  
出典：Djankov and others 2001

ジャーナリストが職務中に死亡し、118人が投獄された<sup>93</sup>。また世界中で600を超えるジャーナリストまたは報道機関が、脅迫または物理的な攻撃を受けたが、多くの場合一部の人が彼らの報道内容に同意しなかったことが原因だった<sup>94</sup>。

1944年に、作家アルベール・カミュは、「報道は、政府の権力または金銭の力のいずれにも依存していないときに自由である」と述べた<sup>95</sup>。メディアが自由で独立し、事実にもとづく偏りのない情報を提供するためには、国家支配から自由であるのみならず、企業および政治的圧力からも自由でなければならない。メディアの多元性が增大するに伴い、メディアにおける政治的多元性の増大や、より広範囲でより情報に通じた議論の可能性の増大が期待されている。しかし、商業的、政治的圧力がいまだに思想（アイデア）の市場を歪めている。

自由化、民営化、および新技術の普及によって、メディアは政府の手を離れ、民間の手中へと渡った。全世界のテレビ局の60%は依然として公的部門が所有しているものの、世界の出版メディアの大部分は民間が所有している（図3.4）<sup>96</sup>。しかしながら、メディアの民間所有は高度に集中しており、同族経営者による所有が多い。英国では、4グループが日刊紙の85%を所有している（総発行部数の3分の2に相当する）。米国では、AOLタイムワーナー、ジェネラルエレクトリック、バイアコム、ディズニー、ベルテルスマン、ニュース・コーポレーションの6社がメディアの大部分を支配している。オーストラリアでは、ルバード・マードックのメディア帝国が日刊紙発行部数の60%を支配している<sup>97</sup>。強大な影響力を持つ政治家の一族がメディアの主な所有者である国もあり、イタリアのシルヴィオ・ベルルスコーニとその家族は最も有名な例である。メキシコのテレビザ

とブラジルのグローボの2社は、ある個人とその一族が支配している世界最大規模のメディア独占企業であり、同国におけるテレビ、ラジオ、映画、ビデオおよび広告産業の多くの制作と配給のあらゆる側面を支配している。ベネズエラでも、一族が所有するグループ・フェルブスとグループ・シスネロスの大手2社が市場を独占している<sup>98</sup>。

ボリビアからフランス、そして米国まで、メディアの政治化と職業基準の低さが、いかに民主的生活の悪化を引き起こしているかについて、一般市民や政治家やジャーナリストが活発な議論を交わしている<sup>99</sup>。メディアは、あからさまな政治的意図に従属させられ、偏見のない正確な情報の提供という基本的な職業倫理を危険にさらす可能性をはらんでいる。戦争で最初に犠牲になるのは「真実」であるが、通常メディアも被害を与える側ではなく受ける側である。しかし、1994年のルワンダは例外で、同国で最も一般的なメディアであるラジオが、大量殺戮へと扇動するために利用された。協力したジャーナリストたちは、現在、ルワンダ国際刑事法廷で人道に対する罪で取り調べを受けている。

メディア企業は商売であり、営利的な行動をとることは予想できる。このため、情報と娯楽を1つにした「娯楽報道番組」の傾向が増していることを、脅威と見る人も多い（図3.5）。同時に、メディア企業はニュースと情報の提供者として市民の義務を果たす役割を担う。これら2つの役割間の緊張がなくなることは決してない。そして、報道に企業が過剰な影響力を持つことへの対応策が、国家による過剰な統制への逆戻りであってはならない。この問題に対処するには、メディアに説明責任と責任を負わせる必要があると同時に、メディアの自由を維持する必要がある。人々に仕えることを第

一義として、より高い職業意識と倫理基準に従うならば、メディアは企業からも国家の統制からも自由になることができる。

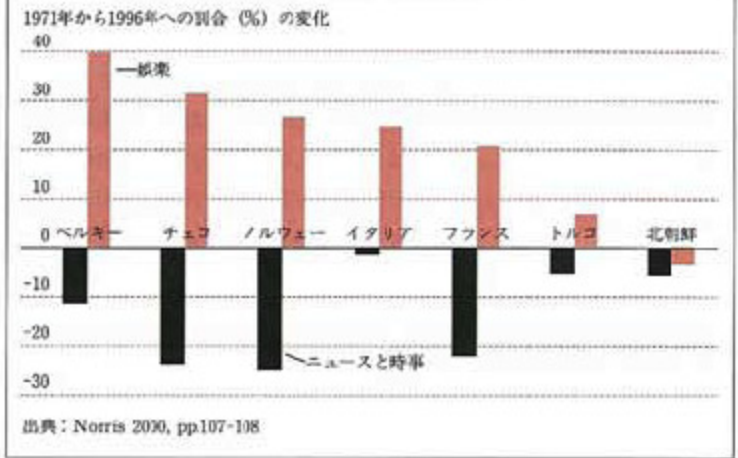
より質の高い職業意識と責任を促進するための一連のメカニズムであれば、規制的な国家統制に左右されることはない。

・独立したメディア委員会 数少ない独立したメディア委員会の1つに、ガーナ・メディア委員会があり、「マスメディアにおける、最高水準のジャーナリズムの確立と維持を可能にするために、あらゆる適切な措置を講ずること」が認められている<sup>100</sup>。道義的勧告と職業的善意を組み合わせ、同委員会は、新聞の権力濫用に対してたびたび謝罪と撤回を命令してきた。これまでに、50件を超える事例を取り扱い、28件を友好的な解決に導いた。

・市場制裁一財布で投票する 人々は、購入や視聴を拒否することによって、自分たちにとって害になる新聞やメディアへの支持を止めることができる。ジンバブエの国有新聞、ザ・ヘラルド紙は、2000年には74万4000人だった読者が2001年には43万人と、40%以上も減ったが、その原因の1つは、人々が同紙への信頼を失ったためだった。それとは対照的に、民間のデイリー・ニュース紙の購読者は、それとは対照的に2000年の51万2000人から2001年には58万2000人へと増加した<sup>101</sup>。

・自主規制 自主規制には、新聞社および通信社による職業基準と社内ガイドラインが含まれる。メディアの活動に関する苦情を審査する報道評議会も、もう1つの重要な要素である。このほか、ブラジル、カナダ、日本、スペイン、米国の各国で新聞社が費用を負担しているオンブズマンも、この分類に属する<sup>102</sup>。倫理綱領、訓練、教育、質の重視を通じた職

図3.5  
ニュース重視から娯楽重視へ移行する公共放送



出典：Norris 2000, pp.107-108

業基準向上の必要性も、ますます注目されるようになってきている。

以上の項目の多くは、クロード・ジャン・ベルトランのメディア責任制度（別称M\*A\*S）にまとめられている。この制度は、とりわけ人々との開かれた議論を通じ、倫理基準を発展させるための、メディア側のいっそうの努力を強調している。また、メディアの責任は、単に制度的な努力のみによるものではないことを明確にしている。メディアの責任は、1人ひとりのジャーナリストの良心から始まり、公正な行動として社会的に認められている規範と基準にもとづいたものでなければならない。この点について、近年前進が見られる。報道メディアは今まで以上に報道の倫理と成果を公の場で検証するようになってきており、ジャーナリズムの教育課程でも倫理を扱うことが増えている。

民主政治を促進し民主的慣行を深める

民主制度の強化は不可欠であるが、それだけでは一段と効果的な人々の参加と、人々の要望に敏感に対応した意思決定を権力者にさせるには十分でない。民



主的な制度と民主的なプロセスを機能させるものは、注意深く目を光らせる市民である。一般的に、下からの政治的圧力こそ、効果的な変化を引き起こすきっかけになる。奴隷制の廃止、女性の平等な権利の認知、民主主義そのものの進展をはじめとする、過去2世紀における人間開発の大きな進展は、戦って勝ち取らねばならなかったものであり、上からでは与えられなかったはずである。

民主制度を創り出すための取り組みについては、さまざまなことが書かれてきたのに対し、民主政治についての分析、つまり貧しい人々および社会から取り残された人々が、自分たちの権利を主張し、制度上の障害を克服しようとする苦闘についての分析は、あまり行われてこなかった。こうした苦闘は、政治的自由と政治制度の強化に左右されるのと同様に、市民的自由、市民社会制度、自由なメディアの強化に左右される。「高次元の国家の政治、誠実な統治者、自由な選挙において……説明責任がありながら、社会の奥深い政治、すなわち富裕者と貧困者との関係、有力者と弱者の関係において根深い不正または無責任が存在する可能性はきわめて高い」<sup>99</sup>。

過去10年間の潮流は、政府当局、民間企業、多国間機関の説明責任の増大を要求する世界中の市民運動の高まりに伴う、民主政治の拡大であった。これらの市民社会の行為主体（アクター）は、自分たちのメッセージを届けるために、新しく革新的な手法を駆使し、また、監視者の立場から行動計画の策定に積極的に関与する参加者へと役割を拡大している。

このような動きを示す重要な例の1つに、参加型で説明責任のある予算の編成という考え方の出現がある。つまり、市民社会が公的支出を詳細に検討し、場合によっては公的予算の作成に参画するこ

とである。政府の決定のうち、公的予算の編成過程ほど、人々にとって重大な意味を持つものはない。とりわけ学校教育、保健医療、道路、水道、電気といった「公的給付」に依存する貧しい人々にとって予算編成の意味は大きい。しかしながら、一般の市民は予算編成において発言の機会がほとんどない。大半の国では、予算編成のプロセスは官僚と行政府の特権としてほぼ独占されている。議会も参加はするものの、ほとんどの場合最終段階になってからに過ぎない。そして、そのプロセスの多くは、国家安全保障を除くその他の政府の意思決定とは異なり、秘密に包まれているのが普通である。

しかし、最近の市民グループによる地方自治体および中央政府の予算を審査する取り組みは、予算プロセスにおいて普通の人々に発言する機会を与えるのに一役買っている。これらの取り組みの多くは、まず最初に社会監査あるいは影響評価を行うことから始まる。つまり、支出の優先順位と資金の濫用に関する事項を明らかにする分析を行うのである。時にはこうした努力が公式の決定を覆すことに役立つ。1998年にイスラエル政府は、社会支出の大幅削減を提案した。これに対して、どの政党からも独立した、行動重視型の政策分析機関であるアドバ・センター（Adva Centre）が、こうした支出削減による潜在的な影響の評価を行った。その結果、幅広い団体の参加を得たロビー活動が政府に対して展開され、保育所と年金の予算削減が撤回されたり、すべての人に対する医療保障制度が維持されたほか、授業時間と住宅援助の削減幅も縮小された。

インドのラジャスタン州では、Mazdoor Kisan Shakti Sangathan (MKSS) または労働者および農民の力協会と呼ばれる草の根組織が、政府の干ばつ救済

員の最低賃金を確保することをめざして、1983年に運動を立ち上げた。間もなく、低賃金の根源には汚職があることが明らかになった。MKSSは、政府の勘定を調べ、地方当局が、救済員に支払っている賃金よりもはるかに多くの金額を中央政府および州政府に請求していたことを発見した。この事例をはじめ、公共事業プロジェクトの過大見積りや、偽物資材の使用といったその他の不正行為と闘うために、MKSSが実施した調査がきっかけとなって、州機関が支出を監視するようになり、誰でも参加できる村会議で村の勘定をすべて精査することになった。

市民グループが不正行為の暴露や抗議といった活動の範囲を超えて、通常ならば国家制度の責任である監督機能を果たすようになるにつれて、こうした新しい種類の市民参加の動きは世界中に広がっている。アルゼンチンの「市民の力（Poder Ciudadano）」運動は、政党の内部運営を監視している。それは、かつては国家機関だけが行う機能であった。この運動は、さらに、既存の規則や規制のより良い執行、制度改革と透明性の向上、監視などを通じて変革を進めている。

こうした取り組みの結果、参加型の予算編成、つまり、予算の編成過程に、より体系的で制度化された人々の参加が可能になった。1989年に、ブラジルのポルトアレグレでは、市の予算編成への市民参加を可能にするプロセスを導入した。導入当初の7年間に、同プロセスによって貧困層を対象とした人間開発のための支出が著しく増加した。例えば、給水サービスを利用できる世帯の割合は80%から98%へと上昇した。下水設備を利用できる人々の割合は46%から85%へと上昇した。そして、公立学校に就学した児童の数は倍増した<sup>99</sup>。同様の手法が、

ブラジルのその他の約100カ所の自治体でも行われてきた。この他、ジェンダー問題に対応した公的支出を促進するために、参加型予算編成を利用してきた国も40カ国を上回っている（BOX 3.12）。

参加型予算編成は、一旦市民グループが時間と能力を持ち、情報を入手できるようになれば、これまで予算に関するさまざまな質問を運ってきた、技術的な複雑さというバールさえも取り除くことができることを示している。抗議活動を通じて行動計画に影響を与えることから、協力して意思決定を行うことまで、人々の参加のこうした新しい形態が、民主制度の拡充に役立っている。さらに、E-ガバナンス（電子政府）も人々の政治参加の新しい手段であり、選出された代議員と市民のより直接的なかかわりを促進している（BOX 3.13）。

より大きな説明責任に対する人々の要求は、もはや州あるいは国家の枠内にとどまらない。第5章で論じるように、世界的な経済統合は、グローバルな行為主体（アクター）、つまり世界銀行、国際通貨基金、世界貿易機関といった国際機関およびグローバル企業の権力と影響力をいっそう強大にしてきた。これらのグローバルな組織とその規則は、国家の経済政策の重要な側面を支配するとともに、人々の生活に計り知れない影響を及ぼしている。その結果、民主的参加と説明責任に関するグローバルな制度と国家の制度との間に格差が生じている。

グローバルな市民社会ネットワークは、そうした格差の是正に取り組んでおり、成功の程度もさまざまである。市民社会ネットワークの活動はインターネットに助けられている。インターネットは、非政府組織（NGO）の正式な活動網の創造と同時に、素早く集団行動を動員できる個人や組織のはるかに緩やかなネットワークの結成も可能にする。たと



BOX 3.12 ジェンダー対応型予算の取り組み—ますます普及する手段

ジェンダー対応型予算とは、ジェンダー平等を促進するという国内外の公約を実現するための公的支出について、説明責任を問う力を女性組織と市民社会に与える革新的な新しい手段である。近年、こうした取り組みは、40カ国を超える国々へと広まった。それらは、英連邦事務局、国連女性開発基金、経済協力開発機構などの機関に支えられて、地球規模でネットワーク化されているが、まだ実験段階であるため、発展し成果を得るまでには時間がかかるであろう。

ジェンダー対応型予算とは何だろうか？

ジェンダー対応型予算とは、女性や少女たちのための独立した予算ではない。むしろ、ジェンダーの視点から見た公的支出の分析を指す。教育や職業などにおけるジェンダー平等を目標とした社会的公約と、割り当てられている財源との間の整合性を確保する手段である。大切なものは、財政政策がジェンダー平等にどのような影響を与えるだろうか、ジェンダー不平等は減少あるいは増大するだろうか、それとも変化しないだろうか、という点である。

ジェンダー対応型予算の草分けは、オーストラリアの活動家たちだった。彼らは、1980年代半ばから1990年半ばまでの国家予算の項目すべてについて、ジェンダー平等に及ぼした影響を評価することを政府に要求した。その後、他の多くの国々が、ジェンダー平等の促進という国際的な公約を特に考慮し、予算編成における参加と説明責任を拡大するためにこの概念を採用した。

国により多様な取り組み

過去10年間に、ジェンダー平等を提唱してきた人々は、さまざまなや

り方でジェンダー対応型予算を利用し始めた。オーストラリアのように、政府が主導した国もあった。フィリピンや南アフリカのように、市民社会組織が始めた国もあった。さらに、ウガンダのように、議員が始めた国もあった。大部分の取り組みが監視に重点を置いているが、ブラジルや英国のように予算編成の準備段階にかかわっているものもある。また、国家レベルで取り組んでいる国が大部分だが、ウガンダのように伝統的、抑圧的な男女関係がより強い一部の国では、地方レベルに重点を置いている。これらすべての取り組みがめざすのは、この新しい手段が「資金力」に挑戦する新しい参加型政治を刺激するという点で、効果を上げることである。

南アフリカでは、「女性予算イニシアチブ (Women's Budget Initiative)」が、政府予算を監督し批評するうえで必要な分析や情報を提供し、国会議員その他の人々に力を与えている。同イニシアチブは、「ジェンダー・経済政策グループ (Gender and Economic Policy Group)」(国会の財政委員会の一部)と政策研究に重点を置く2つの非政府組織 (NGO) の共同事業体である。研究員と議員の提携を築くことにより、研究員にとっては自らの研究成果が発展活動に利用されることが保証され、議員は自分たちの啓発活動において確固とした理論的基礎を持つことができる。イニシアチブの中核メンバーは、当初から、外部の人々を研究員や参考人として関与させることも期待されていた。同イニシアチブは、一連の書籍を出版し、最近では幅広い読者にわかりやすく書かれた、「お金は必要 (Money Matters)」というタイトルの刊行物シリーズを出版した。この他、南アフリカ政府も、財務省主

導で政府内にジェンダー対応型予算の分析を導入した。これらの取り組みは、いくつかの肯定的な成果を生んだ。現在ではすべての分野別予算審査にジェンダーを考慮した分析が含まれているが、それはこの一例である。

タンザニアのジェンダー対応型予算は、オーストラリアと南アフリカからアイデアを得た。「タンザニア・ジェンダー・ネットワークング・プログラム (Tanzanian Gender Networking Programme)」というNGOが始めた活動の強みは、政府との間に生まれた提携、特に政府のジェンダー平等の活動家との提携である。この取り組みでは、NGO研究員と政府職員各1人をチームとして、4つの分野別担当省(教育、保健、農業、産業・商業)、それに財務省・計画委員会、さらには予算プロセスに関する調査を委嘱した。この他、特定の地区の調査も実施した。

メキシコでは、NGOの「ジェンダー平等 (Equidad de Género)」と政策研究NGOである「分析と調査の創設センター (the Fundar Center for Analysis and Research)」が、州政府と自治体のジェンダー対応型予算プロジェクトに着手し、地方分権の経験と地方予算への財源移転の観点から評価を行ってきた。これらの組織は、業務を進めるにあたって、市民社会組織、公務員、および統計機関を参加させるようにつとめ、地方予算の決定をめぐる公的議論を奨励した。

フィリピンでは、「フィリピン女性の役割に関する国家委員会 (National Commission on the Role of Filipino Women)」という委員会形式のジェンダー組織が、ジェンダーに関する計画や開発計画や予算作成に関する技術支援を政府機

関に対して行うとともに、そうした活動に政府機関の予算の5%を充当するという規定が現実に実行されているかどうかを監視している。

ウガンダの取り組みは、「民主主義と女性フォーラム (Forum for Women in Democracy)」という、女性議員たちによって設立され、議会内の特別な利益団体の幹部会との結びつきが強いNGOによって先導されてきた。これは、女性に割り当てられた議席を占める女性議員をはじめ、障害者、青年、労働者や、「一般枠」で当選した女性議員を1つにまとめたNGOで、予算配分とプロセスを監視する役割を超えて、全収支の影響を評価し、公式プロセスにおける包括性と透明性を高めることをめざしている。

英国では、政府外の活動家団体である「女性予算グループ (Women's Budget Group)」が、1990年以来、毎年11月に事前予算審議書を正規の

手続きにのって提出してきた。本書は、主要政策の概要や、人権省への予算修正案を記したものである。同グループは、支出以上に税金や給付金の使い方に焦点を置いているが、これは開発途上国に比べ税金や給付金ははるかに大勢の国民に影響を与えるためである。

ブラジルのポルトアレグレでは、ジェンダー対応型予算の取り組みは、より広範囲な参加型予算編成プロセスの一部となっている。「都市間諮問・調査センター (CIDADE: Centro de Assessoria e Estudos Urbanos)」をはじめとした複数のNGOがこのプロセスを支援している。CIDADEは、市議会の監視と分析、代議員や市議会議員や地域社会指導者のためのワークショップや研修コースの開催、予算編成プロセスに参加する人々の意識調査、学術論文や月刊機関誌「予算監視から (De Olho no Orçamento)」やホームページを

通じた情報の普及などを行っている。市民は、地方自治体が主催する2つの年次会議に出席し、14項目(下水、住宅、舗装、教育、社会福祉、保健、交通、都市組織、スポーツ、レジャー、経済開発、文化、環境衛生、街灯)あるリストの中から優先すべき5つの部門の順位をつけ、地域別、テーマ別の要望や予算配分を修正している。環境衛生と街灯の項目は、この参加型プロセスを通じて、2000-2001年にリストに付加された。1991年から2001年の間に、予算プロセスに参加する市民の数は4倍に増加した。この取り組みは特にジェンダー問題に絞ってはいないものの、それに付随する参加型プロセスおよび研究調査と啓蒙・啓発活動によって、ジェンダー関連の関心事を強調し、他のジェンダー予算の取り組みに役立つ考察を与えている。

出典: Budlender, Sharp and Allen 1999; Byanyima 2000; Cagatay他 2000; Esim 2000; Esim 2000; Himmelweit 2000; Budlender他 2002; Sharp 2000; Bakker 2002; Osmani 2002a; Caruso 2002; Hewitt and Mukhopadhyay 2001

えば、熱帯雨林行動ネットワークとグリーンピースによる運動の結果、世界最大の材木の小売業者であるホーム・デポット社は、消滅の危機に瀕している森林や持続不可能な伐採に従事している供給者から材木を仕入れることをやめた。この取り組みの重要な特徴は、数百に上る環境保護団体や草の根グループが動員されたことだった<sup>61</sup>。

そうした行動は枚挙にいとまがない。インターネットがなければ、これらの組織や草の根グループは孤立したままであり、ばらばらの活動に従事していただろう。第5章では、そうした世界規模の人々の行動が、いかにしてグローバル・ガバナンス (統治) における真の勢力に

なり、企業や政府や国際機関に対してチェック・アンド・バランスの機能を果たし、人間開発にとって重要かつ飛躍的な進展を達成してきたかについてより詳細な検証を行う。

こうした自主的努力は計り知れない可能性を持っている。それは、社会的行為は一般的には、確立された説明責任のための制度を通じて行うことを求めるという社会的行為に関する伝統的制約を無視し、より直接的な説明責任のルートを提示するからである。しかし、従来の慣行を無視することは、同時に、説明責任と民主的ガバナンスにとって難しい問題も提起する。とりわけ、公的な行為主体 (アクター) と民間の行為主体 (アクタ



BOX 3.13 技術および電子ガバナンス (e-ガバナンス) の力

アジアからヨーロッパ、ラテンアメリカ、アフリカに至るまで、各国政府は、多くの電子商取引の慣行に合わせて、市民と相互交流するためのより革新的な方法を採用しつづけている。それが200万人の購読者を持つ日本の首相の電子メールリストであれ、ヨーロッパとオーストラリアに広がる政府主催のオンライン協議であれ、インターネットは市民と選出議員のより直接的なつながりを促進している。

公共サービスの提供における電子ガバナンス (e-ガバナンス) の恩恵は、開発途上国へも拡大し始めている。インドのカルナタカ州では、農民が土地の記録とその関連情報を最寄りのRTC (権利、借用、耕作の記録) の街頭の情報端末 (キオスク) からダウンロードできる。アラブ首長国連邦では、ドバイ裁判所プロジェクトの一環として、係争案件を最初の提訴から最終判決まで追跡

し、監視できる完全なオンラインシステムが確立された。ナリでは電子政府プロジェクトのお陰で、貧困者は住宅に関する証明書と助成金の申請をオンラインで行うことができ、主要都市にしかない住宅省の各事務所に向いて申請する時間や費用を節約できるうえ、官僚的な手続きを避けることができる。

インターネットは、また、透明性を高め、政府省庁における汚職を暴露するのにも役立ってきた。「反汚職ウェブサイト (Anti-corruption Websites)」は、公的資金の適切な使用に関心を持つ専門家、政府役人、市民を結びつけるラテンアメリカのレスポンドネット (www.respondanet.com) などの活動に触発されて、政府内外に急激に広がっている。

今日5億人いるインターネット利用者は、2005年までに10億人近くまで増加すると予想されているが、そ

れにかかる時間と資金調達が法外なものでない限り、政府は全市民のために電子ガバナンス (e-ガバナンス) を拡大すべきである。

●公開されているすべての会合について、体系的かつ信頼性の高い方法でオンラインで公表する。

●真の電子政府にするため、必要な意見の収集に、意見記入フォーム、オンライン調査、フォーカスグループを活用する。南アフリカでは、市民は政策案をオンラインで閲覧することができ、政策課題が国会審議用の録音 (政府試案書) や法案になる前でも意見を提出することができる。

●政府と市民の間のオンライン協議を設ける。政策立案に実質的な影響を及ぼすためには、そのような協議のための制度が高度に制度化されていなければならない。

出典: UNPAN 2002; Nua Publish 2002; Clift 2002; Working Group on E-Government in the Developing World 2002

一) の評判を著しくかつ簡単に失墜させてしまうこれらのグローバルネットワークの能力は、適正な手続きという概念に反する方向で働く傾向にある。情報の評価基準はたいへんあいまいで、周知せずに変更されることがあり、また、悪意のある誤報が起きる余地はきわめて大きい。

こうした市民社会アクターの適切な役割および責任に関する懸念から、市民社会グループは自らの活動内容について人々に対し、より大きな説明責任を持つべきであるという要求が生まれ、多くのグループがそうした要求に対処すべく取り組んでいる。エチオピアのNGOは、

自主規制を効果的に行うための行動準則を採択した。これは、透明性と説明責任の重要性を強調するとともに、人々の生活に影響を与えるNGOが、彼らの真の代表となる必要性を強調している。

一般市民が社会的なつながりを持つように、政治的、市民的な活動の場を広げることは、民主主義を深め、民主的ガバナンスを築くうえで欠かせない。こうした場を拡大する責任は、市民的、政治的自由を保護する義務を持つ国家と、これを実行し、強化する社会の構成員との、両方の責任である。過去10年間に、68カ国が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に署名し、その数はそれま

での25年間に署名した国のほぼ2倍に達した。しかし、2002年2月の時点で、39カ国がいまだ署名していない<sup>22</sup>。さらに、基本的な政治的、市民的自由を保障することはきわめて重要な最初の一歩であるにもかかわらず、多くの国は労働組合、職業団体、NGOの活動を制限している。NGOが政治目的を持つとの理由で禁止されている国もある。また、前述したように、メディアが異議を唱えることを制限されていたり、十分に意見を広めることのできない国も多い。

行動が変化をもたらさない場合があるからといって、市民運動が失敗に終わったとはいえない。選挙では1人を除き候補者全員が必ず負けるように、取り組みの一部は必ず失敗するようになっている。民主主義において重要なのは、人々が自分たちの見解を言葉に表したり、決定に影響を及ぼしたり、国内および国際的な公約に反する業務執行を監視したりすることができるような、民主的実践を広げることである。こうした参加型民主主義の例に、タイの憲法の起草における独特な手法がある (BOX 3.14)。

人間開発のために民主主義を深める

一般の人々に対しより敏感に対応し責任を果たす、強力で、永続的かつ包括的な民主主義を構築するための説明責任の強化は、民主主義の価値や慣行や原理を社会の隅々まで定着させるという、より大きなプロセスの中核に位置する。しかし、新しい民主主義国と同様、歴史のある民主主義国でも、民主主義の壮大な目標と実践との間の隔たりは大きい。慢性的な女性議員の不足、少数者の利益の軽視、責任を負わない不透明な軍部や公務員などはよくある問題である。コスタリカが民主主義の現状について公的な協議を行ったという注目すべき試みは、こ

BOX 3.14 稼働中の参加型民主主義 — タイの新憲法の起草の例

タイでは、新憲法起草の過程で、市民社会組織が実質的な意見提供の機会を強く要求し、それが聞き入れられた。「憲法起草会議 (Constitutional Drafting Assembly)」は、それ自身が参加型の組織であり、99名の委員うち、76名が同国の各県の代表だった。

市民社会組織は、同会議に対し2度提案を行った。それに加えて、1997年前半には民主化に取り組む28の組織が定期的に会合を開き、新憲法に関する決議案を作成した。また、非政府組織 (NGO)、

「民間組織、農村開発に関する調整委員会」(会員数300人)、28の民主化組織、「政治改革と市民社会グループ」、「女性と憲法ネットワーク」、「タイ労働組合」、「憲法のための地域住民フォーラム」などの主要なネットワークも一連の勧告を共同で発表した。

また、この取り組みを補完する活動として、マスメディア運動を通じて新憲法の議論を拡大した組織の活動や、バンコクをはじめ全国の各県で開かれた公聴会がある。

出典: UNDP 1999d

の問題をよく表している (BOX 3.15)。

民主制の欠点に、実質を伴わない市民権がある。人々は完全に平等な権利や資格を持たない。なぜならば、憲法がそれらを保証していないか、または行政機関がそれらの執行を怠るからである。そして、規範と資格の間にずれが存在する場合、女性に対する差別の多くの事例がそうであるように、権利が尊重されることはない。

民主派の現実主義者は、代議制民主主義は結局のところ政治的競争の制度なのであって、市民に力を与えることや、市民を高次元の政治問題に参加させたり、政治問題へ直接参加させることや、経済的、社会的正義を生み出すことだけを目的とした制度ではないのだから、こうしたことははじめから予想されていたことだと言う。そして確かに、民主化は、経済成長、社会平和、行政の効率性、政治的調和、自由市場、またはイデオロギーの終焉を保証しないように、社会正義も保証することはない。しかし、民主主義の制度、実践、理想には、政治権力の集



BOX 3.15 コスタリカ市民が民主主義の質を監査

「民主主義の質に関する市民による監査 (The Citizens Audit on the Quality of Democracy)」は、1998年から2001年にかけてコスタリカで実施された人々による審議と分析の体系的プロセスであった。それは、生活の中で民主主義の理想に近い部分と、かけ離れている部分を明確にし、平均的な市民の日常生活の中で民主主義がどのようにして機能しているかを詳細に示した。

最初に同プロセスは、民主主義の質を評価するための基準、つまり皆が共有する理想の民主主義を一連の項目で規定した。この目的のために、政治家、学者、実業界の指導者など、著名なコスタリカ人の助言者集団 (パネル) が形成され、調査やフォーカスグループ協議がそれを補った。続いて実地調査が行われ、50人を超える調査員が実証データを収集した。次に、その収集されたデータを、市民から選ばれた監査員たちが客観的な手法を用いて基準と照らし合わせ、評価を行った。

監査の結果、人々が民主主義の質を総合的に評価していないことが判

明した。それよりも、人々は、民主的生活のさまざまな部分に著しい格差があることを、コスタリカの起伏の激しい地形にたとえて指摘した。最高峰には選挙制度の質や公共政策の違憲審査などが位置し、谷間に地方自治体などがある。危険をはらんだ場所として、社会的・政治的組織と公共政策における市民参加の欠如、社会政策プログラムに広がる近親者優遇主義的な慣行、官僚の市民に対するお粗末な対応を指摘している。

人々が望む民主主義とはどのようなものか調査することを通じ、この監査は同国に重要な考察をもたらした。コスタリカ人にとって、民主主義は民主体制以上のものを意味する。民主主義の中核には選挙と自由があるものの、国民の大部分は、民主主義とは日常生活の中で政治権力を行使する手段であると信じている。言い換えば、民主主義とは、特定の状態を必要とする政治体制、つまり、人権を擁護し、説明責任と法の支配を実現し、人々を公平に扱い尊重する政治体制なのである。市

民は、市民権の行使を阻む極度の不平等に苦しむことがないように社会を組織する手段として、民主主義を見ている。

監査は、また、民主的生活の質についての歴然たる国内の地方間格差が存在することを明らかにし、民主主義に対する従来の国民国家的アプローチを超えることの重要性を強調している。こうした考察は、社会的・経済的不平等および政治参加の重要性を改めて呼びかけている。

監査は、大切な一歩となった。政府の行政改革案では、市民の権利に1章を削っているが、これは市民に対する公務員の不十分な対応が広く見られるという監査の調査結果にもとづいたものである。この監査はまた、民間企業における「組合の自由」という賛否両論がある問題について、経営者団体と労働組合が新たな対話を始めるきっかけとなった。それに加え、この監査に刺激を受けて、他国も同様の取り組みを実行するようになっている。

中に挑み、専制政治の台頭を防ぐ力がある。したがって、民主主義の制度、実践、理想は、人民による人民のためのガ

バナンス (統治) を創り上げるうえで、決定的な役割を果たすのである。



## 第4章

# 紛争防止と平和構築のために安全保障を民主化する

軍事政権だったときは、政府は何もしてくれなかったが平和があった。今は民主主義だが、政府は何もしてくれない。えに平和もない。

—ムハンマド・ウマル  
ナイジェリアの仕立屋<sup>1</sup>

人間開発をあらゆる意味で追求するには、すべての人々が自らの生活を方向づける制度および決定に参加でき、権力を持つ者すべてが自らの行動について説明責任を負うという、民主的ガバナンスが必要となる。また、人間開発が達成できるかどうかは、平和と個人の安全保障にかかっている。

アフガニスタン、リベリア、シエラレオネ、ソマリアをはじめ、近年、政府が一般市民に対し平和を保障していない国々では、人々は平和の確保と民主的ガバナンスの確立に二律背反の関係があるのではないだろうかと思いついて始めている。1990年代に、53の大きな内戦があり、360万人が命を落とし、その大半が民間人であったと推定されていることから、まったく平和がないよりは専制的でも平和なほうがまだ、と考える人がいても不思議はない<sup>2</sup>。

1980年代から90年代にかけて民主主義を採り入れることに成功した国々をはじめ、多くの国で平和を持続させるという困難さが、大きく立ちはだかっている。1989年以降に、サハラ以南のほぼ4カ国に1カ国に当たる13カ国で、国軍が政治

問題に介入した<sup>3</sup>。1999年、パキスタンでは、市民の平和の維持という旗印のもと、軍指導者が民主的制度の統制を再開した。ジンバブエでは、2000年から2002年にかけて、選挙で選出された政府が、自己目的を達成するために国の治安部隊を利用して、民主主義を形骸化し、個人の安全保障を危うくしてきた。安全保障の機能が分断され、場合によっては私物化さえされてしまう「破綻国家」に陥る危険性は、暴力的な独裁支配に逆戻りする危険性と同じかそれ以上に大きい。

このことは、こうした国々では国内の秩序維持が真の民主主義と相容れないことを意味するのだろうか。多くの人々は「相容れない」として、まず平和と国家建設に重点を置き、その後で民主主義を構築するような政府を人々は必要としているのだと主張するだろう。その一方で、正反対の結論を導き出す人もいるかもしれない。すなわち、警察、軍隊、その他の治安部隊が確固とした民主的統制下に置かれたい限り、これらの国々で暮らす人々にとって、持続的な社会の平和と個人の安全保障は実現しないだろうというのである。

最近の事例を見ると、民主主義が確立した国では、内戦を経験する可能性が低いこと<sup>4</sup>、また民主主義が深く根付いていない国でさえ、独裁政権に比べると政治不安への対応が優れていることから、後者の主張が支持されている。なぜだろうか。おそらくその理由は、民主主義で



民主主義では、独裁制と異なり、政治的対立を解決するために非暴力的な方法をとることができ、そのため、反対勢力は自分たちの順番が回ってくることを期待できる。

は、独裁制と異なり、政治的対立を解決するために非暴力的な方法をとることができ、そのため、反対勢力は自分たちの順番が回ってくることを期待できるからであろう。国際社会についての研究でも、民主主義国間の戦争は、ほぼ皆無であることが実証されており、このことは、「民主主義による平和」の概念を支持している<sup>5</sup>。民主主義国家間では恒久的な平和を享受しているようであるという認識は、国民国家は戦争状態にあることを宿命づけられているという、広く受け入れられている見解に真っ向から対立

するものである。しかし、歴史を振り返ると、民主的國家の誕生の 때가、民主主義と市民の平和のどちらにとっても、最も危険な時期であることも明らかである。1951年から99年の間に、46カ国において、選挙で選ばれた政権が、独裁体制によって力づくで転覆させられた<sup>6</sup>。また、米国を含む、今日最も安定した民主主義国のほとんどすべてが、民主化の初期において内戦を経験し、その大半の国が、民主的な文民統制のもとでの職業軍人による軍隊を発達させるのに数世代を要した。民主主義

の構築と治安の確保という2つの目標が完全に同時進行すると主張する人たちは、この事実にとまどうはずである。民主的統治（ガバナンス）は開始するのは容易だが、制度化するのはそれほど容易ではない（アブドゥライ・ワッド・セネガル大統領の特別寄稿を参照）。

本章では、確固とした民主的管理下にある国家治安部隊に支えられた、個人の安全保障と社会秩序の維持が、人間開発にとっていかに重要であるかを考察する。また、これらを達成させることが、十分に確立された民主主義国においてさえ、なぜそれほど困難であるのか、その理由を深る。次に、本書で概説している民主的ガバナンスを前進させるために必要なことは何かを、世界のすべての民主主義国を対象に簡単に評価する。評価では、特に最近民主化された諸国を取り上げ、また、政府と社会秩序の基盤を再建しなければならないアフガニスタンなどの紛争後の情勢にも焦点を置く。

#### 平和と公的説明責任を確保する

機能する国家を建設するには、基礎的なレベルの安全保障が必要である。そして、その安全保障の必要性に敏感に 대응することで、民主的ガバナンスは、秩序を維持し開発を進めるための土台づくりを促進することができる。つまり、軍部、警察、その他の治安関連組織が、民主制度を支配したり、彼らの権限の多くについて民主的な説明責任を果たさなかったり、指揮命令系統がばらばらで無政府状態であるような国では、人間開発は進まないであろう（BOX 4.1）。しかしながら、それは今日のはほとんどの開発途上国が置かれている状態なのである。

20世紀の後半に、50カ国が独裁的な軍事支配から民主的に選出された政府へと移行した<sup>7</sup>。それにもかかわらず、依然

#### BOX 4.1 安全保障部門名鑑

一国の安全保障には、さまざまな行為主体が関係している。

- 武力行使の権限を持つ組織 軍隊、警察、準軍事組織、憲兵隊、情報機関(軍部および文民)、諜報機関、沿岸警備隊、国境警備隊、税関当局、予備軍および地方治安部隊(市民防衛軍、国家保安隊、大統領警備隊、民兵)
- 文民による管理および監視機関 大統領および首相、国家安全保障諮問機関、立法府および立法府の特別立法委員会、国防部、内務省、外務省、慣習的・伝統的権威、財務管理組織(財務省、

予算局、財務監査および計画部)、市民社会組織(市民調査委員会、公的言情委員会)

- 司法および法執行制度 司法機関、法務省、刑務所、刑事捜査および検察局、人権委員会およびオンブズマン、矯正機関、慣習的・伝統的司法制度
- 法定外の治安部隊 解放軍、ゲリラ軍、私設護衛団、民間保安会社、政党民兵
- 法定外の市民社会組織 専門家グループ、メディア、研究機関、啓発組織、宗教組織、非政府組織、地域社会組織

出典：Ball and others 近刊

として、国内政治問題に対する武力介入があまりに日常的に行われている（表4.1）。その他の発展途上にある民主主義国の多くでは、軍部が重大な政治的、経

20世紀の後半に、50カ国が独裁的な軍事支配から民主的に選出された政府へと移行した。

表4.1 誰が守備隊を守るのか。1990年代に武力介入を受けた国

アルジェリア (1992)
ブルンジ (1993)
中央アフリカ (1996)
コモロ (1998)
コンゴ (1993, 1997)
コンゴ民主共和国 (1997)
コートジボワール (1999)
エチオピア (1991)
ガンビア (1994)
ギニアビサウ (1999)
ハイチ (1991)
レソト (1994, 1998)
ミャンマー (1990)
ニジェール (1995)
ナイジェリア (1993)
パキスタン (1999)
ルワンダ (1993)
シエラレオネ (1997)
ソマリア (1991)

出典：Chege 2001; Economist Intelligence Unit 2002; Eldis 2002; World Bank 2002a

**特別寄稿**

### アフリカにおける民主的ガバナンス

専制支配と軍事支配が繰り返された時期をはじめとする、アフリカの長く暗い歴史の中で、新しい千年紀（ミレニアム）を迎え、私たちの大陸はようやく正しい軌道に乗ったことが数多くの徴候から見て取れる、と宣言しても過言ではない。


40年前の独立以来策定された数多くの計画の枠を超え、われわれ、アフリカの国家元首は初めて、アフリカの主な優先課題と、豊かな国々との連携のうえにそれを実行するための手段を描いた長期ビジョンをまとめた。2001年7月のルサカ・サミットで採択された、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」は、アフリカを変革させる指針（パラメータ）として次の3つの主要原則に重点を置き、先進国と比較してアフリカ大陸が失ってしまった時間を取り戻すことを可能とするものである。

- 第1に、グッドガバナンス（良い統治）がアフリカの開発にとって不可欠であることを認識する。
- 第2に、アフリカ諸国が自らが選んだ手法として、地域開発を受け入れる。
- 第3に、初めて、アフリカを、民間

資本のために開放する。

以上の枠組みの中で、「アフリカ開発のための新パートナーシップ」は、広義の社会基盤整備、教育、保健医療、農業、環境、新しい情報通信技術、エネルギー、先進諸国市場へのアクセス、という8つの優先分野に重点を置いている。これらの公約を達成できるよう国家能力を構築するには、行政と公務員改革、議会に対する監視の強化、あらゆるレベルにおける参加型の意思決定の推進、汚職を防ぐ有効な措置、包括的な司法改革が必要であろう。

新しく大胆な民主的統治の形態が、アフリカ全土に広がりつつある。複数政党制、自由で人々に開かれた選挙、軍部に対する文民統制、民間部門の活性化、労働組合やその他の市民社会組織の保護を奨励することで、アフリカの指導者たちは、自国民に新しい希望と機会をもたらしている。



アブドゥライ・ワッド  
セネガル大統領



BOX 4.2 古い習慣はなかなかなくなる—軍事支配の長い遺産

通常、選挙で選ばれた政府へ権力を移譲した後は、軍部は表舞台から消えるが、ほとんどの新生民主主義国だけでなく、旧来の民主主義国の多くでも、軍部の政治的・経済的影響力は依然として強く、しかも説明責任を果たさないまま残っている。公式・非公式の大きな事業取引や選出された政府を解散する憲法上の権限。さらには軍部の利益に異議を唱える公選された指導者への隠微な脅迫まで、軍部は計り知れないほど強力な公的制として残っている。多くの国で軍部は膨大な政治的、経済的権益を握っているため、民主的指導者は、民主化にとって必要な責務を果たすために、ときには軍部の要求に応じながら、注意深く職務を遂行しなければならない。軍隊による直接支配が終焉した後も、軍部が強い影響力を行使した事例のうち、以下はよく知られたものである。

**ナイジェリア** ナイジェリア軍は、まず1993年に民主的に選出された指導者たちを失脚させ、次に1999年に復活させた。ここで果たした軍の役割を見れば、軍部が政権の中心にいたことがわかる。1999年選挙におい

て大統領に当選したオルシュグン・オバサンジョは、元軍部指導者である。また、特に退役軍人をはじめとする軍人が、政党に多額の資金を提供し、政治的影響力を振るい続けている。現在、国会議員の中にはかつて兵士であった者も多い。また退役軍人は、農業、銀行、石油、航空輸送を含む、経済の主要部門でも、広い影響力を維持している。

**チリ** 1989年の憲法改正の結果、政権内の文民代議員と軍人出身の代議員の地位の格差はなくなった。しかし、連立与党のコンセルタシオンは、指名上院議員(8人が任命され、2人の元大統領は終身議員である)のための議席を廃止し、国家安全保障会議の役割を再評価し、軍事資金調達の見直しをめざして開ってきた。ちなみに、軍部は、国営銅会社コペルコの輸出収入の10%を受け取っている。

**インドネシア** 民主政権が復活してから3年以上経つにもかかわらず、軍部と警察が依然として安全保障政策および実践に対する実効的な支配を維持している。また、国会の軍任命議席も、数年前に比べると大幅に

減少しているものの、依然として38議席を確保している。退役將軍の中には、(大統領の)閣僚となる者もいる。軍事支出の約3分の2は、中央政府の管轄外である軍事産業が資金供与している。

**トルコ** トルコの民主政制(democratic rule)は、1950~61年、1971~73年、1980~83年の時期、軍部によって中断された。軍隊は、憲法上でも、伝統的にも、憲法の最終的な擁護者、特に国家の非宗教的な地位の最終的な擁護者としての役割を担っている。1982年憲法は、上級国家安全保障会議を設立し、その委員の半数を軍部から招いた。同会議が国家政策に及ぼす影響は、地域安全保障への関心が高まるにつれて増大してきた。

**アルゼンチン** アルゼンチンの国家失踪委員会(National Commission of the Disappeared)では、1976年から1982年にかけて同国を統治した3つの軍事政権について綿密な調査を実施し、数人の実力者に刑を言い渡した。しかし、その後、軍部から圧力がかかり、有罪判決を受けた将校には大統領恩赦が与えられた。

出典：人間開発報告書事務局；Ball and others 2002；Chege 2001；Omitoogun 2002；The Economist 2002

済的影響力を行使し続けている(BOX 4.2)。さらに、新しい民主主義国、昔からの民主主義国のどちらでも、治安部隊が、安全保障政策の策定に大きな責任を持っていることが多いのである。

民主主義国家、非民主主義国家を問わず、安全保障部門には、過激な政策を主張する政治家や政党の道具となりがちな分野がある。あるいは、実際には一部の機能はすでに、軍閥、準軍事グループ、または保安会社などの個人の手に握

られているかもしれない。そのうえ、正規の国家保安機関は、犯罪率の上昇、人権侵害または民族間の衝突に対処することができないことが多い。これらのいずれの場合においても、武力を正当に行使する手段が民主的な管理下にないため、個人の安全保障と民主的ガバナンスが危険にさらされている。

治安部門の民主的文民統制のための人間開発の事例

過去の歴史を見ても、また、今日の開発途上国の多くにおいても、独裁政府は、民主主義が治安維持や個人の安全保障と両立しないと主張し、民主化の動きを阻止したり、くつがえしたりしてきた。しかし、本当はその逆であることを事実は示している。つまり、国家治安部隊に対する民主的文民統制は、個人の安全保障を妨害するどころか、その不可欠な要素なのである。そのような統制がなければ、個人の安全保障をはずす軍隊が、個人の安全保障にとって最大の脅威となってしまう可能性がある。

治安部隊による直接的な暴力または大災害での重過失が原因となった、「政府による死者」または「デモサイド(民衆殺戮)」の数は、20世紀中で1億7000万人と推計され、戦争による死者を大幅に上回っている(表4.2)\*。デモサイドには、中国、ドイツ、ソビエト連邦における何百万人もの死者が含まれるほか、より小規模なものによる死亡者はさらに多い。これらはいずれも、警察、情報機関、軍隊、あるいは、正規の、または非正規の準軍事組織が力を貸さなければ、起こらなかったであろう。政府が自らの権力基盤として治安部門を頼りにする場合、治安部隊は国民および周辺諸国にとって、主な不安定要因になりがちである。

表4.2 20世紀において、非戦闘員を殺す民衆殺戮(デモサイド)は全体主義や独裁主義の支配下ではごく一般的だった

政権の種別	政府によって意図的に殺害された非武装の人々の数(100万人)	戦争で殺害された人々の数(100万人)
民主的	2	4
独裁主義的	29	15
全体主義的	138	14

出典：Rummel 1997, 本書指標表4

る。規制されることなく、説明責任も求められない場合、治安制度は、しばしば社会的に最も弱い人々を苦しめ、彼らの生存、その他の基本的自由を求める日々の闘いを妨害することになる。アフリカ諸国の多くでは、支配政権に代わって警察が民間人に拷問、威嚇、嫌がらせをすることが広く一般化している\*。そして、警察が必要なところに常駐していない、助けの求めに応じない、または殺人が起きてしまったときにだけ現場に姿を見せる、といったことが全世界で日常茶飯的に起こっている。

こうした数多くの問題にもかかわらず、人々は、自分たちの住む地域で、警察が基本的な身の安全を保障してくれることを強く必要としている。住民参加方式で貧困評価を行うと、貧困層が一番心配していることの1つに挙げられるのが、身体的安全が守られていないことである<sup>16</sup>。皮肉なことに、円滑に機能する専門的な治安部隊を最も必要としているのは、貧しく、社会的に疎外された人々であるのに、一般的に、こうした公的制度が提供するサービスについて誰よりも懐疑的なのは、彼らだということである。しかし、それには根拠がある。彼らは、ほとんどの場合、内戦が拡大する背景には治安部隊の存在があるということに気づいているのである。

また、治安部隊の統制が非民主的であるため、安全保障の優先課題が歪められることもある。多くの国で、軍事的安全保障の偏重から、政府が、警察と軍隊との区別を一段と不明確にして警察の軍隊化を進めたり、警察への資金供給を極端に減らすなどして、警察が人々の安全と治安を保障する能力を低下させている。特に低所得国の警察、その他の治安部隊では、最低生活賃金さえまもらず、訓練は不十分か、または、まったく行われ



ていない。そのうえ、非職字率が高く、管理層は腐敗している。こうしたことから、経済的、社会的な不平等が、個人の安全保障にも大きな格差となって現れている。その結果、貧しい地域では、地元で民兵を組織したり、さらには「正義」を達成するために、あまり組織だっていない手段に訴えなければならぬとまで感じている。米国でさえ、富裕層に比べ、貧困層が暴力的な犯罪の被害者となる可能性は、はるかに高くなっている(表4.3)。さらに、先進諸国では、企業や個人が年間1000億ドル規模に上る民間の国際的保安産業への投資をますます増やしているが、これも脆弱な公的治安維持がもたらした直接の結果である<sup>11)</sup>。

#### 独立した権力：治安部隊に説明責任を求めることの難しさ

なぜ、民主主義政権、特に新興の民主主義政権にとって、治安部隊を統制し、人々の安全保障へのニーズに効果的に対応することが、それほど難しかったのだろうか。それは、歴史が深い影を落としているからである。社会の中で、治安部隊が最も強大な力を持っているため、新生民主主義国の選挙で選ばれた指導者たちが、政権を維持するために、軍を含む治安部隊に依存することがよくある。同じ理由から、指導者たちは、軍の説明責任の拡大や、開かれた組織への改革に積

**表4.3**  
米国では貧困層のほうに暴力犯罪の被害者になりやすい 1999年

被害者の世帯所得	被害率 (12歳以上の1,000人当たりの犯罪)
7,500ドル未満	59.5
7,500-14,999ドル	45.5
15,000-24,999ドル	36.1
25,000-34,999ドル	39.1
35,000-49,999ドル	30.8
50,000-74,999ドル	33.7
75,000ドル以上	24.1

出典：米国司法省司法統計局 1999, 本書指標表14

極的に抵抗することもあるだろう。なぜならば、指導者たちは、自らの目的を追求するため、軍部の力を頼みにしているからである。

もう1つの理由は、安全保障問題については、秘密主義と透明性の欠如が生まれ易いということである。国の内外を問わず、安全保障政策は、1つの社会の中の、そして複数の社会の間の権力関係の中枢に位置する。それにもかかわらず、一般的に、市民社会や政府、また、安全保障政策を監視する機関の発言が最も限られている領域でもある。透明性と説明責任の欠如が特に問題となるのが、行政のごく少数の人間が安全保障政策やその財源について決定を行う、予算編成である。財務省、その他の行政の高官は、意思決定から除外されることが多く、自分たちが行った決定が巧みに外されていることに気づくこともある。また、メディアや市民社会はもとより、憲法で監視の権限を付与されている議会でも、何も知らされずにいるのが常である。

さらに悪いことに、多くの国で、軍隊は正式な予算以外の収入源を持っている。サニ・アパチャ将軍統治下のナイジェリアでは、石油基金(Petroleum Fund)の大部分が軍部につき込まれた。また、軍部が大規模な事業を行っていることもある。中国人民解放軍は、広範囲にわたる事業の一大帝国を築いていた。このような事業は、1998年より中央政府によって解体され始めたため、国防予算を増やすことが必要になってきている<sup>12)</sup>。このような予算外の活動を監視し、管理することはほぼ不可能に近いため、軍部がいかなる民主的な管理からも独立し、独自の事業を営む余地を十分与える結果となっている。

また、武器購入を隠そうとする秘密主義がしばしばあるとすれば、軍部の直接

支配がすでに終焉しているにもかかわらず、説明責任を果たさない軍指導者が関与する高額な武器調達には汚職の対象になりやすい。それは、調達の決定が、多くの場合、技術的な基準だけでなく、外交政策にも左右されるからである。そのため、軍の意思決定者と、意思決定にかかわる文官は、定義のあいまいな「国家安全保障」を主張して、その背後に個人的な金銭的利益を隠すことができる。

さらに、厳格な軍の階級制度と、安全保障問題に対する議会と会計検査による監視不足も、兵器契約の綿密な監視をいっそう難しくしている。ある米国政府の調査によると、1990年代中期以降に明らかになった汚職事件のうち国防に関する契約に関連するものが半数を占めたが、これらは表沙汰になった事件だけに過ぎない<sup>13)</sup>。先進国でも開発途上国でも武器商人は、秘密裏に取引を行い、武器の輸送と支払いを、汚職取引にかかわりのない中継国を経由させることが多い(表4.4)。多大な経済的利益を支えられたグローバルな武器市場が生まれ、多くの国の安全保障部門では、極端な秘密主義と腐敗がいつそう進行している。

**表4.4**  
1996年から2001年の間、数カ国が世界の通常兵器輸出を支配した

輸出国	輸出額 (10億米ドル)	世界全体に占める割合(%)
米国	54	45
ロシア連邦	21	17
フランス	11	9
英国	8	7
ドイツ	6	5
その他	20	17
合計	121	100

注：データは動向を示す指標値である。それは実際の財政的価値ではなく、国際的な兵器の移動量のみを示す。すべての移動が完全に報告されるというわけではないので、公表された兵器の移動の報告は部分的な情報のみを提供する。これらの見積りは、控えめで、実際の通常兵器の移動より少ないかもしれない。  
出典：SIPRI 2002

政府と治安部隊は、自国の領域と国民の安全を守る義務を負っており、このことが、政府の他部門に適用される以上の機密性を持つことを正当化しているものと思われる。しかし同時に、民主的制度では、政策立案者および治安部隊は、自らの決定や公的資金の使い道について、国民に説明する責務も負うべきである。わずかな調整を行うことによって、健全な公共管理の原則を侵すことなく、機密性を必要とする正当な理由にも応えることができる。

監視機関が安全保障活動を評価する能力を持たなければ、安全保障問題に関する効果的な説明責任は決して果たされないだろう。また、評価能力がなければ、無知による悪循環が延々と続くだろう。安全保障政策を策定する際に正当な文民が参加を認められなかったり、監視役を務めることを拒否されれば、彼らは安全保障問題について詳細な知識を持つことができない。このように知識が限定されたものであるから、治安部隊は、適切な知識を持っている者、すなわち、治安部隊に意思決定を任せるべきだと主張するようになる。

安全保障部門の民主的ガバナンスの基本原則を持つことは、政府が機密を持つ必要性和、民主的な管理を拡大する必要性との間で均衡をとるのに役立つはずである(BOX 4.3)。しかし、基本的原則の確立に取り組んでいる国はほんの少数で、軍隊と警察の役割を変革することを組織的に怠っているために、民主的ガバナンスの進展が妨げられている。

#### 安全保障部門のより民主的なガバナンスのための最優先事項

治安部隊の民主的ガバナンスの実現をめざす国は、3つの課題に直面する。第1は、行政による治安部隊の直接指

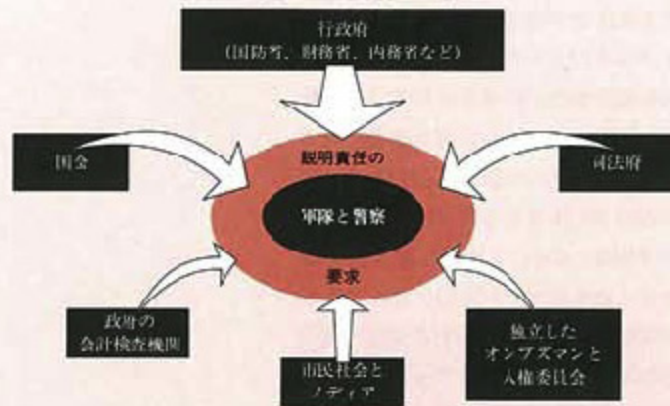
民主的制度では、政策立案者および治安部隊は、自らの決定や公的資金の使い道について、国民に説明する責務も負うべきである。



BOX 4.3 安全保障部門における民主的ガバナンスの原則

- 安全保障問題に関する重要な事項に対する最終的権限は、選挙で選ばれた代表が掌握していなければならない。
- 安全保障機関は、国際法および憲法に則して行動し、また、人権を尊重しなければならない。
- 安全保障の立案と財源に関する情報は、政府関係者や一般国民が、広く入手できなければならない。安全保障は、包括的かつ統制のとれた方法によって、管理されなければならない。つまり、国家安全保障にとって適切な機密性保持のためのわずかな調整を除けば、他の政府部門と同様の公的部門管理の原則が、治安部隊にも適用されるべきである。
- 文民と軍部の関係は、行政当局と国防軍との間で非常に明確に分けられた階層的な権限、行政当局と国防軍の相互の権利および義務、透明性と人権の尊重にもとづく市民社会との関係、を基本としたものでなければならない。
- 行政機関は、治安部隊の業務と資金調達に対し、政治的統制を行使できる能力を持たなければならない。
- 市民社会は、治安部隊を監視するとともに、安全保障政策に関する政治議論に対し、建設的な意見を提議する手段と能力を持たなければならない。
- 治安部隊の要員は、その分野の専門家として職務を遂行できるように訓練を受けなければならない。また、その構成は、女性や少数者を含む、(自らが属する)社会の多様性を反映したものでなくてはならない。
- 政策立案者は、域内および国内の平和の醸成を最優先しなければならない。

軍隊と警察に説明責任を求める



出典：U.S. Department for International Development 2000)にもとづく；Nathan 1994；Bland 1999；Legault 2001も参照

揮、国会と特別会計検査機関による財政の監視、およびメディアと市民社会による監視、を確立することである。第2の課題は、治安部隊内部に職業意識と政治

的中立の文化を育てることである。第3は、有能な警察軍を軍隊から明確に切り離し、地域警備活動を奨励することである。

歴史ある民主主義国家でさえ、一般市民と治安部隊の関係が理想的状態になることはほとんどない。しかし、南アフリカや東欧のほか、かつてはクーデターが頻繁に起きたラテンアメリカ諸国など、いくつかの新生民主主義国家でうまくいっている事例を見ると、進展が可能であることがわかる。さらにこれらの事例は、成功すれば、民主制度の強化と民主政治の促進というより大きな課題にも、取り組む力となることを示している。

国家と市民社会の取り組みによって、安全保障機関の民主的管理を強化する

民政移管に伴い、治安部隊の正式な管理は、行政当局へ移譲されることになる。しかし、実質的な管理と人々への説明責任が果たされるのは、それより大きく遅れることが多い。多くの国で、国家予算の分配に関し、軍隊はきわめて特権的な位置にある。また、治安部隊に対する支出が、すべての国民、特に弱者の基本的ニーズを満たすための支出と対等に扱われることはない。民主的ガバナンスのためには、治安部隊の規模や構造や活動に関する決定が、政治的責任を持って行われ、また確固とした法的根拠にもとづいてなされることが必要である。行政当局は主導権を握る必要があるが、その一方で、治安部隊と連携し、その専門性を尊重しつつ、治安部隊に対し明確な指導を行う必要がある。

予算の編成過程は、透明性と説明責任を確保するための主要な手段である。予算は、さまざまな計画の明細を示すものであり、それをもとに、人々は議会に説明責任を問うことができ、また、その適切な執行に対して議会は治安部隊に説明

責任を問うことができる。安全保障関連の支出を管理するには4つのポイントがある。

- ・安全保障部門全体としてのニーズと主要目的、および、個々の治安部隊が担当する任務を具体的に特定する。
- ・予算で何をまかなうことができるかを確定する。
- ・個々の保安機関および、各保安機関の間で定められた優先事項にもとづき財源を配分する。
- ・財源の効率的かつ効果的な使用を保証する。

行政府の長、および国防省、財務省、内務省などの行政機関は、安全保障機関の財政的な説明責任が果たされるように管理し、規制する中心的な役割を担わなければならない。したがって、治安部隊の予算を管理し、監視する一般市民の能力を強化することは、優先して行うべきことであり、特に、権限と情報が軍部エリート層に偏っている、彼らが意思決定を独占しているような場合は、とりわけその必要がある。

予算には、各治安部隊の人員費、活動費、設備費など、すべての支出が含まれていなければならない。また予算には、支出をまかなうための財源も示されるべきである。しかし、ほとんどの場合、安全保障予算は、これらの条件のいずれも満たしていない。それぞれの予算の割当は明確になっておらず、複数の省庁から拠出された資金を含んでいる可能性のある支出合計は、不明瞭なままである。予算外活動が盛んな国では、政府自身が正確な情報を持っていないことが多い。したがって、説明責任を果たすための最初の判断基準である、計画と執行の比較を行うことができない。防衛政策、予算編成、調達について適切な決定を下すために、国防省、その他の省庁の役人は、防衛に関する専門知識が欠かせない。

BOX 4.4 民主主義と安全保障部門改革：1990年代の南アフリカにおける経験

アパルトヘイト政策下の南アフリカは、高度に軍事化された社会であり、1978会計年度の国防支出は政府支出の19%を占めていた。1980年代後半には、軍事支出のGDPに占める割合は4%に達し、南アフリカはアフリカ大陸で最大の軍事支出国になった。アパルトヘイト時代の軍隊である南アフリカ防衛軍の力は、南アフリカ人の生活の奥深くまで浸透し、政治的意思決定にも直接影響を及ぼしていた。

1990年から94年にかけてのアパルトヘイトの崩壊と民政移管と同時に、軍隊を再編成しようとする努力が開始された。1989年から98年の間に、軍事予算は実質値で半分以上減少し、国防省は復員・整理統合プログラムの一環として、数千人の兵士を退役または転属させた。これに加え、防衛政策は、地域的不安定に対処することよりも、むしろ地域協力を力に置くようになった。またこの他にも、核兵器産業の解体、国内全域に広がる軍事基地の閉鎖、莫大な量の余剰武器の破壊、白人男性の徴兵制度の廃止、低コストで専門化された「中核兵力」の創出に向けた全体的な規模縮小などの変革が行われた。国防省の現在の計画では、

兵力を8万6000人から6万5000人に削減することをめざしている。

南アフリカの安全保障部門の改革が進んだのは、主に、軍隊を文民統制のもとにしっかりと位置づけようとした、ハイレベルの政治的関与と努力のおかげである。政府代表や民間の専門家やNGOが参加した1996年の安全保障見直しプロセスによって、アパルトヘイト廃止後の軍隊である南アフリカ国防軍(SANDEF)の使命、役割、任務の新しい方向づけが行われ、攻撃重視ではなく防衛重視の組織へと改編された。現在、同軍は、議会と行政府の下にあって、完全な説明責任を負うとともに、人権と民主的政治プロセスを尊重する義務も負っている。

それでもなお、30年間に及ぶ軍事支配の遺産の根絶は難しく、依然として軍隊は政治的、経済的、イデオロギー的に相当大きな力を振るっている。暴力的犯罪を阻止するために配備されることもあり、国防軍も、外交政策の手段として再び出現し始めている。こうした役割の拡大は、外部の脅威から市民を守るという基本的役割の遂行を妨げ、軍隊の政治的中立性や職業意識を危うくする可能性がある。

出典：Batchelor, Cock and McKenzie 2000；Nathan 2000

予算外資金の問題と取り組むためには、それが多くの場合高度に政治的な問題であるため、文民と軍部との関係の根本的かつ長期的な変革が必要である<sup>4)</sup>。民主的ガバナンスを促進するための法的、文化的規範がどの程度受け入れられるかを決定するうえできわめて重要なが、行政機関における指導力の質であ



最貧国であっても、市民は安全保障政策の形成に貢献できる。

る。民主的原則と健全な公的支出に従う治安部隊を編成する努力は、一国の政治と行政がリーダーシップを発揮して、効果的で説明責任のある制度を創出し、それらを円滑に機能させようとする強い意志を持たない限り、成功しないだろう(EOX 4.4)。

成熟した民主主義国を見ると、広い範囲を対象とした公的な監視機関が、特に財政の透明性を確保することによって、安全保障部門への民主的文民統制を強化し、実施させているのだということがわかる。これらの監視機関には、議会の専門的な監視委員会や、独立した会計検査院などがある。しかし、こうした機関も、各機関が有している任務の遂行に必要な情報と専門知識の範囲内でのみ、効果を発揮できるのである。立法府の多くには、限定された監視役を果たす能力さえも備わっていない。この原因の1つに何十年、ときには数世紀も続いた行政優位の慣行があり、もう1つの原因に秘密主義の文化がある。機密を有することが原則とされるべきではなく、正当な理由があるときだけ機密が許されるという例外とすべきである。秘密主義の文化と説明責任を果たさない権力は、初めから市民による監視を無力にしまう可能性がある。

より良いガバナンスへと改革するための教訓として、透明性をほんのわずかに取り入れるだけで効果が上がるということがある。安全保障予算をはじめ安全保障政策が、理想的な透明性の確保に近づくとき(BOX 4.3参照)、真の民主的文民統制へと近づく可能性が大きくなる。透明性の増大は、議会や司法機関をはじめとする正式な民主制度の力を、強化することになる。また、市民社会とメディアが、安全保障予算を精査し、専門的意見を提出し、安全保障政策を公開討論に委ねることによって、文民による説明責任

と統制力を強める可能性も出てくる。

最貧国であっても、市民は安全保障政策の形成に貢献できる。シエラレオネでは、選挙で選ばれた政府が、軍隊と革命統一戦線の反乱部隊によって打倒された後、再び政権を取り戻して間もない1998年に、行政府が軍隊を再編成する計画に着手した。それに応じて、市民社会組織は、複数の利害関係者による協議会を開き、政府に対してさまざまな改革案を提出した。その中には、一般市民が人権侵害について調べることができるように、すべての新兵の写真を広く配布する提案などが含まれていた。政府はこれらの提案の多くに好意的に対応した。

中・東欧諸国も、民主制度と参加型民主主義の新しい形態を組み合わせることで、両者にとって満足のいく解決策が可能であることを示している。一般市民による参加は、国民の信頼を深めると同時に、たとえその結果、安全保障にかかわる当事者の説明責任が問われるようなことがあるとしても、治安部隊の士気を高める。こうした努力によって、民主主義と安全保障についての新しい考え方が生まれている。

1990年代初頭以来、多数の中・東欧諸国が、文民と軍部との関係の民主化を進めてきた。その中には、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロベニア、また、それほど民主化は進まなかったが、ブルガリアとルーマニアがある<sup>35</sup>。これらの国には、わずかな例外はあるものの、国内政治への直接軍事介入の脅威はほとんど存在しない。文民が軍務を監視するという新しい法的、制度的仕組みは、透明性を増大させる機会と、議会、メディア、学者、市民社会組織が安全保障政策に参画する機会を創り出してきた。文民と軍部との関係に対するより全体的なアプローチを打ち出す過程で、こ

うした民主改革は、多くの国において、文民による防衛政策の策定と、安全保障部門の管理の制度を確立するための措置を強化してきた。

だが、国内の政治闘争に内務省内の武装部隊、準軍事警察、情報機関が巻き込まれた場合、民主的文民統制を向上させようとする取り組みはしばしば危険にさらされる。ロシア連邦とウクライナでは、国内政治に異議を唱える動きを抑えるために、内務省は10万人の兵士と重装備を保有している。したがって、選出された高官(特に過激なタカ派の政治家)にとって、政党の目的のために治安部隊を操ることや、さらに悪いことには、ナイジェリアのオゴニ族民兵のような、法律で認められていない武装集団を組織することが魅力的な選択肢となる。こうした問題をはじめ、国家の統治能力の構築にあたってのさまざまな問題に取り組むことは、効果的な民主的管理を確立するうえで不可欠である。

#### 職業意識と政治的中立性を築く

安全保障制度を変えるには、内部からの変化を起こす努力もしなければならない。このためには、組織内文化の転換と、その構成員に民主的な行政当事者を尊敬し、公益を促進させるための新しい誘因が求められる。上級職員は、汚職に対して断固とした態度で挑むとともに、軍事車両や警察車両を私用に使うなど、国家資源の不正な流用を許容しない態度をはっきりと示す必要がある。

これらの目標を達成できるかどうかは、専門的な訓練の問題ということが出来る。実際のところ、長い目で見れば、軍事訓練および、兵士に人権の尊重や民主的ガバナンスの原則の遵守を教える幅広い教育以上に、効果的なものはないだろう。国立の士官学校ではこうした教育を行っているが、政治的干渉や汚職の影

響を受けない高度の職業基準を、採用や指導方法や昇進に関して義務づける必要がある。またこれ以上に急務なのが、警察官の専門的な訓練であろう。これによって、説明責任と国民の信頼の向上が大いに期待できる。警察官の導入訓練では、合意にもとづいた治安維持を特に強調し、民主社会における警察官であることの意義に焦点を置いたものにすべきである<sup>36</sup>。

これらの目標の達成には、十分な財源も必要である。適切な設備や人並みの賃金が与えられなければ、治安部隊は規律の乱れや汚職に悩むことになるだろう。警察に関していえば、官民の新しい形態の連携によって、公的財源を補うことが可能な場合もある。1990年以来、パキスタンのカラチ市民警察連絡委員会(Citizen's Police Liaison Committee of Karachi)は、職務執行中に負傷した警察官に対して無料の医療サービスを提供してきた。さらに、最近同委員会は、実業界からの資金援助を受け、警察官とその家族が居住するアパートにガスを供給したほか、水道、家具、照明、子どものための公園なども提供してきた。このような官民の取り組みは、より効果的で汚職のない警察組織を築くもう一つの要素である。警察官の士気を高めることにもつながる。

こうしたきわめて重要な長期目標の追求に加え、民主的指導者は、特に人権侵害と職業倫理に反する行為を処罰することによって、現在の治安部隊の行動を改善することにも取り組まなければならない。これについては、警察、軍隊、情報機関、それぞれの職務行動規範や、安全保障機関の内部審査裁判所が役に立つだろう。同様に、治安部隊の行き過ぎの可能性を調査する市民委員会も役に立つであろう。エルサルバドル、グアテマラ、シエラレオネでは、政府と市民組織が中



多くの国で、軍隊と、警察の区別をあいまいなまま放置していることが、治安部隊の説明責任と行動の両方の質を低下させる原因となっている。

心となって、内戦中の人権侵害の調査を停戦後に始め、調査は、安全保障部門における説明責任を増大させるうえで重要な役割を果たしてきた。これらの調査は、治安部隊によって秘密裏に、あるいは堂々と行われてきた人権侵害を暴き出した。

中長期的には、司法改革も、治安部隊の説明責任を強化するうえできわめて重要である。裁判官を容易に買収できたり、受刑者を収監する刑務所がない場合、犯罪を取り締まる警察活動も個人の安全を高めることはできない。また、単に政治的見返りとして任命された特権的な個人が司法制度を支配している場合、法の執行は偏りがちになり、「法の」支配というよりもむしろ、裁判所の操作を可能にする「法を使った」支配となる傾向にある<sup>18</sup>。司法制度が、令状その他の法的命令の発行などの、基本的業務の執行を怠る場合、警察官は本来の機能を果たすために、しばしば非合法的な行動をとらなければならない<sup>19</sup>。さらに、腐敗した司法制度および刑務所制度が、兵士または警察官による犯罪を処罰しないならば、安全保障部門の職業意識と信頼性も傷つけられる。

#### 警察を軍隊から切り離し、地域社会における活動を促進する

多くの国で、対外安全保障の擁護者である軍隊と、国内の法と秩序の擁護者である警察の区別をあいまいなまま放置していることが、治安部隊の説明責任と行動の両方の質を低下させる原因となっている。ハイチや中央アメリカの一部地域の事例を見ると、警察の機能や戦闘能力と軍隊の機能および戦闘能力を混同すると、「過剰殺戮」や不必要な暴力を招く危険性があることがわかる。さらに、2000年から2002年にかけてのジンバブエのように、政治家が警察を専制的権力の

手先に変えてしまう可能性も高くなる。

ボツワナ、ガーナ、モーリシャス、セネガル、南アフリカでは、軍隊と警察の間の明確な業務区分が、両方の組織でそれぞれの職業意識を醸成してきた<sup>20</sup>。エルサルバドルやグアテマラなど、長い軍事支配の歴史を持つラテンアメリカの政府も、軍隊を警察から切り離している<sup>21</sup>。

このような改革は、警察の地位と能力を高める努力と並行して実施していく必要がある。警察による身体的虐待と汚職が一般化している社会であっても、信用と信頼を構築しようとする努力によって、警察と市民の間に新しい関係を育てることができる。そのような取り組みとして、警察が若者、少数民族、低所得グループの生活に関与することや、地域の警備活動を支援することがある (BOX 4.5)。

多様な経歴や背景を持つ要員で構成される警官隊のほうが、多様な地域社会が直面する課題にうまく対応できる傾向がある。ブラジルのパラ州では、女性警察官を任命し、訓練した結果、女性や少女に対する暴力を警察や病院へ通報する件数が増加した。ボスニア・ヘルツェゴビナと旧ユーゴスラビア領マケドニア共和国では、民族的にバランスのとれた警官隊のおかげで、警察に対する信頼と尊敬が生まれている。また、警官隊は、刑事捜査課や麻薬課など、特定の部課に対して特別な処遇をすべきではない。なぜなら、そうすることで、内部に深刻な緊張関係が生まれることがあるからである。

こうした改革には、時間がかかるだけでなく、真摯な政治的取り組みが必要である。改革を持続させるために、民主的指導者は、安全保障組織の改革の過程で、改革に対する当事者意識を持てるようにしなければならない。それによって、改革は、市民の安全保障と民主化の

信頼性にとって今までなかったような課題を提起する一方で、今までなかったような恩恵をももたらす。南アフリカの警察改革は、その特筆すべき一例である。1994年の選挙後、南アフリカ政府と議会のメンバーは、自己学習、あるいは組合や教会や研究機関との共同作業を通じて、監視と指導力の専門性を高めた。依然課題は山積みではあるが、強力な政治指導力と市民社会との連携とによって、軍事色が払拭された専門的な警官隊が生まれつつある。

#### 安全保障部門における変化の条件

安全保障部門の根本的な改革は、地域社会や一国の統治 (ガバナンス) に深く根ざす非常に多くの側面にかかわっているために、達成の望みのない仕事のように思われるかもしれない。改革には、政治的側面 (治安部隊の文民統制)、経済的側面 (治安部隊による資源の消費)、社会的側面 (市民の安全の保障)、そして、強力な制度的側面 (安全保障部門の専門化とさまざまな行為主体の制度上の分離) などの側面がある<sup>22</sup>。しかし、次のような多くの展開がきっかけとなって、主要な安全保障部門改革に進展することがある。

・経済的制約 軍隊を縮小しなければならない財政的圧力から生じる改革。ウガンダや他のアフリカ諸国など。

・文民統制 権力の移行が起こり、軍隊が自発的に退陣するか、強制的に退陣させられる。インドネシアや多数のラテンアメリカ諸国など。

・西歐化への適応 欧州連合または北大西洋条約機構 (NATO) に加盟するための努力の一環として、軍隊が近代化される。多数の中・東欧諸国など。

・新しい軍隊 多くの場合、海外の援助国からの資金供与と訓練提供によって、また市民社会からの人権尊重の要求を受

#### BOX 4.5 地域の警備活動を通じて深まった警察に対する尊敬

警察改革、特に新しい警察隊を創り出す警察改革を進めるには、地域の地域社会との新しい関係を育成することが必要である。地域の警備活動では、どのような警備活動を、どのような方法で実施するのかを決めるうえで住民に実質的な役割を与え、それによって、地域社会と警察の間の不信感を克服し、協調を促進させることができる。

1997年に、コスタリカの首都のアティエリョ地区で実施された地域警察の試験的な事例では、4つの地元警察署と当地区警察署長が管轄する市民諮問委員会の活動を通じて、犯罪との闘いに地域住民を参加させた。警察が定期的なパトロールを行う一方、委員会は治安の問題点を明らかにし、その解

決策を提案した。プロジェクト発足から1年で、同地域の犯罪率は10%低下したほか、不安を感じる人は17%、自宅で強盗に襲われる恐怖を感じる人は32%低下した。本地区で調査対象となった人の71%が、国全体で犯罪が増加していると思っていたが、同地区でも増加したと考える人はわずか38%に過ぎなかった。さらに、調査を受けた人のうち、近所で警察官を見かけたことがないと訴えた人は、プロジェクト実施前は35%であったのに対し、実施後はわずか8%へと減少した。本プロジェクトはアティエリョ警察のイメージ向上に貢献し、その成功によって、同プロジェクトが他の地域社会でも実施された。

出典: Neild 1998

けて軍隊が生まれ変わる。ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ティモール、エルサルバドル、エストニア、ラトビア、リトアニアなど。

・スキャンダル たいていの場合、メディアによって明らかになり、警察、情報機関、文民と軍部との関係の改革に影響を及ぼす。多数の先進諸国など。

以上のような展開が、指導部の強い意志と市民社会の積極的な取り組みとが一緒になったとき、治安部隊の重大な民主的改革のための条件が整い、より広範な政治的変化を推進することができる。特に、武力紛争から復興中の国々には、それがあてはまる。



## 戦争で疲弊した社会における民主的な平和構築

戦争で疲弊した社会では、武力行使に対して効果的な統制を確立することが、すべての進歩の基礎になる。それができなければ、平和構築に携わる関係者は、国としての機能を備えた国家の建設が、絶えず逆戻りしてしまう危険に直面することになる。極端な場合、アフガニスタンとソマリアの場合のように、無法状態が広がり、暴力的な過激主義がはびこる環境が生まれる結果となる。

国際的介入が適切な時期になされれば、市民平和の構築と民主的管理の確立との間の緊張を緩和することが可能である。どのようにしたら、それが可能であるだろうか。緊張を緩和するには、国の民主制度の発展に資する、人々の平和な環境を確立することが必要である。1990年代初頭だけで、国連創設以降の45年間よりも多くの平和維持活動が着手された。しかしながら、こうした新しい世代の平和活動は、暴力に終止符を打つのに役立つ可能性はあるものの、それだけでは永続的で、民主的な平和を推進することはできない。対立や不十分なガバナンス（統治）によって、国家の基礎が崩壊してしまった場合、内部の緊張を取り除くのは決して容易ではない。このことから、民主的平和構築をまず率先して行い、緊張の高まった対立が戦争になる前に、平和的な解決を図るのが大切だということがわかる。

基本的な秩序が失われた所では、時間と資金が限られていることにより、市民生活における平和の回復と民主的管理の確立との間に緊張関係が生じる。テイトン和平協定後のボスニア・ヘルツェゴビナもそうであったが、1990年代初頭のカンボジアの事例は、暴力と不信が蔓延し

た雰囲気の中で、国政選挙と地方選挙とを行うことで、和平交渉を進展させたり、紛争当事者を合法化することが可能であることを示している。しかし、東ティモール、エルサルバドル、モザンビーク、その他における紛争後の経験によると、3つの重要な分野で著しい進歩が期待できるといえる。

- ・ 専門的な軍隊と警察の改革または創設
- ・ 戦闘員の動員解除と社会復帰の管理
- ・ 幅広い和解に向けた政治的場の創出

### 専門的な軍隊と警察の改革または創設

すでに述べたように、多くの開発途上国で、軍隊と警察の役割分担が不鮮明である。

戦争中は、両者の区分はまったく崩れて、軍隊が国の内外の別を問わず安全保障に対する責任を担う。このことは、戦争後の疲弊した社会では、何が安全保障の主な脅威なのかを明らかにし、軍隊、警察、情報機関、その他の治安部隊にかかわる適切な政策を立案する必要があることを示している。重点課題として、軍隊をより管理しやすく、財政負担が少なく、専門的なものにし、警察から明確に切り離すこと、などがあげられる。

武力紛争後、西・南部アフリカと中央アメリカの多くの国々は、軍隊の構成と役割の見直しを行った。シエラレオネと南アフリカは、軍隊の任務と位置づけの改革をする一方、元戦闘員たちを国の軍隊に吸収した。アフガニスタンでは、多民族軍によって、タジク人、バシュトゥン人、ハズラ人などの民族間の派閥争いに終止符が打たれることが期待されている。ボスニア・ヘルツェゴビナでの同様の試みは、他の戦争で疲弊した国にとっての教訓となる（BOX 4.6）。

政治的に中立な文民警官隊を育てること、それも場合によっては一から育てることは、一般に和平協定での優先課題で

ある。それは、組織犯罪や武器密輸や暴力がはびこり、そして、社会が失業中の戦闘員であふれさらに急増しそうな場合は、特に戦乱後の市民平和を推進するにあたって重要である。エルサルバドルやガザからボスニア・ヘルツェゴビナ、モザンビーク、ルワンダに至るまで、内戦から市民社会への移行は、民主的な説明責任を持ち、公平で、政治的に中立で、多様な政治的、民族的集団から構成される、広い基盤に立った警官隊との連携によって達成されてきた<sup>23</sup>。こうした警官隊の実現は、効果的な訓練、特に地域の警備技術の訓練やその他の特別訓練と、民族間やジェンダー間のバランスの改善を通してのみ可能である。兵士を警官に転向させるという考えは魅力的かもしれないが、慎重に対処すべきである。兵士の中でも特に人権侵害を行った者は、警官としては不適切なやり方と経験が身につけてしまっているかもしれない。

国際社会は、説明責任のある効果的な警官隊を、紛争後の環境のもとで構築することを支援できる。1989年までで、国連文民警察部隊は3つの平和維持活動に参加してただけであったが、冷戦の終結とともに、警察の支援をこれまで以上に提供する国際援助の場ができた。地域援助および二国間援助に加え、国連文民警察は、現在、新世代の平和維持活動において一般的な存在となっており、その役割をさらに発展させる必要があると主張する人が多い。

カンボジアでは、国連文民警察が、治安を維持し、容疑者の逮捕も行った。エルサルバドルとハイチでは、国連文民警察が新しい文民警察の創設計画と訓練を支援した。この経験は最近、東ティモールとコソボでも生かされた。国連は治安にかかわるいっそう複雑な平和構築業務を担っている。そのため、国連文民警察をはじめ幅広い開発関係機関は、単な

### BOX 4.6 ボスニア・ヘルツェゴビナで費用のかからない、民族的に均衡のとれた治安部隊を構築する

1995年の Dayton 和平協定の署名をきっかけに、国際社会は、ボスニア・ヘルツェゴビナに多大な被害をもたらした紛争当事者3者、すなわちボスニア・ムスリム軍、ボスニア・クロアチアのクロアチア防衛委員会、そしてボスニア・セルビア軍との交渉を模索し始めた。しかしその後まもなく、援助の対象は、全国の安全保障機関および非安全保障機関（軍隊、警察、税関、国境警備隊、司法、矯正施設、情報機関）のすべてを対象とする民主的ガバナンスの基準づくりにも拡大された。第二次世界大戦後、国際社会が、一国の安全保障部門の改革のためにこれほどの資源を投入したことはなかった。さまざまな取り組みが、かつての紛争当事者間に信頼を築き、適切で共通の、費用対効果が優れ、永続的な安全保障をつくるための条件整備に向けて行われた。公的予算の40%を占める高い軍事支出は、依然として大きな問題であるが、1995年にいた約40万人の兵士のうち、37万人を徐々に動員解除

したことによって、軍の予算は、ずっと確保しやすくなった。そうはいっても、旧兵士のために雇用を創出し、教育し、助言するには相当の財源が必要である。

財政負担の少ない治安部隊をつくるよりもさらに難しい課題は、元戦闘員との不信感を少しずつ払拭していくことであった。一国に3つの軍隊があるという問題が解決されない限り、民主的な文民統制の実施と、軍隊の専門化に関する成果は、相変わらず脆弱で不確実なままであろう。国際社会は、防衛政策が2005年までにまとまり、国家レベルの共通な取り組みが可能になることを望んでいる。これまでに、ボスニア3軍の間で、共同軍事演習、厳しい警察官の新選考基準、および、海外の国連軍事監視団に参加する初の多民族ボスニア派遣軍の2001年1月の発足、に関して合意形成がなされた。なお、多民族ボスニア派遣軍は、平和構築の成功例として現在活動中である。

出典：King, Dorn and Hodes 近刊

る良い警察官ではなく、制度構築の専門家であり、十分な資金に支えられた国際警察官を必要としている。つまり、警察学校を設立し、警察機関を組織し、再構築して、支配体制のための権力確立というよりも市民に奉仕する地域警察を育てた経験を持つ、警察官を求めているのである（BOX 4.5参照）<sup>24</sup>。国連文民警察のそのような介入が成功するためには、警察改革への国内の支援が必要である。また、国内犯罪に関する正確で信頼性の高いデータの収集も必要である。そし



て、戦争で疲弊した国の指導者に、抑圧的な警察活動は課題の1つであって、解決策ではないことをわからせる必要がある。

#### 戦闘員の動員解除と社会復帰を管理する

戦闘員を動員解除して、通常の生活に復帰させることは、紛争後、最も真摯に取り組みべき優先課題の1つである。1990年以降、大規模な戦後の動員解除が、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エルサルバドル、エリトリア、エチオピア、グ

戦闘員を動員解除して、通常の生活に復帰させることは、紛争後、最も真摯に取り組みべき優先課題の1つである。

アテマラ、ハイチ、モザンビーク、ニカラグア、シエラレオネ、ウガンダなど世界各地のさまざまな国で行われた。さらに、それより小規模な動員解除が、チャド、レバノン、マリ、パナマ、ルワンダ、南アフリカで行われた。動員解除で影響を受けるグループが、改革に主体的にかかわれるようにするためには、そうした取り組みにできるだけ広く参加させることが必要である。

多くの関係者の利害が、その結果に大きく左右される。関係者には、元児童兵、政府兵士、ゲリラなどの動員解除された戦闘員が含まれる。また、男女の元戦闘員の家族、元戦闘員が再定住する地域社会、帰還した難民や国内避難民などの社会復帰をめざす人々も含まれる。そして、地元の治安部隊、政府機関、国内および国際的なNGO、国連とその関連機関、その他の政府援助機関が含まれる。しかし、時間の制約に加え、関係する人々やグループの数が膨大であったため、これらの関係者の多くは、動員解除と社会復帰プログラムの策定に関して、これまでほとんど発言する機会がなかった。実際のところ、プロセスは、外部機関によって先導されることが多く、地元の声は届かなかった。

参加が限定されることは、紛争の直後においては避けられないかもしれない。しかし、動員解除および社会復帰プログラムは、元戦闘員をはじめ、その家族、影響を受ける地域社会などとの包括的な対話を通して、時間の経過とともに調節していけるように策定されるべきである。ウガンダでは、兵士たちの社会復帰が可能かどうかを見るために、兵士の一部が、動員解除前に、自分たちの故郷を訪ねることを許された。そして、元兵士と退役在郷将校との相互協力が、1990年代後半のルワンダでの動員解除に役立った。

元戦闘員を対象とした援助が、公正さと説明責任について問題提起し、熱い議論を巻き起こしたことは驚くにはあたらない。元戦闘員に特別な支援をすることに対しては人道的な理由がある。動員解除の後、彼らには職もなく、故郷からも遠く離れているからである。国の利益になると考えたものための戦いに、人生の何年かを挙げたケースもある。一方、彼らは、エチオピアのゲグ軍やモザンビーク民族抵抗軍「レナモ」の場合のように、強制的に軍隊に入れられたのかもしれない。そして、彼らが一般市民としての生活の中で、自分自身を取り戻すことは非常に困難であろう。ことによると、犯罪行為や暴力的な政治的抵抗にかかわり、和平交渉を脅かすかもしれない。

また、元戦闘員に対する支援によって、携帯用の武器と軽火器の不法取引を減らすことが可能である。年間40～60億ドル相当の武器取引は、紛争に支配された社会の貧しい元戦闘員にとっては魅力的な収入源である (BOX 4.7)。シエラレオネでは、1998年以降、約7000人の児童兵士を含む、7万5000人以上の戦闘員を武装解除、動員解除したとき、こうした問題が考慮に入れられた<sup>25</sup>。

ほとんどの場合、帰還中の難民、その他の戦争による避難民のほうが、元戦闘員よりはるかに数が多く、そのうえ、彼らは地雷をはじめ無数の紛争後の危険に対処しなければならない (BOX 4.8)。不十分な資金を考えると、動員解除支援プログラムでは、元戦闘員の支援を、多過ぎることもなく、かつ少な過ぎることもないようにバランスをとる必要があるだろう。元戦闘員のための特別な扱いが一般的に必要で、動員解除と再定住の期間は、これが正当化されるというコンセンサスは形成されたようである。しかしながら、社会復帰段階での支援は、でき

#### BOX 4.8

### 地雷除去を進めるには、一般市民と地域社会に権限を与えることが必要である

90カ国で、地雷と不発弾による被害が発生し、毎年約1万5000人から2万人が地雷の犠牲になっている。地雷を破壊するために、人道的な地雷対策計画では、優先課題を設定し、長期的地雷除去計画を指導するにあたって、軍隊だけでなく、行政当局にも権限を与えている。地雷除去活動を軍隊だけに任せると、地雷撤去が民間人にも恩恵をもたらすであろう地域を無視し、除去作業が戦略的に利益のある狭い所だけに限られてしまう可能性がある。タイでは、地雷影響調査 (Landmines Impact Survey) の結果にもとづき、軍隊が市民社会組織と協力して地雷除去を行った。アフガニスタンでは、一連の協力活動によって、2000年には2400万平方メートルの地雷敷設地、またはそう疑われている土地での除去作業が行われた。その他、最近では、アゼルバイジャン、モザンビーク、タジキスタンでも成功している。

2000年から2001年初頭にかけて、地雷除去活動が、76の国と地域で

実施された。地雷行動計画がうまくいった中には、地雷の除去と爆破に加えて、地雷に関する教育、能力育成、犠牲者援助、社会的経済的な援助や啓蒙・啓発活動があり、こうした活動が難民や国内避難民の帰還を促すことにつながっている。このような計画はまた、地域社会の経済的、社会的復興、中でも特に食糧安全保障の面で役に立っている。

幅広い、ハイレベルの政治的取り組みがこうした多面的なプログラムを支えているが、それには、年間推定2億ドルの経費がかかる。たった1つの地雷があるだけでも、あるいは狭い地雷原の除去作業を行うだけで何千ドルもの経費がかかる可能性がある。そして、全世界の地雷汚染を元に戻すには何十億ドルもの経費がかかるだろう。多量の地雷が埋められたままの国では、地雷行動計画は平和構築における優先課題であり、人道援助機関や開発機関の効果的な活動を支援し、新たな暴力紛争の脅威を減らすうえで不可欠である。

出典：ICBL 2001；Canada, Department of Foreign Affairs and International Trade 2001, 国連 2001a

るだけ地域社会や分野を基盤とした、より幅広い開発プログラムの一環として行われなければならない。実際、地域からの支援は、多くの場合、元戦闘員の社会復帰にとって欠かせない。これらのことから、現場で日々の協力を推進することによって、和解と平和構築を進める包括的なプロセスの必要性が高いことは明らかである。

#### BOX 4.7 民主的な平和構築を通して小火器を削減する

世界中で、1億丁の突撃銃を含む、約5億5000万の小火器が、規制されずに拡散し、そのために、毎年約50万人が小火器によって殺されている。小火器が簡単に入手でき、使用できることから、紛争だけではなく、暴力犯罪や経済的搾取や、商品および人間の不法取引を招いている。軍の何十万もの武器と爆薬が依然として出回っているアルバニアでは、小火器を集めて、売買の流れを抑制する注目すべき努力が行われている。1997年に政府の武器庫から略奪された武器のほぼ3分の1が回収され、10万以上の武器は破壊された。

プログラムの成功は、主に、小火器の社会的、経済的影響に光を当てた国民に対する広範な意識向上と啓蒙・啓発活動があったこと、そして地域の早期警戒システムを整備するために小火器に関する包括的なデータがあったことによると考えられる。透明性の向上に加え、地域住民の直接参加を進めたことが、略奪された武器の代

わりに、道路建設、学校の修復、街灯や公衆電話の設置のような公共事業を支援するうえで非常に貴重だった。

また、より幅広い安全保障改革の取り組みの一環として行う政府の統治能力の構築は、立法および規制の拡充、法の執行、追跡と記録、備蓄管理と安全保障、回収された小火器と軽火器の破壊などの、包括的な小火器削減戦略を実施するうえできわめて重要である。税関、警察、および、国内、国際レベルの情報機関と軍備管理当局との間の協力は、小火器と軽火器の広がりや開く、国連行動計画の持つ重要な側面の1つである。ノーベル平和賞受賞者でコスタリカ元大統領のオスカー・アリアス博士が最近提案した「武器移転に関する国際行動規範」が導入されれば、毎年何千もの民間人を殺害あるいは負傷させるために用いられる大小の凶器の流れをさらに制限することになるだろう。

出典：アリアス財団, BASIC and Saferworld 1997; Muggah and Berman 2001; 国連 2001b; UNDP 2001a, 2002a



#### BOX 4.9 女性を交渉のテーブルに着かせる

戦後の状況では、ほとんどの場合、公式の和平交渉への参加を広げることが容易ではない。通常、和平交渉や、安全保障部門の改革を含む平和構築や再建活動の計画と実施に携わるのは、ほんの一握りの人々だけである。多くの場合、関与するのは男性であり、特に率先して武器を取った人々である。彼らは、交渉の場に著く権利を与えられ、軍隊や警察を含めた戦後の政策や制度に強力な発言力を得ることになる。

ほとんどの場合、女性は戦後の意思決定からほぼ完全に除外される。最近になってやっと、和平創造と平和構築のさまざまな側面や段階における女性の役割が、国際的に認識されるようになってきた。女性は、実生活における安全保障上の問題について、実用的な知識を和平交渉にもたらす。また、彼女たちの平和への取り組みは、和平協定の持続可能性を確かなものにすううえで、しばしば決定的な意味を持つ。ブルンジからグアテマラ、北アイルランドに至るまで、和平プロセスに女性がかかわった

ことで、弱者にとっての本当の利益とは何かを示すことができた。ソマリアでは、5つの異なる部族を代表する100人の女性が、2000年5月のソマリア国民平和会議に参加した。その結果、245議席の暫定国民議会のうち、25議席が女性に割り当てられた。

従来からの格差を是正する取り組みの中で、2000年10月、国連安全保障理事会は決議を採択し、国連加盟国に対し、紛争を防止し、管理し、解決するための制度や機構におけるあらゆる意思決定レベルで、女性の代表の増加を促した。それは、和平協定の交渉と実施にかかわるすべての関係者に、ジェンダーの視点を取り入れ、和平協定の実施メカニズムに女性を含めるよう求めている。アフガニスタンの将来に関し話し合った2001年12月のドイツ、ボンでの会議に4人の女性を参加させる決定や、アフガニスタン暫定政府の上級レベルのポストに、2人の女性を就かせる決定がなされたことは、この分野における進歩が可能であることを示している。

出典：国連情報センター・ボン 2001；人間開発報告書事務局；Anderlini 2000；Ball and others 2002

#### 幅広い和解に向けた政治的場を創出する

武力紛争がある限り、開かれた参加型の政治は実現されず、実際、武力紛争によって、それらは閉め出されてしまうことが多い。武力紛争は、また、人権、貧しい人々、少数派の権利および情報の自由の最大の敵である。停戦（あるいは軍事的勝利の場合もある）の前と戦争直後の期間は、こうしたより開かれた、包括

的な政治の確立にとってきわめて重要である。戦争の終結時は、戦争時と同じくらい不安定な場合もあり、すぐに政治的な意思決定を民主化することは、不可能である。しかし、平和と真の和解が根づくためには、そして、市民社会を強化し、人々の考え方をより民主的なものにしていくには、できる限りの公開性と参加が必要である。

具体的に言えば、戦争の終結が和平協定にもとづいて行われる場合は、国の将来を方向づける主導的な発言をするのは、和平交渉の当事者と交渉団であり、一般市民、特に女性の声は、通常、和平交渉にはほとんど反映されない（BOX 4.9）。戦闘員が圧倒的優位に立って交渉が行われた場合、社会の民主的発展は非常に制限され、平和の長期的安定性が損なわれる可能性がある。しかし、コンゴ人同士が行った対話をはじめ、さまざまなところで女性が平和の創造により深く関与したということは、この問題が徐々に広く認識されつつあることを示している。

平和の創造に携わる者は、また、長期にわたる破壊的な内乱が、住民の避難、社会基盤の破壊、あるいは従来の家族や社会的ネットワークの激変によって、完全に社会を変えてしまうことを認識しなければならない。スリランカのような戦争で疲弊した社会では、男性戦闘員が、貧しい地域から徴兵される。こうした地域の女性は、生き延びるために、家族、仕事、地域の活動でしばしば従来のジェンダーの役割を超えた働きをしてきた。和平交渉や、現地の指導者は、復興と和解のためのプログラムを計画する際に、こうした急激に変化した実情を考慮に入れなければならない。これまで社会的に疎外されてきたグループにより多くの発言の機会を与えることは、単に道徳的に正しいだけでなく、現実的なのであ

る。

ますます多くの和平交渉が、国内の人権制度を創設または強化することを含め、民主制度の強化と人権保護の必要性に取り組んでいる。1992年、エルサルバドルでの国連主導の和平協定は、警察の行為、刑務所の状況、子どもの権利、女性に対する暴力などの分野で人権侵害を防ぐために人権擁護検察官（Procurador para la Defensa de los Derechos Humanos）を創設した<sup>24</sup>。1995年のアイトン和平協定によって設置された、ボスニア・ヘルツェゴビナの人権オンブズマンは、裁判手続きにおいて、調査し、報告し、訴訟を開始し、訴訟に介入できる幅広い権限を持っている<sup>25</sup>。戦争で疲弊した社会の大部分で司法機関が直面する深刻な人権問題や人権抑圧を考えると、人権制度はきわめて重要である。国際的な人権に対する取り組みを推進し、安全保障部門をはじめ、重要な分野への行政監視を行うことによって、民主主義へ移行するうえで特に重要である。東ティモール、グアテマラ、コソボにおける最近の例が示すように、内乱や複雑な対立から脱しつつある国において、民主的な平和構築を進めるうえでの人権制度の重要性は明白である。

紛争後の国が、より安定した包括的な未来を築くには、過去を精算する必要がある。戦争から復興しつつある多くの国は、東ティモールでの共同体裁判やルワンダでの「ガチャチャ」司法制度のような、国民の支持を得られると思われる正義への道を模索している<sup>26</sup>。さらに、戦争犯罪裁判所（そして将来は常設の国際刑事裁判所）が過去の不正を正している（5章参照）。真実究明委員会もまた、人々が過去の残虐行為について訴える手段を提供し、彼らに正義が達成されたという感覚を与えている（BOX 4.10）。1974年以降、20を超えるこうした委員会

#### BOX 4.10 真実究明委員会によって平和を築く

1980年代から90年代に、ラテンアメリカ数カ国では、軍政のもとで治安部隊による容赦のない人権侵害が行われた。民政が復活しても、多くの場合、加害者の起訴は困難であった。1982年のアルゼンチンと1991年のチリでは、治安部隊が、法的な恩赦を条件として、やっと権力の座を去った。1992年のエルサルバドルおよび1994年のグアテマラでは、平和条約が障害となって起訴することができなかつた。人権侵害の数があまりにも多いことと、立証が難しいこともまた、起訴を困難にする要因であった。

1983年にアルゼンチンで設立された国家失踪委員会（National Commission of the Disappeared）のような、告発を記録し、立証を行い、事実を公表する複数の委員会が、ラテンアメリカで生まれた。当時のラウル・アルフォンシン大統領が設立し、作家のエルネスト・サバトが議長を務めた委員会では、「ヌンカ・マス（2度とあってはならない）」と題された最終報告書で9000人の失踪について

報告した。その後、チャド（1992年）、ハイチ（1994年）および東ティモール（1999年）で委員会が設置された。委員会は、犠牲者に彼らの恋しみを語る機会を与え、新しい民主的体制が、旧体制が虐待を包み隠すためについたフソを暴くことを可能にした。

おそらく、最もよく知られた真実和解委員会（truth and reconciliation commission）は、1996年から1998年まで南アフリカで開かれたものであろう。デズモンド・ツツ大司教が議長を務めた同委員会は、約1800万ドルの年間予算を持ち、4カ国の事務所には300人の職員がいた。最も重要なことは、委員会が、加害者の自白を促すのに有効な手段である大赦を与える権限を持っていたことだった。最終的には、2万1297人の犠牲者または彼らの家族が証言し、8000人以上の個人が大赦を申請した。しかし、その中に高官はほとんど含まれていなかった。委員会は、アパルトヘイト後の南アフリカを癒やす中核的存在として認められた。

出典：Hayner 2001；Ball他 2002；米国平和研究所2002；Teppermar 2002

が、自国の歴史の記録を整備しようとしてきたが、その目的、構成、成果はさまざまである。このようなプロセスは、正義（懲罰）と和解（容赦）の間の緊張をうまく処理するという課題に直面している。それらが、いつも最良のバランスを保っているとは限らない。しかし、暴力に満ちた紛争から脱しようとしている多くの社会では、このようなメカニズムが、おそらく最善で、唯一の選択肢であ



BCX 4.11 アフガニスタンの長期的平和構築に役立つ教訓

アフガニスタンは、20年にわたる内戦によって荒廃したうえに、3年間の干ばつをはじめ、至る所に埋められた地雷や大量に出回っているカラシニコフ（突撃銃）によって状況がさらに悪化する中で、2300万人の国民に平和と希望を与えるという先例のない課題に取り組んでいる。「紛争の引き金」となった潜在的要因に取り組むには、復興期にある現段階で短期的な人道対応と長期的復興の橋渡しをする必要があることを、国際機関は認識している。また、アフガニスタンに正当で永続的な平和を確保するカギは、アフガニスタン人自身の指導力と関与の仕方にかかっていることも認識している。

1990年代に何十億ドルも費やした国連平和活動の成功と失敗は、アフガニスタンの長期的平和構築戦略に対して、次のような教訓を提供する。

- ・安全保障上の緊急の課題が、統治プロセスの開放を徐々に、最も弱い人々を援助するという必要と均衡がとれるように、一連の復興段階を巧みに計画する。

- ・元戦闘員と同様に、アフガニスタンの480万人の難民と国内避難民（彼らの80%は女性と子ども）のための社会復帰プロ

- グラムに資金を供給し、職員を配置する。
- ・民族間および種族間の紛争や少数者に対する差別と取り組み、また中央政府の弱点を補完するために、強力な地方の統治（ガバナンス）を構築する。

- ・すべての市民の身体的安全を保障するために、明確な文民統制の下で、民主的な原則にもとづく、民族的にバランスのとれた、専門的な安全保障制度を立案する（1990年代のボスニア・ヘルツェゴビナと南アフリカの場合のように）。

- ・紛争解決と管理のための草の根の制度、つまり、警察や司法組織、およびシューラ（イスラムの評議会）のような代替の紛争解決メカニズムを強化する。

- ・文民の指導者に権限を与え、包括的な地雷行動計画を監督する。また、地域社会の能力を強化し、武器を破壊させるための誘導策を提供できるようにする。

- ・法の支配と国民的な和解への取り組みを尊重する環境をつくる。

- ・女性と青年を含む精力的な地元の指導者を育成する。

- ・国際社会の政治的、財政的関与を持続的ならぬにする一世界の関心が、どこか他に移るプログラムの2年目か3年目が、いつも問題である。

出典：Ottaway and Lieven 2002；UNDP 2001d, 2002b

ろう。

モザイク構様に細分化した世界における安全保障の民主化

対立は、あらゆる社会に存在する。問題は、どのようにしたら社会が、意見の対立を表に引き出し、暴力と戦争を引き起こすことなく、すべての集団に開かれた政治的解決の場を提供することができるか、である。民主主義社会は、開かれた政治討論と権力を求める開かれた競争

で、それに応えようとされている。しかし、インドのグジャラート州での最近の暴力行為や、北アイルランドやスリランカでの長年の紛争が示すように、確立した民主主義国の多くでも、暴力的な紛争がなくなっているわけではない。他の場合には、民主的なプロセスは、市民社会と民主政治の場を押しつぶす独裁主義が、それもしばしば軍の支配によって、冷酷に崩されてきた。特に治安部隊の説明責任と効果が削まれるとき、平和と個人の安全保障は失われてしまう。

紛争頻発国が容易ならぬ数に上っている事実は、紛争前、危機、紛争後といった人為的な区分にとらわれない、紛争予防というより幅広い取り組みをする必要があることを示している。それはまた、政治、安全保障、人道、開発の各側面からの対応を適切に組み合わせる必要性を示している。紛争が頻発する状況において、正当で持続可能な平和を確保することは、文民主導の専門的な軍隊と警察を持つ、強力で透明性の高い国家を建設することを意味し、多様性を許容する民主的な枠組みを創り出すことを意味する。また、民主的ガバナンスと個人の安全保障を推進する開かれた市民社会を築くことを意味し、さらには、すべての国家機関、特に治安部隊に、法の支配と個人の権利と尊厳の尊重に根ざした民主主義の文化を浸透させることを意味する。これが、民主的な平和構築の本質である。

アフガニスタン（BOX 4.11）やシエラレオネのように激しい武力紛争から復興しつつある国では、治安部隊の民主的ガバナンスが達成できないために支払った「人間のコスト」は明白である。しかし、これらは、広範囲にわたる暴力犯罪または国内および国際的テロリズムのような、内外の安全保障上の脅威にいかに対処するかを決めるにあたって、すべての国が直面する安全保障上のジレンマの極端な例でしかない。

米国でもその他の国々でも、テロリス

ムに対する関心の高まりが、国家安全保障上の理由から人権を軽視する危険について議論を巻き起こした。こうした動きをはじめ、新たな安全保障上の脅威に忠実に課せられる対テロリスト対策は、しばしば、人権、すなわち、拷問その他の非人道的な処遇の禁止、恣意的な逮捕からの自由、無罪の推定、公平な裁判を受ける権利、意見を表明する自由、表現の自由、集会の自由に対する権利、を含む権利を侵害する危険を冒すか、あるいは、少なくとも人権が侵害されやすくなる状況を創り出す<sup>29</sup>。「人権デー2001」に、国連人権委員会の17人の個人的資格の専門家が、移住者、メディア、政治活動家、人権擁護者、庇護申請者および難民、宗教上の少数派、少数民族などに対する人権侵害行為および措置を非難する声明を発表した<sup>30</sup>。

民主主義社会は、テロリストの攻撃を防ぎ、犯罪者を法に照らして処罰するための正当な方法を考えるという難しい課題に直面している。単純な解決法はまず存在しない。しかし、人権の尊重は、民主主義が民主主義であるための中心となる考え方であり、安全保障部門の民主的な文民統制の中心でもある。自由な社会は、国民の安全に関する正当な課題に取り組むにあたって、核心となる人間の自由の保護をないがしろにするわけにはいかない。





## 第5章

# グローバルなレベルで 民主主義を深化させる

経済的にも政治的にも、世界の力(グローバル・パワー)の偏在に対して、途上国の不満が今ほど高まったことはない。

9月11日に1つの幻想が打ち砕かれた。世界の他の地域がどうであろうとも、われわれは西欧流の良い暮らしを維持し続けることができるという幻想が。そして、根深い不正、長期の泥沼化した争い、破綻した国家、そして貧困と剝奪状況がはびこる土壌に新たな争いの種がまかれた。

—英国首相 トニー・ブレア<sup>1</sup>

9月11日の同時多発テロは、ポスト冷戦時代に終止符を打ったと言われている。多くのくすぶっていた世界的な問題が一夜のうちに表面化し、国際社会は新しい未知の世界に足を踏み入れたことに気づいた。

同時テロ後の最初の数ヶ月のうちは、悲劇を分かち合うことで、世界は一つに結ばれるであろうという期待があった。確かに一面ではその期待は正しかった。2002年3月にメキシコのモンテレーで開催された国連開発資金会議で、ポスト冷戦後に減少傾向を示していた対途上国援助が増額に転じた。これより数カ月前にカタールのドーハで開催された世界貿易機関(WTO)の閣僚会議で得られた合意は、多国間貿易交渉に新たな活路を示し、八方ふさがりで幕を閉じた前回の米国シアトルでの閣僚会議の二の舞を避けることができた。

これらの展開は、今後の数年間、グローバルな意思決定にとって新しい時代となる記念すべきものになるだろうとい

う期待を抱かせる。しかしその半面、今まで以上に深刻な世界的細分化と、国際機関のさらなる弱体化を危惧させるに足る理由も存在する。中東でのテロリズムやエスカレートする暴力との闘いは、新たにいくつかの世界的な分裂を生み出す恐れがある。国際システムの中で最も力を持つ国々が、国際的安全保障問題の解決に向けて、一貫して多国間のアプローチを採っているわけではない。加えて米国におけるエンロン社の不祥事やアルゼンチンの政局不安など、個々には無関係な出来事が、グローバルな通商の基礎となる規則や制度に対する世界的な不安を助長している。経済的にも政治的にも、世界の力(グローバル・パワー)の偏在に対して、途上国の不満が今ほど高まったことはない。

この試練に満ちた世界的な環境は、激動と著しい貧富の差を生んだ時代を経て、到来したのである。冷戦の終結が新しい時代の幕開けを告げ、1990年代は、大いなる可能性を持って始まった。異なる思想によって引き裂かれた世界は、市場とテクノロジーによって統合されようとしていた。新しい民主主義の波、北米と西欧の比類ない繁栄、そして特に情報通信技術やヒトゲノム革命に示されるようなかつてないダイナミックな技術革新が起こった。開発もまた、世界最大の途上国である中国とインドにおいてめざましい進展を遂げた。

しかし、一部の途上国が経済的にも、

また政治的自由の拡大においても、極めて良い実績を示した一方で、過去10年間には、深刻な後退も起きている。人間の歴史始まって以来最悪の病であるエイズによる死亡者数は、中世ヨーロッパで大流行したペストの犠牲者を超えた<sup>2</sup>。また、史上最大級の飢饉が朝鮮民主主義人民共和国を襲った。また、50カ国以上で深刻な紛争が続いている<sup>3</sup>。新興市場では金融システムの不安定さが波状的に襲った。さらに、アフガニスタンやパキスタンなどの国で貧困が増えるなど、社会的、経済的不平等が急激な高まりを見せている。

貿易規則は、相変わらず農産品や繊維製品などの途上国からの製品に対して不利に働き、先進国の保護主義による弊害を抑制できずにいる。途上国からの輸入品に対する先進諸国の関税は、他の先進国からの輸入品に対する関税の平均4倍に達する。しかも先進国は、国内の農業補助金に1日約10億ドルを注ぎ込んでいる。これは先進国が途上国に対し政府開発援助として提供している金額の6倍以上に上る<sup>4</sup>。

これらの問題に直面し、周辺に追いやられた力のない人や国では、グローバルな安全保障や経済問題への対処の仕方が原因で落後しつつあるのではないかと

う懸念から、抗議や嘆願が、先進国、途上国を問わず世界各地の街角で噴出した。これらの抗議はさまざまな利害を背景に持ち、多様な動機(アジェンダ)を有しているが、その行動を裏づける信念は、ほぼ共通ともいえる。その信念とは、グローバルな協力をこれまで以上に効果的に行い、一連の問題、特に途上国の人々に影響を及ぼす問題を阻止し、対処しなければならないということである。こうした抗議は、グローバルな制度や意思決定のあり方に焦点を当て、さらには、これらをいっそう包括的かつ民主的に、そしてより効果的なものにする必要性を強調している。

より民主的な世界政府といったものは存在しない。しかし2つの要素によって、グローバルな制度をより効果的なものにして、そして民主主義の理想をより反映したものにすることができる。

・第1は、多元性の推進である。国家以外の行為主体(アクター)が政治に影響を及ぼす場と、力のある行為主体(アクター)の説明責任を追及する場を拡大することである。

・第2は、より民主的な国際機関である。意思決定における代表制(representation)、透明性、説明責任を強化することである。

表5.1  
1990年代に急増した国際NGO

目的	1990	2000	増加率(%)
文化・娯楽	2,169	2,733	26.0
教育	1,485	1,839	23.8
調査研究	7,675	8,467	10.3
保健医療	1,357	2,036	50.0
社会サービス	2,361	4,215	78.5
環境	979	1,170	19.5
経済開発・社会基盤整備	9,582	9,614	0.3
法制度・政策・提言	2,712	3,864	42.5
宗教	1,407	1,869	32.8
国防	244	234	-4.1
政治	1,275	1,240	-2.7
合計	31,246	37,281	19.3

出典: Anheier, Glasius and Kaldor 2001



**多元性とグローバルな民主主義：市民社会運動と複数の利害関係者が参画するプロセスの役割**

過去20年間にわたり、国境を越えた市民社会ネットワークが爆発的な拡がりを見せてきた。最初に登録された国際的な非政府組織（NGO）である「反奴隷協会（Anti-Slavery Society）」は1839年に結成され、1874年までには32に上るNGOが出現した。20世紀に入るとNGOの数は飛躍的に増え、国際NGOの数は1914年に1083団体であったものが2000年には3万7000団体以上になった。現在の国際NGOの5分の1近くが1990年以降

に結成されている（表5.1参照）<sup>5</sup>。そして全世界を見渡すと、2万以上の国境を越えたNGOネットワークが存在する。このNGO革命は、多くの点で同時期に起きたグローバル・ビジネスの急成長と軌を一にしている。

国際団体連盟によると、低・中所得地域の国際NGOの会員数が、高所得地域に比べ急増してきており、中でもアジアと東欧が最大の伸びを示している<sup>6</sup>。ネパールでは登録されたNGOの数が1990年の220団体から1993年の1210団体に、チュニジアでは1988年の1886団体から1991年の5186団体へと、それぞれ増加した。1996年に行われた史上最大規模の非営利組織調査によれば、インドにはこ

うした組織が100万以上、ブラジルには21万もあることがわかった<sup>7</sup>。国際NGOを通じた資金の流れもやはり大幅に増え、過去30年間で7倍以上に増加した（図5.1）。

その結果、新しいグローバルな政治が、変化と革新を促進する可能性を秘めて出現しつつある。こうした新しい動きの重要な特徴は、先進国の政治家や企業に対して、途上国のニーズに対応するよう圧力をかけている点である。1992年に地雷禁止に向けた国際運動が開始された。この活動の成功を予想した人はほとんどいなかった。しかし約90カ国の約1400のNGOが活動に加わり、1997年に対人地雷の使用、生産、譲渡、貯蔵を禁止する対人地雷禁止条約の署名にこぎつけた<sup>8</sup>。地雷禁止キャンペーンは、人々の意識を高めるとともに、条約遵守状況の監視を助け、ノーベル賞の受賞につながった（地雷禁止国際キャンペーンの世話人ジョディ・ウィリアムズの特別寄稿を参照）。

**ジュビリー2000**

貧困国の債務増大は、全世界で道義的な憤りを生み、こうした憤りが、ジュビリー2000キャンペーンによる債務救済のための効果的な運動へとつながった。この運動では、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ諸国での市民活動や抗議運動を通じて、これらの国における累積債務が開発の見通しを台無しにしていることを先進国の政治家に訴え、圧力をかけた。こうして、この地球規模のキャンペーンは世界のさまざまなグループの声を非常に大きなものにし、グローバルな運動へと力を結集させた。

ジュビリー2000は、そもそも、1990年に英国スタッフォードシャーのキール大学で途上国の累積債務問題に関するキャンペーンが提案されたことに端を発す

る。ジュビリー2000として立ち上げられたのは1996年のことである。

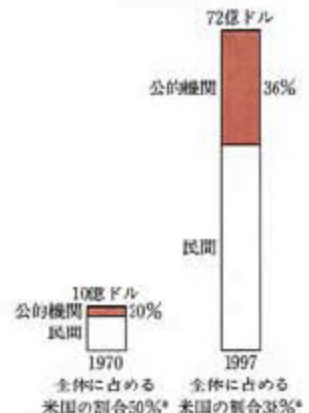
1997年に、わずか1年で途上国の債務が7%以上増加したとの世界銀行の発表を受けて、137カ国の1億2400万の労働者を代表する国際自由労働組合連合は、ジュビリー2000憲章の支持を表明した<sup>9</sup>。著名な医学者たちによって結成された有力な国際組織である国際医師連盟（International Union of Physicians）も、国際自由労働組合連合とともに、このジュビリー運動を支持した。この2つの組織はその後、スペインのNGO活動の調整役を務め、スペインにおけるジュビリー2000の立ち上げに尽力した。

国家レベルのキャンペーンは全世界で勢いを増し始めた。同じ年、地球の友（Friends of the Earth）、平和の証人（Witness for Peace）、世界のパン（Bread for the World）、カトリック司教会議（Catholic Bishops Conference）、メソジスト教会、メノー教会、長老教会、「50年あれば十分（Fifty Years Is Enough）運動」、ソージャーナズ（Sojourners）などの組織が、米国でジュビリー2000を立ち上げ、米国議会に債務救済を支援するよう強く働きかけた。1999年までには、31カ国で全国的なキャンペーンが繰り広げられるまでになった<sup>10</sup>。

ジュビリー2000は影響力のある意思決定者、国際金融機関などにロビー活動を行うのに、ロック歌手のボノなどと連携する道を見いだした（U2のリードボーカル、ボノの特別寄稿参照）。これらの活動は、G7諸国から債務救済の譲与を勝ち取るうえで大きな役割を果たした。具体的には、重債務貧困国（HIPC）拡大イニシアティブや、米国などによる債務帳消しの二国間合意などがある。また、国際通貨基金（IMF）や世界銀行において、債務救済が多くの国の開発を

ジュビリー2000は影響力のある意思決定者、国際金融機関などにロビー活動を行うのに、ロック歌手のボノなどと連携する道を見いだした。

図5.1 NGOを通じた開発資金の流れの増加  
NGOからの途上国資金供与



注：NGOに対する政府開発援助拠出金およびNGOを通じた政府開発援助贈与を含む。  
a. 公的機関および民間の拠出金の平均  
出典：Lindenberg and Bryant 2001

**特別寄稿**

**戦争で疲弊した社会から地雷を取り除く**

近年国際的な社会運動が大きな盛り上がりを見せ、グローバルな政策に及ぼす影響が高まりつつある。この傾向は、1992年に開始された地雷禁止国際キャンペーンによって、1997年に対人地雷の使用、生産、譲渡、貯蔵を禁止した対人地雷禁止条約の署名が実現されたという劇的な、しかも予想を超えた大成功を収めたことを見ても明らかである。

143カ国が署名し、123カ国が批准したこの条約は、発効からまだ間もないにもかかわらず、全世界に絶大な影響を与えた。貯蔵されていた2500万以上の地雷が破壊され、地雷の生産は激減し、地雷の取引もほとんど行われなくなった。（地中に埋められた）地雷の除去と被災者支援のための財源は増加した。何よりも重要なことは、地雷による新たな被害者の数が多い国で減少していることである。しかも、地雷禁止運動の勢いはとどまるところを知らない。

地雷禁止国際キャンペーンを行った約90カ国の1400以上のNGOからなるグローバルな市民社会が、一般市民の意識を高め、この運動を対人地雷禁止条約の成立へと導いた。また、各国政府と協力し、通常の外交枠組みを超えた方法で運動を展開したため、わずか1年間で条約の制定にこぎつけた。

キャンペーンでは、1997年の条約署名を地雷廃絶のための実質的な活動の開始と位置づけた。また、この条約が全面的に実施され遵守されるためには、協力を継続させ、その勢いを維持させるための革新的な戦略が引き続き必要であることを認識していた。そこで、地雷禁止に関するグローバルな啓蒙・啓発活動を継続しただけでなく、その取り組みを前進させるためのもう1つの強力な手段として地雷モニターを設けた。つまり、この条約ならびに地雷問題、その他の側面を監視するため、全世界で120人の調査員を地雷モニター

として動員したのである。年1回発行される「地雷モニター・レポート」は、地雷廃絶に向けた進展状況を測定する評価基準（baseline）を提供している。

地雷禁止国際キャンペーンとその地雷モニターは、グローバルな政策を変更させ、合意された政策の遵守状況を監視するうえで、市民社会が重要な役割を果たせることを示した。キャンペーンは、市民社会が政府にとって代わるものではないことを認めている。しかし、真の民主的ガバナンスは、市民社会が変革を提唱し、その変革を達成するにあたっての説明責任を追及する場を提供するものでなければならない。

*Jody Williams*

ジョディ・ウィリアムズ  
地雷禁止国際キャンペーン世話人



活性化するカギとなるという認識が高まったことから、NGOの運動が促進された。

#### 必須医薬品キャンペーン

プロテアーゼ抑制剤および3種類の抗レトロウイルス剤を併用する治療が開発されたことにより、エイズ患者が治療に必要な年間1万~1万5000ドルの費用を賄うことのできる国では、1996年までに死亡数が激減した<sup>1)</sup>。それと同時に、必

須医薬品の価格と入手のし易さに対してWTOの貿易関連知的財産権協定(TRIPS)が及ぼす影響について、多くの国際NGOが懸念を抱くようになった。1996年10月、70カ国以上に会員を持つ公的医療従事者のネットワーク組織である、ヘルスアクション・インターナショナルの主導により、この問題に関する初の大規模なNGO会議が開催された。間もなく、ヘルスアクション・インターナショナルと、米国に本拠を置くロビー活

#### 特別寄稿

### 債務救済に果たすジュビリー2000の役割

21世紀には奇々怪々なことがたくさんある。人々はロック歌手が政治について語るのに関心している。もしあなたの娘がマラウィで生まれれば、5歳の誕生日を迎えることなくこの世を去る可能性があるのに、もし米国で誕生すれば、80歳になってもまだ元気でいられる可能性が十分にあり得る。

われわれに衝撃を与えるこうした事実は、われわれの怒りをも呼び起こし、われわれに勇気ある行動を迫る。ガーナのアクラに生まれようと、米国のアルバカーキに生まれようと、誰もが潜在能力を十分に発揮するには、われわれの社会を規定している大きな構造的不平等を打ち崩す必要がある。

ジュビリー2000キャンペーンは、人が力を合わせれば何が出来るかを示した。何百万かの人々が、全人類が従うべき道を示した。世界中のごく普通の人々が、グローバルな経済的不公平、すなわち返済することのできない不条理な債務について懸念を表明し、それが、裕福な国の政策を貧困国のためになるものへと転換させることにつながった。

豊かな国の人々は、借金を返してもらう必要はないと言い、貧困国の

人々は浮いた利益は、貧困緩和のために使わなければならないと言った。学生自治会や母親の会はザンビアの修道女やベルギーの修道士らと手を組んだ。60カ国以上の2400万人が、ペンや鉛筆や拇印やコンピュータを使って、世界最大規模の嘆願書に署名した。これらの人々が先頭に立った国では、政治家が後に従い始めた。

この運動は歴史を創った。だが、実際の債務帳消しという点では、まだ、十分な成果を上げるには至っていない。現在もお借債帳消しを求めた活動を続行中である。しかし、富裕国や貧困国の政府に対し、人々の要求にもっと真摯に応え、より責任を持つよう圧力をかけるために、人々が一致団結するという点では大きな成果を上げることができた。

われわれは、極度の貧困にある人々に情報を提供することで力を与え、彼らにはどのような支援が必要かについて、彼ら自身の声に耳を傾ける必要がある。ウガンダでは、債務救済によって浮いた資金を使って、資金がどのように使われているかを詳しく説明した黒板を学校の壁に掲げ、生徒や親が資金の使途を監視できるようにしている。一方、ウ

ガンダ債務ネットワークは、債務救済資金の国家的規模での適正な使用を徹底させるための活動に、政府から資金供与を受けている。この最良の経験(best practice)は、説明責任と透明性が民主主義をいかに強化できるかを示すもので、もっと広く見習われるべきである。

豊かな国の市民運動は、貧困国の民主的に選出された指導者や市民社会組織に発言の機会を与えるよう支援しなければならない。富める国は、ただ単に力があるという理由だけで独裁的になることが許されるべきではない。われわれの中には、より大きな民主主義、説明責任、透明性を求めるメロディーをさらに大きく発展させられる立場の人がいる。しかし、皆で歌う合唱も、より力強いものでなければならない。個人、地域社会、そして企業が声を出していかなければならない。誰にとっても、黙ったままではいることは、あまりにも危険な賭けである。



ボノ  
U2

#### BOX 5.1

### HIV/エイズの治療に不可欠な医薬品を確保する一何がキャンペーンを成功に導いたか CPTechのキャンペーン日記より

このキャンペーンは各国政府と緊密な連携を取りながら進められた非政府組織(NGO)は、大手製薬会社の本社がある欧州連合や米国の政策立案者にロビー活動を行う一方で、途上国政府が政策やイニシアティブを立案するのを支援した。たとえば、活動家は、南アフリカ政府が薬事法の原案を作成するにあたって助言を提供したほか、ジンバブエがWHOに対して修正医薬品戦略を採択するよう求めた決議案の起草に助力した。1995年2月に米国のキャンペーン参加者たちは、WTOの貿易関連知的財産権協定(TRIPS)の規定で求めているよりも厳しい知的財産法を採択するように、アフリカ諸国に圧力をかけている諸機関への資金供与を削減する条項を、アフリカ諸国の貿易関連法に追加するよう提案した。1995年3月、CPTech、ヘルスアクション・インターナショナルと国境なき医師団は、(他者が特許を持っている医薬品の製造を認める)強制認可に関するワークショップをジュネーブで開催した。このワークショップで発表された情報は途上国の代表者に衝撃を与え、その結果、NGOと途上国代表は、米国と欧州連合の医薬品政策に対抗するため、十分な情報をもとめて確固たる意志を持って連携することになった。

途上国の交渉担当者は、その道の専門家でも、しかも十分な情報を持っていた。NGOは南アフリカ諸国と緊密な連携を取りながら運動を進めた。これらの南アフリカ諸国は、特許問題をめぐる米国および欧州連合の貿易圧力に対抗するには、必須医薬品に関する新しい戦略が不可欠であることを認識していた。アフリカ諸国の首席交渉担当であるオリブ・シサナ博士は粘り強く、しかも十分

な予備知識を持っていた。十分な予備知識のない米国や欧州連合の交渉担当者にTRIPS協定や米国の強制認可に関する決定の内容を読み聞かせることもしばしばであった。最終的に採った戦略が功を奏して、途上国とNGO側にとってのほぼ完璧な勝利がもたらされた。

現地NGOが重要な役割を果たした 1998年9月、タイのNGOはエイズ治療薬の強制認可を要求する初めてのデモを実行した。この運動は部分的な成功を収めた。タイの規制当局者は(抗真菌剤の一種)フルコナゾールの競合薬を許可したため、2000年9月には6.5パーツへと下がった。同様に1998年後半、南アフリカでもエイズ治療薬入手キャンペーンが結成された。

先進国の活動家を動員した 1999年に、CPTechは特許や貿易の問題について話し合うためにエイズ活動家と会合を持ち始めた。特に、医薬品入手をめぐる先進国と途上国の格差拡大を主な焦点として話し合いが行われた。エイズ活動家のうち、強制認可のことや、南アフリカ、タイなどに対する米国の貿易圧力のことを知っている人はほとんどいなかった。

コピー薬(無登録薬)メーカーが大きな役割を果たした 途上国の医薬品メーカーが、運動の展開において決定的な役割を果たした。インドのシプラ社はエイズ患者1人が1年間に必要なコピー代替薬を350ドルで提供したが、この価格のごく一部は、エイズ薬の特許を保有している欧米の医薬品メーカーに支払われた。途上国のコピー代替薬による圧力が、議論の流れを変えていった。

米国政府が態度を変えた 1999年シアトルでの紛糾したWTO閣僚会議

で、当時のビル・クリントン米国大統領は政策転換を発表し、米国の保健医療および貿易政策は、途上国の人々が必要な医薬品を入手できるよう確保すると発表した。そして2001年1月にジョージ・ブッシュ政権が誕生した後、米国の新たな通商交渉者が、クリントン前大統領が発した大統領令を翻すことなく、貿易および知的財産権に関する事項について公的医療を考慮する方針を踏襲することを宣言したため、医薬品業界に大きな衝撃が走った。メディアも、途上国の公衆衛生(public health)を保護することが道徳上最優先の課題であるとして、この問題をますます大きく取り上げるようになった。

欧州委員会が建設的な役割を果たした 2000年に欧州委員会は、医薬品の入手に関する貿易政策の包括的な見直しに着手した。NGOや医薬品メーカーとの一連の協議では、一般的な問題や技術的な問題を取り上げ、欧州委員会の貿易担当者は論点を明確にするとともに、異なった主張を評価することができた。これらの協議によって、2001年にはWTOが、公衆衛生、必須医薬品、TRIPS協定への支持を表明することになった。

批判的報道によって医薬品メーカーは提訴を取り下げざるを得なくなった 2001年3月、米国および欧州連合の医薬品メーカーと、南アフリカ政府との法廷闘争が開始され、全世界で大々的に報道された。国境なき医師団がインターネット上で提訴取り下げの署名運動を展開し、署名者数は、その前年に南アフリカにおいてエイズで死亡した人々とほぼ同数の25万人に上った。

出典: Love 2002



動グループ、CPTechが連合を結成し、公的医療の目的を支援するようにさまざまな貿易協定を修正させることを第一目標に掲げ、医薬品の迅速な入手を求めるキャンペーンを開始した。その後間もなく国境なき医師団もこの連合に加わった。

1997年7月に南アフリカの新しい薬事法が米国の複数の薬品会社から抗議を受けたのをきっかけに、南アフリカはこのキャンペーンの重要対象地域となった。同国は、当初医薬品の並行輸入を許可し、コピー薬（無登録薬）による代替も認めるという比較的寛容な目標を定めた法案を成立させたいと考えていた。しかし米国の大手製薬会社数社が並行輸入条項に強く抗議し、コピー薬代替条項はTRIPS協定に違反していると主張した。米国政府は医薬品メーカーの脅しに同調し、南アフリカ政府に同法案を廃止または修正するよう大きな圧力をかけ始めた。

1998年に、ジンバブエの保健相が、世界保健機関（WHO）執行理事会に医薬品戦略の見直しをするよう加盟国に求める決議案を提出したときは、WHOも焦点となった。決議案の趣旨は、医薬品政策と保健政策において、商業的利益よりも公的医療を優先するよう徹底すること、および、誰でも必須医薬品の入手ができるようにするためにTRIPS協定の下で採り得る選択肢を見直すことであった。この決議案は、ヘルスアクション・インターナショナルをはじめとするNGOキャンペーン実行団体から多くの情報を得て起草された。

このWHO決議案は医薬品業界を激怒させた。2、3週間もしないうちに製薬会社37社が新しい薬事法に関して、南アフリカ政府を相手取って提訴し、それと同時に自国政府（米国およびEU諸国）にこの新しいWHO決議案に反対するよ

う圧力をかけた。後にWHOは医薬品戦略の見直し決議を採択したが、2001年1月に、複数の製薬会社が南アフリカ政府に対する提訴を再度起こした。しかし、これは、必須医薬品を誰でも入手できるように、というNGOのキャンペーンをいっそう活発化する結果に終わった。たとえばオックスファムは、グラクソに対し南アフリカの裁判を取り下げ、価格を引き下げよう要求するキャンペーンを起こした。企業のイメージを傷つけかねないキャンペーンとアフリカ政府の圧力に屈する形で、製薬会社は結局提訴を取り下げ、南アフリカ政府に訴訟費用を賠償することを余儀なくされた（BOX 5.1）。

やがてこのキャンペーンは、エイズ治療で重要なコピー薬の供給業者を探し始めた。インドの医薬品メーカーであるシブラが、アフリカ諸国に対し、患者1人当たり年間350ドルで治療薬を提供することで、国境なき医師団と合意した。この動きが、命を救う薬を提供しないという反道徳的態度を変化させ、現実の選択として、欧州や北米の政治家および、大手医薬品メーカーやTRIPS体制に対して大きな圧力をかけることになった。

2001年11月にドーハでのWTO閣僚会議は、人々の健康を守り、すべての人が医薬品を手に入れられるように推進する方向でTRIPS協定を実施するよう、加盟国に求める宣言を採択した。この宣言は、各国に対し、義務的ライセンスを許可する根拠を独自に定める自由、および何をもって国家の緊急事態とするかを独自に判断する権利を付与した。この宣言はまた、後発開発途上国に対し、医薬品に関するTRIPS協定の実施を2016年まで猶予するとともに、猶予期限のさらなる延長の可能性もあると認めている。これは必須医薬品の入手を促進するうえで重要なステップとなったが、キャンペー

ンは現在もお活発に行われている。ドーハでの宣言は多くの問題を未解決のまま残しており、特に製造能力を持たない国が、他の国でコピー薬として製造された医薬品を入手できるように支援する方策はまったく講じられていない。

#### 国際人権の推進および国際刑事裁判所設立に向けたキャンペーン

国際関係は長きにわたり、国家の主権と主権免除（sovereign immunity）を基盤に築かれており、国家と国家指導者を外部の干渉から守ってきた。しかし20世紀になって、人道に対する罪を犯した個人は、国際社会に対して責任を問われるという強い普遍的な信念が形成された。悲しむべきことに、20世紀の最後の10年間には、ボスニア・ヘルツェゴビナやルワンダなどの国に見られたように、戦争犯罪は裁かれるべきであるという合意が試されるいくつかの事例があった。非常に多くの紛争が国内で起こったため、グローバルな司法メカニズムは、前例のない試練に直面することになった。

これらの紛争に対する国際的関与が増すにつれ、不正を犯した者の責任を問う司法メカニズムの必要性が必然的に生じた。いくつかの特別法廷が国際法に大きな影響を与えた。レイブを集団殺害（ジェノサイド）の行為の1つとして、また、訴追可能な人道に対する罪として認識するようになったことも、その一例といえる（BOX 5.2）。

国際人権を求める運動が予想外の成功を収めたことは、超国家的な価値観と目標を基盤として行動する市民の自発的な連帯の力に負うところが大きい。アムネスティ・インターナショナルと人権ウォッチ（Human Rights Watch）は、特に市民的および政治的権利の推進をめざして活動しており、政府に影響を与えるうえで、非常に効果的な方法を編み出し

ている。超国家的なNGO、各国の活動家、個人、政府による虐待の標的となっている団体の間で、連携が確立されていた。情報は（暴力や武力に訴えない）「ソフトパワー」の武器となった。なぜなら、敵対的なプロパガンダとして見過ごすことのできないこれらの団体が発行する客観的報告書が、政府のイメージを悪くすることを大多数の政府は嫌ったからである。

このようなネットワークの出現は、さ

#### BOX 5.2 レイブを集団殺害（ジェノサイド）行為および人道に対する罪として認定—ルワンダ国際刑事裁判所

1998年にルワンダ人女性（匿名JJ）の証言が、司法の歴史に新たな1ページを刻んだ。レイブが集団殺害行為ならびに人道に対する罪と認定された最初の判例が出されたのである。ルワンダのタバ市長ジャンポール・アカイエスは、ルワンダ国際刑事法廷に提起された事件において、性的暴力行為を命令、教唆、補助したかどで有罪を言い渡された。

国際軍事法廷において戦争犯罪で訴追された最初の人物は、1474年のピーター・フォン・ハーゲンバッハである。フォン・ハーゲンバッハは、彼と部下がレイブ行為を行った町に対し、その町を正式に占領したことを通告しなかったというただそれだけの理由で、レイブが罪状に加えられた。レイブが戦争犯罪を載く国際法廷で重大な罪と認められるようになるまでには、長い時間がかかった。ジュネーブ条約は、わずか2つの条項でレイブを具体的に取り上げているだけにとどまり、他の条項では「個人の尊厳に対する侵害」あるいは「非人道的待遇」として暗に糾弾しているだけである。同条約は

レイブを戦争犯罪としては認定せず、「重大な違反行為」として扱っているに過ぎない。

レイブは1996年、旧ユーゴスラビアの戦争犯罪を裁く特別軍事法廷の設立文書で、初めて人道に対する罪として定義された。この画期的な定義により、レイブは訴追可能な罪として認められた。しかし人権活動家や女性グループは「人道に対する罪」の場合、証拠を示すことが難しいという問題があると異議を唱えた。そこで数カ月の議論の末、より広義の概念である「集団殺害」のカテゴリーにレイブが加えられることになった。その意味で旧ユーゴスラビア国際刑事法廷は、当初は性犯罪を含まない罪で1995年に逮捕されたアカイエスをレイブの罪で裁くルワンダ国際刑事法廷の先鞭をつけたと言える。アカイエスの有罪判決は、国際法の発展における重要なステップであり、国際社会ばかりでなく、国連ルワンダ特別報告者が述べたように「レイブが常態であり、レイブの行われぬことが例外である」ような国に対しても、重要なメッセージを送ることになった。

出典：Neuffer 2001



20世紀になって、人道に対する罪を犯した個人は、国際社会に対して責任を問われるという強い普遍的な信念が形成された。

さまざまな問題に関し、グローバルな正義を達成することをめざしたネットワークを支える基盤として「グローバルな市民社会」が出現したと断定できるような段階へと発展した。世界政治におけるこの新しい次元の力は、共通の目標をめざして政府と協調関係を結ぶという柔軟な能力によって、いっそう強化された。この協調プロセスの最も成功した事例は、国際刑事裁判所の設立という形で結実した。

1948年の時点ですでに、国連総会は、国際法委員会に国際刑事裁判所について検討するよう指示していた。しかし冷戦が続いたため、この取り組みは数十年間にわたりまったく進展を見なかった。その後、ルワンダおよび旧ユーゴスラビアの特別（刑事）法廷が設置された直後、国連総会は、国際法委員会に国際刑事裁判所規程案を提出するよう要請した。1996年に総会はこのプロセスを一步前進させ、この種の裁判所の設置に関し、政府間合意をめざす外交会議に権限を委ねた。

この外交会議は1998年にローマで開催され、国際刑事裁判所を設立するローマ条約の採択へと運び着けた。全世界の人権推進市民組織は、この裁判所への支持を表明し、批准を求める運動を国内外で繰り広げた。2002年4月に、条約発効に必要な最低批准数である60カ国の批准が国連に寄託され、同裁判所の設立に向けて、大きく前進した。

国際刑事裁判所は、集団殺害（ジェノサイド）、人道に対する罪、戦争犯罪、および侵略の罪（この犯罪の定義および適用条件について合意を得られればだが）を訴追する権限を持っている。ただし刑事管轄権の行使は補足性の原則の受諾によって制限される。すなわち、国内司法制度が上記の犯罪に関して有罪の嫌疑がかけられている者を起訴、告訴しな

かった場合に限り、国際刑事裁判所が管轄権を行使できるというものである。この意味において、国際刑事裁判所は二義的な保護手段であり、一義的管轄権はあくまでも国内司法制度にある。

国際刑事裁判所については、米国などの大国やアジアの数カ国からの反対を含め、大きな障害が依然として存在する。この設立条約に署名しないまま2002年5月に離脱した米国は、欠陥のあるプロセスを通じて米国籍者が裁判にかけられるのではないかという懸念を理由に、この裁判所に反対している。これらの論争は財源確保や司法権の独立といった問題点に影を落としている。また、国内で果たして裁判が行われたかどうかを判断することが、実際問題として難しいということもある。さらにかつてのチリの独裁者、アウグスト・ピノチェットの裁判が示すように、国内の裁判所が普遍的な管轄権を行使することについて支持が高まりつつある。すなわち、国家の犯罪については、それがいつどこで行われようと、その犯罪にかかわった個人を（国内裁判所が）起訴し罰くというものである。理論的には、この考え方は国際刑事裁判所の役割を縮小させることになる。

たとえそうであるとしても、広く批准された国際刑事裁判所の設立は、大変有望な革新的出来事といえる。この裁判所は、人々に対する国家権力の度を越した乱用に対して、法的保護手段を提供するものである。また外部の基準に対する国家指導者の責任を問うことにより、領域管轄権を制限している。このような責任を問うことは、犯罪犠牲者に名誉回復と利罰による救済を提供するばかりでなく、抑止力を持つ可能性もある。しかも、国際刑事裁判所は法の支配の及ぶ範囲を、国家の最高地位にある者の行為、またその権勢をふりかざして横暴を振るう者の行為にまで拡大した。これらすべ

ての理由により、国際刑事裁判所は、NGOが国連を支持して大々的なキャンペーンを展開した結果得られた重要な成果といえる。

超国家的な市民運動の台頭は、産業界、学界、自治体、NGO等の市民社会を含む新しい多様な利害関係者による協議プロセスが、グローバルな力と意思決定の重要かつ新しい特徴として出現したのと軌を一にしている。これはひとつには、現地の行為主体（アクター）や政府の参加、一般市民の支持、当事者意識が、国際協力を効果的に実施するために欠かせないという認識によるものである。しかしまた、市民社会や学界や産業界が、グローバルなレベルで政策にかかわりたいと強く望むようになったことを反映しているともいえる。

これらの新しいプロセスは、国際関係の従来の政府間モデルへの挑戦である。これら新プロセスは国家内部に浸透し、各国の地域社会や、それによって影響を受ける人々を巻き込んだものになっている。また、政府を超えた超国家的なグループや連合体や専門家のつながりにも及んでいる。同様に重要なことは、この新しい多様な利害関係者によるプロセスが協議の場として機能しているだけでなく、このプロセスを通じて国家以外の行為主体が課題の設定や政策の立案・監視といったより積極的な役割を担うようになったことである。

#### 世界ダム委員会

1998年に活動を開始した世界ダム委員会は、新しいグローバル・プロセスにおける分水嶺をなすものと言われている。この委員会は政府を代表する委員（コミッショナー）4名と民間企業の代表4名、そしてNGOの代表4名から構成されており、多様な利害関係者による協議の実験台となっている。大型ダムの開発

効果を審査し、ダムの計画立案、設計、事前評価、建設、運営、モニタリング、解体に関する国際的に容認可能な基準、指針、規格標準を作成した。この活動結果は膨大な報告書にまとめられて公表された。

世界ダム委員会は、重要な地球規模の問題に対して複合かつ画期的な新しいアプローチを採用している（BOX 5.3）。委員会は、環境面での考慮事項を組み入れるうえでの重要な達成基準と規範を設定した。中国やインドなどの大きな国はダム建設反対が国内のエネルギー需要を賄おうとする努力を阻むのではないかという危惧を抱き、成果の一部について批判をした。しかし、委員会は環境への配慮に関して多くの微妙な議論を促すことになった。

これは、新しいプロセスが必ずしも新しいコンセンサスを生み出すわけではない、という国際刑事裁判所性進活動で得られた教訓を裏付けている。国際刑事裁判所の場合と同様、ダム委員会の支持者にとって最大の課題は、反対陣営と建設的な対話を行う方法を見つけることである。

#### 貧困緩和戦略

IMFと世界銀行は債務救済プログラムのもとで、貧困緩和戦略の策定に向けて新しい多様な利害関係者による協議プロセスを採用した。重債務貧困国（HIPC）イニシアティブの最新段階では、債務救済を求める国はすべて、貧困緩和戦略を採用するか、あるいは広範囲の利害関係者が参加するプロセスを通して作成された暫定戦略を採用しなければならない。IMFと世銀は、このプロセスを借入国とその国民が主体となって推進するプロセスとして位置づけ、貧困緩和戦略ペーパー（PRSP）は当事国政府が市民社会、資金供与国、国際機関の積

超国家的な市民運動の台頭は、産業界、学界、自治体、NGO等の市民社会を含む新しい多様な利害関係者による協議プロセスが、グローバルな力と意思決定の重要かつ新しい特徴として出現したのと軌を一にしている。



### BOX 5.3 大型ダムは建設すべきか

世界ダム委員会は2000年、大型ダム建設の是非をめぐる激しい論争を受けて、包括的報告書「ダムと開発」を発表した。ダム推進派は、ダムは社会の水やエネルギーの需要に対応する効率的かつ効果的な方法であるとして、反対派が需要増大に対応する代替方法の能力を過大評価していると批判している。また、ダムに関する意思決定のなおいっそうの透明化を図り参画と説明責任を拡大することは、極端にコストが高いとも主張する。そしてダムのより広い社会面、環境面への影響に関する判断は政治的なものであるから、政治的プロセスを通じて解決すべきであって、特定プロジェクトの意思決定プロセスを通じて解決すべきではないとの見方を示している。

ダム反対派は、政府はダムの社会的、環境的コストを十分に認識せずに建設していると批判する。さらに、ダム推進派は社会の水やエネルギー需要を賄う代替手段を過小評価しているとも主張している。また、ダム建設案件の意思決定と運営は不透明で、プロジェクトによって影響を受ける人々に参加の機会が与えられていないと主張する。

世界ダム委員会の報告書は、上述の点をはじめとする争点を取り上げ、7つの戦略的優先課題に基づいた意思決定の枠組みを提案している。それは、人々の信頼を得ること、利用可能な選択肢すべてを評価すること、既存ダムの利用可能性を査定するこ

と、河川と生活を保全し維持すること、受給権を認め利益を共有すること、確実に法令遵守させること、平和・開発・安全保障のために河川を共用することの7項目である。この報告書は国連憲章、世界人権宣言、開発の権利に関する国連宣言、環境と開発に関するリオ宣言に沿った権利を基本としたアプローチの採用を提案している。

ダムに関する議論は、正統かつ実行可能な意思決定のあり方をめぐって、開発に携わる人々や団体に根深い分業があることを反映している。この分業は、企業によるダム移転決定に関する最近の対立や、1999年シアトルで開催された世界貿易機関閣僚会議への抗議、2000年にチェコ共和国ブラハで行われた世銀と国際通貨基金の会合への反対運動に現れている。一方では、権限ある当局によって認可された経済政策やプロジェクトを遂行しようとするテクノクラートの立場があり、もう一方では、これらの政策が人々や地域社会に対して与えるより広範囲の人的、環境的コストを考慮するよう訴える声の高まりがある。

過去においては、政治社会問題は、経済的、技術的な問題と切り離すことができるという共通の認識がかなり広範囲にあった。この整然とした区分けのおかげで、環境問題や社会問題は政治プロセスによって解決し、経済問題や技術的問題はプログラム固有の意思決定を通じて解決すると

いう分担が明確だったため、これまで意思決定は容易であった。しかしダムに関する議論が浮き彫りにしたように、現在ではこの線引きをめぐって熱い議論が闘わされている。

世界ダム委員会の報告書は、開発に関する従来の意思決定モデル、すなわち社会的、環境的、文化的、政治的影響を切り離した意思決定モデルはもはや実行不可能であることを示している。しかし、これに代わるモデルがどのようなものかについては、今後十分な議論が必要であることを認めている。報告書は拍手喝采をもって迎えられたが、その平面、特にダム建設ロビー団体から厳しい批判や留保意見も上がった。しかしそのロビー団体でさえ、報告書の提言を進んで受け入れようとする一派と、強硬に反対し続ける主流派とに分裂している。加えて、途上国でも力を持つ国の中には、報告書が推奨するアプローチが国家の主権を脅かしているとの不満を漏らしているところもある。

さまざまな意見はあるが、報告書の内容とその作成方法は、国際社会に有益な先例を示した。これまでテクノクラート主導で進められ、人々の目が及ばなかった問題に、説明責任と当事者の参加という考え方を導入することにより、世界ダム委員会は、議論の輪を拡大するだけでなく、争点となってきたその他の領域でも同様の革新的打開策を導入する可能性を高めることになった。

極的参加を得て作成すべきであると述べている。国際機関は、このプロセスが共通の成長目標と貧困緩和目標を達成するために斬新な戦略を生み出すものと期待している。また、これらの目標到達に向

けた当事者意識の醸成と国家の意欲的な取り組みを促すうえでも役立つことを望んでいる。

新しいプロセスは、より広範囲の利害関係者が優先課題の設定、政策立案、資

源配分、公共財・公共サービスへのアクセスについて影響力を持つとともに、協力して管理することをめざしている。しかしこのプロセスがめざしている参加のあり方は、民主的ガバナンスに対してさまざまな意味を示唆している。特に注目すべきは、「参加」という言葉が、政府、国、地方レベルでの利害関係者の広い意味での「相互作用 (interaction)」を指す傾向があるということである。財務省でさまざまな省庁の代表者が参加して行われる会議も、また村レベルの参加型貧困評価も、等しく「参加」として捉えられる。こうした相互作用の中には、情報の普及を伴うものもあれば、協議を伴うものもある。ところが、この相互作用に、「決定事項や資金の共同管理」といった表現で意図したような、共同作業による計画立案や意思決定が含まれることはごく稀である。

これらの世帯はおそらく偶然発生したものではない。なぜなら、参加型の能力構築・政策立案プロセスを創りたいという国際機関の意図は、可能な限り迅速に債務救済のための支出を実施する必要性と相容れないからである。だが実際には、より積極的な市民参加を求める市民社会組織が同時に、債務救済資金を支出するようこれらの国際機関に激しい圧力をかけていることがしばしばある。

ブルキナファソを例にとってみよう。ここでは、HIPC/貧困緩和戦略プロセスへの参加が、援助国と市民組織 (civil society) との1時間半の会合1回という形で行われた<sup>12</sup>。しかし、参加が、特別協議やワークショップや会合の域を出なかった場合は、参加が意思決定や責任に影響を与えたという証拠はほとんどない。

貧困緩和戦略プロセスにおけるこれらの経験は、次の点を強く示唆している。真に包括的な意思決定を行うためには、

情報と業務を全面的に分ち合い、進捗状況の評価とモニタリングへは異なった立場の利害関係者を関与させ、優先課題の決定や政策立案および実施やモニタリングのプロセスには継続的に新規参加者を組み込んでいく制度改革が必要だということである。これらはウガンダとベトナム2カ国の貧困緩和戦略の成功体験に共通した要素である<sup>13</sup>。ただし、この両国には戦略を策定する際に、既存の政策や制度を利用することができたという有利な面があったことも事実である。計画立案とモニタリングにおける透明性、協議、参加がすでに制度化されていたため、両国政府は貧困緩和の取り組みにおいて説明責任を果たすことができたのである。

### 企業の社会的責任を迫る国連グローバル・コンパクト、その他の取り組み

国連グローバル・コンパクト (盟約) は2000年7月に正式に発足して以来、国際的な労働団体や10以上の国際市民社会組織をはじめ、数百に及ぶ企業が参加するまでに拡大した。その目的は、こうした参加者を1つにまとめ、世界人権宣言、国際労働機関 (ILO) の「職場における権利に関する基本原則」、および「環境と開発に関するリオ宣言」に基づく9つの中心的 (コア) 原則について啓発活動を行い、その周知に努めることである。そして、企業はコンパクトに署名する際に、事業活動分野でコア原則を守ることを求められる。このコンパクトはブラジルやインドを含む30カ国以上で採用されている<sup>14</sup>。

400社がグローバル・コンパクトのコア原則を支持することに関心を表明したが、そのうち、これまでコア原則の具体的な実践方法について例を提示した企業はわずか70社である<sup>15</sup>。そうした実践例を示した企業だけがグローバル・コンパク

出典: American University International Law Review 2601



市場のグローバル化の進展とともに、コーポレート・シチズンシップ(市民としての企業)の考え方も、企業の社会的責任の実践も地球的規模にならなければならない。

トのウェブサイト上に掲載される。その後、その企業は、社会的責任に対する取り組みについて人々の厳しい目にこれまで以上にさらされることになる。

確かに、グローバル・コンパクトは規制を目的としたものでもなければ行動規範でもない。国連はこれを「組織が学ぶことを推進するためにつくられた、価値観に基づく綱領である。世界共通の原則に基づく優れた実践的取り組みを奨励し、普及するために、透明性と対話の力を利用したものである」と述べている<sup>16</sup>。つまり、グローバル・コンパクトは、国際機関や大きな多国籍企業が、単にグローバル市場だけでなく、グローバルな社会的、政治的圧力にも対応する必要性をどのように認識しているかを反映するものである。市場のグローバル化の進展とともに、コーポレート・シチズンシップ(市民としての企業)の考え方も、企業の社会的責任の実践も地球的規模にならなければならない。

NGOのうち数団体はグローバル・コンパクトを支持しているが、彼らは、コンパクトを今まで以上に規制力の強いものにしたいと考えている。現在のグローバル・コンパクトには(こうした規制を求める)能力や権限はまったくない。ニューヨークでは、グローバル・コンパクトの事務局に4人の専門官が常駐しているに過ぎない。またコンパクトに対して「名指しで非難する」権限や法的措置に訴える権限を付与している加盟国は1つもない。

多くの市民社会組織は、グローバル・コンパクトが重要な革新的取り組みであることを認めているものの、それが企業の宣伝に利用されるのではないかと警戒もしている。したがって、コープウォッチ(Corpwatch)等いくつかの市民社会組織は、コンパクトに署名した企業の活動を厳しく監視し始めた。このよう

な圧力は、企業に対し自社の環境・労働関連活動に人々の目が光っていることをより強く自覚させることに役立つ。事実、企業の社会的責任を追究する現在の動きは、NGOや消費者やメディアによる圧力に負うところが大きい(BOX 5.4)。

#### 市民組織の役割を深化させる次のステップ

NGOは2つの異なる役割を果たすことにより、グローバルな政治(global politics)の再編を後押ししている。第1は、キャンペーンを通じて意思決定者に圧力をかけることである。しかしこれによって、さまざまなグループに発言の機会を与えることはできても、これらの組織に正式な変革のプロセスに関与する責任を付与することにはならない。いかなるグループや個人にも発言する権利がある。これは民主的多元性において正当とされることである。こうした発言が他者の権利や自由を侵害しない限り、発言のある方向に導いたり抑制したりすることはできない。

しかしNGOの第2の役割、すなわちグローバルな交渉に直接にかかわることは明確に異なる。この役割を追求するには、国際NGOと政府間機関両者の責任が問われる正式な取り決めが必要となる。このことは、意思決定における国際NGOの役割を、何らかの正式な制度の中に位置づけする必要性を示唆するものである。

グローバルな議論に参加するNGOは、この問題に3つの方法で取り組もうとしている。第1は、さまざまなNGOの考えや要求を集約し、交渉に向けて結束した立場を打ち出すことである。たとえば、女性環境開発機構(Women's Environment and Development Organization)などの連合組織は、しばしば要求

#### BOX 5.4 企業の社会的責任を追究する非政府組織の圧力

1990年代は、非政府組織(NGO)が企業の社会的責任を追究する運動が大きな盛り上がりを見せた。これは一部には、1980年代に広範な規制緩和が行われたことに伴い、政府が大企業の管理指導に十分な力を発揮しなくなったという見方に対応した動きであったといえる。NGO活動家はまた、多国籍企業の持つ力と影響力をますます強く認識するようになり、無軌道なグローバルイゼーションは途上国にマイナスの社会的、環境的影響を及ぼすのではないかと、危険を抱くようになった。

NGOの運動は多国籍企業の影響に関連した3つの主要分野に集中している。1つは労働に関する権利で、オックスファム(Oxfam)、クリスチャン・エイド(Christian Aid)、カトリック国際関係協会(Catholic Institute for International Relations)などの国際開発分野で活動しているNGOが運動を展開している。NGOの中には、得意とする領域に的を絞って具体的な問題を取り上げているところもある。たとえば、セーブ・ザ・チルドレンは、児童労働に重点的に取り組んでいる。このほか、欧州のクリーン・クローズ・キャンペーン(Clean Clothes Campaign)、南北アメリカの保稅区、マキラドーラにおける正義を求める連合(Coalition for Justice in the Maquiladoras)など、新しいNGOやNGO連合体が出現している。

第2に活動が盛んな分野は人権であり、特に治安部隊の活動に関連し

た人権問題や、先住民の権利に関する活動が目ざされている。途上国で天然資源の新しい源泉開発を行っている採掘・石油企業は、事業地域で先住民との対立にしばしば巻き込まれる。しかし多くの政府は、輸出や税収入や採掘権料の増大を見込んで現地の反対運動を抑圧してきた。結果的に、一部の多国籍企業では先住民の抑圧を少なくとも暗黙のうちに容認するようになった。最も顕著な例が、ナイジェリア政府によるオゴニ族の弾圧にかかわったシェルである。人権ウォッチやアムネスティ・インターナショナルなどの組織は人権に対する多国籍企業の影響について問題提起を行ってきた。

NGOはまた、企業活動が環境に与える影響に人々の関心を集めるうえでも積極的に活動してきた。シェルは、北海でのプレント・スパー石油採掘プラットフォームの投棄に抗議するグリーンピースの運動の標的にもなった。このほか、天然資源の採掘に携わる多国籍企業が及ぼす環境への悪影響を指弾する運動もある。例えばバブアニューギニアでのBHP社の採掘事業などがその槍玉に挙げられた。1997年には、地球の友(Friends of the Earth)が採掘プロジェクトのモデル行動規範の草案を作成した。

グローバル・ビジネスを規制する政府間システムがないため、多くのNGOは多国籍企業の包括的行動規範が、企業を抑制する手段となり得ると見ている。ただしこの行動規範が実効性を持つためには、効果

的な監視と第三者機関による検証が欠かせない。しかしこうした行動規範は、政府の規制に代わるものではなく、それを補完すべきであるという点で広く意見が一致している。

多種多様な組織が企業の社会的責任を追究しているため、汎用性のある行動規範を策定することが困難になっている。たとえば、環境NGOは環境関連の行動規範に力を入れている一方、開発NGOは労働の権利を力説する傾向がある。しかし掲げる主張が何であれ、NGOによって抗議行動の対象とされることは、企業の名前を脅かしかねないため、企業はNGOに配慮することを余儀なくされている。長い間汚職や、環境や先住民社会に対する配慮のなさを非難されてきた鉱工業にかかわる企業は、グローバル・マイニング・イニシアティブを結成してこれに対応した。これ以外にもNGOの活動は、途上国における低賃金で長時間勤務をさせる工場を非難する「ホワイトハウス・アパレル・コード(衣料産業行動規範)」(米国)、「外国企業の賄賂を禁止する協定」などの成果を上げている。

多くの企業は、NGO活動に応える形で行動規範の策定や商慣行の変更などを進めてきた。企業の中には、労働、環境、人権などの問題について(途上国だけでなく)国内でも企業向けに基準を設定したところもある。NGOによる大々的な活動がなければ、企業がこうした対策を講じることはほとんどなかったであろう。

出典: Jenkins 2001

を集約し、提案をまとめるうえで建設的な役割を果たそうと試みてきた。同様にNGO評議会(Conference of Nongovernmental Organizations)も政府間組織へ

の信任状などの問題や手続きを共同で討議するための基盤を提供しようとしている。

制度化された対話のための第2の方法



は、参加者共通の行動規範を策定することである。これは、さまざまな反グローバリズム運動において明らかのように、多くのNGOが暴力的で虚無主義的なグループと距離を置く必要があることに由来するものである。したがって「地球の友ヨーロッパ」などの団体は、単に反対運動を起こすのではなく、意見や立場をアピールする平和的な抗議や提案を中心とした行動規範を定めた。英国の「ニューエコノミクス財団 (New Economics Foundation)」もまた、啓蒙・啓発活動、非暴力と寛容に関する同じような規定を採択した。

第3の方法は、先進国に拠点を置く団体の代表性を拡大するために、途上国NGOの参加を拡大させることである。国連広報局と連携関係にある1550のNGOのうちわずか251団体が途上国の団体であり、国連経済社会理事会で協議資格を持つ途上国NGOの割合になるとさらに低くなる<sup>17</sup>。しかし連合体が組織されつつあり、国内NGOの中にも自分たちの活動と関連した問題を扱うグローバル・ネットワークに参加する団体が増えている。ジュビリー2000キャンペーンではウガンダのある事例が頻りに引用されている。ウガンダでは、オックスファムなどの先進国NGOが現地組織に技術的支援を提供した結果、現地組織は債務救済に関する政府との対話に向けた提案を作成することができた。その成果はグローバルなキャンペーンに取り入れられた。同様の支援が必須医薬品キャンペーンにおいても見られた。

正規の政府間機関もまた、グローバル・ガバナンスにおいてNGOの参加を制度化する必要性を認識し、対応しようとしている。特に人権にかかわる一部のケースでは、国連の条約機関がNGOの作成した「カウンターレポート」を政府の報告書に添付して提出することが認め

られている。経済協力開発機構(OECD)の委員会プロセスなどの場合は、公式の審議に先立って政府代表とNGOの間で討議が行われている。国際機関も、NGOの認定基準や協議参加への仕組み(メカニズム)の概要を示すなど、NGO向けの方針を打ち出している。

NGOや政府間機関がNGOの役割を制度化しよう(正規のメカニズムに組み入れよう)とする動きは、グローバルな意思決定に新鮮な意見を吹き込む可能性を持つもので、当然起こるべくして起こった変革への動きの一部である。しかし、多様な利害関係者の参加による新しいプロセス(マルチステークホルダー・プロセス)は、なおいっそう包括的なグローバル・ガバナンスに向けた小さな一歩に過ぎない。なぜなら、このプロセスではほんの一握りの問題にしか取り組んでいないからである。

市民社会組織はまた、発言の機会の拡大と参加の深化を求めてロビー活動を展開しながら、国際機関にいっそう広く関与しようとしてきた。これらの活動はしばしば、政策立案に対し、新しい考え方、専門知識、エネルギーをもたらすことができる。しかし通信技術や世界的な協力体制における変革を通じて、国際機関や多国籍企業により容易にアクセスできるようになった結果、これまで目に触れることのなかった陰の組織や民意に反した組織、あるいは反民主主義的な組織の声を拡大させる危険性と、それにより公の説明責任の衰退を招く恐れもある。

こうした懸念は、WTOなどの国際機関へのNGO参加をめぐる最近の議論において、世界的に表面化してきた。国際NGOはこうした国際機関に対する参加拡大を求めて長い間運動を行ってきたが、大きな進展は見られなかった。たとえば国連総会は、現在もなおNGOが公式の意思決定に参加することを許可して

いない。途上国の政府関係者は、国民の正統な代表としての資格を持たないNGOによって主権が損なわれていると不満を漏らしている。それに対しNGO側は、議決権ではなく意見を述べる場が欲しいのであり、国内制度では市民が声を上げる場が確保されていないのだと、反論している。

これらのジレンマを解決する簡単な方法はない。特に人間開発にとって重要な経済的、社会的、政治的ガバナンスのあらゆる側面が激しく変化している国では、簡単な解決策はない。しかし、NGOについていえば、説明責任は双方向でなければならないという認識が高まりつつある。市民社会組織が真の意味でより強力な民主制度やより民主的な政治に貢献するためには、これらの組織もまた、自らの行動に説明責任を持たなければならないことを認識しつつある。そうでなければ市民社会組織は市民の信頼を失い、市民生活に関与する正統性を失う恐れがある。

### より民主的な国際機関を建設する

多国間組織は現代世界における2つのまったく異なる問題に直面している。権力を握る大国政府による不当な関与と、そして弱小国が抱く幻滅感である。これら2つの問題に直面し、すべての政策立案者が国際機関の有効性と説明責任を高める必要性を痛感している。

この2つの問題についての関心は、グローバル化の問題を取り扱う新しい機関(new institutions)の設置を求めるこれまでのさまざまな提案に現れている。政治家、国際機関、民間財団によって指名されたハイレベルな一連の委員会において、新しいグローバルな環境機関、グローバルな経営破綻処理メカニズム、グローバルな金融規制当局、国際

税制機関を設置する提案が出されてきた。

これまで大国の政治的意思はさほど明確ではなかったが、こうした新しい機関を創設するためには、大国の並々ならぬ政治的意思が必要となろう。しかしそれよりもなお重要なことは、そうした新しい組織の構造と機能を考えるうえで、どのようにしたら、また、なぜ、国際機関はより人々を代表し、より説明責任を果たすようにする必要があるのか、という新しい教訓を考慮しなければならないということである。

グローバル化は世界的機関の必要性を飛躍的に高めた一方、その正統性と有効性の危機をも高めることになった。一般市民の大多数はもはや、IMF、世銀、国連安保理、WTOなどの機関において自らの利益が代表されているとは信じていない。またこれらの機関がその行為について適正な説明責任を果たしているとも見ていない。これらの多国間機関では人々の利益を代表することも、説明責任を果たすことも常に不十分である。しかし今日、これらの機関はかつては各国政府の専権事項であった領域に、さらに深く踏み込む力のある加盟国から要求されているため、その代表制と説明責任は非常に弱くなっている。特に途上国に対する内政干渉は目に余るものがある。過去20年間で、これらの国際機関が、構造改革や制度改革を命令し、押し付ける傾向はますます強くなっている。たとえば1980年代にIMFと世銀から融資を受けていた国は、6~10の経済指標基準に適合すればよかった。ところが、1990年代には、それが26に増加している<sup>18</sup>。

国際機関において民主主義を深める努力は、グローバル・パワー(世界の力の分布)の現実と直面することになる。大国は必然的に、自らの権力を行使できる

NGOについていえば、説明責任は双方向でなければならないという認識が高まりつつある。



機関に対して、ますます多くのエネルギーと政治的資本を投入するだろう。これらの大国はひとたびエリートクラブのメンバーになると、新しいメンバーに門戸を開放して、自らの権力を失ったり弱めたりすることを嫌う。改革案がいつも強い抵抗に遭うのはこのためである。そして民主主義の原則を全体論としては容認しながらも、具体的な個々の改革案ではほとんど進捗が見られないのはこのためである。

### 国際金融機関において民主主義の原則を推進する

途上国はIMF、世銀、WTOなどの組織の意思決定に大きく左右されるにもかかわらず、その意思決定にほとんど影響力を持っていない。人々は国際機関に派遣する代表を直接選出することができないため、国際機関における民主主義の不備は避けられない。たとえ国際機関の加盟国すべてが十分な民主体制の整った国であろうとも、この事実は変わらない。現行の取り決めでは、人々がたとえ望んだとしても、国際機関における政府の行動に影響を与えたり、抑制したり、責任を追及したりするために投票権を行使することはできない。また、国際機関の責任を追及するために自国の議員や政治家の力に頼ることもできない。だがしかし、こうした民主的制度的不備によって、国際機関の代表制のあり方を改善する余地がまったく無くなってしまっているわけではない。

グローバル・ガバナンスにおける途上国政府の役割を、国際機関における代表形式のあり方を変えることで強化する必要がある。これは国際機関における現在の力の偏在を正す必要条件（十分条件ではないが）である。多くの機関は「コンセンサス」方式によって機能しており、これが正式な投票権と議席の重要性を低

下させていると言うが、コンセンサスによる決定は常に、権力の実態と、どの行為主体（アクター）が拒否権を發動したり、最終決定を押し進めることができるかを知ることによって大きく左右されるのである。現実には、コンセンサスによる意思決定において、非主流の行為主体（アクター）に発言の機会が与えられることは滅多にない。

必要なことは、国際機関における議席と投票権の配分方法を、増大している途上国の利害をより適正に反映するよう改めることである。いかなる国際機関も、グローバル化を上手に管理するには、国際的な取り決めに対する途上国の協力と公約が不可欠である。

こうした理由から、代表制に関する旧来のルールはもはや通用せず、適切であるとは言い難い。率直なところ、IMFと世銀は、第二次世界大戦終結時のパワーバランスを反映した構造に固執すれば、その職務を効果的に果たすことはできないであろう。過去55年間に、加盟国が大幅に増加してその期待が変容したのと同様、国際機関の役割と職務も見る影もなく変化している。

世銀とIMFの投票権の半数近くは7大国が握っている（図5.2）。そして、この投票権が、正式な意思決定機関、すなわち各機関の理事会において行使されるのである。

同じように重要なのが、これらの機関の業務を形成している非公式な影響力と伝統である。こうした非公式なプロセスも先進国に有利に作用している。たとえば世銀とIMFの最高責任者は、米国と欧州がそれぞれ候補者を指名するという政治的慣習に従って選出される。その他の国々や批評家がこのやり方を非民主的で、十分な説明責任を果たしていないと非難するののもっともである。

しかしさらに重要なことは、国際金融

機関が、最大の影響力を持つ加盟国の利害を反映した狭い世界観にもとづいて、経済的な助言や政策上のコンディショナリティを提示していると、学識者や先進国のNGOや途上国の研究者からしばしば非難されている点である。特にこれらの機関は、組織の所在地や職員の配置について非公式な影響力を受けたり、特定問題への圧力に屈しやすいことなどから、高額提出国に対し過剰に対応し過ぎているというのが一般的な見方になっている<sup>19</sup>。

IMFと世銀がますます広範囲の問題について政策を指示し始めるにつれ、これらの機関は誰を代表しているのか、という懸念が高まってきている。IMF加盟国におけるマクロ経済的不均衡に影響を与える腐敗や汚職、その他の政治的問題への懸念が高まるにつれ、IMFは世銀に代わって、政策の策定やプログラムにおけるガバナンスの問題にいつそう注意を払うようになった。こうした重点の転換により、IMFの内部ガバナンスの精査が強化され、中でも加盟国の代表制のあり方、政策助言の策定方法、政策助言に伴う国によって一様でないリスクなどが綿密に調査されるようになった。IMFと世銀の新しい役割によって、債務国である途上国がより深く参加する必要性がいつそう明らかになった。

最大の争点は、意思決定における途上国と先進国の投票権の割合に関わるものである。IMF加盟国は平等な投票権を持っているわけではない。投票権は2つの算定要素によって決められる。まずどの加盟国も、加盟資格によって250票の基礎票が与えられる<sup>20</sup>。もう1つの算定要素は経済力によって決まる。各国の経済力を反映する出資割当額に応じて投票数が決定されるのである。IMFの設立以来、この2種類の算定要素が変化していく過程の中で大きな不均衡が生じてい

った。基礎票の全投票数に占める割合は、出資割当額の増加に伴い、12.4%から2.1%に大幅に低下した<sup>21</sup>。また同時に、多くの移行経済諸国を含め135カ国が新たに加盟した<sup>22</sup>。

この間IMFと世銀は基本的な性格を変容させていった。この2つの組織は第二次世界大戦後、相互援助機関として創設された。IMFは国際収支の一時的悪化に直面しているいかなる国にも資金を供与することになっていた。一方世銀は、戦後の復興と発展をめざす国に資金を融通するものであった。しかし時代の流れとともにこの相互援助の精神が変化していった。

今日IMFと世銀はもっぱら途上国と移行経済国を対象に貸し付けを行っている。さらにその融資にあたって条件を課すが、それは、借入国の国内政策にいつそう深く介入するものになっている。その結果、世界の国々は新たに二分されることになった。一方の債権国側は、ますます大きな意思決定権を掌握し、その力を行使して融資条件（コンディショナリティ）を拡大している。ところが、もう一方の借入国側は、コンディショナリティを外部からの押しつけと見なしている。この二極化は、政策の助言について両者に大きな意見の対立がある場合や、政策助言に伴うリスクがもたらす借入国の人々の負担に偏る場合は、特に問題を引き起こす可能性がある。

IMFによって最近提案された資本助定の完全な交換性を例にとってみよう。多くのアナリストは、この助言が東アジア、ロシア連邦などの不安定の増大に影響したと主張する。IMFはさまざまな危機への対処方法ばかりか、こうした助言についても厳しい批判にさらされた。この議論では色々な立場があり、IMFは自己の役割を強く弁護した。しかし議論のポイントは政策助言の技術的利点

IMFと世銀の新しい役割によって、債務国である途上国がより深く参加する必要性がいつそう明らかになった。

図5.2 IMFと世銀では誰の声が重要か

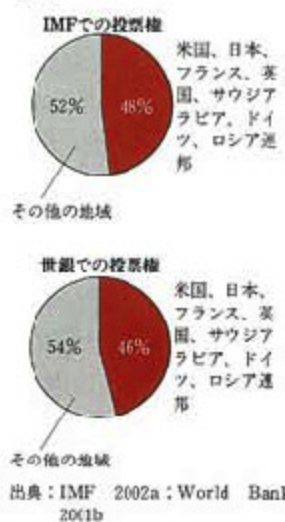
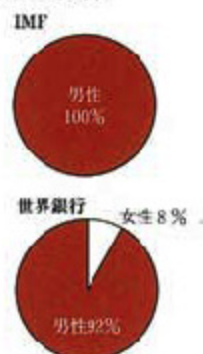




図5.3  
国際金融機関の理事会に占める女性の割合



出典：Women's Environment and Development Organization 2002

(メリット)を云々することではなく、意思決定の透明性と説明責任を高めるために、そして意思決定を形成するうえで途上国の発言の機会を増やすために、何ができるかを考えることにある。

世銀とIMFにおいて途上国の代表を増やす必要性について、現在認識が高まっている。その方法をいくつか以下に示す。

第1に、各加盟国に割り当てられている基礎票の割合を高めることである。IMFの創設時には、各加盟国は同数の基礎票と国の経済規模に応じた一定比率の票数を与えられた。上述したように、基礎票は軽視され、その比重は現在では全票数の3%未満に低下している<sup>23</sup>。途上国の投票による意思決定力の公平性を回復するためには、合意された投票権の一定割合まで基礎票を増やす必要がある。

第2は、両機関内における途上国の発言権を拡大することである。公式にはIMFおよび世銀理事会の全メンバーが、最高責任者である専務理事や総裁を指名することになっている。しかし慣例として、欧州がIMFの専務理事の候補を擁立し、米国政府が世銀総裁の候補を出している。説明責任と透明性の拡大を公約に掲げる組織において、特権を盾に密室での秘密主義的な選考プロセスが採られているという現実、明らかに逆説的といえる。選考プロセスを開かれたものにする必要があるし、組織の将来展望に関する候補者の考え方については、多少実質を伴う選考プロセスにする必要があるだろう。また、こうした主要ポストの選考委員会を設置することで、参加と透明性をいっそう拡大することができるであろう。

もう1つの方策として、理事会における途上国の議席数を増やすことが考えられる。現在の理事会では、途上国出身の

理事は多くの国の利益を代表しているにもかかわらず、政策立案に関してわずかな情報しか持っていない。途上国の理事の数は容易に増員できるうえ、重要な政策協議の準備を手伝える技術スタッフがいれば、彼らはより多くの情報を得ることができるだろう。また、他の多くの国際機関と同様、上級レベルの女性代表が依然として少ないのも問題である(図5.3)。

これらの国際機関の性格を次の方法でより民主的にすることができる。出資割当額の役割を改訂すること、ハイレベルな意思決定プロセスでのジェンダー・バランスを改善すること、そして途上国出身の理事たちの力を強化し、最高責任者の選考に参加させることである。これらの改革は国際金融機関のイメージを変えることにもつながる。外部からの支配というこれまでの懐疑的な見方を払拭させ、途上国が意思決定において当事者意識(オーナーシップ)と責任を感じられるようにすることができる。

第3の方法は、国際金融機関に自らの行動への説明責任をより徹底して果たさせることである。これには、理事会のメンバーに対する説明責任ばかりでなく、その決定によって影響を受ける人々への説明責任も含まれる。各国の政府は、さまざまな政治制度、社会制度、司法制度によって、その説明責任を求められるような仕組みになっている。こうした制度を用いてグローバルな金融機関の説明責任もいっそう強く問う必要がある。具体的には、透明性を確保し、組織のルール、決定、政策、および行動を監視・評価することを意味する。

**透明性** 透明性は説明責任を支える柱の1つである。ところが、国際金融機関は、財産や機密情報を守り、意思決定プロセスにおける十分かつ率直な議論に悪影響を及ぼさないようにするため

には、透明性を制限しなければならないと、これまで長い間主張してきた。しかし透明性強化に向けた革命が、IMFや世銀など多くの国際機関ですでに始まっている。

世銀は他の機関に先駆けて1993年に情報公開政策を採用した。2001年までに世銀はこの方針の範囲を拡大し、重債務貧困国イニシアティブおよび貧困緩和戦略ペーパーに関連した文書も公開の対象とした。これらの文書に関する理事会の討議要約、国際開発協会(IDA)の理事による増資交渉に関するペーパーも開示対象に含まれている。2001年9月にこの情報公開政策は改正され、これまで以上に多くのプロジェクト関連文書や国別援助戦略の理事会審議の議長要約、および、セクター別戦略ペーパーも一般に公開されるようになった。また世銀の保管資料を入手する方法が整備された。

これまで大多数の情報为非公開であったIMFでは、研究調査結果が各国での活動に関する大量の文書とともに、IMFのウェブサイト上で公開されるようになった。IMFはまた各国政府に対し、情報公開の推進と政策およびIMFとの協定の公表を認めるよう迫っている(ただし政府が公開を望まない場合には、機密扱いとしなければならない)。

しかし透明性にはいまだに重大な点が欠如している。民主的な説明責任に関して最も人々の注目を集めるのは、世銀とIMFの理事会の決定である。ところが、理事会の議事録は公表されていない。票決を取らないため、票数は記録も公表されていない。これは、加盟国の国民(もしくは外部の利害関係者)が、IMFや世銀の政策に関して、理事や自国政府の責任を問うことができないことを意味する。

理事会の審議内容と理事の立場を非公開とするやり方を擁護する理由として、

非公開にすることにより、理事会の合議制、率直な意見交換、コンセンサスにより意思決定を行う能力が強化されることが挙げられる。ところが興味深いことに、イングランド銀行の通貨政策委員会は、かつて同様の主張をしていたが、その後の経験からこの主張を翻し、1998年以降、議事録と票決を記録し、会合後直ちに公表するようになった。

**モニタリングと評価** グローバル機関も大多数の機関と同様、より徹底的、効果的かつ一般にわかる方法で業務を評価するよう、出資国、加盟国、NGO、批評家から常に圧力をかけられている。たとえば、外部の独立機関による詳しい調査を行ったり、常時、内部モニタリングを実施するなどの方法である。1999年5月、国連は、事務総長が外部機関に委託したルワンダ政策の批判的評価結果を公表した。これを契機として、国際金融機関は自らの業務の批判的評価を独立機関に委ね、その結果を公表することになるのではないかとという新たな期待が高まっている。

同様にIMF理事会は、外部機関による拡大構造調整融資と調査研究の評価を公表した。また最近になって、独立評価局という独立性の強い部局を設置した。世銀の業務評価局ではなおいっそう包括的な評価が行われている。同局は世銀の一部であり、世銀の政策、プロセス、貸し付け業務の開発効果と実績を評定し、直接理事会に報告している。

評価の有効性を確保するためには、これらの評価結果すべてを公表し、追跡し、調査するとともに、必要な改革を実行しなければならない。情性に流れている大規模な組織では、これが特に重要である。

外部機関による組織の活動内容の評価が公表されなければ、組織の責任遂行状況を一般市民が判断することが難しいば



国際機関における最も新しい形の説明責任は、透明性と評価にとどまらず、より積極的かつ参加型になっている。これは、司法スタイルの説明責任と表現するのがふさわしい。

かりでなく、変革の必要性を認識している内部の者に外部から支援の手を差し伸べることもできない。批判的な報告書を公表することにより、組織は公の目と外圧をきっかけとして変革を起こすことが可能になり、組織内の無気力や既得権を排除することにつながる。これらの理由によりIMFは、内部監査局、すなわち業務スタッフによる内部評価の結果を公表しないという従来の方針を見直す可能性もある。同様に世銀も業務評価局の評価結果を全面的に公表することを検討する可能性がある(1993年より「開発効果に関する年次評価(Annual Review of Development Effectiveness)」がいくつかの特定プロジェクトの評価報告の要約とともに公表されている)。

**司法スタイルの説明責任** 国際機関における最も新しい形の説明責任は、透明性と評価にとどまらず、より積極的かつ参加型になっている。これは、司法スタイルの説明責任と表現するのがふさわしい。法廷やオンブズマン、その他の是正プロセスを通じて、国内で国民が政府の責任を追及することが可能になったように、国際レベルでも類似の方法によって国際機関の責任を追及しようとする動きが出始めている。この形の説明責任は、権限の範囲内で、しかも業務規則に従った行動を組織に対して徹底させることを意図したものである。司法スタイルの説明責任は、具体的な行動や決定を調査し、ルール違反に人々の関心を集めることになるが、不適正な決定を是正するわけではない。だが、違反や不正を公表し、組織に決定の再考を促すことはできる。

司法スタイルの責任追及に向けた最も注目すべき最近の進展として、世銀内に1993年に設置された貸し付けを調査する査察パネル、および、1999年に国際金融公社(IFC)と多数国間投資保証機関

(MIGA)の業務を調査する目的で設置された規則遵守アドバイザー/オンブズマン局(Compliance Advisor/Ombudsmen's Office)がある。査察パネルは、一般市民による不服申し立てを調査する機関である。その際、市民や申し立て者は、次の点を示さなければならない。

- ・プロジェクト地域に居住しているか、またはその住民を代表しており、プロジェクト活動によって悪影響を被る可能性がある。
- ・世銀の政策と手続きが果たされなかったことによって、危害を実際に被ったか、被る可能性があると考えられる。
- ・懸念事項について世銀の(プロジェクト)責任者と協議したが、協議結果に満足していない。

査察パネルは、不服申し立てに対する世銀の(プロジェクト)責任者の対応を考慮しながら当該申し立ての事前審査を行う。次に世銀の理事会に対し、パネルが詳細な調査を開始する旨を勧告することができる。この調査開始を指示する権限、および、パネルの調査結果と世銀の責任者の勧告に基づいて最終的な決定を下す権限は理事会にある。

規則遵守アドバイザー/オンブズマン局は、出資者、NGO、民間企業代表者との協議に基づいて設置された。ここでは、国際金融公社と多数国間投資保証機関から融資を受けたプロジェクトによって環境上、または、社会的な影響を直接受けた人々の問題や不服に対応するために、実行可能で建設的な方法を模索することをめざしている。同局の業務は対話、仲介、調停に重点を置いている。同局は勧告を行う権限を持つが、裁判官や法廷、あるいは警察の役割を果たすわけではない。

この2つの試験的取り組みはどちらも、業務遂行上の詳細な原則や手順の整備、すなわち両機関の説明責任を追及す

るうえでの基準、の整備へとつながった。この点において、これらの取り組みは透明性を高め、モニタリングと評価の機会を増すことになった。

司法スタイルの責任追及には、特に途上国にとっていくつかの制約がある。第1に、誰もがこの手続きを利用するうえで対等の立場にあるわけではないということである。不服を正式に申し立てる際だけでなく、そのような訴えが起こされるかもしれないという脅威によって、国際機関の職員に自らの権限と組織のルールを自覚させるうえでも、誰もが対等の立場にあるわけではない。多くの場合、途上国の人々は、申し立ての手続きでも資金面でも先進国NGOの支援に頼っている。しかし、先進国のNGOを通して、先進国の人々が最も懸念を抱いている問題や分野が主張されるため、先進国のNGOが果たす役割に説明責任を追及する場を歪めてしまう危険性が潜んでいる、と批判する人々がいる。そのため、こうしたNGOの注意をひかない途上国の人々は放置されることになる。さらなるリスクとしては、世銀の査察パネルなどの公的プロセスが、プロジェクトによって直接影響を受ける人々の生活を徐々に改善していく地道な取り組みによってではなく、対決や暴露合戦を通じてメディアに大々的に取り上げられることを望む先進国NGOによってねじ曲げられてしまうことである。

第2の制約は、司法スタイルの責任追及が、ルールと比較して軽微な技術的欠陥があるというだけで「良い決定(good-decisions)」を攻撃するのに利用される可能性があるということである。このような攻撃を受ければ、時間と費用が浪費されることになり、国際機関の本来的目的からそれたところに資源が使われることになる。このため、不服申し立てに関し、詳細な調査を開始するかどう

かの判断基準が重要になる。

第3に、司法スタイルの説明責任は、国際機関がその政策や業務規則に適合しているか否かを調べるものであり、その政策や規則の質や目的を裁くものではないということである。また、優れた政策や規則を作る意思決定者の責任に取って代わるものでもなく、その責任の遂行を要求する手段となるものでもない。不適切であってもそれが規則に従っていれば、決定が下されるのを阻止したり、その責任を追及することはできない。ということは、規則の質に対する説明責任は、別の手段によって追及しなければならないということを意味する。

第4に、司法スタイルの説明責任は、当事者の意思を反映していない不十分な意思決定、すなわち不適切な意思決定の問題を解決するわけではないということである。しかし、精査と監視を行う新しい制度があれば、グローバルな組織の透明性と監視を強化し、普及させることができる。また、生活に影響を受けながらも発言権のほとんどない人々に、これらの組織を改善する何らかの手段を提供することができる。

#### 国連において民主主義の原則を推進する

国連における包括性と民主主義の拡大を求める主張は、国連の代表制の基礎を拡大する要求へとつながっていった。国連改革案は3つの領域に絞られている。

第1は、国連システムにおける代表制の拡大である。すなわち発言者の多元化を図ることにより、国連が政府や官僚だけのための組織であると見なされないようにすることである。市民によって直接選出される欧州議会に似た、全世界の市民が代表を選出する「市民総会」といったものを創設する提案が出されている。加えて、国連総会や経済社会理事会、安全保障理事会の審議に市民社会組織の参加

先進国のNGOを通して、先進国の人々が最も懸念を抱いている問題や分野が主張されるため、先進国のNGOが果たす役割は説明責任を追及する場を歪めてしまう危険性が潜んでいる、と批判する人々がいる。



を認める提案もある。

第2の改革案は、いっそう民主的な意思決定手続きを持つ組織をめざして、国際機関内の権力を変えることに重点を置いている。こうした改革は、少数の国が意思決定を支配するような組織における権力の不均衡を是正することになる。皮肉なことに、国連の中で最も平等な代表制がとられている総会と経済社会理事会が、最も力が弱いと一般に考えられている。特に経済的、社会的問題については、権力と影響力の大半が資金の潤沢な世銀とIMFに移ってしまった。

これは1つには、国連への主要拠出国である力のある先進国が、途上国によ

て支配されている国連総会や経済社会理事会に実権を握らせることを嫌っているからである。グローバル・ガバナンスは、究極的には力と原則の均衡、および、有効性と正統性の均衡をとらなければならない。この点を認識し、経済社会分野における国連の役割を強化するための提案が出された。新たに経済安全保障理事会を創設しようという提案で、これは世界の主要大国の支持が必要であることを認識したうえで、国連の役割を強化しようとするものである (BOX 5.5)。

第3の改革案は、基本的に非民主的であると見られている国連の手続きを撤廃もしくは縮小することを狙っている。中

BOX 5.5 経済安全保障理事会の設置を再考する

【人間開発報告書1994】は、国連経済安全保障理事会の設置を提案した。同様のアイデアをグローバル・ガバナンス委員会が1995年に、Stewart and Dawsが2000年に、ごく最近では2001年に国連大学がそれぞれ打ち出している。【人間開発報告書1994】の提言を以下に引用する。

「『持続可能な人間開発』に果たす国連の役割をさらに強化する方法として、『経済安全保障理事会』の創設が考えられる。これは、地球規模の人間安全保障に対する脅威を再検討し、必要な行動を合議する最高レベルの意思決定機関である。

理事会の規模は、小さくて小回りがきくものにする必要がある。理事国の定数は、主要先進国と人口の多い開発途上国からなる常任理事国を11カ国とし、そのほかにさまざまな地理的・政治的基盤から交替制で選出される非常任理事国11カ国を加える。

経済安全保障理事会の投票では拒否権を設けるべきではない。しかし、すべての参加国に自分たちの正当な利益が守られているという安心感を与えるために、理事会での決定はすべて、全理事国の単純多数決だけでなく、先進国・開発途上国の双方が過半数で承認することが必要である。国連各機関の活動を調整するほか、経済安全保障理事会はすべての国際的・地理的な金融機関の政策の方向を監視する役割も果たすことになるだろう。理事会は、決定事項を効果的に実施するために、先に提案した地球規模の人間安全保障基金を利用できるようにすることが必要である。また理事会審議用の、さまざまな政策案を作成する専門の事務局も設ける必要がある。

そこまで思い切った改革ではなくても、現在の安全保障理事会の権限を拡大し、軍事的な脅威に加えて経済的・社会的危機がもたらす平和への脅威についても討議できるように

する方法も考えられる。」

この提案の後、エイズが人間の安全保障に及ぼす広範囲の影響を懸念して2000年に国連安全保障理事会がHIV/エイズ会合を行うなど、提案の趣旨に沿った進展が多少なりとも見られた。しかし国連を社会経済開発に対して大きな影響力を持つ機関にしたいという当初の意図を、再び活性化させようとして出されたその他の提案と同様、経済安全保障理事会をめぐる動きは、遅々として進まない。経済社会政策に関する実権は世銀やIMFに移りつつあり、国連機関にはごく小さな役割しか託されなくなった流れを逆転させたいというのが、これらさまざまな提案がめざすところである。また経済安全保障理事会といった機関を設置することにより、何年にもわたり、しばしば対立してきた多くの国連機関の間の調整を改善したいという狙いもある。

出典：Commission on Global Governance 1995；Nayyar 2001；Stewart and Daws 2000；UNDP 1994, p.84

表5.2 国連安全保障理事会での拒否権の行使はほとんどなくなってきた

期間	中国 <sup>a</sup>	フランス	ロシア連邦	英国	米国	合計
合計	5	18	120	32	74	249
2001	—	—	—	—	2	2
2000	—	—	—	—	—	0
1999	1	—	—	—	—	1
1998	—	—	—	—	—	0
1997	1	—	—	—	2	3
1996	—	—	—	—	—	0
1986-95	—	3	2	8	24	37
1976-85	—	9	6	11	34	60
1966-75	2	2	7	10	12	33
1956-65	—	2	26	3	—	31
1946-55	1	2	79	—	—	82

a. 1946-1971年の期間、安全保障理事会における中国の議席は、中華民国(台湾)によって占められていた。

出典：Global Policy Forum 2002a

表5.3 国連安全保障理事会で拒否権が行使された議案はわずかである 1999-2001年

採択日	拒否権行使国	投票(賛成-拒否-反対または棄権)	議案
2001年12月14日	米国	12-1-2	パレスチナ支配地からのイスラエル軍撤退および文民に対するテロ行為の非難
2001年3月27日	米国	9-1-5	パレスチナ文民の保護を目的とする国連監視団の設置
1999年2月25日	中国	13-1-1	マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国における国連平和維持活動の延長
1997年3月21日	米国	13-1-1	イスラエルの、東エルサレムのジャバル・アブ・グネイム (Jabal Abu Ghneim) における入植地建設の即時停止を求める要求
1997年3月7日	米国	14-1-0	イスラエルに対し東エルサレムの入植活動自粛を求める許可
1997年1月10日	中国	14-1-0	グアテマラの停戦合意を検証する155名からなる監視団の派遣
1995年5月17日	米国	14-1-0	アラブ占領地(東エルサレム)に関する議案
1994年12月2日	ロシア連邦	13-1-1	ボスニア・ヘルツェゴビナと旧ユーゴスラビア間の物資輸送に関する議案
1993年5月11日	ロシア連邦	14-1-0	キプロス(財政)問題
1990年5月31日	米国	不明	アラブ占領地に関する議案
1990年1月17日	米国	不明	パナマにおける外交特権侵害に関する議案

出典：Global Policy Forum 2002d

でも安全保障理事会における拒否権の発動が特に問題になっている。その根拠は、同理事会の常任理事国5カ国に拒否権を与えることが、世界の人々を一級市民と二級市民に二分することになる、というものである。近年、平和維持活動の急速な拡大によって安保理に注目が集ま

っている(第4章)。常任理事国の間でほとんど対立がなかったため、拒否権によって安保理の最近の積極的行動主義が妨げられることはなかった(表5.2)。稀に拒否権が行使されることはあっても、それはごく一部の問題に限られている(表5.3)。



BOX 5.6 国際連合か、それとも5カ国連合か。国連安全保障理事会の改革

国連安全保障理事会の改革は1979年以來、国連総会の議題に上ってきた。しかし冷戦終結以降、安保理がその機能をより効果的に果たせるようになったので、特にこの改革をめぐる議論が脚光を浴びるようになった。1988年の時点で安保理が採択した決議案は13件に過ぎなかったが、1992年には93の決議を採択した。この新たな積極主義、特に平和創造や平和維持などの活動における積極的な関与に伴い、先進国と途上国の両方から安保理の代表制の公平化、説明責任の強化、透明化を求める声が強まってきた。

国連事務総長は1992年、加盟国に対して安保理改革に関する意見提出を求め、80カ国がこれに応じた。総会はこの以降、期限を定めない作業部会を設置して安全保障理事国の拡大やその他の提案など、あらゆる側面を検討してきた。改革案は加盟国ばかりでなく、安保理に関するNGOの作業部会（ワーキング・グループ）や、グローバル・ガバナンス委員会などの独立系シンクタンクなど、市民社会からも出された。すべての改革案は安保理の拡大と拒否権の制限の2点に集中している。

しかし、常任理事国の5カ国は体制維持を支持していたため、コンセンサスは得られず、どちらの改革案についても進展が見られなかった。中には、常任理事国と非常任理事国の両方とも増やすことを提案するものもあった。また、ドイツ、インド、日本は常任理事国の椅子を勝ち取ろうと、共同で働きかけを行った。

しかし、常任理事国の数を増やすことに反対した国も数カ国あった。その他、多くの国々は、安全保障理

事国を増やすことには賛成したが、各地域に議席数を割り当て、定期的に改選する持ち回り制にするとした。アフリカ、アジア、東欧、ラテンアメリカの国々の代表を安保理に加えることについては広い範囲の合意が得られたものの、どの国が地域を代表すべきかが、難しい問題になっている。たとえばアルゼンチンとブラジルの間、あるいは、インドとパキスタンの間で、代表を選ぶにはどうしたらよいかといった問題である。

拒否権の力を制限する改革案も、議論を呼んでいる。グローバル・ガバナンス委員会や国連50周年カナダ委員会（Canadian Committee for the 50th Anniversary of the United Nations）などは、新しい常任理事国には拒否権を付与すべきではないと強硬に主張する。しかし多くの国は、これが安全保障理事国を第1等国と第2等国に分ける新しい形の差別につながるものと見ている。カナダ委員会はまた、決議案を停止させるには二重、三重の拒否権発動を視野に入れる可能性を示し、拒否権の行使できる議案を、憲章の改正および国連事務総長の任命に限定することを提案した。

フォード財団は代案として、平和維持活動および強制措置をめぐる議案についてだけ拒否権を発動できるようにすることを提案した。グローバル・ガバナンス委員会は二段階の改革プロセスを提言した。まず第1段階では5カ国の常任理事国が拒否権行使の自粛に合意したうえで、拒否権を持たない新メンバーを加える。第2段階では、常任理事国5カ国は拒否権を行使しないことに慣れるであろうから、拒否権の廃止に賛成す

るようになるというものである。この提案は、常任理事国が最近拒否権行使の回避に向けてこれまで以上に努力しているという事実にもとづくものである。

拒否権をめぐる議論は、国連が世界で果たす役割に関するより広範囲の懸念を象徴している。一極集中の進んだ世界において、国連は一握りの主要大国の外交政策の道具と化してしまつたと多くの批評家が批判している。これに関連して、国際社会の意思は、国連をより民主的な組織にする手続きにもとづいて形成されるべきであるという考えがある。世界の力の分布に不均衡がある現状を考えると、国連組織の民主化はこれまでの成果が精一杯であろう。しかし、さまざまな国際機関が設立以来初めて積極的に民主主義を推進している今日では、国際機関における意思決定は、以前に比べ厳しい監視の目にさらされるようになってきている。安保理は、オーストラリア、カナダ、スウェーデンからの強い圧力を受けて、以前に比べ開かれた透明な組織へと変貌した。情報も制限されることが少なくなった。たとえば安保理の議題は会議の開催に先立って公表され、非理事国は特定の問題についてロビー活動ができるようになった。総会への情報の流れも改善した。しかし安保理は、主に少数の大国の出先機関として機能しており、第二次世界大戦時の時代遅れの遺物であるという認識が今もなお広く浸透している。拒否権の廃止など、広範囲にわたる改革案にほとんど、あるいはまったく進展が見られなければ、このような認識は今後も変わらないであろう。

それでも安保理の秘密主義的なプロセスと5常任理事国の拒否権は、繰り返しの批判的となってきた。一部のプロセスでは透明化に向けての進展は見られたが、より広範囲な改革に向けた提案は、放置されたままになっている（BOX 5.6）。今後、改革への圧力はますます高まるものと見られる。

世界貿易機関（WTO）において民主主義の原則を推進する

グローバルな貿易の進展がもたらす計り知れない多大な恩恵を否定する人はほとんどいない。この1年、ドーハで開催された世界貿易機関（WTO）の会議と中国のWTO加盟は、この組織が世界の最貧層の生活を改善する大きな可能性を持っていることを浮き彫りにした。大多数の途上国は、すべての人々の利益のためにグローバル市場を開かれたものにする、という多国間交渉の原則を支持している。しかし多くの国の間に、WTO協定、特にその協定の交渉方法についての懸念がひろがっている。

WTOは全加盟国が議席と投票権を持っているが、実際の意思決定は「舞台裏（green room）」で行われている。つまり、事務局長によって召集される少数グループの会合で決定が行われ、カナダ、欧州連合、日本、米国の意向によって大きく左右される。通常、ほとんどの途上国はこの会合に参加できない。

数年前までは、一般市民もまたまったく知る術がなかった。大多数の人はWTOでどのような交渉が行われているのかほとんど知らずにいたうえ、それがどのような意味を持つのかについても知ることができなかった。今日でも、たとえ自国がWTO加盟国としてWTO交渉の結果として得られた合意にもとづいて自国の政策の変更、それも時としては重大な変更を強いられようとも、多くの議

員や政治家は、そうした重要なWTO交渉について無知のようである。

しかし最近では、途上国および先進国の市民社会組織がWTOの問題に深く関わるようになってきた。労働組合をはじめ、開発や貧困や環境問題に取り組んでいる団体は、その主義主張を追求するために、WTOを活用しようとしている。また、WTOは、WTO内でのNGO活動の結果としてというよりも、むしろNGOの活動がきっかけとなって起こったWTOに対する公の批判によって、NGOの影響を痛感している。

1993年インドのバンガロールで、50万人の農民が参加した集会が開かれ、WTOのウルグアイ・ラウンド協定を拒否することを誓い合った<sup>25</sup>。フランスの農民団体もWTOの農業協定に抗議する大規模な集会を開催した。さらに環境団体や消費者団体もWTO協定が環境や食品の安全基準を脅す可能性があることを強く訴えた。こうした活動などの結果として、WTO事務局および加盟国の多くは、より直接的に市民社会組織と協力し始め、そのことがWTO内部での政策対話や交渉プロセスに役立った。

WTOのコンセンサス方式は原則として、全加盟国に拒否権を与えている。こうした意思決定プロセスと、途上国にも付与されている権限によって、多くの加盟国が米国のシムラでの1999年の閣僚会議で、議題に労働基準を含めることに異議を唱えることが可能になった。しかし「コンセンサス」方式の意思決定が超大国間の裏取引によって支えられていることから、頻繁に不満が生じている。

WTOは、ほとんどの途上国メンバーが交渉や意思決定に事実上参加できないこと等から、最も透明性の低い国際機関の1つであると非難されている。決定は「1国1票」制にもとづいて、コンセンサスにより行われており、WTOは民主

出典：Paul 1995, 2001；UNAC 1995；Global Policy Forum 2002c；Commission on Global Governance 1995；Thakur and Newman 2000



表5.4  
WTO本部にはアフリカの代表がほとんどいない

国の数	代表者の数
15	1
16	1 to 3
6	4 to 6

注：2001年8月現在  
出典：CUTS-ARC 2001

的な意思決定を行っているように見える。決定は、一般理事会、または、TRIPS理事会や農業委員会などの補助機関の代表により下される。また、主要事項は、通常2年ごとに開催される閣僚会議で決議されるか、もしくはその承認が必要となる。

しかし実際には、WTOは少数の主要先進国によって支配されており、途上国の最も貧しい国々は代表権や交渉力をほとんど、または、まったく持っていない。2000年にはジュネーブのWTO本部に、非常に小さな国であるモーリシャスが5人の代表を送っていたのに対し、15カ国ものアフリカ諸国が1人も代表を送っていなかった(表5.4)。WTOはこうした格差を是正するために、途上国の交渉を支援する技術援助部を設置することにした。

WTOにおける発言力拡大の要求は、国際交渉が公平な代表制のもとに行われていないという最近の歴史を反映したものである。世界人口に占める割合で見ると、人間開発の低・中位国は、植物遺伝子資源に関する国際条約など、国際条約の交渉において正当に代表されてはいない(図5.4)。WTOの意思決定方法をより抜本的に改革するためには、WTOシステムにおける透明性と参加の改善案を検討する必要がある。

第1に、WTOの協議、討議、交渉、意思決定を真に透明かつ民主的で、参加型のものにする必要がある。WTOで計画実施されている討議や交渉を公表し、

全加盟国が参加できるようにしなければならない。加盟国のさまざまな立場が公正に代表されるには、全加盟国の完全な参加と効率の良い代表制とが両立できる交渉システムをつくるよう配慮しなければならない。バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書は、こうしたシステムの興味深いモデルとなっている(BOX 5.7)。

第2に、WTOは不偏でなければならない。特に途上国を無視して大国寄りの立場をとっていると見られてはならない。WTO加盟国の大多数は発展途上国や移行経済国・地域であるという事実を反映したシステムを採用すべきである。これらの国や地域は、公正でバランスのとれた多国間システムについて、少なくとも先進国と同等の利害関係を持っている。また途上国が自らの利益を声に出し、自らの権利を行使できる手続きが採用されなければならない。加えて、WTO事務局、とりわけ上級ポストに途上国出身者を起用すべきである。

第3に、各国の民主的プロセスに関して、WTO、その他の国際機関においても透明性を実現すべきである。WTO、その他の国際機関における協議の進展について、各国の議員に常に情報を提供しておく必要がある。そして、WTOでの協議の進展が、各国の国内政策や実施に影響を与える可能性がある場合は、それらについて議論すべきである。開かれた議論は、悪影響を受けるグループの抵抗にあう可能性があるが、そのプロセスによって、貿易の自由化に対する政治的正統性(political legitimacy)を創り出すことができる。事実、インドにはそのような事例がある。一部のグループが貿易自由化に現在もなお反対しているが、開かれた論争は複数の主要政党の間に強力な支持基盤を創り出している。

BOX 5.7 バイオセーフティ議定書—包括的なグローバル・ガバナンスのモデルか

グローバルな交渉は近年盛んに行われており、その重要性は増す一方である。その結果、人々は現在進行中のさまざまな交渉を比較し、より透明かつ民主的な交渉モデルを模索するようになった。特に多くの会議がすべての参加国に、より公平な発言権を与える方法を模索している。生物多様性条約の下で策定されたカルタヘナ・バイオセーフティ議定書は、その好例といえる。

議定書の交渉は1996年に開始され2000年に終結した。交渉期間が目前に迫っても対立の溝が収まらず、会談は物別れに終わるのではないかとこの危惧が広がったこともあった。しかし透明で斬新な方法を採り入れたうえ、議長は積極的かつ公平無私な動きがあったおかげで、国際法において最も議論となった交渉の1つが成功裏に終結することになった。

コロンビアのファン・マイル・マルドナド環境相は1999年2月にカルタヘナで開催された生物多様性条約締結国特別会議の議長に就任した際、新しい議事運営方法を導入した。議長はこの方法を1999年9月にウィーンで開かれた締結国の非公式協議

および2000年1月にモントリオールで再開された締結国特別会議にも終始一貫して採用し続けた。

この方法の主な特徴を次に挙げよう。

- ・地域や所得ではなく、利害や立場によって参加国のグループ分けを行った。とりわけ重要なポイントは、同じ考え方を持つ国々を同じグループに分類したことであり、その結果大多数の途上国が1つのグループにまとまったが、異なる立場の少数の途上国は、別のグループに所属することができた。従来、途上国は「途上国」77カ国グループと中国の傘の下に一致団結するのが常であったが、この慣例が破られたことになる。

- ・各グループから、スポークスマンの役割を果たす代表を各グループに所属する締結国の数に応じて選ぶ。この方法により、より公平な意見代表を実現することができた。

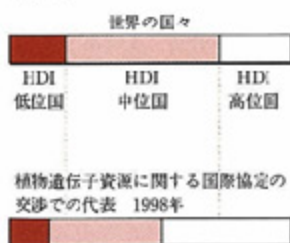
- ・折衝自体はグループのスポークスマンの間で行うが、すべての締結国が協議に出席することができる。したがって、会議は透明性が確保され、締結国すべてに開かれたものとなった。

- ・非政府組織(NGO)の参加を奨励する。ウィーンでは議長がNGOおよび企業のそれぞれと個別に話し合いの場を持った。交渉の進行状況を知りたいというNGOの要請に応え、政府協議の会議場の隣室に協議を聞くことのできる装置が設置された。したがってNGOと国際機関の代表は討議の一部始終を聞くことができた。モントリオールではメディアを含め全オブザーバーが全体セッションを傍聴することができた。

これらの新しいやり方によって、複雑で激しい対立もしばしば見せた議定書交渉は成功に終わった。また時には相反する3つの優先課題、すなわち、全締結国が参加すること、膨大な数の国と国との間の交渉を時間制限のある中で進めること、締結国が協議内容を把握するのに必要な情報を得られるよう透明性と公開性を確保すること、のバランスをとることにつながった。この新しいアプローチはNGOへの情報の流れを改善することにもなり、NGOの参加をより拡大した。

出典：Ling 2000；Khor 2002

図5.4  
国際交渉では誰の声がよく通るか



植物遺伝子資源に関する国際協定の交渉での代表 1998年  
出典：UNDP 2000a

民主主義の深化—グローバルな最優先課題と、各国の最優先課題

本章では、民主的プロセスを地球規模で前進させることのできるさまざまな方法を含め、多くの改革案を提示した。その中には、国際機関における具体的な改革を推進することをめざした、代表制、透明性、説明責任を向上させる方法も含まれている。

より多くの参加と代表を求める要求に

意義を唱える従来の主張は、意思決定が円滑に進まず機能しなくなるというものである。しかし、この見方は新しい現実に合わせて変えていく必要がある。国連、IMF、世銀、WTOのすべての機関が、多くの場合参加と代表の強化なくして前進は不可能であるということを悟った。

国際機関は、さまざまな地球公共財を提供し、全世界に対しその厳格な遵守を求めることを期待されている。これらの機関は、途上国、先進国を問わずすべて



の人々に対し、グローバルな目標の実現を約束し、その約束に従って行動することを要求する。このような約束と行動は、国際機関が正統と見なされて初めて達成可能である。このことは、国際機関が世界のあらゆるグループの利益を反映したものでなければならないとか、反映できるということの意味するわけではない。そうではなく、これらの機関が多様な利害を考慮に入れて、公平かつ公正な方法でそれらの利害を調整しなければならないことを意味している。

グローバルに民主主義を深めるためには、広範囲の市民社会組織や行為主体（アクター）に政治参加の場を拡大すること、そして途上国を国際機関の意思決定にいつそう深く参加させることが必要である。これらの目標を達成する努力は、グローバルな力の構造の現実に立ち向かわなければならない。しかし、主流から疎外され、取り残された人々にいつそう大きな声を与える、より包括的かつ

全世界的な協力を通じて先進国と途上国の両方が、今まで以上に大きな恩恵を受けられる可能性は、そうした努力によって開かれるのである。

本当に民主主義を深化できるか否かは、改革が自らの利益になることを認識している大国の市民や政府に大きくかかっている。しかし相互依存が進むこの世界において、改革によって利益がもたらされることは、ますます明らかになりつつある。国際機関は途上国や移行経済国において、民主主義とその原則を推進している。それは大きな前進である。しかし国際機関によるこうした努力は、国際機関そのものにおける民主主義、透明性、説明責任の拡大を伴わなければ成功しないのは当然である。この二重のプロセス、すなわち国内と地球規模の両レベルで民主主義を深めていくことに、全世界の人々の生活を変容させる可能性が秘められている。

## 後注

### 人間開発のバランスシート

1. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。Marshall and Jaggers 2000, p.12によると、Polityの評点が3以上の変動した場合は有意であると考えられる。1980年のソビエト連邦加盟国の評点は3以上であった。
2. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
3. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
4. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
5. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
6. Anheier, Glasius and Kaldor 2001.
7. 指標表29.
8. Kendig 1999.
9. Freedom House 2000.
10. UNESCO 1999b.
11. Freedom House 2000.
12. Cooper 2002 and CPJ 2002.
13. UNOHCHR 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
14. Freedom House 2002. 数字は、「自由ではない」または「一部自由」とされた国の数。
15. UNOHCHR 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
16. 指標表23.
17. 指標表23.
18. Global Polity Forum 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
19. IMF 2002, World Bank 2001bをもとに人間開発報告書事務局が計算。
20. World Bank 2002c.
21. World Bank 2002c.
22. Milanovic 2001.
23. World Bank 2002c.
24. 指標表12.
25. 指標表12.
26. 指標表12.
27. Nua Publish 2002.
28. Nua Publish 2002.
29. WHO, UNICEF and WSSCC 2000.
30. 付属表A1.3.
31. UNICEF 2002.
32. FAO 2001.
33. UNAIDS 2000a.
34. UNAIDS 2001.
35. 指標表8.
36. WHO 1997.
37. Hanger Project 2002.

38. UNICEF 2002.
39. UNESCO 2000.
40. 付属表A1.3.
41. UNESCO 2000.
42. 付属表A.1.3.
43. 付属表A.1.3.
44. UNESCO 2000.
45. Filmer 1999.
46. UN 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
47. Marshall 2000.
48. Laurenti 2002.
49. Marshall 2000をもとに人間開発報告書事務局が計算。
50. Marshall 2000をもとに人間開発報告書事務局が計算。
51. 指標表20, UNHCR 2001をもとに人間開発報告書事務局が計算。
52. UNICEF 1996.
53. UNHCR 2001a.
54. ICBL 2001.
55. ICBL 2001.

### 第1章

1. World Bank 2002c.
2. UNESCO 2000, p. 9.
3. WHO, UNICEF and WSSCC 2000, p. v.
4. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。Marshall and Jaggers 2000, p.12によると、Polityの評点が3以上の変動した場合は有意であると考えられる。1980年のソビエト連邦加盟国の評点は3以上であった。
5. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
6. Ceppen and Vaupel 2002.
7. Milanovic 2001.
8. WHO 1997.
9. WHO 2001をもとに人間開発報告書事務局が計算。
10. WHO 2002a.
11. World Bank 2002c.
12. UNICEF 2002, p. 10.
13. Freedom House 2002.
14. Freedom House 2002. 数字は、「自由ではない」または「一部自由」とされた国の数。
15. Marshall 2000をもとに人間開発報告書事務局が計算。
16. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
17. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。Marshall and Jaggers 2000, p.12によると、Polity



の評点が3以上変動した場合は有意であると考えられる。1980年のソビエト連邦加盟国の評点は3以上であった。

18. Huntington 1991.
19. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
20. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
21. Polity IV 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。Polityの評点が6以上は、完全な民主制を意味する。
22. Carothers 2002.
23. 指標表23.
24. Marshall 2000をもとに人間開発報告書事務局が計算。
25. UNHCR 2000.
26. UNICEF 1996.
27. UNHCR 2001a, p. 1.
28. Stewart and Fitzgerald 2000.
29. Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict 1997, p. 20.
30. UNHCR 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。邦国難民および庇護申請者に加え、UNHCRの対象外では、移民、国籍のない人々その他を含む。
31. 指標表20, UNHCR 2001, p.4をもとに人間開発報告書事務局が計算。
32. UN 2001c, 第2段落。
33. UN 2000b, pp. 56-58.
34. Hanmer and Naschold 2000.
35. Dollar and Kraay 2001.
36. Dikhanov and Ward 2001. 著者は、1970年の0.211から1999年の0.267へと世界で国内タイル不平等指数が、着実に増加していることを指摘している。
37. Cornia and Kiiiski 2001.
38. Cornia and Court 2001.
39. UNDP 2000b.
40. UNDP 1999b.
41. UNDP 1998.
42. 指標表3をもとに人間開発報告書事務局が計算。
43. FAO 2001.
44. FAO 2001.
45. UNESCO 2000, pp. 8-9.
46. Filmer 1999.
47. UNESCO 2000.
48. Hunger Project 2002.
49. Filmer 1999.
50. World Bank 2001e, p. 80.
51. OECD and UNESCO Institute for Statistics 2001.
52. Wilms 1999.
53. UNICEF 2002.
54. UNICEF 2002, p. 11.
55. UNICEF 2002, p. 12.
56. UNAIDS 2001.
57. UNDESA 2001.
58. UNAIDS 2000b.
59. UNAIDS 2000b, p. 32.
60. UNAIDS 2000b, p. 27.
61. UNAIDS 2000b.
62. UNAIDS 2001.
63. UNAIDS 2000a.
64. WHO 2000a.
65. WHO 2000a.
66. WHO 2000a.
67. WHO 2001.

68. WHO 2000a.
69. Sachs 2001, p. 25.
70. WHO 2001.
71. CDIA 2001.
72. UNCCD 2002.
73. UNCCD 2002.
74. WHO, UNICEF and WSSCC 2000, p. v.
75. WHO, UNICEF and WSSCC 2000.
76. WHO, UNICEF and WSSCC 2000, p. 34.
77. WHO, UNICEF and WSSCC 2000, p. v.
78. ギリシャは1990年のデータがないため、図L17には含まれていない。
79. Lason 2002.
80. EU 2002.
81. Open Society Institute 2001, p. 9.
82. Bill and Melinda Gates Foundation 2002.
83. World Bank 2002d.
84. World Bank 2002d.
85. Morrissey 2002.
86. Naschold 2002.
87. World Bank 2002c.
88. Mehrotra 2001.
89. World Bank 2002c.
90. Atkinson 1999, pp. 5-7の議論を参照。

## 第2章

1. UN 1998.
2. Court and Hyden 2000, 2001; Mahub ul Haq Human Development Centre 1999; UNDP 2001e, 2002c; Kaufmann, Kraay and Zoido-Lobaton 1999, 2002.
3. UNDP 1990, p. 9.
4. UNDP 2000a.
5. 開発に対する「潜在能力 (capabilities) アプローチ」と、その応用である人間開発は、何を価値ある目的とするかの最終的定義を社会的価値および個人的価値に預けている。センによれば、民主主義は、社会における優先課題の決定に欠かすことのできない条件である。(Nussbaum and Sen 1993)
6. Schmitter and Karl 1991.
7. Schmitter and Karl 1991.
8. Polity IV 2002.
9. Przeworski and others 2000; Alvarez and others 2002.
10. Baro 1997.
11. Przeworski and others 2000.
12. Przeworski 2000.
13. Baro 1991.
14. Sen 2000, p. 181.
15. Sen 2000.
16. Przeworski and others 2000.
17. Commission for Racial Equality 2001.
18. World Bank 2001e.
19. Przeworski 1998.
20. Karl forthcoming.
21. Quibria 2002.

## 第3章

1. Tanzi, Chu and Gupta 1999, p. 1.
2. Polity IV 2002にもとづく人間開発報告書事務局の計算。Marshall and Jaggers 2000, p.12によると、Polityの評点が3以上変動した場合は有意であると考えられる。1980年のソビエト連邦加盟国の評点は3以上であった。
3. Polity IV 2002にもとづく。
4. Zakaria 1997.

5. Carthers 1999.
6. Latinobarometro 2002. データは、17カ国のラテンアメリカで総数1万8000人の都市住民(各国それぞれ1000人から1200人を対象)にザリの非営利NGO, Corporación Latinobarometroが行った聞き取り調査から得たもの。調査は1995年以来毎年行われている。
7. Gallup Internacional 1999.
8. UNDP 1999c.
9. Goetz and Jenkins 2002.
10. Goetz and Jenkins 2002.
11. Freedom House 2001, p. 123.
12. Freedom House 2001, p. 244.
13. ACE Project 2001a.
14. von Alemann 2000.
15. ACE Project 2001a.
16. International IDEA 近刊, *Business Week* 2000; Hooper 2000.
17. Mitchell and Glickman 2002.
18. Center for Responsive Politics 2002.
19. ACE Project 2001a.
20. Deininger 1999.
21. UNDP 2001b, p. 45.
22. UNDP 2001b.
23. Mehrotra 2002.
24. Mahub ul Haq Human Development Centre 1999.
25. International IDEA 2002a.
26. Marra Lagos 2001.
27. Fomunyoh 2001 p. 48.
28. ACE Project 2001b.
29. NDI 2001.
30. International IDEA 近刊.
31. Kohli 2001; Rudolph and Rudolph 2001.
32. Richani 2002.
33. Fomunyoh 2001, p. 45.
34. Goldstone 2002.
35. Bakker 2002; Budlender, Sharp and Allen 1999.
36. Mahub ul Haq Human Development Centre 1999.
37. Whaley 2000.
38. Davis 2002.
39. Ketterer 2001, pp. 135-50.
40. IPU 1998.
41. Mehrotra 2002.
42. Mitra 2001.
43. 1996年ニューアリーを拠点に活動するCenter for Study of Developing Societiesが104の議員選挙区の1万人を対象に、社会、政治、経済問題についての意識について聞き取り調査を行った。調査によって、政治制度と政治プロセスへの信頼度には幅があることが明らかになった。(Mitra 2001)
44. Calderón 2002; UNDP 2002c.
45. Sakr 2002.
46. Freedom House 2000.
47. Palong 2002b.
48. Human Rights Watch 2001.
49. Cooper 2002.
50. C3J 2002.
51. International Federation of Journalists 1999.
52. メディアの所有についてのデータは、誰が、5大新聞、ラジオ局、テレビチャンネルを所有しているかについて97カ国で行われた調査のもの。Djankov and others 2001を参照。
53. Data on media concentration are from Bertrand 2001, p. 7.

54. Snulovitz and Peruzzotti 2002b.
55. Bertrand 2002; UNDP 2002c.
56. Tetey 2002.
57. Tetey 2002.
58. Bertrand 2002.
59. Lonsdale 1985, Luckham and others 2000で引用されている。
60. de Sousa Santos 1998; Csmari 2002a.
61. Hammond and Lash 2000.
62. UNOHCHR 2002.

## 第4章

1. Onishi 2002.
2. SIPRI 2001; SIPRIでは、1年間で1000人以上の死者が報告された武力紛争を示している。人間開発報告書事務局が出した1990年代に殺害された人数の推計値は、Marshall 2000にもとづいている。
3. Chege 2001.
4. Hegre and others 2001.
5. Brown, Lynn-Jones and Miller 1996.
6. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
7. Alvarez and others 2002をもとに人間開発報告書事務局が計算。
8. Rummell 1997; Leitenberg 2001.
9. Hills 2000.
10. Narayan and others 2000.
11. Security Industry Association 2000.
12. Mulveron 2001.
13. U.S. Government 2000, chapter 2.
14. Hendrickson and Ball 2002, p. 13.
15. Edmunds, Cotrey and Forster 近刊, Edmunds 2002.
16. Edmunds, Cotrey and Forster 近刊.
17. Neid 1998.
18. Hills 2000.
19. Neid 2001a.
20. Chege 2001.
21. Neid 2001a.
22. Wolf 2000.
23. Call and Barnett 1999.
24. Call and Barnett 1999.
25. Lecoq 2002.
26. Reif 2000.
27. Reif 2000.
28. Gacacaは伝統的な裁きを行う制度で、人々は村の長老の召集を受けて、各村落で争点となっている問題の議決をする。拘置されている者のうち、Gacacaで犯罪の告発が決まった者は、拘置所へ戻される。一方無罪とされた者は、自由を宣告される。ルワンダでは、虐殺関連で拘置され裁判を待っている容疑者が10万人以上いるが、Gacacaのおかげで政府の対応が軽減されている。
29. Amnesty International, Cairo Institute for Human Rights Studies, Federation International des Ligues des Droits de l'Homme, Human Rights Watch and International Commission of Jurists 2002.
30. UNOHCHR 2001.

## 第5章

1. Ford 2001.
2. WHO 2000b.
3. SIPRI 2001, p. 52.
4. World Bank 2001c.
5. Asheier, Glasius and Kaldor 2001, p. 4.



6. Anheier, Glasius and Kaldor 2001, p. 6.
7. Edwards 2000, pp. 9-10.
8. ICBL 2002.
9. Jubilee Australia 1999.
10. Jubilee Australia 1999.
11. Love 2002.
12. Woods 2002.
13. Woods 2002.
14. Global Compact 2001.
15. Koopela 2002.
15. Global Compact 2001.
17. Kencig 1999 in Edwards and Gaventa 2001, p. 9.
18. Kapur 2001.
19. Woods 2002.
20. Stewart and Daws 2000.
21. Buzar 2000.
22. Buzar 2000.
23. Buzar 2000.
24. Woods 2002.
25. Khoo 2002.

## 文献注

人間開発のバランスシート : Alvarez and others 2002; Anheier, Glasius and Kaldor 2001; Cooper 2002; CPJ 2002; FAO 2002; Filmer 1999; Freedom House 2000, 2002; Global Policy Forum 2002; Hunger Project 2002; ICBL 2001; IMF 2002a; IPU 2002; Kencig 1999; Laurenti 2002; Marshall 2000; Marshall and Jagers 2000; Milanovic 2001; Nua Publish 2002; Polity IV 2002; UN 2002; UNAIDS 2000a, 2001; UNESCO 1999b, 2000; UNHCR 2001a; UNICEF 1996, 2002; UNOHCHR 2002; WHO 1997; WHO, UNICEF and WSSCC 2000; World Bank 2001b, 2002c.

第1章 : Carter and others 2002; Court 2002; Alvarez and others 2002; Atkinson 1999; Atkinson and Brandolini 2001; Bill and Melinda Gates Foundation 2002; Bourguignon and Morrison 2001; Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict 1997; Carothers 2002; CDIAC 2001; Cornia and Court 2001; Cornia and Kiiski 2001; Court and Hyder 2000, 2001; Dikhanov and Ward 2001; Dollar and Kraay 2001; EU 2002; FAO 2001; Filmer 1999; Freedom House 1999, 2000, 2002; Hanmer and Naschold 2000; Hunger Project 2002; Huntington 1991; ILO 1997; International IDEA 1997; IPU 2002a, 2002b, 2002c; Kaufmann, Kraay and Zoido-Lobaton 1999, 2002; Krugman 2002; Larson 2002; Michel 1996; Malik 2002; Marshall 2000; Marshall and Jagers 2000; Mehrotra 2001; Milanovic 2001; Morrisey 2002; Naschold 2002; OECD 2001; OECD and UNESCO 2001; Oeppen and Vaupel 2002; Open Society Institute 2001; Polity IV 2002; PRS Group 2001; Sachs 2001; Schultz 1998; Smeeding and Grodner 2000; Stewart and Fitzgerald 2000; Transparency International 2001; UIA 2000; UN 2000a, 2000b, 2001c, 2002a; UNAIDS 2000a, 2000b, 2001; UNCCD 2002; UNDESA 2001; UNDP 1998, 1999b, 1999d, 2000b, 2002d, 2002e; UNESCO 1999a, 2000, 2001, 2002; UNHCR 2000, 2001a, 2001b, 2001c, 2002; UNICEF 1996, 2002; UNOHCHR 2001, 2002; U. S. Bureau of Census 1999; WHO 1997, 1998, 2000a, 2000b, 2001; WHO, UNICEF and WSSCC 2000; Willms 1999; World Bank 2001c, 2001d, 2001e, 2002c, 2002d, 2002e; World Bank and IMF 2001.

第2章 : Alvarez and others 2002; Atkinson and Brandolini 2001; Barro 1991, 1996, 1997; Barro and Lee 2000; Barry 2002; Balgescu and others 2001; Borner, Brunetti and Weder 1995; Clague and others 1996; Commission for Racial Equality 2001; Court and Hyden 2000, 2001; Fukuda-Parr 2002; Haggard 1997; Hyden and Court 2001; Johnson, IPU 2002,

Karl forthcoming; Kaufmann, Kraay and Zoido-Lobaton 1999, 2002; Landman 1999; Lijphart 1999; Linz and Stepan 1978, 1996; Linz and Valenzuela 1994; Londregan and Poole 1996; Mahub ul Haq Human Development Centre 1999, 2000, 2001; Mehrotra and Delamonica 2002; Milanovic 1998; Nussbaum and Sen 1993; Osmani 2002b; Przeworski 1998, 2000; Przeworski and others 2000; Quibria 2002; Schmitter and Karl 1991; Sen 1989, 2000; Streeten 2002; Tavares and Waczarg 2001; UN 1998; UNDP 1997b, 1997c, 2000a, 2001e, 2002c; UNESCO 2002; Varshney 2002; Waczarg 2000; World Bank 2001c, 2001e, 2002b.

第3章 : ACE Project 2001a, 2001b; Adejumbi 2000; Atkinson and Brandolini 2001; Ayee 2000; Bakker 2002; Bertrand 2001, 2002; Borner, Brunetti and Weder 1995; Budlender, Sharp and Allen 1999; Budlender and others 2002; Business Week 2000; Byanyima 2000; Çagaay and others 2000; Calderón 2002; Carothers 2002; Caruso 2001; Center for Responsive Politics 2001; Chege 2001; Clifé 2002; Common Cause 2001; Cooper 2002; CPJ 2002; Davis 2002; de Sousa Santos 1998; Deccan 2002; Deininger 1998; Di Rosa 2002; Djankov and others 2001; Esim 2000; Falaakh 2002; Fontunoyoh 2001; Franco 2000; Freedom House 2000, 2001; Gallup International 1999; Global Climate Coalition 2002; Goetz and Jenkins 2002; Goldstone 2002; Grayson 2000; Grunwald 2002; Haggard 1997; Hammond and Lash 2000; HCCI 2001; Hewitt and Mukhopadhyay 2001; Himmelweit 2000; Hooper 2000; Human Rights Watch 2001, 2002; Inoguchi 2002; International Federation of Journalists 1999; International IDEA 2000a, 2000b, 2000c, 2001, 2002a, 2002b, forthcoming; Instituto Federal Electoral 2002; IPU 1998, 2000a, 2000b, 2001, 2002a, 2002b; Kaldor 2002; Kamal 2000; Karam 1998; Karl forthcoming; Ketterer 2001; Kohli 2002; Korten 1995; Lagos 2001; Latinobarómetro 2002; Leaf 2002; Lijphart 1999; Linz and Stepan 1978, 1996; Linz and Valenzuela 1994; Loada 2001; Lonsdale 1986; Lopez-Pintor 2000; Luckham and others 2000; Madeley 1999; Maguire 2002; Mahub ul Haq Human Development Centre 1999; Nair and van Biezen 2001; Marshall and Jagers 2000; McChesney 1999; Mehrotra 2002; Mehrotra and Delamonica 2002; Mendes and Pinheiro 1999; Mezzetti 2002; Milanovic 1998; Mitchell and Glickman 2002; Mitra 2001; Narayan, Chambers, Kaul Shaha and Petesh 2000; Narayan, Patel, Schaffir, Rademacher and Koch-Schulte 2000; NDI 2001;



Norris 2000, 2002; Norris and Zinnbauer 2002; Nua Publish 2002; O'Donnell 1999, 2000, 2002; Osmani 2002a; Parry 2001; Pinheiro 1999; Pityana 2000; Polity IV 2002; Pralong 2002b; Proyecto Estado de la Nación 2001; Rana 2000; Reyes 2000; Richani 2002; Rose and Haerpfer 1999; Rudolph and Rudolph 2001; Sakr 2002; Sandbrook 2000; Sen 2000; Sen and Drize 2002; Sharp 2000; Shell 2002; Smulovitz and Peruzzotti 2002a, 2002b; Sridharan 2001; Sreteru 2002; Subasic 2002; Sustainability 2001; Tanzi, Chu and Gupta 1999; Tetey 2002; Tokman and O'Donnell 1998; UNDP 1993, 1997a, 1997b, 1997c, 1999a, 1999b, 1999c, 1999d, 2000a, 2001b, 2001c, 2001e; UNDP China Country Office 2002; UNDP Viet Nam Country Office 2002; UNESCO 1999b; UNOHCHR 2002; UNPAN 2002; Vargas Cullé 2002; Varshney 2002; von Alemann 2000; Waczarg 2000; Washington Office on Latin America 2000; Whaley 2000; World Bank 2001c, 2001e; Working Group on E-Government in the Developing World 2002; Zadek 2001; Zakaria 1997.

第4章: Alvarez and others 2002; Amnesty International Cairo Institute for Human Rights Studies, Federation International des Ligues des Droits de l'Homme, Human Rights Watch and International Commission of Jurists 2002; Anderlini 2000; Annan 1999; Arias Foundation, BASIC and Saferworld 1997; Ball 1988; 1997, 1998, 2000, 2001; Ball and Spies 1998; Ball and others 2002; Ball and others forthcoming; Batchelor, Cock and McKenzie 2000; Bendaña 1999; DICC 2001; Dand 1999; Brömmelhöster and Paes forthcoming; Brown and Miller 1996; Brzoska 1981, 1992, 1993; Buzan 1991; Call and Barnett 1999; Canada, Department of Foreign Affairs and International Trade 2001; Chege 2001; Collier and Hoeffler 2001; The Economist 2002; Economist Intelligence Unit 2002; Edmunds 2002; Edmunds, Cotter and Forster forthcoming; Eldis 2002; GENIE 2001; Gurr, Marshall and Khosla 2001; Hayner 2001; Hegre and others 2001; Hendrickson and Ball 2002; Hills 2000; ICBL 2001; Jubb 2001; Kaldor 2001; King, Dorn and Hodes forthcoming; Kingma 2000, 2001; Krause 1997;

Lecoq 2002; Legault 2001; Leitenberg 2001; Londono and Guerrero 1999; McCulloch 2000; forthcoming; Muggah and Bermar 2001; Mulvenoa 2001; Narayan, Chambers, Kaul Shaha and Peresh 2000; Nathan 1994, 2000; Neild 1998, 2001a, 2001b; Nübler 2000; OECD DAC 1997; Omitoogua 2002; Onishi 2002; Ottaway and Lieven 2002; Pauwels 2000; Reif 2000; Rummel 1997; Security Industry Association 2000; SIPRI 2001, 2002; Sköns and others 2001; Stewart 1998, 2000; Stewart and Fitzgerald 2001; Summers 2000; Tepperman 2002; U.K. Department for International Development 2000; UN 1999, 2001a, 2001b; UN Information Centre Bonn 2001; UNDP 1994, 2001a, 2001d, 2002a, 2002b; UNOHCHR 2001; U.S. Bureau of Justice Statistics 1999; U.S. Department of State Bureau of Arms Control 2000; U.S. Government 2000; U.S. Institute of Peace 2002; Wallenstein and Sollenberg 2000; World Bank 2002a; Wulf 2000.

第5章: American University International Law Review 2001; Albin 1999, 2001; Anheier, Glasius and Kaldor 2001; Broad and Cavanagh 1998; Buira 2000; Commission on Global Governance 1995; CUTS-ARC 2001; Edwards 1999, 2000; Edwards and Gavena 2001; Edwards and Hulme 1995; Feldstein 1998; Ford 2001; Global Compact 2001; Global Policy Forum 1997, 2002a, 2002b, 2002c, 2002d; Held 1995, 2001; ICBL 2002; IMF 2002a, 2002b; Imhof, Wong and Bosshard 2002; Jenkins 2001; Jubilee Australia 1999; Kaldor 2002; Kapur 2001; Kapur, Lewis and Webb 1997; Kendig 1999; Kennedy, Messner and Nuscheler 2002; Khor 2002; Korpeia 2002; Krueger 1997; Lindenberg and Bryan 2001; Ling 2000; Love 2001, 2002; Mehrotra 2001; Mikesell 1994; Nayyar 2001; Neuffer 2001; Paul 1995, 2001; SIPEI 2001; Stewart and Daws 2000; Thakur and Newman 2000; UN 2000b; UNAC 1995; UNDP 1994, 1999c, 2000a; WHO 2000b, 2001; Woods 2002; Women's Environment and Development Organization 2002; World Bank 1998, 2001a, 2001b.

## 文献一覧

基本論文、地域研究、基本論文注の各項に掲載の文献は、人間開発報告書事務局から入手できます。

### ● 基本論文 ●

Bakker, Isabela. 2002. "Fiscal Policy, Accountability and Voice: The Example of Gender Responsive Budget Initiatives."

Ball, Nicole, and Michael Brzoska, with Kees Kingma and Herbert Wulf. 2002. "Voice and Accountability in the Security Sector."

Barry, Christian. 2002. "Towards Social Justice in Governance."

Falk, Richard. 2002. "Trends towards Transnational Justice: Innovations and Institutions."

Goetz, Ann Marie, and Robert Jenkins. 2002. "Voice, Accountability and Human Development: The Emergence of a New Agenda."

Kaldor, Mary. 2002. "Civil Society and Accountability."

Khor, Martin. 2002. "Some Aspects of Global Governance and Decision-Making Processes."

Malik, Adeel. 2002. "State of the Art in Governance Indicators."

Mehra, Malini. 2002. "Corporate Accountability—Breakdown, Reforms and Innovations."

Mehrotra, Santosh. 2002. "Basic Social Services for All? Ensuring Accountability through Deep Democratic Decentralisation."

Mezzetti, Petra. 2002. "The Impact of Corruption on Human Development: The Economic, Social and Moral Costs."

Norris, Pippa, and Dieter Zinnbauer. 2002. "Giving Voice to the Voiceless: Good Governance, Human Development and Mass Communications."

Osmani, Siddiq. 2002a. "Expanding Voice and Accountability through the Budgetary Process."

———. 2002b. "Governance for Social Justice."

Streeter Paul. 2002. "Empowerment, Participation and the Poor."

Varshney, Ashutosh. 2002. "Poverty Eradication and Democracy in the Developing World."

Woods, Ngairé. 2002. "Accountability in Global Governance."

### ● 地域研究 ●

Dabrowski, Marek, and Radslawa Gortat. 2002. "Political and Economic Institutions, Growth and Poverty—Experience of Transition Countries."

Falaskh, Mohammad Fajrul. 2002. "Enhancing Accountable Governance to Support Poverty Eradication: The Role of Civil Society in Southeast Asia."

Inoguchi, Takashi. 2002. "Voice and Accountability: The Media and the Internet in Democratic Development."

Marchlewski, Wojciech. 2002. "Regional Study of the Role of Civil Society Organizations in Promoting Accountability among the Poor and Disadvantaged Groups: Poland."

Mitchell, Lincoln, and Leo Glickman. 2002. "Mixing Money and Politics: How Campaign Finance Affects Democratic Governance in the U.S."

Mohieldin, Ahmed. 2002. "Regional Overview of the Impact of the Failures of Accountability on Poor People."

Richani, Nazih. 2002. "Political Parties, Justice Systems and the

Poor: The Experience of the Arab States."

Sakr, Naomi. 2002. "Civil Society, Media and Accountability in the Arab Region."

Smulovitz, Catalina, and Enrique Peruzzotti. 2002a. "Civil Society, the Media and Internet as Tools for Creating Accountability to Poor and Disadvantaged Groups."

Spoerer, Sergio. 2002. "Failures of Political and Judicial Accountability for Poor People in Latin America."

Subasic, Katarina. 2002. "Role of the Media and the Internet as Tools for Creating Accountability to Poor and Disadvantaged Groups in the Former Yugoslavia."

Tetty, Wisdom. 2002. "The Media, Accountability and Civic Engagement in Africa."

Vayrynen, Raimo. 2002. "Human Development, Accountability and the European Union."

### ● 基本論文注 ●

Calderón, Fernando. 2002. "Governance Reform in Bolivia."

Carter, Lynn, Zeric Smith and Joseph Siegal. 2002. "Memorandum on Measuring Voice and Accountability"

Caruso, Natalia. 2002. "Budget Initiatives in Developing Countries."

Court, Julius. 2002. "Input for Trends in Political Participation and Democracy around the World."

Goldstone, Richard. 2002. "The Role of the Judiciary in Apartheid South Africa."

International Institute for Environment and Development. 2002a. "National Strategies for Sustainable Development: New Thinking and Time for Action."

———. 2002b. "Transforming Organisations for Deliberative Democracy and Citizen Empowerment."

Johnsson, Anders. IPU (Inter-Parliamentary Union). 2002. "The Inter-Parliamentary Union—Universal Declaration of Democracy."

Leigh, Robert. 2002. "Broadening the Governance Agenda: The Role of Volunteerism."

Maguire, Linda. 2002. "Voice and Accountability: Literature Review for Human Development Report 2002."

Mohmand, Shandana Khan. 2002. "Contemporary Perspectives on Voice."

Pralong, Sandra. 2002a. "Media Accountability Practices I—Western Europe."

———. 2002b. "Media Accountability Practices II—Eastern Europe."

Sakr, Naomi. 2002a. "Media and Accountability in the Arab Region"

Smulovitz, Catalina, and Enrique Peruzzotti. 2002b. "How Can the Media Be Held More Accountable?"

UNDP (United Nations Development Programme) China Country Office. 2002. "China Democratization: Reforms, Development and Stability."

UNDP (United Nations Development Programme) Viet Nam Country Office. 2002. "The Grassroots Democracy in Viet Nam: Context and Main Issues."

Vargas Cullé, Jorge. 2002. "The Citizen's Audit on the Quality of Democracy in Costa Rica: Understanding and Improving



the Level of Democracy in Political Life." Vilacors, Wilfredo. 2002. "Civil Society Organizations and Philippine Democracy."

### ● 参考文献 ●

ACE (Administration and Cost of Elections) Project. 2001a. "Party and Candidate Financing." [http://www.aceproject.org/main/english/pe/pdf.htm]. April 2002.

—. 2001b. "Political Parties and the Electoral Process." [http://www.aceproject.org/main/english/pe/pch.htm]. April 2002.

Adejumobi, Said. 2000. "Engendering Accountable Governance in Africa." Paper commissioned for the regional workshops of the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000. [http://www.idea.int/2000df/commissioned\_papers\_5.htm]. March 2002.

Abin, Cecilia. 1999. "Can NGOs Enhance the Effectiveness of International Negotiations?" *International Negotiation* 4 (3): 571-87.

—. 2001. *Justice and Fairness in International Negotiation*. Cambridge: Cambridge University Press.

Alvarez, Michael, Jose Antonio Cheibub, Jennifer Gandhi, Fernando Limongi, Adam Przeworski and Sebastian Saiegh. 2002. "D&D2000." Dataset provided in correspondence. March.

*American University International Law Review*. 2001. "Reactions to the Report of the World Commission on Dams." *American University Journal of International Law and Policy Review* 16 (6).

Amnesty International, Cairo Institute for Human Rights Studies, Federation International des Ligues des Droits de l'Homme, Human Rights Watch and International Commission of Jurists. 2002. "A Human Rights Framework for Responding to Terrorism." Open statement to the UN Office of the High Commissioner for Human Rights, London.

Anderlini, Sanam Naraghi. 2000. *Women at the Peace Table: Making a Difference*. New York: UN Development Fund for Women.

Anheier, Helmut, Marlies Glasius and Mary Kaldor, eds. 2001. *Global Civil Society 2001*. New York: Oxford University Press.

Annan, Kofi. 1999. "Peace and Development—One Struggle, Two Fronts." Address to World Bank staff, October 19. [http://www.worldbank.org/html/extdr/extime/lasp101999.htm]. March 2002.

Atlas Foundation, BASIC (British American Security Information Council) and Saferworld. 1997. "Nobel Peace Laureates' International Code of Conduct on Arms Transfers." [basicnt.org/code\_01.htm]. March 2002.

Atkinson, Anthony B. 1999. "Is Rising Income Inequality Inevitable? A Critique of the Transatlantic Consensus." Annual Lecture 1, United Nations University and World Institute for Development Economics Research, Helsinki, Finland. [http://www.wider.unu.edu/events/annual1999a.pdf].

Atkinson, Anthony B., and Andrea Brandolini. 2001. "Promise and Pitfalls in the Use of 'Secondary' Datasets: Income Inequality in OECD Countries." *Journal of Economic Literature* 39 (3): 771-99.

Ayee, Joseph R.A. 2000. "Participation." Paper commissioned for the regional workshops of the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000. [http://www.idea.int/2000df/commissioned\_papers\_6.htm]. March 2002.

Bulgescu, Monica, Julius Court, Geran Hyden, Ken Mease and Keiko Suzuki. 2001. "Assessing and Analyzing Governance: Lessons from the World Governance Assessment Pilot Phase." World Governance Assessment Working Paper 2. United Nations University, Tokyo. [http://www.unu.edu/p%26g/

wgs/pdf/assessinggovernance.pdf]. April 2002.

Ball, Nicole. 1988. *Security and Economy in the Third World*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.

—. 1997. "Demobilizing and Reintegrating Soldiers: Lessons from Africa." In Krishna Kumar, ed., *Rebuilding Societies after Civil War: Critical Roles for International Assistance*. Boulder, Colo., and London: Lynne Rienner.

—. 1998. "The International Development Community's Response to Demobilization." In Kilemariam Gebrewold, ed., *Converting Defense Resources to Human Development*. Bonn, Germany: Bonn International Center for Conversion.

—. 2000. "Transforming Security Sectors: The IMF and World Bank Approaches." *Conflict, Security and Development* 1 (1).

—. 2001. "Report of a Conference Organized by the Programme for Strategic and International Studies Graduate Institute of International Studies, Geneva." [www.hs-nantesecuritynetwork.org/report\_may2001\_3-e.asp]. March 2002.

Ball, Nicole, and Chris Spies. 1998. *Managing Conflict: Lessons from the South African Peace Committees*. PN ACA-910. Washington, D.C.: U.S. Agency for International Development, Center for Development Information and Evaluation.

Ball, Nicole, J. Kayode Fayemi, Funmi Olofinakin and Rocklyn Williams with Martin Kupiya. Forthcoming. *Security Sector Governance*.

Barro, Robert. 1991. "Economic Growth in a Cross-Section of Countries." *Quarterly Journal of Economics* 106 (2): 407-43.

—. 1996. "Democracy and Growth." *Journal of Economic Growth* 1 (1): 1-27.

—. 1997. *Determinant of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

Barro, Robert, and Jong-Wha Lee. 2000. "International Data on Educational Attainment: Updates and Implications." NBER Working Paper 7911. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass. [http://www.nber.org/papers/w7911]. March 2002.

Batchelor, Peter, Jacklyn Cock and Penny McKenzie. 2000. "Conversion in South Africa in the 1990s: Defense Downsizing and Human Development Challenges." Brief 18. Bonn International Center for Conversion, Bonn, Germany.

Benadua, Alejandro. 1999. *Demobilization and Reintegration in Central America: Peace-building Challenges and Responses*. Managua, Nicaragua: Centro de Estudios Internacionales.

Bertrand, Claude-Jean. 2001. "A Strategy for Democracy." University of Paris, Institut Français de Presse, Paris.

—. 2002. *An Arsenal for Democracy: Media Accountability Systems*. Cresskill, N.J.: Hampton Press.

BICC (Bonn International Center for Conversion). 2001. *Conversion Survey 2001: Global Disarmament, Demobilization and Demilitarization*. Baden-Baden, Germany: Nomos.

Bill and Melinda Gates Foundation. 2002. "Grant Highlights." [http://www.gatesfoundation.org/grants/default.htm]. April 2002.

Bland, Douglas. 1999. "A Unified Theory of Civil-Military Relations." *Armed Forces and Society* 26 (1).

Borner, Silvio, Aynso Brunetti and Beatrice Weder. 1995. *Political Credibility and Economic Development*. New York: Macmillan.

Bourguignon, Francois, and Christian Morrison. 2001. "Inequality among World Citizens: 1820-1992." [http://www.dela.ens.fr/CXX/paper\_WD19.pdf]. May 2002.

Broad, Robin, and John Cavanagh. 1998. "The Corporate Accountability Movement: Lessons and Opportunities." [http://www.unas.edu/peri/pdfs/broad.pdf]. May 2002.

Brömmelhüster, Jörn, and Wolf Paes, eds. Forthcoming. *Soldiers in Business: The Military as an Economic Player*. London: Ashgate.

Brown, Michael, Sean Lynn-Jones and Steven Miller. 1996. *Defeating the Democratic Peace*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

Brzoska, Michael. 1981. "The Reporting of Military Expenditures." *Journal of Peace Research* 18 (4).

—. 1992. "Military Trade, Aid and Arms." In Geoffrey Lamb and Valeria Kalab, eds., *Military Expenditure and Economic Development: A Symposium on Research Issues*. World Bank Discussion Paper 183. Washington, D.C.

—. 1995. "World Military Expenditures." In Keith Hartley and Todd Sandler, eds., *Handbook of Defense Economics*. Vol. 1. Amsterdam: Elsevier.

Budlender, Debbie, Rhonda Sharp and Kerri Allen. 1999. "How To Do a Gender-Sensitive Budget Analysis: Contemporary Research and Analysis." Australian Agency for International Development and Commonwealth Secretariat, Canberra and London.

Budlender, Debbie, Diane Elson, Guy Hevitt and Taani Mukhopadhyay. 2002. *Gender Budgets Make Cents: Understanding Gender-Responsive Budgets*. London: Commonwealth Secretariat.

Buira, Ariel. 2000. "The Governance of the International Monetary Fund." Paper presented at the Group of 24 meeting, 29-30 September, Vienna.

*Business Week*. 2000. "Kohl's Shame Could Be His Party's Salvation." 17 January. [http://www.businessweek.com/2000/01\_03/b3664153.htm]. April 2002.

Buzan, Barry. 1991. *People, States and Fear*. Second ed. Boulder, Colo.: Lynne Rienner.

Byanyina, Winnie. 2000. "Strengthening Parliamentary Governance through Gender Budgeting: The Experience of Three African Countries." Paper presented at the Commissione Pari Opportunita workshop on Gender Auditing of Government Budgets, Presidenza del Consiglio dei Ministri, 15-16 September, Rome.

Çagatay, Nilüfer, Mirtaz Kekkik, Rhadika Lal and James Lang. 2000. "Budgets as if People Mattered: Democratizing Macroeconomic Policies." Conference Paper Series 4. United Nations Development Programme, Social Development and Poverty Eradication Division, New York. [http://www.undp.org/sepel/publications/budgets.pdf]. March 2002.

Calderón, Fernando. 2002. *La reforma de la política: Deliberación y Desarrollo*. Caracas-Venezuela: Nueva Sociedad.

Call, Chuck, and Michael Barnett. 1999. "Looking for a Few Good Cops: Peacekeeping, Peacebuilding and CIVPOL." *International Peacekeeping* 6 (4).

Canada, Department of Foreign Affairs and International Trade. 2001. "Landmines and Development." [http://www.miaes.gc.ca/LF-e.asp]. March 2002.

Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict. 1997. *Preventing Deadly Conflict: Final Report*. New York: Carnegie Corporation of New York. [http://www.cpcdc.org/pubs/rept97/finfr.htm]. April 2002.

Carothers, Thomas. 1999. *Aiding Democracy Abroad: The Learning Curve*. Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace.

—. 2002. "The End of the Transition Paradigm." *Journal of Democracy* 13 (1) [http://muse.jhu.edu/demo/jod/13.1carothers.html]. March 2002.

CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center). 2001. "Trends: A Compendium of Data on Global Change." [http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/trends.html]. April 2002.

Center for Responsive Politics. 2001. "Election Overview, 2000 Cycle: Business-Labor-Ideology Split in PAC, Soft & Individual Donations to Candidates and Parties." [http://www.opensecrets.org/pubs/whospay00/blio.asp]. April 2002.

Chege, Michael. 2001. "Civil-Military Relations in the Transition to Democracy: Patterns and Policy Alternatives." Working

Paper. University of Florida, Center for African Studies, Gainesville.

Clague, Christopher, Philip Keefer, Stephen Knack and Mascur Olson. 1996. "Property and Contract Rights in Autocracies and Democracies." *Journal of Economic Growth* 1 (2): 243-75.

Clift, Steven. 2002. "The Future of E-Democracy." [http://www.publicus.net/articles/future.html]. April 2002.

Collier, Paul, and Anke Hoeffler. 2001. "Greed and Grievance in Civil War." World Bank, Development Research Group, Washington, D.C. [http://www.worldbank.org/research/conflict/papers/cjejanuary+vez2.pdf]. April 2002.

Commission for Racial Equality. "Disadvantage & Discrimination in Britain Today—The Facts." [http://www.cre.gov.uk/duty/duty\_facts.html]. March 2002.

Commission on Global Governance. 1995. *A Call to Action: Summary of Our Global Neighbourhood*. Geneva.

Common Cause. 2001. "National Parties Raise Record \$465 Million in Soft Money during 1999-2000 Election Cycle." [http://commoncause.org/publications/feb01/02701st.htm]. April 2002.

Cooper, Ann. 2002. "Daniel Pearl's Essential Work." *The New York Times*. 23 February. [http://college3.nytimes.com/guests/articles/2002/02/23/902281.xml]. May 2002.

Cornia, Andrea, and Julius Court. 2001. "Inequality, Growth and Poverty in the Era of Liberalization and Globalization." Policy Brief 4. United Nations University and World Institute for Development Economics Research, Helsinki, Finland. [http://www.wider.unu.edu/publications/publications.htm]. April 2002.

Cornia, Andrea, and Saripsa Kiiski. 2001. "Trends in Income Distribution in the Post-World War II Period: Evidence and Interpretation." Discussion Paper 2001/89. United Nations University and World Institute for Development Economics Research, Helsinki, Finland. [http://www.wider.unu.edu/publications/dps/dp2001-89.pdf]. April 2002.

Court, Julius, and Goran Hyden. 2000. "A World Governance Survey: Pilot Phase." United Nations University, Tokyo. [http://www.unu.edu/p%26g/wgs/index.htm]. April 2002.

—. 2001. "Towards a World Governance Assessment: Preliminary Findings from the Pilot Phase." World Governance Assessment Working Paper 3. United Nations University, Tokyo. [http://www.unu.edu/p%26g/wgs/pdf/worldgov-assessment.pdf]. April 2002.

CPJ (Committee to Protect Journalists). 2002. "Attacks on the Press in 2001." [http://www.cpj.org/attacks01/pages\_att01/attacks01.html]. May 2002.

CUTS-ARC (Consumer Unity and Trust Society—Africa Resource Centre). 2001. "Capacity Building for WTO Participation: African Perspectives." Policy Brief 3. Harare, Zimbabwe. [http://cuts.org/arc%202001-3.pdf]. March 2002.

Davis, Randi. 2002. Correspondence on parliamentary strengthening. United Nations Development Programme, Bureau for Development Policy, Institutional Development Group, 11 April. New York.

de Sousa Santos, Boaventura. 1998. "Participatory Budgeting in Porto Alegre: Towards a Redistributive Democracy." *Politics and Society* 26 (4): 461-510.

Deccan Herald. 2002. "IT Should Reach Rural Masses: CM" DH News Service, Bangalore, India. 17 January [http://www.deccanherald.com/deccanherald/jan17/retpal.htm]. March 2002.

Deininger, Klaus. 1998. "Making Negotiated Land Reform Work: Initial Experience from Colombia, Brazil and South Africa." Working paper. World Bank, Land Policy Network, Washington, D.C.

Di Rosa, Liss. 2002. Correspondence on Mexico's Electoral Commission. Council of the Americas. 18 April. New York.



- Dikhanov, Yuri, and Michael Ward. 2001. "Evolution of the Global Distribution of Income 1970-99." Paper prepared for the 53rd session of the International Statistical Institute, Seoul, Republic of Korea, 22-29 August.
- Djankov Simeon, McLiesh Coralee, Nenova Tatianna and Andrei Shleifer. 2001. "Who Owns the Media?" Background paper prepared for *World Development Report 2001/2002*. World Bank, Washington, D.C. [http://econ.worldbank.org/files/2225\_wps620.pdf]. May 2002.
- Dollar, David, and Ar Kraay. 2001. "Growth Is Good for the Poor." Policy Research Working Paper 2537. World Bank, Washington, D.C. [http://www.wds.worldbank.org/serlet/WD-ContentServer/WDSP/IB/2001/05/11/000094946\_01042806383524/Rendered/PDF/multi0page.pdf]. April 2002.
- The Economist*. 2002. "Accountability on Trial." p. 41, 23 March. Economist Intelligence Unit. 2002. "Country Briefings." [http://www.economist.com/countries/]. April 2002.
- Edwards, Michael. 1999. *Future Positive: International Cooperation in the 21st Century*. London: Earthscan.
- . 2000. *NGO Rights and Responsibilities: A New Deal for Global Governance*. London: Foreign Policy Centre.
- Edwards, Michael, and John Gaventa, eds. 2001. *Global Citizen Action*. London: Earthscan.
- Edwards, Michael, and David Hulme, eds. 1995. *Non-governmental Organizations: Performance and Accountability—Beyond the Magic Ballet*. London: Earthscan.
- Edmunds, Timothy. 2002. Email correspondence on civil-military relations in Eastern Europe. King's College, Joint Services Command and Staff College. 14 February. New York.
- Edmunds, Timothy, Andrew Corry and Anthony Foster. Forthcoming. "The Second Generation Problematic: Rethinking Democracy and Civil-Military Relations in Central and Eastern Europe." *Armed Force and Society* (fall 2002).
- Eldis. 2002. "Country Profiles." [http://www.elcis.org/country/index.htm]. April 2002.
- Eim, Sirel. 2000. "Gender-Sensitive Budget Initiatives for Latin America and the Caribbean: A Tool for Improving Accountability and Achieving Effective Policy Implementation." Paper prepared for the Eighth Regional Conference on Women of Latin America and the Caribbean, Lima, Peru, 8-10 February.
- EU (European Union). 2002. "EU Commitments: Going Beyond the Monterrey Consensus." Announcement distributed to delegates, nongovernmental organizations and the media at the UN Conference on Financing for Development, Monterrey, Mexico, 20 March.
- FAO (Food and Agriculture Organization). 2001. *The State of Food Insecurity in the World*. Rome. [http://www.fao.org/DOCREP/003/Y1500E/Y1500E00.HTM]. April 2002.
- Feldstein, Martin. 1998. "Re-focusing the IMF." *Foreign Affairs* 77 (2): 20-33.
- Filmer, Deon. 1999. "The Structure of Social Disparities in Education: Gender and Wealth." Working paper 5. World Bank Development Research Group and Poverty Reduction and Economic Management Network. [http://www.worldbank.org/gender/pre/wp5.pdf]. April 2002.
- Fomuyeh, Christopher. 2001. "Democratization in Fits and Starts." *Journal of Democracy* 12 (3): 37-50.
- Ford, Peter. 2001. "Injustice Seen as Fertile Soil for Terrorism." *The Christian Science Monitor*, 28 November. [http://www.csmonitor.com/2001/1128/p7s1-voeu.html]. April 2002.
- Franco, Rolando. 2000. "Democracy, Social Inclusion and Poverty Eradication: Squaring the Circle." Paper presented at the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/papers\_presented\_3.html]. March 2002.
- Freedom House. 1999. *Democracy's Century. A Survey of Global Political Change in the 20th Century*. [http://freedomhouse.org/century.pdf]. April 2002.
- . 2000. *Press Freedom Survey 2000*. [http://www.freedomhouse.org/pfs2000]. April 2002.
- . 2001. *Freedom in the World 2000/2001: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*. New York.
- . 2002. *Freedom in the World 2001/2002: The Democracy Gap*. New York. [http://www.freedomhouse.org/research/survey2002.htm]. April 2002.
- Fukuda-Parr, Sakiko. 2002. "Rescuing the Human Development Concept from the HDI—Reflections on a New Agenda." In Sakiko Fukuda-Parr and A K Shiva Kumar, eds., *Human Development: Concepts and Measures—Essential Readings*. New York: Oxford University Press.
- Gallup International. 1999. "Millennium Survey." [gallup-international.com/surveys1.htm]. March 2002.
- GENIE (Gender Information Exchange). 2001. "Violence against Women. Case studies." [http://www.genie.ids.ac.uk/gen/index\_people/vaw\_case5.htm]. April 2002.
- Global Climate Coalition. 2002. "The GCC's Climate Action Agenda for the 21st Century." [http://www.globalclimate.org/]. April 2002.
- Global Compact. 2001. "What It Is." [http://www.unglobalcompact.org/un/gp/unweb.nsf/content/whatitis.htm]. April 2002.
- Global Policy Forum. 1997. "Razali Reform Paper." [http://www.globalpolicy.org/security/reform/vet-497.htm]. March 2002.
- . 2002a. "Changing Patterns in the Use of the Veto in the Security Council." [http://www.globalpolicy.org/security/data/vetotab.htm]. March 2002.
- . 2002b. "Reports of the GA Working Group on Security Council Reform." [http://www.globalpolicy.org/security/reform/reports.htm]. March 2002.
- . 2002c. "Security Council Reform." [http://www.globalpolicy.org/security/reform/]. March 2002.
- . 2002d. "Subjects of the UN Security Council Vetoes." [http://www.globalpolicy.org/security/membership/veto/vetotab.htm]. March 2002.
- Grayson, George. 2000. "A Guide to the 2000 Mexican Presidential Election." Washington, D.C.: Center for Strategic and International Studies.
- Grunwald, Michael. 2002. "How Enrot Sought to Tap the Everglades." *The Washington Post*, 3 February.
- Gurr, Ted Robert, Monty G. Marshall and Deepa Khosla. 2001. "Peace and Conflict 2001: A Global Survey of Armed Conflicts, Self-Determination Movements, and Democracy." University of Maryland, Center for International Development and Conflict Management, College Park.
- Haggard, Stephan. 1997. "Democratic Institutions and Economic Policy." In Christopher Clague, ed., *Institutions and Economic Development*. Baltimore, Md.: The Johns Hopkins University Press.
- Hammond, Allen, and Jonathan Lash. 2000. "Cyber-Activism: The Rise of Civil Accountability and Its Consequences for Governance." [http://www.cisp.org/imp/may\_2000/05\_00hammond.htm]. April 2002.
- Hanner, Lucia, and Felix Naschold. 2000. "Attaining the International Development Targets: Will Growth Be Enough?" *Development Policy Review* 18 (1): 11-36.
- Hayner, Priscilla B. 2001. *Unspeakable Truths: Confronting State Terror and Atrocity*. London: Routledge.
- HCCI (Haute Conseil de la Coopération Internationale). 2001. *Les non-dits de la bonne gouvernance*. Paris: Éditions Karthala.
- Hegre, Howard, Tanja Ellingsen, Scott Gates and Nils Petter Gleditsch. 2001. "Toward a Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change, and Civil War, 1816-1992." *American Political Science Review* 95 (1): 33-48.
- Held, David. 1995. *Democracy and Global Order*. Cambridge: Polity Press.
- . 2001. "Law of States, Law of Peoples: Three Models of Sovereignty." *Legal Theory* 8: 1-44.
- Hendrickson, Dylan, and Nicole Ball. 2002. "Of-Budget Military Expenditure and Revenue: Issues and Policy Perspectives for Donors." Occasional Paper 1. King's College, Conflict, Security and Development Group, London. [http://csdg.kc.ac.uk/Publications/assets/PDF%20files/CP1\_Off-Budget%20Military%20Expenditure.pdf]. April 2002.
- Hewitt, Guy and Tanni Mukhopadhyay. 2001. "Gender Responsive Budget Initiatives: A Report on Commonwealth Experiences." Commonwealth Secretariat, London.
- Hills, Alice. 2000. *Policing Africa: Internal Security and the Limits of Liberalization*. Boulder, Colo.: Lynne Rienner.
- Himmelweit, Sue. 2000. "The Experience of the UK Women's Budget Group." Paper prepared for the International Workshop on Gender Auditing of Government Budgets, 15-16 September, Rome.
- Hooper, John. 2000. "Kohl's Colleagues Cannot Escape His Influence." *The Guardian*, 29 August.
- Human Rights Watch. 2001. "Chile: New Press Law Welcome." [http://www.hrw.org/press/2001/04/chilepress0418.htm]. April 2002.
- . 2002. "The Enron Corporation: Corporate Complicity in Human Rights Violations." [http://www.hrw.org/reports/1999/enron/]. May 2002.
- Hunger Project. 2002. "The Condition of Women in South Asia." [http://www.thp.org/sac/unit4/index.html]. April 2002.
- Huntington, Samuel P. 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press.
- Hyder, Goran, and Julius Court. 2001. "Governance and Development: Sorting Out the Basics." World Governance Survey Working Paper 1. United Nations University, Tokyo.
- Imhof, Aviva, Susanne Wong and Peter Bosshard. 2002. *Citizens' Guide to the World Commission on Dams*. Berkeley, Calif.: International Rivers Network. [www.irn.org/wcd/wcdguide.pdf]. March 2002.
- ICBL (International Campaign to Ban Landmines). 2001. *Landmine Monitor Report 2001: Toward a Mine-Free World*. [http://www.icbl.org/]. March 2002.
- . 2002. "More about the Campaign." [http://www.icbl.org/]. April 2002.
- ILO (International Labour Organization). 1997. *World Labour Report 1997-98: Industrial Relations, Democracy and Social Stability*. Geneva.
- IMF (International Monetary Fund). 2002a. "The International Monetary Fund Executive Directors and Voting Power." [www.imf.org/external/np/sec/memdir/eds.htm]. April 2002.
- . 2002b. *Report to the IMF Executive Board of the Quota Formula Review Group*. Washington, D.C.
- Instituto Federal Electoral. 2002. "¿Qué es el Instituto Federal Electoral?" [http://www.ife.org.mx/]. April 2002.
- International Federation of Journalists. 1999. "Money, Power and Standards: Regulation and Self Regulation in South-east European Journalism—Practices and Procedures in Albania, Bulgaria, Croatia and Romania." Brussels. [http://www.ijf.org/regions/europe/cyprusmcoat/moatn.pdf]. April 2002.
- International IDEA (Institute for Democracy and Electoral Assistance). 1997. *Voter Turnout from 1545 to 1997: A Global Report*. Stockholm.
- . 2000a. "Chapter 4: Sub-Saharan Africa." Report from the regional workshops of Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/regional\_reports\_chapter\_4.htm]. March 2002.
- . 2000b. "Former Soviet Union." Report from the regional workshops of Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/regional\_reports\_chapter\_1.htm]. March 2002.
- . 2000c. "Making Democracy Work for the Poor: Key Messages from the Regional Workshops." Report from the regional workshops of Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/regional\_reports\_democracy\_and\_the\_poor.htm]. March 2002.
- . 2001. "Hague Conference to Discuss External Assistance to Political Parties." Press release. [http://www.idea.int/press/pr20010527.htm]. March 2002.
- . 2002a. *Voter Turnout since 1945: A Global Report*. Stockholm.
- . 2002b. *Women in Parliament: Beyond Numbers*. [http://www.idea.int/women/par/toc.htm]. April 2002.
- . Forthcoming. *Handbook on Funding of Parties and Election Campaigns*. Stockholm.
- IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliaments 1945-1995: A World Statistical Survey*. Geneva.
- . 1998. *Parliamentary Human Rights Bodies: World Directory*. Geneva.
- . 2000a. *Politics: Women's Insight*. Geneva.
- . 2000b. *Women in Politics 1945-2000*. Geneva.
- . 2001. "Women in National Parliaments—Statistical Archive." [http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif121001.htm]. March 2002.
- . 2002a. Correspondence on date of latest elections, political parties represented and voter turnout. March. Geneva.
- . 2002b. *Parline Database*. [http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm]. March 2002.
- . 2002c. "Women in National Parliaments." [http://www.ipu.org/wmn-e/world.htm]. April 2002.
- Jenkins, Rhys. 2001. "Corporate Codes of Conduct: Self-Regulation in a Global Economy." UNRISD Programme Paper 2. UN Research Institute for Social Development, New York.
- Jubb, Nadine. 2001. "Women and Policing in Latin America: A Draft Background Paper." Paper prepared for the meeting of the Latin America Studies Association, 6-8 September, Washington, D.C.
- Jubilee Australia. 1999. "Some Background on the Global Jubilee 2000 Debt Coalition Jubilee 2000 Debt Campaign." [http://www.jubilee2000.org.au/who/who.html]. May 2002.
- Kaldor, Mary. 2001. *New & Old Wars: Organized Violence in a Global Era*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Kamal, Ahmed. 2000. "Accountable Governance and Poverty Alleviation." Paper commissioned for the regional workshops of the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/commissioned\_papers\_2.htm]. March 2002.
- Kamal, Sim. 2000. "Democratization and Poverty Alleviation in South Asia." Paper commissioned for the regional workshops of the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000df/commissioned\_papers\_3.htm]. March 2002.
- Kapur, Devesh. 2001. "Expansive Agendas and Weak Instruments: Governance Related Conditionality of International Financial Institutions." *Policy Reform* 4 (3): 207-41.
- Kapur, Devesh, John P. Lewis and Richard Webb. 1997. *The World Bank: Its First Half Century*. Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Karam, Azza, ed. 1998. *Women in Parliament: Beyond Numbers*. Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance. [http://www.idea.int/women/par/toc.htm]. March 2002.
- Karl, Terry Lynn. Forthcoming. "The Vicious Cycle of Inequality in Latin America." In Susan Esv Eckstein and Timothy Wickham-Crowley, eds., *The Politics of Injustice in Latin America*. Berkeley: University of California Press. [http://www.cfr.org/public/democracy/Terry\_Karl.doc]. April 2002.



- Kaufmann, Danny, Aart Kraay and Pablo Zoido-Lobaton. 1999. "Governance Matters." Policy Research Working Paper 2196. World Bank, Washington, D.C. [http://www.worldbank.org/wbi/governance/pdf/govmats.pdf]. April 2002.
- . 2002. "Governance Matters II: Updated Indicators for 2000/01." Policy Research Working Paper 2772. World Bank, Washington, D.C. [http://www.worldbank.org/wbi/governance/pdf/govmats2.pdf]. April 2002.
- Kendig, K. 1999. *Civil Society, Global Governance, and the United Nations*. Tokyo: United Nations University.
- Kennedy, Paul, Dirk Messner and Franz Nuscheler. 2002. *Global Trends and Global Governance*. London: Pluto Press.
- Ketterer, James P. 2001. "From One Chamber to Two: The Case of Morocco." *Journal of Legislative Studies* 7 (1).
- King, Jeremy, Walter Dorn and Matthew Hodes. Forthcoming. "An Unprecedented Experiment: Security Sector Reform in Bosnia and Herzegovina." Bonn International Center for Conversion, Bonn, Germany.
- Kingma, Eees, ed. 2000. *Demobilization in Sub-Saharan Africa: The Development and Security Impacts*. Basingstoke, U.K.: Macmillan.
- Kingma, Kees. 2000. "Post-war Societies." In Natalie Pauwels, ed., *War Force to Work Force: Global Perspectives on Demobilization and Reintegration*. Baden-Baden, Germany: Nomos.
- . 2001. "Demobilizing and Reintegrating Former Combatants." In Luc Reyhler and Thania Paffenholz, eds., *Peacebuilding: A Field Guide*. Boulder, Colo.: Lynne Rienner.
- Kohli, Atul, ed. 2001. *The Success of India's Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Korpela, Sirkka. 2002. Email correspondence on the Global Compact. United Nations Development Programme, Division for Business Partnerships, March. New York.
- Korten, David C. 1995. *When Corporations Rule the World*. Bloomfield, Conn.: Kumarian Press. [http://www.thirdworldtraveler.com/Korten/WhenCorpsRuleWorld\_Korten.html]
- Krause, Keith. 1997. *Military Spending and Social, Economic and Political Development*. Ottawa, Canada: Department of Foreign Affairs and International Trade.
- Krueger, Anne O. 1997. "Whether the World Bank and the IMF?" NBER Working Paper 6327. National Bureau of Economic Research, Cambridge, Mass. [http://papers.nber.org/papers/w6327.pdf]. March 2002.
- Krugman, Paul. 2002. "America the Polarized." *The New York Times*, 4 January.
- Lagos, Marta. 2001. "Between Stability and Crisis in Latin America: How People View Democracy." *Journal of Democracy* 12 (1).
- Landman, Todd. 1999. "Economic Development and Democracy: The View from Latin America." *Political Studies* 47: 607-26.
- Larson, Alan P. 2002. Press conference transcript, UN Conference on Financing for Development, 19 March, Moretsey, Mexico.
- Latinobarómetro. 2002. "Public Policies Time Series." Sent by Marta Lagos, February 2002. Data are private and accessible through purchase or subscription. [www.latinobarometro.org]
- Laurenti, Jeffrey, ed. 2002. "Combating Terrorism: Does the UN Matter... And How?" United Nations Association of the USA, New York.
- Leaf, Clifton. 2002. "White-Collar Criminals: Enough Is Enough—They Lie They Cheat They Steal and They've Been Getting Away With It for Too Long." *Fortune*, 18 March. [http://www.fortune.com/index.html?channel=arc01.html&doc\_id=206659] April 2002.
- Leong, Herve. 2002. Email correspondence. UN Mission in Sierra Leone, 6 April.
- Lévy, Albert. 2001. "Démocratie et transfert de normes: les relations civilo-militaires." *Études internationales* 32 (2).
- Leitenberg, Milton. 2001. "Death in Wars and Conflicts between 1945 and 2000." University of Maryland, Center for International and Security Studies, College Park.
- Lijphart, Arend. 1999. *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-six Countries*. London: Yale University Press.
- Lindenberg, Marc, and Coralie Bryant. 2001. *Going Global: Transforming Relief and Development NGOs*. Bloomfield, Conn.: Kumarian Press.
- Ling, Chee-Yoke. 2000. "The Caragena/Vienna Setting: Towards More Transparent and Democratic Global Negotiations." Third World Network, Penang, Malaysia. [http://www.thirdworld.org.sg/tile/vienna.htm]. March 2002.
- Linz, Juan, and Alfred Stepan, eds. 1978. *The Breakdown of Democratic Regimes*. Baltimore, Md.: The Johns Hopkins University Press.
- Linz, Juan, and Alfred Stepan. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-communist Europe*. London: The Johns Hopkins University Press.
- Linz, Juan, and Arturo Valenzuela, eds. 1994. *The Failure of Presidential Democracy*. London: The Johns Hopkins University Press.
- Lindsay, Augustin. 2001. "Review of Critical Issues in Democratic Consolidation: The Case of West Africa." United Nations Development Programme, Bureau of Development Policy, New York.
- Londono, Juan L., and Rodrigo Guerrero. 1999. *Violencia en América Latina: epidemiología y costos*. Washington, D.C.: Inter-American Development Bank.
- Loudergan, John B., and Keith T. Poole. 1996. "Does High Income Promote Democracy?" *World Politics* 49 (October): 1-30.
- Lunsdale, J. 1986. "Political Accountability in African History." In Patrick Chabal, ed., *Politics: Domination in Africa: Reflections on the Limits of Power*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lopez-Pintor, Rafael. 2000. "Electoral Management Bodies as Institutions of Governance." United Nations Development Programme, Bureau of Development Policy, Management Development and Governance Division, New York.
- Luvic, James. 2001. "Overview of the Benefits of the Doha Agreement on TRIPS and Public Health." [http://www.cptech.org/ip/ato/doha/overview.html]. March 2002.
- . 2002. Email correspondence on the Access to Medicine Campaign. CPTech, 29 March. Washington, D.C.
- Luckham, Robin, Anne Marie Goetz, Mary Kaldor, Alison Ayers, Sunil Bastian, Esmanuel Gyimah-Boadi, Shireen Hassim and Zarek Puhovski. 2000. "Democratic Institutions and Politics in Contexts of Inequality, Poverty, and Conflict." Working Paper 104. University of Sussex, Institute of Development Studies, Brighton, U.K.
- Machel, Graça. 1996. *Impact of Armed Conflict on Children*. New York: United Nations Children's Fund. [http://www.unicef.org/graca/]. April 2002.
- Madecy, John. 1999. *Big Business, Poor Peoples: The Impact of Transnational Corporations on the World's Poor*. London: Zed Books.
- Maguire, Linda. 2002. Correspondence on Mexico's Electoral Commission. United Nations Development Programme, Evaluation Office, 25 March. New York.
- Mahbub ul Haq. Human Development Centre. 1999. *Human Development in South Asia 1999: The Crisis of Governance*. Karachi, Pakistan: Oxford University Press.
- . 2000. *Human Development in South Asia: The Gender Question*. Karachi, Pakistan: Oxford University Press.
- . 2001. *Human Development in South Asia: Globalisation and Human Development*. Karachi, Pakistan: Oxford University Press.
- Mair, Peter, and Ingrid van Biezen. 2001. "Party Membership in Twenty European Democracies, 1980-2000." *Party Politics* 7: 1.
- Marshall, Monty G. 2000. "Major Episodes of Political Violence, 1946-1999." University of Maryland, Center for Systematic Peace, College Park. [http://members.aol.com/CSP-ngm/warlist.htm]. April 2002.
- Marshall, Monty G., and Keith Jagers. 2000. "Polity IV Project: Dataset Users Manual." [http://www.bsos.umd.edu/odcm/inscr/polity/]. April 2002.
- McChesney, Robert. 1999. *Rich Media, Poor Democracy—Communication Politics in Dubious Times*. New York: The New Press.
- McCulloch, Lesley. 2000. "Business as Usual." *Inside Indonesia* 63 (July). [http://www.insideindonesia.org/edit63/mcculloch1.htm]. May 2002.
- . Forthcoming. "Trihings: The Role of the Indonesian Military in Business." In Jörn Brömmelbörster and Wolf Paes, eds., *Soldiers in Business: The Military as an Economic Player*. London: Ashgate.
- McKenzie, Glenn. 2000. "New Breed of Journalists on the Front Lines of African Politics." Associated Press Worldstream, March 23. [http://www.cpj.org/dangerous/2000/Bekoutou/bekoutou.html]. April 2002.
- Mehrotra, Santosh. 2001. "The Rhetoric of International Development Targets and the Reality of Official Development Assistance." Working Paper 65. United Nations Children's Fund, Innocenti Research Centre, Florence, Italy.
- Mehrotra, Santosh, and Enrique Delamonica. 2002. *Public Spending for the Poor: Basic Services to Enhance Capabilities and Promote Growth*. New York: United Nations Children's Fund.
- Méndez, Juan, and Paulo Sérgio Pinheiro, eds. 1999. *The (Un)Rule of Law and the Underprivileged in Latin America*. Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame Press.
- Mikeell, Raymond F. 1994. "The Bretton Woods Debates: A Memoir." Essays in International Finance 192. Princeton University, International Finance Section, Princeton, N.J.
- Milanovic, Branko. 1998. *Income Inequality and Poverty during the Transition from Planned to Market Economy*. Washington, D.C.: World Bank.
- . 2001. "True World Income Distribution, 1988 and 1993: First Calculation Based on Household Surveys Alone." Policy Research Working Paper 2244. World Bank, Washington, D.C. [http://www-wds.worldbank.org/servert/WDSContentServer/WDS/IB/1999/12/30/000094946\_99121105352984/Rendered/PDF/multi\_page.pdf]. April 2002.
- Mitra, Subrata K. 2001. "Making Local Governments Work: Local Elites, Panchayati Raj and Governance in India." In Atul Kohli, ed., *The Success of India's Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Morrisey, Oliver. 2002. "ODI Opinions on Effective Expansion of Aid." Opinion 1. Overseas Development Institute, London. [http://www.odi.org.uk/opinions/1\_intro\_opinions.html]. April 2002.
- Muggah, Robert, and Eric Beaman. 2001. "Humanitarianism under Threat: The Humanitarian Impacts of Small Arms and Light Weapons." Special Report. Graduate Institute of International Studies, Geneva.
- Mulvenon, James C. 2001. *Soldiers of Fortune: The Rise and Fall of the Chinese Military-Business Complex, 1978-1998*. New York: M.E. Sharpe.
- Naschold, Felix. 2002. "Aid and the Millennium Development Goals." Opinion 4. Overseas Development Institute, London. [http://www.odi.org.uk/opinions/4\_MDGs.html]. April 2002.
- Narayan, Deepa, Robert Chambers, Meera Kaul Shaha and Patti Petesh. 2000. *Voices of the Poor: Crying Out for Change*. New York: Oxford University Press. [http://www.worldbank.org/poverty/voices/reports.htm#crying]. March 2002.
- Narayan, Deepa, Raj Patel, Kai Schafft, Anne Rademacher and Sarah Koch-Schulte. 2000. *Voices of the Poor: Can Anyone Hear Us?* New York: Oxford University Press.
- Nathan, Laurie. 1994. *The Changing of the Guard: Armed Forces and Defence Policy in a Democratic South Africa*. Pretoria: Human Sciences Research Council.
- . 2000. "Reform in New Democracies." In *Security Sector Reform*. Brief 15. Bonn: Bonn International Center for Conversion and Johannesburg: Group for Environmental Monitoring.
- Nayyar, Deepak, ed. 2001. "The New Role and Functions for the UN and the Bretton Woods Institutions." United Nations University and World Institute for Development Economic Research, Helsinki, Finland. [http://www.wider.unu.edu/search/search.htm]. May 2002.
- NDI (National Democratic Institute). 2001. "Political Party Strategies to Combat Corruption." [http://www.ndi.org/worldwide/asia/combataccorruption/executivesummary.asp]. May 2002.
- Neill, Rachel. 1998. *Theses and Debates in Public Security Reform: A Manual for Civil Society. Community Policing*. Washington, D.C.: Washington Office on Latin America.
- . 2001a. "Democratic Police Reforms in War-torn States." *Journal of Conflict, Security and Development* 1 (1): 21-43. King's College, Centre for Defence Studies, London. [http://csdgl.ac.uk/Publications/assets/PDF%20files/CSD%201-1.pdf]. March 2002.
- . 2001b. "Democratic Policing." In Luc Reyhler and Thania Paffenholz, eds., *Peacebuilding: A Field Guide*. Boulder, Colo.: Lynne Rienner.
- Neuffer, Elizabeth. 2001. *The Key to My Neighbor's House: Seeking Justice in Rwanda and Rwanda*. Princeton: New York.
- Norris, Pippa. 2000. *A Virtuous Circle: Political Communication in Postindustrial Societies*. New York: Cambridge University Press.
- . 2002. *Democratic Phoenix: Political Activism Worldwide*. New York: Cambridge University.
- Nua Publish. 2002. "Nua Internet Surveys: How Many Online, Worldwide." [http://www.nua.ie/surveys/how\_many\_online/world.html]. 9 May 2002.
- Nübler, Irmgard. 2000. "Human Resources Development and Utilization in Demobilization and Reintegration Programmes." In Kees Kingma, ed., *Demobilization in Sub-Saharan Africa: The Development and Security Impacts*. Basingstoke, U.K.: Macmillan.
- Nusbaum, Martha, and Amartya Sen. 1993. *Quality of Life*. Oxford: Clarendon Press.
- O'Donnell, Guillermo. 1999. "Horizontal Accountability and New Polyarchies." In Andreas Schedler, Larry Diamond and Mark Plattner, eds., *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*. Boulder, Colo.: Lynne Rienner.
- . 2000. "Democracy, Law, and Comparative Politics." IDS Working Paper 118. University of Sussex, Institute of Development Studies, Brighton, U.K.
- . 2002. "Human Development/Human Rights/Democracy." Paper prepared for a workshop on the Quality of Democracy sponsored by the United Nations Development Programme, Regional Division for Latin America and the Caribbean, and Proyecto Estado de la Nación, February, Costa Rica.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) DAC (Development Assistance Committee). 1997. *Final Report and Follow-up to the 1997 Ottawa Symposium*. Paris. [www.oecd.org/dac]. March 2002.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) and UNESCO (United Nations Educational, Scientific



- and Cultural Organization) *Insights for Statistics*. 2001. *Teachers for Tomorrow's Schools: Analysis of World Education Indicators 2001 Edition*. Paris. [http://www.uis.unesco.org/en/pub/doc/WEL/we\_execsum\_EN.pdf]. April 2002.
- Oppen, Jim, and James W. Vaupel. 2002. "Enhanced: Broken Limits to Life Expectancy." *Science* 296: 1029-31.
- Omitoogun, Olawuyi. 2002. Email correspondence on long-term legacy of military rule in Nigeria. Stockholm International Peace Research Institute, 15 March.
- Onishi, Norimitsu. 2002. "Nigeria's Precinct Fears for His Fledgling Democracy." *The New York Times*, 7 February.
- Open Society Institute. 2001. *Building Open Societies: Soros Foundation Network Annual Report 2000*. New York. [http://www.soros.org/annual/2000/]. May 2002.
- Ottaway, Matina, and Anatol Lieven. 2002. "Rebuilding Afghanistan: Fantasy versus Reality." Policy brief. Carnegie Endowment for International Peace, Washington, D.C.
- Pary, Sam. 2001. "Enron's India Disaster." *Consortium News.com*, 30 December. [http://www.consortiumnews.com/Print/123001a.html]. April 2002.
- Paul, James A. 1995. "Security Council Reform: Arguments about the Future of the United Nations." Global Policy Forum, New York. [http://www.globalpolicy.org/security/pubs/seccef.htm]. March 2002.
- . 2001. "A Short History of the NGO Working Group on the Security Council." Global Policy Forum, New York. [http://www.globalpolicy.org/security/ngovkgrp/history.htm]. March 2002.
- Pauvels, Natalie, ed. 2000. *War Force to Work Force: Global Perspectives on Demobilization and Reintegration*. Baden-Baden, Germany: Nomos.
- Pinheiro, Paulo Sérgio. 1999. "The Role of Law and the Underprivileged in Latin America: Introduction." In Juan Mendez, Guillermo O'Donnell and Paulo Sérgio Pinheiro, eds., *The UN Rule of Law and the Underprivileged in Latin America*. Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame.
- Pitsoana, Barney. 2000. "Faultlines: Inquiry into Racism in the Media. Executive Summary." South African Human Rights Commission, Johannesburg. [http://www.sahrc.org.za/main\_franeset.htm]. March 2002.
- Polity IV. 2002. "Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2000." [http://www.bsos.und.edu/cidcm/inscr/polity/index.htm]. April 2002.
- Proyecto Estado de la Nación. 2001. *Auditoria ciudadana sobre la calidad de la democracia*. Volúmenes 1 y 2. San José, Costa Rica: Editonama.
- PRS Group. 2001. Correspondence or International Country Risk Guide Dataset. December. East Syracuse, NY.
- Przeworski, Adam. 1998. "The State and the Citizen." Paper prepared for the international seminar on Society and the Reform of the State, 26-28 March, São Paulo, Brazil.
- . 2000. "Democracy and Economic Growth." Paper prepared for the United Nations Development Programme, New York.
- Przeworski, Adam, Michael E. Alvarez, José Antonio Cheibub and Fernando Limongi. 2000. *Democracy and Development: Political Institutions and Well-being in the World, 1950-1990*. New York: Cambridge University Press.
- Quilés, M. G. 2002. "Growth and Poverty: Lessons from the East Asian Miracle Revisited." Research Paper 33. Asian Development Bank, Manila.
- Rara, Machukar S. J. B. 2000. "Democracy and Poverty: Participation." Paper commissioned for the regional workshops of the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000d/commissioned\_papers\_4.htm]. March 2002.
- Reid, Angus. 2000. "Face of the Web Study Pegs Global Internet Population at More than 300 Million." [http://www.angus-reid.com/media/consent/displaypr.cfm?id\_to\_view=1001]. 20 February 2001.
- Reif, Linda. 2000. "Building Democratic Institutions: The Role of National Human Rights Institutions in Good Governance and Human Rights Protection." *Harvard Human Rights Journal* 13: 45, 56-57.
- Reyes, Socorro. 2000. "Seeking Gender Balance, Women Strategize for Change." News and Views 13 (1). Women's Environment and Development Organization. [http://www.wedo.org/news/Mar2000/decision.htm]. March 2002.
- Rose, Richard, and Christian Haerpfer. 1999. "New Democracies Barometer 7: A 12-Nation Survey." Studies in Public Policy 306. University of Strathclyde, Centre for the Study of Public Policy, Glasgow, U.K.
- Rudolph, Lloyd I., and Susanne Hoebler Rudolph. 2001. "Redesigning the Constitutional Design: From an Interventionist to a Regulatory State." In Atul Kohli, ed., *The Success of India's Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rummel, Robert J. 1997. *Power Kills: Genocide and Mass Murder*. New Brunswick, NJ: Transaction Publishers. [http://www.hawaii.edu/powerkills/POWER.T4B4.GIF]. March 2002.
- Sakla, Jeffrey D. 2001. *Macroeconomics and Health: Investing in Health for Economic Development*. Geneva: World Health Organization.
- Sandbrook, Richard. 2000. "Citizenship, Rights and Poverty: Narrowing the Gap between Theory and Practice." Paper presented at the International Institute for Democracy and Electoral Assistance's Democracy Forum 2000, 8-9 June, Stockholm. [http://www.idea.int/2000d/papers\_preselected\_2.html]. March 2002.
- Schmitter, Philippe C., and Terry Lynn Karl. 1991. "What Democracy Is... and Is Not." *Journal of Democracy* 2 (3): 75-88.
- Schultz, T. Paul. 1998. "Inequality in the Distribution of Personal Income in the World: How It Is Changing and Why." *Journal of Population Economics* 11 (3): 307-44.
- Security Industry Association. 2000. *Research Update 2* (4). Alexandria, Va.
- Sen, Amartya. 1989. "Development as Capability Expansion." *Journal of Development Planning* 19: 41-58.
- . 2000. *Development as Freedom*. New York: Random House.
- Sen, Amartya, and Jean Drèze. 2002. *India: Development and Participation*. New Delhi: Oxford University Press.
- Sharp, Koonda. 2000. "Gender Budgets: The Australian Experience." Paper prepared for the International Workshop on Gender Auditing of Government Budgets, 15-16 September, Rome.
- Shell. 2002. "How We Work." [http://www2.shell.com/home/Framework?siteId=royal-en&FC1=αFC2=%2FLeftHandNav%3FLeftNavState%3D0%2C2&FC3=%2Froyal-en%2Fhtml%2Fwgen%2Fabout%2Fhow\_we\_work%2Fprint%3Fhtml&FC4=%2Froyal-en%2Fhtml%2Fwgen%2Fimpulse1.html&FC5=J]. April 2002.
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2001. *SIPRI Yearbook 2001: Armaments, Disarmament and International Security*. New York: Oxford University Press.
- . 2002. Correspondence on weapons transfer data. Stockholm. March.
- Sköns, Elisabeth, Evamaria Loose-Weintraub, Wuyi Omitoogun, Peter Stalenheim and Reinhilde Weidacher. 2001. "Military Expenditure and Arms Production." In Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2001: Armaments, Disarmament and International Security*. New York: Oxford University Press.
- Smeeding, Timothy, with assistance from Andrzej Grodzner. 2000. "Changing Income Inequality in OECD Countries: Updated Results from the Luxembourg Income Study (LIS)." Working Paper 252. Luxembourg Income Study, Luxembourg.
- Sudhakar, E. 2001. "Reforming Political Finance." [http://www.india-seminar.com/2001/206/206%20e%20sudhakar.htm]. April 2002.
- Stewart, Frances. 1998. "The Root Causes of Conflict: Some Conclusions." Working paper 16. Queen Elizabeth House, Oxford. [http://www2.qeh.ox.ac.uk/pdf/qehwp/qehwp16.pdf]. March 2002.
- . 2000. "Crisis Prevention: Tackling Horizontal Inequalities." Working paper 33. Queen Elizabeth House, Oxford. [http://www2.qeh.ox.ac.uk/pdf/qehwp/qehwp33.pdf]. March 2002.
- Stewart, Frances, and Sam Daws. 2000. *An Economic and Social Security Council at the United Nations*. London: Christian Aid.
- Stewart, Frances, and Valpy Fitzgerald. 2000. *The Economic and Social Consequences of Conflict*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2001. *War and Underdevelopment*. Oxford: Oxford University Press.
- Summers, Lawrence H. 2000. Statement by Treasury Secretary Summers before U.S. Senate Committee on Foreign Relations on progress on International Monetary Fund reform, 29 February. [http://www.uscia.gov/ISSUES/sum0229.html]. March 2002.
- SustainableAbility. 2001. "Politics and Persuasion: Corporate Influence on Sustainable Development." Janus Programme, London. [http://www.sustainable.com/programs/janus/Janus-Final.pdf]. April 2002.
- Tanzi, Vito, Ke-young Chu and Sanjeev Gupta, eds. 1999. *Economic Policy and Equity*. Washington, D.C.: International Monetary Fund.
- Tavares, Jose, and Roman Waczarg. 2001. "How Democracy Affects Growth." *European Economic Review* 45 (August): 1541-78.
- Thakur, Ramesh, and Edward Newman, eds. 2000. *New Millennium, New Perspectives: The United Nations, Security, and Governance*. UNU Millennium Series. Tokyo, New York and Paris: United Nations University Press.
- Tepperman, Jonathan. 2002. "Truth and Consequences." *Foreign Affairs* 8 (2): 129-30.
- Tokman, Victor E., and Guillermo O'Donnell, eds. 1998. *Poverty and Inequality in Latin America: Issues and New Challenges*. Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame Press.
- Transparency International. 2001. "Corruption Perceptions Index 2001." [http://www.transparency.org/cpi/index.html]. May 2002.
- UIA (Union of International Associations). 2000. *Yearbook of International Organizations 2000-2001*. Belgium.
- U.K. Department for International Development. 2000. *Security Sector Reform and the Management of Defence Expenditure: High Risks for Donors, High Returns for Development*. Report on an international symposium sponsored by the U.K. Department for International Development. London.
- UN (United Nations). 1998. "Cooperating for Development." in *Annual Report of the Secretary General on the Work of the Organization*. Document A/53/i. New York. [http://www.un.org/Docs/SG/Report98/ch2.htm]. May 2002.
- . 1999. "Disarmament, Demobilisation and Reintegration of Ex-Combatants in a Peacekeeping Environment." Department of Peacekeeping Operations, Lessons Learned Unit, New York.
- . 2000a. *Millennium Declaration*. New York. [http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm]. April 2002.
- . 2000b. "Report of the Open-ended Working Group on the Question of Equitable Representation on and Increase in the Membership of the Security Council and Other Matters Related to the Security Council." Document A/54/57. General Assembly Official Records, Fifty-fourth Session, New York.
- . 2001a. *Assistance to Mine Action*. Report of the Secretary-General to the General Assembly. New York.
- . 2001b. *DDA 2001 Update* (June). Department of Disarmament Affairs, New York.
- . 2001c. *Road Map towards the Implementation of the United Nations Millennium Declaration: Report of the Secretary-General*. New York. [http://www.un.org/documents/ga/docs/56/a56326.pdf]. April 2002.
- . 2001d. *World Population Prospects 1950-2050: The 2000 Revision*. Database. Department of Economic and Social Affairs, Population Division, New York.
- . 2002a. "Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General." [http://untreaty.un.org]. April 2002.
- . 2002b. "Operations." Department of Peacekeeping Operations, New York. [http://www.un.org/Depts/dpko/ops.htm]. May 2002.
- UN Information Centre Bonn. 2001. "UN Talks on Afghanistan." [http://www.uno.de/fricden/afghanistan/talks.htm]. April 2002.
- UNAC (United Nations Associations in Canada). 1995. "Roundtable on Security Council Reform." Ottawa. [http://www.nrb.unac.org/unreform/roundtables/SC-reform.html]. March 2002.
- UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS). 2000a. "Country Successes." Factsheet. Geneva. [http://www.unaids.org/factsheets/files/Successes\_Eng.html]. April 2002.
- . 2000b. "Report on the Global HIV/AIDS Epidemic." Geneva. [http://www.unaids.org/epidemic\_update/report/index.html]. April 2002.
- . 2001. "AIDS Epidemic Update—December 2001." [http://www.unaids.org/epidemic\_update/report\_dec01/index.html]. April 2002.
- UNCCD (United Nations Convention to Combat Desertification). 2002. "The United Nations Convention to Combat Desertification: An Explanatory Leaflet." [http://www.unccd.int/convention/text/leaflet.php]. April 2002.
- UNDESA (United Nations Department of Economic and Social Affairs). 2001. "HIV/AIDS: Population Impact and Policies 2001." [http://www.un.org/esa/population/publications/aidsvallchart/MainPage.htm]. May 2002.
- UNDP (United Nations Development Programme) 1990. *Human Development Report 1990*. New York: Oxford University Press.
- . 1993. *Human Development Report 1993*. New York: Oxford University Press.
- . 1994. *Human Development Report 1994*. New York: Oxford University Press.
- . 1997a. "Corruption and Good Governance." Discussion Paper 3. Management Development and Governance Division, Bureau for Policy and Programme Support, New York.
- . 1997b. "Governance for Sustainable Human Development: A UNDP Policy Document." Management Development and Governance Division, Bureau for Development Policy and Programme Support, New York. [http://management.undp.org/policy/default.htm]. April 2002.
- . 1997c. *Reconceptualising Governance*. Discussion Paper 2. Management Development and Governance Division, Bureau for Policy and Programme Support, New York.
- . 1998. *Nepal Human Development Report 1998*. Kathmandu.
- . 1999a. *China Human Development Report 1999: Transition and the State*. Beijing: China Financial and Economic



- Publishing House.
- 1999b. *Guatemala: el rostro real del desarrollo humano*. Guatemala City.
- 1999c. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press.
- 1999d. *Thailand Human Development Report 1999*. Bangkok. [http://www.undp.org/rbap/NHDR/HDRT/Thailand99.PDF]. March 2002.
- 2000a. *Human Development Report 2000*. New York: Oxford University Press.
- 2000b. *The South African Human Development Report: Transformation for Human Development*. Pretoria.
- 2001a. "Fact Sheet on Small Arms and Light Weapons 2001." Bureau for Crisis Prevention and Recovery New York.
- 2001b. *Indonesia Human Development Report: Towards a New Consensus*. Jakarta.
- 2001c. *Latvia Human Development Report 2000/2001: The Public Policy Process in Latvia*. Riga.
- 2001d. "Learning Lessons: Learning from Experience for Afghanistan." Afghanistan Programming Workshop Report. Evaluation Office and Regional Bureau of Asia and Pacific, New York.
- 2001e. *Nepal Human Development Report: Poverty Reduction and Governance*. Kathmandu.
- 2002a. "Albania Moves to Tighten Control on Small Arms." Newsfront, 6 February.
- 2002b. "Learning Lessons: Learning from Experience for Afghanistan." Second Afghanistan Programming Workshop Report. Evaluation Office and Regional Bureau of Asia and Pacific, New York.
- 2002c. *Bolivia 2002 National Human Development Report: Informe de desarrollo humano en Bolivia 2002*. La Paz.
- 2002d. "National Human Development Reports." [http://www.undp.org/hdro]. April 2002.
- 2002e. *Financing the Development Goals: An Analysis of Tanzania, Cameroon, Malawi, Uganda and Philippines*. Summary Report. [http://www.undp.org/ffd/MDG-final.pdf]. April 2002.
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1999a. Correspondence on gross enrolment ratios. April. Paris.
- 1999b. *Statistical Yearbook 1999*. Paris. [http://www.uis.unesco.org/en/stats/stat0.html]. April 2002.
2000. "Education For All: 2000 Assessment, Statistical Document." [http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001234/120472e.pdf]. April 2002.
2001. Correspondence on net enrolment ratios. March. Paris.
2002. Correspondence on adult and youth literacy rates. UNESCO Institute of Statistics, January. Montreal.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 2000. *The State of the World's Refugees: Fifty Years of Humanitarian Action*. Oxford: Oxford University Press. [http://www.unhcr.ch/pubs/sowr2000/sowr2000toc.htm]. April 2002.
- 2001a. "Children." [http://www.unhcr.ch/children/index.html]. April 2002.
- 2001b. "Refugees by Numbers 2001 Edition." [http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home?page=basics]. April 2002.
2002. Correspondence on refugees and internally displaced persons. February. Geneva.
- UNICEF (United Nations Children's Fund). 1996. "Wars against Children." [http://www.unicef.org/graca/]. April 2002.
2002. *The State of the World's Children 2002*. New York: Oxford University Press. [http://www.unicef.org/pubs-gen/sowc02/sowc2002-eng-full.pdf]. April 2002.
- UNOHCHR (United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights). 2001. "Human Rights Day: Independent Experts Remind States of Obligation to Uphold Fundamental Freedoms." [http://www.unhcr.ch/huricase/huricare.nsf/view01/36A4C7536643B305C1256B1E0037F9B1?opendocument]. April 2002.
2002. "Status of Ratifications of the Principal International Human Rights Treaties." [http://www.unhcr.ch/pdf/report.pdf]. April 2002.
- UNPAN (United Nations Online Network in Public Administration and Finance). 2002. "Global Survey on E-Government." [www.unpan.org/egovmenet2.asp]. April 2002.
- U.S. Bureau of Census. 1999. *Statistical Abstract of the United States 1999*. Washington, D.C. [http://www.census.gov/prod/www/statistical-abstract-us.htm]. April 2002.
- U.S. Bureau of Justice Statistics. 1999. *National Criminal Victimization Survey 1999* [http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/abstract/cv99.htm]. April 2002.
- U.S. Department of State. Bureau of Arms Control. 2000. *World Military Expenditures and Arms Transfers 1998*. Washington, D.C. [http://www.state.gov/www/global/arms/bureau\_ac/wmeat98/wmeat98.html]. March 2002.
- U.S. Government. 2000. "International Crime Threat Assessment. United States Government Intagency Working Group in Support of and Pursuant to the President's International Crime Control Strategy, December 15, 2000." [http://fas.org/irp/threat/pub45270index.html]. March 2002.
- U.S. Institute of Peace. 2002. "Truth Commissions: Selected Commissions of Inquiry and Related Bodies." [http://www.usip.org/library/tc/tc\_coi.html]. March 2002.
- von Alermann, Ulrich. 2000. "The German Case." Paper prepared for a Transparency International workshop on Corruption and Political Party Funding, October, La Pietra, Italy. [http://www.transparency.org/working\_papers/thematic/german\_paper.html]. May 2002.
- Wacziarg, Román. 2000. "Human Capital and Democracy." Stanford University, Stanford, Calif.
- Wallensreen, Feter, and Margareta Sollenberg. 2000. "Armed Conflict, 1989-99." *Journal of Peace Research* 37 (5).
- Washington Office on Latin America. 2000. "Mexico Election Monitor 2000." Washington, D.C.
- Whaley, John. 2000. "Strengthening Legislative Capacity in Legislative-Executive Relations." Paper 6. National Democratic Institute for International Affairs' Legislative Research Series 25. Washington, D.C.
- WHO (World Health Organization). 1997. *Health and Environment in Sustainable Development: Five Years after the Earth Summit*. Geneva.
1998. "Malaria." Factsheet 94. Geneva. [http://www.who.int/inf-bis/en/fact094.html]. April 2002.
- 2000a. "Tuberculosis." Factsheet 104. Geneva. [http://www.who.int/inf-bis/en/fact104.html]. April 2000.
- 2000b. "WHO Report on Global Surveillance of Epidemic-prone Infectious Diseases." Department of Communicable Disease Surveillance and Response, Geneva. [http://www.who.int/emc-documents/surveillance/cocs/whocdsr2001.pdf/WHO\_Report\_Infectious\_Diseases.pdf]. April 2002.
2001. "WHO and Novartis Join Forces to Combat Drug Resistant Malaria." Press release. [http://www.who.int/inf-pr-2001/en/pr2001-26.html]. April 2002.
- WHO (World Health Organization), UNICEF (United Nations Children's Fund) and WSSCC (Water Supply and Sanitation Collaborative Council). 2000. "Global Water Supply and Sanitation Assessment 2000 Report." [http://www.who.int/water\_sanitation\_health/Globassessment/GlobalTOC.htm]. April 2002.
- Willms, Douglas J. 1999. *Inequalities in Literacy Skills among Youth in Canada and the United States*. Statistics Canada International Adult Literacy Survey Monograph 89-552-MIE99006. National Literacy Secretariat/Human Resources Development, Canada.
- Women's Environment and Development Organisation. 2002. "Gender Breakdown of Boards of Directors at World Financial Institutions." *News and Views* 12 (1).
- Working Group on E-Government in the Developing World. 2002. "Roadmap for E-Government in the Developing World." Pacific Council on International Policy and Council on Foreign Relations, Los Angeles, Calif. [http://www.pacificcouncil.org/pdfs/e-gov.paper.f.pdf]. April 2002.
- World Bank. 1998. "Participatory Mechanisms." [http://www.worldbank.org/af/particip/keycon.htm]. March 2002.
- 2001a. *Global Economic Prospects and the Developing Countries 2001*. Washington, D.C.
- 2001b. "IBRD Executive Directors Voting Status." [http://www.worldbank.org/about/organization/voting/librd.htm]. April 2002.
- 2001c. "World Bank Governance Indicators Dataset." [http://www.worldbank.org/wbi/governance/gov-dat2001.htm]. May 2002.
- 2001d. *World Development Indicators 2001*. CD-ROM. Washington, D.C.
- 2001e. *World Development Report 2000/2001*. New York: Oxford University Press.
- 2002a. "Countries and Regions." [http://www.worldbank.org/html/extde/regions.htm]. April 2002.
- 2002b. "GDP per capita." In *World Development Indicators 2002*. CD-ROM. Washington, D.C.
- 2002c. *Global Economic Prospects and the Developing Countries 2002: Making Trade Work for the World's Poor*. Washington, D.C.
- 2002d. "The HIPC Initiative: Background and Progress through December 2001." [http://www.worldbank.org/hipc/progress-to-date/may99/may99-3.htm]. April 2002.
- 2002e. *World Development Indicators 2002*. CD-ROM. Washington, D.C.
- World Bank and IMF (International Monetary Fund). 2001. "Financing for Development." [http://www.imf.org/external/np/pdr/2001/ffd.pdf]. February 2001.
- Wull, Herbert. 2000. *Security Sector Reform in Developing Countries: An Analysis of the International Debate and Potential for Implementing Reforms with Recommendations for Technical Cooperation*. Eschborn, Germany: Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit.
- Zadek, Simon. 2001. *Third Generation Corporate Citizenship: Public Policy and Business in Society*. London: Foreign Policy Centre.
- Zakaria, Fareed. 1997. "The Rise of Illiberal Democracy." *Foreign Affairs* (November/December). [http://www.foreignaffairs.org/19971101faessay3809/fareed-zakaria/the-rise-of-illiberal-democracy.html]. April 2002.





人間開発指標





## 指標目次

『人間開発報告書』の統計資料について 172

### I 人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

- 1 人間開発指数 (HDI) 181
- 2 人間開発指数の動向 185
- 3 人間貧困と所得貧困：開発途上国 189
- 4 人間貧困と所得貧困：OECD、中・東欧、CIS諸国 192

### II 健康で長生きするために

- 5 人口動態 194
- 6 保健医療の状況：利用、サービス、資金 198
- 7 世界規模の保健問題：危機と課題 202
- 8 生存状況の前進と後退 206

### III 知識を得るために

- 9 教育への取り組み：公的支出 210
- 10 識字と就学 214
- 11 技術の普及と創造 218

### IV 人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

- 12 経済実績 222
- 13 所得・消費の不平等 226
- 14 貿易構造 230
- 15 DAC諸国からの援助の流れ 234
- 16 援助、民間資本、債務の流れ 235
- 17 公的支出の優先分野 239
- 18 OECD諸国の失業 243

### V 次世代のために

- 19 エネルギーと環境 244

### VI 人間の安全保障を図る

- 20 難民と兵器 243
- 21 犯罪被害者 252

### VII そしてすべての女性と男性の平等を達成する

- 22 ジェンダー開発指数 (GDI) 254
- 23 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) 258
- 24 教育のジェンダー不平等 262
- 25 経済活動のジェンダー不平等 266
- 26 ジェンダー：労働量と時間配分 270
- 27 女性の政治参加 271

### VIII 人権と労働に関する国際協定

- 28 人権に関する国際協定の現状 275
- 29 基本的労働条約に関する現状 279

### 30 その他の国連加盟国の基本指標 283

テクニカルノート1：人間開発に関する指数を計算する 284

テクニカルノート2：ミレニアム開発目標 (MDG) の達成度を査定する 291

統計資料 292

指標項目の定義 294

各国の分類 300

指標項目一覧 304

国別・地域別『人間開発報告書』作成状況一覧 307

各国の人間開発順位 309



## 『人間開発報告書』の統計資料について

本報告書の第1目的は、全世界における人間開発状況を評価するとともに、毎年特定のテーマについて重要な分析を行うことである。本報告書は、経済的動向よりも人間の福利に焦点を合わせ、またテーマ別の政策分析を詳細な国別データと組み合わせている。

『人間開発報告書』の指標は、世界中の豊富な情報をまとめて見せてくれる。データのユーザーとして、本報告書は多くの人々や機関の努力の積み重ねから得られた統計資料を提供している。人間開発報告書事務局は、人間開発に関する最新データを可能な限り公表していただいた多くの機関の協力に対し、大変感謝するものである (Box 1)。

報告書に掲載のすべての統計表は、ある一定期間の国と国の比較ができるよう、関連の国際機関 (まれにはその他の機関) によって収集、処理された、国際標準データにもとづいている。これらの機関では、各国の統計からデータを収集するにしろ、独自の調査によるにしろ、できる限り国際的比較が可能なように定義や収集方法の整合性を図っている。国際機関により作成されたデータと各国の国典から作成されたデータとは、データの整合性をとるにあたっての調整が原因で、差異が出る可能性がある。まれには、国際機関からデータの入手ができず、特に人間開発指数においては、その他の出典を使うことがある。これらの出典は各表の下に記してある。

本報告書の本文は、非常に多様な出典にもとづいている。委託論文、政府文書、各国の人間開発報告書、国際機関のさまざまな報告書、NGOの報告書、雑誌記事、その他の学術出版物などである。こうした情報が本書の囲み記事や表などで使用されている場合は、その出典や引用元を明記している。また、各章ではさらにその章の主な出典についての注を簡単にまとめたものを掲載し、本報告書の指標表によらない統計情報については後注に記載している。

### 指標表について

今年の報告書の指標表は、最も利用性の高いデータを公表し、その提示法と透明性を高めるといふ、長年のたゆみない努力が表れたものとなっている。こうした努力の一環として、近年指標表は、信頼性が高く、

有用で、各国間で比較可能な指標だけを掲載するようにと簡素化されてきた。

指標表の多くにこれまでと同じ項目の指標が掲載されているが、これらの指標にも、人間開発を測定するうえでの新しい試みが反映されている。1例は、犯罪の測定である。これまでは、本報告書は警察の犯罪報告をもとにしたデータや、各国の法の執行に過度に依存した情報、および犯罪報告制度に頼っていた。しかし、個人の犯罪経験に直接もとづくデータが徐々に入手できるようになっている。

また、時間配分や機能的識字や保健医療を示す指標でも新たな努力が認められる。これまでの報告書でも時間配分調査は掲載していたが、最近、調査方法や取り上げる国の範囲が改善され、伝統的な経済測定の枠を超えて、世界の人々の生活や暮らしの中にまで踏み込んだ新しい情報が提供されるようになった。今年の報告書は、こうした新しい時間配分調査 (第1回目) の結果を発表している。また、本書は機能的識字の調査結果も掲載しているが、これによって、従来の識字調査に比べ人間開発の根源的な領域へのより深い洞察が可能となった (Box 2)。

本書は、人間開発にとって重要なさまざまな側面については大幅な改善を行っているが、その他の分野の測定への取り組みはまだ始まったばかりである。たとえば雇用についてみれば、開発途上国では雇用の実態を測定するのは難しく、限られた情報しか得られない (Box 3)。環境についても新たな試みが数多くなされているが、測定が難しい分野である。重要な取り組みの1つとして、持続的な開発のための戦略の策定と実施を支援するために開発された「環境経済統合勘定体系 (System of Integrated Environmental and Economic Accounting)」がある (Box 4)。

### データの欠如

人間開発の測定にはこのような大きな改善が見られたが、多くのデータの欠如や問題点が依然として存在する。人間開発の多くの分野では、十分かつ信頼できるデータがいまだに不足しているのである。全表を通してみられるデータ不足からも、人間開発に関する総計は質、量ともに改善が急務であることがわかる。

## BOX 1 人間開発報告書で 사용되는データの主な出典

次の各機関から惜しみなくデータを提供していただいたおかげで、人間開発報告書は重要な統計を指標表で使うことができた。

### 二酸化炭素情報分析センター (Carbon Dioxide Information Analysis Center : CDIAC)

米国エネルギー省データ分析センターであるCDIACは、温暖化現象および気候変動を中心に取り組んでいる。二酸化炭素排出に関するデータの出典となっている。

### 国連食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization : FAO)

FAOは、食糧および農業に関する情報とデータの収集、分析、普及を行っている。食糧不安に関するデータの出典となっている。

### 国際戦略研究所 (International Institute for Strategic Studies : IISS)

紛争問題に関する研究、情報、データベースのための独立した研究所として、IISSは広範の軍事的データベースの整備を行っている。戦力に関するデータは当研究機関の出版物、『軍事収支 (The Military Balance)』からとっている。

### 国際労働機関 (International Labour Organization : ILO)

ILOは、膨大な統計書出版事業を行っており、労働力に関するデータの最も充実した総合書である『労働統計年鑑 (Yearbook of Labour Statistics)』を出版している。ILOは賃金、雇用および職業に関するデータと労働条約の批准状況に関する情報の出典となっている。

### 国際通貨基金 (International Monetary Fund : IMF)

国際金融取引と支払収支に関する統計の開発と作成のための広範な事業を行っている。人間開発報告書にその他の機関から提供された経済データの多くは、もとのデータをIMFからとっている。

### 国際電気通信連合 (International Telecommunication Union : ITU)

この国連専門機関は、情報通信に関する幅広い統計を整備している。通信の動向に関するデータはこの機関の

データベースである『世界電気通信指標 (World Telecommunication Indicators)』からとっている。

### 列国議会連盟 (Inter-Parliamentary Union : IPU)

この機関は、政治的参加および民主主義の構造についての動向に関するデータを提供している。人間開発報告書事務局は、選挙関連データおよび女性の政治進出に関する情報について、IPUのデータを使用している。

### 国連エイズ合同計画 (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS : UNAIDS)

この合同計画は、HIV/エイズの蔓延を監視し、定期的な更新を行っている。『世界のHIV/エイズに関する報告書 (Report on the Global HIV/AIDS Epidemic)』が人間開発報告書のHIV/エイズに関するデータの主な出典となっている。

### ルクセンブルク所得研究 (Luxembourg Income Study : LIS)

25か国が加盟して行う協同研究計画で、LISは貧困と政策課題を中心とした取り組みを行っている。OECD加盟国の多くの国の所得貧困推定値がLISからとったものである。

### 経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development : OECD)

OECDは、加盟国の社会経済動向および資金援助の流れに関するデータを公表している。援助、雇用および教育に関する今年の報告書のデータは、OECDからとったものである。

### ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute : SIPRI)

SIPRIは、国際平和と安全に関する研究を行っている。[軍備、軍縮と国際安全に関するSIPRI年鑑 (SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security)] は、軍事支出および軍備移転に関する出典となっている。

### 国連児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF)

ユニセフは子どもの福祉を監視し、広い範囲のデータを提供している。ユニセフ発行の『世界の子どもたちの状況



(State of the World's Children)』は、本報告書のデータの重要な出典となっている。

#### 国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD)

UNCTADは、『世界投資報告書 (World Investment Report)』をはじめとする多くの出版物を通じて、貿易・経済統計を提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている投資フローに関するデータもUNCTADが引用元となっている。

#### ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO)

この国連専門機関が、教育関連データの引用元である。人間開発報告書事務局は、ユネスコの「統計年鑑 (Statistical Yearbook)」およびユネスコ統計局から直接得たデータを引用している。

#### 国連難民高等弁務官事務所 (United Nations High Commissioner for Refugees : UNHCR)

この国連機関は、『難民その他UNHCR関連問題-統計的概観 (Refugees and Others of Concern to UNHCR - Statistical Overview -)』を通して難民のデータを提供している。

#### 国連国際犯罪および司法研究所 (United Nations Inter-regional Crime and Justice Research Institute : UNICRI)

この国連機関は、国連犯罪防止および司法プログラムを支援して、国際的な比較研究を実施している。犯罪被害者に関する情報源である。

#### 事務総長に寄託された国連の多国間条約 (国連条約課) (United Nations Multilateral Treaties Deposited with the Secretary General : UN Treaty Section)

人間開発報告書事務局は、ここで整備しているデータ

ベースにもとづいて、主な国際人権協定や環境条約の状況に関する情報を作成している。

#### 国連人口部 (United Nations Population Division : UNPOP)

国連人口部は、人口動向に関する国際的データを提供する国連専門機関である。人間開発報告書は、同部が発行する2つの資料『世界人口予測 (World Population Prospects)』と『世界都市化予測 (World Urbanization Prospects)』から人口動態推計を引用している。

#### 国連統計部 (United Nations Statistics Division : UNSD)

国連統計部は、広範囲の統計データとサービスを提供している。また、人間開発報告書事務局が他の機関から得ている多くの国別報告データは、もともとこの国連統計部が提供している。

#### 世界銀行 (World Bank)

世界銀行は経済動向およびその他の広範囲の指標を作成、蓄積している。世界銀行の『世界開発指標 (World Development Indicators)』は、人間開発報告書の多くの指標の第一次出典元となっている。

#### 世界保健機関 (World Health Organization : WHO)

この国連専門機関は、広範囲の保健医療問題に関するデータを整備し、人間開発報告書の保健医療関連指標の出典となっている。

#### 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization : WIPO)

WIPOは、さまざまな協力を通じて世界中の知的所有権の保護を推進する国連専門機関である。人間開発報告書事務局では、WIPOの特許関連のデータを引用している。

国の重要な指標は、表30に掲載している。

ある概念を測ることから国際的レベルで統計を検証するまでの一連の業務では、さまざまな場面で連携を図る必要があるが、こうした連携がうまくとれていない場合にそれを強化するのは容易なことではない。しかし、各国の統計能力の向上や、国際的にも国内的にも財政的・政治的取り組みの必要があることはよく知

## BCX 2 継続性のある成人識字率を調査する

長い間、伝統的な識字の定義は、国勢調査や識字調査での簡単な質問や、最低4年就学した成人の割合をもとに、識字能力のある人と識字能力のない人の2つに分類するのに利用されていた。ところが、国際成人識字率調査 (International Adult Literacy Survey : IALS) では、継続性のある識字能力とは、家庭、職場、地域社会の日常活動において活字情報を理解し、使用できる能力であると定義している。

世界初の成人識字能力に関する国際比較調査では、IALS研究は、世帯調査法と教育評価を組み合わせ、識字能力に関する24か国の比較評価を実施した。この調査は、各世帯の成人代表者 (16歳~65歳) を被験者として試験を実施し、広範多岐にわたる社会的、文化的な内容から厳選された問題を使用して、幅広い共通課題を解いてもらうものである。言語や文化の異なる各国間でも結果の比較ができ、偏りの原因がわかった場合は情報源の修正が可能となるような方法で、各国のデータがとりまとめられた。IALS調査は、カナダ統計 (Statistics Canada)、米国教育統計センター、経済協力開発機構 (OECD) の共同出資で実施されている。

IALSは、識字の3分野について報告している。

- 文章の識字能力 (Prose literacy) — 論説、ニュース記事、詩、フィクションなど、文章からの情報を理解し、使用するために必要な知識技能。
- 書類の識字能力 (Document literacy) — 地図、グラフ、表、給与明細、就職の履歴書、交通スケジュールなど、さまざまな書式の情報がどこにあるかがわかり、使用するために必要な知識技能。

出典 : Murry 2001にもとづく

●数量的な識字能力 (Quantitative literacy) — 小切手帳の清算、チップの計算、注文書の記入、広告からのローン金利の算定など、活字で記載された数値に数学的操作を施すために必要な知識技能。

IALSデータの分析によって、いくつかの重要な事実が明らかになった。第1に、識字能力の水準と社会的分布には、各国間に著しい格差がある。第2に、このような差異には、各国間における初等教育の質の格差など、数多くの根本的要因が挙げられることである。しかし、社会人の生活には、家庭内や職場内での識字能力の使用などによって、公的教育後に能力が形成される側面もあることが証明されている。第3に、識字能力が有る無しによって異なる経済的な機会、識字能力のある者への報酬、識字能力が劣る者への不利益など、多くの国で識字能力が重要な役割を果たしている。現在入手可能なデータすべてについての分析が、OECDおよび統計カナダ (2000) に掲載されている。

IALSは、個人の経済的利益を決定するうえで識字能力が果たす役割への理解度を高めるため、2002年に新たなデータ収集を開始した。新しいデータ収集には、アルゼンチン、ベルギー (フランス語・フランドル語圏)、バミューダ諸島、ボリビア、カナダ、コスタリカ、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スイス、米国が参加している。(詳細は、<http://nces.ed.gov/surveys/all/index.asp>を参照)

本報告書では、文章の識字能力をもとにした、機能的識字能力に欠ける成人の割合を指標表4掲載の「先進国の人間開発指数」で使用している。

られている。また、重要なことは、各国の統計と国際的統計の関連を密接にすることである。各国のデータを入手することはできても、国際的なデータを入手するのは困難なことがよくある。こうした国内データと国際データの関連性を強化するための手段がとられつつある。たとえば教育では、ユネスコが世界から各国の統計専門家を集め、精緻な国際的統計データの収集に関する研修を支援し、ワークショップを実施している。それにもかかわらず、国内的にも国際的にもより一層努力が必要であることは明らかである。

「人間開発報告書」の統計資料について

## 人間開発指数で使用されたデータ

人間開発指数 (HDI) は、本報告書の作成時点で入手可能であった国際的データを使って算出されている。HDIを算出する国は、指数の構成要素4つのすべてについて、関連する国際指標機関からデータを入手できるのが理想である。しかし、他の出典からそれに相当する推定値が得られる場合は、HDIを算出するようになっている。

長年にわたりデータと算出法に改良を加えた結果、



### BOX 3 途上国の失業を測定する一不完全な労働統計

従来、労働市場の実績は失業率をもとに測られてきた。しかし、労働市場実績に失業率を使うことの妥当性と有用性は国によって異なる。現在の定義による測定に従えば、多くの途上国の失業率はOECD諸国の失業率より低い。しかしこれは、これらの途上国の労働市場がより効率的であるというわけではない。仕事がまったくない状態と定義される失業は、これらの国においては雇用問題の1つが顕われているに過ぎない。

失業の概念は、いくつかの理由から、開発途上国においては必ずしも大きな意味をもたない。第1に、ほとんどの国で失業緩和策がないため、フォーマルセクターでの雇用が得られない者は、生き延びるためにインフォーマルセクターでの活動を余儀なくされるのである。こうした仕事は、彼らをフルタイムで雇ったり、人間らしい生活を送るに十分な収入をもたらしたりしないことが多い。第2に、大部分の人が自営であることである。彼らは仕事がないときにも、フォーマルな仕事を探そうとはせず、通常の仕事より低い収入であっても、別の自営活動に従事しようとする傾向がある。第3に、農村での仕

出典：ILO 2002a

事では、伝統的な慣行により、各自の労働時間を短縮してでも、限られた仕事をすべての労働者で分け合うことが多い。つまり、途上国の問題は、通常測定されている失業というよりはむしろ「不完全雇用」であるといえる。

不完全雇用は、近年、OECD諸国や中欧・東欧・CIS諸国でも、労働者が業務縮小（ダウンサイジング）や組織再編に直面していることから、重要な現象として認識されるようになってきた。こうした国々では、多くの労働者が、自らの能力に合った、あるいは自らが望む業種に就く機会に恵まれていない。その結果、彼らは、実際の能力より低い生産性で働くか短時間労働に就くか、または、失業するか常用雇用の労働人口から脱落することになる。

こうした雇用の状況を測定することは困難なことではあるが、世界の50カ国以上で不完全雇用に関するデータの収集が始まっている。今後の課題は、これらのデータをとりまとめ、不完全雇用統計の国際的データベースを作り上げることである。

人間開発報告書でも版が異なると、人間開発指数の値と順位を比較することはできない。しかし、今年の報告書の指標表2では、一貫した方法とデータにもとづき、HDIの動向が比較できるようになっている。

#### 出生時平均余命

本報告書で使う平均寿命推定値は、国連人口部の2006年改訂版「世界人口展望（World Population Prospects：UN 2001）」からとったものである。国連人口部は、隔年ごとに世界人口推計と予測を行っている。2000年の改訂では、HIV/エイズの人口動態への影響を組み入れるために大幅な調整を行った。これにより、特にサハラ以南アフリカを中心として、多くの国で平均寿命の推定値に大きな変化をもたらしている。

国連人口部によって発表された平均寿命推定値は、5歳間隔の平均値である。指標表1に掲載されている2000年の平均寿命推定値は、5歳間隔の平均値をもと

に、一次補間推計法によって得られたものである。一方、人間開発に関する指数では、毎年の推計が必要であるが、その他のタイプの表、たとえば生存状況についての指標表3のようなデータを示す表では、5年間の平均（unaltered averages）を示している。2000年以降の推計は、中間変量予測値（medium-variant projections）である。

#### 成人識字

本報告書に掲載の成人識字率は、ユネスコの2002年1月の識字調査からとった推計値と予測値である。これらの推計値や予測値は、1998年改訂版「世界人口予測」（1998年、国連）の人口データ、国勢調査を通じて収集された識字統計をはじめ、改善された予測手法にもとづいている。

#### 初等・中等・高等教育総就学率

本報告書に掲載の1999年の総就学率は、1999年改訂

### BOX 4 環境を勘定する

持続可能な開発への戦略は、経済と環境相互の影響についての情報に依るところが大きい。このような情報は、環境目標へ向けた進展のモニタリング、開発戦略代替案の評価および環境政策の策定に必要である。

こうした必要性に応えるために、環境経済統合勘定体系（System of Integrated Environmental and Economic Accounting：SEEA）が開発された。SEEAは、改訂された国連国民経済計算体系（UN System of National Accounts：SNA）（UN 1993）をもとに、環境の経済への貢献度と経済の環境に対する影響を測定するために、経済情報と環境情報を共通な枠組みの中にまとめたものである。1990年代初頭に数カ国の開発途上国と先進国が、SEEAの作成を開始した。1994年には環境勘定に関するロンドングループ（London Group on Environmental Accounting）が設立され、専門家に環境勘定の開発と実施の経験を共有してもらうためのフォーラムが開催された。

SEEAは、経済と環境の相互の影響をモニタリングするための指標をはじめ、より持続可能な開発への道を模索するための戦略的計画や政策分析に必要なデータベースを政策決定者に提供する。このように、SEEAによって、政府はより効果的に経済政策を策定し、モニタリングすることが可能になるとともに、より効果的な環境規制や資源管理戦略を制定し、一層効率よく税金や助成金を使うことができるようになる。また、SEEAは、人間の活動と環境の関係について透明性の高い情報システムを提供することで、多岐にわたる利害関係者間の政策対話を改善するうえの方策を示すことができる。

経済と環境の相互影響を系統的に測定することを目指すSEEAは、概念、定義、方法を標準化し調和を図る取り組みの大きな一歩となっている。SEEAは4つの要素から成り立っている。

・天然資源資産勘定 天然資源ストック（土地、魚類、森林、水、鉱物）とその変化を記録し、各国の富のより効果的なモニタリングを可能にする。また、自然資本の総価値や天然資源減少の経済コストといった

指標の算出を可能とする。

・汚染、エネルギー、物質のフロー勘定 生産および汚染物質・固形廃棄物の排出に対するインプットとしての産業レベルのエネルギーと物質の使用に関する情報を提供する。これによって、環境への負荷の度合いを査定し、こうした負荷を軽減するための代替案を評価するのに役立つエコ効率性や汚染度・物質量の指標を作成することができる。

・環境保全・資源管理支出勘定 環境保全や資源管理を行うための産業界、政府、家庭の支出を特定する。これによって、環境規制や環境税の経済的影響と汚染削減の効果を査定する。

・非市場フロー評価と環境調整集計値 非市場のフローを評価する技法とそうした技法の政策への応用性を示す。これによって、資源の枯渇や環境悪化のコストとその利益・不利益について調整を加えたいくつかのマクロ経済集計値の算定について論じることができる。

各国独自の環境への関心事項と優先課題に従って、異なる要素による環境勘定を導入する国が、OECD諸国、開発途上国ともに増えている。資源の豊かな国は、よりよい資源管理政策を策定するために資産勘定を作成することが多い。汚染対策が中心的課題になっている国では、物理的フロー勘定を実施し、その際には消費パターンと保護施策パターンの影響を分析するのに環境保全勘定と関連づけることも多い。

これまで行なわれたパイロットプロジェクトをみると、SEEAの要素の中には、さまざまな出典元から現在得られる情報を使って作成することができるものがあることがわかる。そして、これらのプロジェクトの経験によって、データの欠如や不整合性が明らかになり、環境データ、経済データのどちらも改善することが可能になってきた。結果は、すでに政府機関による政策立案をはじめ、NGOや学術機関による啓蒙啓発活動に利用されている。

出典：London Group on environmental Accounting（2002）とUNEP（2000）にもとづき国連統計部が作成

の人口推計値および予測値にもとづくユネスコの暫定的推定値である。総就学率は、各レベルの教育に就学している児童数をその教育レベルに相当する学齢者数

で割って求められる。そのため、就学率は、国連人口部が発表する年齢別および性別人口推計値に左右されることになると同時に、行政による登録、人口調査、



### BOX 5 なぜ、何のために、購買力平価か

各国間の経済統計を比較するには、データを共通通貨に換算する必要がある。従来の通貨レートとは異なり、購買力平価 (PPP) 交換レートを使用すれば、各国の価格差を考慮に入れて換算することができる。この方法を使って国による価格水準の違いを解消することで、収入、貧困、不平等、支出パターンの実質価値の比較がし易くなる。

PPP交換レートを使用する概念は明確であるが、実際的な問題は残る。世界銀行は、世界の約220カ国中118カ国についてPPPを作成してきた。PPPを直接作成しない国については、計量経済学の回帰計算で推定値を出した。この手法では、調査の実施国に共通して認められる経済的な特性や関係は、非実施国にも当てはまることを前提としている。この前提は必ずしも当てはまらない場合があるが、基本的な経済関係には一般的な関連性が

出典：Ward 2001

あると考えられ、調査が実施されない国でばらばらに見られる変数にも関連性がある可能性がある。

調査手続きは複雑で、各国を地球規模、地域規模で関連させる必要があることから、データの報告に関して多くの問題が提起されており、過去にはPPPの結果を出すまでに、著しい遅延を生ずる原因にもなっていた。こうした問題があるために、政府や国際機関の間には、分析にはPPP法を幅広く活用しているにもかかわらず、通常の運営政策の決定には未だにPPPを使用しないところもある。

経済分析でPPPを使用することは重要であり、だからこそなおさらPPPデータの改善が必要なのである。改善には、組織的支援と財政的支援の二つを必要とする。ユーロスタットとOECDの協力により、世界銀行はPPPの質と利用性をさらに高めようとしている。

国民教育調査の時期と方法によっても左右されることになる。また、ユネスコは定期的に就学予測・推定方法の見直しを行っている。

総就学率では、ある教育レベルに相当する年齢範囲や教育期間が異なるために各国間の重要な差異をわかりにくくしてしまう可能性がある。また、再履修などの要因もデータのひずみの原因となる。HDIを算出する場合、知識に関する代用値「教育の機会に関する指数」として望ましいのは、単一年齢のデータが収集される純就学率であろう。純就学率はある特定の年齢の就学に限って測定するため、データはより容易に信頼のおける形で集計でき、国際比較に利用することが可能であろう。しかし、純就学率に関するデータが入手できるのは、HDIで使うにはあまりにも少数の国に限られてしまっている。

#### 1人当りGDP (PPPUS\$)

HDIの算出で使用している1人当りGDP (PPPUS\$) のデータは、購買力平価 (PPP) 換算レートにもとづき、世界銀行により提供されたものである。このデータは、国際比較プログラム (ICP) の最

新の調査にもとづいている。調査は118カ国を対象としたもので、ICPの調査では過去最大のものである。世界銀行はまた、こうした調査にもとづいて44の国と地域の推定値も出している。

この調査は世界の地域ごとに個別に行われた。そのため地域データは異なる通貨で出されているうえに、異なる分類方法あるいは集計式にもとづいて算出されている可能性もあり、データの地域間での厳密な比較はできない。地域別調査による価格および支出データは、国際的に比較可能な購買力平価 (PPP) を算出するために、標準分類法を用いて処理されている。この場合の購買力平価の基準年は、1996年である。つまり、1999年を対象としたデータは、1996年から比較年である2000年のそれぞれの国と基準国である米国との間の相対価格変動 (relative price movements) を使って、補間推計により予測を行っている。世界銀行の統計に含まれていない国については、ペンシルバニア大学ワールドテーブル6.0 (Aten, Heston and Summers, 2001) のPPP推定値を使用している。

### 人間開発指標のデータ、算出方法、表示の仕方について

2000年に行った算出方法の改善を受けて、今年の報告書は、重要な指標を算出するデータでは、指標の基準日と報告書発表日との時間差がわずか2年となっている。本書の指標表に掲載のデータの出处については、すべて明記している。ある情報源から得られたデータについて別の機関から提供を受けた場合は、どちらの名前も各表の注に記載している。しかし、国際統計機関が多くの情報提供にもとづき作成した場合は、最終的な出典のみを記載している。計算はすべて容易に再現できるように、出典には人間開発報告書事務局が算出に使ったデータの出处も示してある。可能な限り指標に短く説明を付け、「指標表の定義」に掲載した。

#### 各国の分類

指標表には、国連加盟国に加えスイスと香港を掲載している。各国は、世界の国を主なグループ別、地域別、人間開発指数別、所得別 (国の基準を参照のこと) の4つの方法で分類されている。このような定義は、必ずしもある特定の国や地域が達した開発段階についての判定を示すものではない。これらは作業上の都合でさまざまな機関によって使われている分類である。本文および指標表で使った「国」という用語は、通常用法に従い、領土あるいは地域を指している。**世界の国グループ別分類** 世界の三つの国グループは、開発途上国、中欧・東欧・CIS諸国、OECD諸国である。これらのグループには互いに重なり合っている部分がある (OECD諸国を、高所得のOECD諸国と置きかえると、重なり合う部分はなくなる。国別分類を参照)。特に断りのない限り、本分類上の「世界の国」とは、主要な指標表に掲載する母集団の173カ国を表す。

**地域別分類** 途上国は、アラブ諸国、東アジア、太平洋、ラテンアメリカ・カリブ諸国、南アジア、南欧、サハラ以南アフリカの各地域にさらに分類されている。これらの地域別分類は、UNDPの地域局の分け方と一致している。また、国連の定義による後発開発途上国の分類も設けた (UNCTAD 2001)。

『人間開発報告書』の統計資料について

**人間開発指数別分類** すべての国が、人間開発の達成度によって3つのグループのいずれかに分類される。すなわち、人間開発高位国 (HDIが0.800以上)、人間開発中位国 (HDIが0.500~0.799)、人間開発低位国 (HDIが0.500未満) である。

**所得別分類** すべての国が、世界銀行の分類にもとづきグループ化されている。すなわち、高所得国 (2000年の1人当たりGNPが9,266ドル以上)、中所得国 (同756ドル~9,265ドル)、低所得国 (同755ドル以下) である。

#### 集計値と成長率

**集計値** 集計値は、上述の分類ごとに、ほとんどの表の最後に記載されている。集計は分類ごとの合計 (たとえば、人口についての) であり、「T」で示されている。結果は四捨五入してあるため、世界の合計は、小グループを足し合わせたものと必ずしも一致しない場合がある。「T」の表示のない集計値は、すべて加重平均である。

一般に、各分類についての集計値は、データが半数の国で入手可能であり、なおかつ当該分類のうち入手可能な加重値の3分の2が示されている場合のみ示されている。人間開発報告書事務局は、集計値を得る目的で欠けているデータを補うことはしていない。したがって、特に断りのない限り、それぞれの分類についての集計値は、データが入手可能で、表に記載されている国のみのものであり、また、表の摘要欄に記載されている年あるいは期間の記載された第一出典元のデータについてもものである。適切な加重処理ができない場合は、集計は示していない。

計算に1要素以上を使う指数、成長率、指標の集計値は、同時点で必要な要素についてデータが存在している国々だけのものである。分類上の世界分類とは、断りのない限り母集団として全体で173カ国のみを対象としたものであり、1地域以上について地域別の集計値がない場合は、全世界の集計値は必ずしも掲載されていない。

『人間開発報告書』の集計値は、国別分類法や集計法が異なることから、他の出版物の集計値と必ずしも一致しない。出典が記載されている場合は、その指標



1 人間開発指数 (HDI)

を提供している統計機関が算出した値である。

**成長率** 複数年にわたる成長率は、年平均変化率で示されている。人間開発報告書事務局による成長率の算定には、最初と最後の数値だけが使われている。年間成長率は、年間変化率 (%) で示される。

表示について

指標表の中で、国や地域はそれぞれのHDIに従って、上位から下位の順で並べられている。ある国を表の中で見つけたい場合は、本報告書最終ページの「各国の人間開発順位」を参照いただきたい。アルファベット順に並んだ国名にHDI順位が併記されている。

それぞれの表の最後に出典が簡単な形で載っている。これらの出典は、指標表とテクニカルノートの次にある「基本統計資料」に完全な形で文献資料が記載されている。各指標の定義は「指標項目の定義」に掲載してある。備考はすべてそれぞれの表の最後に注として載っている。

比較可能なデータが欠けていることがあるため、すべての国が指標表に含まれているわけではない。主要な指標表に掲載されていない国連加盟国については、基本的な人間開発に関する指標を別表で示した(指標表30)。

年間、年間率または年間成長といった語句がなく、1995-2000のように二つの年の間にハイフン (-) があれば、そのデータはそこに示された二つの年のいずれかに収集されたことを示す。1997/99のように二つの年の間にスラッシュ (/) がある場合には、それらの年の平均を示す。また、次のような記号が用いられている。

- .. データなし
- (.) 表示されている単位の半分以下
- < より少なく
- 該当せず
- T 合計

HDI順位*	出生時 平均寿命 (歳) 2000	成人 識字率 (% : 15歳以上) 2000	初・中・高 等教育の 総就学率 (%) <sup>b</sup> 1999	1人当たり GDP (PPP US\$) 2000	平均寿命 指数	教育指数	GDP指数	人間 開発指数 (HDI値) 2000	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位 マイナス HDI 順位 <sup>c</sup>
人間開発高位国									
1 Norway	78.5	.. <sup>d</sup>	97	29,918	0.89	0.98	0.95	0.942	2
2 Sweden	79.7	.. <sup>d</sup>	101 <sup>e</sup>	24,277	0.91	0.99	0.92	0.941	15
3 Canada	78.8	.. <sup>d</sup>	97	27,840	0.90	0.98	0.94	0.940	4
4 Belgium	76.4	.. <sup>d</sup>	109 <sup>e</sup>	27,178	0.89	0.99	0.94	0.939	5
5 Australia	78.9	.. <sup>d</sup>	116 <sup>e</sup>	25,693	0.90	0.99	0.93	0.939	7
6 United States	77.0	.. <sup>d</sup>	95	34,142	0.87	0.98	0.97	0.939	-4
7 Iceland	79.2	.. <sup>d</sup>	89	19,581	0.90	0.96	0.95	0.936	-2
8 Netherlands	78.1	.. <sup>d</sup>	102 <sup>e</sup>	25,657	0.89	0.99	0.93	0.935	5
9 Japan	81.0	.. <sup>d</sup>	82	26,755	0.93	0.93	0.93	0.933	2
10 Finland	77.6	.. <sup>d</sup>	103 <sup>e</sup>	24,996	0.88	0.99	0.92	0.930	6
11 Switzerland	78.9	.. <sup>d</sup>	84	28,769	0.90	0.94	0.94	0.928	-5
12 France	78.6	.. <sup>d</sup>	94	24,221	0.89	0.97	0.92	0.928	6
13 United Kingdom	77.7	.. <sup>d</sup>	106 <sup>e</sup>	23,509	0.88	0.99	0.91	0.928	7
14 Denmark	76.2	.. <sup>d</sup>	97	27,627	0.85	0.98	0.94	0.926	-6
15 Austria	78.1	.. <sup>d</sup>	90	26,765	0.89	0.96	0.93	0.926	-5
16 Luxembourg	77.4	.. <sup>d</sup>	77 <sup>f</sup>	50,061 <sup>g</sup>	0.87	0.90	1.00	0.925	-15
17 Germany	77.7	.. <sup>d</sup>	94	25,103	0.88	0.97	0.92	0.925	-2
18 Ireland	76.6	.. <sup>d</sup>	91	29,866	0.86	0.96	0.95	0.925	-14
19 New Zealand	77.6	.. <sup>d</sup>	99	20,670	0.88	0.99	0.88	0.917	5
20 Italy	78.5	98.4	84	23,626	0.89	0.94	0.91	0.913	-1
21 Spain	78.5	97.6	95	19,472	0.89	0.97	0.88	0.913	4
22 Israel	78.7	94.6	83	20,131	0.90	0.91	0.89	0.896	1
23 Hong Kong, China (SAR)	79.5	91.5	63	25,153	0.91	0.83	0.92	0.888	-9
24 Greece	76.2	97.2	81	16,501	0.89	0.92	0.85	0.885	10
25 Singapore	77.6	92.3	75	23,356	0.88	0.87	0.91	0.885	-4
26 Cyprus	78.0	97.1	68 <sup>h</sup>	20,824	0.88	0.88	0.89	0.883	-4
27 Korea, Rep. of	74.9	97.8	90	17,380	0.83	0.95	0.86	0.882	1
28 Portugal	75.7	92.2	96	17,290	0.84	0.94	0.86	0.880	2
29 Slovenia	75.5	99.6 <sup>i</sup>	83	17,367	0.84	0.94	0.86	0.879	0
30 Malta	78.0	97.0	80	17,273	0.88	0.88	0.86	0.875	1
31 Barbados	76.8	98.0 <sup>j</sup>	77	15,494	0.86	0.91	0.84	0.871	5
32 Brunei Darussalam	75.9	91.5	76	16,779	0.85	0.86	0.86	0.854	1
33 Czech Republic	74.9	.. <sup>d</sup>	70	13,991	0.83	0.89	0.82	0.849	6
34 Argentina	73.4	96.8	83	12,377	0.81	0.92	0.80	0.844	10
35 Hungary	71.3	99.3 <sup>k</sup>	81	12,416	0.77	0.93	0.80	0.825	8
36 Slovakia	73.3	100.0 <sup>l</sup>	76	11,243	0.86	0.91	0.79	0.815	10
37 Poland	73.3	99.7 <sup>m</sup>	84	9,051	0.81	0.94	0.75	0.813	16
38 Chile	75.3	95.8	78	9,417	0.84	0.90	0.76	0.811	12
39 Bahrain	73.3	87.6	80	15,084 <sup>n</sup>	0.81	0.85	0.84	0.831	-2
40 Uruguay	74.4	97.7	79	9,095	0.82	0.82	0.75	0.831	14
41 Bahamas	69.2	95.4	71	17,012	0.74	0.88	0.86	0.826	-9
42 Estonia	70.6	99.8 <sup>o</sup>	86	10,066	0.76	0.95	0.77	0.826	6
43 Costa Rica	76.4	95.6	67	8,650	0.86	0.86	0.74	0.820	14
44 Saint Kitts and Nevis	70.0 <sup>p</sup>	97.8 <sup>q</sup>	70 <sup>r</sup>	12,510	0.75	0.89	0.81	0.814	-3
45 Kuwait	76.2	82.0	59	15,799	0.85	0.74	0.84	0.813	-10
46 United Arab Emirates	75.0	76.3	68	17,939 <sup>s</sup>	0.83	0.74	0.87	0.812	-15
47 Seychelles	72.7 <sup>t</sup>	88.0 <sup>u</sup>	.. <sup>v</sup>	12,508 <sup>w</sup>	0.80	0.83	0.81	0.811	-5
48 Croatia	73.8	98.3	68	8,091	0.81	0.88	0.73	0.809	11
49 Lithuania	72.1	99.6 <sup>x</sup>	80	7,106	0.78	0.93	0.71	0.808	16
50 Trinidad and Tobago	74.3	93.8	65	8,964	0.82	0.84	0.75	0.805	6



1 人間開発指数 (HDI)

HDI順位*	出生時 平均寿命 (歳) 2000	成人 識字率 (% : 15歳以上) 2000	初・中・高 等教育の 総就学率 (%) <sup>b</sup> 1999	1人当たり GDP (PPP US\$) 2000	平均寿命 指数	教育指数	GDP指数	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位	
								人間 開発指数 (HDI値) 2000	マイナス HDI 順位 <sup>c</sup>
51 Qatar	69.6	81.2	75	18,729 <sup>a</sup>	0.74	0.79	0.87	0.803	-25
52 Antigua and Barbuda	73.9 <sup>a</sup>	86.6 <sup>a</sup>	69	10,541	0.87	0.87	0.78	0.800	-5
53 Latvia	70.4	99.8 <sup>d</sup>	82	7,045	0.76	0.93	0.71	0.800	13
人間開発中位国									
54 Mexico	72.6	91.4	71	9,023	0.72	0.84	0.75	0.796	1
55 Cuba	76.0	96.7	76	.. <sup>a</sup>	0.85	0.90	0.64	0.795	35
56 Belarus	68.5	99.6 <sup>d</sup>	77	1,544	0.73	0.92	0.72	0.788	7
57 Panama	74.0	91.9	74	6,000	0.82	0.86	0.68	0.787	18
58 Belize	74.0	93.2	73	5,606	0.82	0.86	0.67	0.784	24
59 Malaysia	72.5	87.5	66	9,068	0.79	0.80	0.75	0.782	-7
60 Russian Federation	66.1	99.6 <sup>d</sup>	78	8,377	0.68	0.92	0.74	0.781	-2
61 Dominica	72.9 <sup>a</sup>	96.4 <sup>a</sup>	65 <sup>a</sup>	5,880	0.80	0.86	0.68	0.779	16
62 Bulgaria	70.8	98.4	71	5,710	0.76	0.90	0.68	0.779	18
63 Romania	69.8	98.1	65	6,423	0.75	0.88	0.69	0.775	6
64 Libyan Arab Jamahiriya	70.5	80.0	92	7,570 <sup>a</sup>	0.76	0.84	0.72	0.773	-2
65 Macedonia, FYR	73.1	94.0 <sup>1</sup>	70	5,085	0.80	0.86	0.66	0.772	20
66 Saint Lucia	73.4	90.2 <sup>a</sup>	70 <sup>a</sup>	5,703	0.81	0.83	0.67	0.772	15
67 Mauritius	71.3 84.5	91.7	63	10,017	0.77	0.77	0.77	0.772	-18
68 Colombia	71.2	91.7	73	6,248	0.77	0.85	0.69	0.772	4
69 Venezuela	72.9	92.6	65	5,794	0.80	0.83	0.68	0.770	10
70 Thailand	70.2	95.5	60	6,402	0.75	0.84	0.69	0.762	0
71 Saudi Arabia	71.6	76.3	61	11,367	0.78	0.71	0.79	0.759	-26
72 Fiji	69.1	92.9	83	4,668	0.73	0.90	0.64	0.758	17
73 Brazil	67.7	85.2	80	7,625	0.71	0.83	0.72	0.757	-13
74 Suriname	70.6	94.0 <sup>1</sup>	82	3,799	0.76	0.90	0.61	0.756	29
75 Lebanon	73.1	86.0	78	4,108	0.80	0.83	0.63	0.755	20
76 Armenia	72.9	98.4	80	2,559	0.80	0.92	0.54	0.754	41
77 Philippines	69.3	95.3	81	3,971	0.74	0.91	0.61	0.754	20
78 Oman	71.0	71.7	58	13,356 <sup>a</sup>	0.77	0.67	0.62	0.751	-38
79 Kazakhstan	64.6	98.0 <sup>1</sup>	77	5,871	0.66	0.97	0.68	0.750	-1
80 Ukraine	68.1	99.6 <sup>d</sup>	77	3,816	0.72	0.92	0.61	0.748	22
81 Georgia	73.2	100.0 <sup>1</sup>	70	2,664	0.80	0.89	0.55	0.748	34
82 Peru	68.8	89.9	80	4,799	0.73	0.87	0.65	0.747	6
83 Grenada	55.3 <sup>a</sup>	94.4 <sup>a</sup>	65 <sup>a</sup>	7,580	0.67	0.85	0.72	0.747	-22
84 Maldives	66.5	96.7	77	4,485	0.69	0.90	0.63	0.743	9
85 Turkey	69.8	85.1	62	6,974	0.75	0.77	0.71	0.742	18
86 Jamaica	75.3	85.9	62	1,639	0.84	0.79	0.60	0.742	18
87 Turkmenistan	66.2	98.0 <sup>1</sup>	81	3,956	0.69	0.92	0.61	0.741	13
88 Azerbaijan	71.6	97.0 <sup>1</sup>	71	2,936	0.78	0.88	0.56	0.741	24
89 Sri Lanka	72.1	91.6	70	3,530	0.79	0.84	0.59	0.741	19
90 Paraguay	70.1	93.3	64	4,426	0.75	0.83	0.63	0.740	4
91 St. Vincent & the Grenadines	69.6 <sup>a</sup>	88.9 <sup>a</sup>	59 <sup>a</sup>	5,955	0.74	0.79	0.67	0.733	-8
92 Albania	73.2	84.7	71	3,506	0.80	0.80	0.59	0.733	17
93 Ecuador	70.0	91.6	77	3,203	0.75	0.87	0.58	0.732	17
94 Dominican Republic	67.1	83.6	72	6,033	0.70	0.80	0.68	0.727	-20
95 Uzbekistan	69.0	99.2 <sup>d</sup>	76	2,441	0.73	0.91	0.53	0.727	24
96 China	70.5	84.1	73	3,976	0.76	0.80	0.61	0.726	8
97 Tunisia	70.2	71.0	74	6,363	0.75	0.72	0.69	0.722	-26
98 Iran, Islamic Rep. of	58.9	76.3	73	5,884	0.73	0.75	0.68	0.721	-22
99 Jordan	70.3	89.7	55	3,966	0.76	0.78	0.61	0.717	-1
100 Cape Verde	69.7	73.8	77	4,863	0.75	0.75	0.65	0.715	-13

1 人間開発指数 (HDI)

HDI順位*	出生時 平均寿命 (歳) 2000	成人 識字率 (% : 15歳以上) 2000	初・中・高 等教育の 総就学率 (%) <sup>b</sup> 1999	1人当たり GDP (PPP US\$) 2000	平均寿命 指数	教育指数	GDP指数	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位	
								人間 開発指数 (HDI値) 2000	マイナス HDI 順位 <sup>c</sup>
101 Samoa (Western)	69.7	80.2	65	5,041	0.74	0.75	0.65	0.715	-15
102 Kyrgyzstan	67.8	97.0 <sup>1</sup>	68	2,711	0.71	0.87	0.55	0.712	12
103 Guyana	63.0	98.5	66	3,963	0.63	0.88	0.61	0.708	-4
104 El Salvador	69.7	78.7	63	4,497	0.75	0.74	0.64	0.706	-13
105 Moldova, Rep. of	66.6	98.9	72	2,109	0.69	0.90	0.51	0.701	21
106 Algeria	69.6	66.7	71	5,308	0.74	0.89	0.66	0.697	-22
107 South Africa	52.1	85.3	93	9,401	0.45	0.88	0.76	0.695	-56
108 Syrian Arab Republic	71.2	74.4	63	3,556	0.77	0.71	0.60	0.691	-2
109 Viet Nam	68.2	93.4	67	1,996	0.72	0.84	0.50	0.688	19
110 Indonesia	66.2	86.9	65	3,043	0.69	0.79	0.57	0.684	1
111 Equatorial Guinea	51.0	83.2	64	15,073	0.43	0.77	0.84	0.679	-73
112 Tajikistan	67.6	99.2 <sup>d</sup>	67	1,152	0.71	0.88	0.41	0.667	39
113 Mongolia	62.9	98.9	58	1,783	0.63	0.85	0.48	0.655	21
114 Bolivia	62.4	85.5	70	2,424	0.62	0.80	0.53	0.653	6
115 Egypt	67.3	55.3	76	3,635	0.70	0.62	0.60	0.642	-10
116 Honduras	65.7	74.6	61	2,453	0.68	0.70	0.53	0.638	2
117 Gabon	52.7	71.0 <sup>1</sup>	86	6,237	0.46	0.76	0.69	0.637	-44
118 Nicaragua	68.4	66.5	63	2,366	0.72	0.65	0.52	0.635	4
119 Sao Tome and Principe	65.1 <sup>a</sup>	83.1 <sup>a</sup>	58 <sup>a</sup>	1,792 <sup>a</sup>	0.67	0.75	0.43	0.632	14
120 Guatemala	64.8	68.6	49	3,821	0.65	0.62	0.61	0.631	-19
121 Solomon Islands	68.3	76.6 <sup>a</sup>	59 <sup>a</sup>	1,648	0.72	0.68	0.47	0.622	17
122 Namibia	44.7	82.8	78	6,431	0.33	0.81	0.69	0.610	-54
123 Morocco	67.5	48.9	52	3,546	0.71	0.50	0.60	0.602	-16
124 India	63.3	57.2	55	2,358	0.64	0.57	0.53	0.577	-1
125 Swaziland	44.4	79.6	72	4,492	0.32	0.77	0.64	0.577	-33
126 Botswana	40.3	77.2	70	1,184	0.25	0.75	0.71	0.572	-62
127 Myanmar	55.0	84.7	55	1,027 <sup>a</sup>	0.52	0.75	0.39	0.552	25
128 Zimbabwe	42.9	88.7	65	2,635	0.30	0.81	0.55	0.551	-12
129 Ghana	56.8	71.5	42	1,964	0.53	0.62	0.50	0.548	1
130 Cambodia	56.4	67.8	62	1,446	0.52	0.66	0.45	0.542	15
131 Vanuatu	68.0	34.0 <sup>a</sup>	.. <sup>a</sup>	2,802	0.72	0.35	0.56	0.542	-18
132 Lesotho	45.7	83.4	61	2,031	0.34	0.76	0.50	0.535	-5
133 Papua New Guinea	56.7	63.9	38	2,280	0.53	0.35	0.52	0.535	9
134 Kenya	50.8	82.4	51	1,022	0.43	0.72	0.39	0.513	19
135 Cameroon	50.0	75.8	43	1,763	0.42	0.65	0.47	0.512	0
136 Congo	51.3	80.7	63	825	0.44	0.75	0.35	0.512	27
137 Comoros	59.8	55.9	35	1,588	0.58	0.49	0.46	0.511	4
人間開発低位国									
138 Pakistan	60.0	47.2	40	1,928	0.58	0.42	0.49	0.499	-7
139 Sudan	56.0	57.8	34	1,797	0.52	0.50	0.48	0.499	-7
140 Bhutan	62.0	47.0 <sup>1</sup>	33 <sup>a</sup>	1,412	0.62	0.42	0.44	0.494	7
141 Togo	51.8	57.1	62	1,442	0.45	0.59	0.45	0.493	5
142 Nepal	58.6	41.8	60	1,327	0.56	0.48	0.43	0.490	6
143 Lao People's Dem. Rep.	53.5	48.7	58	1,575	0.47	0.52	0.46	0.485	-1
144 Yemen	60.6	46.3	51	893	0.59	0.48	0.37	0.479	14
145 Bangladesh	59.4	41.3	37	1,602	0.57	0.40	0.46	0.478	-5
146 Haiti	52.6	49.8	52	1,467	0.46	0.50	0.45	0.471	-2
147 Madagascar	52.6	66.5	44	840	0.46	0.59	0.36	0.469	14
148 Nigeria	51.7	63.9	45	856	0.44	0.58	0.37	0.462	9
149 Djibouti	43.1	64.6	21	2,377 <sup>a</sup>	0.30	0.50	0.53	0.445	-28
150 Uganda	44.0	67.1	46	1,208	0.32	0.60	0.42	0.444	-1



1 人間開発指数 (HDI)

HDI順位*	出生時 平均寿命 (歳) 2000	成人 識字率 (%:15歳以上) 2000	初・中・高 等教育の 総就学率 (%) <sup>b</sup>		1人当たり GDP (PPP US\$) 2000	平均寿命 指数	教育指数	GDP指数	人間 開発指数 (HDI値) 2000	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位 マイナス HDI 順位 <sup>c</sup>
			1999	2000						
151 Tanzania, U. Rep. of	51.1	75.1	32	523	0.43	0.61	0.28	0.440	21	
152 Mauritania	51.5	40.2	40	1,677	0.44	0.40	0.47	0.438	-16	
153 Zambia	41.4	78.1	49	780	0.27	0.68	0.34	0.433	12	
154 Senegal	53.3	37.3	36	1,510	0.47	0.37	0.45	0.431	-11	
155 Congo, Dem. Rep. of the	51.3	61.4	31	765 <sup>d</sup>	0.44	0.51	0.34	0.431	11	
156 Côte d'Ivoire	47.8	46.8	38	1,630	0.38	0.44	0.47	0.428	-17	
157 Eritrea	52.0	55.7	26	837	0.45	0.46	0.35	0.421	5	
158 Benin	53.8	37.4	45	990	0.48	0.40	0.38	0.420	-4	
159 Guinea	47.5	47.0 <sup>e</sup>	20	1,002	0.30	0.37	0.50	0.414	-30	
160 Gambia	46.2	36.6	45	1,649	0.35	0.39	0.47	0.405	-23	
161 Angola	45.2	42.0 <sup>f</sup>	23	2,187	0.34	0.36	0.51	0.403	-36	
162 Rwanda	40.2	66.8	40	943	0.25	0.58	0.37	0.403	-6	
163 Malawi	40.0	60.1	73	615	0.25	0.65	0.30	0.400	7	
164 Mali	51.5	41.5	28	797	0.44	0.37	0.35	0.386	0	
165 Central African Republic	44.3	46.7	24	1,172	0.32	0.39	0.41	0.375	-15	
166 Chad	45.7	47.6	31	871	0.35	0.39	0.36	0.365	-7	
167 Guinea-Bissau	44.8	38.5	37	755	0.33	0.38	0.34	0.349	0	
168 Ethiopia	43.9	39.1	27	668	0.31	0.35	0.32	0.327	1	
169 Burkina Faso	46.7	21.9	23	976	0.36	0.23	0.38	0.325	-14	
170 Mozambique	39.3	44.0	23	854	0.24	0.37	0.36	0.322	-10	
171 Burundi	40.6	48.0	18	591	0.26	0.38	0.30	0.313	0	
172 Niger	45.2	15.9	16	746	0.34	0.16	0.34	0.277	-4	
173 Sierra Leone	38.9	36.0 <sup>g</sup>	27	490	0.23	0.33	0.27	0.275	0	
開発途上国	64.7	73.7	61	3,783	0.66	0.69	0.61	0.654	-	
途上開発途上国	51.9	52.8	38	1,216	0.45	0.48	0.41	0.445	-	
アラブ諸国	66.8	62.0	62	4,793	0.70	0.62	0.64	0.653	-	
東アジア・太平洋諸国	69.5	85.9	71	4,290	0.74	0.81	0.63	0.726	-	
ラテンアメリカ・カリブ諸国	70.0	88.3	74	7,234	0.75	0.84	0.72	0.767	-	
南アジア	62.9	55.6	53	2,404	0.63	0.55	0.53	0.570	-	
サハラ以南アフリカ	48.7	61.5	42	1,690	0.40	0.55	0.47	0.471	-	
中・東欧・CIS諸国	68.6	95.3	77	6,930	0.73	0.91	0.71	0.783	-	
OECD諸国	76.8	-	87	23,569	0.86	0.94	0.91	0.905	-	
高所得OECD諸国	78.2	-	94	27,848	0.89	0.97	0.94	0.932	-	
人間開発高位国	77.4	-	91	24,973	0.87	0.96	0.92	0.918	-	
人間開発中位国	67.1	78.9	67	4,141	0.70	0.75	0.62	0.691	-	
人間開発低位国	52.9	45.7	38	1,251	0.46	0.46	0.42	0.448	-	
高所得国	78.2	-	93	27,639	0.89	0.97	0.94	0.930	-	
中所得国	65.7	86.0	73	5,734	0.75	0.82	0.68	0.747	-	
低所得国	56.7	62.4	51	2,002	0.58	0.59	0.50	0.554	-	
全世界	66.9	-	65	7,446	0.70	0.75	0.72	0.722	-	

注：データおよび算出方法の見直しをしたため、HDI値は前年までの人間開発報告書HDI値と厳密に比較はできない。HDIは信頼できるデータがある国連加盟国および香港(中国)とスイスについて算出した。その他の国連加盟国18カ国については標準表30を参照されたい。第5列から8列までの算出値は、表中の全データをもとに算出したものである。

a. HDI順位は小数点第6位までのHDI値を使って算出。  
b. UNESCOの暫定算定値で、変更があり得る。  
c. 正値はHDI値が1人当たりGDP(PPP US\$)順位より高いことを、負値はその逆を示す。  
d. HDI算出には、98.0%を使った。  
e. HDI算出には、100%を使った。  
f. 近隣国で中等教育・高等教育を受ける学生が多いため、ここで記載の割合は実際より低い。  
g. HDI算出には、64,000(PPP US\$)を使った。  
h. トルコの国民(字を食む)は除外した。  
i. UNICEF 2002b。  
j. この列の発表権に記録されている以外の年あるいは期間のデータ。標準的定義と異なるかまたは国の一部についてのデータ。  
k. 1999年のデータ。  
l. 1999年のデータ。  
m. UNESCO 1997b。データは1995年のもの。  
n. データは、各国のデータをもとにしたSecretariat of the Organization of Eastern Caribbean States(東カリブ諸国機関事務局)のもの。  
o. データは国内出生元からとった。  
p. 総就学率が入手できないため、セイシェル(73%)とバヌアツ(39%)についての人間開発報告書作成事務局の推計値を使用した。  
q. Alan Heston and Summers 2001。データは標準的定義と異なる。  
r. 1999年のデータ。  
s. キューバの1人当たりGDP(PPP US\$)の算出結果がまだ出ていないため、カリブ諸国平均(加盟国)についての人間開発報告書作成事務局の推計値\$4,519(PPP US\$)を使用した。  
t. UNICEF 2000。  
u. World Bank 2002b。  
v. 1997年のデータ。  
w. 人間開発報告書作成事務局が国内データをもとに算出した。

出典：第1列：UN(2001)の平均寿命に関するデータをもとに算出；第2列：特に開示のない限りUNESCO(2002a)；第3列：特に開示のない限りUNESCO(2001a)；第4列：特に開示のない限りWorld Bank(2002b)。世帯が人間開発報告書作成事務局のために計算；第5列：第1列のデータをもとに算出；第6列：第2、3列のデータをもとに算出；第7列：第4列のデータをもとに算出；第8列：第5-7列のデータをもとに算出。詳細はテクニカルノート1を参照されたい；第9列：第4、8列をもとに算出。

人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

2 人間開発指数の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000
人間開発高位国						
1 Norway	0.859	0.877	0.888	0.901	0.925	0.947
2 Sweden	0.863	0.872	0.883	0.894	0.925	0.941
3 Canada	0.868	0.883	0.906	0.926	0.932	0.940
4 Belgium	0.844	0.861	0.875	0.896	0.927	0.939
5 Australia	0.844	0.861	0.873	0.888	0.927	0.939
6 United States	0.863	0.884	0.898	0.914	0.925	0.939
7 Iceland	0.863	0.885	0.894	0.913	0.918	0.936
8 Netherlands	0.861	0.873	0.888	0.902	0.922	0.935
9 Japan	0.854	0.878	0.893	0.909	0.923	0.931
10 Finland	0.836	0.856	0.873	0.896	0.908	0.930
11 Switzerland	0.874	0.886	0.892	0.905	0.914	0.928
12 France	0.846	0.863	0.875	0.897	0.914	0.928
13 United Kingdom	0.841	0.848	0.858	0.878	0.916	0.920
14 Denmark	0.068	0.876	0.883	0.891	0.907	0.926
15 Austria	0.840	0.854	0.867	0.890	0.909	0.926
16 Luxembourg	0.831	0.846	0.860	0.884	0.912	0.925
17 Germany	-	0.859	0.868	0.885	0.901	0.925
18 Ireland	0.818	0.831	0.846	0.870	0.894	0.925
19 New Zealand	0.849	0.855	0.866	0.875	0.902	0.917
20 Italy	0.828	0.846	0.856	0.879	0.897	0.913
21 Spain	0.819	0.838	0.855	0.876	0.895	0.913
22 Israel	0.790	0.814	0.836	0.855	0.877	0.896
23 Hong Kong, China (SAR)	0.756	0.795	0.823	0.859	0.877	0.888
24 Greece	0.808	0.829	0.845	0.859	0.868	0.885
25 Singapore	0.722	0.755	0.762	0.818	0.857	0.885
26 Cyprus	-	0.801	0.821	0.845	0.866	0.883
27 Korea, Rep. of	0.691	0.732	0.774	0.815	0.852	0.882
28 Portugal	0.737	0.760	0.787	0.819	0.855	0.880
29 Slovenia	-	-	-	0.845	0.852	0.879
30 Malta	0.731	0.766	0.793	0.826	0.850	0.875
31 Barbados	-	-	-	-	-	0.871
32 Brunei Darussalam	-	-	-	-	-	0.856
33 Czech Republic	-	-	-	0.695	0.843	0.849
34 Argentina	0.785	0.799	0.805	0.808	0.830	0.844
35 Hungary	0.777	0.793	0.805	0.804	0.809	0.835
36 Slovakia	-	-	0.813	0.820	0.817	0.835
37 Poland	-	-	-	0.792	0.808	0.833
38 Chile	0.762	0.737	0.754	0.782	0.811	0.831
39 Bahrain	-	-	-	-	-	0.831
40 Uruguay	0.757	0.777	0.781	0.801	0.815	0.831
41 Bahamas	-	0.805	0.817	0.822	0.816	0.826
42 Estonia	-	-	-	-	-	0.826
43 Costa Rica	0.745	0.769	0.770	0.787	0.805	0.820
44 Saint Kitts and Nevis	-	-	-	-	-	0.814
45 Kuwait	0.753	0.773	0.777	-	0.812	0.813
46 United Arab Emirates	-	-	-	-	-	0.812
47 Seychelles	-	-	-	-	-	0.811
48 Croatia	-	-	-	0.797	0.789	0.809
49 Lithuania	-	-	-	0.816	0.781	0.808
50 Trinidad and Tobago	0.722	0.755	0.774	0.781	0.787	0.805



2 人間開発指数  
の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000
51 Qatar	--	--	--	--	--	0.803
52 Antigua and Barbuda	--	--	--	--	--	0.800
53 Latvia	--	0.790	0.802	0.804	0.768	0.800
人間開発中位国						
54 Mexico	0.589	0.734	0.752	0.761	0.774	0.796
55 Cuba	--	--	--	--	--	0.795
56 Belarus	--	--	--	0.809	0.776	0.788
57 Panama	0.712	0.731	0.745	0.747	0.770	0.787
58 Belize	--	0.710	0.718	0.750	0.772	0.784
59 Malaysia	0.616	0.659	0.693	0.722	0.760	0.782
60 Russian Federation	--	0.809	0.827	0.824	0.779	0.781
61 Dominica	--	--	--	--	--	0.779
62 Bulgaria	--	0.763	0.784	0.786	0.778	0.779
63 Romania	0.755	0.788	0.794	0.777	0.772	0.775
64 Libyan Arab Jamahiriya	--	--	--	--	--	0.773
65 Macaonia, T.Y.R.	--	--	--	--	--	0.772
66 Saint Lucia	--	--	--	--	--	0.772
67 Mauritius	0.530	0.656	0.686	0.723	0.746	0.772
68 Colombia	0.560	0.690	0.704	0.724	0.750	0.772
69 Venezuela	0.716	0.731	0.738	0.757	0.766	0.770
70 Thailand	0.504	0.645	0.676	0.713	0.749	0.762
71 Saudi Arabia	0.587	0.646	0.670	0.706	0.737	0.759
72 Fiji	0.560	0.683	0.697	0.723	0.743	0.758
73 Brazil	0.644	0.679	0.692	0.713	0.737	0.757
74 Suriname	--	--	--	--	--	0.756
75 Lebanon	--	--	--	0.680	0.730	0.755
76 Armenia	--	--	--	0.759	0.715	0.754
77 Philippines	0.552	0.684	0.688	0.716	0.733	0.754
78 Oman	--	--	--	--	--	0.751
79 Kazakhstan	--	--	--	--	--	0.750
80 Ukraine	--	--	--	0.795	0.745	0.748
81 Georgia	--	--	--	--	--	0.748
82 Peru	0.541	0.669	0.692	0.704	0.730	0.747
83 Grenada	--	--	--	--	--	0.747
84 Maldives	--	--	0.629	0.676	0.707	0.743
85 Turkey	0.593	0.617	0.654	0.686	0.717	0.742
86 Jamaica	0.587	0.690	0.692	0.720	0.736	0.742
87 Turkmenistan	--	--	--	--	--	0.741
88 Azerbaijan	--	--	--	--	--	0.741
89 Sri Lanka	0.516	0.650	0.676	0.697	0.719	0.741
90 Paraguay	0.665	0.699	0.705	0.717	0.735	0.740
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	--	0.733
92 Albania	--	0.673	0.691	0.702	0.702	0.733
93 Ecuador	0.627	0.673	0.694	0.705	0.719	0.732
94 Dominican Republic	0.617	0.646	0.667	0.677	0.698	0.727
95 Uzbekistan	--	--	--	0.731	0.714	0.727
96 China	0.523	0.554	0.591	0.625	0.681	0.726
97 Tunisia	0.514	0.566	0.613	0.646	0.682	0.722
98 Iran, Islamic Rep. of	0.556	0.563	0.607	0.645	0.688	0.721
99 Jordan	--	0.636	0.658	0.677	0.703	0.717
100 Cape Verde	--	--	0.587	0.626	0.678	0.715

2 人間開発指数  
の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000
101 Samoa (Western)	--	--	0.650	0.666	0.689	0.715
102 Kyrgyzstan	--	--	--	--	--	0.712
103 Guyana	0.676	0.679	0.671	0.680	0.703	0.708
104 El Salvador	0.586	0.586	0.606	0.644	0.682	0.706
105 Moldova, Rep. of	--	0.720	0.741	0.759	0.734	0.701
106 Algeria	0.501	0.550	0.600	0.639	0.663	0.697
107 South Africa	0.649	0.663	0.683	0.714	0.724	0.695
108 Syrian Arab Republic	0.538	0.580	0.614	0.634	0.665	0.691
109 Viet Nam	--	--	0.583	0.605	0.619	0.688
110 Indonesia	0.469	0.530	0.582	0.623	0.664	0.684
111 Equatorial Guinea	--	--	0.533	0.553	0.582	0.679
112 Tajikistan	--	--	0.740	0.740	0.669	0.667
113 Mongolia	--	--	0.650	0.657	0.636	0.655
114 Bolivia	0.514	0.548	0.573	0.597	0.630	0.653
115 Egypt	0.435	0.482	0.532	0.574	0.605	0.642
116 Honduras	0.518	0.566	0.597	0.615	0.628	0.638
117 Gabon	--	--	--	--	--	0.637
118 Nicaragua	0.565	0.576	0.584	0.592	0.615	0.635
119 São Tomé and Príncipe	--	--	--	--	--	0.632
120 Guatemala	0.506	0.543	0.555	0.579	0.609	0.631
121 Solomon Islands	--	--	--	--	--	0.622
122 Namibia	--	--	--	--	0.629	0.610
123 Morocco	0.429	0.474	0.508	0.540	0.569	0.602
124 Iraq	0.407	0.434	0.473	0.511	0.545	0.577
125 Swaziland	0.512	0.543	0.569	0.615	0.620	0.577
126 Botswana	0.494	0.556	0.513	0.653	0.620	0.572
127 Myanmar	--	--	--	--	--	0.552
128 Zimbabwe	0.547	0.572	0.621	0.597	0.563	0.551
129 Ghana	0.438	0.468	0.481	0.506	0.525	0.548
130 Cambodia	--	--	--	0.501	0.531	0.543
131 Vanuatu	--	--	--	--	--	0.542
132 Lesotho	0.478	0.518	0.547	0.574	0.572	0.535
133 Papua New Guinea	0.420	0.441	0.462	0.479	0.519	0.535
134 Kenya	0.443	0.489	0.512	0.533	0.523	0.513
135 Cameroon	0.410	0.455	0.505	0.513	0.499	0.512
136 Congo	0.417	0.467	0.517	0.510	0.511	0.512
137 Comoros	--	0.480	0.498	0.502	0.506	0.511
人間開発低位国						
138 Pakistan	0.345	0.372	0.404	0.442	0.473	0.499
139 Sudan	0.346	0.374	0.395	0.419	0.462	0.499
140 Bhutan	--	--	--	--	--	0.494
141 Togo	0.394	0.443	0.440	0.465	0.476	0.493
142 Nepal	0.289	0.328	0.370	0.416	0.453	0.490
143 Lao People's Dem. Rep.	--	--	0.374	0.404	0.445	0.485
144 Yemen	--	--	--	0.399	0.439	0.479
145 Bangladesh	0.335	0.353	0.386	0.416	0.445	0.478
146 Haiti	--	0.438	0.445	0.447	0.457	0.471
147 Madagascar	0.399	0.433	0.427	0.434	0.441	0.469
148 Nigeria	0.328	0.388	0.403	0.425	0.448	0.462
149 Djibouti	--	--	--	--	--	0.445
150 Uganda	--	--	0.386	0.388	0.404	0.444



2 人間開発指数  
の動向

HDI順位	1975	1980	1985	1990	1995	2000
151 Tanzania, U. Rep. of	--	--	--	0.422	0.427	0.440
152 Mauritania	0.337	0.360	0.379	0.390	0.418	0.438
153 Zambia	0.449	0.463	0.480	0.468	0.492	0.433
154 Senegal	0.313	0.330	0.356	0.380	0.400	0.431
155 Congo, Dem. Rep. of the	--	--	--	--	--	0.431
156 Côte d'Ivoire	0.369	0.403	0.412	0.415	0.416	0.428
157 Eritrea	--	--	--	--	0.408	0.421
158 Benin	0.288	0.324	0.350	0.358	0.388	0.420
159 Guinea	--	--	--	--	0.414	0.414
160 Gambia	0.272	--	--	--	0.375	0.405
161 Angola	--	--	--	--	--	0.403
162 Rwanda	0.336	0.380	0.396	0.346	0.335	0.403
163 Malawi	0.316	0.341	0.354	0.362	0.403	0.400
164 Mali	0.252	0.279	0.292	0.312	0.346	0.386
165 Central African Republic	0.333	0.351	0.371	0.372	0.399	0.375
166 Chad	0.256	0.257	0.298	0.322	0.335	0.365
167 Guinea-Bissau	0.248	0.253	0.283	0.304	0.331	0.349
168 Ethiopia	--	--	0.275	0.297	0.308	0.327
169 Burkina Faso	0.232	0.259	0.282	0.290	0.300	0.325
170 Mozambique	--	0.302	0.290	0.310	0.313	0.322
171 Burundi	0.280	0.307	0.338	0.344	0.316	0.313
172 Niger	0.234	0.254	0.246	0.256	0.262	0.277
173 Sierra Leone	--	--	--	--	--	0.275

注：人間開発指数の算出には、一貫した算出法およびデータを使っている。しかし、以前の人間開発報告書HDI値との厳密な比較はできない。

出典：第1-5列：UN(2001)の平均寿命に関するデータ、UNESCO(2002a)の成人識字率に関するデータ、UNESCO(2002b)の小・中・高等教育の総就学率に関するデータ、およびWorld Bank(2002b)の市場価格GDP(1995年不変\$)・人口・1人当たりGDP(PPP US\$)をもとに算出；第6列：指標表1の第8列

3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

HDI順位	人間貧困指数 [HPI-1]		40歳まで生存できない出生時確率 <sup>1</sup> (%:コホート)	成人識字率 <sup>2</sup> (%:15歳以上)	改善された水質を利用できない人口 <sup>3</sup> (%)	5歳未満の低体重児 <sup>4</sup> (%)	貧困ライン以下の人口 (%)			HPI-1 順位 マイナス	
	順位	HPI-1値 (%)	1995-2000 <sup>5</sup>	2000	2000	1995-2000 <sup>6</sup>	1日1\$以下	1日2\$以下	国際貧困ライン	1983-2000 <sup>7</sup> 1983-2000 <sup>8</sup> 1987-2000 <sup>9</sup>	所得貧困 順位 <sup>10</sup>
<b>人間開発高位国</b>											
23 Hong Kong, China (SAR)	--	--	2.0	6.5	--	--	--	--	--	--	--
25 Singapore	5	6.5	2.3	7.7	0	14 <sup>6</sup>	--	--	--	--	--
26 Cyprus	--	--	3.1	2.9	0	--	--	--	--	--	--
27 Korea, Rep. of	--	--	4.0	2.2	6	--	<2	<2	--	--	--
31 Barbados	--	--	3.0	--	0	5 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
32 Brunei Darussalam	--	--	3.2	8.5	--	--	--	--	--	--	--
34 Argentina	--	--	5.6	3.2	21	--	--	--	17.6	--	--
38 Chile	3	4.1	4.5	4.2	6	1	<2	8.7	21.2	2	2
39 Bahrain	--	--	4.7	12.4	--	9	--	--	--	--	--
40 Uruguay	1	3.9	5.1	2.3	2	5	<2	6.6	--	0	0
41 Bahamas	--	--	11.8	4.6	4	--	--	--	--	--	--
43 Costa Rica	2	4.0	4.0	4.4	2	5	12.6	26.0	22.0	--	-15
44 Saint Kitts and Nevis	--	--	--	--	2	--	--	--	--	--	--
45 Kuwait	--	--	3.0	18.0	--	10	--	--	--	--	--
46 United Arab Emirates	--	--	5.4	23.7	--	14	--	--	--	--	--
47 Seychelles	--	--	--	--	--	6 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
50 Trinidad and Tobago	6	7.9	4.1	6.2	14	7 <sup>6</sup>	12.4	39.0	21.0	--	-12
51 Qatar	--	--	4.8	18.8	--	6	--	--	--	--	--
52 Antigua and Barbuda	--	--	--	--	5	10 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
<b>人間開発中位国</b>											
54 Mexico	11	9.4	8.3	8.6	14	8	15.9	37.7	10.1	--	-14
55 Cuba	4	4.1	4.4	3.3	5	4	--	--	--	--	--
57 Panama	8	8.4	6.4	8.1	13	7	14.0	29.0	37.3	--	-13
58 Belize	14	11.0	6.8	6.8	24	6 <sup>6</sup>	--	--	--	--	--
59 Malaysia	--	--	5.0	12.5	--	18	--	--	15.5	--	--
61 Dominica	--	--	--	--	3	5 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
64 Libyan Arab Jamahiriya	27	16.2	6.4	20.0	28	5	--	--	--	--	--
66 Saint Lucia	--	--	5.3	--	2	14 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
67 Mauritius	15	11.3	5.4	15.5	0	15 <sup>4</sup>	--	--	10.6	--	--
68 Colombia	10	8.9	10.1	8.3	9	7	19.7	36.0	17.7	--	-18
69 Venezuela	9	8.5	6.5	7.4	16	5	23.0	47.0	31.3	--	-23
70 Thailand	21	14.0	9.0	4.5	20	19 <sup>4</sup>	<2	28.2	13.1	--	14
71 Saudi Arabia	29	16.9	6.4	23.7	5	14	--	--	--	--	--
72 Fiji	38	21.3	6.3	7.1	33	8 <sup>4</sup>	--	--	--	--	--
73 Brazil	17	12.2	11.3	14.8	13	5	11.6	26.5	17.4	--	-3
74 Suriname	--	--	7.4	--	5	--	--	--	--	--	--
75 Lebanon	12	9.9	5.0	14.0	0	3	--	--	--	--	--
77 Philippines	23	14.6	8.9	4.7	13	28	--	--	36.8	--	--
78 Oman	52	32.1	6.8	28.3	61	24	--	--	--	--	--
82 Peru	19	12.8	11.6	10.1	23	8	15.5	41.4	49.0	--	-8
83 Grenada	--	--	--	--	6	--	--	--	--	--	--
84 Maldives	25	15.8	12.5	3.3	0	43	--	--	--	--	--
85 Turkey	18	12.7	9.6	14.9	17	8	2.4	18.0	--	--	5
86 Jamaica	20	13.2	5.4	13.1	29	4	3.2	25.2	18.7	--	5
88 Sri Lanka	31	17.6	5.8	8.4	17	33	6.6	45.4	25.0	--	9
90 Paraguay	13	10.2	8.7	6.7	21	5	19.5	49.3	21.8	--	-15
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	7	--	--	--	--	--	--
93 Ecuador	26	16.1	11.1	8.4	29	15	20.2	52.3	35.0	--	-10
94 Dominican Republic	22	14.0	11.9	16.4	21	5	3.2	16.0	20.6	--	6
96 China	24	14.9	7.9	15.9	25	10	18.8	52.6	4.6	--	-7



3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

HDI順位	人間貧困指数 (HPI-1)		40歳まで生存できない出生時確率* (%: コホート)		成人非識字率* (%: 15歳以上)		改善された水源を利用できない人口*		5歳未満の低体重児*		貧困ライン以下の人口 (%)			HPI-1 順位 マイナス
	順位	HPI-1値 (%)	1995-2000*	2000	2000	1995-2000*	貧困ライン以下の人口 (%)			HPI-1 順位				
							1日 1\$以下	1日 2\$以下	国別貧困 ライン					
97	Tunisia	--	--	7.8	29.0	--	4	<2	10.0	14.1	--	--	--	
98	Iran, Islamic Rep. of	30	17.0	9.3	23.7	5	11	--	--	--	--	--	--	
99	Jordan	7	8.2	7.9	10.3	4	5	<2	7.4	11.7	4	--	--	
100	Cape Verde	37	20.8	10.4	26.2	26	14 <sup>d</sup>	--	--	--	--	--	--	
101	Samoa (Western)	--	--	7.8	19.8	1	--	--	--	--	--	--	--	
103	Guyana	16	11.4	15.4	1.5	6	12	--	--	43.2	--	--	--	
104	El Salvador	32	18.1	10.9	21.3	26	12	21.3	44.5	48.3	-8	--	--	
106	Algeria	39	23.4	10.5	33.3	6	6	<2	15.1	22.6	24	--	--	
107	South Africa	--	--	24.4	14.7	14	--	11.5	35.8	--	--	--	--	
108	Syrian Arab Republic	34	19.3	6.9	25.6	20	13	--	--	--	--	--	--	
109	Viet Nam	43	27.1	12.8	6.6	44	33	--	--	50.9	--	--	--	
110	Indonesia	33	18.8	12.8	13.1	24	26	7.7	55.3	27.1	10	--	--	
111	Equatorial Guinea	--	--	33.7	16.8	57	--	--	--	--	--	--	--	
113	Mongolia	35	19.4	15.0	1.1	40	13	13.3	50.8	36.3	5	--	--	
114	Bolivia	28	16.3	18.4	14.5	21	10	14.4	34.3	--	-1	--	--	
115	Egypt	48	31.2	10.9	44.7	5	12	3.1	52.7	22.9	22	--	--	
116	Honduras	36	20.5	16.0	25.4	10	25	24.3	45.1	53.0	-7	--	--	
117	Gabon	--	--	32.0	--	30	--	--	--	--	--	--	--	
118	Nicaragua	41	24.4	11.5	33.5	21	12	--	--	50.3	--	--	--	
119	Sao Tome and Principe	--	--	--	--	--	16	--	--	--	--	--	--	
120	Guatemala	40	23.5	15.6	31.4	8	24	10.0	33.8	57.9	13	--	--	
121	Solomon Islands	--	--	8.2	--	29	21 <sup>d</sup>	--	--	--	--	--	--	
122	Namibia	57	34.5	46.7	18.0	23	26 <sup>d</sup>	34.9	55.8	--	-6	--	--	
123	Morocco	59	35.8	11.8	51.1	18	9 <sup>d</sup>	<2	7.3	19.0	35	--	--	
124	India	55	33.1	16.7	42.8	12	47	44.2	86.2	35.0	-13	--	--	
125	Swaziland	--	--	36.3	20.4	--	10 <sup>d</sup>	--	--	40.0	--	--	--	
126	Botswana	--	--	49.5	22.8	--	13	33.3	61.4	--	--	--	--	
127	Myanmar	44	27.2	26.0	15.3	32	36	--	--	--	--	--	--	
128	Zimbabwe	50	36.1	51.6	11.3	15	13	36.0	64.2	25.5	-5	--	--	
129	Ghana	45	28.7	27.0	28.5	36	25	44.8	78.5	31.4	-19	--	--	
130	Cambodia	75	43.3	24.4	32.2	70	46	--	--	36.1	--	--	--	
131	Vanuatu	--	--	8.6	--	12	20 <sup>d</sup>	--	--	--	--	--	--	
132	Lesotho	42	25.7	35.4	16.6	9	16	43.1	65.7	49.2	-18	--	--	
133	Papua New Guinea	92	37.5	21.6	36.1	58	35 <sup>d</sup>	--	--	--	--	--	--	
134	Kenya	49	31.9	34.6	17.6	51	23	26.5	62.3	42.0	-3	--	--	
135	Cameroon	47	30.7	36.2	24.2	38	21	33.4	64.4	40.0	-10	--	--	
136	Congo	46	30.0	34.8	19.3	49	14	--	--	--	--	--	--	
137	Comoros	51	31.9	20.6	44.1	4	25	--	--	--	--	--	--	

人間開発最低位国

138	Pakistan	68	41.0	20.1	56.8	12	38	31.0	84.6	34.0	4	--	--
139	Sudan	53	32.7	27.3	42.2	25	17	--	--	--	--	--	--
140	Bhutan	--	--	20.2	--	38	19	--	--	--	--	--	--
141	Togo	63	37.9	34.1	42.9	46	25	--	--	32.3	--	--	--
142	Nepal	76	43.4	22.5	58.2	19	47	37.7	82.5	42.0	2	--	--
143	Lao People's Dem. Rep.	64	39.1	30.5	51.3	10	40	26.3	73.1	46.1	6	--	--
144	Yemen	69	41.8	20.0	53.7	31	46	15.7	45.2	19.1	20	--	--
145	Bangladesh	72	42.4	21.4	58.7	3	48	29.1	77.2	35.6	8	--	--
146	Haiti	71	42.3	31.6	50.2	54	28	--	--	65.0	--	--	--
147	Madagascar	61	36.7	31.6	33.5	53	33	49.1	83.3	70.0	-10	--	--

3 人間貧困と所得貧困：開発途上国

HDI順位	人間貧困指数 (HPI-1)		40歳まで生存できない出生時確率* (%: コホート)		成人非識字率* (%: 15歳以上)		改善された水源を利用できない人口*		5歳未満の低体重児*		貧困ライン以下の人口 (%)			HPI-1 順位 マイナス
	順位	HPI-1値 (%)	1995-2000*	2000	2000	1995-2000*	貧困ライン以下の人口 (%)			HPI-1 順位				
							1日 1\$以下	1日 2\$以下	国別貧困 ライン					
148	Nigeria	58	34.9	33.7	36.1	43	27	70.2	90.8	34.1	-18	--	--	
149	Djibouti	56	34.3	42.3	35.4	0	18	--	--	45.1	--	--	--	
150	Uganda	67	40.8	48.4	32.9	50	26	--	--	55.0	--	--	--	
151	Tanzania, U. Rep. of	54	32.7	33.3	24.9	46	29	19.5	59.6	41.6	5	--	--	
152	Mauritania	82	47.9	33.1	59.8	63	23	28.6	68.7	57.0	15	--	--	
153	Zambia	66	40.0	53.6	21.9	36	25	63.6	87.4	86.0	-11	--	--	
154	Senegal	79	45.2	18.5	62.7	22	18	26.3	67.8	33.4	16	--	--	
155	Congo, Dem. Rep. of the	65	35.7	34.7	38.6	55	34	--	--	--	--	--	--	
156	Cote d'Ivoire	70	42.3	40.2	53.2	23	21	12.3	49.4	36.8	28	--	--	
157	Eritrea	74	42.9	31.7	44.3	54	44	--	--	53.0	--	--	--	
158	Benin	80	46.8	29.7	67.6	37	29	--	--	33.0	--	--	--	
159	Guinea	--	--	36.3	--	52	23	--	--	40.0	--	--	--	
160	Gambia	84	48.5	40.5	63.4	38	17	59.3	82.9	64.0	3	--	--	
161	Angola	--	--	41.6	--	52	--	--	--	--	--	--	--	
162	Rwanda	77	44.3	51.9	33.2	59	29	35.7	84.6	51.2	5	--	--	
163	Malawi	73	42.5	50.4	39.9	43	25	--	--	54.0	--	--	--	
164	Mali	81	47.3	38.5	58.5	35	43	72.8	90.6	--	-5	--	--	
165	Central African Republic	78	45.2	45.3	52.3	43	24	66.6	84.0	--	-5	--	--	
166	Chad	86	50.5	41.0	57.4	73	28	--	--	64.0	--	--	--	
167	Guinea-Bissau	85	49.3	42.2	61.5	51	23	--	--	48.7	--	--	--	
168	Ethiopia	87	56.5	43.6	60.9	76	47	31.2	76.4	--	15	--	--	
169	Burkina Faso	--	--	43.0	76.1	--	34	61.2	85.3	--	--	--	--	
170	Mozambique	83	47.9	49.2	56.0	40	26	37.3	78.4	--	7	--	--	
171	Burundi	--	--	50.1	52.0	--	45	--	--	36.2	--	--	--	
172	Niger	88	62.5	41.4	84.1	41	40	61.4	85.3	63.0	4	--	--	
173	Sierra Leone	--	--	51.6	--	72	27	57.0	74.5	68.0	--	--	--	

1: 人間貧困指数(HPI-1)を算出するため使用した指標を示す。詳細はテクニカルノート1を参照されたい。

- a. データは40歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもの。
- b. 記載された期間で入手可能な最新データ。
- c. 所得貧困とは、1日1\$(PPP US\$)以下で生活する人の割合。HPI-1順位と所得貧困の両方の指標とも入手可能な国について順位づけした。正の数は所得貧困の面で人間貧困より成果がトがっていることを、負数はその逆を示す。
- d. この列の概要欄に記載されている以外の年または期間のデータ。標準的定義と異なるかまたは国の一部についてのデータ。

出典: 第1列: 第2列のHPI-1値にもとづき決定; 第2列: 第3-6列のデータをもとに算出。詳細はテクニカルノート1を参照されたい; 第3列: UN 2001; 第4列: UNESCO 2002a; 第5列: WHO; UNICEFおよびWSSCC (2000) の改善された水源を利用する人口に関するデータをもとに算出; 第6列: UNICEF 2002b; 第7-9列: World Bank 2002b; 第10列: 第1、7列のデータをもとに算出

途上国88カ国のHPI-1順位			
1	Uruguay	12	Turkey
2	Costa Rica	15	Peru
3	Chile	20	Jamaica
4	Cuba	21	Thailand
5	Singapore	22	Dominican Republic
6	Trinidad and Tobago	23	Philippines
7	Jordan	24	China
8	Panama	25	Maldives
9	Venezuela	26	Ecuador
10	Colombia	27	Libyan Arab Jamahiriya
11	Mexico	28	Bolivia
12	Lebanon	29	Saudi Arabia
13	Paraguay	30	Iran, Islamic Rep. of
14	Belize	31	Sri Lanka
15	Mauritius	32	El Salvador
16	Guyana	33	Indonesia
17	Brazil	34	Syrian Arab Republic
		35	Mongolia
		36	Honduras
		37	Cape Verde
		38	Fiji
		39	Algeria
		40	Guatemala
		41	Nicaragua
		42	Lesotho
		43	Viet Nam
		44	Myanmar
		45	Ghana
		46	Congo, Dem. Rep. of the
		47	Cameroon
		48	Egypt
		49	Kenya
		50	Iraq
		51	Comoros
		52	Oman
		53	Sudan
		54	Tanzania, U. Rep. of
		55	India
		56	Dibouti
		57	Namibia
		58	Nigeria
		59	Morocco
		60	Zimbabwe
		61	Madagascar
		62	Mauritania
		63	Togo
		64	Lao People's Dem. Rep.
		65	Congo, Dem. Rep. of the
		66	Zambia
		67	Uganda
		68	Pakistan
		69	Yemen
		70	Cote d'Ivoire
		71	Haiti
		72	Bangladesh
		73	Malawi
		74	Eritrea
		75	Cambodia
		76	Nepal
		77	Rwanda
		78	Central African Republic
		79	Senegal
		80	Benin
		81	Mali
		82	Mauritania
		83	Mozambique
		84	Gambia
		85	Guinea-Bissau
		86	Chad
		87	Ethiopia
		88	Niger



4 人間貧困と所得  
貧困:OECD、中・  
東欧、CIS 諸国

人間開発をモニタリングする一人々の選択肢の拡大

HDI順位	人間貧困 指数 (HPI-2)		60歳まで 生存 できない 出生時 確率 <sup>a</sup> (%:コホート) 1995-2000 <sup>a</sup>	機能的 識字力の ない人 <sup>b</sup> (%:16-65歳) 1994-98 <sup>b</sup>	長期失業 <sup>c</sup> (労働人口に 占める%) <sup>c</sup> 2000	所得貧困ライン 以下の人口 (%)			HPI-2 順位 マイナス 所得 貧困 順位 <sup>d</sup>
	順位	HPI-2値 (%)				所得 中間値の 50%以下 <sup>e</sup> 1987-98 <sup>e</sup>	1日 11\$以下 <sup>f</sup> 1994-95 <sup>f</sup>	1日 4\$以下 1996-99 <sup>g</sup>	
<b>人間開発高位国</b>									
1 Norway	2	7.5	9.1	8.5	0.2	6.9	4.3	--	-2
2 Sweden	1	6.7	8.0	7.5	1.4	6.6	6.3	--	-2
3 Canada	12	12.3	9.5	16.6	0.8	12.8	7.4	--	0
4 Belgium	13	12.6	10.5	18.4 <sup>h</sup>	4.0	8.2	--	--	5
5 Australia	14	12.9	9.1	17.0	1.8	14.3	17.6	--	-1
6 United States	17	15.8	12.8	20.7	0.2	16.9	13.6	--	1
7 Iceland	--	--	8.7	--	0.2	--	--	--	--
8 Netherlands	3	8.5	9.2	10.5	0.9	8.1	7.1	--	-4
9 Japan	9	11.2	8.2	--	1.2	11.8 <sup>i</sup>	--	--	-8
10 Finland	4	8.8	11.3	10.4	2.4	5.1	4.8	--	2
11 Switzerland	--	--	9.6	--	0.6	9.3	--	--	--
12 France	8	11.1	11.4	--	3.8	8.0	9.9	--	2
13 United Kingdom	15	15.1	9.9	21.3	1.5	13.4	15.7	--	2
14 Denmark	5	9.5	12.0	9.6	0.9	9.2	--	--	-4
15 Austria	--	--	10.6	--	1.3	10.6	--	--	--
16 Luxembourg	7	10.8	11.4	--	0.6	3.9	0.3	--	6
17 Germany	6	16.5	10.6	14.4	3.9	7.5	7.3	--	1
18 Ireland	16	13.3	10.4	22.6	5.6 <sup>h</sup>	11.1	--	--	5
19 New Zealand	--	--	10.7	18.4	1.2	--	--	--	--
20 Italy	11	12.2	9.1	--	6.5	14.2	--	--	-3
21 Spain	10	11.3	10.3	--	6.0	10.1	--	--	0
22 Israel	--	--	8.0	--	--	13.5	--	--	--
24 Greece	--	--	9.4	--	6.4	--	--	--	--
28 Portugal	--	--	13.1	48.0	1.7	--	--	--	--
29 Slovenia	--	--	13.8	42.2	--	--	--	--	<1
30 Malta	--	--	8.4	--	--	--	--	--	--
33 Czech Republic	--	--	13.7	15.7	4.4	4.9	--	--	<1
35 Hungary	--	--	21.9	33.8	3.1	10.1	--	--	<1
36 Slovakia	--	--	16.6	--	10.2	2.1	--	--	8
37 Poland	--	--	17.5	42.6	6.1	11.6	--	--	10
42 Estonia	--	--	23.3	--	--	--	--	--	18
48 Croatia	--	--	15.8	--	--	--	--	--	--
49 Lithuania	--	--	21.6	--	--	--	--	--	17
53 Latvia	--	--	23.7	--	--	--	--	--	28
<b>人間開発中位国</b>									
56 Belarus	--	--	26.0	--	--	--	--	--	--
60 Russian Federation	--	--	30.1	--	--	20.1	--	--	53
62 Bulgaria	--	--	18.8	--	--	--	--	--	22
63 Romania	--	--	21.6	--	--	--	--	--	23
65 Macedonia, FYR	--	--	14.5	--	--	--	--	--	--
76 Armenia	--	--	14.7	--	--	--	--	--	--
79 Kazakhstan	--	--	31.6	--	--	--	--	--	62
80 Ukraine	--	--	26.3	--	--	--	--	--	25
81 Georgia	--	--	17.5	--	--	--	--	--	--
87 Turkmenistan	--	--	27.4	--	--	--	--	--	--

4 人間貧困と所得  
貧困:OECD、中・  
東欧、CIS 諸国

HDI順位	人間貧困 指数 (HPI-2)		60歳まで 生存 できない 出生時 確率 <sup>a</sup> (%:コホート) 1995-2000 <sup>a</sup>	機能的 識字力の ない人 <sup>b</sup> (%:16-65歳) 1994-98 <sup>b</sup>	長期失業 <sup>c</sup> (労働人口に 占める%) <sup>c</sup> 2000	所得貧困ライン 以下の人口 (%)			HPI-2 順位 マイナス 所得 貧困 順位 <sup>d</sup>
	順位	HPI-2値 (%)				所得 中間値の 50%以下 <sup>e</sup> 1987-98 <sup>e</sup>	1日 11\$以下 <sup>f</sup> 1994-95 <sup>f</sup>	1日 4\$以下 1996-99 <sup>g</sup>	
88 Azerbaijan	--	--	20.4	--	--	--	--	--	--
92 Albania	--	--	12.4	--	--	--	--	--	--
95 Uzbekistan	--	--	23.9	--	--	--	--	--	--
102 Kyrgyzstan	--	--	26.4	--	--	--	--	88	--
105 Moldova, Rep. of	--	--	27.4	--	--	--	--	82	--
112 Tajikistan	--	--	25.3	--	--	--	--	--	--

f: 人間貧困指数(HPI-1)を算出するため使用した指標を示す。詳細はテクニカルノート1を参照されたい。  
注: 本表にはOECD加盟国でないイスラエルとマルタが含まれているが、韓国、メキシコ、トルコは除外されている。これらの国の人間貧困指数および関連指標は、指標表3にある。

- a. データは60歳まで生存しないであろう出生時の確率に100をかけたもの。ここに記載した期間の推定値である。
- b. 成人識字率調査の文章識字能力レベル1のデータ。記載された期間内で入手可能な最新データである。
- c. 12カ月以上の失業のデータ。
- d. 貧困ラインは可処分世帯所得相当額の中位値の50%で測定。
- e. ここに記載の期間内で入手可能な最新年のデータにもとづく。
- f. 米国の貧困ラインである。3人家族世帯で1日1人当たり11ドル以下にもとづく。
- g. 所得貧困とは、可処分世帯所得相当額の中位値の50%以下で生活する人の割合。正の数値は所得貧困の面で人間貧困より成果が上がっていることを、負数値はその逆を示す。
- h. データはフランドル地方のもの。
- i. HPI-2を計算するのに、データのある国の非加重平均である15.1%を推計値に使用した。
- j. データは2001年推計値(LIS2001)。
- k. 1999年のデータ。

出典: 第1列: 第2列のHPI-2値をもとに決定; 第2列: 第3-6列のデータをもとに算出。詳細はテクニカルノート1を参照; 第3列: UN(2001)の生存に関するデータをもとに算出; 第4列: 他に断りのない限りOECD and Statistics Canada(2000); 第5列: OECD 2001b; 第6列: LIS 2002; 第7列: Smaeding, Rainwater and Buriles 2000; 第8列: Milanovic 2002; 第9列: 第1, 6列のデータをもとに算出

OECD諸国17カ国のHPI-2順位

1 Sweden	6 Germany	13 Belgium
2 Norway	7 Luxembourg	14 Australia
3 Netherlands	8 France	15 United Kingdom
4 Finland	9 Japan	16 Ireland
5 Denmark	10 Spain	17 United States
	11 Italy	
	12 Canada	



5 人口動態

健康で長生きするために

HD順位	総人口 (百万人)			年平均 人口 増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%) <sup>a</sup>			15歳未満 の人口 (全体に占める%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計 特殊 出生率 (女性1人当たり)	
	1975	2000	2015 <sup>b</sup>	1975-2000	2000-15	1975	2000	2015 <sup>b</sup>	2000	2015 <sup>b</sup>	2000	2015 <sup>b</sup>	1970-75	1995-2000 <sup>c</sup>
	<b>人間開発高位国</b>													
1 Norway	4.0	4.5	4.7	0.4	0.3	66.2	74.7	78.9	19.8	15.0	15.4	18.2	2.2	1.8
2 Sweden	8.2	8.8	8.6	0.3	-0.2	82.7	83.3	84.2	18.2	12.4	17.4	22.3	1.9	1.5
3 Canada	23.1	30.8	34.4	1.1	0.8	75.6	78.7	81.9	19.1	15.5	12.6	16.1	2.0	1.6
4 Belgium	9.8	10.2	10.3	0.2	( )	94.9	97.3	98.0	17.3	13.9	17.0	19.9	1.9	1.5
5 Australia	13.9	19.1	21.9	1.3	0.9	85.9	90.7	94.8	20.5	18.0	12.3	15.2	2.5	1.8
6 United States	220.2	283.2	321.2	1.0	0.8	73.7	77.2	81.0	21.7	18.7	12.3	14.4	2.0	2.0
7 Iceland	0.2	0.3	0.3	1.0	0.6	86.6	92.5	94.3	23.3	18.7	11.7	14.0	2.8	2.0
8 Netherlands	13.7	15.9	16.4	0.6	0.2	88.4	89.5	91.0	18.3	14.7	13.6	17.8	2.1	1.5
9 Japan	111.5	127.1	127.5	0.5	( )	75.7	78.8	81.5	14.7	13.3	17.2	25.8	2.1	1.4
10 Finland	4.7	5.2	5.2	0.4	( )	58.3	59.0	59.0	18.0	14.2	14.9	20.7	1.6	1.7
11 Switzerland	6.3	7.2	7.0	0.5	-0.2	55.7	67.4	69.5	16.7	12.1	16.0	22.1	1.8	1.5
12 France	52.7	59.2	61.9	0.5	0.3	73.0	75.4	78.4	18.7	17.4	16.0	18.6	2.3	1.7
13 United Kingdom	56.2	59.4	60.6	0.2	0.1	88.7	89.5	90.8	15.0	15.1	15.4	18.9	2.0	1.7
14 Denmark	5.1	5.3	5.4	0.2	0.1	81.3	85.1	85.7	18.3	15.1	15.0	19.5	2.0	1.7
15 Austria	7.6	8.1	7.8	0.3	-0.2	67.4	67.3	71.0	15.6	11.8	15.6	20.0	2.0	1.4
16 Luxembourg	0.4	0.4	0.5	0.8	1.1	71.7	91.5	95.0	18.7	17.3	14.4	16.0	2.0	1.7
17 Germany	78.7	82.0	80.7	0.2	-0.1	81.2	87.5	89.9	15.5	12.1	16.4	21.0	1.5	1.3
18 Ireland	3.2	3.8	4.4	0.7	1.0	53.6	59.0	64.0	21.6	21.8	11.3	13.1	3.8	1.9
19 New Zealand	3.1	3.8	4.1	0.8	0.6	82.8	85.8	87.5	23.0	18.8	11.7	14.5	2.8	2.0
20 Italy	55.4	57.5	55.2	0.1	-0.3	65.6	66.9	70.6	14.3	12.0	18.1	22.4	2.3	1.2
21 Spain	35.6	39.9	39.0	0.5	-0.2	69.6	77.6	81.1	14.7	12.5	17.0	19.8	2.9	1.2
22 Israel	3.4	6.0	7.7	2.3	1.6	86.6	91.6	93.5	28.3	24.3	9.9	11.5	3.8	2.9
23 Hong Kong, China (SAR)	4.4	6.9	8.0	1.8	1.0	89.7	100.0	100.0	16.3	13.9	10.6	13.4	2.9	1.2
24 Greece	9.0	10.6	10.5	0.6	-0.1	55.3	60.1	55.1	15.1	12.7	17.6	21.2	2.3	1.3
25 Singapore	2.3	4.0	4.8	2.3	1.1	100.0	100.0	100.0	21.9	14.0	7.2	12.9	2.6	1.6
26 Cyprus	0.6	0.8	0.9	1.0	0.7	45.2	69.9	74.6	23.1	19.2	11.5	14.8	2.5	2.0
27 Korea, Rep. of	35.3	46.7	50.6	1.1	0.5	48.0	81.9	88.2	20.8	17.2	7.1	11.6	4.3	1.5
28 Portugal	9.1	10.0	10.0	0.4	( )	27.7	64.4	77.5	16.7	15.3	15.6	18.0	2.7	1.5
29 Slovenia	1.7	2.0	1.9	0.5	-0.2	42.4	49.2	51.6	15.9	12.0	13.9	18.5	2.2	1.2
30 Malta	0.3	0.4	0.4	1.0	0.4	80.4	90.9	93.7	20.2	16.9	12.4	18.1	2.1	1.9
31 Barbados	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	38.6	50.0	58.4	20.7	16.7	10.4	11.4	2.7	1.5
32 Brunei Darussalam	0.2	0.3	0.4	2.9	1.6	62.0	72.2	78.7	31.9	23.0	3.2	6.4	5.4	2.8
33 Czech Republic	10.0	10.3	10.0	0.1	-0.2	63.7	74.5	76.4	16.4	12.8	13.8	18.7	2.2	1.2
34 Argentina	26.0	37.0	43.5	1.4	1.1	80.7	88.2	90.2	27.7	24.5	9.7	10.7	3.1	2.6
35 Hungary	10.5	10.0	9.3	-0.2	-0.5	52.8	64.5	69.4	16.9	13.3	14.6	17.4	2.1	1.4
36 Slovakia	4.7	5.4	5.4	0.5	0	46.3	57.4	62.0	19.5	14.9	11.4	13.7	2.5	1.4
37 Poland	34.0	38.6	38.0	0.5	-0.1	55.4	62.2	66.5	19.2	14.6	12.1	14.8	2.2	1.5
38 Chile	10.3	15.2	17.9	1.5	1.1	78.4	85.8	89.1	28.5	23.7	7.2	9.7	3.6	2.4
39 Bahrain	0.3	0.6	0.8	3.4	1.4	79.2	92.2	95.0	28.2	20.2	2.9	6.1	5.9	2.6
40 Uruguay	2.8	3.3	3.7	0.7	0.6	83.1	91.9	94.4	24.8	22.6	12.9	13.4	3.0	2.4
41 Bahamas	0.2	0.3	0.4	1.9	1.1	73.4	88.5	91.5	29.5	24.5	5.4	7.7	3.4	2.4
42 Estonia	1.4	1.4	1.2	-0.1	-1.1	67.6	69.4	71.3	17.7	13.7	14.4	16.9	2.1	1.2
43 Costa Rica	2.0	4.0	5.2	2.9	1.8	42.5	58.0	66.5	32.4	27.1	5.1	7.1	4.3	2.8
44 Saint Kitts and Nevis	( )	( )	( )	-3.7	-0.6	35.0	34.1	39.3	-	-	-	-	-	-
45 Kuwait	1.0	1.9	2.8	2.6	2.5	83.8	96.0	96.9	31.3	25.9	2.2	6.6	6.9	2.9
46 United Arab Emirates	0.5	2.6	3.2	6.6	1.4	65.4	86.7	91.6	26.0	21.1	2.7	9.2	6.4	3.2
47 Seychelles	0.1	0.1	0.1	1.2	1.3	33.3	63.8	72.3	-	-	-	-	-	-
48 Croatia	4.3	4.7	4.6	0.4	( )	45.1	57.7	64.4	18.0	16.8	14.1	16.9	2.0	1.7
49 Lithuania	3.3	3.7	3.5	0.5	-0.3	55.7	68.5	71.5	19.5	13.0	13.4	16.6	2.3	1.4
50 Trinidad and Tobago	1.0	1.3	1.4	1.0	0.5	63.0	74.1	79.3	25.0	19.4	6.7	9.6	3.4	1.6

5 人口動態

HD順位	総人口 (百万人)			年平均 人口 増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%) <sup>a</sup>			15歳未満 の人口 (全体に占める%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計 特殊 出生率 (女性1人当たり)	
	1975	2000	2015 <sup>b</sup>	1975-2000	2000-15	1975	2000	2015 <sup>b</sup>	2000	2015 <sup>b</sup>	2000	2015 <sup>b</sup>	1970-75	1995-2000 <sup>c</sup>
	<b>人間開発中位国</b>													
51 Qatar	0.2	0.6	0.7	4.8	1.4	82.9	91.7	95.0	26.7	22.7	1.5	3.7	6.8	3.7
52 Antigua and Barbuda	0.1	0.1	0.1	0.4	0.3	34.2	36.8	43.3	-	-	-	-	-	-
53 Latvia	2.5	2.4	2.2	-0.1	-0.6	65.4	69.4	60.4	17.4	12.6	14.8	17.8	2.0	1.1
54 Mexico	59.1	98.9	119.2	2.1	1.2	62.8	74.4	77.9	33.1	26.3	4.7	6.8	6.5	2.8
55 Cuba	9.3	11.2	11.6	0.7	0.3	64.7	75.3	78.5	21.2	16.4	9.4	14.1	3.6	1.6
56 Belarus	9.4	10.2	9.7	0.3	-0.4	50.3	69.4	72.6	18.7	14.3	13.3	14.0	2.2	1.3
57 Panama	1.7	2.9	3.5	2.0	1.3	49.0	56.3	61.7	31.3	24.9	5.5	7.8	4.9	2.6
58 Belize	0.1	0.2	0.3	2.1	1.6	50.2	48.0	51.7	38.4	27.9	4.1	4.9	6.2	3.4
59 Malaysia	12.3	22.2	27.9	2.4	1.5	37.7	51.4	66.4	34.1	26.7	4.1	6.2	5.2	3.3
60 Russian Federation	134.2	145.5	133.3	0.3	-0.6	66.4	71.9	74.0	18.0	13.6	12.5	13.8	2.0	1.2
61 Dominica	0.1	0.1	0.1	-0.1	( )	55.3	71.0	76.0	-	-	-	-	-	-
62 Bulgaria	8.7	7.9	6.8	-0.4	-1.0	57.5	67.5	69.3	15.7	12.2	16.1	17.9	2.2	1.1
63 Romania	21.2	22.4	21.4	0.2	-0.3	46.2	55.1	59.3	18.3	15.2	13.3	14.6	2.6	1.3
64 Libyan Arab Jamahiriya	2.4	5.3	7.1	3.1	1.9	60.9	87.6	90.3	33.9	30.4	3.4	5.1	7.6	3.8
65 Macedonia, FYR	1.7	2.0	2.1	0.8	0.1	50.6	59.4	62.0	22.6	15.1	10.0	13.0	3.0	1.9
66 Saint Lucia	0.1	0.1	0.2	1.4	0.9	38.6	37.8	43.6	32.1	27.2	5.7	6.0	5.7	2.7
67 Mauritius	0.5	1.2	1.3	1.1	0.8	43.4	41.3	48.6	25.6	21.1	6.2	8.3	3.2	2.0
68 Colombia	25.4	42.1	52.6	2.0	1.5	60.0	75.0	81.3	32.8	27.0	4.7	6.4	5.0	2.8
69 Venezuela	12.7	14.2	30.9	2.6	1.6	75.8	86.9	90.0	34.0	27.6	4.4	6.5	4.9	3.0
70 Thailand	41.1	62.8	72.5	1.7	1.0	15.1	19.8	24.2	26.7	22.0	5.1	7.8	5.0	2.1
71 Saudi Arabia	7.3	20.3	31.7	4.1	3.0	58.4	86.2	91.0	42.9	38.6	3.0	4.4	7.3	6.2
72 Fiji	0.6	0.8	0.9	1.4	0.9	36.7	49.4	59.9	33.3	28.2	3.4	5.7	4.2	3.2
73 Brazil	108.1	170.4	201.4	1.8	1.1	61.8	81.2	87.7	28.8	24.3	5.1	7.3	4.7	2.3
74 Suriname	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	49.5	74.1	81.3	30.5	23.1	5.8	6.3	5.3	2.7
75 Lebanon	2.8	3.5	4.2	0.9	1.3	67.0	89.7	92.6	31.1	23.8	6.1	6.5	4.9	2.3
76 Armenia	2.8	3.8	3.8	1.2	( )	63.0	67.2	69.8	23.7	14.0	8.4	10.3	3.0	1.4
77 Philippines	42.0	75.7	95.9	2										



5 人口動態

HD順位	総人口 (百万人)			年平均 人口 増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%)*			15歳未満 の人口 (全体に占める%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計 特殊 出生率 (女性1人当たり)	
	1975	2000	2015 <sup>F</sup>	1975-2000	2000-15	1975	2000	2015 <sup>F</sup>	2000	2015 <sup>F</sup>	2000	2015 <sup>F</sup>	1970-75	1985-2000 <sup>F</sup>
191 Samoa (Western)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	21.1	22.1	27.6	41.2	36.6	4.5	4.7	5.7	4.5
192 Kyrgyzstan	3.3	4.9	5.8	1.6	1.1	37.9	34.4	36.0	33.9	25.0	6.0	6.0	4.7	2.9
193 Guyana	0.7	0.8	0.7	0.1	-0.1	30.0	36.3	44.0	30.6	25.7	5.0	6.5	4.9	2.4
104 El Salvador	4.1	6.3	8.0	1.7	1.6	41.5	60.3	73.2	35.6	29.5	5.0	6.1	6.1	3.2
105 Moldova, Rep. of	3.8	4.3	4.1	0.4	-0.2	35.8	41.6	45.2	23.1	16.7	9.3	10.2	2.6	1.6
106 Algeria	16.0	30.3	38.0	2.5	1.5	40.3	57.1	65.2	34.8	26.4	4.1	4.9	7.4	3.2
107 South Africa	25.8	43.2	44.6	2.1	0.2	48.0	56.9	67.2	34.0	30.5	3.6	5.4	5.4	3.1
108 Syrian Arab Republic	7.4	16.2	23.2	3.1	2.4	45.1	51.4	57.9	40.8	34.3	3.1	3.4	7.7	4.0
109 Viet Nam	48.0	78.1	94.4	2.0	1.3	18.8	24.1	21.6	33.4	25.1	5.3	5.5	6.7	2.5
110 Indonesia	134.6	212.1	250.1	1.6	1.1	19.4	41.0	55.0	30.8	24.7	4.8	6.4	5.2	2.6
111 Equatorial Guinea	0.2	0.5	0.7	2.8	2.8	27.1	48.2	31.4	43.7	43.4	3.9	3.5	5.7	5.9
112 Tajikistan	3.4	6.1	7.1	2.3	1.0	35.5	27.6	29.6	39.4	27.1	4.6	4.6	6.8	3.7
113 Mongolia	1.4	2.5	3.1	2.2	1.3	48.7	56.6	59.5	35.2	25.9	3.8	4.2	7.3	2.7
114 Bolivia	4.8	8.3	11.2	2.2	2.0	41.2	62.4	69.9	39.6	33.7	4.0	4.9	6.5	4.4
115 Egypt	38.8	67.9	84.4	2.2	1.5	43.5	42.7	45.8	35.4	26.9	4.1	5.2	5.5	3.4
116 Honduras	3.0	6.4	8.7	3.0	2.0	32.1	52.7	64.3	41.8	33.7	3.4	4.1	7.0	4.3
117 Gabon	0.6	1.2	1.8	2.9	2.4	40.0	31.4	38.9	40.2	40.8	5.8	5.5	4.3	5.4
118 Nicaragua	2.5	5.1	7.2	2.8	2.4	48.9	56.1	62.6	42.6	35.2	3.0	3.7	6.8	4.3
119 São Tomé and Príncipe	0.1	0.1	0.2	2.1	1.7	27.0	47.0	56.4	-	-	-	-	-	-
120 Guatemala	6.0	11.4	16.2	2.6	2.4	36.7	39.7	46.2	43.6	37.2	3.5	3.8	6.4	4.9
121 Solomon Islands	0.2	0.4	0.7	3.4	3.2	9.1	19.7	28.6	44.0	41.6	2.6	2.9	7.2	5.6
122 Namibia	0.9	1.8	2.3	2.7	1.8	20.6	30.9	35.4	43.7	39.0	3.8	3.9	5.5	5.3
123 Morocco	17.3	29.9	37.7	2.2	1.5	37.8	55.5	64.4	34.7	28.1	4.1	4.9	6.9	3.4
124 India	620.7	1,008.9	1,230.5	1.9	1.3	21.3	27.7	32.2	33.5	26.9	5.0	6.4	5.4	3.3
125 Swaziland	0.5	0.9	1.0	2.6	0.7	14.0	26.4	32.7	41.6	38.7	3.5	4.3	6.5	4.0
126 Botswana	0.8	1.5	1.7	2.8	0.6	12.8	49.0	56.0	42.1	36.8	2.8	3.9	6.6	4.4
127 Myanmar	30.2	47.7	55.3	1.8	1.0	23.9	27.7	36.7	33.1	25.3	4.6	6.0	5.8	3.3
128 Zimbabwe	6.1	12.6	16.4	2.9	1.7	19.6	35.3	45.9	45.2	39.9	3.2	3.1	7.4	5.0
129 Ghana	9.9	19.3	26.4	2.7	2.1	30.1	35.1	42.4	40.9	36.0	3.2	4.0	6.9	4.6
130 Cambodia	7.1	13.1	18.6	2.5	2.3	10.3	16.9	26.1	43.9	38.6	2.8	3.4	5.5	5.2
131 Vanuatu	0.1	0.2	0.3	2.7	2.4	15.7	21.7	28.6	42.0	36.2	3.2	3.7	6.1	4.6
132 Lesotho	1.2	2.0	2.1	2.0	0.3	10.8	28.0	38.9	39.3	36.6	4.2	5.6	5.7	4.8
133 Papua New Guinea	2.6	4.8	6.6	2.5	2.2	11.9	17.4	22.3	40.1	36.0	2.4	2.9	6.1	4.6
134 Kenya	13.6	30.7	40.0	3.3	1.8	11.9	33.4	47.2	43.5	38.3	2.8	3.0	8.1	4.6
135 Cameroon	7.5	14.9	20.2	2.7	2.0	26.9	48.9	58.9	43.1	39.5	3.7	3.8	6.3	5.1
136 Congo	1.4	3.0	4.7	2.9	3.0	35.0	65.4	72.6	46.3	46.9	3.3	3.1	6.3	6.3
137 Comoros	0.3	0.7	1.1	3.2	2.9	21.2	33.2	42.6	43.0	39.8	2.6	3.0	7.0	5.4
人間開発低位国														
138 Pakistan	70.3	141.3	204.3	2.8	2.5	26.4	33.1	39.5	41.8	38.4	3.7	4.8	6.3	5.5
139 Sudan	16.7	31.1	42.4	2.5	2.1	18.9	36.1	48.7	40.1	35.4	3.4	4.3	6.7	4.9
140 Bhutan	1.2	2.1	3.1	2.3	2.6	3.4	7.1	11.6	42.7	38.8	4.2	4.5	5.9	5.5
141 Togo	2.3	4.5	6.6	2.8	2.5	16.3	33.4	42.7	44.3	41.2	3.1	3.3	7.1	5.8
142 Nepal	13.1	23.0	32.1	2.2	2.2	5.0	11.8	17.9	41.0	37.2	3.7	4.2	5.8	4.8
143 Lao People's Dem. Rep.	3.0	5.3	7.3	2.2	2.2	11.1	19.3	27.1	42.7	37.3	3.5	3.7	6.2	5.3
144 Yemen	7.0	18.3	33.1	3.9	3.9	16.5	24.7	31.2	50.1	48.9	2.3	2.0	7.6	7.6
145 Bangladesh	75.6	137.4	183.2	2.4	1.9	9.9	25.0	34.4	33.7	32.9	3.1	3.7	6.4	3.8
146 Haiti	4.9	8.1	10.2	2.0	1.5	21.7	35.7	45.6	40.6	35.1	3.7	4.1	5.3	4.4
147 Madagascar	7.9	16.0	24.1	2.8	2.7	16.3	29.5	39.4	44.7	41.9	3.0	3.1	6.6	6.1
148 Nigeria	54.9	113.9	165.1	2.9	2.5	23.4	44.1	55.5	45.1	41.4	3.0	3.3	6.9	5.9
149 Djibouti	0.2	0.6	0.7	4.4	0.7	68.9	84.0	86.9	43.2	41.5	3.2	5.2	6.7	6.1
150 Uganda	10.8	23.3	38.7	3.1	3.4	8.3	14.2	20.7	49.2	49.3	2.5	2.2	7.1	7.1

5 人口動態

HD順位	総人口 (百万人)			年平均 人口 増加率 (%)		都市人口 (全体に占める%)*			15歳未満 の人口 (全体に占める%)		65歳以上 の人口 (全体に占める%)		合計 特殊 出生率 (女性1人当たり)	
	1975	2000	2015 <sup>F</sup>	1975-2000	2000-15	1975	2000	2015 <sup>F</sup>	2000	2015 <sup>F</sup>	2000	2015 <sup>F</sup>	1970-75	1985-2000 <sup>F</sup>
151 Tanzania, U. Rep. of	16.2	35.1	49.3	3.1	2.3	10.1	32.3	46.2	45.0	40.4	2.4	3.0	6.8	5.5
152 Mauritania	1.4	2.7	4.1	2.7	2.9	20.2	57.7	73.8	44.1	43.5	3.2	3.0	6.5	6.0
153 Zambia	5.0	10.4	14.8	2.9	2.3	34.8	39.6	45.1	46.5	44.2	2.9	2.9	7.8	6.0
154 Senegal	4.8	9.4	13.5	2.7	2.4	34.7	47.4	57.4	44.3	40.1	2.5	2.7	7.0	5.6
155 Congo, Dem. Rep. of the	23.1	50.9	84.0	3.2	3.3	29.5	30.3	39.3	48.8	48.0	2.9	2.8	6.3	6.7
156 Côte d'Ivoire	6.8	16.0	21.5	3.5	2.0	32.1	43.6	52.9	42.1	39.4	3.1	3.8	7.4	5.1
157 Eritrea	2.1	3.7	5.7	2.2	3.0	12.7	18.7	26.2	43.9	40.4	2.9	3.5	6.5	5.7
158 Benin	3.0	6.3	9.4	2.9	2.7	21.9	42.3	53.0	46.4	42.8	2.7	2.8	7.1	6.1
159 Guinea	4.1	8.2	11.3	2.8	2.2	16.3	27.5	35.5	44.1	41.6	2.8	3.0	7.0	6.3
160 Gambia	0.5	1.3	1.8	3.5	2.1	17.8	30.7	40.5	40.3	36.7	3.1	4.0	6.5	5.2
161 Angola	6.2	13.1	20.8	3.0	3.1	17.8	34.2	44.1	48.2	48.5	2.8	2.6	6.6	7.2
162 Rwanda	4.4	7.6	10.5	2.2	2.1	4.0	6.2	8.9	44.3	42.8	1.6	2.8	8.3	6.2
163 Malawi	5.2	11.3	15.7	3.1	2.7	7.7	14.7	21.3	46.3	44.2	2.9	3.2	7.4	6.8
164 Mali	6.2	11.4	17.7	2.4	2.9	16.2	30.2	40.7	46.1	46.3	4.0	3.8	7.1	7.0
165 Central African Republic	2.1	3.7	4.9	2.4	1.8	33.7	41.2	47.7	43.0	40.5	4.0	4.0	5.7	5.3
166 Chad	4.1	7.9	12.4	2.6	3.0	15.6	23.8	30.9	46.5	46.4	3.1	2.8	6.7	6.6
167 Guinea-Bissau	0.6	1.2	1.7	2.5	2.4	16.0	31.5	43.0	43.5	43.6	3.6	3.3	6.0	6.0
168 Ethiopia	32.8	62.9	89.8	2.6	2.4	9.5	15.5	22.0	45.2	44.4	3.0	3.2	6.8	6.8
169 Burkina Faso	6.2	11.5	18.5	2.5	3.2	6.3	16.5	23.1	46.7	47.7	3.2	2.6	7.8	6.9
170 Mozambique	10.3	18.3	25.5	2.3	1.7	8.7	32.1	48.2	43.9	41.8	3.2	3.4	6.6	6.3
171 Burundi	3.7	6.4	9.8	2.2	2.9	3.2	9.0	14.5	17.6	45.0	2.9	2.4	6.8	6.8
172 Niger	4.8	10.8	18.5	3.2	3.6	10.6	20.6	29.1	49.9	49.7	2.0	1.9	8.1	8.0
173 Sierra Leone	2.9	4.4	7.1	1.6	3.2	21.4	36.6	46.7	44.2	45.0	2.9	2.9	6.5	6.5
開発途上国														
後発開発途上国														
アラブ諸国														
東アジア・太平洋諸国														
ラテンアメリカ・カリブ諸国														
南アジア														
サハラ以南アフリカ														
中・東欧・CIS諸国														
OECD諸国														
高所得OECD諸国														
人間開発高位国														
人間開発中位国														
人間開発低位国														
高所得国														
中所得国														
低所得国														
全世界														

- a. データは国ごとの都市あるいは首都国の定義にもとづいているため、国と国との比較には注意が必要である。
- b. データは中間変量予測値(medium-variant projections)である。
- c. データはここに記載の期間の推計値である。
- d. 人口推計値には台湾も含まれる。
- e. データはUN(2001)による総人口。本表記載の173カ国の総人口は、推定で1975年には39億9800万人、2000年には49億5100万人であったが、2015年には70億6100万人になると推定される。

出典：第1-3列、13、14列：UN 2001；第4列：第1、2列のデータをもとに算出；第5列：第2、3列のデータをもとに算出；第6-8列：UN 2002d；第9、10列：UN(2001)の15歳未満の人口と総人口に関するデータにもとづき算出；第11、12列：UN(2001)の65歳以上の人口と総人口に関するデータにもとづき算出



6 保健医療の状況：利用、サービス、資金

健康で長生きするために

HDI順位	改善された基礎医薬品			1歳児完全予防接種率		経口補液療法		避妊		専門家の介護による		保健医療支出		
	適切な衛生施設を利用できる人口 (%)	水源を利用できる人口 (%)	薬を手に入れることができる人口 (%) <sup>a</sup>	結核 (%)	はしか (%)	利用率 (%)	普及率 (%) <sup>b</sup>	比率 (%)	医師 (10万人当たり)	公的 (対GDP比%)	民間 (対GDP比%)	1人当たり (PPP US\$)	1998	
	2000	2000	1999	1999	1999	1994-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1990-99 <sup>d</sup>	1998	1998	1998		
人間開発上位国														
1	Norway	100	100	95-100	98	93	--	--	--	413	7.0 <sup>e</sup>	2.2 <sup>e</sup>	3,182 <sup>e</sup>	
2	Sweden	100	100	95-100	13	96	--	--	--	311	6.6	1.3	2,145	
3	Canada	100	100	95-100	--	96	--	75	98	229	6.6 <sup>e</sup>	2.7 <sup>e</sup>	1,935 <sup>e</sup>	
4	Belgium	--	--	95-100	--	83	--	--	--	395	6.3 <sup>e</sup>	2.5 <sup>e</sup>	2,137 <sup>e</sup>	
5	Australia	100	100	95-100	--	89	--	--	100	240	6.0	2.6	1,714	
6	United States	100	100	95-100	--	92	--	76	99	279	5.7 <sup>e</sup>	7.1 <sup>e</sup>	4,271 <sup>e</sup>	
7	Iceland	--	--	95-100	--	99	--	--	--	326	7.4 <sup>e</sup>	1.3 <sup>e</sup>	2,701 <sup>e</sup>	
8	Netherlands	100	100	95-100	--	96	--	--	100	251	6.0 <sup>e</sup>	2.8 <sup>e</sup>	2,173 <sup>e</sup>	
9	Japan	--	--	95-100	--	94	--	--	100	193	5.7	1.6	2,243	
10	Finland	100	100	95-100	99	96	--	--	--	299	5.2 <sup>e</sup>	1.7 <sup>e</sup>	1,704 <sup>e</sup>	
11	Switzerland	100	100	95-100	--	81	--	82 <sup>e</sup>	--	323	7.6	2.8	3,857	
12	France	--	--	95-100	84	84	--	--	--	303	7.3 <sup>e</sup>	2.0 <sup>e</sup>	2,288 <sup>e</sup>	
13	United Kingdom	100	100	95-100	--	91	--	--	99	164	5.8 <sup>e</sup>	1.2 <sup>e</sup>	1,675 <sup>e</sup>	
14	Denmark	--	--	95-100	--	92	--	--	--	290	6.9 <sup>e</sup>	1.5 <sup>e</sup>	2,785 <sup>e</sup>	
15	Austria	100	100	95-100	--	98	--	51	--	302	5.9 <sup>e</sup>	2.3 <sup>e</sup>	2,121 <sup>e</sup>	
16	Luxembourg	--	--	95-100	59	91	--	--	--	272	5.7 <sup>e</sup>	0.4 <sup>e</sup>	2,731 <sup>e</sup>	
17	Germany	--	--	95-100	--	75	--	--	--	350	7.9 <sup>e</sup>	2.6 <sup>e</sup>	2,697 <sup>e</sup>	
18	Ireland	--	--	95-100	90	77	--	--	--	219	5.2	1.6 <sup>e</sup>	1,569	
19	New Zealand	--	--	95-100	--	83	--	75	100 <sup>e</sup>	218	6.3 <sup>e</sup>	1.8 <sup>e</sup>	1,163 <sup>e</sup>	
20	Italy	--	--	95-100	81	78	--	60	--	554	5.6 <sup>e</sup>	2.6 <sup>e</sup>	1,676 <sup>e</sup>	
21	Spain	--	--	95-100	--	93	--	81	--	424	5.4	1.6	1,043	
22	Israel	--	--	95-100	--	94	--	--	--	385	6.0	3.6	1,607	
23	Hong Kong, China (SAR)	--	--	--	--	--	--	--	100	--	--	--		
24	Greece	--	--	95-100	88	88	--	--	--	392	4.7	3.6	965	
25	Singapore	100	100	95-100	98	93	--	--	100 <sup>e</sup>	163	1.1	2.1	678	
26	Cyprus	100	100	95-100	--	--	--	--	--	255	--	--	--	
27	Korea, Rep. of	63	92	95-100	75	85	--	80	100 <sup>e</sup>	136	2.4 <sup>e</sup>	3.0 <sup>e</sup>	470 <sup>e</sup>	
28	Portugal	--	--	95-100	88	96	--	--	100	312	5.1	2.5	859	
29	Slovenia	--	100	95-100	96	98	--	--	--	228	6.7	0.9	746	
30	Malta	100	100	95-100	91	60	--	--	--	261	--	--	--	
31	Barbados	100	100	95-100	--	86	--	--	91	125	4.5	2.2	601	
32	Brunei Darussalam	--	--	95-100	98	94	--	--	99 <sup>e</sup>	85	--	--	--	
33	Czech Republic	--	--	80-94	98	95	--	--	--	303	6.0 <sup>e</sup>	0.6 <sup>e</sup>	380 <sup>e</sup>	
34	Argentina	85	79	58-79	99	99	--	--	98	268	2.4 <sup>e</sup>	6.1 <sup>e</sup>	654 <sup>e</sup>	
35	Hungary	99	99	95-100	99	99	--	--	--	357	5.2	1.6	318	
36	Slovakia	100	100	95-100	96	99	--	--	--	353	5.7	1.5	285	
37	Poland	--	--	80-94	96	97	--	--	--	236	4.7 <sup>e</sup>	1.5 <sup>e</sup>	248 <sup>e</sup>	
38	Chile	97	94	80-94	94	96	--	--	100	110	2.7	3.1	289	
39	Bahrain	--	--	95-100	--	94	--	62	98	100	2.6	1.6	358	
40	Uruguay	95	98	50-79	99	93	--	--	99	370	1.9	7.3	621	
41	Bahamas	93	96	80-94	--	86	--	--	--	152	2.5	1.8	612	
42	Estonia	--	--	95-100	99	92	--	--	--	297	5.1 <sup>e</sup>	1.3 <sup>e</sup>	243 <sup>e</sup>	
43	Costa Rica	96	98	95-100	89	88	--	--	98	141	5.2	1.5	257	
44	Saint Kitts and Nevis	96	98	50-79	99	99	--	--	100	117	3.1	2.7	408	
45	Kuwait	--	--	95-100	--	96	--	50	98	189	--	--	--	
46	United Arab Emirates	--	--	95-100	98	95	--	28	99	181	0.8	7.6	1,428	
47	Seychelles	--	--	80-94	99	95	--	--	--	132	4.8	--	--	
48	Croatia	--	--	95-100	96	92	--	--	--	229	9.5 <sup>e</sup>	2.0 <sup>e</sup>	--	
49	Lithuania	--	--	80-94	99	97	--	58 <sup>e</sup>	--	395	4.7 <sup>e</sup>	1.5	183	
50	Trinidad and Tobago	88	86	50-79	--	91	--	--	99	79	2.5	1.8	204	

6 保健医療の状況：利用、サービス、資金

健康で長生きするために

HDI順位	改善された基礎医薬品			1歳児完全予防接種率		経口補液療法		避妊		専門家の介護による		保健医療支出		
	適切な衛生施設を利用できる人口 (%)	水源を利用できる人口 (%)	薬を手に入れることができる人口 (%) <sup>a</sup>	結核 (%)	はしか (%)	利用率 (%)	普及率 (%) <sup>b</sup>	比率 (%)	医師 (10万人当たり)	公的 (対GDP比%)	民間 (対GDP比%)	1人当たり (PPP US\$)	1998	
	2000	2000	1999	1999	1999	1994-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1990-99 <sup>d</sup>	1998	1998	1998		
人間開発上位国														
51	Qatar	--	--	95-100	99	87	--	43	--	126	--	--	--	
52	Antigua and Barbuda	96	91	50-79	--	99	--	--	--	114	0.4	1.6	179	
53	Latvia	--	--	80-94	99	97	--	48	100	282	4.0 <sup>e</sup>	2.6	196	
人間開発中位国														
54	Mexico	73	85	80-94	99	95	--	66	86	186	2.6	2.8	236	
55	Cuba	95	95	55-100	99	96	--	--	100	530	--	--	--	
56	Belarus	--	100	50-79	99	98	--	50	--	443	4.6	1.0	85	
57	Panama	94	87	80-94	99	90	7	--	90	167	4.9	2.3	246	
58	Belize	42	75	80-94	96	82	--	--	--	35	2.3	0.5	82	
59	Malaysia	--	--	50-79	99	80	--	--	96	66	1.4	1.0	81	
60	Russian Federation	--	99	50-79	96	37	--	--	--	421	--	1.2	--	
61	Dominica	--	97	80-94	99	99	--	--	100	49	3.8	2.2	208	
62	Bulgaria	100	100	80-94	98	96	--	86	--	345	3.9 <sup>e</sup>	0.2 <sup>e</sup>	62 <sup>e</sup>	
63	Romania	53	58	80-94	99	98	--	64	98	184	3.8 <sup>e</sup>	1.5	86	
64	Libyan Arab Jamahiriya	97	72	95-100	97	92	--	40	94	128	--	--	--	
65	Macedonia, FYR	--	--	50-79	97	98	--	--	--	204	5.3	1.0	90 <sup>e</sup>	
66	Saint Lucia	--	98	50-79	99	95	--	--	100	47	2.4	1.2	151	
67	Mauritius	99	100	95-100	86	79	--	--	--	85	1.8	1.6	120	
68	Colombia	85	91	80-94	93	75	--	77	86	115	5.2	4.2	227	
69	Venezuela	74	84	80-94	97	82	--	--	95	235	2.6	1.6	171	
70	Thailand	96	80	95-100	98	96	--	72	85	24	1.9	4.1	112	
71	Saudi Arabia	100	95	95-100	99	94	--	32	91	165	--	--	--	
72	Fiji	43	47	95-100	95	75	--	--	100 <sup>e</sup>	43	2.9	1.4	86	
73	Brazil	77	87	0-49	93	99	18	77	88	127	2.9 <sup>e</sup>	3.6	308	
74	Suriname	83	95	95-100	--	85	24	--	84	25	--	--	--	
75	Lebanon	59	108	80-94	--	88	30	61	88	213	2.2	9.7	469	
76	Armenia	--	--	0-49	93	91	30	60	97	315	4.0 <sup>e</sup>	4.2	--	
77	Philippines	83	87	50-79	87	79	28	46	56	123	1.6 <sup>e</sup>	2.1 <sup>e</sup>	37 <sup>e</sup>	
78	Oman	52	39	80-94	98	99	88	74	91	133	2.9	0.6	--	
79	Kazakhstan	59	9	50-79	99	99	20	66	99	353	2.7 <sup>e</sup>	2.9 <sup>e</sup>	62 <sup>e</sup>	
80	Ukraine	--	--	50-79	99	99	--	68	99	299	2.9 <sup>e</sup>	1.5 <sup>e</sup>	38 <sup>e</sup>	
81	Georgia	--	--	0-49	94	80	33	40	96	436	0.8 <sup>e</sup>	2.0 <sup>e</sup>	16 <sup>e</sup>	
82	Peru	76	77	50-79	97	93	29	64	56	93	2.4	3.8	141	
83	Grenada	57	94	95-100	--	94	--	--	--	50	2.9	2.5	153	
84	Maldives	56	100	50-79	98	86	--	--	--	40	3.7	4.0	150	
85	Turkey	51	83	95-100	89	80	15	64	81	121	3.3 <sup>e</sup>	1.4	153	
86	Jamaica	84	71	95-100	88	96	--	66	95	140	3.0	2.5	157	
87	Turkmenistan	--	--	50-79	99	97	31	62	97	300	4.1	1.1	30	
88	Azerbaijan	--	--	50-79	99	99	27	--	88	300	1.0 <sup>e</sup>	0.6	--	
89	Sri Lanka	83	83	95-100	97	95	--	--	--	36				



6 保健医療の状況：利用、サービス、資金

HDI順位	改善された基礎医薬品			1歳児完全予防接種率		経口補液療法		専門家の介入による		保健医療支出		
	適切な衛生施設を利用できる人口 (%)	水源を利用できる人口 (%)	薬を入手できる人口 (%)	総括 (%)	はしか (%)	利用率 (%)	普及率 (%)	出生率 (%)	医師 (10万人当たり)	公的 (対GDP比%)	民間 (対GDP比%)	1人当たり (PPP US\$)
	2000	2000	1999	1999	1999	1994-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>a</sup>	1990-99 <sup>c</sup>	1998	1998	1998
101 Samoa (Western)	99	99	95-100	--	--	--	--	100 <sup>d</sup>	34	4.8 <sup>e</sup>	1.3 <sup>f</sup>	89 <sup>g</sup>
102 Kyrgyzstan	100	77	50-79	98	97	13	60	98	30 <sup>1</sup>	2.2 <sup>e</sup>	2.2 <sup>f</sup>	11 <sup>g</sup>
103 Guyana	87	94	0-49	91	87	--	--	95	18	4.5	0.8	51
104 El Salvador	83	74	80-94	99	99	--	60	51	107	2.6	4.6	143
105 Moldova, Rep. of	--	100	50-79	99	99	19	74	99	350	2.5 <sup>e</sup>	2.1	25
106 Algeria	73	94	95-100	97	83	14	57	92	85	2.6	1.0	--
107 South Africa	86	86	80-94	97	82	--	56	84	56	3.3	3.8	230
108 Syrian Arab Republic	90	80	80-94	95	97	--	--	--	144	0.9	1.6	116
109 Viet Nam	73	56	80-94	95	93	20	75	70	48	0.8	4.9	17
110 Indonesia	66	76	80-94	85	71	28	57	56	16	0.8 <sup>e</sup>	0.9	8
111 Equatorial Guinea	53	43	0-49	48	24	--	--	--	25	--	--	--
112 Tajikistan	--	--	0-49	38	79	20	--	77	201	5.2	3.9	13
113 Mongolia	30	60	50-79	97	93	32	60	97	243	--	--	--
114 Bolivia	66	75	50-79	96	79	40	48	59	130	4.1	2.4	69
115 Egypt	94	95	80-94	99	95	--	56	61	202	--	--	--
116 Honduras	77	90	0-49	93	98	--	50	54	83	3.5	4.7	74
117 Gabon	21	70	0-49	89	55	--	33	86	--	2.1	1.0	122
118 Nicaragua	84	79	0-49	99	99	18	60	65	86	8.5	4.0	54
119 São Tomé and Príncipe	--	--	0-49	--	--	25	--	--	47	--	--	--
120 Guatemala	85	92	50-79	91	83	15	38	41	93	2.1	2.1	78
121 Solomon Islands	34	71	80-94	--	--	--	--	85 <sup>d</sup>	14	--	--	--
122 Namibia	41	77	80-94	80	66	--	--	76	30	3.3 <sup>e</sup>	3.3	142
123 Morocco	75	82	50-79	93	90	--	50	40	46	1.2	3.2	--
124 India	31	88	0-49	58	50	--	48	42	48	--	4.2	--
125 Swaziland	--	--	95-100	97	82	7	--	--	15	2.5	1.0	45
126 Botswana	--	--	80-94	97	86	--	--	98	24	2.5	1.5	127
127 Myanmar	46	68	50-79	88	85	24	33	--	30	0.1	1.6	97
128 Zimbabwe	68	85	50-79	88	79	50	54	72	14	3.0 <sup>e</sup>	4.0 <sup>f</sup>	36 <sup>g</sup>
129 Ghana	63	64	0-49	88	73	22	77	44	6	1.7 <sup>e</sup>	2.9	19
130 Cambodia	18	30	0-49	71	55	--	24	34	30	0.6	6.3	17
131 Vanuatu	100	88	--	--	--	--	--	89 <sup>d</sup>	12	--	--	--
132 Lesotho	92	91	80-94	95	77	--	--	60	5	--	--	--
133 Papua New Guinea	82	42	80-94	70	58	--	26	53	7	2.5	0.7	25
134 Kenya	86	49	0-49	96	79	30	39	44	13	2.4	5.5	31
135 Cameroon	92	62	50-79	77	62	23	19	56	7	1.0	--	--
136 Congo	--	51	50-79	39	23	19	--	--	25	2.0	3.8	40
137 Comoros	98	96	80-94	--	--	22	21	62	7	--	--	--
人間開発低位国												
138 Pakistan	61	88	50-79	78	54	19	24	20	57	0.7 <sup>e</sup>	3.1	18
139 Sudan	62	75	0-49	65	53	--	--	9	--	--	--	--
140 Bhutan	69	62	80-94	90	76	--	--	16	3.2	3.6	36	
141 Togo	34	54	50-79	76	43	23	24	50	8	1.3	1.3	9
142 Nepal	27	81	0-49	86	74	11	28	12	4	1.3	4.2	11
143 Lao People's Dem. Rep.	46	90	50-79	83	71	20	--	21	24	1.2	1.3	6
144 Yemen	45	69	50-79	78	74	--	21	22	23	--	--	--
145 Bangladesh	53	97	50-79	91	71	--	54	12	20	1.7	1.9	12
146 Haiti	28	46	0-49	71	54	--	28	24	3	1.4	2.8	21
147 Madagascar	12	47	50-79	72	55	15	19	47	11	1.1	1.0	5
148 Nigeria	63	57	0-49	54	41	24	15	42	18	0.8	2.0	30
149 Djibouti	91	100	80-94	26	21	--	--	--	14	5.4	1.6	--
150 Uganda	75	50	50-79	83	53	--	15	38	--	1.9	4.1	18

6 保健医療の状況：利用、サービス、資金

HDI順位	改善された基礎医薬品			1歳児完全予防接種率		経口補液療法		専門家の介入による		保健医療支出		
	適切な衛生施設を利用できる人口 (%)	水源を利用できる人口 (%)	薬を入手できる人口 (%)	総括 (%)	はしか (%)	利用率 (%)	普及率 (%)	出生率 (%)	医師 (10万人当たり)	公的 (対GDP比%)	民間 (対GDP比%)	1人当たり (PPP US\$)
	2000	2000	1999	1999	1999	1994-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>b</sup>	1995-2000 <sup>a</sup>	1990-99 <sup>c</sup>	1998	1998	1998
151 Tanzania, U. Rep. of	90	54	50-79	87	72	21	24	36	4	1.3	1.8	5
152 Mauritania	33	37	50-79	75	62	--	--	--	14	1.4	3.4	19
153 Zambia	78	64	50-79	94	90	36	25	40	7	3.6	3.4	23
154 Senegal	70	78	50-79	90	60	--	13	50	8	2.6	1.9	23
155 Congo, Dem. Rep. of the	20	45	--	30	15	--	--	70	7	--	--	--
156 Côte d'Ivoire	--	77	80-94	84	62	25	15	47	5	1.2	2.5	23
157 Eritrea	15	46	50-79	98	88	--	5	21	3	--	--	--
158 Benin	23	63	50-79	90	79	18	16	60	6	1.6	1.6	12
159 Guinea	58	48	80-94	72	52	21	6	35	11	2.3	1.5	19
160 Gambia	37	62	80-94	96	88	26	--	51	4	2.3 <sup>e</sup>	1.9	13
161 Angola	44	38	0-49	52	46	--	--	22	8	--	--	--
162 Rwanda	8	41	0-49	94	87	--	13	31	--	2.0	2.1	10
163 Malawi	77	57	0-49	84	83	--	31	56	--	2.8	3.5	11
164 Mali	69	65	50-79	84	57	22	7	24	5	2.1	2.2	11
165 Central African Republic	31	60	50-79	62	39	39	15 <sup>f</sup>	44	4	2.0	1.0	9
166 Chad	29	27	0-49	45	30	36	4	16	3	2.3	0.6	7
167 Guinea-Bissau	47	49	0-49	74	70	13	--	35	17	--	--	--
168 Ethiopia	15	24	50-79	46	27	--	8	10	--	1.2 <sup>e</sup>	2.4	4
169 Burkina Faso	29	--	50-79	76	53	37	12	31	3	1.5 <sup>e</sup>	2.8	9
170 Mozambique	43	60	50-79	84	57	27	6	44	--	2.8	0.7	8
171 Burundi	--	--	0-49	84	75	--	--	25	--	0.6	3.0	5
172 Niger	20	59	50-79	47	36	38	8	16	4	1.2	1.4	5
173 Sierra Leone	28	28	0-49	73	62	28	--	42	7	0.9	4.4	8
開発途上国	52	78	--	80	69	--	--	--	--	--	--	--
後発開発途上国	45	63	--	72	56	--	--	--	--	--	--	--
アラブ諸国	81	86	--	89	84	--	--	--	--	--	--	--
東アジア・太平洋諸国	48	75	--	90	86	--	--	--	--	--	--	--
ラテンアメリカ・カリブ諸国	78	85	--	95	92	--	--	--	--	--	--	--
南アジア	39	89	--	74	56	--	--	--	--	--	--	--
サハラ以南アフリカ	55	54	--	67	51	--	--	--	--	--	--	--
中・東欧・CIS諸国	--	--	--	97	96	--	--	--	--	--	--	--
OECD諸国	--	--	--	--	89	--	--	--	--	--	--	--
高所得OECD諸国	--	--	--	--	89	--	--	--	--	--	--	--
人間開発高位国	--	--	--	--	90	--	--	--	--	--	--	--
人間開発中位国	52	81	--	85	76	--	--	--	--	--	--	--
人間開発低位国	50	67	--	70	52	--	--	--	--	--	--	--
高所得国	--	--	--	--	89	--	--	--	--	--	--	--
中所得国	59	81	--	93	51	--	--	--	--	--	--	--
低所得国	45	77	--	72	56	--	--	--	--	--	--	--
全世界	56	81	--	81	72	--	--	--	--	--	--	--

- a. 基礎医薬品の入手についてのデータは、WHOの国別・地域別事務所と地域アドバイザー、および1998-99年に実施された世界薬品状況調査 (World Drug Situation Survey) で得られた統計推定値にもとづく。これらの推定値は、WHO基礎医薬品政策局がこれまで最も信頼のおける情報であり、現在WHO加盟国による承認が行われている。基礎医薬品政策局では入手状況を非常に低アクセス (0-49%)、低アクセス (50-79%)、中程度アクセス (80-94%)、高度アクセス (95-100%) の4グループに分類している。得られるデータより推定値のほうが高レベルの精度を示すこともあるため、ここで使われている推定値を使った分類は、WHOでのデータ分析でよく用いられる。
- b. データは記載の期間内で入手可能な最新のもの。
- c. 15-49歳の既婚女性のデータ。ただし年齢の範囲は国によって異なることがある。
- d. 医療「専門家」の定義は国によって異なる。ここに記載の期間内で入手可能な最新年のデータまたはこの期間近辺の平均値。
- e. 1999年のデータ。
- f. 1994-95年の調査期間のデータ。
- g. 暫定推定値で、見直される可能性がある。

出典：第1、2列：WHO, UNICEF and WSSCC 2000；第3列：WHO 2001a；第4-6列：UNICEF 2002b；第7列：UN 2002c；第8列：WHO 2002a；第9列：WHO 2002d；第10-12列：World Bank 2002b



7 世界規模の保健問題：危機と課題

健康で長生きするために

HDI順位	栄養不良の人々 (全人口に占める%)	年齢のわりに低体重の子どもの割合 (%:5歳未満)	年齢のわりに低身長の子どもの割合 (%:5歳未満)	出生時低体重児の割合 (%)	HIV/エイズの感染者			マラリア患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	結核患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	成人喫煙量 (年平均)	
					成人						
					(%:15-49歳)	女性 (%:15-49歳)	子ども (0-14歳)				
1	Norway	--	--	--	5	0.08	400	<100	--	5	763
2	Sweden	--	--	--	4	0.08	480	<100	--	5	1,060
3	Canada	--	--	--	6	0.31	14,800	<500	--	7 <sup>b</sup>	1,980
4	Belgium	--	--	--	8	3.16	2,300	330	--	11	1,910 <sup>a</sup>
5	Australia	--	--	--	7	0.07	800	140	--	6	1,906
6	United States	--	7 <sup>b</sup>	2 <sup>b</sup>	8	2.61	180,000	10,000	--	6	2,193
7	Iceland	--	--	--	4	2.15	<100	<100	--	4	2,035
8	Netherlands	--	--	--	--	0.21	3,300	160	--	9	2,377
9	Japan	--	--	--	7 <sup>b</sup>	<2.10	6,600	110	--	32	3,076
10	Finland	--	--	--	6	<2.10	330	<100	--	11	1,222
11	Switzerland	--	--	--	6	0.50	6,000	300	--	10	2,871
12	France	--	--	--	6	0.33	27,000	1,000	--	10	1,772
13	United Kingdom	--	--	--	8	0.10	7,400	530	--	11	1,790
14	Denmark	--	--	--	6	2.15	770	<100	--	11	1,963
15	Austria	--	--	--	7	0.24	2,300	<100	--	13	1,709
16	Luxembourg	--	--	--	4	0.16	--	--	--	9	--
17	Germany	--	--	--	7	0.10	8,100	530	--	12	1,803
18	Ireland	--	--	--	4 <sup>b</sup>	0.11	660	190	--	12	2,246
19	New Zealand	--	--	--	6	0.06	180	<100	--	12	1,235
20	Italy	--	--	--	6	0.37	33,000	730	--	8	1,960
21	Spain	--	--	--	6	0.50	26,000	1,300	--	21	2,572
22	Israel	--	--	--	8	0.10	--	--	--	8	2,223
23	Hong Kong, China (SAR)	--	--	--	--	0.08	660	<100	--	113	952
24	Greece	--	--	--	7	0.17	1,800	<100	--	9	3,571
25	Singapore	--	14 <sup>b</sup>	11 <sup>b</sup>	8	0.20	860	<100	--	47	1,156
26	Cyprus	--	--	--	--	0.25	150	--	--	5	--
27	Korea, Rep. of	--	--	--	--	<0.10	960	<100	9	52	2,778
28	Portugal	--	--	--	7	0.52	5,100	350	--	47	2,071
29	Slovenia	--	--	--	6	<0.10	<100	<100	--	21	2,944
30	Malta	--	--	--	7	0.13	--	--	--	6	--
31	Barbados	--	5 <sup>b</sup>	7 <sup>b</sup>	10	1.20	--	--	--	1	512
32	Brunei Darussalam	--	--	--	--	--	--	--	--	52 <sup>b</sup>	--
33	Czech Republic	--	7 <sup>b</sup>	2 <sup>b</sup>	6	<0.10	<100	<100	--	16	2,498
34	Argentina	--	--	--	7	0.69	30,000	3,000	1	31	1,524
35	Hungary	--	2 <sup>b</sup>	3 <sup>b</sup>	9	0.06	300	<100	--	35	2,742
36	Slovakia	--	--	--	7	<0.10	<100	--	--	20	2,166
37	Poland	--	--	--	6	0.10 <sup>b</sup>	--	--	--	31	2,631
38	Chile	4	1	2	5	0.30	4,300	<500	--	23	1,185
39	Bahrain	--	9	10	10	0.26	150	--	--	33	1,785
40	Uruguay	3	5	8	--	0.30	1,400	100	--	19	1,562
41	Bahamas	--	--	--	--	3.50	2,700	<100	--	25	370
42	Estonia	4	--	--	5	1.00	1,500	--	--	52	2,009
43	Costa Rica	5	5	6	6	0.55	2,800	320	38	22	--
44	Saint Kitts and Nevis	--	--	--	13 <sup>b</sup>	--	--	--	--	8	--
45	Kuwait	4	10	24	7	--	--	--	--	31 <sup>b</sup>	3,080
46	United Arab Emirates	--	14	17	--	--	--	--	--	33	--
47	Seychelles	--	8 <sup>b</sup>	5 <sup>b</sup>	10 <sup>b</sup>	--	--	--	--	14	--
48	Croatia	15	1	1	6	<0.10	<100	<100	--	39	2,303
49	Lithuania	3	--	--	4	0.07	260	<100	--	76	--
50	Trinidad and Tobago	13	7 <sup>b</sup>	4 <sup>b</sup>	--	2.50	5,600	300	--	12	2,015

7 世界規模の保健問題：危機と課題

HDI順位	栄養不良の人々 (全人口に占める%)	年齢のわりに低体重の子どもの割合 (%:5歳未満)	年齢のわりに低身長の子どもの割合 (%:5歳未満)	出生時低体重児の割合 (%)	HIV/エイズの感染者			マラリア患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	結核患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	成人喫煙量 (年平均)	
					成人						
					(%:15-49歳)	女性 (%:15-49歳)	子ども (0-14歳)				
51	Qatar	--	6	8	10	--	--	--	44	--	
52	Antigua and Barbuda	--	10 <sup>b</sup>	7 <sup>b</sup>	8	--	--	--	4	--	
53	Latvia	4	--	--	5	0.40	1,000	<100	--	79	--
人間開発中位国											
54	Mexico	5	8	18	9	0.23	32,000	3,600	6 <sup>b</sup>	16	794
55	Cuba	17	4	5	6	<0.10	830	<100	--	10	--
56	Belarus	--	--	--	5	0.27	3,700	--	--	71	2,043
57	Panama	16	7	14	10	1.50	8,700	800	36	51	271
58	Belize	--	6 <sup>b</sup>	--	4	2.00	1,000	180	856 <sup>b</sup>	40 <sup>b</sup>	582
59	Malaysia	--	18	--	9	0.35	11,000	770	57	68	844
60	Russian Federation	6	3	13	7	0.90	180,000	--	1	91	2,081
61	Dominica	--	5 <sup>b</sup>	6 <sup>b</sup>	8 <sup>b</sup>	--	--	--	--	7 <sup>b</sup>	--
62	Bulgaria	11	--	--	9	<0.10 <sup>b</sup>	--	--	--	43	3,458
63	Romania	--	6 <sup>b</sup>	8 <sup>b</sup>	9	<0.10	--	4,000	--	117	1,726
64	Libyan Arab Jamahiriya	--	5	15	7 <sup>b</sup>	0.24	1,100	--	--	2	30
65	Macedonia, FYR	5	6	7	6	<0.10	<100	<100	--	28	--
66	Saint Lucia	--	14 <sup>b</sup>	11 <sup>b</sup>	8 <sup>b</sup>	--	--	--	--	10	--
67	Mauritius	6	16	10	13	0.10	350	<100	1 <sup>b</sup>	15	1,401
68	Colombia	13	7	14	7	0.40	20,000	4,000	250	26	517
69	Venezuela	21	5	14	6	0.50 <sup>b</sup>	--	--	94	28	1,885
70	Thailand	21	19 <sup>b</sup>	16 <sup>b</sup>	7	1.79	220,000	21,000	130	48	1,014
71	Saudi Arabia	--	14	20	3	--	--	--	33	17	--
72	Fiji	--	8 <sup>b</sup>	3 <sup>b</sup>	12 <sup>b</sup>	0.07	<100	--	--	24	1,107
73	Brazil	10	6	11	9	0.65	220,000	13,000	344	47	813
74	Suriname	11	--	--	11	1.20	1,800	190	2,485 <sup>b</sup>	22	2,081
75	Lebanon	--	3	12	6	--	--	--	1	21	--
76	Armenia	35	3	14	9	0.15	480	<100	4	42	925
77	Philippines	24	28	30	18	<0.10	2,500	<100	15	196	1,587
78	Oman	--	24	23	8	0.11	200	--	--	28	10
79	Kazakhstan	11	4	10	6	0.07	1,200	<100	<1	154	1,880
80	Ukraine	5	3	15	6	0.99	76,000	--	--	65	1,405
81	Georgia	18	3	12	6	<0.10	180	--	5	96	--
82	Peru	13	8	26	10	0.35	13,000	1,500	257	160	189
83	Grenada	--	--	--	11 <sup>b</sup>	--	--	--	--	2 <sup>b</sup>	--
84	Maldives	--	43	27	12	0.06	--	--	--	55	--
85	Turkey	--	8	16	15	<0.10 <sup>b</sup>	--	--	17	34	2,068
86	Jamaica	8	4	3	11	1.27	7,200	800	--	4	766
87	Turkmenistan	9	--	--	5	<0.10	<100	--	1	93	--
88	Azerbaijan	37	17	20	10	<0.10	280	--	19	60	600
89	Sri Lanka	23	33	17	17	<0.10	1,400	<100	1,111	38	392
90	Paraguay	13	5	11	9	--	--	--	124	40	--
91	St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	10	--	--	--	--	4 <sup>b</sup>	--
92	Albania	10	14	32	5	--	--	--	--	24	--
93	Ecuador	5	15	27	16	0.30	5,100	660	686	50	272
94	Dominican Republic	25	5	6	13	2.50	61,000	4,700	6	72	800
95	Uzbekistan	4	19	31	6	<0.10	150	<100	1	63	1,234
96	China	9	10	17	6	0.11	220,000	2,000	1	36	1,790
97	Tunisia	--	4	12	5	--	--	--	--	23	1,436
98	Kar, Islamic Rep. of	5	11	15	7	<0.10	5,000	<200	27	18	789
99	Jordan	5	5	8	10	<0.10	150	--	--	6	1,725
100	Cape Verde	--	14 <sup>b</sup>	16 <sup>b</sup>	13	--	--	--	--	50	--



7 世界規模の保健問題：危機と課題

HDI順位	栄養不良の人々 (全人口に占める%)	年齢のわりに低体重の子どもの割合 (%:5歳未満)	年齢のわりに低身長の子どもの割合 (%:5歳未満)	出生時低体重児 (%)	HIV/エイズの感染者			マラリア患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	結核患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	成人1人当たりの喫煙量 (年平均) <sup>a</sup>
					成人					
					(%:15-49歳)	(15-49歳)	子ども (0-14歳)			
101	10	11	25	6	<0.10	<100	--	<1	137	--
102	14	12	10	14	2.70	8,500	880	3,340	37	1,565
104	12	12	23	13	0.60	6,300	830	--	26	524
105	10	3	10	7	0.74	1,700	--	--	62	--
106	6	6	18	7	0.10 <sup>b</sup>	--	--	--	48	930
107	--	--	25 <sup>c</sup>	--	20.10	2,700,000	250,000	143	323	1,088
108	--	13	21	6	--	--	--	<1	35	1,255
109	19	33	36	9	0.30	35,300	2,500	95	113	1,085
110	6	25	--	9	0.10	27,300	1,300	48	33	1,504
111	--	--	--	--	3.38	3,300	400	2,500 <sup>d</sup>	97	--
112	47	--	--	13	<0.10	<100	--	302	42	--
113	42	13	25	6	<0.10	--	--	--	128	--
114	22	13	26	8	0.10	1,200	160	379	121	279
115	4	11	25	10	<0.10	780	--	--	18	1,221
116	21	25	39	6	1.60	27,000	3,000	543	72	912
117	9	--	--	--	--	--	--	2,202 <sup>e</sup>	134	532
118	29	12	25	13	0.20	1,500	210	400	52	--
119	--	15	26	7 <sup>f</sup>	--	--	--	31,634 <sup>g</sup>	67	--
120	22	24	46	12	1.00	27,000	4,800	350	28	442
121	--	21 <sup>h</sup>	27 <sup>i</sup>	--	--	--	--	16,971	67	638
122	33	29 <sup>j</sup>	28 <sup>k</sup>	15 <sup>l</sup>	22.50	110,000	30,000	1,466	469	--
123	6	9 <sup>m</sup>	23 <sup>n</sup>	9 <sup>o</sup>	0.08	2,000	--	<1	107	817
124	23	47	46	26	0.79	1,500,000	170,000	153	123	119
125	12	17 <sup>p</sup>	30 <sup>q</sup>	--	33.44	89,000	14,000	2,913	--	--
126	23	13	23	11	38.80	170,000	28,000	4,780	513	--
127	7	35	37	16	--	--	--	225	44	--
128	39	13	27	10	33.73	1,200,000	240,000	5,422	435	309
129	15	25	26	9	3.00	170,000	34,000	15,348	53	174
130	37	45	46	9	2.70	74,000	12,000	477	176	--
131	--	23 <sup>r</sup>	19 <sup>s</sup>	7 <sup>t</sup>	--	--	--	3,208	63	--
132	25	15	44	--	11.00	180,000	27,000	--	291	--
133	26	35 <sup>u</sup>	--	--	0.65	4,100	500	1,652	278	--
134	46	23	37	9	15.01	1,400,000	220,000	545	194	378
135	25	21	35	10	11.83	500,000	69,000	3,423 <sup>v</sup>	52	--
136	32	14	19	--	7.15	59,000	15,000	5,916	175	422
137	--	25	42	18	--	--	--	1,946	20	--
<b>人間開発低位国</b>										
138	18	38	--	21 <sup>w</sup>	0.11	16,000	2,200	58	14	620
139	21	17	--	--	2.60	230,000	30,000	13,912	80	--
140	--	19	40	15	<0.10	--	--	283	57	--
141	17	25	22	13	6.00	76,000	15,000	8,929 <sup>x</sup>	28	390
142	23	47	54	21	0.49	14,000	1,500	33	117	604
143	28	43	41	--	<0.10	350	<100	755	42	--
144	34	45	52	26	0.12	1,500	--	15,200 <sup>y</sup>	73	797
145	33	48	45	30	<0.10	3,100	310	40	62	232
146	56	28	32	28 <sup>z</sup>	6.10	120,000	12,000	15 <sup>aa</sup>	113	231
147	40	33	49	15	0.29	12,000	1,000	2,363 <sup>ab</sup>	97	308
148	7	27	46	9	5.80	1,700,000	270,000	30	22	180
149	--	18	26	--	--	--	--	753 <sup>ac</sup>	694	--
150	28	25	38	13	5.00	200,000	110,000	46	166	155

7 世界規模の保健問題：危機と課題

HDI順位	栄養不良の人々 (全人口に占める%)	年齢のわりに低体重の子どもの割合 (%:5歳未満)	年齢のわりに低身長の子どもの割合 (%:5歳未満)	出生時低体重児 (%)	HIV/エイズの感染者			マラリア患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	結核患者 (10万人当たり) <sup>a</sup>	成人1人当たりの喫煙量 (年平均) <sup>a</sup>
					成人					
					(%:15-49歳)	(15-49歳)	子ども (0-14歳)			
151	46	29	44	11	7.83	750,000	170,000	1,208 <sup>b</sup>	160	188
152	11	23	44	--	--	--	--	--	140	--
153	47	25	59	11	21.51	980,000	150,000	34,274	--	--
154	24	18	19	12	0.50	14,000	2,900	553	79	374
155	64	34	45	15	4.90	570,000	170,000	2,963 <sup>c</sup>	118	139
156	16	21	27	17	9.55	400,000	84,000	12,162	104	313
157	57	44	38	14	2.80	30,000	4,000	3,440	162	--
158	15	29	25	15	3.61	67,000	12,000	11,915	46	--
159	34	22	26	10	--	--	--	11,161	69	--
160	15	17	19	14	1.60	4,400	460	17,378 <sup>d</sup>	127	--
161	51	--	--	--	5.50	190,000	37,000	8,796	125	--
162	40	29	41	12 <sup>e</sup>	8.88	250,000	65,000	6,518	90	--
163	35	25	49	13 <sup>f</sup>	15.00	440,000	65,000	27,682	229	194
164	28	43	--	16	1.65	54,000	13,000	4,505 <sup>g</sup>	41	--
165	43	24	39	17 <sup>h</sup>	12.90	130,000	25,000	2,487 <sup>i</sup>	141	--
166	34	28	28	24	3.61	76,000	18,000	196 <sup>j</sup>	63	157
167	--	23	28	20	2.81	9,300	1,500	16,454 <sup>k</sup>	--	107
168	49	47	51	12	6.41	1,100,000	230,000	635 <sup>l</sup>	118	62
169	24	34	37	18	6.50	70,000	61,000	5,061 <sup>m</sup>	18	994
170	54	26	36	13	13.00	630,000	80,000	18,108	104 <sup>n</sup>	--
171	66	45	57	16 <sup>o</sup>	8.30	190,000	55,000	48,528	97	113
172	41	40	40	17	--	--	--	2,132 <sup>p</sup>	34 <sup>q</sup>	--
173	41	27	34	22	7.00	90,000	16,000	9,311 <sup>r</sup>	72 <sup>s</sup>	--
<b>開発途上国</b>										
	17	--	--	--	1.32	18,000,000T	2,900,000T	--	72	--
<b>後発開発途上国</b>										
	36	--	--	--	3.55	6,500,000T	1,400,000T	--	95	--
<b>アラブ諸国</b>										
	--	--	--	--	0.35	250,000T	35,000T	--	48	--
<b>東アジア・太平洋諸国</b>										
	10	--	--	--	0.20	600,000T	40,000T	--	49	--
<b>ラテンアメリカ・カリブ諸国</b>										
	12	--	--	--	0.61	640,000T	60,000T	--	43	--
<b>南アジア</b>										
	23	--	--	--	0.55	1,500,000T	170,000T	--	99	--
<b>サハラ以南アフリカ</b>										
	34	--	--	--	9.00	15,000,000T	2,600,000T	--	121	--
<b>中・東欧・CAS諸国</b>										
	9	--	--	--	0.48	270,000T	15,000T	--	75	--
<b>OECD諸国</b>										
	--	--	--	--	0.28	360,000T	13,000T	--	17	--
<b>高所得OECD諸国</b>										
	--	--	--	--	0.36	330,000T	76,000T	--	13	--
<b>人間開発高位国</b>										
	--	--	--	--	0.31	380,000T	19,000T	--	18	--
<b>人間開発中位国</b>										
	14	--	--	--	0.36	940,000T	1,200,000T	--	74	--
<b>人間開発低位国</b>										
	31	--	--	--	3.75	6,400,000T	1,700,000T	--	73	--
<b>高所得国</b>										
	--	--	--	--	0.34	330,000T	16,000T	--	14	--
<b>中所得国</b>										
	10	--	--	--	0.61	4,200,000T	390,000T	--	53	--
<b>低所得国</b>										
	24	--	--	--	2.08	14,000,000T	2,500,000T	--	95	--
<b>全世界</b>										
	--	--	--	--	1.20	18,500,000T	3,000,000T	--	64	--

- a. データは記事の期間内で入手可能な最新のもの。
- b. データは2001年末のもの。合計は四捨五入した推計値のため、地域ごとの合計を足し合わせても世界の合計にはならない場合がある。
- c. データはWHOに報告されたマラリア患者のもので、報告システムあるいは保健サービスの範囲が限られている。またはその両方の理由で、国全体の実数の一部に過ぎない可能性がある。病気の特定と報告システムが国によって異なるために、国と国の比較を行うには、注意が必要である。
- d. データはWHOに報告された結核患者のもので、限られた保健サービスの範囲、不正な診断、あるいは記録や報告の不備によって、国全体の実数の一部に過ぎない可能性がある。
- e. データはタバコの生産量、輸入量、輸出量にもとづく見掛け消費の推定値 (apparent estimate)。タバコが不法に輸出あるいは輸入されている国で、大量なタバコ貯蔵量があるか、喫煙を常習としていない人口が多い場合は、数値が実際より少なくあるいは多く見せられている可能性がある。見掛けタバコ消費の推定値では国民の喫煙パターンはわからない。データは記載されている期間内における最新の3年間移動平均。
- f. 1997年のデータ。
- g. ルクセンブルグを含む。
- h. 断りのない限り、摘要欄記載の年または期間のデータ。標準定義と異なるかまたは国の一部についてのデータ。
- i. 1999年末のデータ。
- j. 1998年のデータ。

出典：第1列：FAO 2001；第2-4列：UNICEF 2002b；第5-7列：UNAID 2000。集計値はUNAIDが人間開発報告書事務局のために計算したもの；第8列：WHO 2002c；第9列：WHO 2001b；第10列：WHO 2002b



8 生存状況の  
前進と後退

健康で長生きするために

HDI順位	出生時の 平均余命 (歳)		乳児死亡率 (出生1000人当たり)		5歳未満 死亡率 (出生1000人当たり)		65歳まで 生存できる 出生時確率*		報告された 妊産婦 死亡率 (出生10万件 当たり)
	1970-75 <sup>F</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	1970	2000	1970	2000	女性 (%:コホート)	男性 (%:コホート)	
	1970-75 <sup>F</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	1970	2000	1970	2000	1985-2000 <sup>P</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	
<b>人間開発高位国</b>									
1 Norway	74.4	78.1	13	4	15	4	90.0	82.2	6
2 Sweden	74.7	79.3	11	3	14	4	90.8	84.8	5
3 Canada	73.2	78.5	19	6	23	6	89.3	82.3	-
4 Belgium	71.4	77.9	21	6	29	6	89.5	80.7	-
5 Australia	71.7	78.7	17	6	20	6	90.2	83.1	-
6 United States	71.5	76.5	20	7	26	8	85.7	77.4	8
7 Iceland	74.3	78.9	12	4	14	4	90.0	84.4	-
8 Netherlands	74.0	77.9	13	5	15	5	89.1	82.7	7
9 Japan	73.3	80.5	14	4	21	4	92.1	84.0	8
10 Finland	70.7	77.2	13	4	16	4	90.3	77.9	6
11 Switzerland	73.8	78.6	15	3	18	4	90.5	82.2	5
12 France	72.4	78.1	18	4	24	5	90.1	78.0	10
13 United Kingdom	72.0	77.2	18	6	23	6	88.3	81.5	7
14 Denmark	73.6	75.9	14	4	19	4	85.5	78.3	10
15 Austria	70.6	77.7	26	5	33	5	89.9	79.7	-
16 Luxembourg	70.7	77.0	19	5	26	5	88.4	80.1	( )
17 Germany	71.0	77.3	22	4	26	5	89.3	79.2	8
18 Ireland	71.3	76.1	20	6	26	6	87.7	80.0	6
19 New Zealand	71.7	77.2	17	6	20	6	87.6	80.9	15
20 Italy	72.1	78.2	30	6	33	6	90.9	81.6	7
21 Spain	72.8	78.1	27	5	34	5	91.4	79.8	6
22 Israel	71.6	78.3	24	6	27	6	89.7	85.1	5
23 Hong Kong, China (SAR)	72.0	79.1	-	-	-	-	91.6	83.1	-
24 Greece	72.3	78.0	38	5	54	6	91.4	81.6	1
25 Singapore	69.5	77.1	22	4	26	4	86.6	79.6	6
26 Cyprus	71.4	77.8	29	6	33	7	90.3	83.2	( )
27 Korea, Rep. of	62.6	74.3	43	5	54	5	87.5	72.1	20
28 Portugal	68.0	75.2	53	6	62	6	88.4	75.3	8
29 Slovenia	69.8	75.0	25	4	29	5	87.3	72.8	11
30 Malta	70.6	77.6	25	5	32	6	89.7	84.2	-
31 Barbados	69.4	76.4	40	12	54	14	88.1	80.6	( )
32 Brunei Darussalam	68.3	75.5	58	6	78	6	87.8	79.4	( )
33 Czech Republic	70.1	74.3	21	5	24	5	87.0	72.0	9
34 Argentina	67.1	72.9	59	18	71	21	84.1	70.6	41
35 Hungary	69.3	70.7	36	8	39	9	81.1	59.0	15
36 Slovakia	70.0	72.8	25	8	29	9	85.4	66.4	9
37 Poland	70.4	72.8	32	9	36	10	85.1	65.8	8
38 Chile	63.4	74.9	76	10	96	12	85.4	75.6	23
39 Bahrain	63.5	72.9	55	13	75	16	84.0	75.5	46
40 Uruguay	68.7	73.9	48	14	57	16	84.7	71.4	26
41 Bahamas	66.5	69.0	38	15	49	18	76.0	57.4	-
42 Estonia	70.5	70.0	21	17	26	21	81.9	54.8	50
43 Costa Rica	67.9	76.0	58	10	76	12	87.2	80.1	29
44 Saint Kitts and Nevis	-	-	-	21	-	25	-	-	130
45 Kuwait	67.2	75.9	49	9	59	10	86.2	80.7	5
46 United Arab Emirates	62.5	74.6	61	8	83	9	83.6	75.0	3
47 Seychelles	-	-	-	13	-	17	-	-	-
48 Croatia	69.6	73.3	34	8	42	8	85.3	69.5	6
49 Lithuania	71.3	71.4	23	17	28	21	83.6	59.7	18
50 Trinidad and Tobago	65.9	73.8	48	17	57	20	82.4	73.9	70

8 生存状況の  
前進と後退

HDI順位	出生時の 平均余命 (歳)		乳児死亡率 (出生1000人当たり)		5歳未満 死亡率 (出生1000人当たり)		65歳まで 生存できる 出生時確率*		報告された 妊産婦 死亡率 (出生10万件 当たり)
	1970-75 <sup>F</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	1970	2000	1970	2000	女性 (%:コホート)	男性 (%:コホート)	
	1970-75 <sup>F</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	1970	2000	1970	2000	1985-2000 <sup>P</sup>	1985-2000 <sup>P</sup>	
<b>人間開発中位国</b>									
51 Qatar	62.6	68.9	45	12	65	16	75.7	69.4	10
52 Antigua and Barbuda	-	-	-	13	-	15	-	-	150
53 Latvia	70.1	69.6	21	17	26	21	79.8	56.9	45
54 Mexico	62.4	72.2	79	25	110	30	80.8	69.9	55
55 Cuba	70.6	75.7	34	7	43	9	84.1	78.1	33
56 Belarus	71.5	68.5	22	17	27	20	80.0	51.3	20
57 Panama	66.2	73.6	46	20	68	26	83.5	76.0	70
58 Belize	67.6	73.6	56	34	77	41	82.1	77.4	140
59 Malaysia	63.0	71.9	46	8	63	9	82.0	70.8	41
60 Russian Federation	69.7	66.1	29	18	36	22	77.0	46.4	44
61 Dominica	-	-	-	14	-	16	-	-	65
62 Bulgaria	71.0	70.8	28	14	32	16	83.5	64.2	15
63 Romania	69.2	69.8	46	19	56	22	79.9	62.5	42
64 Libyan Arab Jamahiriya	52.9	70.0	105	17	160	20	76.0	68.3	75
65 Macedonia, FYR	67.5	72.7	85	22	120	26	82.5	74.2	7
66 Saint Lucia	65.3	73.0	-	17	-	19	80.4	70.1	30
67 Mauritius	62.9	70.7	64	17	86	20	80.6	63.0	21
68 Colombia	61.6	70.4	70	25	113	30	79.1	67.6	80
69 Venezuela	65.7	72.4	47	20	61	23	82.3	71.6	60
70 Thailand	59.5	69.6	74	25	102	29	78.8	66.5	44
71 Saudi Arabia	53.9	70.9	118	24	185	29	78.4	73.4	-
72 Fiji	60.6	68.4	50	18	61	22	72.8	63.7	38
73 Brazil	59.5	67.2	95	32	135	38	75.4	59.3	160
74 Suriname	64.0	70.1	51	27	68	33	77.7	66.4	110
75 Lebanon	65.0	72.6	45	28	54	32	81.8	75.7	100
76 Armenia	72.5	72.4	24	25	30	30	85.1	70.8	35
77 Philippines	58.1	68.6	60	30	90	40	75.7	67.2	170
78 Oman	49.0	70.5	126	12	200	14	78.1	72.1	14
79 Kazakhstan	64.4	64.1	-	60	-	75	72.7	47.6	65
80 Ukraine	70.1	68.1	22	17	27	21	79.0	51.8	25
81 Georgia	69.2	72.7	36	24	46	29	84.5	67.1	50
82 Peru	55.4	68.0	115	40	178	50	75.2	66.2	270
83 Grenada	-	-	-	21	-	26	-	-	1
84 Maldives	51.4	65.4	157	39	235	80	65.4	66.8	350
85 Turkey	57.9	69.0	150	38	201	45	78.6	68.7	130 <sup>F</sup>
86 Jamaica	69.0	74.8	49	17	64	20	84.1	77.5	95
87 Turkmenistan	60.6	65.4	82	52	120	70	71.7	56.9	65
88 Azerbaijan	69.0	71.0	-	74	-	105	79.8	65.0	80
89 Sri Lanka	65.1	71.6	65	17	100	19	82.8	71.8	60
90 Paraguay	65.9	69.6	36	26	76	31	78.2	69.4	190
91 St. Vincent & the Grenadines	-	-	-	21	-	24	-	-	43
92 Albania	67.7	72.8	68	27	82	31	87.0	78.6	-
93 Ecuador	58.8	69.5	87	25	140	32	77.3	69.0	160
94 Dominican Republic	59.7	67.3	91	42	128	48	74.5	64.9	230 <sup>F</sup>
95 Uzbekistan	64.2	68.3	-	51	-	67	75.0	62.9	21
96 China	63.2	69.8	85	32	120	40	79.4	70.9	55
97 Tunisia	55.6	69.5	135	22	201	28	75.8	70.6	70
98 Iran, Islamic Rep. of	53.9	68.0	122	36	191	44	74.3	68.9	37
99 Jordan	56.6	69.7	77	28	107	34	74.4	68.9	41
100 Cape Verde	57.5	68.9	-	30	-	40	76.2	64.6	35



8 生存状況の  
前進と後退

HDI順位	出生時の平均寿命(歳)		乳児死亡率(出生1000人当たり)		5歳未満死亡率(出生1000人当たり)		65歳まで生存できる出生時確率 <sup>a</sup>		報告された妊産婦死亡率(出生10万件当たり) <sup>b</sup>
	1970-79 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1970	2000	1970	2000	女性 (%:コホート) 1995-2000 <sup>c</sup>	男性 (%:コホート) 1995-2000 <sup>c</sup>	
	1970-79 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1970	2000	1970	2000	1995-2000 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	
101 Samoa (Western)	56.1	68.5	106	21	150	26	75.8	62.0	-
102 Kyrgyzstan	63.1	66.9	171	53	146	63	75.3	57.8	65
103 Guyana	60.0	63.7	80	55	101	74	70.2	54.1	110
104 El Salvador	58.2	69.1	111	34	162	40	75.9	65.6	120
105 Moldova, Rep. of	64.8	66.6	46	27	61	33	72.5	53.6	28
106 Algeria	54.5	68.3	143	50	234	65	75.4	72.2	220 <sup>d</sup>
107 South Africa	53.7	56.7	80	55	115	70	53.7	40.2	-
108 Syrian Arab Republic	57.0	73.5	90	24	128	29	77.4	72.5	110 <sup>d</sup>
109 Viet Nam	50.1	67.2	112	30	157	39	74.1	65.6	95
110 Indonesia	49.2	65.1	104	35	172	48	69.5	61.7	390
111 Equatorial Guinea	49.5	50.0	165	103	281	156	47.0	41.0	-
112 Tajikistan	63.4	67.2	78	54	111	73	73.6	62.7	65
113 Mongolia	53.8	61.9	-	62	-	78	64.0	53.9	150
114 Bolivia	46.7	61.4	144	62	243	80	63.9	57.0	390
115 Egypt	52.1	66.3	157	37	235	43	72.8	63.9	170
116 Honduras	53.8	65.6	116	32	170	40	70.5	56.3	113
117 Gabon	45.0	52.4	-	60	-	90	48.7	43.5	520
118 Nicaragua	55.1	67.7	113	37	165	45	72.7	63.9	150
119 São Tomé and Príncipe	-	-	-	58	-	75	-	-	-
120 Guatemala	53.7	64.0	115	44	168	59	67.9	56.2	190
121 Solomon Islands	55.6	67.4	70	21	99	25	72.5	67.4	550 <sup>d</sup>
122 Namibia	49.4	45.1	104	56	155	69	31.1	28.0	230
123 Morocco	52.9	66.8	115	41	184	46	74.1	66.3	230
124 India	50.3	52.3	127	59	202	96	64.7	59.9	540
125 Swaziland	47.3	50.8	132	101	196	142	45.1	39.2	230
126 Botswana	53.2	44.4	99	74	142	101	29.6	24.5	330
127 Myanmar	49.3	55.8	122	78	179	110	55.9	46.6	230
128 Zimbabwe	56.0	42.9	86	73	138	117	23.7	22.1	700
129 Ghana	49.9	56.3	112	58	190	102	53.8	48.3	210 <sup>d</sup>
130 Cambodia	40.3	56.5	-	95	-	135	55.3	46.3	440
131 Vanuatu	54.0	67.2	107	35	160	44	70.4	63.1	-
132 Lesotho	49.5	51.2	125	92	190	133	46.9	42.5	-
133 Papua New Guinea	41.7	55.6	90	79	130	112	48.0	41.4	370
134 Kenya	51.0	52.2	96	77	156	120	43.6	38.5	590
135 Cameroon	45.7	50.0	127	95	215	154	42.6	38.4	430
136 Congo	46.7	50.9	100	81	160	108	45.4	37.9	-
137 Comoros	48.9	58.8	159	61	215	82	58.6	52.1	-
<b>人間開発低位国</b>									
138 Pakistan	49.0	59.0	117	85	181	110	58.8	56.9	-
139 Sudan	43.7	55.0	104	66	172	108	53.9	48.3	550
140 Bhutan	43.2	60.7	156	77	267	100	62.3	57.2	380
141 Togo	45.5	51.3	128	80	216	142	45.3	40.1	480
142 Nepal	43.3	57.3	165	72	256	100	53.7	52.4	540
143 Lao People's Dem. Rep.	40.4	51.5	145	99	218	105	50.0	44.9	650
144 Yemen	42.1	59.4	194	85	303	117	58.9	53.4	350
145 Bangladesh	41.9	58.1	145	54	239	82	55.4	53.2	350
146 Haiti	48.5	52.0	148	81	221	125	46.3	34.2	520
147 Madagascar	44.9	51.6	109	86	180	139	48.7	43.8	490
148 Nigeria	44.0	51.3	120	110	201	184	44.6	42.1	-
149 Djibouti	41.0	45.5	160	102	241	146	39.1	32.9	-
150 Uganda	46.4	41.9	110	81	185	127	28.1	24.9	510

8 生存状況の  
前進と後退

HDI順位	出生時の平均寿命(歳)		乳児死亡率(出生1000人当たり)		5歳未満死亡率(出生1000人当たり)		65歳まで生存できる出生時確率 <sup>a</sup>		報告された妊産婦死亡率(出生10万件当たり) <sup>b</sup>
	1970-79 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1970	2000	1970	2000	女性 (%:コホート) 1995-2000 <sup>c</sup>	男性 (%:コホート) 1995-2000 <sup>c</sup>	
	1970-79 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	1970	2000	1970	2000	1995-2000 <sup>c</sup>	1995-2000 <sup>c</sup>	
151 Tanzania, U. Rep. of	46.5	51.1	129	104	218	165	43.2	37.9	530
152 Mauritania	43.5	58.5	150	129	250	183	47.7	41.6	550 <sup>d</sup>
153 Zambia	47.2	48.5	109	112	181	202	22.8	21.7	650
154 Senegal	41.8	51.3	164	88	279	139	51.0	39.4	560
155 Congo, Dem. Rep. of the	46.0	58.5	147	128	245	207	44.9	39.4	-
156 Côte d'Ivoire	45.4	47.7	158	102	239	173	37.3	35.4	600
157 Eritrea	44.3	51.5	-	73	-	114	47.1	40.7	1,000
158 Benin	44.0	53.5	149	98	252	154	51.4	44.8	500
159 Guinea	37.3	48.5	197	112	345	175	40.6	37.7	530
160 Gambia	37.0	45.4	183	92	319	128	39.6	34.2	-
161 Angola	38.0	44.6	180	172	300	295	38.1	32.9	-
162 Rwanda	44.6	39.4	124	100	209	187	26.3	22.9	-
163 Malawi	41.0	40.7	189	117	330	188	30.4	28.2	1,100
164 Mali	42.9	50.9	221	142	351	233	48.5	45.5	580
165 Central African Republic	43.0	44.3	149	115	248	180	34.4	28.5	1,100
166 Chad	39.0	45.2	149	118	252	198	28.6	23.6	830
167 Guinea-Bissau	36.5	44.1	-	132	-	215	37.3	32.5	910
168 Ethiopia	41.8	44.5	160	117	239	174	35.5	31.4	-
169 Burkina Faso	41.5	45.3	163	105	290	198	34.3	29.7	480
170 Mozambique	42.5	40.6	163	126	278	200	31.3	26.3	1,100
171 Burundi	44.0	40.6	138	114	233	190	28.5	23.5	-
172 Niger	38.2	44.2	197	159	330	279	37.1	34.9	590
173 Sierra Leone	35.0	37.3	206	180	363	316	28.2	23.4	-
<b>開発途上国</b>									
開発途上国	55.6	64.1	108	61	166	89	68.4	61.3	-
後発開発途上国	44.2	51.3	148	96	240	155	46.1	41.7	-
アラブ諸国	51.9	65.9	127	46	204	61	71.1	64.9	-
東アジア・太平洋諸国	60.4	66.8	87	33	126	43	77.2	68.5	-
ラテンアメリカ・カリブ諸国	61.1	66.4	86	30	123	37	77.5	65.2	-
南アジア	49.0	61.9	128	66	203	94	63.0	59.4	-
サハラ以南アフリカ	45.3	48.8	135	107	223	174	41.4	36.6	-
中・東欧・CIS諸国	69.2	64.4	24	20	42	25	79.0	55.3	-
OECD諸国	70.4	76.4	40	12	53	14	87.2	77.3	-
高所得OECD諸国	72.1	71.8	20	6	26	6	88.3	80.0	-
人間開発高位国	71.3	71.0	25	7	32	7	88.2	78.1	-
人間開発中位国	58.4	66.5	100	46	130	62	72.9	63.8	-
人間開発低位国	44.6	52.2	141	95	230	154	47.0	43.8	-
高所得国	72.0	71.8	21	6	26	6	88.3	80.0	-
中所得国	62.6	65.2	85	31	121	38	78.2	67.1	-
低所得国	49.5	55.0	126	80	202	120	59.0	53.6	-
全世界	59.9	66.4	96	56	146	81	72.2	63.6	-

- a. データは65歳まで生存するであろう出生時の確率に100をかけたもの。
- b. 記載されている期間の推定値。
- c. 妊産婦死亡率は各国政府によって報告されたもの。しばしば報告される妊産婦死亡数の過小評価や計算ミスに対処したり、またデータのない国の推計を出すために、UNICEFとWHOはこれらのデータの評価と調整を定期的に行っている。
- d. 断りのない限り、摘要欄記載の年または期間のデータ。標準定義と異なるかまたは国の一部についてのデータ。

出典：第1, 2, 7, 8列：UN 2001；第3, 5列：UNICEF 2002a；第4, 6, 9列：UNICEF 2002b



9 教育への取り組み  
み：公的支出

知識を得るために

HDI順位	教育への公的支出*				レベル別教育への公的支出 (全レベルに占める%) <sup>b</sup>					
	GNPに 占める%		政府支出 総額に 占める%		就学前・ 初等教育		中等教育		高等教育	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>
人間開発高位国										
1 Norway	6.5	7.7 <sup>d</sup>	14.7	16.8 <sup>d</sup>	45.2	38.7 <sup>d</sup>	28.3	23.0 <sup>d</sup>	13.5	27.9 <sup>d</sup>
2 Sweden	7.3	8.3 <sup>d</sup>	12.8	12.2 <sup>d</sup>	48.0	34.1 <sup>d</sup>	20.1	38.7 <sup>d</sup>	13.1	27.2 <sup>d</sup>
3 Canada	6.7	6.9 <sup>d</sup>	14.1	12.9 <sup>d</sup>	-	-	63.6 <sup>d</sup>	54.7 <sup>d</sup>	28.7	35.3 <sup>d</sup>
4 Belgium	5.1 <sup>f</sup>	3.1 <sup>d</sup>	14.5 <sup>d</sup>	6.0 <sup>d</sup>	24.1 <sup>d</sup>	29.9 <sup>d</sup>	46.4 <sup>d</sup>	45.5 <sup>d</sup>	16.7 <sup>d</sup>	21.5 <sup>d</sup>
5 Australia	5.1	5.5 <sup>d</sup>	12.5	13.5 <sup>d</sup>	-	30.6 <sup>d</sup>	61.9 <sup>d</sup>	38.9 <sup>d</sup>	30.5	30.5 <sup>d</sup>
6 United States	5.0	5.4 <sup>d</sup>	11.9	14.4 <sup>d</sup>	44.7	38.7 <sup>d</sup>	30.3	36.1 <sup>d</sup>	25.1	25.2 <sup>d</sup>
7 Iceland	4.8	5.4 <sup>d</sup>	14.0	13.6 <sup>d</sup>	-	35.9 <sup>d</sup>	-	41.9 <sup>d</sup>	-	17.7 <sup>d</sup>
8 Netherlands	6.9	5.1 <sup>d</sup>	-	9.8 <sup>d</sup>	22.6	30.9 <sup>d</sup>	35.9	39.8 <sup>d</sup>	26.4	29.3 <sup>d</sup>
9 Japan <sup>g</sup>	-	3.6	-	9.9 <sup>d</sup>	-	39.3 <sup>d</sup>	-	41.8 <sup>d</sup>	-	12.1 <sup>d</sup>
10 Finland	5.5	7.5 <sup>d</sup>	11.6	12.2 <sup>d</sup>	30.8	33.0 <sup>d</sup>	41.6	36.2 <sup>d</sup>	18.7	28.9 <sup>d</sup>
11 Switzerland	4.7	5.4 <sup>d</sup>	18.8	15.4 <sup>d</sup>	-	30.6 <sup>d</sup>	73.6	48.1 <sup>d</sup>	18.1	19.3 <sup>d</sup>
12 France	5.5	6.0 <sup>d</sup>	18.0 <sup>d</sup>	10.9 <sup>d</sup>	29.4	31.4 <sup>d</sup>	40.8	49.5 <sup>d</sup>	12.9	17.9 <sup>d</sup>
13 United Kingdom	4.8	5.3 <sup>d</sup>	11.3 <sup>d</sup>	11.6 <sup>d</sup>	26.7	32.3 <sup>d</sup>	45.9	44.0 <sup>d</sup>	19.8	23.7 <sup>d</sup>
14 Denmark	7.2	8.1 <sup>d</sup>	13.7	13.1 <sup>d</sup>	-	33.6 <sup>d</sup>	-	39.3 <sup>d</sup>	-	22.0 <sup>d</sup>
15 Austria	5.9	5.4 <sup>d</sup>	7.8	10.4 <sup>d</sup>	23.1	28.1 <sup>d</sup>	46.9	49.0 <sup>d</sup>	16.6	21.2 <sup>d</sup>
16 Luxembourg	4.1	4.0 <sup>d</sup>	9.5 <sup>d</sup>	11.5 <sup>d</sup>	43.5	51.9 <sup>d</sup>	42.7	43.4 <sup>d</sup>	3.3	4.7 <sup>d</sup>
17 Germany	-	4.8 <sup>d</sup>	-	9.6 <sup>d</sup>	-	-	-	72.2 <sup>d</sup>	-	22.5 <sup>d</sup>
18 Ireland	6.7	6.0 <sup>d</sup>	9.5	13.5 <sup>d</sup>	39.4	32.2 <sup>d</sup>	39.7	41.5 <sup>d</sup>	17.7	23.8 <sup>d</sup>
19 New Zealand	5.4	7.3 <sup>d</sup>	10.9	17.4 <sup>d</sup>	38.3	38.7 <sup>d</sup>	38.5	40.3 <sup>d</sup>	38.3	35.1 <sup>d</sup>
20 Italy	5.0	4.9 <sup>d</sup>	8.3	9.1 <sup>d</sup>	30.1	32.0 <sup>d</sup>	35.5	49.2 <sup>d</sup>	10.2	15.1 <sup>d</sup>
21 Spain	3.7	5.0 <sup>d</sup>	8.8	11.0 <sup>d</sup>	-	33.3 <sup>d</sup>	-	47.9 <sup>d</sup>	-	16.6 <sup>d</sup>
22 Israel	6.7	7.6 <sup>d</sup>	10.0	12.3 <sup>d</sup>	42.8	42.3 <sup>d</sup>	30.8	31.2 <sup>d</sup>	18.9	18.2 <sup>d</sup>
23 Hong Kong, China (SAR)	2.5	2.9	19.8	17.0 <sup>d</sup>	31.5 <sup>d</sup>	21.9	37.9 <sup>d</sup>	35.0	25.1 <sup>d</sup>	37.1
24 Greece	2.2	3.1 <sup>d</sup>	6.1	8.2 <sup>d</sup>	37.6	35.3 <sup>d</sup>	41.3	38.0 <sup>d</sup>	20.1	25.0 <sup>d</sup>
25 Singapore	3.9	3.0	11.5	23.3	30.5	25.7	36.9	34.6	27.9	34.8
26 Cyprus <sup>h</sup>	3.6	4.5	11.9	13.2	37.6	36.7	50.7	50.8	4.2	6.5
27 Korea, Rep. of	3.8	3.7 <sup>d</sup>	-	17.5 <sup>d</sup>	47.0	45.3 <sup>d</sup>	36.7	36.6 <sup>d</sup>	10.9	8.0 <sup>d</sup>
28 Portugal	3.8 <sup>d</sup>	5.8 <sup>d</sup>	-	11.7 <sup>d</sup>	51.0	34.2 <sup>d</sup>	30.6	41.6 <sup>d</sup>	12.7	16.4 <sup>d</sup>
29 Slovenia	-	5.7	-	12.6	-	29.9	-	48.4	-	16.9
30 Malta	3.4	5.1	7.4	10.8	31.0	22.6 <sup>d</sup>	43.3	32.0 <sup>d</sup>	8.2	10.9 <sup>d</sup>
31 Barbados <sup>i</sup>	6.2	7.2	17.2	19.0	31.0	-	32.5	-	22.3	-
32 Brunei Darussalam	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33 Czech Republic	-	5.1 <sup>d</sup>	-	13.6 <sup>d</sup>	-	31.3 <sup>d</sup>	-	50.2 <sup>d</sup>	-	15.8 <sup>d</sup>
34 Argentina	1.4 <sup>d</sup>	3.5	8.9 <sup>d</sup>	12.6	37.7 <sup>d</sup>	45.7	27.4 <sup>d</sup>	34.8	19.2 <sup>d</sup>	19.5
35 Hungary	5.6	4.6 <sup>d</sup>	6.3	6.9 <sup>d</sup>	51.1	36.8 <sup>d</sup>	19.9	46.5 <sup>d</sup>	16.9	15.5 <sup>d</sup>
36 Slovakia	-	4.7	-	14.6	-	40.5	-	28.0	-	12.7
37 Poland	4.6	7.5 <sup>d</sup>	12.5	24.8 <sup>d</sup>	44.2	37.6 <sup>d</sup>	17.9	15.1 <sup>d</sup>	18.2	11.1 <sup>d</sup>
38 Chile	3.3	3.6	15.3	15.5	57.0	58.3	19.5	18.8	20.3	16.1
39 Bahrain	5.2	4.4	12.3	12.0	-	30.1 <sup>d</sup>	-	34.5 <sup>d</sup>	-	-
40 Uruguay	3.2	3.3	15.0	15.5	37.7	32.6	28.4	29.0	22.4	19.6
41 Bahamas	4.0	-	18.9	13.2	-	-	-	-	-	-
42 Estonia	-	7.2	-	25.5	-	18.5	-	50.7	-	17.9
43 Costa Rica	4.5	5.4	21.6	22.8	35.1	40.2	22.3	24.3	41.4	28.3
44 Saint Kitts and Nevis	3.7 <sup>d</sup>	3.8	14.6 <sup>d</sup>	8.8	50.3	38.1	40.1	42.5	2.1	11.4
45 Kuwait	4.8	5.0	13.4	14.0	-	-	-	59.8 <sup>d</sup>	-	30.2 <sup>d</sup>
46 United Arab Emirates	2.1	1.7	13.2	20.3	-	-	-	-	-	-
47 Seychelles	10.2	7.9	16.0	16.3	29.5	27.0	54.3	38.7	-	16.2
48 Croatia	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-
49 Lithuania	5.3 <sup>d</sup>	5.9	12.9	22.8	-	15.1	-	50.9	-	18.3
50 Trinidad and Tobago	6.3	4.4 <sup>d</sup>	14.0	-	47.5	40.5 <sup>d</sup>	36.8	33.1 <sup>d</sup>	8.9	13.3 <sup>d</sup>

9 教育への取り組み  
み：公的支出

HDI順位	教育への公的支出*				レベル別教育への公的支出 (全レベルに占める%) <sup>b</sup>					
	GNPに 占める%		政府支出 総額に 占める%		就学前・ 初等教育		中等教育		高等教育	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>e</sup>	1995-97 <sup>e</sup>
人間開発中位国										
51 Qatar	4.7	3.4 <sup>d</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
52 Antigua and Barbuda <sup>j</sup>	2.7	-	7.6	-	36.6	-	30.6	-	12.7	-
53 Latvia	3.4	6.5	12.4	16.5	15.8	12.1	56.2	38.9	13.3	12.2
54 Mexico	3.5	4.9 <sup>d</sup>	-	23.0 <sup>d</sup>	31.9	50.3 <sup>d</sup>	26.8 <sup>d</sup>	32.5 <sup>d</sup>	17.6 <sup>d</sup>	17.2 <sup>d</sup>
55 Cuba	6.8	6.7	18.4	17.6	26.3	31.9	42.0	33.0	12.9	14.9
56 Belarus	5.0	5.9	-	17.8	-	-	74.8 <sup>d</sup>	72.5 <sup>d</sup>	14.0	11.1
57 Panama	4.8	5.1	14.3	16.3	38.3	31.1	25.2	19.8	20.4	26.1
58 Belize	4.7	5.0	15.4	19.5	55.7	62.8	27.7	25.8	2.3	6.9
59 Malaysia	6.9	4.9	18.8	15.4	37.8	32.7	37.1	30.6	14.6	25.5
60 Russian Federation	3.4	3.5 <sup>d</sup>	-	9.6 <sup>d</sup>	-	23.2 <sup>d</sup>	-	57.4 <sup>d</sup>	-	19.3 <sup>d</sup>
61 Dominica	5.6	-	14.1	-	62.4	-	26.2	-	2.6	-
62 Bulgaria	5.4	3.2	-	7.0	-	-	65.3 <sup>d</sup>	73.3 <sup>d</sup>	12.4	18.0
63 Romania	2.2	3.6	7.5 <sup>d</sup>	10.5	-	42.7 <sup>d</sup>	-	23.8 <sup>d</sup>	-	16.0 <sup>d</sup>
64 Libyan Arab Jamahiriya	9.6	-	20.8	-	-	-	-	-	-	-
65 Macedonia, FYR	-	5.1	-	20.0	-	34.4	-	23.6	-	22.0
66 Saint Lucia	5.5	9.8 <sup>d</sup>	-	22.2 <sup>d</sup>	-	-	-	-	-	-
67 Mauritius	3.3	4.6	10.0	17.4	45.2	31.0	37.6	36.3	5.6	24.7
68 Colombia <sup>f</sup>	2.6	4.1	22.4	16.6	42.0	40.5	32.5	31.5	21.2	19.2
69 Venezuela	5.0	5.2 <sup>d</sup>	19.6	22.4 <sup>d</sup>	-	-	29.5 <sup>d</sup>	-	34.7 <sup>d</sup>	-
70 Thailand	3.4	4.8	17.9	20.1	58.4	50.4	21.1	20.0	13.2	16.4
71 Saudi Arabia	7.4	7.5	13.6	22.8	-	-	72.9 <sup>d</sup>	84.4 <sup>d</sup>	27.1	15.6
72 Fiji	6.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73 Brazil	4.7	5.1	17.7	-	45.9 <sup>d</sup>	53.5	7.7 <sup>d</sup>	20.3	19.6 <sup>d</sup>	26.2
74 Suriname	10.2	3.5 <sup>d</sup>	22.8	-	63.7	-	13.5	-	7.7	-
75 Lebanon <sup>l</sup>	-	2.5	11.7	8.2	-	-	-	68.9 <sup>d</sup>	-	16.2 <sup>d</sup>
76 Armenia	-	2.0	-	10.3	-	15.8	-	63.0	-	13.2
77 Philippines	2.1	3.4	11.2	15.7	63.9	56.1	10.1	23.3	22.5	18.0
78 Oman	4.1	4.5	15.0	16.4	-	49.9	-	51.3	-	7.0
79 Kazakhstan	3.4	4.4	19.8	17.6	-	7.2 <sup>d</sup>	-	63.8 <sup>d</sup>	-	13.9 <sup>d</sup>
80 Ukraine	5.3	5.6	21.2	14.8	-	-	74.2 <sup>d</sup>	73.5 <sup>d</sup>	13.5	10.7
81 Georgia <sup>k</sup>	-	5.2	-	6.9	-	12.0	-	45.1	-	18.5
82 Peru	3.6	2.9	15.7	19.2	39.5	35.2	20.5	21.2	2.7	16.0
83 Grenada	4.5	4.7	8.6	10.6	-	-	-	-	-	-
84 Maldives	5.2	5.4	8.5	10.5	-	-	-	-	-	-
85 Turkey	1.2 <sup>d</sup>	2.2 <sup>d</sup>	-	14.7 <sup>d</sup>	45.9	43.3 <sup>d</sup>	22.4	22.0 <sup>d</sup>	22.9	34.7 <sup>d</sup>
86 Jamaica	4.9	7.5	11.0	12.9	31.9	31.3	34.0	37.4	19.4	22.4
87 Turkmenistan	4.1	-	29.3	-	-	-	-	-	-	-
88 Azerbaijan	5.8	3.0	29.3	18.8	-	14.6	-	53.9	-	7.5
89 Sri Lanka	2.7	3.4	7.8	8.9	-	-	90.2 <sup>d</sup>	74.8 <sup>d</sup>	9.8	9.3
90 Paraguay	1.1 <sup>d</sup>	4.0 <sup>d</sup>	14.3 <sup>d</sup>	19.8	36.6	50.0 <sup>d</sup>	29.7	18.1 <sup>d</sup>	23.8	19.7 <sup>d</sup>
91 St. Vincent & the Grenadines	6.0	6.3 <sup>d</sup>	11.6	12.8 <sup>d</sup>	73.3	-	26.6	-	-	-
92 Albania	-	-	11.2	-	-	63.9 <sup>d</sup>	-	20.6 <sup>d</sup>	-	10.3 <sup>d</sup>
93 Ecuador	3.5	3.5	21.3	13.0	45.5	38.4	35.8	36.0	17.8	21.3
94 Dominican Republic	1.3	2.3	10.0	13.8	47.3	49.5	19.7	12.5	20.8	13.0
95 Uzbekistan	9.2 <sup>d</sup>	7.7	25.1	21.1	-	-	-	-	-	-
96 China	2.3	2.3	11.1	12.2 <sup>d</sup>	29.5 <sup>d</sup>	37.4	33.2 <sup>d</sup>	32.2	21.8 <sup>d</sup>	15.6
97 Tunisia	6.2	7.7	14.8	19.9	44.0 <sup>d</sup>	42.5	37.0 <sup>d</sup>	37.2	18.2	18.5
98 Iran, Islamic Rep. of	1.7	4.0	18.1	17.8	42.0	29.0	31.9	33.9	10.7	22.9
99 Jordan	5.8	7.9	15.4	19.8	-	-	62.9 <sup>d</sup>	64.5 <sup>d</sup>	34.1	33.0
100 Cape Verde	2.9	-	14.3	-	61.5	-	15.9	-	-	-



9 教育への取り組み  
み：公的支出

HDI順位	教育への公的支出*				レベル別教育への公的支出 (全レベルに占める%) <sup>b</sup>					
	GNPIに 占める%		政府支出 総額に 占める%		就学前・ 初等教育		中等教育		高等教育	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>
101 Samoa (Western)	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
102 Kyrgyzstan	9.7	5.3	22.4	23.5	10.9	6.6	50.4	68.0	8.8	14.1
103 Guyana	8.5	5.0	7.3	10.0	38.8	--	73.8	71.3 <sup>h</sup>	17.8	7.7
104 El Salvador	3.1 <sup>h</sup>	2.5	12.5 <sup>h</sup>	16.0	--	63.5	--	6.5	--	7.2
105 Moldova, Rep. of	3.6	10.6	--	28.1	--	24.5	--	52.9	--	13.3
106 Algeria	9.8	5.1 <sup>l</sup>	27.8	16.4	--	--	--	95.3 <sup>h</sup>	--	--
107 South Africa	6.1	7.6	--	22.0	--	43.5	73.1 <sup>h</sup>	20.5	24.8	14.3
108 Syrian Arab Republic	4.8	4.2	14.0	13.6	38.4	41.9	25.3	29.8	33.6 <sup>l</sup>	25.9 <sup>l</sup>
109 Viet Nam	--	2.0	--	7.4 <sup>h</sup>	--	43.0	--	26.0	--	22.0
110 Indonesia	0.9 <sup>h</sup>	1.4 <sup>h</sup>	4.3 <sup>h</sup>	7.9 <sup>h</sup>	--	--	--	73.5 <sup>h</sup>	--	24.4 <sup>h</sup>
111 Equatorial Guinea *	1.7	1.7	3.9	5.6	--	--	--	--	--	--
112 Tajikistan	--	2.2	29.5	11.5	9.2	14.9	55.7	71.2	7.7	7.1
113 Mongolia	11.7	5.7	17.1	15.1	10.7 <sup>h</sup>	19.9 <sup>h</sup>	51.2 <sup>h</sup>	96.0 <sup>h</sup>	17.3 <sup>h</sup>	14.3 <sup>h</sup>
114 Bolivia	2.1	4.9	26.1 <sup>h</sup>	11.1	--	50.7	--	9.8	--	27.7
115 Egypt	4.5	4.0	--	14.9	--	--	--	66.7 <sup>h</sup>	--	33.3
116 Honduras	4.8	3.6	19.5	16.5	49.1	52.5	16.7	21.5	21.3	16.6
117 Gabon	5.8	2.9	9.4	--	--	--	--	--	--	--
118 Nicaragua	5.4	3.9 <sup>h</sup>	12.0	8.8	45.6	68.6 <sup>h</sup>	16.7	13.9 <sup>h</sup>	23.2	--
119 São Tomé and Príncipe	3.8	--	18.8	--	55.7	--	27.0	--	--	--
120 Guatemala <sup>l</sup>	1.9	1.7	13.8	15.8	--	63.0	--	12.1	--	15.2
121 Solomon Islands	4.7 <sup>h</sup>	3.8 <sup>h</sup>	12.4 <sup>h</sup>	7.9 <sup>h</sup>	--	--	--	--	--	--
122 Namibia	--	9.1	--	25.6	--	58.0	--	28.9	--	13.1
123 Morocco <sup>l</sup>	6.2	5.3	21.5	24.9	35.3	34.6	47.6	48.8	17.1	16.5
124 India	3.2	3.2	8.5	11.6	38.0	39.5	25.3	26.5	15.3	13.7
125 Swaziland	5.6	5.7	20.6	18.1	39.4	35.8	29.6	27.1	19.5	26.6
126 Botswana	7.3	8.6	15.9	20.6	36.3	--	40.7	--	17.2	--
127 Myanmar <sup>l</sup>	1.9	1.2 <sup>h</sup>	--	14.4 <sup>h</sup>	--	47.7 <sup>h</sup>	--	40.3 <sup>h</sup>	--	11.7 <sup>h</sup>
128 Zimbabwe	7.7	7.1 <sup>h</sup>	15.0	--	--	51.7 <sup>h</sup>	--	25.4 <sup>h</sup>	--	17.3 <sup>h</sup>
129 Ghana	3.4	4.2	24.3	19.9	24.5 <sup>h</sup>	--	29.5 <sup>h</sup>	--	12.5 <sup>h</sup>	--
130 Cambodia	--	2.9	--	--	--	--	--	--	--	--
131 Vanuatu	7.4	4.8	24.6	18.8 <sup>h</sup>	--	--	--	--	--	--
132 Lesotho	4.1	8.4	13.4	--	39.1 <sup>h</sup>	41.2	32.7 <sup>h</sup>	29.2	21.3 <sup>h</sup>	28.7
133 Papua New Guinea	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
134 Kenya	7.1	6.5	14.8 <sup>h</sup>	16.7	59.9	--	17.7	--	12.4	--
135 Cameroon	2.8	--	16.4	16.9 <sup>h</sup>	--	--	72.6 <sup>h</sup>	86.8 <sup>h</sup>	27.4	13.2
136 Congo	4.9 <sup>h</sup>	6.1	9.8 <sup>h</sup>	14.7	30.0 <sup>h</sup>	50.4	35.6 <sup>h</sup>	11.6	34.4 <sup>h</sup>	28.0
137 Comoros	--	--	--	--	--	36.6 <sup>h</sup>	--	35.1 <sup>h</sup>	--	17.2 <sup>h</sup>
人間開発低位国										
138 Pakistan	3.1	2.7	8.8	7.1	36.0	51.8	33.3	27.9	16.2	13.0
139 Sudan	--	1.4	--	--	--	--	--	--	--	--
140 Bhutan	3.7	4.1	--	7.0	--	44.0	--	35.6	--	20.4
141 Togo	4.9	4.5	15.7	24.6	34.0	45.9	29.1	25.9	22.8	24.7
142 Nepal	2.2	2.2	10.4	13.5	35.7	45.1	19.9	19.0	33.4	19.0
143 Lao People's Dem. Rep.	0.5	2.1	6.6	8.7	--	48.3	--	30.7	--	7.4
144 Yemen	--	7.0	--	21.6 <sup>h</sup>	--	--	--	--	--	--
145 Bangladesh <sup>l</sup>	1.4	2.2	9.9	13.8	46.1	44.8	34.7	43.8	10.4	7.9
146 Haiti	1.9	--	20.6	--	51.0	--	18.1	--	10.8	--
147 Madagascar	1.9 <sup>h</sup>	1.9	--	16.1 <sup>h</sup>	42.3	30.0	26.5	33.4	27.2	21.1
148 Nigeria <sup>h</sup>	1.7	0.7	12.0	11.5	--	--	--	--	--	--
149 Djibouti	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
150 Uganda	3.5 <sup>h</sup>	2.6	--	--	44.5 <sup>h</sup>	--	33.4 <sup>h</sup>	--	13.2 <sup>h</sup>	--

9 教育への取り組み  
み：公的支出

HDI順位	教育への公的支出*				レベル別教育への公的支出 (全レベルに占める%) <sup>b</sup>					
	GNPIに 占める%		政府支出 総額に 占める%		就学前・ 初等教育		中等教育		高等教育	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>	1985-86 <sup>d</sup>	1995-97 <sup>e</sup>
151 Tanzania, U. Rep. of	--	--	9.9	--	57.5	--	20.5	--	12.7	--
152 Mauritania <sup>l</sup>	--	5.1	--	16.2	32.6	39.4	36.2	35.3	27.4	21.2
153 Zambia	3.1	2.2	9.8	7.1	43.0	41.5	26.9	18.4	18.3	23.2
154 Senegal	--	3.7	--	33.1	50.1	34.2	25.1	42.5	19.0	23.2
155 Congo, Dem. Rep. of the	1.0	--	8.2	--	--	--	71.3 <sup>h</sup>	--	28.7	--
156 Côte d'Ivoire	--	5.0	--	24.9	40.2	42.7	36.2	36.2	17.1	18.6
157 Eritrea <sup>l</sup>	--	1.8	--	--	--	44.5	--	17.6	--	--
158 Benin	--	3.2	--	15.2	--	56.1	--	21.7	--	18.8
159 Guinea	1.8	1.5	13.0	26.8	30.8 <sup>h</sup>	35.1 <sup>h</sup>	36.3 <sup>h</sup>	29.6	23.5 <sup>h</sup>	26.1 <sup>h</sup>
160 Gambia	3.7	4.9	8.8 <sup>h</sup>	21.2	49.0	48.9	21.3	31.6	13.8	12.9
161 Angola	6.2	--	13.8	--	--	--	86.8 <sup>h</sup>	--	5.0 <sup>h</sup>	--
162 Rwanda	3.5	--	22.9	--	67.6	--	15.3	--	11.5	--
163 Malawi	3.5	5.4	9.0	18.3 <sup>h</sup>	41.3	38.8	15.2	8.9	23.2	20.5
164 Mali	3.2	2.2	17.1	--	48.4	45.9	21.6	21.6	13.4	17.7
165 Central African Republic	2.6	--	16.8	--	55.2 <sup>h</sup>	53.2 <sup>h</sup>	17.6 <sup>h</sup>	16.5	18.9 <sup>h</sup>	24.0 <sup>h</sup>
166 Chad	--	2.2	--	--	43.5	--	24.2	--	--	9.0
167 Guinea-Bissau	1.8	--	--	--	--	--	--	--	--	--
168 Ethiopia	3.1	4.0	9.3	13.7	51.5	46.2 <sup>h</sup>	28.3	23.7 <sup>h</sup>	14.4	15.9 <sup>h</sup>
169 Burkina Faso	2.3	3.6 <sup>h</sup>	14.9	11.1 <sup>h</sup>	38.1	56.6	20.3	25.1	30.7	18.3
170 Mozambique	2.1	--	5.6	--	--	--	--	--	--	--
171 Burundi	3.1	4.0	18.1	18.3	45.0	42.7	32.2	36.7	19.8	17.1
172 Niger <sup>l</sup>	--	2.3	--	12.8	--	59.7 <sup>h</sup>	--	32.3 <sup>h</sup>	--	--
173 Sierra Leone	1.7	--	12.4	--	33.2	--	29.3	--	24.2	--

注：データの制約が多数あることから、複数年にわたり国と国との比較を行う場合は注意が必要である。データについての詳しい注釈はUNESCO(1999b)を参照されたい。

- a. 経常支出、資本支出を含む教育に対する公的支出のデータ。指標項目の定義を参照のこと。
- b. 教育に対する経常公的支出のデータ。四捨五入あるいは、「その他のタイプ」や「配分なし」の項目を計算から除いているため、各教育レベルの支出を足し合わせても100にならない。
- c. 記載の期間内で入手可能な最新年のデータ。
- d. 算出方法に変更があったため、以前の報告書の数値とは厳密には比較できない。
- e. 「その他のタイプ」への支出は、各教育レベルに配分されている。
- f. 資本支出も含む。
- g. 記載以外の年あるいは期間。
- h. 就学前、初等教育、中等教育の総支出。
- i. 教育費のみのデータ。
- j. フランドル地方のみのデータ。
- k. ギリシャ教育省のみのデータ。
- l. 高等教育への支出は含まない。
- m. 短期専門大学や専門学校への支出は含まない。
- n. 中央政府のみのデータ。

出典：第1-4列：UNESCO 2000；第5-10列：UNESCO 1999b



HDI順位	成人識字率 (% : 15歳以上)		若年習識率 (% : 15-24歳)		初等教育 純就学率 (%)		中等教育 純就学率 (%)		第5学年 まで進級 した児童 (%)	理数系、 工学系の 高等教育 就学者 (全高等教育 就学者に 占める%)
	1985	2000	1985	2000	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>		
人間開発高位国										
1 Norway	--	--	--	--	97	100	85	96	--	18
2 Sweden	--	--	--	--	98	100	--	100	97	31
3 Canada	--	--	--	--	94	96	89	94	--	--
4 Belgium	--	--	--	--	96	100	89	95	--	--
5 Australia	--	--	--	--	97	--	79	--	--	32
6 United States	--	--	--	--	94	95	91	90	--	--
7 Iceland	--	--	--	--	--	99	--	85	--	20
8 Netherlands	--	--	--	--	95	100	86	93	--	20
9 Japan	--	--	--	--	99	100	97	--	--	23
10 Finland	--	--	--	--	--	99	--	95	100	37
11 Switzerland	--	--	--	--	--	94	--	83	--	31
12 France	--	--	--	--	100	100	82	94	--	25
13 United Kingdom	--	--	--	--	98	100	79	94	--	29
14 Denmark	--	--	--	--	99	100	85	89	--	21
15 Austria	--	--	--	--	--	88	--	--	--	28
16 Luxembourg	--	--	--	--	85	100	60	--	--	--
17 Germany	--	--	--	--	--	87	--	88	--	31
18 Ireland	--	--	--	--	90	100	81	77	--	30
19 New Zealand	--	--	--	--	100	100	84	--	--	21
20 Italy	97.1	98.4	99.8	99.8	96 <sup>c</sup>	100	68 <sup>d</sup>	88	99	28
21 Spain	95.3	97.6	99.4	99.8	100	100	--	92	--	30
22 Israel	88.0	94.6	98.2	99.4	--	95	--	85	--	--
23 Hong Kong, China (SAR)	87.0	93.5	97.7	99.2	96 <sup>c</sup>	--	69 <sup>d</sup>	--	--	--
24 Greece	93.2	97.2	99.4	99.8	98	95	82	86	--	--
25 Singapore	85.6	92.3	98.2	99.7	99 <sup>c</sup>	--	--	--	--	--
26 Cyprus	92.5	97.1	99.6	99.8	96	81	76	73	100	17
27 Korea, Rep. of	94.5	97.8	99.8	99.8	96	97	85	--	98	34
28 Portugal	84.4	92.2	98.8	99.8	100	100	--	88	--	31
29 Slovenia	99.5	99.6	99.7	99.8	--	94	--	89	--	29
30 Malta	86.1	92.0	96.7	98.6	95	100	74	81	100	13
31 Barbados	--	--	--	--	--	--	77 <sup>e</sup>	100	--	21
32 Brunei Darussalam	80.9	91.5	96.4	99.4	80	--	51 <sup>f</sup>	--	--	6
33 Czech Republic	--	--	--	--	--	90	--	79	--	34
34 Argentina	95.1	96.8	97.8	98.6	96	100	--	74	--	30
35 Hungary	98.8	99.3	99.7	99.8	97	84	66	85	--	32
36 Slovakia	--	--	--	--	--	--	--	--	--	43
37 Poland	99.4	99.7	99.8	99.8	99	96	75	57	--	--
38 Chile	93.0	95.8	97.5	98.8	89 <sup>g</sup>	88	--	70	100	43
39 Bahrain	76.8	87.6	93.2	98.4	97	97	82	80	95	--
40 Uruguay	95.8	97.7	98.7	99.3	89	92	56 <sup>h</sup>	66	98	24
41 Bahamas	93.8	95.4	96.0	97.2	100	87	83	100	--	--
42 Estonia	--	--	--	--	--	96	--	77	--	32
43 Costa Rica	92.9	95.6	97.1	98.3	86	--	35	--	90	18
44 Saint Kitts and Nevis	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
45 Kuwait	72.2	82.0	84.2	92.4	82	67	--	57	--	23
46 United Arab Emirates	69.0	76.3	79.7	90.7	89	83	--	70	--	27
47 Seychelles	--	--	--	--	--	--	--	--	99	--
48 Croatia	95.8	98.3	99.5	99.8	--	77	--	81	--	38
49 Lithuania	99.1	99.6	99.8	99.8	--	94	--	85	--	38
50 Trinidad and Tobago	90.2	93.8	95.5	97.5	93	93	73	72	97	41

HDI順位	成人識字率 (% : 15歳以上)		若年習識率 (% : 15-24歳)		初等教育 純就学率 (%)		中等教育 純就学率 (%)		第5学年 まで進級 した児童 (%)	理数系、 工学系の 高等教育 就学者 (全高等教育 就学者に 占める%)
	1985	2000	1985	2000	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>		
51 Qatar	74.4	81.2	86.8	94.8	92	86	66	67	--	--
52 Antigua and Barbuda	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
53 Latvia	99.8	99.8	99.8	99.8	--	94	--	83	--	29
人間開発中位国										
54 Mexico	85.3	91.4	93.9	97.0	99	100	46	56	86	31
55 Cuba	94.0	96.7	98.8	99.8	88	97	69	75	--	21
56 Belarus	99.0	99.6	99.8	99.8	--	--	--	--	--	33
57 Panama	87.1	91.9	94.4	96.8	91	--	49	--	--	26
58 Belize	86.4	93.2	94.9	98.0	--	99	--	39	--	--
59 Malaysia	76.4	87.5	92.7	97.6	--	98	--	93	--	--
60 Russian Federation	99.0	99.6	99.8	99.8	--	73	--	--	--	48
61 Dominica	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
62 Bulgaria	96.3	98.4	99.4	99.7	97 <sup>c</sup>	93	79 <sup>d</sup>	81	--	25
63 Romania	96.3	98.1	99.2	99.6	--	94	--	76	--	32
64 Libyan Arab Jamahiriya	60.8	80.0	86.7	96.5	--	--	--	71	--	--
65 Macedonia, FYR	--	--	--	--	--	96	--	79	95	38
66 Saint Lucia	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
67 Mauritius	77.2	84.5	89.3	93.9	100	93	--	63	99	17
68 Colombia	86.6	91.7	94.0	96.9	65	87	32	--	73	31
69 Venezuela	86.7	92.6	94.9	98.0	86	--	18	--	89	--
70 Thailand	90.3	95.5	97.4	98.9	--	77	--	55	--	21
71 Saudi Arabia	59.4	76.3	80.0	92.7	53	59	29	--	89	18
72 Fiji	86.1	92.9	96.8	99.1	98	100	--	76	--	--
73 Brazil	78.4	85.2	88.8	92.5	82	98	15	--	--	22
74 Suriname	--	--	--	--	84	--	43	--	--	--
75 Lebanon	76.3	86.0	90.0	95.2	--	78	--	76	--	17
76 Armenia	96.8	98.4	99.4	99.7	--	--	--	--	--	33
77 Philippines	90.9	95.3	96.4	98.7	98	--	51	--	--	--
78 Oman	45.5	71.7	74.0	97.9	69	66	--	58	96	30
79 Kazakhstan	--	--	--	--	--	--	--	74	--	42
80 Ukraine	99.3	99.6	99.8	99.9	--	--	--	--	--	--
81 Georgia	--	--	--	--	--	--	--	--	--	48
82 Peru	82.7	89.9	93.0	96.8	96	100	49	61	--	--
83 Grenada	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
84 Maldives	93.2	96.7	97.3	99.1	--	--	--	--	--	--
85 Turkey	73.9	85.1	90.7	96.5	95	100	38	--	--	22
86 Jamaica	79.5	86.9	89.6	94.0	91	92	62	79	--	20
87 Turkmenistan	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
88 Azerbaijan	--	--	--	--	--	96	--	82	--	--
89 Sri Lanka	87.1	91.6	93.9	96.8	--	100	69	--	--	28
90 Paraguay	88.4	93.3	94.7	97.1	89	92	25	42	78	22
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
92 Albania	71.7	84.7	93.1	97.8	--	--	--	--	--	22
93 Ecuador	85.1	91.6	94.3	97.3	--	97	--	46	85	--
94 Dominican Republic	76.9	83.6	85.2	91.1	--	87	--	53	--	25
95 Uzbekistan	98.3	99.2	99.6	99.7	--	--	--	--	--	--
96 China	71.9	84.1	93.1	97.8	94	91	--	50	94	53
97 Tunisia	52.6	71.0	78.3	93.4	94	98	32 <sup>e</sup>	55	91	27
98 Iran, Islamic Rep. of	56.2	76.3	80.7	94.0	85	--	--	--	--	36
99 Jordan	74.8	89.7	94.6	99.3	--	64	--	60	--	27
100 Cape Verde	57.3	73.8	77.0	88.1	100	99	12	--	--	--



10 識字と就学

HDI順位	成人識字率 (%：15歳以上)		若年層識字率 (%：15-24歳)		初等教育 純就学率 (%)		中等教育 純就学率 (%)		第5学年 まで進級 した児童 (%)		理数系、 工学系の 高等教育 就学者 (全高等教育 就学者に 占める%)
	1985	2000	1985	2000	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1994-97 <sup>a</sup>	
101 Samoa (Western)	73.5	80.2	81.2	81.1	-	96	-	65	85	-	-
102 Kyrgyzstan	-	-	-	-	-	85	-	-	-	-	-
103 Guyana	96.1	98.5	99.7	99.8	-	85	-	-	91	15	-
104 El Salvador	69.1	78.7	81.4	88.2	74	81	15 <sup>a</sup>	37	77	20	-
105 Moldova, Rep. of	96.3	98.9	99.8	99.8	-	-	-	-	-	44	-
106 Algeria	44.5	66.7	69.5	89.0	89	94	50	58	94	50	-
107 South Africa	78.9	85.3	86.8	91.3	-	100	-	-	-	18	-
108 Syrian Arab Republic	59.4	74.4	75.5	87.2	100	93	52	38	94	31	-
109 Viet Nam	88.9	93.4	94.5	97.0	-	97	-	49	-	-	-
110 Indonesia	74.7	86.9	92.6	97.7	98	-	42	-	88	28	-
111 Equatorial Guinea	66.7	83.2	89.1	96.9	-	83	-	26	-	-	-
112 Tajikistan	97.2	99.2	99.7	99.8	-	-	-	-	-	23	-
113 Mongolia	97.8	98.9	99.1	99.6	91	85	-	53	-	25	-
114 Bolivia	73.6	85.5	89.9	95.9	92	97	28	-	-	-	-
115 Egypt	43.2	55.3	57.0	69.8	-	92	-	-	-	15	-
116 Honduras	65.1	74.6	75.8	83.4	92	-	23	-	-	26	-
117 Gabon	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118 Nicaragua	60.8	66.5	66.5	71.7	72	-	22	-	51	31	-
119 São Tomé and Príncipe	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
120 Guatemala	57.1	68.6	69.6	79.3	-	83	-	-	50	-	-
121 Solomon Islands	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122 Namibia	70.8	82.0	84.7	91.6	-	86	-	31	86	4	-
123 Morocco	33.5	48.9	48.3	67.4	58	79	-	-	75	29	-
124 India	45.2	57.2	60.0	72.6	-	-	-	39	-	75	-
125 Swaziland	66.1	79.6	81.5	90.4	81	77	-	35	76	22	-
126 Botswana	69.3	77.2	78.2	88.3	92	81	24	57	90	27	-
127 Myanmar	78.2	84.7	85.5	90.9	-	-	-	-	-	37	-
128 Zimbabwe	75.8	88.7	90.2	97.2	-	-	-	-	79	23	-
129 Ghana	51.1	71.5	74.8	91.0	-	-	-	-	-	-	-
130 Cambodia	57.9	67.8	69.9	78.9	-	100	-	20	49	23	-
131 Vanuatu	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-
132 Lesotho	74.8	83.4	85.1	90.5	73	80	14	14	-	13	-
133 Papua New Guinea	52.7	63.9	65.1	75.7	-	85	-	22	-	-	-
134 Kenya	63.8	82.4	85.0	95.1	-	-	-	-	-	-	-
135 Cameroon	54.8	75.8	81.7	93.7	75	-	-	-	-	-	-
136 Congo	58.9	80.7	87.6	97.4	-	-	-	-	-	-	-
137 Comoros	52.7	55.9	55.8	58.7	55	50	-	-	-	-	-
<b>人間開発低位国</b>											
138 Pakistan	31.4	43.2	41.4	57.0	-	-	-	-	-	-	-
139 Sudan	40.0	57.8	57.7	77.2	-	46	-	-	-	-	-
140 Bhutan	-	-	-	-	-	16	-	5	-	-	-
141 Togo	38.3	57.1	55.9	75.4	72	88	-	23	-	11	-
142 Nepal	26.5	41.8	39.5	60.5	58 <sup>a</sup>	-	19 <sup>a</sup>	-	-	14	-
143 Lao People's Dem. Rep.	30.7	48.7	47.5	70.5	71	76	-	27	55	-	-
144 Yemen	25.9	46.3	43.7	64.9	-	61	-	35	-	6	-
145 Bangladesh	32.0	41.3	43.2	50.7	54	100	19 <sup>a</sup>	-	-	-	-
146 Haiti	35.1	49.8	53.2	64.4	25	80	-	-	-	-	-
147 Madagascar	52.8	66.5	67.7	80.1	-	63	-	13	-	20	-
148 Nigeria	40.7	53.9	61.7	86.8	-	-	-	-	-	41	-
149 Djibouti	46.7	54.6	65.6	84.0	32	32	11	-	79	-	-
150 Uganda	50.8	67.1	65.3	78.8	57	100	-	9	-	15	-

10 識字と就学

HDI順位	成人識字率 (%：15歳以上)		若年層識字率 (%：15-24歳)		初等教育 純就学率 (%)		中等教育 純就学率 (%)		第5学年 まで進級 した児童 (%)		理数系、 工学系の 高等教育 就学者 (全高等教育 就学者に 占める%)
	1985	2000	1985	2000	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1998 <sup>b</sup>	1985-87 <sup>a</sup>	1994-97 <sup>a</sup>	
151 Tanzania, U. Rep. of	56.2	75.1	77.4	90.6	54	48	-	4	81	39	-
152 Mauritania	31.9	40.2	37.9	48.9	33 <sup>c</sup>	60	-	-	64	-	-
153 Zambia	63.3	78.1	77.2	88.2	88	73	-	22	-	-	-
154 Senegal	24.5	37.3	34.9	50.7	49	59	12	-	85	-	-
155 Congo, Dem. Rep. of the	40.6	61.4	61.4	81.7	58	32	17	12	-	-	-
156 Côte d'Ivoire	27.7	46.8	42.9	65.0	-	59	-	-	75	-	-
157 Eritrea	41.9	55.7	55.9	70.2	-	34	-	19	70	-	-
158 Benin	22.0	37.4	33.9	53.1	51	-	13	16	-	18	-
159 Guinea	-	-	-	-	27	46	9	13	-	42	-
160 Gambia	20.5	36.6	35.2	57.1	62	61	14	23	-	-	-
161 Angola	-	-	-	-	-	57	-	-	-	-	-
162 Rwanda	46.5	66.8	65.9	83.3	62	91	-	-	-	-	-
163 Malawi	48.2	60.1	59.3	71.1	45	-	-	7	-	-	-
164 Mali	19.2	41.5	34.9	65.3	18	42	-	-	84	-	-
165 Central African Republic	27.8	46.7	45.1	67.2	48	53	-	-	-	-	-
166 Chad	21.8	42.6	39.0	66.6	37	55	-	7	59	14	-
167 Guinea-Bissau	22.7	38.5	38.0	58.2	45	-	-	-	-	-	-
168 Ethiopia	24.2	39.1	37.5	54.8	31	35	-	16	51	36	-
169 Burkina Faso	13.4	23.9	20.9	34.6	25	34	3	9	-	18	-
170 Mozambique	28.9	44.0	43.7	60.6	48	41	-	7	-	46	-
171 Burundi	32.3	48.0	45.5	63.9	50	38	3	-	-	-	-
172 Niger	9.6	15.9	14.2	23.0	25	26	-	6	73	-	-
173 Sierra Leone	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>開発途上国</b>											
開発途上国	62.7	73.7	78.4	84.6	-	-	-	-	-	-	-
<b>後発開発途上国</b>											
後発開発途上国	49.4	52.8	52.3	66.0	-	-	-	-	-	-	-
<b>アラブ諸国</b>											
アラブ諸国	45.8	62.0	63.1	79.1	-	-	-	-	-	-	-
<b>東アジア・太平洋諸国</b>											
東アジア・太平洋諸国	74.7	85.9	93.1	97.4	-	-	-	-	-	-	-
<b>ラテンアメリカ・カリブ諸国</b>											
ラテンアメリカ・カリブ諸国	82.4	88.3	90.8	94.0	-	-	-	-	-	-	-
<b>南アジア</b>											
南アジア	43.7	55.6	57.4	69.8	-	-	-	-	-	-	-
<b>サハラ以南アフリカ</b>											
サハラ以南アフリカ	44.4	61.5	61.7	77.7	-	-	-	-	-	-	-
<b>中・東欧・CIS諸国</b>											
中・東欧・CIS諸国	98.5	99.3	99.6	99.8	-	-	-	-	-	-	-
<b>OECD諸国</b>											
OECD諸国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>高所得OECD諸国</b>											
高所得OECD諸国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>人間開発高位国</b>											
人間開発高位国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人間開発中位国	69.2	78.9	83.9	89.4	-	-	-	-	-	-	-
人間開発低位国	34.5	49.7	48.8	65.5	-	-	-	-	-	-	-
<b>高所得国</b>											
高所得国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>中所得国</b>											
中所得国	77.1	86.0	91.5	95.6	-	-	-	-	-	-	-
<b>低所得国</b>											
低所得国	50.8	62.4	64.0	75.4	-	-	-	-	-	-	-
<b>全世界</b>											
全世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

a. 記載の期間内で入手可能な最新年のデータ。  
b. 就学率はUNESCO(1997a)で1997年に採用された新しい教育国際標準分類をもとにしており、前年までの本書の就学率とは厳密には比較できない可能性がある。  
c. 1984年のデータ。

出典：第1-4列：UNESCO 2002a；第5-8列：UNESCO 2002c；第9列：UNESCO 1999b；第10列：UNESCO(1999b)の高等教育に関するデータをもとに算出



11 技術の普及と創造

知識を得るために

HDI順位	電話主要回線 (1000人当たり)		携帯電話 登録者数 (1000人当たり)		インターネット ホスト数 (1000人当たり)		住民の得た 特許件数 (百万人 当たり)	特許 使用料・ ライセンス 使用料 (1人当たり) : US\$	研究開発 への支出 (対GDP比%)	研究開発に 従事する 科学者・ 技術者の 割合 (百万人当たり)
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1998	2000	1990-2000*	1990-2000*
人間開発上位国										
1 Norway	502	532	46	751	19.3	101.1	103	29.3	1.7	4,095
2 Sweden	681	682	54	717	16.4	67.3	271	144.2	3.4	4,507
3 Canada	565	677	22	285	12.7	77.4	31	44.7	1.7	3,009
4 Belgium	393	498	4	525	3.0	29.4	72	76.4	1.6	2,307
5 Australia	456	525	11	447	17.1	85.7	75	17.9	1.7	3,320
6 United States	545	700	21	398	23.0	295.2	289	134.3	2.5	4,103
7 Iceland	510	701	39	783	31.0	143.0	15	0.0	2.1	5,686
8 Netherlands	454	618	5	670	11.1	101.9	189	137.1	2.0	2,490
9 Japan	441	586	7	526	2.1	36.5	994	80.5	2.8	4,960
10 Finland	534	550	52	729	41.7	102.3	187	219.9	-	-
11 Switzerland	574	727	18	644	11.3	36.7	183	-	2.6	3,058
12 France	495	579	5	493	2.6	19.1	205	39.0	2.2	2,686
13 United Kingdom	441	589	19	727	7.5	28.2	82	123.9	1.8	2,678
14 Denmark	567	770	29	631	9.7	62.9	52	-	1.9	3,240
15 Austria	418	467	10	762	6.6	59.0	165	20.0	1.6	1,605
16 Luxembourg	478	750	2	861	4.6	27.1	207	397.0	-	-
17 Germany	441	611	4	586	5.8	24.8	235	34.4	2.3	2,873
18 Ireland	281	420	7	658	3.7	29.7	106	132.5	1.5	2,132
19 New Zealand	434	500	16	563	14.8	90.6	103	12.9	1.2	2,197
20 Italy	388	474	5	737	1.3	17.8	13	9.8	1.0	1,322
21 Spain	316	421	1	609	1.3	11.3	42	10.1	0.8	1,542
22 Israel	343	482	3	702	4.9	29.5	74	82.8	3.7	1,570
23 Hong Kong, China (SAR)	450	583	24	809	2.9	34.3	6	-	-	91
24 Greece	389	532	0	557	0.7	10.5	( )	0.5	0.5	1,045
25 Singapore	349	484	17	684	6.6	45.2	8	-	1.1	2,181
26 Cyprus	419	647	5	321	0.6	11.9	-	-	0.2	369
27 Korea Rep. of	310	464	2	567	0.6	8.5	779	14.7	2.7	2,139
28 Portugal	243	430	1	605	1.2	6.2	6	2.1	0.6	1,583
29 Slovenia	211	396	0	612	2.3	11.0	105	5.9	1.5	2,161
30 Malta	360	522	0	292	0.2	17.1	18	0.0 <sup>P</sup>	( ) <sup>P</sup>	96 <sup>P</sup>
31 Barbados	281	437	6	111 <sup>P</sup>	( )	0.4	-	0.9	-	-
32 Brunei Darussalam	176	245	7	289	0.5	14.4	-	-	-	-
33 Czech Republic	158	378	0	424	2.1	15.4	28	4.3	1.3	1,317
34 Argentina	53	213	( )	163	0.2	7.4	8	0.4	0.5	711
35 Hungary	96	372	( )	302	1.5	10.4	26	11.2	0.7	1,249
36 Slovakia	135	314	0	205	0.5	7.0	24	3.0	1.0	1,706
37 Poland	86	282	0	174	0.6	8.8	30	0.9	0.7	1,460
38 Chile	66	221	1	222	0.6	4.9	-	6.7	0.6	370
39 Bahrain	192	250	10	300	0.2	1.7	-	-	-	-
40 Uruguay	134	278	0	132	0.2	16.3	2	0.0	-	-
41 Bahamas	274	376	8	104	1.0	0.1	-	-	-	-
42 Estonia	204	363	0	387	2.4	28.4	1	1.1	0.8	2,164
43 Costa Rica	101	249	0	52	0.5	1.9	-	0.3 <sup>P</sup>	0.1	533
44 Saint Kitts and Nevis	237	569	-	31	0.0	0.1	-	0.0	-	-
45 Kuwait	247	244	15	249	0.7	1.8	-	0.0	-	214
46 United Arab Emirates	206	391	17	548	0.2	14.3	-	-	-	-
47 Seychelles	124	235	0	320	0.0	0.1	-	-	-	-
48 Croatia	172	365 <sup>P</sup>	( )	231	0.5	3.7	9	-	1.2	1,494
49 Lithuania	212	321	0	142	0.1	4.3	27	( )	-	2,031
50 Trinidad and Tobago	141	231	0	163	( )	5.1	-	-	0.1	145

11 技術の普及と創造

HDI順位	電話主要回線 (1000人当たり)		携帯電話 登録者数 (1000人当たり)		インターネット ホスト数 (1000人当たり)		住民の得た 特許件数 (百万人 当たり)	特許 使用料・ ライセンス 使用料 (1人当たり) : US\$	研究開発 への支出 (対GDP比%)	研究開発に 従事する 科学者・ 技術者の 割合 (百万人当たり)
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1998	2000	1990-2000*	1990-2000*
人間開発中位国										
51 Qatar	190	268	8	202	0.0	0.1	-	-	-	-
52 Antigua and Barbuda	253	499	-	257	2.4	4.2	-	0.0	-	-
53 Latvia	234	303	0	196	0.5	10.7	71	1.0	0.4	1,090
54 Mexico	65	125	1	142	0.1	5.7	1	0.4	0.4	213
55 Cuba	31	44	0	0	( )	0.1	-	-	-	1,611
56 Belarus	153	269	0	5	( )	0.2	50	0.1	0.6	2,296
57 Panama	93	151	0	145	0.1	5.4	-	0.0 <sup>P</sup>	-	-
58 Belize	92	149	0	70	( )	1.2	-	-	-	-
59 Malaysia	89	199	5	213	0.2	3.1	-	0.0 <sup>P</sup>	6.4	154
60 Russian Federation	140	218	0	22	0.1	2.2	131	0.6	1.1	3,397
61 Dominica	164	294	0	16	0.0	2.4	-	0.4	-	-
62 Bulgaria	242	350	0	90	0.1	2.2	23	0.4	( )	1,289
63 Romania	102	175	0	112	0.1	1.9	71	0.1	0.8	1,393
64 Libyan Arab Jamahiriya	48	106	0	7	0.0	( )	-	-	-	361
65 Macedonia, FYR	148	251	0	57	( )	0.8	19	1.4	0.3	387
66 Saint Lucia	127	313	-	16	0.0	0.2	-	0.0	-	-
67 Mauritius	52	235	2	151	0.0	2.8	-	( )	0.2 <sup>P</sup>	360
68 Colombia	69	109	0	53	0.1	1.1	1	0.1	-	-
69 Venezuela	76	108	( )	217	0.1	0.7	-	0.0	0.3	194
70 Thailand	24	92	1	50	0.1	1.1	1	0.1	0.1	102
71 Saudi Arabia	77	137	1	64	( )	0.2	( )	0.0	-	-
72 Fiji	57	106	0	68	0.1	0.7	-	-	-	-
73 Brazil	65	182	( )	136	0.1	5.2	2	0.7	0.8	168
74 Suriname	92	174	0	34	( )	( )	-	0.0 <sup>P</sup>	-	-
75 Lebanon	118	195	0	212	( )	1.7	-	-	-	-
76 Armenia	157	152	0	5	( )	0.8	8	-	0.2	1,308
77 Philippines	10	40	0	84	( )	0.3	( )	0.1	0.2	155
78 Oman	60	89	2	65	0.0	0.3	-	-	-	-
79 Kazakhstan	80	113	0	12	( )	0.5	55	0.0	0.3	-
80 Ukraine	136	206	0	16	( )	0.7	84	( )	1.0	2,121
81 Georgia	99	139	0	34	( )	0.3	67	-	-	-
82 Peru	26	67	( )	50	( )	0.4	-	0.0	( ) <sup>P</sup>	229
83 Grenada	177	332	2	46	0.0	( )	-	0.0	-	-
84 Maldives	29	91	0	28	0.0	1.0	-	12.7	-	-
85 Turkey	121	280	0	246	0.1	1.1	( )	-	0.5	303
86 Jamaica	45	199	0	142	0.1	0.6	-	2.5	-	-
87 Turkmenistan	60	87	0	2	0.0	0.3	10	-	-	-
88 Azerbaijan	85	104	0	56	( )	0.2	-	-	-	2,735
89 Sri Lanka	7	43	( )	23	( )	0.1	-	-	-	188
90 Paraguay	27	50 <sup>P</sup>	0	149	0.0	0.2	-	36.9	-	-
91 St. Vincent & the Grenadines	124	220	0	21	0.0	( )	-	0.0	-	-
92 Albania	12	39	0	8	( )	0.1	-	-	-	-
93 Ecuador	48	100	0	38	( )	( )	-	-	-	140
94 Dominican Republic	48	105	( )	82	( )	0.9	-	-	-	-
95 Uzbekistan	69	67	0	2	( )	( )	25	-	-	1,754
96 China	6	112	( )	66	( )	0.1	1	0.1	0.1	459
97 Tunisia	38	90 <sup>P</sup>	( )	6 <sup>P</sup>	( )	( )	-	0.3	0.3	124
98 Iran, Islamic Rep. of	40	149	0	15	( )	( )	1	0.0	0.5	590
99 Jordan	58	92	( )	58	( )	0.1	-	-	-	-
100 Cape Verde	24	126	0	45	0.0	0.1	-	-	-	-



11 技術の普及と創造

HDI順位	電話主要回線 (1000人当たり)		携帯電話 登録者数 (1000人当たり)		インターネット ホスト数 (1000人当たり)		特許・ 使用料・ 住民の得たライセンス 特許件数 (百万人 当たり)		研究開発に 従事する 科学者・ 技術者の 割合 (百万人当たり)	
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1998	2000	1990-2000*	1990-2000*
101 Samoa (Western)	26	47	0	17 <sup>a</sup>	0.0	14.2	-	-	-	-
102 Kyrgyzstan	72	77	0	2	0.0	0.4	14	0.1	0.2	574
103 Guyana	20	79	0	46	0.0	0.1	-	-	-	-
104 El Salvador	24	100	0	118	(.)	0.1	-	0.4	2.2	19
105 Moldova, Rep. of	106	133	0	32	(.)	0.4	42	0.2	0.8	394
106 Algeria	32	57	(.)	3	(.)	(.)	-	-	-	-
107 South Africa	93	114	(.)	190	1.2	4.4	-	1.4	0.6	992
108 Syrian Arab Republic	41	103	0	2	0.0	(.)	-	-	-	29
109 Viet Nam	1	32	0	10	0.0	(.)	-	-	-	274
110 Indonesia	6	31	(.)	17	(.)	0.1	-	-	0.1	-
111 Equatorial Guinea	4	13	0	-	0.0	0.0	-	-	-	-
112 Tajikistan	45	36	0	(.)	0.0	(.)	2	-	-	660
113 Mongolia	32	56	0	45	0.0	0.1	56	0.4 <sup>a</sup>	0.1	468
114 Bolivia	28	60	0	70	(.)	0.2	-	0.2	-	171
115 Egypt	30	86	(.)	21	(.)	(.)	(.)	0.5	1.9	493
116 Honduras	17	46	0	24	0.0	(.)	-	0.1	-	-
117 Gabon	22	32	0	98	0.0	(.)	-	-	-	-
118 Nicaragua	13	31	0	18	(.)	0.3	-	-	-	203 <sup>a</sup>
119 São Tomé and Príncipe	19	31	0	0	0.0	5.4	-	-	-	-
120 Guatemala	21	57	(.)	51	(.)	0.5	(.)	-	0.2 <sup>a</sup>	103 <sup>a</sup>
121 Solomon Islands	15	18	0	3	(.)	0.3	-	0.1 <sup>a</sup>	-	-
122 Namibia	39	63	0	47	(.)	1.3	-	-	-	-
123 Morocco	16	50	(.)	83	(.)	0.1	3	1.3	-	-
124 India	6	32	0	4	(.)	(.)	1	0.1	0.6	158
125 Swaziland	17	32	0	33	(.)	1.0	-	0.2	-	-
126 Botswana	21	93	0	123	(.)	1.5	1	( <sup>a</sup>	-	-
127 Myanmar	2	6	0	(.)	0.0	(.)	-	(.)	-	-
128 Zimbabwe	12	18	0	23	(.)	0.3	(.)	-	-	-
129 Ghana	3	12	0	6	(.)	(.)	(.)	-	-	-
130 Cambodia	(.)	2	0	10	0.0	(.)	-	-	-	-
131 Vanuatu	18	34	0	2	0.0	1.1	-	-	-	-
132 Lesotho	7	10	0	10	0.0	(.)	-	5.7	-	-
133 Papua New Guinea	8	13	0	2 <sup>a</sup>	0.0	0.1	-	-	-	-
134 Kenya	8	10	0	4	(.)	0.1	(.)	0.2	-	-
135 Cameroon	3	6 <sup>a</sup>	0	10	0.0	(.)	-	-	-	-
136 Congo	7	7	0	24	0.0	(.)	-	-	-	34
137 Comoros	8	10	0	0	0.0	0.1	-	-	-	-
人間開発低位国										
138 Pakistan	8	22	(.)	2	(.)	(.)	-	( <sup>a</sup>	-	78
139 Sudan	2	12	0	1	0.0	0.0	-	0.0	-	-
140 Bhutan	4	20	0	0	0.0	1.2	-	-	-	-
141 Togo	3	9	0	11	0.0	(.)	-	0.0 <sup>a</sup>	8.4	102
142 Nepal	3	12	0	(.)	(.)	(.)	-	-	-	-
143 Lao People's Dem. Rep.	2	8	0	2	0.0	(.)	-	-	-	-
144 Yemen	11	19	0	2	0.0	(.)	-	-	-	-
145 Bangladesh	2	4	0	1	0.0	(.)	(.)	(.)	-	51
146 Haiti	7	9	0	3 <sup>a</sup>	0.0	(.)	-	-	-	-
147 Madagascar	2	3	0	4	0.0	(.)	-	(.)	0.2	12
148 Nigeria	3	4	0	(.)	0.0	(.)	-	-	0.1 <sup>a</sup>	15 <sup>a</sup>
149 Djibouti	11	15	0	(.)	0.0	(.)	-	-	-	-
150 Uganda	2	3	0	8	(.)	(.)	-	-	0.8	25

11 技術の普及と創造

HDI順位	電話主要回線 (1000人当たり)		携帯電話 登録者数 (1000人当たり)		インターネット ホスト数 (1000人当たり)		特許・ 使用料・ 住民の得たライセンス 特許件数 (百万人 当たり)		研究開発に 従事する 科学者・ 技術者の 割合 (百万人当たり)	
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1998	2000	1990-2000*	1990-2000*
151 Tanzania, U. Rep. of	3	5	0	5	0.0	(.)	-	(.)	-	-
152 Mauritania	3	7	0	3	0.0	(.)	-	-	-	-
153 Zambia	9	8	0	9	(.)	0.1	(.)	-	-	-
154 Senegal	6	22	0	26	(.)	0.2	-	0.2 <sup>a</sup>	-	2
155 Congo, Dem. Rep. of the	1	(.)	0	(.)	0.0	(.)	-	-	-	-
156 Côte d'Ivoire	6	18	0	30	(.)	(.)	-	(.)	-	-
157 Eritrea	-	8	-	0	0.0	(.)	-	-	-	-
158 Berlin	3	8	0	9	0.0	0.0	-	-	-	174 <sup>a</sup>
159 Guinea	2	8	0	5	(.)	(.)	-	-	-	-
160 Gambia	7	26	0	4	0.0	(.)	1	-	-	-
161 Angola	8	5	0	2	0.0	(.)	-	0.2 <sup>a</sup>	-	-
162 Rwanda	2	2	0	5	0.0	0.1	-	0.0	-	-
163 Malawi	3	4	0	5	0.0	(.)	-	-	-	-
164 Mali	1	3	0	1	0.0	(.)	-	-	-	-
165 Central African Republic	2	3	0	1	0.0	(.)	-	-	(.)	47
166 Chad	1	1 <sup>a</sup>	0	1	0.0	(.)	-	-	-	-
167 Guinea-Bissau	6	9	0	0	0.0	(.)	-	-	-	-
168 Ethiopia	3	4	0	(.)	(.)	(.)	-	-	-	-
169 Burkina Faso	2	4	0	2	0.0	(.)	-	-	-	17
170 Mozambique	3	4	0	2	0.0	(.)	-	-	-	-
171 Burundi	2	3	0	2	0.0	0.0	-	0.0 <sup>a</sup>	0.3 <sup>a</sup>	21 <sup>a</sup>
172 Niger	1	2	0	(.)	0.0	(.)	-	-	-	-
173 Sierra Leone	3	4	0	2	0.0	(.)	-	-	-	-
開発途上国	21	78	(.)	52	(.)	0.7	-	1.0	-	-
後発開発途上国	3	6	0	3	(.)	(.)	-	16.0	-	-
アラブ諸国	35	77	(.)	38	(.)	0.2	-	106.0	-	-
東アジア・太平洋諸国	17	104	(.)	74	(.)	0.6	-	784.0	0.9	496
ラテンアメリカ・カリブ諸国	62	147	(.)	121	0.1	3.9	-	501.0	0.6	287
南アジア	7	33	(.)	4	(.)	(.)	-	86.0	-	158
サハラ以南アフリカ	11	15	(.)	19	0.1	0.4	-	81.0	-	-
中・東欧・CIS諸国	124	210	(.)	69	0.3	3.0	78	325.0	0.9	2,514
OECD諸国	392	524	10	459	8.5	92.0	266	70.0	2.2	2,973
高所得OECD諸国	472	600	13	524	11.1	120.0	306	69.0	2.3	3,369
人間開発高位国	416	556	11	487	9.1	98.1	290	71.0	2.3	2,989
人間開発中位国	28	92	(.)	50	(.)	0.6	-	859.0	-	584
人間開発低位国	4	8	(.)	3	(.)	(.)	-	1.0	-	-
高所得国	470	605	13	527	0.9	117.2	300	70.0	2.3	3,344
中所得国	45	139	(.)	92	0.1	1.5	-	1.0	-	8.8
低所得国	10	27	(.)	5	(.)	0.1	-	105.0	-	-
全世界	99	163	2	121	1.7	17.8	-	-	72.0	-

a. 記載の期間内で入手可能な最新年のデータ。

b. 1999年のデータ。

c. 1990年以前のデータ。

出典：第1-6列：ITU 2002；第7列：WPO 2001；第8-10列：World Bank 2002b。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算したものと



12 経済実績

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	GDP		1人当たり GDP (PPP US\$)	1人当たり GDP年間成長率 (%)		1人当たりGDP の最高値を 記録した年		消費者物価指数の 年平均変動率 (%)	
	10億 US\$	10億 PPP US\$		1975-2000	1990-2000	1975-2000 (PPP US\$)	最高値を 記録した年	1990-2000	1999-2000
	<b>人間開発高位国</b>								
1 Norway	161.8	134.4	29,918	2.6	3.1	29,918	2000	2.2	3.1
2 Sweden	227.3	215.3	24,277	1.4	1.6	24,277	2000	1.9	1.0
3 Canada	687.3	856.1	27,849	1.5	1.9	27,840	2000	1.7	2.7
4 Belgium	226.6	278.6	27,178	1.9	1.8	27,178	2000	1.6	1.6
5 Australia	390.1	492.8	25,693	1.9	2.9	25,693	2000	2.1	4.5
6 United States	9,837.4	9,612.7 <sup>a</sup>	34,142	2.0	2.2	34,142	2000	2.7	3.4
7 Iceland	8.5	8.3	29,581	1.7	1.8	29,581	2000	2.7	5.2
8 Netherlands	364.8	408.4	25,657	1.8	2.2	25,657	2000	2.4	2.5
9 Japan	4,841.6	3,994.4	26,155	2.7	1.1	26,755	2000	0.7	-0.7
10 Finland	171.5	179.4	24,996	2.0	2.4	24,996	2000	1.5	3.4
11 Switzerland	219.8	206.6	28,769	1.0	0.2	28,769	2000	1.6	1.6
12 France	1,294.2	1,426.6	24,223	1.7	1.3	24,223	2000	1.6	1.7
13 United Kingdom	1,414.6	1,404.4	23,509	2.0	2.2	23,509	2000	2.9	2.9
14 Denmark	162.3	147.4	27,627	1.6	2.1	27,627	2000	2.1	2.9
15 Austria	189.0	217.1	26,765	2.0	1.7	26,765	2000	2.2	2.4
16 Luxembourg	18.9	21.9	50,061	3.9	4.1	50,061	2000	2.0	3.1
17 Germany	1,873.0	2,062.2	25,103	1.9	1.2	25,103	2000	2.2	1.9
18 Ireland	93.9	113.3	29,866	4.0	6.5	29,866	2000	2.3	5.6
19 New Zealand	49.9	76.9	20,070	0.8	1.8	20,070	2000	1.8	2.6
20 Italy	1,074.0	1,363.0	23,626	2.1	1.4	23,626	2000	3.7	2.5
21 Spain	558.6	768.5	19,472	2.2	2.3	19,472	2000	3.8	3.4
22 Israel	110.4	125.5	20,131	2.0	2.2	20,131	2000	9.7	1.1
23 Hong Kong, China (SAR)	162.6	171.9	25,153	4.6	1.9	25,153	2000	5.8	-3.7
24 Greece	112.4	174.3	16,501	0.9	1.8	16,501	2000	9.0	3.2
25 Singapore	92.3	93.8	23,356	5.7	4.7	23,356	2000	1.7	1.4
26 Cyprus	8.7	15.8	20,824	4.8	3.1	20,824	2000	2.7	4.1
27 Korea, Rep. of	457.2	821.7	17,380	6.2	4.7	17,380	2000	5.1	2.3
28 Portugal	105.1	171.0	17,290	2.9	2.5	17,290	2000	4.5	1.9
29 Slovenia	18.1	34.5	17,367	-	2.8	17,367 <sup>b</sup>	2000	24.6 <sup>b</sup>	10.8
30 Malta	3.6	6.7	17,273	4.6	4.0	17,273	2000	3.0	2.4
31 Barbados	2.6	4.1	15,494	1.3	1.7	15,494	2000	2.5	2.4
32 Brunei Darussalam	4.8 <sup>a</sup>	5.4 <sup>c</sup>	16,779 <sup>a</sup>	2.2 <sup>b</sup>	-0.7 <sup>b</sup>	-	-	-	-
33 Czech Republic	50.8	143.7	13,991	-	1.0	13,991 <sup>b</sup>	2000	7.8 <sup>b</sup>	3.9
34 Argentina	285.0	458.3	12,377	0.4	3.0	13,204	1998	8.9	-0.9
35 Hungary	45.6	124.4	12,416	0.9	1.9	12,416	2000	20.3	9.8
36 Slovakia	19.1	60.7	11,243	-0.1 <sup>b</sup>	1.9	11,243 <sup>b</sup>	2000	8.4 <sup>b</sup>	12.0
37 Poland	157.7	149.8	9,051	-	4.5	9,051 <sup>b</sup>	2000	25.3	10.1
38 Chile	70.5	143.2	9,417	4.1	5.2	9,417	2000	0.9	3.8
39 Bahrain	8.0	10.1 <sup>d</sup>	15,084 <sup>d</sup>	0.9 <sup>b</sup>	1.7 <sup>a</sup>	-	-	1.2 <sup>b</sup>	-
40 Uruguay	19.7	30.1	9,035	1.4	2.6	9,557	1998	33.9	4.8
41 Bahamas	4.8	5.2	17,012	1.5	0.1	17,103	1989	2.1	1.6
42 Estonia	5.0	13.8	10,066	-0.9 <sup>b</sup>	1.0	10,982 <sup>b</sup>	1989	21.6 <sup>b</sup>	4.0
43 Costa Rica	15.9	33.0	8,650	1.1	3.0	8,691	1999	15.6	11.0
44 Saint Kitts and Nevis	0.3	0.5	12,510	5.7 <sup>a</sup>	4.7	12,510 <sup>b</sup>	2000	3.4 <sup>b</sup>	-
45 Kuwait	37.8	31.4	15,799	-0.9 <sup>b</sup>	-1.4 <sup>a</sup>	25,382 <sup>b</sup>	1973	2.0	1.8
46 United Arab Emirates	46.5 <sup>a</sup>	48.3 <sup>a</sup>	17,935 <sup>a</sup>	-3.1 <sup>a</sup>	-1.6 <sup>a</sup>	-	-	-	-
47 Seychelles	0.5	-	-	2.3	1.1	-	-	1.7	6.3
48 Croatia	19.0	35.4	8,091	-	1.8	8,551 <sup>b</sup>	1990	86.3	5.4
49 Lithuania	11.3	26.3	7,106	-3.1 <sup>b</sup>	-2.9	10,320 <sup>b</sup>	1990	32.6 <sup>b</sup>	1.0
50 Trinidad and Tobago	7.3	11.7	8,964	0.5	2.3	9,005	1982	5.7	3.6

12 経済実績

HDI順位	GDP		1人当たり GDP (PPP US\$)	1人当たり GDP年間成長率 (%)		1人当たりGDP の最高値を 記録した年		消費者物価指数の 年平均変動率 (%)	
	10億 US\$	10億 PPP US\$		1975-2000	1990-2000	1975-2000 (PPP US\$)	最高値を 記録した年	1990-2000	1999-2000
	<b>人間開発低位国</b>								
51 Qatar	14.5	-	-	-	-	-	-	2.7	-1.0
52 Antigua and Barbuda	0.7	0.7	10,541	4.6 <sup>b</sup>	2.8	10,541 <sup>b</sup>	2000	-	-
53 Latvia	7.2	16.7	7,045	-0.9	-2.3	10,121	1989	29.2 <sup>a</sup>	2.7
<b>人間開発中位国</b>									
54 Mexico	574.5	884.0	9,023	0.9	1.4	9,023	2000	19.4	9.5
55 Cuba	-	-	-	-	3.7 <sup>a</sup>	-	-	-	-
56 Belarus	29.9	75.5	7,544	-1.8 <sup>b</sup>	-1.4	8,486 <sup>b</sup>	1983	336.7 <sup>b</sup>	168.5
57 Panama	9.9	17.7	6,000	0.8	2.3	6,000	2000	1.1	1.4
58 Belize	0.8	1.3	5,606	2.9	1.6	5,606	2000	2.0	0.5
59 Malaysia	89.7	211.0	9,068	4.1	4.4	9,151	1997	3.5	1.5
60 Russian Federation	251.1	1,219.4	8,377	-1.2	-4.6	12,947	1989	99.1 <sup>b</sup>	20.3
61 Dominica	0.3	0.4	5,880	-	-	-	-	1.8	0.3
62 Bulgaria	12.0	46.6	5,710	-0.2 <sup>b</sup>	-1.5	7,202 <sup>b</sup>	1983	117.5	10.3
63 Romania	36.7	144.1	6,423	-0.5	-0.4	9,073	1986	100.5	45.7
64 Libyan Arab Jamahiriya	-	-	-	-6.7 <sup>a</sup>	-	-	-	-	-
65 Macedonia, FYR	3.6	10.3	5,086	-	-1.5	5,965 <sup>b</sup>	1990	13.0 <sup>b</sup>	-
66 Saint Lucia	0.7	0.9	5,703	4.4 <sup>b</sup>	0.9	5,703 <sup>b</sup>	2000	2.9 <sup>b</sup>	-
67 Mauritius	4.4	11.9	10,017	4.1	4.0	10,017	2000	6.9	4.2
68 Colombia	81.3	264.3	6,248	1.6	1.1	6,653	1997	20.6	9.5
69 Venezuela	120.5	140.0	5,794	-0.5	-0.6	7,845	1977	20.9	-98.3
70 Thailand	122.2	388.6	6,402	5.5	3.3	6,896	1996	4.9	1.5
71 Saudi Arabia	173.3	235.6	11,367	-2.2	-1.2	19,525	1980	1.0	-0.9
72 Fiji	1.5	3.8	4,668	0.7	0.7	5,143	1999	3.3	1.1
73 Brazil	595.5	1,299.4	7,625	0.8	1.5	7,625	2000	199.5	7.0
74 Suriname	0.8	1.6	3,799	-0.1	3.0	4,798	1998	88.0 <sup>b</sup>	-
75 Lebanon	16.5	18.6	4,308	-	4.2	4,385 <sup>b</sup>	1998	-	-
76 Armenia	1.9	9.7	2,559	-	-2.5	4,044 <sup>b</sup>	1990	72.0 <sup>b</sup>	-0.8
77 Philippines	74.7	300.1	3,971	0.1	1.1	4,071	1982	8.2	4.4
78 Oman	15.0 <sup>a</sup>	-	-	2.8 <sup>b</sup>	0.3 <sup>b</sup>	-	-	0.1	-1.1
79 Kazakhstan	18.2	87.3	5,871	-	-3.1	8,127 <sup>b</sup>	1989	67.3 <sup>b</sup>	13.2
80 Ukraine	31.8	188.9	3,816	-8.4 <sup>b</sup>	-8.8	8,977 <sup>b</sup>	1989	200.5 <sup>b</sup>	-
81 Georgia	3.0	13.4	2,664	-7.6	-12.4	14,328	1985	24.7 <sup>b</sup>	4.1
82 Peru	53.5	123.2	4,799	-0.7	2.9	5,442	1981	27.3	3.8
83 Grenada	0.4	0.7	7,580	3.9 <sup>b</sup>	2.9	7,580 <sup>b</sup>	2000	2.3 <sup>b</sup>	-
84 Maldives	0.6	1.2	4,485	5.8 <sup>b</sup>	5.4	4,485 <sup>b</sup>	2000	7.1	-1.1
85 Turkey	199.9	455.3	6,974	2.1	2.1	7,063	1998	79.3	54.9
86 Jamaica	7.4	9.6	3,639	0.5	-0.4	3,981	1975	23.5	8.2
87 Turkmenistan	4.4	20.6	3,956	-7.9 <sup>b</sup>	-8.0	8,049 <sup>b</sup>	1988	-	-
88 Azerbaijan	5.3	23.6	2,936	-9.6 <sup>b</sup>	-7.3	8,435 <sup>b</sup>	1986	170.3 <sup>b</sup>	1.8
89 Sri Lanka	16.3	68.3	3,530	3.2	3.9	3,530	2000	9.9	6.2
90 Paraguay	7.5	24.3	4,426	0.7	-0.4	5,149	1981	13.1	9.0
91 St. Vincent & the Grenadines	0.3	0.6	5,555	3.9 <sup>b</sup>	2.6	5,555 <sup>b</sup>	2000	2.3	0.2
92 Albania	3.8	12.0	3,506	-1.3 <sup>b</sup>	2.7	3,710 <sup>b</sup>	1982	27.8 <sup>b</sup>	(1)
93 Ecuador	13.6	40.5	3,203	0.2	-0.3	3,561	1997	37.1	96.1
94 Dominican Republic	19.7	50.5	6,033	1.7	4.2	6,033	2000	8.7	7.7
95 Uzbekistan	7.7	60.4	2,441	-2.6 <sup>b</sup>	-2.4	3,093 <sup>b</sup>	1989	-	-
96 China	1,080.0	5,019.4	3,976	8.1	9.2	3,976	2000	8.6	0.3
97 Tunisia	19.5	60.8	6,363	2.0	3.0	6,363	2000	4.4	2.9
98 Iran, Islamic Rep. of	104.9	374.6	5,884	-0.7	1.9	7,959	1976	26.0	14.5
99 Jordan	8.3	19.4	3,966	0.4	1.0	4,881	1986	3.5	0.7
100 Cape Verde	0.6	2.1	4,863	3.0 <sup>b</sup>	3.3	4,863 <sup>b</sup>	2000	6.0 <sup>b</sup>	-



12 経済実績

HDI順位	GDP		1人当たり GDP (PPP US\$)	1人当たり GDP年間成長率 (%)		1人当たりGDP 1975-2000 の最高値 (PPP US\$)		消費者物価指数の 年平均変動率 (%)	
	10億 US\$ 2000	10億 PPP US\$ 2000		1975-2000	1990-2000	1975-2000 (PPP US\$)	最高値を 記録 した年	1990-2000	1999-2000
101 Samoa (Western)	0.2	0.9	5,041	0.4 <sup>a</sup>	1.3	5,011 <sup>b</sup>	2000	3.8	1.0
102 Kyrgyzstan	1.3	15.3	2,711	-4.7 <sup>b</sup>	-5.1	4,570 <sup>b</sup>	1990	23.1 <sup>b</sup>	15.7
103 Guyana	0.7	3.0	3,963	0.3	5.0	4,016	1999	5.3 <sup>b</sup>	6.1
104 El Salvador	13.2	28.7	4,487	-0.1	2.6	5,818	1978	8.5	2.3
105 Moldova, Rep. of	1.3	9.0	2,109	-5.7 <sup>a</sup>	-5.5	6,030 <sup>a</sup>	1989	18.9 <sup>a</sup>	31.3
106 Algeria	53.3	161.3	5,308	-0.3	-0.1	5,997	1985	19.5 <sup>a</sup>	-
107 South Africa	125.9	402.4	9,401	0.7	( )	11,484	1981	8.7	5.3
108 Syrian Arab Republic	17.0	37.6	3,556	1.0	2.8	3,714	1998	6.7	-0.5
109 Viet Nam	31.3	156.8	1,996	4.8 <sup>a</sup>	6.0	1,996 <sup>a</sup>	2000	4.1 <sup>b</sup>	-1.7
110 Indonesia	153.3	640.3	3,043	4.4	2.5	3,481	1997	13.7	3.7
111 Equatorial Guinea	1.3	6.9	15,073	10.4 <sup>b</sup>	18.9	15,073 <sup>b</sup>	2000	-	-
112 Tajikistan	1.0	7.1	1,152	-10.8 <sup>b</sup>	-11.8	3,999 <sup>b</sup>	1988	-	-
113 Mongolia	1.0	4.3	1,783	-0.4 <sup>a</sup>	-0.3	2,127 <sup>a</sup>	1989	53.7 <sup>b</sup>	-
114 Bolivia	8.3	20.2	2,424	-0.5	1.6	2,721	1978	8.7	4.6
115 Egypt	98.7	232.5	3,635	2.9	2.5	3,635	2000	8.8	2.7
116 Honduras	5.9	15.7	2,453	0.1	0.4	2,601	1979	17.3	-15.1
117 Gabon	4.9	7.7	6,237	-1.5	0.1	12,112	1976	5.7 <sup>a</sup>	-
118 Nicaragua	2.4	12.0	2,366	-3.5	0.6	5,284	1977	35.1 <sup>a</sup>	-
119 São Tomé and Príncipe	( )	-	-	-0.9 <sup>a</sup>	-0.8	-	-	-	-
120 Guatemala	19.0	43.5	3,021	( )	1.4	3,917	1980	10.1	6.0
121 Solomon Islands	0.3	0.7	1,648	2.2	-1.0	2,226	1996	10.8 <sup>b</sup>	-
122 Namibia	3.5	11.3	6,431	-0.1 <sup>b</sup>	1.8	6,560 <sup>b</sup>	1980	9.9 <sup>b</sup>	-
123 Morocco	33.3	101.8	3,546	1.3	0.6	3,632	1998	3.8	1.9
124 India	457.0	2,395.4	2,358	3.2	4.1	2,358	2000	9.1	4.0
125 Swaziland	1.5	4.7	4,452	1.9	0.2	4,482	2000	9.4	12.2
126 Botswana	5.3	11.5	7,184	5.1	2.3	7,184	2000	10.4	8.6
127 Myanmar	-	-	-	1.3 <sup>b</sup>	4.8 <sup>b</sup>	-	-	15.9	-0.1
128 Zimbabwe	7.4	33.3	2,635	0.3	0.4	2,998	1998	27.0 <sup>b</sup>	-
129 Ghana	5.2	37.9	1,954	0.1	1.8	1,989	1978	28.4	25.2
130 Cambodia	3.2	17.4	1,446	1.9 <sup>b</sup>	2.0	1,446 <sup>b</sup>	2000	6.3 <sup>b</sup>	-0.8
131 Vanuatu	0.2	0.6	2,802	0.1 <sup>b</sup>	-0.9	3,189 <sup>b</sup>	1991	2.8 <sup>b</sup>	-
132 Lesotho	0.9	4.1	2,031	2.6	2.1	2,101	1997	9.8 <sup>b</sup>	6.1
133 Papua New Guinea	3.8	11.7	2,280	0.5	1.4	2,666	1994	9.3	15.6
134 Kenya	10.4	30.8	1,022	0.4	-0.5	1,115	1990	15.1	5.9
135 Cameroon	8.9	25.3	1,703	-0.6	-0.8	2,574	1986	6.5	1.2
136 Congo	3.2	2.5	825	( )	-3.4	1,326	1984	9.2 <sup>b</sup>	-0.9
137 Comoros	0.2	0.9	1,588	-1.4 <sup>b</sup>	-2.4	2,147 <sup>b</sup>	1984	-	-
<b>人間開発低位国</b>									
138 Pakistan	61.6	266.2	1,928	2.8	1.2	1,928	2000	9.7	4.4
139 Sudan	11.5	55.9	1,797	0.6	5.6	1,797	2000	81.1 <sup>b</sup>	-
140 Bhutan	0.5	1.7	1,412	4.0 <sup>b</sup>	3.4	1,412 <sup>b</sup>	2000	9.8 <sup>b</sup>	-
141 Togo	1.2	6.5	1,442	-1.2	-0.4	2,059	1980	8.5	1.9
142 Nepal	5.5	30.5	1,327	2.1	2.4	1,327	2000	8.6	1.5
143 Lao People's Dem. Rep.	1.7	8.3	1,575	3.2 <sup>b</sup>	3.9	1,575 <sup>b</sup>	2000	28.2	25.1
144 Yemen	8.5	15.6	893	-	2.3	893 <sup>b</sup>	2000	31.6 <sup>b</sup>	-
145 Bangladesh	47.1	209.9	1,602	2.2	3.0	1,602	2000	5.5	2.4
146 Haiti	4.0	11.7	1,467	-2.0	-2.7	2,423	1980	21.9	13.7
147 Madagascar	3.9	13.0	840	-1.7	-0.9	1,246	1975	10.7	12.0
148 Nigeria	41.1	113.7	896	-0.7	-0.4	1,160	1977	32.5	6.9
149 Djibouti	0.6	-	-	-5.0 <sup>b</sup>	-3.9	-	-	-	-
150 Uganda	5.2	26.8	1,208	2.5 <sup>b</sup>	3.8	1,208 <sup>b</sup>	2000	10.5	2.8

12 経済実績

HDI順位	GDP		1人当たり GDP (PPP US\$)	1人当たり GDP年間成長率 (%)		1人当たりGDP 1975-2000 の最高値 (PPP US\$)		消費者物価指数の 年平均変動率 (%)	
	10億 US\$ 2000	10億 PPP US\$ 2000		1975-2000	1990-2000	1975-2000 (PPP US\$)	最高値を 記録 した年	1990-2000	1999-2000
151 Tanzania, U. Rep. of	9.0	17.6	523	-	0.1	523 <sup>b</sup>	2000	20.9	5.9
152 Mauritania	0.9	4.5	1,677	0.1	1.2	1,715	1976	6.1	3.3
153 Zambia	2.9	7.9	780	-2.3	-2.1	1,389	1976	80.8 <sup>a</sup>	-
154 Senegal	4.4	14.4	1,510	-0.2	0.9	1,584	1976	5.4	0.7
155 Congo, Dem. Rep. of the	5.6 <sup>c</sup>	36.9 <sup>c</sup>	765 <sup>c</sup>	-4.7 <sup>a</sup>	-8.2 <sup>b</sup>	-	-	2,069.0 <sup>a</sup>	-
156 Côte d'Ivoire	5.4	26.1	1,630	-2.1	0.4	2,717	1978	7.2	2.5
157 Eritrea	0.6	3.4	837	-	1.1 <sup>b</sup>	-	-	-	-
158 Benin	2.2	6.2	990	0.5	1.8	990	2000	8.7 <sup>a</sup>	4.2
159 Guinea	3.0	14.7	1,982	1.4 <sup>b</sup>	1.7	1,982 <sup>b</sup>	1999	-	-
160 Gambia	0.4	2.1	1,649	-0.3	-0.3	1,744	1984	4.0	0.0
161 Angola	8.8	28.7	2,187	-1.9 <sup>b</sup>	-1.8	3,016 <sup>b</sup>	1980	708.7	325.0
162 Rwanda	1.8	8.0	943	-1.3	-2.1	1,298	1983	16.2 <sup>a</sup>	3.9
163 Malawi	1.7	6.3	615	0.2	1.8	618	1999	33.8	29.5
164 Mali	2.3	8.6	797	-0.5	1.3	904	1979	5.2	-2.7
165 Central African Republic	1.0	4.4	1,172	-1.6	-0.5	1,646	1977	5.9 <sup>a</sup>	-
166 Chad	1.4	6.7	871	( )	-0.8	1,025	1977	8.1	3.8
167 Guinea-Bissau	0.2	0.9	755	0.4	-1.1	965	1997	34.0	3.6
168 Ethiopia	6.4	43.0	668	-0.1 <sup>b</sup>	2.4	696 <sup>b</sup>	1983	5.3	( )
169 Burkina Faso	2.2	11.0	976	1.4	2.4	980	1999	5.5	-3.3
170 Mozambique	3.8	15.1	854	1.5 <sup>b</sup>	3.9	860 <sup>b</sup>	1999	34.9 <sup>b</sup>	-
171 Burundi	0.7	4.0	591	-0.7	-4.7	886	1991	16.1	21.3
172 Niger	1.8	8.1	746	-2.1	-1.0	1,267	1979	6.1	2.9
173 Sierra Leone	0.6	2.5	490	-2.6	-6.5	1,002	1982	29.3	-3.8
開発途上国	6,059.4T	17,438.0T	3,783	2.3	3.1	-	-	-	-
後発開発途上国	178.5T	665.4T	1,216	0.3	1.3	-	-	-	-
アラブ諸国	603.5T	1,046.5T	4,793	0.3	0.7	-	-	-	-
東アジア・太平洋諸国	2,296.3T	7,855.9T	4,290	5.9	5.7	-	-	-	-
ラテンアメリカ・カリブ諸国	1,961.2T	3,675.7T	7,234	0.7	1.7	-	-	-	-
南アジア	693.5T	3,341.3T	2,404	2.4	3.3	-	-	-	-
サハラ以南アフリカ	307.6T	1,034.4T	1,690	-0.9	-0.3	-	-	-	-
中・東欧・CIS諸国	746.8T	2,746.7T	6,930	-	-2.4	-	-	-	-
OECD諸国	25,558.2T	26,525.3T	23,569	2.0	1.7	-	-	-	-
高所得OECD諸国	24,053.3T	23,685.6T	27,848	2.1	1.7	-	-	-	-
人間開発高位国	25,744.2T	26,506.0T	24,913	2.1	1.8	-	-	-	-
人間開発中位国	4,960.5T	16,453.9T	4,141	1.6	1.9	-	-	-	-
人間開発低位国	264.8T	1,040.5T	1,251	0.5	1.0	-	-	-	-
高所得国	24,563.2T	24,227.8T	27,639	2.1	1.7	-	-	-	-
中所得国	5,390.3T	15,047.0T	5,734	1.8	2.4	-	-	-	-
低所得国	1,017.2T	4,727.7T	2,002	1.5	1.2	-	-	-	-
全世界	30,971.1T	44,002.4T	7,446	1.2	1.2	-	-	-	-

a. 理論的には米国のGDP値(PPP US\$)はGDP値(US\$)と同じである。しかしGDP(PPP US\$)を求めようとする実際の計算上は、そうならない。  
b. 記載より短い期間のデータ。  
c. 1990年のデータ。  
d. 1999年のデータ。

出典：第1-3列：World Bank 2002b。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算；第4、5列：World Bank 2002a。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算；第6、7列：World Bank(2002b)の市場価格でのGDP(1995年度USドル)および人口と1人当たりGDP(PPP US\$)に関するデータをもとに計算；第8列：World Bank(2002b)の消費者物価指数をもとに、世銀が人間開発報告書事務局のために計算した；第9列：World Bank(2002b)の消費者物価指数に関するデータをもとに計算。



13 所得・消費の  
不平等

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	調査年	所得/消費のシェア (%) <sup>a</sup>				不平等の測定		
		最貧層 10%	最貧層 20%	最富裕層 20%	最富裕層 10%	最貧層	最貧層	ジニ係数 <sup>c</sup>
						10%に対する	20%に対する	
人間開発高位国								
1 Norway	1995 <sup>d</sup>	4.1	9.7	35.8	21.8	5.3	3.7	25.8
2 Sweden	1992 <sup>d</sup>	3.7	9.6	34.5	20.1	5.4	3.6	25.0
3 Canada	1994 <sup>d</sup>	2.8	7.5	39.3	23.8	8.5	5.2	31.5
4 Belgium	1996 <sup>d</sup>	3.2	8.3	37.3	23.0	7.3	4.5	28.7
5 Australia	1994 <sup>d</sup>	2.0	5.9	41.3	25.4	12.5	7.0	35.2
6 United States	1997 <sup>d</sup>	1.8	5.2	46.4	30.5	16.6	9.0	40.8
7 Iceland	--	--	--	--	--	--	--	--
8 Netherlands	1994 <sup>d</sup>	2.8	7.2	40.1	25.1	9.0	5.5	32.6
9 Japan	1993 <sup>d</sup>	4.8	10.6	35.6	21.7	4.5	3.4	24.3
10 Finland	1991 <sup>d</sup>	4.2	10.0	35.0	21.6	5.1	3.6	25.6
11 Switzerland	1992 <sup>d</sup>	2.6	6.9	40.3	25.2	9.9	5.8	33.1
12 France	1995 <sup>d</sup>	2.8	7.2	40.2	25.1	9.1	5.6	32.7
13 United Kingdom	1995 <sup>d</sup>	2.2	6.1	43.2	27.7	12.3	7.1	36.8
14 Denmark	1992 <sup>d</sup>	3.6	9.6	34.5	20.5	5.7	3.6	24.7
15 Austria	1995 <sup>d</sup>	2.5	6.9	38.0	22.5	9.1	5.5	31.0
16 Luxembourg	1994 <sup>d</sup>	4.0	9.4	36.5	22.0	5.4	3.9	26.9
17 Germany	1994 <sup>d</sup>	3.3	8.2	36.5	23.7	7.1	4.7	30.0
18 Ireland	1987 <sup>d</sup>	2.5	6.7	42.9	27.4	11.0	6.4	35.9
19 New Zealand	--	--	--	--	--	--	--	--
20 Italy	1995 <sup>d</sup>	3.5	8.7	36.3	21.8	6.2	4.2	27.3
21 Spain	1990 <sup>d</sup>	2.8	7.5	40.3	25.2	9.0	5.4	32.5
22 Israel	1997 <sup>d</sup>	2.4	6.1	44.2	28.3	11.6	7.3	38.1
23 Hong Kong, China (SAR)	--	--	--	--	--	--	--	--
24 Greece	1993 <sup>d</sup>	3.0	7.5	40.3	25.3	8.5	5.3	32.7
25 Singapore	--	--	--	--	--	--	--	--
26 Cyprus	--	--	--	--	--	--	--	--
27 Korea, Rep. of	1993 <sup>d</sup>	2.9	7.5	39.3	24.3	8.4	5.3	31.6
28 Portugal	1994-95 <sup>d</sup>	3.1	7.3	43.4	28.4	9.3	5.9	35.6
29 Slovenia	1998 <sup>d</sup>	3.9	9.1	37.7	23.0	5.8	4.1	28.4
30 Malta	--	--	--	--	--	--	--	--
31 Barbados	--	--	--	--	--	--	--	--
32 Brunei Darussalam	--	--	--	--	--	--	--	--
33 Czech Republic	1996 <sup>d</sup>	4.3	10.3	35.5	22.4	5.2	3.5	25.4
34 Argentina	--	--	--	--	--	--	--	--
35 Hungary	1998 <sup>d</sup>	4.1	10.0	34.4	22.5	5.0	3.5	24.4
36 Slovakia	1992 <sup>d</sup>	5.1	11.9	31.4	18.2	3.6	2.4	19.5
37 Poland	1998 <sup>d</sup>	3.2	7.8	39.7	24.7	7.8	5.1	31.6
38 Chile	1998 <sup>d</sup>	1.3	3.3	61.0	45.6	35.6	18.6	56.6
39 Bahrain	--	--	--	--	--	--	--	--
40 Uruguay	1989 <sup>d</sup>	2.1	5.4	48.3	32.7	15.4	8.9	42.3
41 Bahamas	--	--	--	--	--	--	--	--
42 Estonia	1998 <sup>d</sup>	3.0	7.0	45.1	29.8	10.6	6.5	37.6
43 Costa Rica	1997 <sup>d</sup>	1.7	4.4	51.0	34.6	20.7	11.5	45.9
44 Saint Kitts and Nevis	--	--	--	--	--	--	--	--
45 Kuwait	--	--	--	--	--	--	--	--
46 United Arab Emirates	--	--	--	--	--	--	--	--
47 Seychelles	--	--	--	--	--	--	--	--
48 Croatia	1998 <sup>d</sup>	3.7	8.8	38.0	23.3	6.3	4.3	29.0
49 Lithuania	1996 <sup>d</sup>	3.1	7.8	40.3	25.6	8.3	5.2	32.4
50 Trinidad and Tobago	1992 <sup>d</sup>	2.1	5.5	45.9	29.9	14.4	8.3	40.3

13 所得・消費の  
不平等

HDI順位	調査年	所得/消費のシェア (%) <sup>a</sup>				不平等の測定		
		最貧層 10%	最貧層 20%	最富裕層 20%	最富裕層 10%	最貧層	最貧層	ジニ係数 <sup>c</sup>
						10%に対する	20%に対する	
51 Qatar	--	--	--	--	--	--	--	--
52 Antigua and Barbuda	--	--	--	--	--	--	--	--
53 Latvia	1998 <sup>d</sup>	2.9	7.6	40.3	25.9	8.9	5.3	32.4
人間開発中位国								
54 Mexico	1998 <sup>d</sup>	1.3	3.5	57.4	41.7	32.6	16.5	53.1
55 Cuba	--	--	--	--	--	--	--	--
56 Belarus	1998 <sup>d</sup>	5.1	11.4	33.3	20.0	3.9	2.9	21.7
57 Panama	1997 <sup>d</sup>	1.2	3.6	52.8	35.6	29.0	14.8	48.5
58 Belize	--	--	--	--	--	--	--	--
59 Malaysia	1997 <sup>d</sup>	1.7	4.4	54.3	38.4	22.1	12.4	49.2
60 Russian Federation	1990 <sup>e</sup>	1.7	4.4	51.7	38.7	23.2	12.2	48.7
61 Dominica	--	--	--	--	--	--	--	--
62 Bulgaria	1997 <sup>d</sup>	4.5	10.1	36.8	22.8	5.0	3.6	26.4
63 Romania	1998 <sup>d</sup>	3.2	8.0	39.4	25.0	7.8	4.9	31.1
64 Libyan Arab Jamahiriya	--	--	--	--	--	--	--	--
65 Macedonia, FYR	--	--	--	--	--	--	--	--
66 Saint Lucia	1995 <sup>d</sup>	2.0	5.2	48.3	32.5	16.2	9.2	42.6
67 Mauritius	--	--	--	--	--	--	--	--
68 Colombia	1996 <sup>d</sup>	1.1	3.0	60.9	46.1	42.7	20.3	57.1
69 Venezuela	1998 <sup>d</sup>	0.8	3.0	53.2	36.5	44.0	17.7	49.5
70 Thailand	1998 <sup>d</sup>	2.8	6.4	48.4	32.4	11.6	7.6	41.4
71 Saudi Arabia	--	--	--	--	--	--	--	--
72 Fiji	--	--	--	--	--	--	--	--
73 Brazil	1996 <sup>d</sup>	0.7	2.2	64.1	48.0	65.8	29.7	60.7
74 Suriname	--	--	--	--	--	--	--	--
75 Lebanon	--	--	--	--	--	--	--	--
76 America	1996 <sup>d</sup>	2.3	5.5	50.6	35.2	15.3	9.2	44.4
77 Philippines	1997 <sup>d</sup>	2.3	5.4	52.3	36.6	16.1	9.8	45.2
78 Oman	--	--	--	--	--	--	--	--
79 Kazakhstan	1996 <sup>d</sup>	2.7	6.7	42.3	26.3	9.8	6.3	35.4
80 Ukraine	1999 <sup>d</sup>	3.6	8.8	37.8	23.2	6.4	4.3	29.0
81 Georgia	1996 <sup>d</sup>	2.3	6.1	43.6	27.9	12.0	7.1	37.1
82 Peru	1996 <sup>d</sup>	1.6	4.4	51.2	35.4	22.3	11.7	46.2
83 Grenada	--	--	--	--	--	--	--	--
84 Maldives	--	--	--	--	--	--	--	--
85 Turkey	1994 <sup>d</sup>	2.3	5.8	47.7	32.3	14.2	8.2	41.5
86 Jamaica	2000 <sup>d</sup>	2.7	6.7	46.0	30.3	11.2	6.9	37.9
87 Turkmenistan	1998 <sup>d</sup>	2.6	6.1	47.5	31.7	12.3	7.7	40.8
88 Azerbaijan	1995 <sup>d</sup>	2.8	6.9	43.3	27.8	9.8	6.3	36.0
89 Sri Lanka	1995 <sup>d</sup>	3.5	8.0	42.8	28.0	7.9	5.3	34.4
90 Paraguay	1998 <sup>d</sup>	0.5	1.9	60.7	43.8	91.1	31.8	57.7
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	--	--	--	--
92 Albania	--	--	--	--	--	--	--	--
93 Ecuador	1995 <sup>d</sup>	2.2	5.4	49.7	33.8	15.4	9.2	43.7
94 Dominican Republic	1998 <sup>d</sup>	2.1	5.1	53.0	37.8	17.7	10.5	47.1
95 Uzbekistan	1998 <sup>d</sup>	1.2	4.0	49.1	32.8	26.9	12.4	44.6
96 China	1998 <sup>d</sup>	2.4	5.9	46.6	30.4	12.7	8.0	40.3
97 Tunisia	1993 <sup>d</sup>	2.3	5.7	47.5	31.8	13.8	8.5	41.7
98 Iran, Islamic Rep. of	--	--	--	--	--	--	--	--
99 Jordan	1997 <sup>d</sup>	3.3	7.6	44.4	29.8	9.1	5.9	36.4
100 Cape Verde	--	--	--	--	--	--	--	--



13 所得・消費の  
不平等

HDI順位	調査年	所得/消費のシェア (%) <sup>a</sup>				不平等の測定		
		最貧層 10%	最貧層 20%	最富裕層 20%	最富裕層 10%	最貧層	最貧層	ジニ係数 <sup>c</sup>
						10%に対する 割合 <sup>b</sup>	20%に対する 割合 <sup>b</sup>	
101 Samoa (Western)	--	--	--	--	--	--	--	--
102 Kyrgyzstan	1999 <sup>e</sup>	3.2	7.6	42.5	27.2	8.4	5.6	34.6
103 Guyana	1993 <sup>e</sup>	2.4	6.3	46.9	32.0	13.3	7.4	40.2
104 El Salvador	1998 <sup>d</sup>	1.2	3.3	56.4	39.5	39.5	17.2	52.2
105 Moldova, Rep. of	1997 <sup>d</sup>	2.2	5.6	46.8	30.7	13.7	8.3	40.6
106 Algeria	1995 <sup>e</sup>	2.8	7.0	42.6	26.8	9.6	6.1	35.3
107 South Africa	1993-94 <sup>d</sup>	1.1	2.9	64.8	45.9	42.5	22.6	59.3
108 Syrian Arab Republic	--	--	--	--	--	--	--	--
109 Viet Nam	1998 <sup>e</sup>	3.6	8.0	44.5	29.9	8.4	5.6	36.1
110 Indonesia	1999 <sup>e</sup>	4.6	9.0	41.1	26.7	6.6	4.6	31.7
111 Equatorial Guinea	--	--	--	--	--	--	--	--
112 Tajikistan	1998 <sup>e</sup>	3.2	8.0	40.0	25.2	7.9	5.0	34.7
113 Mongolia	1995 <sup>e</sup>	2.9	7.3	40.9	24.5	8.4	5.6	33.2
114 Bolivia	1999 <sup>e</sup>	1.3	4.0	49.1	32.0	24.2	12.4	44.7
115 Egypt	1995 <sup>e</sup>	4.4	9.8	39.0	25.0	5.7	4.0	28.9
116 Honduras	1998 <sup>d</sup>	0.6	2.2	59.4	42.7	72.3	27.4	56.3
117 Gabon	--	--	--	--	--	--	--	--
118 Nicaragua	1998 <sup>e</sup>	0.7	2.3	63.6	48.8	70.7	27.9	60.3
119 Sao Tomé and Príncipe	--	--	--	--	--	--	--	--
120 Guatemala	1998 <sup>d</sup>	1.6	3.8	60.6	46.0	29.1	15.8	55.8
121 Solomon Islands	--	--	--	--	--	--	--	--
122 Namibia	--	--	--	--	--	--	--	--
123 Morocco	1998-99 <sup>e</sup>	2.6	6.5	46.6	30.9	11.7	7.2	39.5
124 India	1997 <sup>e</sup>	3.5	8.1	46.1	33.5	9.5	5.7	37.8
125 Swaziland	1994 <sup>d</sup>	1.0	2.7	64.4	30.2	46.7	23.8	60.9
126 Botswana	--	--	--	--	--	--	--	--
127 Myanmar	--	--	--	--	--	--	--	--
128 Zimbabwe	1995 <sup>e</sup>	2.0	4.7	55.7	40.4	20.5	11.9	50.1
129 Ghana	1999 <sup>e</sup>	2.2	5.6	46.7	30.1	13.4	8.4	40.7
130 Cambodia	1997 <sup>e</sup>	2.9	6.9	47.6	33.8	11.6	6.9	40.4
131 Vanuatu	--	--	--	--	--	--	--	--
132 Lesotho	1986-87 <sup>e</sup>	0.9	2.8	60.1	43.4	48.2	21.5	56.0
133 Papua New Guinea	1996 <sup>e</sup>	1.7	4.5	56.5	40.5	23.8	12.6	50.9
134 Kenya	1997 <sup>e</sup>	2.4	5.6	51.2	36.1	15.2	9.1	44.9
135 Cameroon	1996 <sup>e</sup>	1.9	4.6	53.1	36.6	19.5	11.6	47.7
136 Congo	--	--	--	--	--	--	--	--
137 Comoros	--	--	--	--	--	--	--	--
<b>人間開発低位国</b>								
138 Pakistan	1996-97 <sup>e</sup>	4.1	9.4	41.1	27.6	6.7	4.3	31.2
139 Sudan	--	--	--	--	--	--	--	--
140 Bhutan	--	--	--	--	--	--	--	--
141 Togo	--	--	--	--	--	--	--	--
142 Nepal	1995-98 <sup>e</sup>	3.2	7.6	44.8	29.8	9.3	5.9	36.7
143 Lao People's Dem. Rep.	1997 <sup>e</sup>	3.2	7.6	45.0	30.6	9.7	6.0	37.0
144 Yemen	1998 <sup>e</sup>	3.0	7.4	41.2	25.9	8.6	5.6	33.4
145 Bangladesh	1995-96 <sup>e</sup>	3.9	8.7	42.8	28.6	7.3	4.9	33.6
146 Haiti	--	--	--	--	--	--	--	--
147 Madagascar	1999 <sup>e</sup>	2.6	6.4	44.8	28.6	10.9	7.1	38.1
148 Nigeria	1996-97 <sup>e</sup>	1.6	4.4	55.7	40.8	24.9	12.8	50.6
149 Djibouti	--	--	--	--	--	--	--	--
150 Uganda	1996 <sup>e</sup>	3.0	7.1	44.9	29.8	9.9	6.4	37.4
151 Tanzania, U. Rep. of	1993 <sup>e</sup>	2.8	6.8	45.5	30.0	10.3	6.7	38.2

13 所得・消費の  
不平等

HDI順位	調査年	所得/消費のシェア (%) <sup>a</sup>				不平等の測定		
		最貧層 10%	最貧層 20%	最富裕層 20%	最富裕層 10%	最貧層	最貧層	ジニ係数 <sup>c</sup>
						10%に対する 割合 <sup>b</sup>	20%に対する 割合 <sup>b</sup>	
152 Mauritania	1995 <sup>e</sup>	2.5	6.4	44.1	28.4	11.2	6.9	37.3
153 Zambia	1998 <sup>e</sup>	1.1	3.3	56.6	41.0	36.6	17.3	52.6
154 Senegal	1995 <sup>e</sup>	2.6	6.4	48.2	33.5	12.8	7.5	41.3
155 Congo, Dem. Rep. of the	--	--	--	--	--	--	--	--
156 Côte d'Ivoire	1995 <sup>e</sup>	3.0	7.1	44.2	28.8	9.4	6.2	36.7
157 Eritrea	--	--	--	--	--	--	--	--
158 Benin	--	--	--	--	--	--	--	--
159 Guinea	1994 <sup>e</sup>	2.6	6.4	47.2	32.0	12.3	7.3	40.3
160 Gambia	1998 <sup>e</sup>	1.6	4.0	55.2	38.4	23.6	13.7	50.2
161 Angola	--	--	--	--	--	--	--	--
162 Rwanda	1983-85 <sup>e</sup>	4.2	9.7	39.1	24.2	5.8	4.0	28.9
163 Malawi	--	--	--	--	--	--	--	--
164 Mali	1994 <sup>e</sup>	1.8	4.6	56.2	40.4	23.1	12.2	50.5
165 Central African Republic	1993 <sup>e</sup>	0.7	2.0	65.0	47.7	69.2	32.7	61.3
166 Chad	--	--	--	--	--	--	--	--
167 Guinea-Bissau	1991 <sup>e</sup>	0.5	2.1	58.9	42.4	84.8	28.0	56.2
168 Ethiopia	1995 <sup>e</sup>	3.0	7.1	47.7	33.7	11.4	6.7	40.0
169 Burkina Faso	1998 <sup>e</sup>	2.0	4.6	66.4	46.8	23.5	13.2	55.1
170 Mozambique	1996-97 <sup>e</sup>	2.5	6.5	45.5	31.7	12.5	7.2	39.6
171 Burundi	1998 <sup>e</sup>	1.8	5.1	48.0	32.9	18.3	9.5	42.5
172 Niger	1995 <sup>e</sup>	0.8	2.6	53.3	35.4	46.0	20.7	50.5
173 Sierra Leone	1989 <sup>e</sup>	0.5	1.1	53.4	43.6	87.2	57.6	62.9

注：データが覆っている年や測定方法が異なることから、国と国との比較には注意が必要である。

- a. 一般的に所得分配のほうが消費分配に比べ不平等が大きい。
- b. データは貧しいグループの所得あるいは消費に対し、豊かなグループの所得あるいは消費の割合を示している。国境を越えるため、第2-5列の所得/消費のシェアを使った計算とは異なる場合がある。
- c. ジニ係数は、所得あるいは消費の全体的分配の不平等を測るものである。0は完全な平等を、100は完全な不平等を表す。
- d. 所得にもとづく調査。
- e. 消費にもとづく調査。

出典：第1-5、6列：World Bank 2002b；第6、7列：World Bank(20c2b)の所得/消費に関するデータをもとに計算



## 14 貿易構造

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	財・サービスの輸入 (対GDP比：%)		財・サービスの輸出 (対GDP比：%)		1次産品輸出 (商品輸出に占める%)		加工品輸出 (商品輸出に占める%)		ハイテク製品 輸出 (商品輸出に 占める%)		交易条件 (1990=100) <sup>a</sup>
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	
	<b>人間開発高位国</b>										
1 Norway	34	30	41	47	67	77	33	18	12	17	86
2 Sweden	29	42	30	47	16	9	83	85	15	22	110
3 Canada	26	41 <sup>b</sup>	26	44 <sup>b</sup>	36	30	59	64	14	19	-
4 Belgium	69	85	71	88	-	18	-	78	5	10	-
5 Australia	17	22 <sup>b</sup>	17	20 <sup>b</sup>	64	65	16	29	12	15	79
6 United States	11	13 <sup>b</sup>	10	11 <sup>b</sup>	22	13	74	83	33	34	116
7 Iceland	33	39 <sup>b</sup>	34	34 <sup>b</sup>	91	86	8	13	10	12	-
8 Netherlands	55	56 <sup>b</sup>	59	61 <sup>b</sup>	37	30	59	70	16	35	102
9 Japan	9	8 <sup>b</sup>	10	10 <sup>b</sup>	3	3	96	94	24	28	196
10 Finland	24	32	23	42	17	15	83	85	8	27	116
11 Switzerland	36	37 <sup>b</sup>	36	42 <sup>b</sup>	6	9	94	91	12	19	-
12 France	22	27	21	29	23	17	77	81	16	24	116
13 United Kingdom	27	29	24	27	19	17	79	82	24	32	101
14 Denmark	31	37	36	42	35	30	60	64	15	21	-
15 Austria	38	46 <sup>b</sup>	40	45 <sup>b</sup>	12	12	88	83	8	14	-
16 Luxembourg	105	99	105	120	-	13	-	86	-	17	-
17 Germany	25	33	25	33	10	9	89	85	11	18	112
18 Ireland	52	74 <sup>b</sup>	57	88 <sup>b</sup>	26	9	70	86	41	48	96
19 New Zealand	27	33 <sup>b</sup>	28	32 <sup>b</sup>	75	67	23	28	4	10	109
20 Italy	20	27	20	28	11	10	88	88	8	9	132
21 Spain	20	32	16	30	24	21	75	78	6	8	126
22 Israel	45	47	35	40	13	6	87	94	10	15	129
23 Hong Kong, China (SAR)	126	145	134	150	4	4	95	95	-	13	101
24 Greece	28	29 <sup>b</sup>	18	20 <sup>b</sup>	46	49 <sup>b</sup>	54	50 <sup>b</sup>	2	9 <sup>b</sup>	72
25 Singapore	105	161	201	180	27	14	72	86	40	63	81
26 Cyprus	57	48 <sup>b</sup>	51	45 <sup>b</sup>	45	48	55	52	6	2	79
27 Korea, Rep. of	30	42	29	45	6	9	94	91	18	35	99
28 Portugal	40	43	33	31	19	14	80	85	4	5 <sup>b</sup>	-
29 Slovenia	-	63	-	59	-	10	-	90	-	5	-
30 Malta	99	114	85	103	4	3	96	97	45	72	-
31 Barbados	52	56	49	51	55	46	43	52	-	23	80
32 Brunei Darussalam	-	-	-	-	100	89 <sup>c</sup>	(.)	11 <sup>c</sup>	-	9 <sup>c</sup>	68
33 Czech Republic	43	75	45	71	-	11	-	88	-	8	-
34 Argentina	5	11	10	11	71	66	29	32	-	9	74
35 Hungary	29	67	31	63	35	12	63	86	-	26	102
36 Slovakia	36	76	27	74	-	15 <sup>b</sup>	-	85 <sup>b</sup>	-	4 <sup>b</sup>	-
37 Poland	22	34	29	27	36	20	59	80	-	3	285
38 Chile	31	31	35	32	87	81	11	16	5	3	41
39 Bahrain	95	63	116	82	91	89	9	11	-	(.)	-
40 Uruguay	18	21	24	19	61	58	39	42	0	2	112
41 Bahamas	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42 Estonia	-	88	-	84	-	17	-	73	-	30	-
43 Costa Rica	41	46	35	48	66	34	27	66	-	-	131
44 Saint Kitts and Nevis	83	79	52	52	-	17	-	73	-	1	-
45 Kuwait	58	31	45	57	94	80 <sup>b</sup>	6	20 <sup>b</sup>	3	1 <sup>b</sup>	73
46 United Arab Emirates	40	-	65	-	54	-	46	-	-	-	40
47 Seychelles	67	86	62	78	-	-	(.)	-	0	-	-
48 Croatia	-	51	-	45	-	17	-	73	-	8	-
49 Lithuania	61	52	52	45	-	40	-	60	-	4	-
50 Trinidad and Tobago	29	52	45	65	73	71	27	29	0	1	60

## 14 貿易構造

HDI順位	財・サービスの輸入 (対GDP比：%)		財・サービスの輸出 (対GDP比：%)		1次産品輸出 (商品輸出に占める%)		加工品輸出 (商品輸出に占める%)		ハイテク製品 輸出 (商品輸出に 占める%)		交易条件 (1990=100) <sup>a</sup>
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	
	<b>人間開発中位国</b>										
51 Qatar	-	-	-	-	84	90 <sup>b</sup>	16	10 <sup>b</sup>	-	-	53
52 Antigua and Barbuda	87	80	89	71	-	-	-	-	-	-	-
53 Latvia	49	54	48	46	-	44	-	56	-	4	-
54 Mexico	20	33	19	31	56	16	43	83	8	22	31
55 Cuba	-	18	-	16	-	-	-	-	-	-	74
56 Belarus	44	69	46	68	-	31	-	67	-	4	-
57 Panama	34	39	38	33	78	84	21	16	(.)	91	
58 Belize	62	64	64	47	-	-	15	13 <sup>b</sup>	-	(.)	-
59 Malaysia	72	104	75	125	46	19	54	80	38	59 <sup>b</sup>	47
60 Russian Federation	18	25	18	46	-	65	-	22	-	14	-
61 Dominica	81	64	55	51	-	-	32	56	-	7	-
62 Bulgaria	37	64	33	58	-	37	-	57	-	-	-
63 Romania	26	40	17	34	26	22	73	77	2	6	-
64 Ubyan Arab Jamahiriya	-	-	-	-	95	-	5	-	-	-	50
65 Macedonia, FYR	36	62	26	45	-	31 <sup>b</sup>	-	66 <sup>b</sup>	-	1 <sup>b</sup>	-
66 Saint Lucia	34	66	73	56	-	81	28	19	-	8	-
67 Mauritius	72	67	65	64	34	19	66	81	1	1	97
68 Colombia	15	20	21	22	74	66	25	34	-	7	78
69 Venezuela	20	17	39	29	90	91	10	9	4	3	45
70 Thailand	42	59	34	67	36	22	63	76	21	32 <sup>b</sup>	72
71 Saudi Arabia	36	26	46	50	93	98	7	7	-	(.)	45
72 Fiji	66	63	64	69	63	-	36	52	12	-	80
73 Brazil	7	12	4	11	47	40	52	59	7	19	142
74 Suriname	27	17	28	17	26	22	74	78	0	1 <sup>c</sup>	67
75 Lebanon	100	38	18	13	-	-	-	-	-	-	82
76 Armenia	46	51	35	22	-	52	-	43	-	5	-
77 Philippines	33	50	28	56	31	8	38	92	-	59 <sup>b</sup>	119
78 Oman	31	-	53	-	94	87	5	12	2	4 <sup>b</sup>	79
79 Kazakhstan	-	47	-	59	-	80	-	20	-	10	-
80 Ukraine	29	57	28	51	-	-	-	-	-	-	-
81 Georgia	46	47	40	37	-	-	-	-	-	-	-
82 Peru	14	18	16	16	82	80	18	20	-	3 <sup>b</sup>	42
83 Grenada	63	75	42	61	-	-	20	13 <sup>b</sup>	(.)	(.)	-
84 Maldives	70	86	27	104	-	-	-	46	-	-	-
85 Turkey	18	31	13	24	32	18	68	81	1	5	-
86 Jamaica	56	55	52	44	31	27	69	73	-	(.)	73
87 Turkmenistan	-	53	-	63	-	-	-	7	-	5	-
88 Azerbaijan	-	38	-	41	-	92	-	8	-	4	-
89 Sri Lanka	38	51	29	40	42	23 <sup>b</sup>	54	75 <sup>b</sup>	1	3 <sup>b</sup>	95
90 Paraguay	39	35	33	20	-	81	13	19	(.)	3	154
91 St. Vincent & the Grenadines	77	70	56	59	-	-	-	13	-	0	-
92 Albania	22	40	15	19	-	18	-	82	-	1	-
93 Ecuador	27	31	33	42	98	90	2	10	(.)	6	40
94 Dominican Republic	44	39	34	30	-	-	-	-	-	-	58
95 Uzbekistan	48	39	29	44	-	-	-	-	-	-	-
96 China	14	23	18	26	27	12	72	88	-	19	105
97 Tunisia	51	48	44	44	31	23	69	77	2	3 <sup>b</sup>	84
98 Iran, Islamic Rep. of	24	21	22	35	-	93	-	7	-	2	35
99 Jordan	93	69	62	42	-	31	51	69	1	8	120
100 Cape Verde	44	62	13	23	-	-	-	-	-	-	100



14 貿易構造

HD順位	財・サービスの輸入 (対GDP比：%)		財・サービスの輸出 (対GDP比：%)		1次産品輸出 (商品輸出に占める%)		加工品輸出 (商品輸出に占める%)		ハイテク製品 輸出 (商品輸出に 占める%)		交易条件 (1990=100) <sup>a</sup> 1999
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	
	101 Samoa (Western)	-	82	-	33	-	-	4	-	0	
102 Kyrgyzstan	50	55	29	48	-	40 <sup>b</sup>	-	20 <sup>b</sup>	-	5 <sup>b</sup>	-
103 Guyana	80	111	63	97	-	-	-	-	-	-	70
104 El Salvador	31	43	19	28	62	50	38	48	0	6	112
105 Moldova, Rep. of	51	77	49	50	-	66	-	33	-	3	-
106 Algeria	25	22	23	42	97	98	3	2	-	4 <sup>b</sup>	35
107 South Africa	19	26	24	29	30 <sup>b</sup>	33 <sup>d</sup>	22 <sup>d</sup>	54 <sup>d</sup>	0	1	-
108 Syrian Arab Republic	28	35	28	38	64	90	36	8	0	1	57
109 Viet Nam	33	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-
110 Indonesia	24	31	25	39	65	41	35	57	1	15	56
111 Equatorial Guinea	70	58	32	95	-	-	-	-	-	-	-
112 Tajikistan	35	85	28	81	-	-	-	-	-	-	-
113 Mongolia	53	82	24	65	-	-	-	-	-	-	-
114 Bolivia	24	25	23	18	95	71	5	29	-	-	52
115 Egypt	33	23	20	16	57	58 <sup>b</sup>	42	37 <sup>b</sup>	-	( <sup>b</sup> )	49
116 Honduras	40	56	36	42	91	67	9	33	-	2 <sup>b</sup>	95
117 Gabon	31	35	46	37	-	-	-	-	-	-	49
118 Nicaragua	46	81	25	40	92	92	8	8	-	5	54
119 São Tomé and Príncipe	72	82	14	33	-	-	-	-	-	-	-
120 Guatemala	25	28	21	20	76	68	24	32	-	8	77
121 Solomon Islands	73	-	47	-	-	-	-	-	-	-	-
122 Namibia	56	56 <sup>b</sup>	47	49 <sup>b</sup>	-	-	-	-	-	-	-
123 Morocco	32	37	26	31	48	36	52	64	-	12 <sup>b</sup>	116
124 India	10	17	7	14	28	13 <sup>b</sup>	71	79 <sup>b</sup>	2	4 <sup>b</sup>	148
125 Swaziland	76	81	76	66	-	-	-	-	-	-	70
126 Botswana	50	33 <sup>b</sup>	55	28 <sup>b</sup>	-	-	-	-	-	-	-
127 Myanmar	5	1 <sup>b</sup>	3	( <sup>b</sup> )	-	-	-	-	-	-	26
128 Zimbabwe	23	31	23	30	68	72	31	28	2	2	115
129 Ghana	26	70	17	49	-	85	-	15	-	14 <sup>b</sup>	47
130 Cambodia	3	47	6	40	-	-	-	-	-	-	-
131 Vanuatu	77	-	46	-	-	-	13	-	20	-	-
132 Lesotho	122	88	17	28	-	-	-	-	-	-	73
133 Papua New Guinea	45	42 <sup>b</sup>	41	45 <sup>b</sup>	89	98	10	2	-	42 <sup>b</sup>	-
134 Kenya	31	36	16	26	71	79	29	21	4	4	170
135 Cameroon	17	27	20	31	91	92 <sup>b</sup>	9	5 <sup>b</sup>	3	1 <sup>b</sup>	84
136 Congo	46	42	54	79	-	-	-	-	-	-	71
137 Comoros	37	52	14	26	-	-	-	8	-	1	57
人間開発低位国											
138 Pakistan	23	19	16	16	21	15	79	85	( <sup>b</sup> )	( <sup>b</sup> )	107
139 Sudan	-	16	-	17	-	-	-	3 <sup>c</sup>	-	( <sup>b</sup> )	61
140 Bhutan	32	60	28	30	-	60 <sup>b</sup>	-	40 <sup>b</sup>	-	-	-
141 Togo	45	56	33	36	89	69	9	31	0	0	109
142 Nepal	21	32	11	24	-	23 <sup>b</sup>	83	77 <sup>b</sup>	-	( <sup>b</sup> )	-
143 Lao People's Dem. Rep.	-	48 <sup>b</sup>	-	36 <sup>b</sup>	-	-	-	-	-	-	-
144 Yemen	27	41	14	50	-	99 <sup>c</sup>	-	1 <sup>c</sup>	-	0 <sup>c</sup>	-
145 Bangladesh	14	19	6	14	-	9 <sup>c</sup>	77	91 <sup>c</sup>	( <sup>b</sup> )	( <sup>b</sup> )	97
146 Haiti	29	27	16	12	15	-	65	-	14	-	48
147 Madagascar	27	35	17	25	85	48 <sup>b</sup>	14	50 <sup>b</sup>	8	3 <sup>b</sup>	101
148 Nigeria	29	41	48	52	-	100	-	( <sup>b</sup> )	-	13 <sup>b</sup>	33
149 Djibouti	-	63	-	45	44	-	8	-	-	-	-
150 Uganda	19	26	7	10	-	54	-	6	-	10 <sup>b</sup>	20

14 貿易構造

HD順位	財・サービスの輸入 (対GDP比：%)		財・サービスの輸出 (対GDP比：%)		1次産品輸出 (商品輸出に占める%)		加工品輸出 (商品輸出に占める%)		ハイテク製品 輸出 (商品輸出に 占める%)		交易条件 (1990=100) <sup>a</sup> 1999
	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	
	151 Tanzania, U. Rep. of	37	23	13	15	-	84 <sup>b</sup>	-	19 <sup>b</sup>	-	
152 Mauritania	61	57	46	41	-	-	-	-	-	-	144
153 Zambia	37	46	36	31	-	-	-	-	-	-	40
154 Senegal	30	40	25	31	77	69	23	30	-	13 <sup>b</sup>	102
155 Congo, Dem. Rep. of the	29	-	30	-	-	-	-	-	-	-	74
156 Côte d'Ivoire	27	39	32	46	-	85	-	14	-	-	82
157 Eritrea	-	85	-	16	-	-	-	-	-	-	-
158 Benin	26	29	14	15	-	97 <sup>b</sup>	-	3 <sup>b</sup>	-	( <sup>b</sup> )	101
159 Guinea	31	31	31	26	-	70	-	30	-	-	-
160 Gambia	72	51	60	48	-	94 <sup>b</sup>	-	5 <sup>b</sup>	-	17 <sup>b</sup>	-
161 Angola	21	74	39	90	100	-	( <sup>b</sup> )	-	-	-	71
162 Rwanda	14	24	6	8	-	-	-	-	-	-	160
163 Malawi	33	38	24	26	95	-	5	-	( <sup>b</sup> )	-	65
164 Mali	34	40	17	25	-	-	2	-	-	-	85
165 Central African Republic	28	16	15	13	-	-	-	-	-	-	41
166 Chad	25	32	13	17	-	-	-	-	-	-	85
167 Guinea-Bissau	37	58	10	32	-	-	-	-	-	-	83
168 Ethiopia	12	31	8	15	-	-	-	10	-	( <sup>b</sup> )	-
169 Burkina Faso	26	30	13	11	-	-	-	-	-	-	170
170 Mozambique	36	39	8	15	-	90 <sup>b</sup>	-	10 <sup>b</sup>	-	2 <sup>b</sup>	34
171 Burundi	28	24	8	9	-	-	-	( <sup>b</sup> )	-	-	51
172 Niger	22	23	15	15	-	97 <sup>b</sup>	-	2 <sup>b</sup>	-	5 <sup>b</sup>	41
173 Sierra Leone	25	23	24	17	-	-	-	-	-	-	105
開発途上国	26	32	26	34	38	28	60	71	-	23	-
後発開発途上国	23	31	14	22	-	-	-	-	-	-	-
アラブ諸国	39	29	40	40	81	81	20	19	-	2	-
東アジア・太平洋諸国	40	51	41	56	24	13	75	86	-	31	-
ラテンアメリカ・カリブ諸国	12	18	14	17	66	51	34	48	6	16	-
南アジア	15	19	11	18	-	40	71	58	-	3	-
サハラ以南アフリカ	26	33	27	32	-	57	-	36	-	8	-
中・東欧・CIS諸国	25	41	25	49	-	42	-	52	-	11	-
OECD諸国	18	21 <sup>b</sup>	18	21 <sup>b</sup>	20	15	78	81	17	20	-
高所得OECD諸国	18	20 <sup>b</sup>	18	20 <sup>b</sup>	19	16	78	81	18	19	-
人間開発高位国	20	22 <sup>b</sup>	20	22 <sup>b</sup>	26	16	78	82	16	22	-
人間開発中位国	19	21	20	30	49	40	48	58	-	13	-
人間開発低位国	24	28	20	24	-	69	-	32	-	1	-
高所得国	19	21 <sup>b</sup>	19	22 <sup>b</sup>	19	15	78	82	18	24	-
中所得国	20	29	21	32	43	35	54	63	-	16	-
低所得国	20	28	17	28	-	45	-	53	-	7	-
全世界	20	22 <sup>b</sup>	20	23 <sup>b</sup>	24	20	73	77	-	20	-

a. 輸入価格指数に対する輸出価格指数の割合は1980年を基本年として計算した。100を超えるのは、輸入価格に比較し輸出価格が上がったことを示している。  
b. 1999年のデータ。  
c. 1998年のデータ。  
d. ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランドが加盟する南部アフリカ関税同盟のデータ。  
e. 南アフリカのデータに含まれる。

出典：第1-4、7-10列：World Bank 2002b。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算した；第5、6列：World Bank(2002b)の商品取引および資料、農業原料、燃料、鉱石、金属の輸出に関するデータをもとに計算；第11列：World Bank(2002b)の交易条件に関するデータをもとに計算。



15 DAC諸国からの援助の流れ

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	ODA支出(総額)			援助国1人当たり ODA額		LLDCへの ODA額		NGOの拠出総額	
	総額 (百万US\$) <sup>a</sup>	対GNP比(%)		1990	2000	全体に占める(%) <sup>b</sup>		対GNP比(%) <sup>c</sup>	
		1990 <sup>d</sup>	2000			1990	2000	1990	2000
1 Norway	1,264	1.17	0.80	277	276	43	31	0.13	0.11
2 Sweden	1,799	0.91	0.80	207	223	30	29	0.06	0.01
3 Canada	1,744	0.44	0.25	79	55	28	17	0.05	0.02
4 Belgium	820	0.46	0.36	95	91	40	25	0.03	0.03
5 Australia	967	0.34	0.27	52	56	18	21	0.02	0.04
6 United States	9,955	0.21	0.10	55	35	18	20	0.05	0.04
8 Netherlands	3,135	0.52	0.34	178	221	32	25	0.09	0.08
9 Japan	13,508	0.31	0.28	36	102	18	15	( )	( )
10 Finland	371	0.65	0.31	137	80	37	29	0.03	( )
11 Switzerland	890	0.32	0.34	120	137	41	30	0.05	0.06
12 France	4,105	0.60	0.32	129	80	28	24	0.02	-
13 United Kingdom	4,501	0.27	0.32	55	79	31	31	0.03	0.04
14 Denmark	1,664	0.94	1.06	246	348	39	32	0.02	0.02
15 Austria	423	0.25	0.21	51	60	26	23	0.02	0.03
16 Luxembourg	127	0.21	0.71	71	320	31	32	-	0.04
17 Germany	5,030	0.42	0.27	108	71	25	23	0.05	0.05
18 Ireland	235	0.16	0.30	18	68	36	48	0.07	0.11
19 New Zealand	113	0.23	0.25	29	34	15	14	0.03	0.03
20 Italy	1,376	0.31	0.13	56	27	39	27	-	( )
21 Spain	1,195	0.20	0.22	23	34	19	12	0.01	-
24 Greece	126	-	0.20	-	25	-	8	-	-
28 Portugal	271	0.24	0.26	18	30	70	43	( )	-
DAC	53,737T	0.33	0.22	78	67	26	22	0.03	0.03

注：DACとは経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会のこと。

- a. DAC非加盟国・地域の中にもODAを供与しているところはある。OECD, Development Assistance Committee(2002c)によれば、チェコ、エストニア、イスラエル、韓国、クウェート、ポーランド、サウジアジア、スロバキア、トルコ、アラブ首長国連邦による2000年の支出額は合計で1億2000万ドルであった。中国も供与しているが、援助額は公表されていない。
- b. 国際機関を通じ拠出される多国籍フローもある。基準年の支出の各国配分によって計算した。
- c. NGOを通じた支出で、もともと公的資金でありODAにすでに含まれているものは除外した。
- d. 各国のデータ(DAC平均値ではない)には、非ODA債権の免除を含む。

出典：第1-7列：OECD, Development Assistance Committee 2002c, 集計値はOECDが人間開発報告書事務局のために計算；第8、9列：OECD, Development Assistance Committee 2002a, 集計値はOECDが人間開発報告書事務局のために計算

16 援助、民間資本、債務の流れ

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	ODA受取額(前支出額) <sup>a</sup>				海外直接投資の流れ		その他の民間フロー		債務元利支払総額			
	総額		対GNP比(%)		対GDP比(%) <sup>b</sup>		対GDP比(%) <sup>b,c</sup>		対GDP比(%)		財・サービスの輸出に占める割合(%)	
	(百万\$)	(US\$)	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000
人間開発高位国												
22 Israel	800.0 <sup>d</sup>	132.4 <sup>e</sup>	2.6	0.7 <sup>f</sup>	0.3	4.0	-	-	-	-	-	-
23 Hong Kong, China (SAR)	4.3 <sup>d</sup>	0.6 <sup>e</sup>	0.1	( ) <sup>f</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
25 Singapore	1.1 <sup>d</sup>	3.3 <sup>e</sup>	( )	( ) <sup>f</sup>	15.2	6.9	-	-	-	-	-	-
26 Cyprus	54.5 <sup>d</sup>	69.5 <sup>e</sup>	0.7	0.6 <sup>f</sup>	2.3	1.8	-	-	-	-	-	-
27 Korea, Rep. of	-198.0 <sup>d</sup>	-4.2 <sup>e</sup>	( )	( ) <sup>f</sup>	0.3	2.0	0.1	0.9	3.3	5.1	10.8	10.9
29 Slovenia	60.5	30.6	-	0.3	-	1.0	-	-	-	-	-	-
30 Malta	21.2	54.5	0.2	0.6	2.0	17.7	-	-	-	-	-	-
31 Barbados	0.2	0.9	0.2	( )	0.7	0.7	-	-	-	-	-	-
32 Brunei Darussalam	0.6 <sup>d</sup>	1.9 <sup>e</sup>	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33 Czech Republic	438.2 <sup>d</sup>	42.7 <sup>e</sup>	( ) <sup>f</sup>	0.9 <sup>f</sup>	6.6	9.0	1.9	-2.5	3.0	9.4	-	12.7
34 Argentina	76.3	2.1	0.1	( )	1.3	4.1	-1.4	1.7	4.4	9.6	37.0	71.3
35 Hungary	252.2 <sup>d</sup>	25.3 <sup>e</sup>	0.2 <sup>f</sup>	0.6 <sup>f</sup>	0.0	3.7	-0.9	0.1	12.8	17.4	34.3	24.4
36 Slovakia	113.1 <sup>d</sup>	20.9 <sup>e</sup>	( ) <sup>f</sup>	0.6 <sup>f</sup>	0.0	10.7	1.8	6.7	2.1	13.5	-	18.0
37 Poland	1,396.2 <sup>d</sup>	36.2 <sup>e</sup>	2.2 <sup>f</sup>	0.9 <sup>f</sup>	0.2	5.9	( )	2.4	1.6	5.5	4.9	20.9
38 Chile	49.3	3.2	0.3	0.1	1.9	5.2	5.0	1.6	9.1	8.7	25.9	26.0
39 Bahrain	49.1	76.7	3.2	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-
40 Uruguay	17.4	5.2	0.6	0.1	0.0	1.5	-2.1	1.4	10.6	6.7	40.8	29.2
41 Bahamas	5.5 <sup>d</sup>	18.1 <sup>e</sup>	0.1	0.1 <sup>f</sup>	-0.6	5.2	-	-	-	-	-	-
42 Estonia	63.8 <sup>d</sup>	45.8 <sup>e</sup>	-	1.3 <sup>f</sup>	-	7.8	-	2.0	-	8.6	-	8.7
43 Costa Rica	11.8	2.9	4.0	0.1	2.9	2.6	-2.5	1.3	8.8	4.1	23.9	8.2
44 Saint Kitts and Nevis	3.9	101.6	5.1	1.2	30.8	30.6	-0.3	-0.3	1.9	6.2	2.9	12.5
45 Kuwait	2.8 <sup>d</sup>	1.5 <sup>e</sup>	( )	( ) <sup>f</sup>	-	( )	-	-	-	-	-	-
46 United Arab Emirates	4.0 <sup>d</sup>	1.5 <sup>e</sup>	( )	-	-	-	-	-	-	-	-	-
47 Seychelles	18.3	227.3	9.8	3.0	5.4	9.1	-1.7	-0.7	5.9	2.8	9.0	3.4
48 Croatia	65.5	14.1	-	0.3	-	4.9	-	8.0	-	12.3	-	25.5
49 Lithuania	99.0 <sup>d</sup>	26.8 <sup>e</sup>	-	0.9 <sup>f</sup>	-	3.3	-	3.7	-	8.0	-	17.1
50 Trinidad and Tobago	-1.5	-1.2	0.4	( )	2.2	8.9	-3.5	0.3	8.9	6.8	19.3	10.3
51 Qatar	0.5 <sup>d</sup>	0.9 <sup>e</sup>	( )	( ) <sup>f</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-
52 Antigua and Barbuda	9.8	151.0	1.2	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-
53 Latvia	91.1 <sup>d</sup>	37.6 <sup>e</sup>	-	1.3 <sup>f</sup>	-	5.7	-	2.5	-	7.9	-	15.8
人間開発中位国												
54 Mexico	-54.1	-0.5	0.1	( )	1.0	2.3	2.1	-0.3	4.3	10.1	20.7	30.2
55 Cuba	44.0	3.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56 Belarus	39.6 <sup>d</sup>	3.9 <sup>e</sup>	-	0.1 <sup>f</sup>	-	0.3	-	0.1	-	0.8	-	2.9
57 Panama	16.5	5.8	1.9	0.2	2.5	6.1	-0.1	3.5	6.5	9.4	6.2	10.0
58 Belize	14.7	54.8	7.6	1.8	4.2	7.2	1.4	17.6	5.0	8.1	7.5	16.1
59 Malaysia	45.4	2.0	1.1	0.1	5.3	1.9	-0.6	1.7	9.8	6.7	12.6	5.3
60 Russian Federation	1,564.5 <sup>d</sup>	10.8 <sup>e</sup>	( ) <sup>f</sup>	0.6 <sup>f</sup>	0.0	1.1	1.0	-0.2	2.0	4.6	-	10.1
61 Dominica	15.5	219.4	11.9	5.7	7.8	3.9	-0.1	0.0	3.5	3.8	5.6	7.1
62 Bulgaria	311.1 <sup>d</sup>	39.1 <sup>e</sup>	0.1 <sup>f</sup>	2.6 <sup>f</sup>	( )	8.3	-0.2	0.9	6.6	9.9	19.4	16.2
63 Romania	432.0 <sup>d</sup>	19.3 <sup>e</sup>	0.6 <sup>f</sup>	1.2 <sup>f</sup>	0.0	2.8	( )	2.4	( )	6.4	0.3	18.8
64 Libyan Arab Jamahiriya	15.4 <sup>d</sup>	2.9 <sup>e</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65 Macedonia, FYR	251.9	123.8	-	7.0	-	4.9	-	0.3	-	4.5	-	9.3
66 Saint Lucia	11.0	74.3	3.1	1.6	11.3	6.9	-0.2	3.5	1.6	5.7	2.1	11.0
67 Mauritius	20.4	17.6	3.4	0.5	1.6	6.1	1.7	-6.2	5.9	12.6	8.8	20.8
68 Colombia	186.9	4.4	0.2	0.2	1.2	2.9	-0.4	0.9	9.7	6.4	40.9	28.6
69 Venezuela	76.6	3.2	0.2	0.1	0.9	1.7	-1.2	0.8	10.3	4.9	23.2	15.7
70 Thailand	640.7	10.2	0.9	0.5	2.9	2.8	2.3	-3.9	6.7	11.5	16.9	16.3
71 Saudi Arabia	31.0	1.5	( )	( )	-	-	-	-	-	-	-	-
72 Fiji	29.1	35.0	3.7	1.9	6.7	0.0	-1.1	-0.4	7.7	2.0	12.0	2.5
73 Brazil	322.4	1.9	( )	0.1	0.2	5.5	-0.1	2.2	1.8	10.5	22.2	90.7



16 援助、民間資本、債務の流れ

HDI順位	ODA受取額(純支出額)*				海外直接投資の流れ		その他の民間フロー		債務元利支払金額			
	総額		1人当たり		(純額)		(対GDP比:%) <sup>a</sup>		(対GDP比:%) <sup>b,c</sup>		財・サービスの輸出に占める割合(%)	
	(百万\$)	(US\$)	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000
74 Suriname	34.4	82.4	19.4	4.1	--	--	--	--	--	--	--	--
75 Lebanon	196.5	56.2	9.1	1.2	0.2	1.8	0.2	10.5	3.5	11.0	3.3	--
76 Armenia	215.9	57.0	--	11.3	--	7.3	--	1.0	--	2.2	--	7.6
77 Philippines	577.7	7.6	2.9	0.8	1.2	2.7	0.2	0.6	8.1	9.0	27.0	13.6
78 Oman	45.6	18.0	0.6	--	1.3	0.7 <sup>a</sup>	-3.8	-2.1	7.0	7.7 <sup>a</sup>	12.3	7.3 <sup>a</sup>
79 Kazakhstan	189.1	11.7	--	1.0	--	6.9	--	3.6	--	10.1	--	16.8
80 Ukraine	541.0 <sup>d</sup>	10.5 <sup>d</sup>	0.3 <sup>d</sup>	1.7 <sup>d</sup>	--	1.9	--	1.0	--	11.5	--	18.6
81 Georgia	160.5	32.2	--	5.6	--	4.3	--	0.8	--	3.9	--	9.5
82 Peru	401.1	15.6	1.5	0.8	0.2	1.3	0.1	1.6	1.8	8.1	10.8	42.0
83 Grenada	15.5	176.6	6.3	4.0	5.9	9.0	0.1	7.3	1.9	2.9	4.0	5.0
84 Maldives	19.3	66.2	10.7	3.5	3.0	2.3	0.6	0.1	4.4	3.6	4.8	4.3
85 Turkey	324.9	4.5	0.8	0.2	0.5	0.5	0.7	5.2	4.9	10.6	29.4	36.1
86 Jamaica	10.0	3.5	6.4	0.1	3.3	6.2	-1.1	6.0	15.6	8.7	26.9	14.1
87 Turkmenistan	31.5	6.7	--	0.7	--	4.5 <sup>a</sup>	--	12.0	--	10.9 <sup>a</sup>	--	31.8 <sup>a</sup>
88 Azerbaijan	139.4	17.3	--	2.6	--	2.5	--	0.9	--	3.4	--	8.0
89 Sri Lanka	275.3	14.6	9.1	1.7	0.5	1.1	0.1	0.5	4.8	4.5	13.8	9.6
90 Paraguay	81.8	14.5	1.1	1.1	1.4	1.1	-0.2	-1.3	6.2	4.4	12.2	10.4
91 St. Vincent & the Grenadines	5.2	54.8	7.8	1.9	4.0	8.4	0.0	-0.1	2.2	4.6	2.9	8.5
92 Albania	318.5	101.6	0.5	8.5	0.0	3.8	1.5	( )	0.1	0.7	0.9	2.0
93 Ecuador	145.8	11.6	1.5	1.1	1.2	5.2	0.5	1.4	10.1	5.4	32.5	17.3
94 Dominican Republic	62.4	7.5	1.4	0.3	1.9	4.8	( )	1.0	3.3	2.6	10.4	4.8
95 Uzbekistan	185.9	7.5	--	2.4	--	1.3	--	-1.1	--	11.7	--	26.4
96 China	1,735.0	1.4	0.6	0.2	1.0	3.6	1.3	1.8	2.0	2.0	11.7	7.4
97 Tunisia	222.8	23.5	3.2	1.1	0.6	3.5	-1.6	1.1	11.6	5.8	24.5	29.2
98 Iran, Islamic Rep. of	132.1	1.9	0.1	0.1	-0.3	( )	( )	-0.6	0.5	3.3	3.2	11.4
99 Jordan	552.4	112.4	22.1	6.6	0.9	6.7	5.4	-1.2	15.5	8.0	20.3	11.4
100 Cape Verde	94.1	220.3	31.8	16.9	0.0	1.8	( )	-0.3	1.7	2.9	4.8	7.5
101 Samoa (Western)	27.4	172.5	23.7	11.6	3.5	0.0	0.0	0.0	2.7	3.6	5.8	10.8
102 Kyrgyzstan	215.0	43.7	--	16.5	--	-0.2	--	-4.8	--	13.3	--	29.3
103 Guyana	108.3	142.4	42.6	15.2	0.0	9.4	-4.1	-0.1	74.5	16.2	--	19.5
104 El Salvador	180.0	28.7	7.2	1.4	( )	1.4	0.1	1.2	4.3	2.8	15.3	6.7
105 Moldova, Rep. of	122.6	28.5	--	9.5	--	10.0	--	6.3	--	10.5	--	16.7
106 Algeria	162.4	5.4	0.4	0.3	0.0	( )	-0.7	-2.3	14.2	8.4	63.4	19.6
107 South Africa	487.5	11.3	--	0.4	--	0.8	--	1.4	--	3.1	--	10.0
108 Syrian Arab Republic	158.4	9.8	5.6	0.9	0.6	0.7	-0.1	( )	9.7	2.0	21.8	4.8
109 Viet Nam	1,699.5	21.8	2.9	5.4	0.2	4.1	0.0	-2.3	2.7	4.2	8.9	7.5
110 Indonesia	1,731.0	8.2	1.5	1.1	1.0	-3.0	1.9	-4.3	8.7	12.2	33.3	25.3
111 Equatorial Guinea	21.3	46.6	46.0	1.6	8.3	8.9	0.0	0.0	3.9	0.4	12.1	6.2
112 Tajikistan	142.3	23.4	--	14.4	--	2.4	--	4.0	--	8.8	--	10.9
113 Mongolia	217.5	85.8	--	22.4	--	3.1	--	0.4	--	3.0	--	4.7
114 Bolivia	476.6	57.2	11.2	5.8	0.6	8.9	-0.5	2.3	7.9	8.0	38.6	39.1
115 Egypt	1,328.4	19.6	12.6	1.3	1.7	1.3	-0.2	0.7	7.1	1.8	22.5	8.4
116 Honduras	449.1	70.0	14.7	7.6	1.4	4.8	1.0	0.3	12.8	9.7	35.3	15.3
117 Gabon	11.8	9.6	2.2	0.2	1.2	3.0	0.5	-0.2	3.0	9.5	6.4	15.0
118 Nicaragua	561.7	110.8	32.9	23.4	0.0	10.6	2.0	5.9	1.6	12.5	3.9	21.0
119 São Tomé and Príncipe	35.0	253.9	95.0	75.2	0.0	21.5	-0.2	0.0	4.9	9.5	34.0	31.7
120 Guatemala	263.6	23.2	2.6	1.4	0.6	1.2	-0.1	-0.3	2.8	2.3	12.6	9.4
121 Solomon Islands	68.4	152.9	21.7	24.9	4.7	3.6	-1.5	-1.3	5.5	3.3	11.9	6.7
122 Namibia	15.7	86.3	4.8	4.4	--	--	--	--	--	--	--	--
123 Morocco	419.3	14.0	4.1	1.3	0.6	( )	0.7	-0.9	6.9	10.0	21.5	25.9

16 援助、民間資本、債務の流れ

HDI順位	ODA受取額(純支出額)*				海外直接投資の流れ		その他の民間フロー		債務元利支払金額			
	総額		1人当たり		(純額)		(対GDP比:%) <sup>a</sup>		(対GDP比:%) <sup>b,c</sup>		財・サービスの輸出に占める割合(%)	
	(百万\$)	(US\$)	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000
124 India	1,407.2	1.5	0.4	0.3	0.1	0.5	0.5	1.4	2.6	2.2	31.4	12.8
125 Swaziland	13.2	14.3	6.4	0.9	3.6	-3.0	-0.2	0.0	5.6	1.6	5.7	2.3
126 Botswana	30.7	19.9	3.9	0.6	2.5	0.6	-0.5	-0.1	2.8	1.3	4.4	1.8
127 Myanmar	106.8	2.2	--	--	--	--	--	--	--	--	9.0	4.7
128 Zimbabwe	178.1	14.1	3.9	2.4	-0.1	1.1	1.1	-0.7	5.4	6.1	23.1	22.1
129 Ghana	609.4	31.6	9.6	11.7	0.3	2.1	-0.3	-0.6	6.3	9.1	36.9	19.3
130 Cambodia	398.5	30.4	3.7	12.5	0.0	3.9	0.0	0.0	2.7	1.0	--	2.0
131 Vanuatu	45.8	232.7	32.6	21.6	8.5	9.4	-0.1	0.0	1.6	1.0	2.1	1.4
132 Lesotho	41.5	20.4	23.0	4.6	2.8	13.1	( )	-0.7	3.8	7.3	4.2	12.1
133 Papua New Guinea	275.4	57.3	12.0	7.2	4.8	3.4	1.5	-4.1	17.2	8.0	37.2	13.5
134 Kenya	512.3	16.7	13.5	4.9	0.7	1.1	0.8	-0.6	9.3	4.6	35.4	17.3
135 Cameroon	379.9	25.5	4.0	4.3	-1.0	0.4	-0.1	-0.6	4.7	6.3	22.5	20.5
136 Congo	32.5	10.8	7.8	1.0	0.0	0.4	-3.6	0.0	19.0	1.3	35.1	1.6
137 Comoros	18.7	26.4	18.1	9.2	-0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	1.3	2.3	5.0
人間開発低位国												
138 Pakistan	702.8	5.0	2.8	1.1	0.6	0.5	-0.2	-0.6	4.8	4.6	21.0	26.8
139 Sudan	225.4	7.2	6.2	2.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.4	0.5	7.5	3.2
140 Bhutan	53.7	25.5	16.5	10.9	0.9	0.0	-0.9	0.0	7.8	1.4	5.5	4.2
141 Togo	69.8	15.4	16.0	5.7	0.0	2.5	( )	0.0	5.3	2.4	11.9	6.1
142 Nepal	389.8	16.9	11.7	7.1	0.2	0.1	0.4	-0.1	1.9	1.8	13.4	6.5
143 Lao People's Dem. Rep.	281.2	53.3	17.3	16.4	6.7	4.2	0.0	0.0	1.1	2.5	8.7	8.1
144 Yemen	265.0	14.4	8.4	3.1	-2.7	-2.4	3.3	0.0	3.5	2.6	5.6	3.8
145 Bangladesh	1,171.5	8.5	7.0	2.5	( )	0.6	0.2	( )	2.5	1.7	27.4	9.1
146 Haiti	208.3	25.6	5.7	5.1	0.3	0.0	0.0	0.0	1.2	1.0	11.0	3.0
147 Madagascar	322.3	20.2	12.9	8.3	0.7	2.1	-0.5	( )	7.2	2.4	45.5	7.7
148 Nigeria	134.8	1.6	0.9	0.4	2.1	2.6	-0.4	-0.4	11.7	2.5	22.6	4.3
149 Djibouti	71.4	112.9	46.4	17.9	0.0	0.0	-0.1	0.0	3.6	2.4	--	5.5
150 Uganda	819.4	35.2	15.5	13.3	0.0	3.6	0.4	0.2	3.4	2.8	58.9	23.7
151 Tanzania, U. Rep. of	1,044.6	29.7	27.5	11.6	0.0	2.1	0.1	-0.1	4.2	2.4	32.9	16.2
152 Mauritania	211.9	79.5	23.3	22.7	0.7	0.5	-0.1	-0.3	14.3	10.7	29.9	25.9
153 Zambia	795.1	76.3	14.6	27.3	6.2	6.9	-0.3	-0.3	6.2	6.4	14.9	18.7
154 Senegal	423.5	45.0	14.4	9.7	1.0	2.4	-0.3	( )	5.7	5.2	20.0	14.4
155 Congo, Dem. Rep. of the	183.5	3.6	9.6	--	-0.1	( ) <sup>d</sup>	-0.1	0.0	3.7	0.3 <sup>d</sup>	13.5	1.2 <sup>d</sup>
156 Côte d'Ivoire	351.3	22.0	6.4	3.8	0.4	1.1	0.1	-1.6	11.7	10.9	35.4	22.4
157 Eritrea	176.0	48.1	--	29.0	--	5.8	--	0.0	--	0.5	--	1.1
158 Benin	238.6	38.0	14.5	11.0	8.1	1.4	( )	0.0	2.1	3.5	8.2	12.6
159 Guinea	157.7	18.7	10.4	5.1	0.6	2.1	-0.7	( )	6.0	4.4	20.0	15.3
160 Gambia	49.1	37.7	31.3	11.6	0.0	3.3	-2.4	( )	11.9	4.4	22.2	7.0
161 Angola	306.7	23.3	2.6	3.5	-3.3	19.2	5.6	-5.6	3.2	13.6	8.1	15.1
162 Rwanda	322.0	42.2	11.3	17.9	0.3	0.8	-0.1	0.0	0.8	2.0	14.0	24.7
163 Malawi	445.3	39.4	26.8	26.2	0.0	2.7	0.1	0.0	7.1	3.5	29.3	11.7
164 Mali	359.7	31.7	19.3	15.7	-0.3	3.3	( )	0.0	2.8	4.2	12.3	12.1
165 Central African Republic	75.9	20.4	16.8	7.9	0.1	0.5	( )	0.0	2.0	1.5	13.2	12.9
166 Chad	131.1	18.6	18.0	9.3	0.0	1.1	( )	( )	0.7	1.9	4.4	9.3
167 Guinea-Bissau	80.4	67.1	52.7	37.3	0.8	0.0	( )	0.0	3.4	2.9	31.0	8.6
168 Ethiopia	693.0	11.0	14.8	10.8	0.2	0.8	-0.8	-0.1	3.4	2.2	34.9	13.9
169 Burkina Faso	336.0	29.1	12.0	15.3	0.0	0.5	( )	0.0	1.2	2.5	6.8	17.3
170 Mozambique	876.2	47.9	40.7	21.3	0.4	3.7	1.0	( )	3.2	2.3	26.2	11.4
171 Burundi	92.7	14.6	23.3	13.5	0.1	1.7	-0.5	0.0	3.7	3.1	43.4	37.1
172 Niger	211.0	19.5	16.0	11.6	( )	0.8	0.4	-0.1	4.0	1.6	17.4	9.4
173 Sierra Leone	182.4	41.4	6.8	28.7	3.6	0.2	0.4	0.0	2.4	6.7	10.1	48.0



16 援助、民間資本、債務の流れ

HDI順位	ODA受取額(純支出額) <sup>a</sup>				海外直接投資の流れ		その他の民間フロー		債務元利支払金総額			
	総額		1人当たり		(純額)		(民間フロー)		財・サービスの輸出に占める割合(%)		輸出に占める割合(%)	
	(百万\$)	(US\$)	対GDP比(%)	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000	1990	2000
開発途上国	31,652.5T	6.7	1.4	0.5	0.9	2.5	0.5	1.0	4.3	6.3	18.6	18.6
後発開発途上国	12,141.2T	19.1	11.9	7.6	1)	2.6	0.6	-0.4	3.1	2.9	15.6	9.6
アラブ諸国	3,750.4T	15.2	3.4	0.7	0.9	0.3	--	--	--	--	14.7	8.7
東アジア・太平洋諸国	7,687.5T	4.1	0.7	0.3	1.7	2.8	0.8	0.7	4.3	4.6	15.7	10.8
ラテンアメリカ・カリブ諸国	3,813.0T	7.4	0.4	0.2	0.7	3.9	0.3	1.1	4.0	9.2	23.5	38.7
南アジア	4,230.3T	3.0	1.1	0.5	()	0.5	0.3	0.8	2.5	2.6	19.9	13.0
サハラ以南アフリカ	11,918.8T	18.4	--	6.1	--	2.1	--	--	--	--	19.6	10.5
中・東欧・CIS諸国	7,449.8T	16.7	--	--	()	3.7	--	--	--	--	14.3	15.3
OECD諸国	--	--	--	--	1.0 <sup>e</sup>	4.0 <sup>e</sup>	--	--	--	--	--	--
高所得OECD諸国	--	--	--	--	1.0 <sup>e</sup>	4.1 <sup>e</sup>	--	--	--	--	--	--
人間開発高位国	--	--	--	--	1.0 <sup>e</sup>	4.7 <sup>e</sup>	--	--	--	--	--	--
人間開発中位国	23,908.3T	5.9	0.9	0.5	0.6	2.4	0.7	1.2	3.8	6.2	18.8	18.0
人間開発低位国	12,504.2T	14.9	8.2	4.7	0.4	2.0	0.3	-0.5	5.1	3.6	20.5	11.7
高所得国	--	--	--	--	1.0 <sup>e</sup>	4.1 <sup>e</sup>	--	--	--	--	--	--
中所得国	15,725.5T	6.3	0.7	0.3	0.7	3.0	0.5	1.2	3.8	6.7	16.9	18.4
低所得国	21,242.3T	9.3	3.0	2.1	0.3	0.6	0.7	-0.2	4.6	4.4	26.5	15.9
全世界	39,923.5T	7.8	--	--	1.0 <sup>e</sup>	3.8 <sup>e</sup>	--	--	--	--	--	--

注：本表は、DAC(OECD, Development Assistance Committee 2002)の被援助国リストパート1、パートIIのデータを示したものである。通常、ODAと債務元利支払金額を比較する場合使用されるのはGDPではなく、GNPであるが(「指標項目の定義」を参照)、ここでは両者の比較が可能になるようGDPを使用した。若干の違いはあるが、GNPもGDPも類似の結果が得られる。

- a. ODA受取額は、DAC諸国、その他のOECD諸国、国際機関、アラブ諸国、エストニア、イスラエルからのODAの流れの合計(純額)である。集計値は、政府援助(純額)を含む。「指標項目の定義」を参照されたい。
- b. 負数は国からの資本流出が資本流入より多いことを示す。
- c. その他の民間資金の流れとは、非債務型証券への投資、間接債務フロー、銀行・貿易関連貸付を含むものである。「指標項目の定義」を参照されたい。
- d. 政府援助純額のデータ。「指標項目の定義」を参照されたい。
- e. 1990年のデータ。
- f. 集計値の計算に使われたデータには、本表に掲載されていない国も含まれている。

出典：第1列：OECD, Development Assistance Committee 2002d；第2列：OECD, Development Assistance Committee(2002d)のODAに関するデータと人口に関するUN(2001)のデータをもとに計算；第3、4列：OECD, Development Assistance Committee(2002d)のODAに関するデータとWorld Bank(2002b)の海外直接投資とGDPに関するデータをもとに計算；第5、6列：World Bank(2002b)の海外直接投資とGDPに関するデータをもとに計算。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算；第7、8列：World Bank(2002b)の間接投資(債権・株式)、銀行・貿易関連貸付、およびGDPに関するデータをもとに計算；第9、10列：World Bank(2002b)の債務元利支払金総額とGDPに関するデータをもとに計算；第11、12列：World Bank 2002b。集計値は世銀が人間開発報告書事務局のために計算

17 公的支出の優先分野

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	教育への公的支出(対GNP比：%)		保健医療への公的支出(対GDP比：%)		軍事支出(対GDP比：%) <sup>a</sup>		債務元利支払金総額(対GDP比：%) <sup>b</sup>	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1990	1996	1990	2000	1990	2000
人間開発高位国								
1 Newey	6.5	7.2 <sup>d</sup>	6.4	7.0 <sup>d</sup>	2.9	1.8	--	--
2 Sweden	7.3	8.3 <sup>d</sup>	7.6	6.6	2.6	2.1	--	--
3 Canada	6.7	6.9 <sup>d</sup>	6.8	6.6 <sup>d</sup>	2.0	1.2	--	--
4 Belgium	5.1 <sup>d</sup>	3.1 <sup>d</sup>	6.6	6.3 <sup>d</sup>	2.4	1.4	--	--
5 Australia	5.1	5.5 <sup>d</sup>	5.3	6.0	2.2	1.7	--	--
6 United States	5.0	5.4 <sup>d</sup>	4.7	5.7 <sup>d</sup>	5.3	3.1	--	--
7 Iceland	4.8	5.4 <sup>d</sup>	6.8	7.4 <sup>d</sup>	0.0	0.0	--	--
8 Netherlands	6.9	5.1 <sup>d</sup>	5.7	6.0 <sup>d</sup>	2.5	1.6	--	--
9 Japan	--	3.6 <sup>d</sup>	4.6	5.7	0.9	1.0	--	--
10 Finland	5.5	7.5 <sup>d</sup>	6.4	5.2 <sup>d</sup>	1.6	1.3	--	--
11 Switzerland	4.7	5.4 <sup>d</sup>	5.7	7.6	1.8	1.1	--	--
12 France	5.5	6.0 <sup>d</sup>	6.7	7.3 <sup>d</sup>	3.5	2.6	--	--
13 United Kingdom	4.8	5.3 <sup>d</sup>	5.1	5.8 <sup>d</sup>	3.9	2.5	--	--
14 Denmark	7.2	8.1 <sup>d</sup>	7.0	6.9 <sup>d</sup>	2.0	1.5	--	--
15 Austria	5.9	5.4 <sup>d</sup>	5.2	5.9 <sup>d</sup>	1.0	0.8	--	--
16 Luxembourg	4.1	4.0 <sup>d</sup>	5.7	5.7 <sup>d</sup>	0.9	0.7	--	--
17 Germany	--	4.8 <sup>d</sup>	5.9	7.9 <sup>d</sup>	2.8 <sup>d</sup>	1.5	--	--
18 Ireland	6.7	6.0 <sup>d</sup>	4.8	5.2	1.2	0.7	--	--
19 New Zealand	5.4	7.3 <sup>d</sup>	5.8	6.3 <sup>d</sup>	1.8	1.0	--	--
20 Italy	5.0	4.9 <sup>d</sup>	6.3	5.6 <sup>d</sup>	2.1	2.1	--	--
21 Spain	3.7	5.0 <sup>d</sup>	5.2	5.4	1.8	1.3	--	--
22 Israel	6.7	7.6 <sup>d</sup>	3.8	6.0	12.2	8.0	--	--
23 Hong Kong, China (SAR)	2.5	2.9	1.6	--	--	--	--	--
24 Greece	2.2	3.1 <sup>d</sup>	4.7	4.7	4.7	4.9	--	--
25 Singapore	3.9	3.0	1.0	1.1	4.8	4.8	--	--
26 Cyprus	3.9	4.9	--	--	5.0	3.2	--	--
27 Korea, Rep. of	3.3	3.7 <sup>d</sup>	1.8	2.4 <sup>d</sup>	3.7	2.8	3.3	5.1
28 Portugal	3.8 <sup>d</sup>	5.8 <sup>d</sup>	4.1	5.1	2.7	2.1	--	--
29 Slovenia	--	5.7	--	6.7	--	1.2	--	--
30 Malta	3.4	5.1	--	--	0.9	0.8	--	--
31 Barbados	6.2 <sup>d</sup>	7.2 <sup>d</sup>	5.0	4.5	--	--	--	--
32 Brunei Darussalam	--	--	1.6	--	6.7 <sup>d</sup>	7.6 <sup>d</sup>	--	--
33 Czech Republic	--	5.1 <sup>d</sup>	4.8	6.6 <sup>d</sup>	--	2.0	3.0	9.4
34 Argentina	1.4 <sup>d</sup>	3.5	4.2	2.4 <sup>d</sup>	1.3	1.3	4.4	9.6
35 Hungary	5.6	4.6 <sup>d</sup>	--	5.2	2.5	1.5	2.8	17.4
36 Slovakia	--	4.7	5.0	5.7	--	1.8	2.1	13.5
37 Poland	4.6	7.5 <sup>d</sup>	4.8	4.7 <sup>d</sup>	2.7	1.9	1.6	6.5
38 Chile	3.3	3.6	1.2	2.7	3.6	3.3	9.1	8.7
39 Bahrain	5.2	4.4	--	2.6	5.1	4.0	--	--
40 Uruguay	3.2	3.3	2.0	1.9	2.1	1.1	0.6	6.7
41 Bahamas	4.0	--	2.8	2.5	--	--	--	--
42 Estonia	--	7.2	1.9	5.1 <sup>d</sup>	--	1.6	--	8.6
43 Costa Rica	4.5	5.4	6.7	5.2	0.0	0.0	8.8	4.1
44 Saint Kitts and Nevis	3.7 <sup>d</sup>	3.8	2.7	3.1	--	--	1.9	6.2
45 Kuwait	4.3	5.0	4.0	--	48.5	8.2	--	--
46 United Arab Emirates	2.1	1.7	0.8	0.8	--	--	--	--
47 Seychelles	10.2	7.9	3.6	4.8	4.0	1.8	5.9	2.8
48 Croatia	--	5.3	9.5	9.5 <sup>d</sup>	--	3.0	--	12.8
49 Lithuania	5.3 <sup>d</sup>	5.9	3.0	4.7 <sup>d</sup>	--	1.8	--	8.0
50 Trinidad and Tobago	6.3	4.4 <sup>d</sup>	2.5	2.5	--	--	8.9	6.8



17 公的支出の  
優先分野

HDI順位	教育への 公的支出 (対GNP比：%)		保健医療への 公的支出 (対GDP比：%)		軍事支出 (対GDP比：%) <sup>a</sup>		債務元利支払金総額 (対GDP比：%) <sup>b</sup>	
	1985-87 <sup>c</sup>	1985-97 <sup>c</sup>	1990	1998	1990	2000	1990	2000
51 Qatar	4.7	3.4 <sup>f</sup>	--	--	--	--	--	--
52 Antigua and Barbuda	2.7 <sup>f</sup>	--	2.8	8.4	--	--	--	--
53 Latvia	3.4	6.5	2.7	4.0 <sup>e</sup>	--	1.8	--	1.9
人間開発中位国								
54 Mexico	3.5	4.9 <sup>e</sup>	1.8	2.6	0.4	0.5	4.3	10.1
55 Cuba	5.8	6.7	4.9	--	--	--	--	--
56 Belarus	5.0	5.9	2.5	4.6	--	1.3	--	0.8
57 Panama	4.8	5.1	4.6	4.9	1.4	1.2 <sup>e</sup>	6.5	9.4
58 Belize	4.7	5.0	2.2	2.3	1.2	--	5.0	8.1
59 Malaysia	6.9	4.9	1.5	1.4	2.6	1.9	9.8	6.7
60 Russian Federation	3.4	3.5 <sup>e</sup>	2.5	--	12.3 <sup>e</sup>	4.0	2.0	4.6
61 Dominica	5.6	--	3.9	3.8	--	--	3.5	3.8
62 Bulgaria	5.4	3.2	4.1	3.9 <sup>e</sup>	4.2	3.0	6.6	9.9
63 Romania	2.1	3.6	2.8	3.8 <sup>e</sup>	3.5	2.1	(.)	6.4
64 Libyan Arab Jamahiriya	9.6	--	--	--	--	--	--	--
65 Macedonia, FYR	--	5.1	9.2	5.3	--	2.1	--	4.5
66 Saint Lucia	5.5	9.8 <sup>e</sup>	2.1	2.4	--	--	1.6	5.7
67 Mauritius	3.3	4.6	--	1.8	0.3	0.2	5.9	12.6
68 Colombia	2.6 <sup>d</sup>	4.1 <sup>e</sup>	1.2	5.2	2.6	2.3	9.7	6.4
69 Venezuela	5.0	5.2 <sup>f</sup>	2.5	2.6	2.0	1.2	10.3	4.9
70 Thailand	3.4	4.8	0.9	1.9	2.2	1.6	6.2	11.5
71 Saudi Arabia	7.4	1.5	--	--	12.8	11.6	--	--
72 Fiji	6.0	--	2.0	2.9	2.3	1.5 <sup>e</sup>	7.7	2.0
73 Brazil	4.7	5.1	3.0	2.9 <sup>e</sup>	1.9	1.3	1.8	10.5
74 Suriname	10.2	3.5 <sup>f</sup>	3.5	--	--	--	--	--
75 Lebanon	--	2.5 <sup>e</sup>	--	2.2	5.0	3.6	3.5	11.0
76 Armenia	--	2.8	--	4.0 <sup>e</sup>	--	4.4	--	2.2
77 Philippines	2.1	3.4	1.5	1.9 <sup>e</sup>	1.4	1.2	8.1	9.0
78 Oman	4.1	4.5	2.0	2.9	18.3	9.7	7.0	7.7 <sup>f</sup>
79 Kazakhstan	3.4	4.4	3.2	2.7 <sup>e</sup>	--	0.7	--	10.1
80 Ukraine	5.3	5.6	3.0	2.9 <sup>e</sup>	--	3.6	--	11.5
81 Georgia	--	5.2 <sup>f</sup>	3.0	0.8 <sup>e</sup>	--	0.9	--	3.9
82 Peru	3.6	2.9	1.3	2.4	2.4	--	1.8	8.1
83 Grenada	4.5	4.7	3.3	2.9	--	--	1.9	2.9
84 Maldives	5.2	6.4	3.6	3.7	--	--	4.4	3.6
85 Turkey	1.2 <sup>e</sup>	2.2 <sup>f</sup>	2.2	3.3 <sup>e</sup>	3.5	4.9	4.9	10.6
86 Jamaica	4.9	7.5	2.6	3.0	--	--	15.6	8.7
87 Turkmenistan	4.1	--	4.0	4.1	--	3.8	--	10.9 <sup>f</sup>
88 Azerbaijan	5.8	3.0	2.7	1.0 <sup>e</sup>	--	2.7	--	3.4
89 Sri Lanka	2.7	3.4	1.5	1.7 <sup>e</sup>	2.1	4.5	4.8	4.5
90 Paraguay	1.1 <sup>d</sup>	4.0 <sup>e</sup>	0.7	1.7	1.2	1.0	6.2	4.4
91 St. Vincent & the Grenadines	6.0	8.3 <sup>f</sup>	4.4	4.2	--	--	2.2	4.6
92 Albania	--	--	3.3	2.0 <sup>e</sup>	--	1.2	0.1	0.7
93 Ecuador	3.5	2.5	1.5	1.7	1.9	--	10.1	9.4
94 Dominican Republic	1.3	2.3	1.6	1.9	--	--	3.3	2.6
95 Uzbekistan	9.2 <sup>f</sup>	7.7	4.6	3.4	--	1.7 <sup>e</sup>	--	11.7
96 China	2.3	2.3	2.2	2.1 <sup>e</sup>	2.7	2.1	2.0	2.0
97 Tunisia	6.2	7.7	3.0	2.2	2.0	1.7	11.6	9.8
98 Iran, Islamic Rep. of	3.7	4.8	1.5	1.7	2.7	3.8	0.5	3.3
99 Jordan	5.8	7.9	3.6	3.5	11.1	9.5	15.5	8.0
100 Cape Verde	2.9	--	--	1.8	--	1.3	1.7	2.9

17 公的支出の  
優先分野

HDI順位	教育への 公的支出 (対GNP比：%)		保健医療への 公的支出 (対GDP比：%)		軍事支出 (対GDP比：%) <sup>a</sup>		債務元利支払金総額 (対GDP比：%) <sup>b</sup>	
	1985-87 <sup>c</sup>	1985-97 <sup>c</sup>	1990	1998	1990	2000	1990	2000
101 Samoa (Western)	--	--	--	2.8	--	--	2.7	3.6
102 Kyrgyzstan	9.7	5.3	4.7	2.2 <sup>e</sup>	--	1.9	--	13.3
103 Guyana	8.5	5.0	2.9	4.5	0.9	--	74.5	16.2
104 El Salvador	3.1 <sup>f</sup>	2.5	1.4	2.6	2.7	0.7	4.3	2.8
105 Moldova, Rep. of	3.6	10.6	4.4	2.9 <sup>e</sup>	--	0.4	--	10.5
106 Algeria	9.8	5.1 <sup>e</sup>	3.0	2.6	1.5	3.5	14.2	8.4
107 South Africa	6.1	7.6	3.1	3.3	3.8	1.5	--	3.1
108 Syrian Arab Republic	4.8	4.2	0.4	0.9	6.9	5.5	9.7	2.0
109 Viet Nam	--	3.0	0.9	0.8	7.9	--	2.7	4.2
110 Indonesia	8.9 <sup>f</sup>	1.4 <sup>e</sup>	0.6	0.8 <sup>e</sup>	1.3	1.1	8.7	12.2
111 Equatorial Guinea	1.7 <sup>f</sup>	1.7 <sup>f</sup>	1.0	--	--	--	3.9	0.4
112 Tajikistan	--	2.2	4.9	5.2	--	1.2	--	8.8
113 Mongolia	11.7	5.7	6.4	--	5.7	2.5	--	3.0
114 Bolivia	2.1	4.9	2.1	4.1	2.4	1.5	7.9	8.0
115 Egypt	4.5	4.8	1.8	--	3.5	2.3	7.1	1.8
116 Honduras	4.8	3.6	3.2	3.9	--	0.0 <sup>e</sup>	12.3	9.7
117 Gabon	5.8	2.9 <sup>e</sup>	2.0	2.1	--	0.3 <sup>f</sup>	3.0	9.5
118 Nicaragua	5.4	3.9 <sup>e</sup>	7.4	8.5	2.1	1.1	1.6	12.5
119 Sao Tome and Principe	3.8	--	--	--	--	--	4.9	9.5
120 Guatemala	1.9 <sup>f</sup>	1.7 <sup>f</sup>	1.8	2.1	1.5	0.8	2.8	2.3
121 Solomon Islands	4.7 <sup>f</sup>	3.8 <sup>f</sup>	5.0	--	--	--	5.5	3.3
122 Namibia	--	9.1	3.7	3.3 <sup>e</sup>	5.7 <sup>e</sup>	3.3	--	--
123 Morocco	6.2 <sup>e</sup>	5.3 <sup>e</sup>	0.9	1.2	4.1	4.2	6.9	10.0
124 India	3.2	3.2	0.9	--	2.7	2.4	2.6	2.2
125 Swaziland	3.6	5.7	1.9	2.5	1.5	1.6	5.6	1.6
126 Botswana	7.3	8.6	1.7	2.5	4.1	3.7	2.8	1.3
127 Myanmar	1.9 <sup>f</sup>	1.2 <sup>e</sup>	1.0	0.2	3.4	1.7	--	--
128 Zimbabwe	7.7	7.1 <sup>f</sup>	3.2	3.0 <sup>e</sup>	4.5	4.8	5.4	6.4
129 Ghana	3.4	4.2	1.3	1.7 <sup>e</sup>	0.4	1.0	6.3	9.1
130 Cambodia	--	2.9	--	0.6	2.4	2.4	2.7	1.0
131 Vanuatu	7.4	4.8	2.6	--	--	--	1.5	1.0
132 Lesotho	4.1	8.4	2.6	--	3.9	3.1 <sup>e</sup>	3.8	7.3
133 Papua New Guinea	--	--	3.1	2.5	2.1	0.8	17.2	8.0
134 Kenya	7.1	6.5	2.4	2.4	2.9	1.8	9.3	4.6
135 Comoros	2.8	--	0.9	1.0	1.5	1.3	4.7	6.3
136 Congo	4.9 <sup>f</sup>	6.1	1.5	2.0	--	--	19.0	1.3
137 Comoros	--	--	2.9	--	--	--	0.4	1.3
人間開発低位国								
138 Pakistan	3.1	2.7	1.1	0.7 <sup>e</sup>	5.8	4.5	4.8	4.6
139 Sudan	--	1.4	0.7	--	3.6	3.0	0.4	0.5
140 Bhutan	3.7	4.1	1.7	3.2	--	--	1.8	1.4
141 Togo	4.9	4.5	1.4	1.3	3.2	--	5.3	2.4
142 Nepal	2.2	3.2	0.8	1.3	0.9	0.9	1.9	1.8
143 Lao People's Dem. Rep.	0.5	2.1	0.0	1.2	--	--	1.1	2.5
144 Yemen	--	7.0	1.1	--	8.5	5.2	3.5	2.6
145 Bangladesh	1.4 <sup>f</sup>	2.2 <sup>e</sup>	0.7	1.7	1.0	1.3	2.5	1.7
146 Haiti	1.9	--	1.2	1.4	--	--	1.2	1.0
147 Madagascar	1.9 <sup>e</sup>	1.9	--	1.1	1.2	1.2	7.2	2.4
148 Nigeria	1.7 <sup>e</sup>	0.7 <sup>e</sup>	1.0	0.8	0.7	0.9	11.7	2.5
149 Djibouti	--	--	--	5.4	6.3	4.4 <sup>f</sup>	3.6	2.4
150 Uganda	3.5 <sup>e</sup>	2.6	--	1.9	2.5	1.8	3.4	2.6



17 公的支出の優先分野

HDI順位	教育への公的支出 (対GNP比: %)		保健医療への公的支出 (対GDP比: %)		軍事支出 (対GDP比: %) <sup>a</sup>		債務元利支払金総額 (対GDP比: %) <sup>b</sup>	
	1985-87 <sup>c</sup>	1995-97 <sup>c</sup>	1990	1998	1990	2000	1990	2000
151 Tanzania, U. Rep. of	--	--	1.6	1.3	2.0 <sup>d</sup>	1.3 <sup>e</sup>	4.2	2.4
152 Mauritania	--	5.1 <sup>f</sup>	--	1.4	3.8	--	14.3	10.7
153 Zambia	3.1	2.2	2.6	3.6	3.7	0.6	6.2	6.4
154 Senegal	--	3.7	0.7	2.6	2.0	1.4	5.7	5.2
155 Congo, Dem. Rep. of the	1.0	--	--	--	--	--	3.7	0.3 <sup>g</sup>
156 Côte d'Ivoire	--	5.0	1.5	1.2	1.5	--	11.7	13.9
157 Eritrea	--	1.8 <sup>h</sup>	--	--	--	22.9 <sup>i</sup>	--	0.5
158 Benin	--	3.2	1.6	1.6	1.8	--	7.1	3.5
159 Guinea	1.8	1.9	2.0	2.3	2.4 <sup>j</sup>	1.5	6.8	4.4
160 Gambia	3.7	4.9	2.2	2.3 <sup>k</sup>	1.1	1.1	11.3	4.4
161 Angola	6.2	--	1.4	--	5.8	21.2 <sup>l</sup>	3.2	13.6
162 Rwanda	3.5	--	1.7	2.0	3.7	3.0	0.8	2.0
163 Malawi	3.5	5.4	--	2.8	1.3	0.8	7.1	3.5
164 Mali	3.2	2.2	1.6	2.1	2.1	2.5	2.8	4.2
165 Central African Republic	2.6	--	--	2.0	1.6 <sup>m</sup>	--	2.0	1.5
166 Chad	--	2.2	--	2.3	--	1.0 <sup>n</sup>	0.7	1.9
167 Guinea-Bissau	1.8	--	1.1	--	--	1.3 <sup>o</sup>	3.4	2.9
168 Ethiopia	3.1	4.0	0.9	1.2 <sup>p</sup>	8.5	9.4 <sup>q</sup>	3.4	2.2
169 Burkina Faso	2.3	3.6 <sup>r</sup>	1.0	1.5 <sup>s</sup>	3.0	1.6	1.2	2.5
170 Mozambique	2.1	--	3.6	2.8	10.1	2.5	3.2	2.3
171 Burundi	3.1	4.0	1.1	0.6	3.4	5.4	3.7	3.1
172 Niger	--	2.3 <sup>t</sup>	--	1.2	--	1.4 <sup>u</sup>	4.0	1.6
173 Sierra Leone	1.7	--	--	0.9	0.9	1.4	2.4	6.7

注: 通常、支出・負債を経済サイズと比較するのに使用されるのはGDPではなく、GNPであるが(「指標項目の定義」を参照)。ここでは表全体の比較が可能になるようGDPを使用した。若干の違いはあるが、GNPもGDPも類似の結果が得られる。

- a. データの制約が多いため、一定の期間にわたる比較や国と国との比較には注意が必要である。詳細は、SIPRI(2000)のデータに関する注釈を参照されたい。
- b. 集計値は指標表16を参照。
- c. データは経常・資本支出を含む教育への公的支出。「指標項目の定義」を参照されたい。記載の期間内で入手可能な最新のデータ。
- d. 算出方法が異なるため、データは前年までのものと厳密には比較できない。
- e. 1999年のデータ。
- f. 摘要欄に記載以外の年または期間のデータ。
- g. 教育費のみのデータ。
- h. フランドル地方のみのデータ。
- i. 統一前のドイツ連邦共和国のデータ。
- j. ギリシャ郵政省のみのデータ。
- k. 1951年のデータ。
- l. 1968年のデータ。
- m. 高等教育への支出は含まない。
- n. ソビエト連邦のデータ。
- o. 中央政府のみのデータ。

出典: 第1, 2列: UNESCO 2000; 第3, 4列: World Bank 2002b; 第5, 6列: SIPRI 2002a; 第7, 8列: World Bank(2002b)の債務元利支払金総額とGDPに関するデータをもとに計算

18 OECD諸国の失業

人間らしい生活水準に必要な資金を得るために

HDI順位	失業者数 ('000人) 2000	失業率			若年層の失業率		失業全体に占める長期失業 (全失業に占める%) <sup>a</sup>	
		(労働人口に占める%) 2000	年平均率 (労働人口に占める%) 1990-2000	男性に 対する 女性の%	(15-24歳の労働人口に占める%) <sup>b</sup> 2000	男性に 対する 女性の%	女性 2000	男性 2000
<b>人間開発高位国</b>								
1 Norway	80.8	3.4	4.7	88	10.2	114	2.9	6.7
2 Sweden	203.5	4.7	6.1	87	11.9	93	27.7	33.1
3 Canada	1,091.2	6.8	9.3	96	12.6	81	10.0	12.2
4 Belgium	300.7	7.0	8.5	156	15.1	141	56.7	55.9
5 Australia	610.8	6.3	8.4	89	12.3	87	24.0	30.6
6 United States	5,651.6	4.0	5.6	105	9.3	92	5.3	6.7
7 Iceland	2.0	1.4	3.2	158	4.7	63	14.1	8.7
8 Netherlands	187.1	2.6	5.5	161	6.6	137	38.4	31.7
9 Japan	3,200.4	4.7	3.2	91	9.2	76	17.1	30.7
10 Finland	253.0	9.8	11.7	116	21.6	104	22.4	26.9
11 Switzerland	71.0	2.0	3.3	136	4.8	70	30.2	28.0
12 France	2,503.7	9.5	10.9	140	20.7	129	40.8	38.3
13 United Kingdom	1,634.1	5.5	7.7	79	11.8	77	19.0	33.7
14 Denmark	133.3	4.7	7.1	123	6.7	107	20.0	20.1
15 Austria	198.7	4.7	5.1	97	6.3	81	27.2	29.3
16 Luxembourg	5.0	2.6	2.5	173	6.4	129	18.8 <sup>c</sup>	26.4 <sup>c</sup>
17 Germany	3,133.2	7.5	7.7	113	7.7	89	53.1	58.1
18 Ireland	76.4	4.3	11.3	97	6.4	113	47.5 <sup>d</sup>	59.5 <sup>d</sup>
19 New Zealand	113.2	6.0	7.8	95	13.2	85	14.3	23.1
20 Italy	2,494.9	10.7	10.7	180	29.7	139	60.9	60.7
21 Spain	2,370.6	14.1	19.1	212	25.5	170	46.6	36.6
24 Greece	500.8	11.4	9.7	228	29.5	170	61.0	49.4
27 Korea, Rep. of	889.4	4.1	3.3	71	10.2	66	0.7	3.1
28 Portugal	2,047.0	4.0	5.5	159	8.6	187	40.0	46.7
33 Czech Republic	454.5	8.9	5.7 <sup>e</sup>	144	17.0	104	50.7	49.2
35 Hungary	262.5	6.5	6.3 <sup>f</sup>	81	12.1	84	43.6	50.6
36 Slovakia	485.2	18.8	14.0 <sup>g</sup>	100	35.2	93	55.1	54.1
37 Poland	2,785.0	16.1	13.2 <sup>h</sup>	126	35.2	112	41.3	34.1
<b>人間開発中位国</b>								
54 Mexico	440.5	2.2	3.6	117	4.4	111	2.0	0.5
85 Turkey	1,451.0	6.4	7.4	99	13.2	90	28.5	17.5
<b>OECD<sup>h</sup></b>								
	31,789.9T	6.2	6.7 <sup>i</sup>	119	11.8	103	33.0	30.1

- a. 12カ月以上の失業。
- b. 国によっては、16-24歳の労働人口の場合もある。
- c. データは少数のサンプルにもとづいているため、誤りには注意が必要である。
- d. 1999年のデータ。
- e. データは1993-2000年の平均年率である。
- f. データは1992-2000年の平均年率である。
- g. データは1994-2000年の平均年率である。
- h. 集計値はOECD(2001a, 2001b)のもの。
- i. OECD平均値にはチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアは含まれていない。

出典: 第1, 2列: OECD 2001a; 第3列: OECD(2001a)の失業に関するデータにもとづき計算; 第4, 6列: OECD(2001b)の男女失業率に関するデータをもとに計算; 第5, 7, 8列: OECD 2001b



19 エネルギーと環境

次世代のために

HDI順位	在来燃料消費量 (全エネルギーに占める%)			石油1kg相当のエネルギー消費単位 (Kwh)		石油1kg相当のエネルギー消費単位 (PPP US\$)		CO <sub>2</sub> 排出量		環境関連条約批准状況 <sup>a</sup>					
	1997	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999
	1人当たり	1人当たり	1人当たり	世界全体に	世界全体に	1人当たり	世界全体に	1人当たり	世界全体に	生物多様性	気候変動	気候変動	気候変動	気候変動	気候変動
<b>人間開発上位国</b>															
1 Norway	1.1	18,289	24,248	2.4	4.8	9.5	7.6	0.1	●	●	○	●	●	○	●
2 Sweden	17.9	10,216	14,138	2.1	4.0	8.6	5.5	0.2	○	●	○	○	○	○	●
3 Canada	4.7	12,329	15,260	1.5	3.3	17.1	5.3	1.9	○	○	○	○	○	○	●
4 Belgium	1.6	4,402	7,286	2.4	4.5	13.4	10.0	0.4	○	●	○	○	○	○	●
5 Australia	4.4	5,393	8,884	2.1	4.4	13.9	7.9	1.4	○	●	○	○	○	○	●
6 United States	3.8	8,914	11,994	1.6	3.9	20.1	9.9	22.5	○	●	○	○	○	○	●
7 Iceland	-	12,553	23,110	1.9	2.4	8.2	7.6	( )	○	○	○	○	○	○	●
8 Netherlands	1.1	4,057	5,993	2.2	5.2	10.8	10.5	0.7	○	●	○	○	○	○	●
9 Japan	1.6	4,395	7,443	3.4	6.3	7.9	9.0	4.7	○	●	○	○	○	○	●
10 Finland	6.5	7,779	14,366	1.8	3.6	11.9	10.3	0.2	○	●	○	○	○	○	●
11 Switzerland	6.0	5,579	7,291	4.4	7.3	6.5	5.7	0.2	○	○	○	○	○	○	●
12 France	5.7	3,881	6,392	2.9	5.3	9.0	6.3	1.5	○	○	○	○	○	○	●
13 United Kingdom	3.3	4,160	5,384	2.5	5.8	10.2	9.2	2.2	○	○	○	○	○	○	●
14 Denmark	5.9	4,222	6,030	3.0	6.9	12.3	10.1	0.2	○	○	○	○	○	○	●
15 Austria	4.7	4,371	6,176	3.5	7.2	6.9	7.9	0.3	○	○	○	○	○	○	●
16 Luxembourg	-	9,803	12,755	1.1	5.7	29.1	18.2	( )	○	○	○	○	○	○	●
17 Germany	1.3	5,005	5,690	2.3	5.0	12.4	10.1	3.4	○	○	○	○	○	○	●
18 Ireland	0.2	2,528	5,011	2.3	7.0	7.4	10.4	0.2	○	○	○	○	○	○	●
19 New Zealand	0.8	6,269	8,426	2.9	4.0	5.7	7.9	0.1	○	○	○	○	○	○	●
20 Italy	1.0	2,831	4,535	3.9	7.7	6.6	7.2	1.7	○	○	○	○	○	○	●
21 Spain	1.3	2,401	4,497	3.8	6.1	5.3	6.2	1.0	○	○	○	○	○	○	●
22 Israel	0.0	2,826	5,689	3.6	6.1	5.5	10.1	0.2	○	○	○	○	○	○	●
23 Hong Kong, China (SAR)	0.7	2,167	5,178	6.4	8.4	3.2	5.4	0.1	-	-	-	-	-	-	●
24 Greece	4.5	2,064	3,854	4.8	6.0	5.4	8.0	0.4	○	○	○	○	○	○	●
25 Singapore	0.0	2,280	5,641	2.4	3.6	12.5	23.7	0.3	○	○	○	○	○	○	●
26 Cyprus	-	1,494	3,671	3.5	6.3	5.2	7.7	( )	○	○	○	○	○	○	●
27 Korea Rep. of	2.4	859	5,160	2.8	4.1	3.3	7.9	1.5	○	○	○	○	○	○	●
28 Portugal	0.9	1,469	3,616	5.6	6.9	2.8	5.5	0.2	○	○	○	○	○	○	●
29 Slovenia	1.5	-	5,218	-	4.9	-	7.3	0.1	○	○	○	○	○	○	●
30 Malta	-	1,363	3,763	3.7	6.0	3.0	4.7	( )	○	○	○	○	○	○	●
31 Barbados	-	-	-	-	-	2.7	5.9	( )	○	○	○	○	○	○	●
32 Brunei Darussalam	-	1,523	7,124	-	-	35.6	17.5	( )	○	○	○	○	○	○	●
33 Czech Republic	1.6	3,701	4,682	-	3.5	-	11.5	0.5	○	○	○	○	○	○	●
34 Argentina	4.0	1,170	1,938	4.7	7.1	3.8	3.8	0.6	○	○	○	○	○	○	●
35 Hungary	1.6	2,389	2,874	2.0	4.6	7.7	5.8	0.2	○	○	○	○	○	○	●
36 Slovakia	0.5	3,817	4,216	-	3.2	-	7.1	0.7	○	○	○	○	○	○	●
37 Poland	0.8	2,390	2,388	-	3.5	12.8	8.3	1.3	○	○	○	○	○	○	●
38 Chile	11.3	876	2,309	3.2	5.2	2.5	4.1	0.2	○	○	○	○	○	○	●
39 Bahrain	-	4,970	8,205	0.9	1.7	22.6	31.5	0.1	○	○	○	○	○	○	●
40 Uruguay	21.0	948	1,871	5.0	9.2	2.0	1.8	( )	○	○	○	○	○	○	●
41 Bahamas	-	-	-	-	-	38.1	6.1	( )	○	○	○	○	○	○	●
42 Estonia	13.8	-	3,435	-	2.6	-	11.0	0.1	○	○	○	○	○	○	●
43 Costa Rica	54.2	860	1,426	5.8	10.8	1.1	1.3	( )	○	○	○	○	○	○	●
44 Saint Kitts and Nevis	-	-	-	-	-	1.0	2.6	( )	○	○	○	○	○	○	●
45 Kuwait	0.0	5,793	14,011	1.3	1.8	18.0	27.2	0.2	○	○	○	○	○	○	●
46 United Arab Emirates	-	5,320	16,643	4.4	-	35.8	37.5	0.4	○	○	○	○	○	○	●
47 Seychelles	-	-	-	-	-	1.5	2.6	( )	○	○	○	○	○	○	●
48 Croatia	3.2	-	2,674	-	4.1	-	4.4	0.1	○	○	○	○	○	○	●
49 Lithuania	6.3	-	1,769	-	3.1	-	4.2	0.1	○	○	○	○	○	○	●
50 Trinidad and Tobago	0.8	1,584	3,527	1.2	1.2	15.5	17.5	0.1	○	○	○	○	○	○	●

19 エネルギーと環境

HDI順位	在来燃料消費量 (全エネルギーに占める%)			石油1kg相当のエネルギー消費単位 (Kwh)		石油1kg相当のエネルギー消費単位 (PPP US\$)		CO <sub>2</sub> 排出量		環境関連条約批准状況 <sup>a</sup>					
	1997	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999	1998	1999
	1人当たり	1人当たり	1人当たり	世界全体に	世界全体に	1人当たり	世界全体に	1人当たり	世界全体に	生物多様性	気候変動	気候変動	気候変動	気候変動	気候変動
<b>人間開発上位国</b>															
51 Qatar	-	9,409	14,871	-	-	56.4	80.3	9.2	-	○	○	○	○	○	○
52 Antigua and Barbuda	-	-	-	-	-	2.3	5.0	( )	-	○	○	○	○	○	○
53 Latvia	26.2	-	1,851	-	4.1	-	3.2	( )	-	○	○	○	○	○	○
<b>人間開発中位国</b>															
54 Mexico	4.5	846	1,570	3.1	5.4	3.7	3.9	1.5	○	○	○	○	○	○	○
55 Cuba	30.2	823	973	-	-	3.2	2.3	0.1	○	○	○	○	○	○	○
56 Belarus	0.8	-	2,704	-	2.6	-	5.9	0.2	-	○	○	○	○	○	○
57 Panama	14.4	820	1,310	3.3	7.1	1.8	2.1	( )	○	○	○	○	○	○	○
58 Belize	-	-	-	-	-	1.3	1.7	( )	-	○	○	○	○	○	○
59 Malaysia	5.5	631	2,474	2.7	4.3	2.0	5.7	0.5	○	○	○	○	○	○	○
60 Russian Federation	0.8	-	4,050	-	1.9	-	9.8	5.9	-	○	○	○	○	○	○
61 Dominica	-	-	-	-	-	0.5	1.2	( )	-	○	○	○	○	○	○
62 Bulgaria	1.3	3,149	2,899	0.9	2.3	8.5	5.7	0.2	-	○	○	○	○	○	○
63 Romania	5.7	2,434	1,511	1.6	3.8	8.7	4.1	0.4	○	○	○	○	○	○	○
64 Libyan Arab Jamahiriya	0.9	1,588	3,676	-	-	8.8	6.8	0.2	-	○	○	○	○	○	○
65 Macedonia, FYR	6.1	-	-	-	-	6.2	0.1	○	○	○	○	○	○	○	○
66 Saint Lucia	-	-	-	-	-	1.0	1.3	( )	-	○	○	○	○	○	○
67 Mauritius	36.1	-	-	-	-	0.6	1.5	( )	-	○	○	○	○	○	○
68 Colombia	17.7	561	772	12.2	9.3	1.4	1.7	0.3	○	○	○	○	○	○	○
69 Venezuela	0.7	1,823	2,493	1.7	2.5	6.0	6.7	0.6	○	○	○	○	○	○	○
70 Thailand	24.6	279	1,352	3.0	5.2	0.8	3.2	0.8	-	○	○	○	○	○	○
71 Saudi Arabia	0.0	1,356	4,710	3.0	2.5	13.7	14.1	1.2	-	○	○	○	○	○	○
72 Fiji	-	-	-	-	-	1.2	0.9	( )	-	○	○	○	○	○	○
73 Brazil	28.7	975	1,811	4.4	6.7	1.5	1.8	1.2	-	○	○	○	○	○	○
74 Suriname	-	-	-	-	-	6.7	5.2	( )	-	○	○	○	○	○	○
75 Lebanon	2.5	789	1,773	-	3.3	2.3	5.1	0.1	-	○	○	○	○	○	○
76 Armenia	0.0	-	957	-	4.9	-	1.0	( )	-	○	○	○	○	○	○
77 Philippines	26.9	355	454	5.6	6.9	0.8	1.0	0.3	○	○	○	○	○	○	○
78 Oman	-	614	2,880	-	-	5.2	8.5	0.1	-	○	○	○	○	○	○
79 Kazakhstan	0.2	-	2,448	-	2.1	-	7.6	0.5	-	○	○	○	○	○	○
80 Ukraine	0.5	-	2,306	-	1.2	-	7.0	1.5	-	○	○	○	○	○	○
81 Georgia	1.0	-	1,312	-	4.8	-	1.0	( )	-	○	○	○	○	○	○
82 Peru	24.0	502	654	4.6	8.9	1.4	1.1	0.1	○	○	○	○	○	○	○
83 Grenada	-	-													



19 エネルギーと環境

HDU順位	在来燃料消費量 (全エネルギーに占める%)			石油1kg相当のエネルギー消費単位当たりGDP産出額 (PPP US\$)		CO <sub>2</sub> 排出量		環境関連条約批准状況*				
	1997	1980	1999	1980	1999	1人当たり (トン)	世界全体に対するシェア (%)	気候変動		気候変動		生物多様性
								1998	1998	カルタヘナに関する条約	京都に関する条約	
101	Samoa (Western)	--	--	--	--	0.6	0.8	( )	○	●	●	●
102	Kyrgyzstan	0.0	--	1,512	--	5.0	--	1.4	( )	●	●	●
103	Guyana	--	--	--	--	2.3	1.9	( )	●	●	●	●
104	El Salvador	34.5	274	568	4.3	6.8	0.5	1.0	( )	○	●	●
105	Moldova, Rep. of	0.5	--	620	--	3.2	--	2.2	( )	○	●	●
106	Algeria	1.5	265	581	4.9	5.4	3.5	3.6	0.4	○	●	●
107	South Africa	43.4	3,213	3,776	2.7	3.5	1.7	8.7	1.4	●	●	●
108	Syrian Arab Republic	0.0	354	863	2.6	3.0	2.2	3.3	0.2	●	●	●
109	Viet Nam	37.8	50	252	--	4.1	0.3	0.6	0.2	●	○	●
110	Indonesia	79.3	44	345	2.2	4.4	0.6	1.1	1.0	○	●	●
111	Equatorial Guinea	--	--	--	--	0.3	0.6	( )	●	●	●	●
112	Tajikistan	--	--	2,163	--	1.9	--	0.8	( )	●	●	●
113	Mongolia	4.3	--	--	--	4.1	3.0	( )	●	●	●	●
114	Bolivia	14.0	276	390	3.2	4.2	0.8	1.5	( )	○	●	●
115	Egypt	3.2	380	900	3.5	4.9	1.0	1.6	0.4	○	●	●
116	Honduras	54.8	215	449	2.9	4.5	0.6	0.8	( )	○	●	●
117	Gabon	32.9	617	700	1.9	4.5	9.0	2.4	( )	●	●	●
118	Nicaragua	42.2	303	268	3.5	4.2	0.7	0.7	( )	○	●	●
119	São Tomé and Príncipe	--	--	--	--	0.4	0.6	( )	●	●	●	●
120	Guatemala	62.0	240	341	4.1	6.8	0.7	0.9	( )	●	●	●
121	Solomon Islands	--	--	--	--	0.4	0.4	( )	●	○	●	●
122	Namibia	--	--	--	--	9.6	--	0.0	( )	○	●	●
123	Morocco	4.0	223	430	6.8	10.0	0.8	1.2	0.1	○	●	●
124	India	20.7	130	379	1.9	4.7	0.5	1.1	4.4	○	●	●
125	Swaziland	--	--	--	--	0.8	0.4	( )	●	●	●	●
126	Botswana	--	--	--	--	1.1	2.4	( )	○	●	●	●
127	Myanmar	60.5	31	71	--	0.1	0.2	( )	○	●	●	●
128	Zimbabwe	25.2	973	894	1.6	3.5	1.4	1.2	0.1	○	●	●
129	Ghana	78.1	424	204	2.8	5.0	0.2	0.2	( )	●	●	●
130	Cambodia	89.3	--	--	--	( )	0.1	( )	○	●	●	●
131	Vanuatu	--	--	--	--	0.5	0.3	( )	●	●	●	●
132	Lesotho	--	--	--	--	--	--	--	●	●	●	●
133	Papua New Guinea	62.5	--	--	--	0.5	0.5	( )	○	●	●	●
134	Kenya	80.3	92	126	1.1	2.1	0.4	0.3	( )	●	●	●
135	Cameroon	69.2	154	184	2.8	3.8	0.4	0.1	( )	○	●	●
136	Congo	53.0	83	48	0.8	2.8	0.2	0.7	( )	○	●	●
137	Comoros	--	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
人間開発低位国												
138	Pakistan	29.5	125	321	2.2	4.2	0.4	0.7	0.4	○	●	●
139	Sudan	75.1	34	46	1.4	3.2	0.2	0.1	( )	●	●	●
140	Bhutan	--	--	--	--	0.0	0.2	( )	●	●	●	●
141	Togo	71.9	--	--	4.3	4.7	0.2	0.2	( )	○	●	●
142	Nepal	89.6	12	47	1.5	3.5	( )	0.1	( )	○	●	●
143	Lao People's Dem. Rep.	88.7	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
144	Yemen	1.4	59	110	--	4.4	0.2	0.8	0.1	●	●	●
145	Bangladesh	46.0	16	89	5.7	10.8	0.1	0.2	0.1	○	●	●
146	Haiti	74.7	41	40	3.6	5.5	0.1	0.1	( )	○	●	●
147	Madagascar	84.3	--	--	--	0.2	0.1	( )	○	●	●	●
148	Nigeria	67.8	68	85	0.8	1.2	1.0	0.7	0.3	○	●	●
149	Djibouti	--	--	--	--	1.1	0.5	( )	○	●	●	●
150	Uganda	89.7	--	--	--	( )	0.1	( )	○	●	●	●

19 エネルギーと環境

HDU順位	在来燃料消費量 (全エネルギーに占める%)			石油1kg相当のエネルギー消費単位当たりGDP産出額 (PPP US\$)		CO <sub>2</sub> 排出量		環境関連条約批准状況*				
	1997	1980	1999	1980	1999	1人当たり (トン)	世界全体に対するシェア (%)	気候変動		気候変動		生物多様性
								1998	1998	カルタヘナに関する条約	京都に関する条約	
151	Tanzania, U. Rep. of	91.4	37	55	--	1.1	0.1	0.1	( )	●	●	●
152	Mauritania	0.0	--	--	--	0.4	1.1	( )	●	●	●	●
153	Zambia	72.7	1,015	540	0.9	1.2	0.6	0.2	( )	○	●	●
154	Senegal	56.2	95	114	2.3	4.5	0.5	0.4	( )	○	●	●
155	Congo, Dem. Rep. of the	191.7	--	148	43	3.3	--	0.1	( )	( )	●	●
155	Côte d'Ivoire	91.5	--	--	2.9	4.3	0.6	0.9	0.1	●	●	●
157	Eritrea	96.0	--	--	--	--	--	--	--	●	●	●
158	Benin	89.2	30	53	1.3	2.3	0.1	0.1	( )	○	●	●
159	Guinea	74.2	--	--	--	0.2	0.2	( )	○	●	●	●
160	Gambia	78.5	--	--	--	0.3	0.2	( )	○	●	●	●
161	Angola	69.7	67	84	--	4.4	0.8	0.5	( )	●	●	●
162	Rwanda	88.3	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
163	Malawi	88.5	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
164	Mali	88.3	--	--	--	0.1	( )	( )	○	●	●	●
165	Central African Republic	87.5	--	--	--	( )	0.1	( )	○	●	●	●
166	Chad	97.5	--	--	--	( )	0.0	( )	○	●	●	●
167	Guinea-Bissau	57.1	--	--	--	0.2	0.2	( )	○	●	●	●
168	Ethiopia	95.9	16	21	--	2.2	( )	( )	○	●	●	●
169	Burkina Faso	87.1	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
170	Mozambique	91.4	34	53	0.6	2.1	0.3	0.1	( )	○	●	●
171	Burundi	94.2	--	--	--	( )	( )	( )	○	●	●	●
172	Niger	80.5	--	--	--	0.1	0.1	( )	○	●	●	●
173	Sierra Leone	86.1	--	--	--	0.2	0.1	( )	○	●	●	●
開発途上国												
後開発途上国												
アラブ諸国												
東アジア・太平洋諸国												
ラテンアメリカ・カリブ諸国												
南アジア												
サハラ以南アフリカ												
中・東欧・CIS諸国												
OECD諸国												
高所得OECD諸国												
人間開発高位国												
人間開発中位国												
人間開発低位国												
高所得国												
中所得国												
低所得国												
全世界												

●批准、受諾、承認、告示あるいは承認。

○署名

- a. データは2002年2月20日現在のもの。カルタヘナ議定書は2000年にカルタヘナで、国連気候変動に関する枠組条約は1992年にニューヨークで、気候変動枠組条約のための京都議定書は1997年に京都で、生物多様性条約は1992年にリオデジャネイロで署名された。
- b. まだ発効されていない。
- c. 算計値はCDIAC(2001)。データは、本表に掲載されていない国の排出量や、国別総量には含まれない船舶用燃料や非燃料用炭水化合物などを含むCO<sub>2</sub>排出総量。

出典：第1-5列：World Bank 2002b；第6、7列：CDIAC(2001)のCO<sub>2</sub>排出量に関するデータおよび、UN(2001)の人口に関するデータにもとづき計算；第8列：CDIAC(2001)のCO<sub>2</sub>排出量に関するデータにもとづき計算；第9-12列：UN 2002b



20 難民と兵器

人間の安全保障を図る

HDI順位	難民 <sup>a</sup>			通常兵器の取引 (1990年価格) <sup>b</sup>				全軍事力		
	国内 避難民 (1000人) 2000 <sup>a,c</sup>	国別 受入人数 (1000人) 2000	国別 送出国数 (1000人) <sup>d</sup> 2000	輸入		輸出		1000人 2000	指数 (1985=100) 2000	
				(百万US\$)		百万 US\$	全体に 占める(%)*			
				1991	2001					2001
<b>人間開発上位国</b>										
1	Norway	-	48	-	383	109	156	0.2	27	72
2	Sweden	-	157	-	47	53	486	1.0	53	80
3	Canada	-	125	-	646	470	152	0.9	59	71
4	Belgium	-	19	-	86	54	72	0.5	39	43
5	Australia	-	58	-	130	687	( )	0.5	51	72
6	United States	-	508	-	344	114	4,562	45.0	1,366	63
7	Iceland	-	( )	-	-	-	( )	( )	-	-
8	Netherlands	-	146	( )	189	153	225	1.8	52	49
9	Japan	-	4	-	1,502	206	( )	( )	237	97
10	Finland	-	13	-	56	10	3	( )	32	87
11	Switzerland	-	58	-	283	33	36	0.3	28	138
12	France	-	103	-	1,018	( )	1,288	8.6	294	63
13	United Kingdom	-	169	( )	945	1,247	1,125	6.6	212	64
14	Denmark	-	71	-	119	116	( )	( )	22	74
15	Austria	-	17	-	2	15	61	0.1	40	74
16	Luxembourg	-	1	-	( )	( )	-	-	1	114
17	Germany	-	906	1	741	80	675	5.4	221	46
18	Ireland	-	3	-	10	46	( )	( )	12	84
19	New Zealand	-	5	-	33	60	( )	( )	9	74
20	Italy	-	237	-	97	428	358	1.7	251	65
21	Spain	-	7	-	90	90	4	0.7	106	33
22	Israel	-	4	( )	1,234	45	203	0.9	172	121
23	Hong Kong, China (SAR)	-	1	-	-	-	-	-	-	-
24	Greece	-	7	( )	459	897	11	0.1	159	79
25	Singapore	-	-	-	257	141	( )	0.1	60	110
26	Cyprus	-	( )	-	104	15	( )	( )	10	100
27	Korea, Rep. of	-	( )	-	832	401	150	0.2	683	114
28	Portugal	-	( )	-	995	38	( )	( )	45	61
29	Slovenia	-	3	3	( )	53	-	-	9	-
30	Malta	-	( )	-	( )	( )	-	-	2	262
31	Barbados	-	-	-	-	-	-	-	1	60
32	Brunei Darussalam	-	-	-	1	1	-	-	5	122
33	Czech Republic	-	1	1	( )	27	95	0.4	58	28
34	Argentina	-	2	( )	( )	57	3	( )	71	66
35	Hungary	-	5	1	28	14	( )	( )	44	41
36	Slovakia	-	( )	( )	( )	( )	21	0.4	39	-
37	Poland	-	1	1	148	63	44	0.3	217	68
38	Chile	-	( )	1	103	16	( )	( )	87	86
39	Bahrain	-	( )	( )	64	30	2	( )	11	393
40	Uruguay	-	( )	-	66	( )	( )	( )	24	74
41	Bahamas	-	( )	-	2	( )	-	-	1	180
42	Estonia	-	( )	( )	( )	( )	( )	( )	5	-
43	Costa Rica	-	6	-	( )	( )	-	-	-	-
44	Saint Kitts and Nevis	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	Kuwait	-	3	1	595	34	( )	0.1	15	128
46	United Arab Emirates	-	1	-	237	288	( )	( )	65	151
47	Seychelles	-	-	-	( )	( )	-	-	( )	17
48	Croatia	34	22	331	( )	99	( )	( )	61	-
49	Lithuania	-	( )	( )	( )	19	-	-	13	-
50	Trinidad and Tobago	-	-	-	( )	1	-	-	3	129

20 難民と兵器

人間の安全保障を図る

HDI順位	難民 <sup>a</sup>			通常兵器の取引 (1990年価格) <sup>b</sup>				全軍事力		
	国内 避難民 (1000人) 2000 <sup>a,c</sup>	国別 受入人数 (1000人) 2000	国別 送出国数 (1000人) <sup>d</sup> 2000	輸入		輸出		1000人 2000	指数 (1985=100) 2000	
				(百万US\$)		百万 US\$	全体に 占める(%)*			
				1991	2001					2001
51	Qatar	-	( )	-	16	8	( )	( )	12	205
52	Antigua and Barbuda	-	-	-	-	-	-	-	( )	200
53	Latvia	-	( )	1	( )	22	( )	( )	5	-
<b>人間開発中位国</b>										
54	Mexico	-	18	2	28	13	-	-	193	149
55	Cuba	-	1	20	96	( )	-	-	58	36
56	Belarus	-	( )	2	( )	( )	334	1.2	83	-
57	Panama	-	1	( )	( )	( )	-	-	-	-
58	Belize	-	1	-	( )	( )	-	-	1	183
59	Malaysia	-	50	-	34	20	( )	( )	96	87
60	Russian Federation	491	26	39	( )	( )	4,979	17.0	1,526	29
61	Dominica	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	Bulgaria	-	1	2	395	( )	4	0.7	80	54
63	Romania	-	2	7	39	110	( )	( )	207	109
64	Libyan Arab Jamahiriya	-	12	1	( )	( )	( )	( )	76	104
65	Macedonia, FYR	-	5	4	( )	126	-	-	16	-
66	Saint Lucia	-	-	-	-	-	-	-	-	-
67	Mauritius	-	-	-	( )	( )	-	-	-	-
68	Colombia	525	( )	9	51	222	-	-	152	230
69	Venezuela	-	( )	( )	262	116	-	-	56	114
70	Thailand	-	105	( )	399	162	-	-	301	128
71	Saudi Arabia	-	5	( )	1,142	143	( )	( )	202	322
72	Fiji	-	-	( )	( )	( )	-	-	4	130
73	Brazil	-	3	( )	118	597	55	0.1	288	104
74	Suriname	-	-	( )	( )	( )	-	-	2	100
75	Lebanon	-	3	9	( )	1	45	( )	64	356
76	Armenia	-	281	6	( )	( )	-	-	41	-
77	Philippines	-	( )	46	43	13	-	-	105	92
78	Oman	-	0	-	( )	30	( )	( )	44	149
79	Kazakhstan	-	21	2	( )	31	9	0.2	64	-
80	Ukraine	-	3	19	-	-	430	2.1	304	-
81	Georgia	272	8	22	( )	80	( )	0.2	27	-
82	Peru	-	1	7	95	178	-	-	115	90
83	Grenada	-	-	-	-	-	-	-	-	-
84	Maldives	-	-	-	( )	( )	-	-	-	-
85	Turkey	-	3	40	777	442	2	( )	610	97
86	Jamaica	-	( )	-	( )	( )	-	-	3	133
87	Turkmenistan	-	14	( )	-	-	-	-	14	-
88	Azerbaijan	572	( )	284	( )	( )	-	-	72	-
89	Sri Lanka	737	( )	113	108	40	-	-	115	522
90	Paraguay	-	( )	-	3	( )	-	-	20	140
91	St. Vincent & the Grenadines	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	Albania	-	1	5	( )	( )	-	-	54	134
93	Ecuador	-	2	( )	180	( )	-	-	58	135
94	Dominican Republic	-	1	-	( )	( )	-	-	24	110
95	Uzbekistan	-	38	4	( )	5	-	-	59	-
96	China	-	294	110	194	3,100	588	2.2	2,810	72
97	Tunisia	-	( )	1	4	18	-	-	35	100
98	Iran, Islamic Rep. of	-	1,868	85	1,295	335	( )	( )	513	84
99	Jordan	-	1	1	35	280	( )	( )	104	148
100	Cape Verde	-	-	-	( )	( )	-	-	1	14



20 難民と兵器

HDI順位	難民 <sup>a</sup>			通常兵器の取引 (1990年価格) <sup>b</sup>					全軍事力	
	国内 避難民 (1000人) 2000 <sup>a,c</sup>	国別 受入人数 (1000人) 2000	国別 送出国数 (1000人) <sup>d</sup> 2000	輸入 (百万US\$)		輸出		1000人 2000	指数 (1985-100) 2000	
				1991	2001	百万 US\$ 2001	全体に 占める(%)* 1995-2001			
										2001
101	Samoa (Western)	-	-	-	-	-	-	-	-	
102	Kyrgyzstan	-	11	1	-	-	(-)	(-)	9	
103	Guyana	-	-	-	-	-	-	-	2	
104	El Salvador	-	(-)	8	18	(-)	-	-	17	
105	Moldova, Rep. of	8	(-)	3	(-)	(-)	5	0.2	10	
106	Algeria	-	170	6	1,037	365	-	-	124	
107	South Africa	-	15	(-)	20	17	20	0.1	63	
108	Syrian Arab Republic	-	3	6	390	(-)	(-)	(-)	316	
109	Viet Nam	-	16	371	(-)	74	-	-	494	
110	Indonesia	-	123	9	8	38	20	0.1	297	
111	Equatorial Guinea	-	-	1	-	-	-	-	1	
112	Tajikistan	-	15	60	(-)	(-)	-	-	6	
113	Mongolia	-	-	-	-	-	-	-	9	
114	Bolivia	-	(-)	(-)	10	(-)	-	-	32	
115	Egypt	-	7	4	866	486	(-)	(-)	448	
116	Honduras	-	(-)	1	-	-	-	-	8	
117	Gabon	-	18	-	(-)	(-)	-	-	5	
118	Nicaragua	-	(-)	5	1	(-)	(-)	(-)	16	
119	São Tomé and Príncipe	-	-	-	-	-	-	-	-	
120	Guatemala	-	1	21	(-)	(-)	-	-	31	
121	Solomon Islands	-	-	-	4	(-)	-	-	-	
122	Namibia	-	27	2	(-)	15	-	-	9	
123	Morocco	-	1	(-)	59	(-)	-	-	198	
124	India	-	171	9	1,288	1,064	1	(-)	1,303	
125	Swaziland	-	1	-	(-)	(-)	-	-	-	
126	Botswana	-	4	(-)	3	12	-	-	9	
127	Myanmar	-	0	137	185	(-)	-	-	344	
128	Zimbabwe	-	4	-	36	7	-	-	40	
129	Ghana	-	13	13	1	9	-	-	7	
130	Cambodia	-	(-)	37	(-)	(-)	(-)	(-)	140	
131	Vanuatu	-	-	-	-	-	-	-	-	
132	Lesotho	-	-	-	4	2	-	-	2	
133	Papua New Guinea	-	6	-	10	(-)	-	-	4	
134	Kenya	-	206	1	13	(-)	-	-	22	
135	Cameroon	-	44	2	(-)	1	-	-	13	
136	Congo	-	123	28	(-)	(-)	-	-	10	
137	Comoros	-	(-)	-	-	-	-	-	-	
人間開発低位国										
138	Pakistan	-	1,001	9	491	759	(-)	(-)	612	
139	Sudan	-	415	491	39	(-)	-	-	104	
140	Bhutan	-	-	109	-	-	-	-	6	
141	Togo	-	12	4	10	(-)	-	-	7	
142	Nepal	-	129	(-)	(-)	10	-	-	50	
143	Lao People's Dem. Rep.	-	0	16	(-)	(-)	-	-	29	
144	Yemen	-	61	2	74	33	-	-	66	
145	Bangladesh	-	22	4	47	180	-	-	137	
146	Haiti	-	0	7	-	-	-	-	-	
147	Madagascar	-	(-)	-	-	-	-	-	21	
148	Nigeria	-	7	4	20	1	(-)	(-)	76	
149	Djibouti	-	23	2	1	1	-	-	8	
150	Uganda	-	237	29	(-)	(-)	-	-	50	

20 難民と兵器

HDI順位	難民 <sup>a</sup>			通常兵器の取引 (1990年価格) <sup>b</sup>					全軍事力	
	国内 避難民 (1000人) 2000 <sup>a,c</sup>	国別 受入人数 (1000人) 2000	国別 送出国数 (1000人) <sup>d</sup> 2000	輸入 (百万US\$)		輸出		1000人 2000	指数 (1985-100) 2000	
				1991	2001	百万 US\$ 2001	全体に 占める(%)* 1995-2001			
										2001
151	Tanzania, U. Rep. of	-	681	(-)	(-)	(-)	-	-	34	
152	Mauritania	-	(-)	30	17	(-)	-	-	16	
153	Zambia	-	251	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	22	
154	Senegal	-	21	11	(-)	(-)	-	-	9	
155	Congo, Dem. Rep. of the	3	333	369	(-)	(-)	-	-	56	
156	Côte d'Ivoire	-	121	(-)	(-)	(-)	-	-	8	
157	Eritrea	1,100	2	377	(-)	60	-	-	290	
158	Benin	-	4	-	-	-	-	-	5	
159	Guinea	-	427	2	(-)	15	-	-	10	
160	Gambia	-	12	1	-	-	-	-	1	
161	Angola	258	12	433	(-)	255	(-)	(-)	108	
162	Rwanda	-	28	118	(-)	(-)	-	-	70	
163	Malawi	-	4	-	(-)	(-)	(-)	(-)	5	
164	Mali	-	8	(-)	(-)	(-)	-	-	7	
165	Central African Republic	-	56	(-)	(-)	(-)	-	-	3	
166	Chad	-	18	55	(-)	(-)	-	-	30	
167	Guinea-Bissau	-	8	1	6	(-)	-	-	7	
168	Ethiopia	-	198	61	60	(-)	-	-	352	
169	Burkina Faso	-	1	(-)	3	(-)	-	-	7	
170	Mozambique	-	(-)	-	(-)	(-)	-	-	6	
171	Burundi	56	27	568	-	-	-	-	40	
172	Niger	-	(-)	(-)	(-)	(-)	-	-	5	
173	Sierra Leone	300	7	401	(-)	(-)	-	-	3	
開発途上国										
後開発途上国										
アラブ諸国										
東アジア・太平洋諸国										
ラテンアメリカ・カリブ諸国										
南アジア										
サハラ以南アフリカ										
中・東欧・CIS諸国										
OECD諸国										
高所得OECD諸国										
人間開発高位国										
人間開発中位国										
人間開発低位国										
高所得国										
中所得国										
低所得国										
全世界										

a. 2000年のデータ。パレスチナ難民は含まない。  
 b. 数値は動向を示す指標で、国際的な兵器移動量のみを示し、その実際の取引額を示すものではない。全取引の報告が完全になされているわけではないため、公表されている兵器取引に関する報告書は情報の一部を欠くものである。推計値はひかえ目な値で、実際の通常兵器の取引より少なく推計されている可能性がある。ゼロの場合は(-)で示した。  
 c. 国連高等難民弁務官(UHCR)が国連警備隊の要請に従って援助を行った難民のみを含む。  
 d. 難民の出身国が不明あるいは報告されていない。そのため、データは実際より少なく推計されている可能性がある。  
 e. SIPRI(2002b)に定義されている。すべての国と主要通常兵器の輸出に関わる非国家アクターの1995-2001年の合計を使い計算した。  
 f. 1999年末のデータ。  
 g. 集計値はUNHCR(2002)のもの。  
 h. 集計値はSIPRI(2002b)のもの。SIPRI(2002b)に定義されている主要通常兵器の輸出に関わる非国家アクターをすべて含む。

出典：第13列：UNHCR 2002；第4-6列：SIPRI 2002b；第7列：SIPRI(2002b)の兵器取引に関するデータをもとに計算；第8列：IIS 2001；第9列：IIS(2001)の軍事力に関するデータをもとに計算



21 犯罪被害者

年 <sup>b</sup>	犯罪被害者数 (全人口に占める割合) <sup>a</sup>						
	全犯罪 <sup>c</sup>	財産犯罪 <sup>d</sup>	強盗	性犯罪 <sup>e</sup>	暴行	賄賂行為 (汚職) <sup>f</sup>	
<b>国</b>							
Australia	1999	30.1	13.9	1.2	1.0	2.4	0.3
Austria	1995	18.8	3.1	0.2	1.2	0.8	0.7
Belgium	1999	21.4	7.7	1.0	0.3	1.2	0.3
Canada	1999	23.8	10.4	0.9	0.8	2.3	0.4
Denmark	1999	23.0	7.6	0.7	0.4	1.4	0.3
England and Wales	1999	26.4	12.2	1.2	0.9	2.8	0.1
Finland	1999	19.1	4.4	0.6	1.12.1	0.2	
France	1999	21.4	8.7	1.1	0.7	1.4	1.3
Italy	1991	24.6	12.7	1.3	0.6	0.2	..
Japan	1999	15.2	3.4	0.1	0.1	0.1	(.)
Malta	1996	23.1	10.9	0.4	0.1	1.1	4.0
Netherlands	1999	25.2	7.4	0.8	0.8	1.0	0.4
New Zealand	1991	29.4	14.8	0.7	1.3	2.4	..
Northern Ireland	1999	15.0	6.2	0.1	0.1	2.1	0.2
Poland	1999	22.7	9.0	1.8	0.2	1.1	5.1
Portugal	1999	15.5	7.5	1.1	0.2	0.4	1.4
Scotland	1999	23.2	7.6	0.7	0.3	3.0	..
Slovenia	2000	21.2	7.7	1.1	0.8	1.1	2.1
Sweden	1999	24.7	8.4	0.9	1.1	1.2	0.1
Switzerland	1999	18.2	4.5	0.7	0.6	1.0	0.2 <sup>g</sup>
United States	1999	21.1	10.0	0.6	0.4	1.2	0.2
<b>主要都市</b>							
Asunción (Paraguay)	1995	34.4	16.7	6.3	1.7	0.9	13.3
Baku (Azerbaijan)	1999	8.3	2.4	1.6	0.0	0.4	20.8
Beijing (China)	1991	19.0	2.2	0.5	0.6	0.6	..
Bishkek (Kyrgyzstan)	1995	27.8	11.3	1.6	2.2	2.1	19.3
Bogotá (Colombia)	1996	54.6	27.0	11.5	4.8	2.5	19.5
Bratislava (Slovakia)	1996	36.0	20.8	1.2	0.4	0.5	13.5
Bucharest (Romania)	1999	25.4	10.8	1.8	0.4	0.6	19.2
Budapest (Hungary)	1999	32.1	15.6	1.8	9.0	0.8	9.8
Buenos Aires (Argentina)	1995	61.1	30.8	6.4	6.4	2.3	30.2
Cairo (Egypt)	1991	28.7	12.1	2.2	1.8	1.1	..
Dar es Salaam (Tanzania, Il. Rep. of)	1991	..	23.1	8.2	6.1	1.7	..
Gaborone (Botswana)	1996	31.7	19.7	2.0	0.7	3.2	2.8
Jakarta (Indonesia)	1995	20.9	5.4	0.7	1.3	0.5	29.9
Johannesburg (South Africa)	1995	38.0	18.3	4.7	2.7	4.6	6.9
Kampala (Uganda)	1995	40.9	20.6	2.3	5.1	1.7	19.5
Kiev (Ukraine)	1999	29.1	8.9	2.5	1.2	1.5	16.2
La Paz (Bolivia)	1995	39.8	18.1	5.8	1.5	2.0	24.4
Manila (Philippines)	1995	10.6	3.3	1.5	0.1	0.1	4.3
Minsk (Belarus)	1999	23.6	11.1	1.4	1.4	1.3	20.6
Moscow (Russian Federation)	1999	26.3	10.9	2.4	1.2	1.1	16.6
Mumbai (India)	1995	31.8	6.7	1.3	3.5	0.8	22.9
New Delhi (India)	1995	30.5	6.1	1.0	1.7	0.0	21.0
Prague (Czech Republic)	1999	34.1	21.6	0.5	0.9	1.1	5.7
Riga (Latvia)	1999	26.5	9.4	2.8	0.5	1.9	14.3
Rio de Janeiro (Brazil)	1995	44.0	14.7	12.2	7.5	3.4	17.1
San Jose (Costa Rica)	1995	40.4	21.7	8.9	3.5	1.7	9.2
Skopje (Macedonia, FYR)	1995	21.1	5.4	1.1	0.3	0.7	7.4
Sofia (Bulgaria)	1999	27.2	16.1	1.5	0.1	0.6	16.4
Tallinn (Estonia)	1999	41.2	22.5	6.3	3.3	3.7	9.3
Tbilisi (Georgia)	1999	23.6	11.1	1.8	0.4	0.9	16.6

21 犯罪被害者

年 <sup>b</sup>	犯罪被害者数 (全人口に占める割合) <sup>a</sup>						
	全犯罪 <sup>c</sup>	財産犯罪 <sup>d</sup>	強盗	性犯罪 <sup>e</sup>	暴行	賄賂行為 (汚職) <sup>f</sup>	
Tirana (Albania)	1999	31.7	11.2	2.9	1.2	0.7	59.1
Tunis (Tunisia)	1991	37.5	20.1	5.4	1.5	0.4	..
Ulaanbaatar (Mongolia)	1999	41.8	20.0	4.5	1.4	2.1	21.3
Vilnius (Lithuania)	1999	31.0	17.8	3.2	2.0	1.4	22.9
Zagreb (Croatia)	1999	14.3	4.4	0.5	0.8	0.5	9.5

- a. データは国際犯罪被害者調査のもの。
- b. 調査は1992、1995、1996/97、2000/01年に行われた。データは調査前年のもの。
- c. 調査は11の犯罪(強盗、住居侵入、住居侵入未遂、自動車窃盗、自動車の破壊、自転車の窃盗、性犯罪、車上荒らし、個人財産窃盗、恐喝・強盗、自動二輪車の窃盗)のデータ。
- d. 自動車の窃盗、車上荒らし、住居侵入、侵入未遂を含む。
- e. 女性の数のみ。
- f. 政府の役人から賄賂を要求あるいは払うことを期待された人。
- g. 1995年のデータ。

出典：第1-7列：UNICRI 2002



22 ジェンダー開発指数(GDI)

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位	ジェンダー開発指数(GDI)		出生時平均余命(歳) 2000		成人識字率(15歳以上の%) 2000		初・中・高等教育総就学率(%) <sup>a</sup> 1999		推定労働所得(PPP US\$) 2000 <sup>b</sup>		HDI順位 マイナス GDI 順位 <sup>c</sup>	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
人間開発上位国												
1	Norway	3	0.941	81.5	75.6	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	99	95	23,454 <sup>e</sup>	36,510 <sup>e</sup>	-2
2	Sweden	4	0.940	82.2	77.2	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	107 <sup>f</sup>	95	9,690 <sup>e</sup>	28,961 <sup>e</sup>	-2
3	Canada	5	0.938	81.5	76.0	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	98	96	21,456 <sup>e</sup>	34,349 <sup>e</sup>	-2
4	Belgium	2	0.943	81.5	75.2	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	111 <sup>f</sup>	07 <sup>f</sup>	16,784	38,005	2
5	Australia	1	0.955	81.8	76.1	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	118 <sup>f</sup>	14 <sup>f</sup>	20,977	30,449	4
6	United States	6	0.937	79.9	74.1	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	99	91	26,259 <sup>e</sup>	42,246 <sup>e</sup>	0
7	Iceland	7	0.934	81.5	76.8	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	91	86	12,361	36,758	0
8	Netherlands	5	0.933	80.8	75.4	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	100	104 <sup>f</sup>	7,635	33,822	-1
9	Japan	11	0.927	84.4	77.4	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	81	83	16,601	37,345	-2
10	Finland	8	0.933	81.1	73.9	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	108 <sup>f</sup>	99	20,657	29,550	2
11	Switzerland	14	0.923	82.0	75.6	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	81	87	19,197	38,550	-3
12	France	12	0.925	82.4	74.7	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	96	93	18,715	30,022	0
13	United Kingdom	10	0.932	80.2	75.2	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	112 <sup>f</sup>	00	17,931	29,264	3
14	Denmark	13	0.925	78.7	73.8	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	101 <sup>f</sup>	94	22,835	32,518	1
15	Austria	15	0.921	81.1	74.9	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	89	90	7,914 <sup>e</sup>	36,057 <sup>e</sup>	0
16	Luxembourg	15	0.914	80.5	74.1	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	74 <sup>f</sup>	71 <sup>f</sup>	27,396	73,465 <sup>e</sup>	-3
17	Germany	16	0.923	80.7	74.5	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	93	95	16,904	33,653	1
18	Ireland	17	0.917	79.2	74.0	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	93	89	7,078 <sup>e</sup>	42,815 <sup>e</sup>	1
19	New Zealand	18	0.915	80.2	74.9	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	103 <sup>f</sup>	95	6,203	24,052	1
20	Italy	20	0.907	81.6	75.2	98.0	98.9	87	81	4,719 <sup>e</sup>	33,084 <sup>e</sup>	0
21	Spain	21	0.905	82.0	75.0	96.8	96.6	99	91	11,791 <sup>e</sup>	27,503 <sup>e</sup>	0
22	Israel	22	0.891	80.6	76.7	92.4	96.8	84	82	13,864 <sup>e</sup>	26,565 <sup>e</sup>	0
23	Hong Kong, China (SAR)	23	0.885	82.4	76.9	90.2	96.5	66	61	8,635	31,445	0
24	Greece	25	0.879	80.9	75.6	96.0	98.5	81	80	10,185 <sup>e</sup>	22,998 <sup>e</sup>	-1
25	Singapore	24	0.880	79.8	75.4	88.4	96.3	75	76	15,433	31,167	1
26	Cyprus	26	0.879	80.2	75.8	95.4	98.7	70 <sup>f</sup>	67 <sup>f</sup>	3,763	27,908	0
27	Korea, Rep. of	25	0.875	78.6	71.2	96.4	99.1 <sup>f</sup>	85	95	10,191	24,884	-2
28	Portugal	28	0.875	79.2	72.1	89.9	94.7	99	94	2,134	22,850	0
29	Slovenia	27	0.877	79.1	71.7	99.6 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	85	80	3,327 <sup>e</sup>	21,642 <sup>e</sup>	2
30	Malta	30	0.860	80.6	75.4	92.7	91.3	79	82	7,626 <sup>e</sup>	27,104 <sup>e</sup>	0
31	Barbados	..	..	79.1	74.1	..	..	77	77	..	..	..
32	Brunei Darussalam	31	0.851	78.5	73.8	88.1	94.6	77	76	10,296 <sup>e</sup>	22,613 <sup>e</sup>	0
33	Czech Republic	32	0.845	78.2	71.5	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	70	69	10,354	17,833	0
34	Argentina	33	0.835	77.2	70.1	96.8	96.8	86	80	6,556 <sup>e</sup>	18,424 <sup>e</sup>	0
35	Hungary	35	0.833	75.6	67.1	99.2 <sup>f</sup>	99.5 <sup>f</sup>	83	79	9,243	15,893	-1
36	Slovakia	34	0.833	77.2	69.3	.. <sup>d</sup>	.. <sup>d</sup>	77	74	8,903 <sup>e</sup>	13,715 <sup>e</sup>	1
37	Poland	36	0.831	77.5	69.2	99.7 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	86	83	6,936 <sup>e</sup>	11,288 <sup>e</sup>	0
38	Chile	39	0.824	78.6	72.6	95.6	96.0	77	78	5,133 <sup>e</sup>	13,786 <sup>e</sup>	-2
39	Bahrain	40	0.822	75.8	71.6	82.6	90.9	83	77	7,010 <sup>e</sup>	21,059 <sup>e</sup>	-2
40	Uruguay	37	0.823	78.5	71.0	98.1	97.3	83	76	6,178 <sup>e</sup>	12,068 <sup>e</sup>	2
41	Bahamas	38	0.825	73.7	65.0	96.3	94.5	77	72	13,344 <sup>e</sup>	20,779 <sup>e</sup>	2
42	Estonia	..	..	76.0	65.1	..	..	89	84	..	..	..
43	Costa Rica	41	0.814	79.3	74.6	95.7	95.5	66	67	4,609	12,577	0
44	Saint Kitts and Nevis	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
44	Kuwait	44	0.804	78.6	74.5	79.7	84.0	61	57	6,895 <sup>e</sup>	22,186 <sup>e</sup>	-2
46	United Arab Emirates	47	0.798	78.0	73.7	79.3	75.0	71	65	5,320 <sup>e</sup>	24,412 <sup>e</sup>	4
47	Seychelles	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
48	Croatia	43	0.805	77.7	69.8	97.3	99.3 <sup>f</sup>	69	68	5,845 <sup>e</sup>	10,485 <sup>e</sup>	1
49	Lithuania	42	0.805	77.2	66.8	99.5 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	83	77	5,789	8,582	3
50	Trinidad and Tobago	45	0.798	76.7	77.0	92.1	95.5	65	65	5,532 <sup>e</sup>	12,432 <sup>e</sup>	1

22 ジェンダー開発指数(GDI)

HDI順位	ジェンダー開発指数(GDI)		出生時平均余命(歳) 2000		成人識字率(15歳以上の%) 2000		初・中・高等教育総就学率(%) <sup>a</sup> 1999		推定労働所得(PPP US\$) 2000 <sup>b</sup>		HDI順位 マイナス GDI 順位 <sup>c</sup>	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
人間開発中位国												
51	Qatar	48	0.794	71.3	68.7	83.1	80.4	75	75	6,864 <sup>e</sup>	25,277 <sup>e</sup>	-1
52	Antigua and Barbuda	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
53	Latvia	46	0.798	75.8	64.7	99.8 <sup>f</sup>	99.8 <sup>f</sup>	83	80	5,992	8,276	2
54	Mexico	49	0.789	76.0	70.0	89.5	93.4	70	71	4,978	13,152	0
55	Cuba	..	..	78.4	74.5	96.6	96.8	77	76	..	..	..
56	Belarus	50	0.786	74.4	62.8	99.4 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	79	75	5,978 <sup>e</sup>	9,340 <sup>e</sup>	0
57	Panama	51	0.784	76.8	72.2	91.3	92.5	76	73	3,960	8,004	0
58	Belize	58	0.764	75.4	72.7	93.2	93.3	72	73	2,111 <sup>e</sup>	8,975 <sup>e</sup>	-6
59	Malaysia	54	0.776	75.0	73.1	83.4	91.4	67	64	5,711 <sup>e</sup>	12,339 <sup>e</sup>	-1
60	Russian Federation	52	0.780	72.5	60.1	99.4 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	82	75	6,611 <sup>e</sup>	10,383 <sup>e</sup>	2
61	Dominica	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
62	Bulgaria	53	0.778	74.8	67.1	97.9	99.0 <sup>f</sup>	76	69	4,587	6,888	2
63	Romania	55	0.773	73.3	66.5	97.3	98.0 <sup>f</sup>	70	68	4,751 <sup>e</sup>	8,169 <sup>e</sup>	1
64	Libyan Arab Jamahiriya	61	0.753	72.0	68.8	68.2	90.8	92	92	2,921 <sup>e</sup>	11,894 <sup>e</sup>	-4
65	Macedonia, FYR	..	..	75.3	71.0	..	..	70	70	..	..	..
66	Saint Lucia	..	..	76.0	70.7	..	..	..	..	..	..	..
67	Mauritius	59	0.762	75.3	67.6	81.3	87.8	64	62	5,332 <sup>e</sup>	14,736 <sup>e</sup>	-1
68	Colombia	56	0.767	74.8	68.2	91.7	91.7	73	73	3,996 <sup>e</sup>	8,558 <sup>e</sup>	3
69	Venezuela	57	0.764	76.2	70.4	92.1	93.1	66	64	3,334 <sup>e</sup>	8,223 <sup>e</sup>	3
70	Thailand	60	0.760	73.2	67.3	93.9	97.1	61	60	4,907	7,928	1
71	Saudi Arabia	72	0.731	73.0	70.5	66.9	83.1	60	62	3,466 <sup>e</sup>	18,252 <sup>e</sup>	-10
72	Fiji	65	0.745	70.9	67.4	90.8	94.9	83	84	2,367 <sup>e</sup>	6,892 <sup>e</sup>	-2
73	Brazil	64	0.751	72.2	64.1	85.4	85.1	80	79	4,557	12,769	0
74	Suriname	..	..	73.2	68.0	..	..	86	80	..	..	..
75	Lebanon	69	0.739	74.6	71.5	80.3	92.1	81	76	2,013 <sup>e</sup>	6,704 <sup>e</sup>	-4
76	Armenia	62	0.751	75.8	69.3	92.6	99.3 <sup>f</sup>	77	82	2,081 <sup>e</sup>	3,061 <sup>e</sup>	4
77	Philippines	63	0.751	71.3	67.3	95.1	95.5	84	80	2,933	4,994	4
78	Oman	78	0.722	72.6	69.7	61.6	80.1	56	59	3,805 <sup>e</sup>	21,804 <sup>e</sup>	-10
79	Kazakhstan	..	..	72.3	55.1	..	..	81	73	..	..	..
80	Ukraine	66	0.744	73.5	62.7	99.5 <sup>f</sup>	99.7 <sup>f</sup>	78	77	2,716	5,085	3
81	Georgia	..	..	77.2	69.0	..	..	71	69	..	..	..
82	Peru	73	0.729	71.6	65.6	85.3	94.7	79	81	1,950	7,695	-3
83	Grenada	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
84	Maldives	68	0.739	65.8	67.3	96.0	96.6	77	77	3,129 <sup>e</sup>	5,582 <sup>e</sup>	3
85	Turkey	71	0.734	72.4	67.3	76.5	93.5	55	68	4,379 <sup>e</sup>	9,516 <sup>e</sup>	1
86	Jamaica	67	0.739	77.3	73.3	90.7	92.9	52	63	2,900 <sup>e</sup>	4,430 <sup>e</sup>	6
87	Turkmenistan	..	..	69.6	62.9	..	..	81	81	..	..	..



22 ジェンダー開発指数(GDI)

HDI順位	ジェンダー開発指数(GDI)		出生時平均余命(歳) 2000		成人識字率(15歳以上の%) 2000		初・中・高等教育総就学率(%) <sup>a</sup> 1999		推定勤労所得(PPP US\$) 2000 <sup>b</sup>		HDI順位 マイナス GDI 順位 <sup>c</sup>	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
101	Samoa (Western)	..	72.8	66.2	79.0	81.2	67	63	..	..	..	
102	Kyrgyzstan	..	71.7	63.8	..	..	70	65	..	..	..	
103	Guyana	85	0.698	67.3	58.9	98.1	98.9	66	65	2,228 <sup>e</sup>	5,806 <sup>e</sup>	0
104	El Salvador	87	0.696	73.1	67.1	76.1	81.6	64	63	2,347	6,727	-1
105	Moldova, Rep. of	86	0.698	70.3	62.8	90.3	99.5 <sup>f</sup>	75	70	1,680 <sup>g</sup>	2,577 <sup>g</sup>	1
106	Algeria	90	0.679	71.0	68.1	57.1	76.2	69	75	2,389 <sup>g</sup>	8,153 <sup>g</sup>	-2
107	South Africa	88	0.689	53.9	50.2	84.6	86.0	96	89	5,888 <sup>g</sup>	13,024 <sup>g</sup>	1
108	Syrian Arab Republic	92	0.669	72.4	70.0	60.5	82.3	61	65	1,537 <sup>g</sup>	5,522 <sup>g</sup>	-2
109	Viet Nam	89	0.687	70.6	65.9	91.4	95.5	64	69	1,635 <sup>g</sup>	2,260 <sup>g</sup>	2
110	Indonesia	91	0.678	68.2	64.3	32.0	91.8	61	68	2,053 <sup>g</sup>	4,976 <sup>g</sup>	1
111	Equatorial Guinea	93	0.669	57.8	49.4	74.4	92.5	59	68	8,608 <sup>g</sup>	21,708 <sup>g</sup>	0
112	Tajikistan	94	0.664	70.5	64.7	98.8	99.6 <sup>h</sup>	72	72	872 <sup>g</sup>	1,434 <sup>g</sup>	0
113	Mongolia	95	0.653	64.3	60.5	98.8	99.1 <sup>d</sup>	64	51	1,430 <sup>g</sup>	2,135 <sup>g</sup>	0
114	Bolivia	96	0.645	64.2	60.8	79.3	92.0	67	73	1,499 <sup>g</sup>	3,358 <sup>g</sup>	0
115	Egypt	99	0.628	68.8	65.7	43.8	66.6	72	80	2,003	5,227	-2
116	Honduras	98	0.628	68.9	63.2	74.5	74.7	63	60	1,255 <sup>g</sup>	3,596 <sup>g</sup>	0
117	Gabon	..	..	53.9	51.5	..	..	87	85	..	..	..
118	Nicaragua	97	0.629	71.1	66.4	66.8	66.3	65	61	1,431 <sup>g</sup>	3,310 <sup>g</sup>	2
119	São Tomé and Príncipe	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
120	Guatemala	100	0.617	68.0	62.2	61.2	75.1	45	53	1,836 <sup>g</sup>	5,722 <sup>g</sup>	0
121	Solomon Islands	..	..	69.7	67.2	..	..	..	..	..	..	..
122	Namibia	101	0.604	44.7	44.6	81.2	82.8	80	77	4,413 <sup>g</sup>	8,498 <sup>g</sup>	0
123	Morocco	102	0.585	69.5	65.8	36.1	61.8	46	58	2,019 <sup>g</sup>	5,068 <sup>g</sup>	0
124	India	103	0.560	63.3	62.8	45.4	68.4	49	62	1,267 <sup>g</sup>	3,383 <sup>g</sup>	-2
125	Swaziland	103	0.557	45.1	43.7	78.6	80.8	70	74	2,557 <sup>g</sup>	6,479 <sup>g</sup>	1
126	Botswana	104	0.566	40.1	40.2	79.8	74.5	70	70	5,418 <sup>g</sup>	9,025 <sup>g</sup>	1
127	Myanmar	106	0.548	56.5	52.7	80.5	89.0	55	55	147 <sup>g</sup>	1,311 <sup>g</sup>	0
128	Zimbabwe	107	0.545	42.5	43.2	84.7	92.8	63	67	1,946 <sup>g</sup>	3,324 <sup>g</sup>	0
129	Chana	108	0.544	58.1	55.5	62.9	80.3	39	45	1,883 <sup>g</sup>	2,248 <sup>g</sup>	0
130	Cambodia	109	0.537	58.6	53.9	57.1	79.8	54	71	1,268 <sup>g</sup>	1,633 <sup>g</sup>	0
131	Vanuatu	..	..	69.8	66.7	..	..	..	..	..	..	..
132	Lesotho	111	0.521	45.6	45.8	33.6	72.5	65	57	1,223 <sup>g</sup>	2,853 <sup>g</sup>	-1
133	Papua New Guinea	110	0.530	57.7	55.8	56.8	70.6	35	42	1,670 <sup>g</sup>	2,840 <sup>g</sup>	1
134	Kenya	112	0.511	51.5	50.0	76.0	88.9	51	52	975	1,069	0
135	Cameroon	115	0.500	50.7	49.2	69.5	82.4	39	47	1,047 <sup>g</sup>	2,365 <sup>g</sup>	-2
136	Congo	113	0.506	53.4	49.7	74.4	87.5	56	69	588 <sup>g</sup>	1,074 <sup>g</sup>	1
137	Comoros	114	0.505	61.2	58.4	48.7	63.2	33	38	1,138 <sup>g</sup>	2,038 <sup>g</sup>	1
人間開発低地位国												
138	Pakistan	120	0.468	59.8	60.2	27.9	57.5	28	51	916 <sup>g</sup>	2,884 <sup>g</sup>	-4
139	Sudan	116	0.478	57.4	54.6	46.3	69.5	31	36	847 <sup>g</sup>	2,735 <sup>g</sup>	1
140	Bhutan	..	..	63.2	60.8	..	..	..	..	..	..	..
141	Togo	117	0.475	53.0	50.6	42.5	72.4	49	76	927 <sup>g</sup>	1,564 <sup>g</sup>	1
142	Nepal	119	0.470	58.3	58.8	24.0	59.6	52	97	880 <sup>g</sup>	1,752 <sup>g</sup>	0
143	Lao People's Dem. Rep.	118	0.472	54.8	52.2	33.2	64.1	52	65	1,242 <sup>g</sup>	1,909 <sup>g</sup>	2
144	Yemen	128	0.426	61.6	59.4	25.2	67.5	29	72	405 <sup>g</sup>	1,384 <sup>g</sup>	-7
145	Bangladesh	121	0.468	59.5	59.4	29.9	52.3	33	41	1,151 <sup>g</sup>	2,026 <sup>g</sup>	1
146	Haiti	122	0.467	55.7	49.7	47.8	57.0	51	53	1,049 <sup>g</sup>	1,902 <sup>g</sup>	1
147	Madagascar	123	0.463	53.8	51.5	59.7	73.6	43	46	624 <sup>g</sup>	1,059 <sup>g</sup>	1
148	Nigeria	124	0.449	51.9	51.5	55.7	72.4	41	49	532 <sup>g</sup>	1,254 <sup>g</sup>	1
149	Djibouti	..	..	44.2	41.6	54.4	75.6	18	26	..	..	..
150	Uganda	125	0.437	44.6	43.3	56.8	77.5	41	49	566 <sup>g</sup>	1,451 <sup>g</sup>	1

22 ジェンダー開発指数(GDI)

HDI順位	ジェンダー開発指数(GDI)		出生時平均余命(歳) 2000		成人識字率(15歳以上の%) 2000		初・中・高等教育総就学率(%) <sup>a</sup> 1999		推定勤労所得(PPP US\$) 2000 <sup>b</sup>		HDI順位 マイナス GDI 順位 <sup>c</sup>	
	順位	GDI値	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
151	Tanzania, U. Rep. of	126	0.436	52.1	50.0	66.5	83.9	32	33	436 <sup>g</sup>	611 <sup>g</sup>	1
152	Mauritania	127	0.429	53.1	49.9	30.1	50.7	37	44	1,212 <sup>g</sup>	2,150 <sup>g</sup>	1
153	Zambia	129	0.424	40.9	41.8	71.5	85.2	46	52	562 <sup>g</sup>	995 <sup>g</sup>	0
154	Senegal	130	0.421	55.2	51.5	27.6	47.3	31	40	1,074 <sup>g</sup>	1,949 <sup>g</sup>	0
155	Congo, Dem. Rep. of the	131	0.420	52.6	50.1	50.2	73.1	26	37	548 <sup>g</sup>	986 <sup>g</sup>	0
156	Côte d'Ivoire	132	0.411	48.1	47.5	38.6	54.5	30	46	868 <sup>g</sup>	2,355 <sup>g</sup>	0
157	Eritrea	133	0.410	53.3	50.6	44.5	67.3	24	29	571	1,107	0
158	Benin	134	0.404	55.5	52.1	23.6	52.1	34	57	813 <sup>g</sup>	1,172 <sup>g</sup>	0
159	Guinea	..	..	48.0	47.0	..	..	20	37	..	..	..
160	Gambia	136	0.397	47.7	44.9	29.4	44.0	37	53	1,230 <sup>g</sup>	2,078 <sup>g</sup>	-1
161	Angola	..	..	46.5	43.5	..	..	21	25	..	..	..
162	Rwanda	135	0.398	40.9	39.4	60.2	73.7	39	41	760 <sup>g</sup>	1,130 <sup>g</sup>	1
163	Malawi	137	0.399	39.8	40.2	46.5	74.5	69	78	508 <sup>g</sup>	726 <sup>g</sup>	0
164	Mali	138	0.378	52.4	50.4	34.4	48.9	22	34	609 <sup>g</sup>	992 <sup>g</sup>	0
165	Central African Republic	139	0.364	46.0	42.7	34.9	59.7	20	29	894 <sup>g</sup>	1,464 <sup>g</sup>	0
166	Chad	140	0.353	46.9	44.5	34.0	51.6	20	42	648 <sup>g</sup>	1,099 <sup>g</sup>	0
167	Guinea-Bissau	141	0.325	46.2	43.4	23.3	54.4	27	47	495 <sup>g</sup>	1,023 <sup>g</sup>	0
168	Ethiopia	142	0.313	44.5	43.2	30.9	47.2	19	34	454 <sup>g</sup>	802 <sup>g</sup>	0
169	Burkina Faso	143	0.312	47.5	45.6	14.1	33.9	18	28	801 <sup>g</sup>	1,164 <sup>g</sup>	0
170	Mozambique	144	0.307	40.2	38.4	28.7	60.1	19	26	709 <sup>g</sup>	1,007 <sup>g</sup>	0
171	Burundi	145	0.306	41.4	39.6	40.4	56.2	16	21	490 <sup>g</sup>	698 <sup>g</sup>	0
172	Niger	146	0.263	45.5	44.9	8.4	23.8	12	20	342 <sup>g</sup>	347 <sup>g</sup>	0
173	Sierra Leone	..	..	40.2	37.6	..	..	21	32	..	..	..

- a. UNESCOの暫定推定値で、見直しされる可能性がある。
- b. ジェンダー別の所得データがないため、男性に対する女性の非農業従事者の賃金比率、経済活動人口の男女のシェア、男女婦人口および1人当たりGDP(PPP US\$)にもとづき、推計した粗数値である(テクニカルノート1を参照)。括弧のない限り、1991-2000年で入手可能な最新データにもとづく推計。
- c. この列で使用したHDI順位はGDI値の出ている146カ国について改めて計算したもの。正数はGDI順位がHDI順位より高いことを示し、負数はその逆を示す。
- d. GDIの計算には99.0%を使用。
- e. 賃金データなし。男女推定勤労所得には、男性に対する女性の非農業従事者の非加重平均賃金比率に推定値75%を使用した。
- f. GDIの計算には100%を使用。
- g. 中等・高等教育では、多くの学生が近隣諸国で教育を受けるため、比率は実際を下回っている。
- h. GDIの計算には\$40,000(PPP US\$)を使用。
- i. トルコの国民(学生を含む)は除く。
- j. 1999年の1人当たりGDP(PPP US\$)をもとに計算。
- k. 1999年の1人当たりGDP(PPP US\$)をもとに計算。
- l. Aten, Heston and Summers(2001)のデータを使い、1996年の1人当たりGDP(PPP US\$)をもとに計算。

出典：第1列：第2列のGDI値をもとに計算；第2列：第3-10列のデータをもとに計算。詳細はテクニカルノート1を参照されたい；第3、4列：UN 2001；第5、6列：UNESCO 2002a；第7、8列：UNESCO 2001a；第9、10列：括弧のない限り、次のデータをもとにした。1人当たりGDP(PPP US\$)はWorld Bank(2002b)、賃金はILO(2002a)、経済活動人口はILO(2002b)、人口はUN(2001)；第11列：計算し直したHDI順位と第1列のGDI順位をもとに計算した

146カ国のGD順位											
1	Australia	24	Singapore	45	Mexico	74	Albania	99	Egypt	124	Nigeria
2	Belgium	25	Cyprus	50	Belarus	75	Paraguay	100	Guatemala	125	Uganda
3	Norway	26	Slovenia	51	Panama	76	Uzbekistan	101	Namibia	126	Tanzania, U. Rep. of
4	Sweden	27	Slovenia	52	Russian Federation	77	China	102	Morocco	127	Mauritania
5	Canada	28	Portugal	53	Bulgaria	78	Oman	103	Swaziland	128	Yemen
6	United States	29	Korea, Rep. of	54	Malaysia	79	Dominican Republic	104	Botswana	129	Zambia
7	Iceland	30	Malta	55	Romania	80	Ecuador	105	India	130	Senegal
8	Finland	31	Brunei Darussalam	56	Colombia	81	Tunisia	106	Myanmar	131	Congo, Dem. Rep. of the
9	Netherlands	32	Czech Republic	57	Venezuela	82	Cape Verde	107	Zimbabwe	132	Côte d'Ivoire
10	United Kingdom	33	Argentina	58	Belize	83	Iran, Islamic Rep. of	108	Ghana	133	Eritrea
11	Japan	34	Slovakia	59	Mauritius	84	Jordan	109	Cambodia	134	Benin
12	France	35	Hungary	60	Thailand	85	Guyana	110	Papua New Guinea	135	Rwanda
13	Denmark	36	Poland	61	Libyan Arab Jamahiriya	86	Moldova, Rep. of	111	Lesotho	136	Gambia
14	Switzerland	37	Uruguay	62	Armenia	87	El Salvador	112	Kenya	137	Malawi
15	Austria	38	Bahamas	63	Philippines	88	South Africa	113	Congo	138	Mali
16	Germany	39	Chile	64	Brazil	89	Viet Nam	114	Comoros	139	Central African Republic
17	Ireland	40	Bahrain	65	Fiji	90	Algeria	115	Cameroon	140	Chad
18	New Zealand	41	Costa Rica	66	Ukraine	91	Indonesia	116	Sudan	141	Guinea-Bissau
19	Luxembourg	42	Lithuania	67	Jamaica	92	Syria Arab Republic	117	Togo	142	Ethiopia
20	Italy	43	Croatia	68	Maldives	93	Equatorial Guinea	118	Lao People's Dem. Rep.	143	Burkina Faso
21	Spain	44	Kuwait	69	Lebanon	94	Tajikistan	119	Nepal	144	Mozambique
22	Israel	45	Trinidad and Tobago	70	Sri Lanka	95	Mongolia	120	Pakistan	145	Burundi
23	Hong Kong, China (SAR)	46	Latvia	71	Turkey</						



23 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)		女性の国会議席数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の議員・高官・管理職 (全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>c</sup>	男性に対する女性推定 勤労所得比 <sup>d</sup>
	順位	GEM値				
人間開発高位国						
1 Norway	1	0.837	36.4	25	49	0.64
2 Sweden	3	0.824	42.7	29	49	0.68
3 Canada	7	0.777	23.6	35	53	0.62
4 Belgium	14	0.706	24.9	19 <sup>e</sup>	56 <sup>e</sup>	0.44
5 Australia	10	0.759	26.5	26	48	0.69
6 United States	11	0.757	13.8	45 <sup>e</sup>	54 <sup>e</sup>	0.62
7 Iceland	2	0.833	34.9	27	53	0.61
8 Netherlands	6	0.781	32.9	27	46	0.52
9 Japan	32	0.527	10.0	9 <sup>e</sup>	45 <sup>e</sup>	0.44
10 Finland	5	0.803	36.5	27	56	0.70
11 Switzerland	13	0.718	22.4	22	41	0.50
12 France	--	--	10.9	--	--	--
13 United Kingdom	16	0.684	17.1	33	45	0.61
14 Denmark	4	0.821	38.0	23	50	0.70
15 Austria	12	0.745	25.1	28	48	0.50
16 Luxembourg	--	--	16.7	--	--	--
17 Germany	8	0.765	31.0	27	50	0.50
18 Ireland	17	0.675	13.7	34	50	0.40
19 New Zealand	9	0.765	30.8	38	51	0.67
20 Italy	31	0.539	9.1	19	44	0.44
21 Spain	15	0.702	26.6	32	45	0.43
22 Israel	22	0.596	13.3	26	55	0.52
23 Hong Kong, China (SAR)	--	--	--	25	38	--
24 Greece	41	0.512	8.7	25	47	0.44
25 Singapore	23	0.592	11.8	23	42	0.50
26 Cyprus	34	0.525	10.7	14	42	0.49
27 Korea, Rep. of	61	0.378	5.9	5	34	0.45
28 Portugal	20	0.638	18.7	32	50	0.53
29 Slovenia	25	0.582	12.2	31	51	0.62
30 Malta	--	--	9.2	--	--	--
31 Barbados	18	0.658	20.4	40 <sup>e</sup>	55 <sup>e</sup>	0.61
32 Brunei Darussalam	--	--	--	--	--	--
33 Czech Republic	28	0.560	14.2	26	53	0.58
34 Argentina	--	--	31.3	--	--	--
35 Hungary	44	0.500	8.3	34	61	0.58
36 Slovakia	29	0.545	14.0	31	62	0.65
37 Poland	24	0.590	20.7	33	61	0.61
38 Chile	49	0.474	10.1	26 <sup>e</sup>	52 <sup>e</sup>	0.37
39 Bahrain	--	--	--	--	--	--
40 Uruguay	36	0.515	11.5	36	54	0.51
41 Bahamas	19	0.652	19.6	31	51	0.64
42 Estonia	27	0.568	17.8	36	67	0.64
43 Costa Rica	26	0.575	19.3 <sup>e</sup>	33	46	0.37
44 Saint Kitts and Nevis	--	--	13.3	--	--	--
45 Kuwait	--	--	0.0	--	--	--
46 United Arab Emirates	--	--	0.0	8	25	--
47 Seychelles	--	--	23.5	--	--	--
48 Croatia	33	0.527	6.2	25	53	0.56
49 Lithuania	47	0.483	10.6	42	70	0.67
50 Trinidad and Tobago	21	0.611	20.9 <sup>e</sup>	42	53	0.44

23 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)		女性の国会議席数 (全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の議員・高官・管理職 (全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職 (全体に占める%) <sup>c</sup>	男性に対する女性推定 勤労所得比 <sup>d</sup>
	順位	GEM値				
51 Qatar	--	--	--	--	--	--
52 Antigua and Barbuda	--	--	8.3	--	--	--
53 Latvia	30	0.539	17.0	37	67	0.72
人間開発中位国						
54 Mexico	38	0.517	15.9	24	41	0.38
55 Cuba	--	--	27.6	--	--	--
56 Belarus	--	--	18.4	--	--	--
57 Panama	48	0.475	9.9	33 <sup>e</sup>	46 <sup>e</sup>	0.49
58 Belize	45	0.499	13.5	37 <sup>e</sup>	39 <sup>e</sup>	0.24
59 Malaysia	43	0.505	14.5	20 <sup>e</sup>	45 <sup>e</sup>	0.46
60 Russian Federation	53	0.450	6.4	37	64	0.64
61 Dominica	--	--	18.8	--	--	--
62 Bulgaria	--	--	26.2	--	--	--
63 Romania	54	0.450	9.3	26	57	0.58
64 Libyan Arab Jamahiriya	--	--	--	--	--	--
65 Macedonia, FYR	--	--	6.7	--	--	--
66 Saint Lucia	--	--	13.8	--	--	--
67 Mauritius	58	0.410	5.7	23	38	0.36
68 Colombia	42	0.509	12.2	38 <sup>e</sup>	49 <sup>e</sup>	0.47
69 Venezuela	56	0.442	9.7	24 <sup>e</sup>	58 <sup>e</sup>	0.41
70 Thailand	50	0.458	9.6	27 <sup>e</sup>	55 <sup>e</sup>	0.62
71 Saudi Arabia	--	--	--	--	--	--
72 Fiji	--	--	--	--	--	--
73 Brazil	--	--	6.7	--	62 <sup>e</sup>	--
74 Suriname	37	0.518	17.6	28 <sup>e</sup>	51 <sup>e</sup>	0.37
75 Lebanon	--	--	2.3	--	--	--
76 Armenia	--	--	3.1	--	--	--
77 Philippines	35	0.523	17.2	35 <sup>e</sup>	66 <sup>e</sup>	0.59
78 Oman	--	--	--	--	--	--
79 Kazakhstan	--	--	11.2	--	--	--
80 Ukraine	57	0.428	7.8	36	63	0.53
81 Georgia	--	--	7.2	--	--	--
82 Peru	39	0.516	18.9	28	39	0.25
83 Grenada	--	--	17.9	--	--	--
84 Maldives	62	0.361	6.8	15	40	0.60
85 Turkey	63	0.312	4.2	9 <sup>e</sup>	36 <sup>e</sup>	0.45
86 Jamaica	--	--	16.0	--	--	--
87 Turkmenistan	--	--	26.0	--	--	--
88 Azerbaijan	--	--	10.5	--	--	--
89 Sri Lanka	64	0.274	4.4	4	49	0.48
90 Paraguay	59	0.408	8.0	23 <sup>e</sup>	54 <sup>e</sup>	0.32
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	22.7	--	--	--
92 Albania	--	--	5.7	--	--	--
93 Ecuador	46	0.484	14.6	28 <sup>e</sup>	47 <sup>e</sup>	0.29
94 Dominican Republic	40	0.514	14.5	31	49	0.35
95 Uzbekistan	--	--	7.2	--	--	--
96 China	--	--	21.8	--	--	--
97 Tunisia	--	--	11.5	--	--	--
98 Iran Islamic Rep. of	--	--	3.4	--	--	--
99 Jordan	--	--	3.3	--	--	--
100 Cape Verde	--	--	11.1	--	--	--



23 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)		女性の国会議席数(全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の議員・高官・管理職(全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職(全体に占める%) <sup>c</sup>	男性に対する女性推定勤労所得比 <sup>d</sup>	
	順位	GEM値					
101	Samoa (Western)	--	6.1	--	--	--	
102	Kyrgyzstan	--	6.7	--	--	--	
103	Guyana	--	20.0	--	--	--	
104	El Salvador	52	0.454	33	47	0.35	
105	Moldova, Rep. of	51	0.456	12.9	33	67	0.55
106	Algeria	--	4.0	--	--	--	
107	South Africa	--	29.8 <sup>e</sup>	--	--	--	
108	Syrian Arab Republic	--	10.4	--	--	--	
109	Viet Nam	--	26.0	--	--	--	
110	Indonesia	--	8.0	--	--	--	
111	Equatorial Guinea	--	5.0	--	--	--	
112	Tajikistan	--	12.4	--	--	--	
113	Mongolia	--	10.5	--	--	--	
114	Bolivia	55	0.450	10.2	36	40	0.45
115	Egypt	65	0.260	2.4	18	31	0.38
116	Honduras	60	0.405	5.5	36 <sup>f</sup>	51 <sup>g</sup>	0.36
117	Gabon	--	11.0	--	--	--	
118	Nicaragua	--	20.7	--	--	--	
119	São Tomé and Príncipe	--	9.1	--	--	--	
120	Guatemala	--	8.8	--	--	--	
121	Solomon Islands	--	0.0	--	--	--	
122	Namibia	--	20.4	--	--	--	
123	Morocco	--	0.5	--	--	--	
124	India	--	8.9	--	--	--	
125	Swaziland	--	6.3	--	--	--	
126	Botswana	--	17.0	--	--	--	
127	Myanmar	--	--	--	--	--	
128	Timor-Leste	--	10.0	--	--	--	
129	Ghana	--	9.8	--	--	--	
130	Cambodia	--	9.3	--	--	--	
131	Vanuatu	--	0.0	--	--	--	
132	Lesotho	--	10.7	--	--	--	
133	Papua New Guinea	--	1.8	--	--	--	
134	Kenya	--	3.6	--	--	--	
135	Cameroon	--	5.6	--	--	--	
136	Congo	--	12.0	--	--	--	
137	Comoros	--	--	--	--	--	
<b>人間開発低位国</b>							
138	Pakistan	--	--	9 <sup>h</sup>	25 <sup>i</sup>	--	
139	Sudan	--	9.7	--	--	--	
140	Bhutan	--	9.3	--	--	--	
141	Togo	--	4.9	--	--	--	
142	Nepal	--	7.9 <sup>j</sup>	--	--	--	
143	Lao People's Dem. Rep.	--	21.2 <sup>k</sup>	--	--	--	
144	Yemen	--	0.7	--	--	--	
145	Bangladesh	66	0.223	2.0	5 <sup>l</sup>	35 <sup>m</sup>	0.57
146	Haiti	--	9.1	--	--	--	
147	Madagascar	--	8.0 <sup>n</sup>	--	--	--	
148	Nigeria	--	3.3	--	--	--	
149	Djibouti	--	0.0	--	--	--	
150	Uganda	--	24.7	--	--	--	

23 ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

HDI順位	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)		女性の国会議席数(全体に占める%) <sup>a</sup>	女性の議員・高官・管理職(全体に占める%) <sup>b</sup>	女性の専門職・技術職(全体に占める%) <sup>c</sup>	男性に対する女性推定勤労所得比 <sup>d</sup>
	順位	GEM値				
151	Tanzania, U. Rep. of	--	22.3	--	--	--
152	Mauritania	--	3.0 <sup>e</sup>	--	--	--
153	Zambia	--	12.0	--	--	--
154	Senegal	--	15.2	--	--	--
155	Congo, Dem. Rep. of the	--	--	--	--	--
156	Côte d'Ivoire	--	8.5	--	--	--
157	Eritrea	--	14.7	--	--	--
158	Benin	--	6.0	--	--	--
159	Guinea	--	8.8	--	--	--
160	Gambia	--	2.0 <sup>f</sup>	--	--	--
161	Angola	--	15.5	--	--	--
162	Rwanda	--	25.7	--	--	--
163	Malawi	--	9.3	--	--	--
164	Mali	--	12.2	--	--	--
165	Central African Republic	--	7.3	--	--	--
166	Chad	--	2.4	--	--	--
167	Guinea-Bissau	--	7.8	--	--	--
168	Ethiopia	--	7.8	--	--	--
169	Burkina Faso	--	17.0	--	--	--
170	Mozambique	--	30.0	--	--	--
171	Rurundi	--	14.4 <sup>g</sup>	--	--	--
172	Niger	--	1.2	--	--	--
173	Sierra Leone	--	8.8	--	--	--

a. データは2002年3月8日現在のもの。上段と下段に分かれている場合は、両段の女性の占める議席比の加重平均である。  
b. 1991-2000年で入手可能な最新データ。最近の職業標準分類(ISCO-88)を導入した国のデータと、以前の分類(ISCO-68)を使っている国のデータは厳密には比較できない。  
c. 指標表22の第9、10列にもとづき計算。1991-2000年で入手可能な最新データにもとづき推定値。  
d. ILO(2001)の職業標準分類(ISCO-68)にもとづきデータ。  
e. この国は議会をもったことがない。  
f. パーレーン最初の立法院は1975年8月26日の議長令で解散された。  
g. 最近の選挙のデータが間に合わなかった場合は、前回の選挙のデータを使用した。  
h. 54の常任議員をもとに計算(臨時に任命された特別持ち回り議員(special rotating delegates)は含まれない)。  
i. 1990年に選出の議会は、一度も召集あるいは出席を正式にみとめられぬうちに、多くの議員が拘留されたか、亡命を余儀なくされた。  
j. 議会は解散されたか無期延期された。  
出典：第1列：第2列のGEM値をもとに計算；第2列：第3-6列のデータをもとに計算；第3列：IPU(2002)の議席に関するデータをもとに計算；第4、5列：ILO(2002)の職業に関するデータをもとに計算；第6列：指標表22の第9、10列のデータをもとに計算

66カ国のGEM順位			
1	Norway	16	United Kingdom
2	Iceland	17	Ireland
3	Sweden	18	Bahamas
4	Denmark	19	Belarus
5	Finland	20	Portugal
6	Netherlands	21	Trinidad and Tobago
7	Canada	22	Israel
8	Germany	23	Singapore
9	New Zealand	24	Poland
10	Australia	25	Slovenia
11	United States	26	Costa Rica
12	Austria	27	Estonia
13	Switzerland	28	Czech Republic
14	Belgium	29	Slovakia
15	Spain	30	Latvia
16	United Kingdom	31	Italy
17	Ireland	32	Japan
33	Croatia	33	Croatia
34	Cyprus	34	Cyprus
35	Philippines	35	Philippines
36	Uruguay	36	Uruguay
37	Suriname	37	Suriname
38	Mexico	38	Mexico
39	Peru	39	Peru
40	Dominican Republic	40	Dominican Republic
41	Greece	41	Greece
42	Colombia	42	Colombia
43	Malaysia	43	Malaysia
44	Hungary	44	Hungary
45	Belize	45	Belize
46	Ecuador	46	Ecuador
47	Lithuania	47	Lithuania
48	Panama	48	Panama
49	Chile	49	Chile
50	Thailand	50	Thailand
51	Moldova, Rep. of	51	Moldova, Rep. of
52	El Salvador	52	El Salvador
53	Russian Federation	53	Russian Federation
54	Romania	54	Romania
55	Bolivia	55	Bolivia
56	Venezuela	56	Venezuela
57	Ukraine	57	Ukraine
58	Mauritius	58	Mauritius
59	Paraguay	59	Paraguay
60	Honduras	60	Honduras
61	Korea, Rep. of	61	Korea, Rep. of
62	Maldives	62	Maldives
63	Turkey	63	Turkey
64	Sri Lanka	64	Sri Lanka
65	Egypt	65	Egypt
66	Bangladesh	66	Bangladesh



24 教育のジェンダー不平等

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位	成人識字		若年識字		初等教育就学率		中等教育就学率		高等教育総就学率 <sup>a</sup>	
	女性の識字率	男性に対する	女性の識字率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する
	(%:15歳以上)	女性の%	(%:15-24歳)	女性の%	(%)	女性の%	(%)	女性の%	(%)	女性の%
	2000	2000	2000	2000	1998	1998	1998	1998	1998	1998
<b>人間開発上位国</b>										
1 Norway	--	--	--	--	100	100	97	101	76	140
2 Sweden	--	--	--	--	100	100	100	104	74	142
3 Canada	--	--	--	--	96	100	93	98	66	130
4 Belgium	--	--	--	--	100	100	96	102	--	--
5 Australia	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
6 United States	--	--	--	--	95	100	76	73	83	116
7 Iceland	--	--	--	--	98	98	88	106	51	171
8 Netherlands	--	--	--	--	100	99	93	101	49	101
9 Japan	--	--	--	--	100	100	--	--	40	85
10 Finland	--	--	--	--	98	100	95	101	92	122
11 Switzerland	--	--	--	--	99	99	80	93	30	75
12 France	--	--	--	--	100	100	95	102	57	125
13 United Kingdom	--	--	--	--	100	101	95	103	64	122
14 Denmark	--	--	--	--	100	100	91	103	63	134
15 Austria	--	--	--	--	90	103	--	--	52	108
16 Luxembourg	--	--	--	--	100	102	--	--	10 <sup>b</sup>	113 <sup>b</sup>
17 Germany	--	--	--	--	88	102	88	101	45	96
18 Ireland	--	--	--	--	100	101	78	103	50	121
19 New Zealand	--	--	--	--	100	100	--	--	--	--
20 Italy	98.0	99	99.8	100	100	100	89	102	53	128
21 Spain	96.0	98	99.0	100	100	100	93	103	60	118
22 Israel	92.4	95	99.2	100	95	100	85	101	57	142
23 Hong Kong, China (SAR)	90.2	93	99.8	101	--	--	--	--	--	--
24 Greece	96.0	97	99.8	100	95	100	88	103	52	107
25 Singapore	88.4	92	99.8	100	--	--	--	--	--	--
26 Cyprus	95.4	97	99.8	100	81	101	79	117	24	133 <sup>b</sup>
27 Korea, Rep. of	96.4	97	99.8	100	98	101	--	--	--	--
28 Portugal	89.9	95	99.8	100	100	95	92	108	51	130
29 Slovenia	99.6	100	99.8	100	99	99	91	104	61	134
30 Malta	92.7	102	99.8	102	100	101	78	94	21	113
31 Barbados	--	--	--	--	--	--	100	105	45	228
32 Brunei Darussalam	88.1	93	99.8	101	--	--	--	--	15	193
33 Czech Republic	--	--	--	--	90	100	81	103	27	103
34 Argentina	96.8	100	98.8	100	100	100	76	107	56	144
35 Hungary	99.2	100	99.8	100	82	101	86	102	37	124
36 Slovakia	--	--	--	--	--	--	--	--	28	111
37 Poland	99.7	100	99.8	100	95	100	59	108	--	--
38 Chile	95.6	100	99.1	100	87	99	72	105	32	88
39 Bahrain	82.6	91	98.6	100	98	102	85	112	32	156
40 Uruguay	98.1	101	99.5	100	93	101	76	136	45	184
41 Bahamas	96.3	102	98.3	102	87	100	100	97	--	--
42 Estonia	--	--	--	--	95	98	83	115	56	141
43 Costa Rica	95.7	100	98.6	101	--	--	--	--	--	--
44 Seychelles	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
45 Saint Kitts and Nevis	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
46 Kuwait	79.7	85	93.2	102	67	98	58	101	27	214
47 United Arab Emirates	79.3	106	94.4	108	82	98	71	106	--	--
48 Croatia	97.3	98	99.8	100	77	100	82	102	33	118
49 Lithuania	99.5	100	99.8	100	93	99	86	101	50	153
50 Trinidad and Tobago	92.1	95	97.2	99	93	100	75	107	7	138

24 教育のジェンダー不平等

HDI順位	成人識字		若年識字		初等教育就学率		中等教育就学率		高等教育総就学率 <sup>a</sup>	
	女性の識字率	男性に対する	女性の識字率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する	女性の就学率	男性に対する
	(%:15歳以上)	女性の%	(%:15-24歳)	女性の%	(%)	女性の%	(%)	女性の%	(%)	女性の%
	2000	2000	2000	2000	1998	1998	1998	1998	1998	1998
<b>人間開発上位国</b>										
51 Qatar	83.1	103	97.1	105	85	99	69	107	39	280
52 Antigua and Barbuda	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
53 Latvia	99.8	100	99.8	100	92	95	83	98	62	157
<b>人間開発中位国</b>										
54 Mexico	89.5	96	96.5	99	100	101	56	100	18	93
55 Cuba	96.6	100	99.8	100	97	101	79	111	22	142
56 Belarus	99.4	100	99.8	100	--	--	--	--	53	131
57 Panama	91.3	99	96.4	99	--	--	--	--	--	--
58 Belize	93.2	100	98.7	101	99	99	43	123	--	--
59 Malaysia	83.4	91	97.7	100	98	100	97	109	--	--
60 Russian Federation	99.4	100	99.8	100	69	90	--	--	65	129
61 Dominica	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
62 Bulgaria	97.9	99	99.5	100	92	98	80	98	52	153
63 Romania	97.3	98	99.7	100	94	99	76	102	--	--
64 Libyan Arab Jamahiriya	68.2	75	93.1	93	--	--	76	113	57	103
65 Macedonia, FYR	--	--	--	--	94	98	78	97	25	128
66 Saint Lucia	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
67 Mauritius	81.3	93	94.4	101	93	100	63	101	7	88
68 Colombia	91.7	100	97.6	101	--	--	--	--	--	--
69 Venezuela	92.1	99	98.7	101	--	--	--	--	--	--
70 Thailand	93.9	97	98.4	99	76	97	57	105	33	118
71 Saudi Arabia	66.9	81	90.3	95	57	93	--	--	22	135
72 Fiji	90.8	96	99.1	100	100	99	76	100	--	--
73 Brazil	85.4	100	94.3	104	96	95	--	--	15	122
74 Suriname	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
75 Lebanon	80.3	87	93.0	96	77	97	79	109	39	102
76 Armenia	97.6	98	99.7	100	--	--	--	--	--	--
77 Philippines	95.1	100	98.8	100	--	--	--	--	31	128
78 Oman	61.6	77	96.3	97	65	90	58	102	--	--
79 Kazakhstan	--	--	--	--	--	--	74	100	25	116
80 Ukraine	99.5	100	99.9	100	--	--	--	--	46	114
81 Georgia	--	--	--	--	--	--	--	--	36	112
82 Peru	85.3	90	95.3	97	100	99	61	98	15	94
83 Grenada	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
84 Maldives	96.8	100	99.4	101	--	--	--	--	--	--
85 Turkey	76.5	82	94.0	95	96	92	--	--	18	165
86 Jamaica	90.7	109	97.5	107	93	101	80	103	--	--
87 Turkmenistan	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
88 Azerbaijan	--	--	--	--	97	101	82	102	21	89
89 Sri Lanka	89.0	94	96.6	100	100	102	--	--	--	--
90 Paraguay	92.2	98	97.0	100	92	101	43	107	--	--
91 St. Vincent & the Grenadines	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
92 Albania	77.0	84	96.4	97	--	--	--	--	--	--
93 Ecuador	90.0	96	97.0	99	97	101	47	103	--	--
94 Dominican Republic	83.6	100	91.9	102	88	101	57	118	--	--
95 Uzbekistan	84.7	91	95.1	97	--	--	--	--	--	--
96 China	76.3	83	96.5	97	92	102	48	92	--	--
97 Tunisia	80.6	74	89.2	92	96	97	56	103	17	97
98 Iran, Islamic Rep. of	69.3	83	91.6	95	--	--	--	--	--	--
99 Jordan	83.9	88	99.3	100	65	102	62	107	--	--
100 Cape Verde	65.7	78	85.0	93	100	101	--	--	--	--



24 教育のジェンダー不平等

HDI順位	成人識字		若年層識字		初等教育就学率		中等教育就学率		高等教育総就学率*	
	女性の識字率 (%:15歳以上)	男性に対する 女性の%	女性の識字率 (%:15-24歳)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%
	2000	2000	2000	2000	1998	1998	1998	1998	1998	1998
101	79.0	97	87.5	101	98	102	68	110	7	93
102	..	..	..	..	84	99	..	..	..	..
103	93.1	99	99.8	100	82	93	..	..	..	..
104	75.1	93	87.4	98	87	117	38	101	20	123
105	98.3	99	99.8	100	..	..	..	..	..	..
106	57.1	75	84.2	90	92	95	59	101	..	..
107	84.6	98	91.3	100	100	100	..	..	78	115
108	60.5	68	78.8	83	89	92	36	52	..	..
109	91.4	96	97.2	100	95	95	50	104	9	75
110	82.0	89	97.1	99	..	..	..	..	..	..
111	74.4	80	95.4	97	73	79	14	36	..	..
112	98.8	99	99.8	100	..	..	..	..	..	..
113	..	..	..	..	87	104	59	127	32	185
114	79.3	86	93.7	96	97	99	..	..	..	..
115	43.8	66	62.7	82	89	54	..	..	..	..
116	74.5	100	84.6	103	..	..	..	..	..	..
117	..	..	..	..	..	..	..	..	6	55
118	66.8	101	72.3	102	..	..	..	..	..	..
119	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
120	61.2	80	72.8	85	80	54	..	..	..	..
121	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
122	81.2	98	93.3	134	90	108	38	148	8	115
123	36.1	58	58.3	77	73	86	..	..	8	75
124	45.4	66	64.8	81	..	..	31	88	..	..
125	78.6	97	91.2	102	78	102	32	84	5	89
126	79.0	107	92.1	109	82	104	61	118	3	79
127	86.5	91	96.5	99	..	..	..	..	..	..
128	84.7	91	95.7	97	..	..	..	..	..	..
129	63.9	78	88.3	94	..	..	..	..	..	..
130	57.7	72	71.8	89	97	88	14	54	(.)	29
131	..	..	..	..	100	98	..	..	(.)	63
132	93.6	129	98.5	119	84	115	19	194	3	178
133	56.8	80	71.3	89	78	86	18	69	2	60
134	76.0	86	94.2	98	..	..	..	..	1	47
135	69.5	84	93.0	99	..	..	..	..	..	..
136	74.4	85	96.8	99	..	..	..	..	..	..
137	48.7	77	51.8	79	46	85	..	..	1	75
人間開発低位国										
138	27.0	48	41.0	59	..	..	..	..	..	..
139	46.3	57	71.5	86	42	83	..	..	7	89
140	..	..	..	..	15	80	5	101	..	..
141	42.5	59	63.7	73	78	79	14	44	1	21
142	24.0	40	42.8	56	..	..	..	..	..	..
143	33.2	52	58.2	71	73	52	23	79	2	48
144	23.2	37	43.9	55	44	58	20	40	5	29
145	29.9	57	39.8	55	100	96	..	..	3	51
146	47.8	32	64.5	100	82	106	..	..	..	..
147	59.7	81	76.6	92	63	102	13	107	2	85
148	55.7	77	83.8	93	..	..	..	..	..	..
149	54.4	72	75.4	90	27	72	..	..	(.)	100
150	58.8	73	71.1	84	100	100	8	85	1	53

24 教育のジェンダー不平等

HDI順位	成人識字		若年層識字		初等教育就学率		中等教育就学率		高等教育総就学率*	
	女性の識字率 (%:15歳以上)	男性に対する 女性の%	女性の識字率 (%:15-24歳)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%	女性の就学率 (%)	男性に対する 女性の%
	2000	2000	2000	2000	1998	1998	1998	1998	1998	1998
151	66.5	79	87.9	94	49	103	3	74	(.)	25
152	33.1	59	40.6	71	58	94	..	..	..	..
153	71.5	84	85.5	94	72	98	20	85	2	48
154	27.6	58	41.7	70	54	84	..	..	..	..
155	50.2	69	74.9	85	31	95	9	58	..	..
156	38.6	71	59.7	85	54	75	..	..	4	36
157	44.5	66	60.4	75	31	86	17	80	(.)	16
158	23.6	45	36.0	51	..	..	10	46	1	25
159	..	..	..	..	37	69	7	38	..	..
160	29.4	67	48.6	74	57	89	20	72	..	..
161	..	..	..	..	53	87	..	..	1	69
162	60.2	82	81.4	95	92	102	..	..	..	..
163	46.5	62	61.0	75	..	..	7	96	(.)	39
164	34.4	70	60.2	83	34	70	..	..	..	..
165	34.9	58	58.8	77	43	68	..	..	1	18
166	34.0	66	59.9	82	42	62	3	29	..	..
167	23.3	43	43.4	59	..	..	..	..	..	..
168	30.9	66	48.4	79	30	73	12	63	(.)	24
169	14.1	41	23.3	51	28	68	6	59	..	..
170	28.7	48	46.2	61	37	81	6	71	(.)	32
171	40.4	72	62.0	94	34	84	..	..	1	41
172	8.4	35	13.7	42	20	64	5	63	..	..
173	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
開発途上国										
開発途上国	66.0	81	80.5	91	..	..	..	..	..	..
後発開発途上国										
後発開発途上国	42.8	68	54.1	79	..	..	..	..	..	..
アラブ諸国										
アラブ諸国	50.1	68	72.5	85	..	..	..	..	..	..
東アジア・太平洋諸国										
東アジア・太平洋諸国	79.4	86	96.4	98	..	..	..	..	..	..
ラテンアメリカ・カリブ諸国										
ラテンアメリカ・カリブ諸国	87.4	98	94.1	101	..	..	..	..	..	..
南アジア										
南アジア	43.8	66	61.2	79	..	..	..	..	..	..
サハラ以南アフリカ										
サハラ以南アフリカ	53.6	71	73.0	85	..	..	..	..	..	..
中・東欧・CIS諸国										
中・東欧・CIS諸国	98.3	99	99.4	100	..	..	..	..	..	..
OECD諸国										
OECD諸国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
高所得OECD諸国										
高所得OECD諸国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発高位国										
人間開発高位国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
人間開発中位国	72.2	85	86.6	94	..	..	..	..	..	..
人間開発低位国	38.5	63	56.7	76	..	..	..	..	..	..
高所得国										
高所得国	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..
中所得国										
中所得国	80.9	89	94.3	98	..	..	..	..	..	..
低所得国										
低所得国	52.8	74	68.8	84	..	..	..	..	..	..
全世界										
全世界	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..

- a. 高等教育の就学率は通常総比率として計算される。
- b. 多くの学生が近隣諸国で教育を受けるため、就学率は実数より低い推計値である。
- c. トルコの教育機関は除く。

出典：第1、3列：UNESCO 2002a；第2列：UNESCO(2002a)の成人識字に関するデータをもとに計算；第4列：UNESCO(2002a)の若年層識字に関するデータをもとに計算；第5、7列：UNESCO 2002c；第6列：UNESCO(2002c)の初等教育就学率に関するデータをもとに計算；第8列：UNESCO(2002c)の中等教育就学率に関するデータをもとに計算；第9列：UNESCO 2002b；第10列：UNESCO(2002b)の高等教育総就学率に関するデータをもとに計算



25 経済活動のジェンダー不平等

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			産業別雇用 (%)						無報酬の 家庭内労働者	
	活動比率 (%)	指数 (1990=100)	男性の活動 比率に対する 女性の%	農業		工業		サービス業		女性 (全体に 占める%)	男性 (全体に 占める%)
				女性	男性	女性	男性	女性	男性		
				1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*		
人間開発高位国											
1 Norway	59.1	108	84	2	6	9	33	88	61	62	38
2 Sweden	62.5	101	89	1	4	12	38	87	59	64	36
3 Canada	60.1	104	82	2	5	11	32	86	63	60	31
4 Belgium	39.7	105	66	2	3	13	37	86	60	85	15
5 Australia	55.8	107	77	3	6	10	31	86	63	59	41
6 United States	58.8	106	81	1	4	12	32	86	64	62	38
7 Iceland	66.6	101	83	5	12	15	34	80	53	67	33
8 Netherlands	45.4	105	66	2	4	9	31	84	63	73	22
9 Japan	50.8	103	67	6	5	22	38	72	57	82	19
10 Finland	57.0	99	86	4	8	14	40	82	52	47	53
11 Switzerland	50.7	103	66	4	5	13	36	83	59	-	-
12 France	48.5	106	76	1	2	13	35	86	63	-	-
13 United Kingdom	52.8	105	74	1	2	12	36	87	61	65	35
14 Denmark	61.7	100	84	2	5	15	37	83	58	-	-
15 Austria	43.9	102	65	7	6	14	43	79	57	67	33
16 Luxembourg	37.9	104	57	-	-	-	-	-	-	-	-
17 Germany	47.9	100	69	2	3	19	46	79	50	75	25
18 Ireland	37.1	115	52	2	12	15	38	82	50	55	44
19 New Zealand	57.2	108	79	6	11	12	32	81	56	63	32
20 Italy	38.3	106	58	4	6	21	39	74	55	55	45
21 Spain	37.5	111	56	5	8	14	41	81	51	64	36
22 Israel	48.4	113	67	1	3	12	35	86	61	77	23
23 Hong Kong, China (SAR)	50.7	104	65	(.)	(.)	12	28	88	71	-	-
24 Greece	38.0	107	58	20	16	12	29	67	54	69	31
25 Singapore	50.1	99	64	(.)	(.)	23	33	77	67	70	30
26 Cyprus	49.0	102	62	10	11	18	30	71	58	87	13
27 Korea, Rep. of	53.2	110	70	12	10	19	34	68	56	83	12
28 Portugal	51.2	104	71	14	11	24	44	62	44	66	34
29 Slovenia	54.6	98	80	11	11	28	46	61	42	53	40
30 Malta	25.8	111	37	-	-	-	-	-	-	-	-
31 Barbados	61.7	106	79	3	5	11	30	85	64	-	-
32 Brunei Darussalam	50.0	111	62	-	-	-	-	-	-	-	-
33 Czech Republic	61.2	100	83	4	6	28	49	69	48	73	22
34 Argentina	35.6	122	46	(.)	1	10	34	89	64	64	36
35 Hungary	48.5	102	71	4	9	25	42	71	48	67	33
36 Slovakia	62.7	99	84	5	10	26	49	69	47	70	33
37 Poland	57.1	100	80	19	19	21	41	60	39	60	40
38 Chile	37.6	118	49	5	19	14	31	82	49	-	-
39 Bahrain	33.5	118	39	-	-	-	-	-	-	-	-
40 Uruguay	48.0	108	66	1	6	14	34	85	61	-	-
41 Bahamas	66.6	103	83	1	6	5	24	93	69	-	-
42 Estonia	61.0	96	82	7	11	22	40	70	49	59	41
43 Costa Rica	37.1	112	46	4	22	17	27	79	51	41	59
44 Saint Kitts and Nevis	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45 Kuwait	36.6	97	48	-	-	-	-	-	-	-	-
46 United Arab Emirates	31.7	108	37	-	-	-	-	-	-	-	-
47 Seychelles	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48 Croatia	48.7	102	73	17	16	22	38	60	46	76	24
49 Lithuania	57.3	97	80	16	24	40	33	63	43	61	39
50 Trinidad and Tobago	44.1	113	59	3	11	13	37	83	52	73	30

25 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			産業別雇用 (%)						無報酬の 家庭内労働者	
	活動比率 (%)	指数 (1990=100)	男性の活動 比率に対する 女性の%	農業		工業		サービス業		女性 (全体に 占める%)	男性 (全体に 占める%)
				女性	男性	女性	男性	女性	男性		
				1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*		
人間開発中位国											
51 Qatar	41.0	124	45	-	-	-	-	-	-	-	-
52 Antigua and Barbuda	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
53 Latvia	60.0	95	80	14	17	18	35	69	49	52	48
54 Mexico	39.4	116	47	7	23	22	29	71	47	49	51
55 Cuba	49.5	117	65	-	-	-	-	-	-	-	-
56 Belarus	59.3	98	82	-	-	-	-	-	-	-	-
57 Panama	43.3	112	55	2	25	10	22	88	52	27	73
58 Belize	27.1	113	32	6	37	12	19	81	44	-	-
59 Malaysia	48.4	108	61	13	21	29	33	58	46	-	-
60 Russian Federation	59.3	99	82	8	15	23	36	69	49	41	58
61 Dominica	-	-	-	14	31	10	24	72	40	-	-
62 Bulgaria	56.8	95	86	-	-	-	-	-	-	-	-
63 Romania	50.7	98	76	45	39	22	32	33	29	71	29
64 Libyan Arab Jamahiriyah	25.0	122	33	-	-	-	-	-	-	-	-
65 Macedonia, FYR	49.7	103	72	-	-	-	-	-	-	-	-
66 Saint Lucia	-	-	-	16	27	14	24	70	49	-	-
67 Mauritius	37.9	109	48	13	15	43	39	45	46	54	46
68 Colombia	48.1	113	60	0	2	20	30	80	58	69	31
69 Venezuela	43.1	114	53	2	16	13	29	85	55	-	-
70 Thailand	73.3	98	85	47	50	11	20	36	31	66	34
71 Saudi Arabia	21.2	142	27	-	-	-	-	-	-	-	-
72 Fiji	37.0	140	45	-	-	-	-	-	-	-	-
73 Brazil	43.8	98	52	19	26	10	27	71	47	-	-
74 Suriname	36.0	121	48	3	7	10	32	86	56	-	-
75 Lebanon	29.6	122	39	-	-	-	-	-	-	-	-
76 Armenia	62.4	100	88	-	-	-	-	-	-	-	-
77 Philippines	49.5	106	61	27	47	12	18	61	36	-	-
78 Omar	19.2	151	25	-	-	-	-	-	-	-	-
79 Kazakhstan	61.1	101	81	-	-	-	-	-	-	-	-
80 Ukraine	55.6	98	80	-	-	-	-	-	-	64	36
81 Georgia	55.7	100	78	-	-	-	-	-	-	-	-
82 Peru	34.5	117	43	3	8	11	25	86	57	62	38
83 Grenada	-	-	-	10	16	12	32	77	46	-	-
84 Maldives	65.4	100	80	-	-	-	-	-	-	57	43
85 Turkey	49.9	114	61	72	34	10	25	18	41	-	-
86 Jamaica	67.1	101	85	10	30	9	26	81	45	66	34
87 Turkmenistan	62.1	105	81	-	-	-	-	-	-	-	-
88 Azerbaijan	54.6	105	75	-	-	-	-	-	-	-	-
89 Sri Lanka	42.9	107	55	49	38	22	23	27	37	56	44
90 Paraguay	36.8	109	43	3	7	10	31	87	52	-	-
91 St. Vincent & the Grenadines	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92 Albania	59.7	103	73	-	-	-	-	-	-	-	-
93 Ecuador	32.7	118	39	2	10	14	26	84	63	63	37
94 Dominican Republic	40.0	117	47	3	24	20	27	77	48	23	77
95 Uzbekistan	62.3	105	85	-	-	-	-	-	-	-	-
96 China	72.7	99	86	-	-	-	-	-	-	-	-
97 Tunisia	36.9	112	47	-	-	-	-	-	-	-	-
98 Iran, Islamic Rep. of	29.0	134	37	-	-	-	-	-	-	-	-
99 Jordan	26.6	157	34	-	-	-	-	-	-	-	-
100 Cape Verde	46.1	108	53	-	-	-	-	-	-	-	-



25 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			産業別雇用 (%)						無報酬の家庭内労働者	
	活動比率 (%)	指数 (1990=100)	男性の活動比率に対する女性の%	農業		工業		サービス業		女性 (全体に占める%)	男性 (全体に占める%)
				女性	男性	女性	男性	女性	男性		
				1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*		
101	Samoa (Western)	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
102	Kyrgyzstan	60.8	104	84	53	52	8	14	38	34	--
103	Guyana	40.7	113	49	--	--	--	--	--	--	--
104	El Salvador	45.8	123	54	6	37	25	24	69	38	42
105	Maldives, Rep. of	60.4	99	84	--	--	--	--	--	62	38
106	Algeria	29.5	154	39	--	--	--	--	--	--	--
107	South Africa	47.2	101	59	--	--	--	--	--	--	--
108	Syrian Arab Republic	28.6	121	37	--	--	--	--	--	--	--
109	Viet Nam	73.8	97	91	--	--	--	--	--	--	--
110	Indonesia	55.2	110	67	42	41	16	21	42	39	--
111	Equatorial Guinea	45.7	101	52	--	--	--	--	--	--	--
112	Tajikistan	57.6	111	79	--	--	--	--	--	--	--
113	Mongolia	73.5	102	88	--	--	--	--	--	--	--
114	Bolivia	48.0	106	58	2	2	16	40	82	58	63
115	Egypt	35.0	115	44	35	28	9	25	56	46	35
116	Honduras	40.3	119	47	9	50	25	21	66	30	40
117	Gabon	63.2	101	76	--	--	--	--	--	--	--
118	Nicaragua	47.2	117	56	--	--	--	--	--	--	--
119	São Tomé and Príncipe	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
120	Guatemala	36.0	128	42	14	36	18	26	68	38	--
121	Solomon Islands	81.2	97	92	--	--	--	--	--	--	--
122	Namibia	53.7	101	67	39	38	8	19	52	47	--
123	Morocco	41.4	107	52	6	6	40	32	54	63	--
124	India	42.1	104	50	--	--	--	--	--	--	--
125	Swaziland	41.5	106	52	--	--	--	--	--	--	--
126	Botswana	63.0	96	77	--	--	--	--	--	--	--
127	Myanmar	65.8	100	75	--	--	--	--	--	--	--
128	Zimbabwe	65.3	98	78	--	--	--	--	--	--	--
129	Ghana	80.1	98	98	--	--	--	--	--	--	--
130	Cambodia	80.4	98	97	--	--	--	--	--	--	--
131	Vanuatu	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
132	Lesotho	47.4	102	56	--	--	--	--	--	--	--
133	Papua New Guinea	67.6	100	79	--	--	--	--	--	--	--
134	Kenya	74.7	100	85	16	20	10	23	75	57	--
135	Cameroon	49.3	104	58	--	--	--	--	--	--	--
136	Congo	58.4	100	71	--	--	--	--	--	--	--
137	Comoros	62.5	99	73	--	--	--	--	--	--	--
人間開発低位国											
138	Pakistan	35.3	124	42	66	41	10	20	23	39	61
139	Sudan	34.8	113	41	--	--	--	--	--	--	--
140	Bhutan	57.1	100	65	--	--	--	--	--	--	--
141	Togo	53.4	101	62	--	--	--	--	--	--	--
142	Nepal	56.7	101	66	--	--	--	--	--	--	--
143	Lao People's Dem. Rep.	74.4	101	84	--	--	--	--	--	--	--
144	Yemen	30.5	108	37	--	--	--	--	--	--	--
145	Bangladesh	66.3	101	76	78	54	8	11	11	34	71
146	Haiti	56.0	97	70	--	--	--	--	--	--	--
147	Madagascar	69.1	99	78	--	--	--	--	--	--	--
148	Nigeria	47.6	102	56	2	4	11	30	87	66	--
149	Djibouti	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
150	Uganda	79.5	98	88	--	--	--	--	--	--	--

25 経済活動のジェンダー不平等

HDI順位	女性の経済活動比率 (15歳以上)			産業別雇用 (%)						無報酬の家庭内労働者	
	活動比率 (%)	指数 (1990=100)	男性の活動比率に対する女性の%	農業		工業		サービス業		女性 (全体に占める%)	男性 (全体に占める%)
				女性	男性	女性	男性	女性	男性		
				1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*	1995-2001*		
151	Tanzania, U. Rep. of	81.8	98	93	--	--	--	--	--	--	--
152	Mauritania	63.4	98	74	--	--	--	--	--	--	--
153	Zambia	64.2	98	75	--	--	--	--	--	--	--
154	Senegal	61.8	101	72	--	--	--	--	--	--	--
155	Congo, Dem. Rep. of the	60.6	98	72	--	--	--	--	--	--	--
156	Côte d'Ivoire	43.3	102	51	--	--	--	--	--	--	--
157	Eritrea	74.7	99	87	--	--	--	--	--	--	--
158	Benin	73.6	96	90	--	--	--	--	--	--	--
159	Guinea	77.3	98	89	--	--	--	--	--	--	--
160	Gambia	69.7	101	78	--	--	--	--	--	--	--
161	Angola	72.8	98	82	--	--	--	--	--	--	--
162	Rwanda	32.6	99	89	--	--	--	--	--	--	--
163	Malawi	77.9	98	90	--	--	--	--	--	--	--
164	Mali	70.1	97	79	--	--	--	--	--	--	--
165	Central African Republic	67.6	97	79	--	--	--	--	--	--	--
166	Gnad	67.2	101	77	--	--	--	--	--	--	--
167	Guinea-Bissau	57.0	100	63	--	--	--	--	--	--	--
168	Ethiopia	57.3	99	67	88	89	2	2	11	9	--
169	Burkina Faso	75.0	97	85	--	--	--	--	--	--	--
170	Mozambique	82.6	99	92	--	--	--	--	--	--	--
171	Burundi	82.0	99	89	--	--	--	--	--	--	--
172	Niger	69.4	99	75	--	--	--	--	--	--	--
173	Sierra Leone	44.6	105	54	--	--	--	--	--	--	--
開発途上国											
後開発途上国											
アラブ諸国											
東アジア・太平洋諸国											
ラテンアメリカ・カリブ諸国											
南アジア											
リハラ以南アフリカ											
中・東欧・CIS諸国											
OECD諸国											
高所得OECD諸国											
人間開発高位国											
人間開発中位国											
人間開発低位国											
高所得国											
中所得国											
低所得国											
全世界											

注：データに制約が多いため、一定の期間にわたる比較や国と国の比較をする場合は、注意が必要である。詳しいデータについての注釈はILO(2002b, 2002d, 2002e)を参照されたい。産業別雇用のシェアは、四捨五入やこれらの分類に当てはまらないものを留めているため、足し合わせても100にならない可能性がある。

a. 記載された期間で入手可能な最新年のデータ。

出典：第1-3列：ILO(2002b)の経済活動人口と総人口に関するデータをもとに計算；第4-9列：ILO 2002d；第10, 11列：ILO(2002e)の無報酬の家庭内労働者に関するデータをもとに計算



26 ジェンダー：  
労働量と時間  
配分

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

年	労働量				時間配分 (%)					
	労働時間 (1日当たりの時間:分)		男性の 労働時間 に対する 女性の%	総労働時間		市場活動		非市場活動		
	女性	男性		市場 活動	非市場 活動	女性	男性	女性	男性	
<b>開発途上国</b>										
<b>都市部</b>										
Colombia	1983	399	356	112	49	51	24	77	76	23
Indonesia	1992	398	366	109	50	40	35	86	65	14
Kenya	1986	590	572	103	46	54	41	79	59	21
Nepal	1978	579	554	105	58	42	25	67	75	33
Venezuela	1983	440	416	106	59	41	30	87	70	13
平均*	-	481	453	107	54	46	31	79	66	21
<b>農村部</b>										
Bangladesh	1990	545	496	110	52	40	25	70	65	30
Guatemala	1977	578	579	117	59	41	37	84	63	16
Kenya	1988	576	500	135	56	44	42	76	58	24
Nepal	1978	541	547	117	56	44	46	67	54	33
Highlands	1978	592	586	118	59	41	52	66	48	34
Mountains	1978	649	534	122	56	44	48	65	52	35
Rural hills	1978	583	520	112	52	48	37	70	61	30
Philippines	1975-77	546	452	121	73	27	29	84	71	16
平均*	-	517	515	120	59	41	38	76	62	24
<b>国全体<sup>b</sup></b>										
India	2000	457	391	117	51	39	35	92	65	8
Mongolia	2000	545	501	109	51	39	49	75	51	25
South Africa	2000	332	273	122	51	49	25	70	65	30
平均*	-	445	388	116	58	42	40	79	66	21
<b>OECD諸国<sup>c</sup></b>										
Australia	1997	435	418	104	46	54	30	62	70	38
Austria <sup>d</sup>	1992	438	393	111	49	51	31	71	69	29
Canada	1998	420	429	98	53	47	41	65	56	35
Denmark <sup>e</sup>	1987	449	458	98	68	32	58	79	42	21
Finland <sup>d</sup>	1987-88	430	410	105	51	49	29	64	61	36
France	1999	391	363	108	46	54	33	60	67	40
Germany <sup>d</sup>	1991-92	440	441	100	44	56	30	61	70	39
Hungary	1999	432	445	97	51	49	41	60	59	40
Israel <sup>d</sup>	1991-92	375	377	99	51	49	29	74	71	26
Italy <sup>e</sup>	1989-89	470	367	128	45	55	22	77	78	21
Japan	1996	393	363	108	66	34	43	93	57	7
Korea, Rep. of	1999	431	373	116	64	36	45	88	55	12
Latvia	1996	535	481	111	46	54	35	58	65	42
Netherlands	1995	308	315	98	48	52	27	69	73	31
New Zealand	1999	420	417	101	46	54	32	60	68	40
Norway <sup>d</sup>	1990-91	445	412	108	50	50	38	64	62	36
United Kingdom <sup>d</sup>	1985	413	411	100	51	49	37	68	63	32
United States <sup>d</sup>	1985	453	428	106	50	50	37	63	63	37
平均*	-	423	403	105	52	48	37	69	64	31

注：データは、本書発行までに結果が出ている労働時間配分調査にもとづき推定した。時間配分についてのデータは以下を含まない他の国でも収集されている。ベナン、チャド、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ラオス、マリ、メキシコ、モロッコ、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、フィリピン、タイ、バトナム。「市場活動」とは、1993年改訂の国連国民経済計算体系(SNA)の定義による市場指向生産活動を指す。1993年以前の調査とそれ以降の調査は厳密には比較できない。

- a. 上記の国・地域の非加重平均である。
- b. 市場・非市場活動の別は、1993年改訂のSNAに厳密にもとづくものではないため、国や地域の比較には注意が必要である。
- c. イスラエルとラトビアはOECD加盟国ではないが、含まれている。
- d. Harvey 1995。
- e. 上記OECD諸国の非加重平均である(イスラエルとラトビアは除く)。

出典：西中の開発途上国の都市部・農村部についてはGoldschmidt-Clermont and Pagrossin Alligisakis(1985)とHarvey(1995)；西中の開発途上国の各国調査はUN(2002a)；表中のOECD諸国とラトビアは断りのない限りHarvey(2001)

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

27 女性の政治  
参加

そしてすべての女性と男性の平等を達成する

HDI順位	女性に権利が付与された年 <sup>a</sup>		女性が 国会議員に 初めて選出(E) または任命(A) された年	開発レベルの 女性 (全体に占める%) <sup>b</sup> 2000	女性の議席 (全体に占める%) <sup>c</sup>	
	選挙権	被選挙権			下院または 一院議会	上院議会
<b>人間開発高位国</b>						
1 Norway	1907, 1913	1907, 1913	1911 A	42.1	36.4	-
2 Sweden	1861, 1921	1907, 1921	1921 E	55.0	42.7	-
3 Canada	1917, 1950	1920, 1960	1921 E	24.3	20.6	32.4
4 Belgium	1919, 1948	1921, 1948	1921 A	18.5	23.3	28.2
5 Australia	1902, 1962	1902, 1962	1943 E	19.5	25.3	28.9
6 United States	1920, 1960	1788 <sup>d</sup>	1917 E	31.8	14.0	13.0
7 Iceland	1915	1915	1922 E	33.3	34.9	-
8 Netherlands	1919	1917	1918 E	31.0	36.0	26.7
9 Japan	1945, 1947	1945, 1947	1946 E	5.7	7.3	15.4
10 Finland	1906	1906	1907 E	44.4	36.5	-
11 Switzerland	1971	1971	1971 E	28.6	23.0	19.6
12 France	1944	1944	1945 E	37.9	10.9	10.9
13 United Kingdom	1918, 1928	1918, 1928	1918 E	33.3	17.9	16.4
14 Denmark	1915	1915	1918 E	45.0	38.0	-
15 Austria	1918	1918	1919 E	31.3	26.8	20.3
16 Luxembourg	1919	1919	1919 E	28.6	16.7	-
17 Germany	1918	1918	1919 E	35.7	31.7	24.6
18 Ireland	1918, 1928	1918, 1928	1918 E	18.8	12.0	18.3
19 New Zealand	1893	1919	1933 E	44.0	30.8	-
20 Italy	1945	1945	1946 E	17.6	9.8	7.8
21 Spain	1931	1931	1931 E	17.6	28.3	24.3
22 Israel	1948	1948	1949 E	6.1	13.3	-
23 Hong Kong, China (SAR)	-	-	-	-	-	-
24 Greece	1917, 1952	1927, 1952	1952 E	7.1	8.7	-
25 Singapore	1947	1947	1963 E	5.7	11.8	-
26 Cyprus	1960	1960	1963 E	-	10.7	-
27 Korea, Rep. of	1948	1948	1948 E	6.5	5.9	-
28 Portugal	1911, 1976	1931, 1976	1934 F + A	9.7	8.7	-
29 Slovenia	1945	1945	1992 E <sup>e</sup>	15.0	2.2	-
30 Malta	1947	1947	1966 E	5.3	9.2	-
31 Barbados	1950	1950	1966 A	14.3	10.7	33.3
32 Brunei Darussalam	-	-	-	0.0	-	-
33 Czech Republic	1920	1920	1992 E <sup>e</sup>	-	15.0	12.3
34 Argentina	1947	1947	1951 E	7.3	30.7	33.3
35 Hungary	1918	1918	1920 E	35.9	8.3	-
36 Slovakia	1920	1920	1992 E <sup>e</sup>	19.0	14.0	-
37 Poland	1918	1918	1919 E	18.7	20.2	23.0
38 Chile	1931, 1949	1931, 1949	1951 E	25.6	12.5	4.1
39 Bahrain	1973 <sup>f</sup>	1973	- <sup>h</sup>	-	- <sup>h</sup>	- <sup>h</sup>
40 Uruguay	1932	1932	1942 C	-	12.1	9.7
41 Bahamas	1961, 1964	1961, 1964	1977 A	16.7	15.0	31.3
42 Estonia	1918	1918	1919 E	14.3	17.8	-
43 Costa Rica	1949	1949	1953 E	28.6	19.3	-
44 Saint Kitts and Nevis	1951	1951	1984 E	0.0	13.3	-
45 Kuwait	-	-	-	0.0	0.0	-
46 United Arab Emirates	-	-	-	-	0.0	-
47 Seychelles	1948	1948	1976 E + A	23.1	23.5	-
48 Croatia	1945	1945	1992 E <sup>e</sup>	16.2	20.5	6.2
49 Lithuania	1921	1921	1920 E	18.9	10.6	-
50 Trinidad and Tobago	1946	1946	1962 E + A	8.7	16.7	32.3 <sup>g</sup>

そしてすべての女性と男性の平等を達成する



27 女性の政治  
参加

HDI順位	女性に権利が付与された年*		女性が 国会議員に 初めて選出(E) または任命(A) された年	閣僚レベルの 女性 (全体に占める%) <sup>10</sup>	女性の議席 (全体に占める%) <sup>9</sup>	
	選挙権	被選挙権			下院または 上院議会	
					下院または 一院議会	上院議会
51 Qatar	-	-	-	0.0	-	-
52 Antigua and Barbuda	1951	1951	1964 A	0.0	5.3	1.8
53 Latvia	1918	1918	-	6.7	17.0	-
人間開発中位国						
54 Mexico	1947	1953	1952 A	11.1	16.0	15.6
55 Cuba	1934	1934	1940 E	10.7	27.6	-
56 Belarus	1915	1919	1990 E <sup>1</sup>	25.7	10.3	31.1
57 Panama	1941, 1946	1941, 1946	1946 E	20.0	9.9	-
58 Belize	1954	1954	1984 E + A	11.1	6.9	37.5
59 Malawi	1957	1957	1959 E	-	10.4	26.1
60 Russian Federation	1918	1918	1993 E <sup>1</sup>	-	7.6	3.4
61 Dominica	1951	1951	1980 E	0.0	18.8	-
62 Bulgaria	1944	1944	1945 E	18.8	26.2	-
63 Romania	1929, 1946	1929, 1946	1946 E	20.0	10.7	5.7
64 Libyan Arab Jamahiriya	1964	1964	-	12.5	-	-
65 Macedonia, FYR	1946	1946	1990 E <sup>1</sup>	10.9	6.7	-
66 Saint Lucia	1924	1924	1979 A	18.2	11.1	8.2
67 Mauritius	1956	1956	1976 E	9.1	5.7	-
68 Colombia	1954	1954	1954 A	47.4	11.8	2.7
69 Venezuela	1946	1946	1948 E	0.0	9.7	-
70 Thailand	1932	1932	1948 A	5.7	9.2	0.5
71 Saudi Arabia	-	-	-	-	-	-
72 Fiji	1963	1963	1970 A	20.7	5.7	-
73 Brazil	1934	1934	1933 E	0.0	6.8	6.3
74 Suriname	1948	1948	1975 E	-	17.6	-
75 Lebanon	1952	1952	1991 A	0.0	2.3	-
76 Armenia	1921	1921	1990 E <sup>1</sup>	-	3.1	-
77 Philippines	1937	1937	1941 E	-	17.8	2.5
78 Oman	-	-	-	-	-	-
79 Kazakhstan	1924, 1993	1924, 1993	1990 E <sup>1</sup>	17.5	10.4	2.8
80 Ukraine	1919	1919	1990 E <sup>1</sup>	-	7.8	-
81 Georgia	1918, 1921	1918, 1921	1992 E <sup>1</sup>	9.7	7.2	-
82 Peru	1955	1955	1956 E	16.2	17.5	-
83 Grenada	1951	1951	1976 E + A	25.0	26.7	7.7
84 Maldives	1932	1932	1979 E	-	6.0	-
85 Turkey	1930	1934	1935 A	0.0	4.2	-
86 Jamaica	1944	1944	1944 E	12.5	13.3	23.8
87 Turkmenistan	1927	1927	1990 E <sup>1</sup>	-	26.0	-
88 Azerbaijan	1921	1921	1990 E <sup>1</sup>	2.6	10.5	-
89 Sri Lanka	1931	1931	1947 E	-	4.4	-
90 Paraguay	1961	1961	1963 C	-	2.5	17.8
91 St. Vincent & the Grenadines	1951	1951	1979 E	0.0	23.0	-
92 Albania	1920	1920	1945 E	15.0	5.7	-
93 Ecuador	1929, 1967	1929, 1967	1956 E	20.0	14.6	-
94 Dominican Republic	1942	1942	1942 E	-	16.1	6.7
95 Uzbekistan	1938	1938	1990 E <sup>1</sup>	4.4	7.2	-
96 China	1949	1949	1954 E	5.1	21.8	-
97 Tunisia	1957, 1959	1957, 1959	1959 E	10.0	11.5	-
98 Iran, Islamic Rep. of	1963	1963	1963 E + A	9.4	3.4	-
99 Jordan	1974	1974	1989 A	0.0	1.3	7.5
100 Cape Verde	1975	1975	1975 E	35.0	11.1	-

27 女性の政治  
参加

HDI順位	女性に権利が付与された年*		女性が 国会議員に 初めて選出(E) または任命(A) された年	閣僚レベルの 女性 (全体に占める%) <sup>10</sup>	女性の議席 (全体に占める%) <sup>9</sup>	
	選挙権	被選挙権			下院または 上院議会	
					下院または 一院議会	上院議会
101 Samoa (Western)	1990	1990	1976 A	7.7	6.1	-
102 Kyrgyzstan	1998	1918	1990 E <sup>1</sup>	-	10.0	2.2
108 Guyana	1953	1945	1968 E	-	20.0	-
104 El Salvador	1939	1961	1961 E	15.4	9.5	-
105 Moldova, Rep. of	1978, 1993	1978, 1993	1990 E	-	12.9	-
196 Algeria	1962	1962	1962 A	0.0	3.4	5.6
137 South Africa	1930, 1994	1930, 1994	1933 E	38.1	29.8	31.5
108 Syrian Arab Republic	1949, 1953	1953	1973 E	11.1	10.4	-
109 Viet Nam	1946	1946	1976 E	-	26.0	-
110 Indonesia	1945	1945	1950 A	5.9	8.0	-
111 Equatorial Guinea	1963	1963	1968 E	-	5.0	-
112 Tajikistan	1924	1924	1990 E <sup>1</sup>	-	12.7	11.0
113 Mongolia	1924	1924	1951 E	10.0	10.5	-
114 Bolivia	1938, 1952	1938, 1952	1966 E	-	11.5	3.7
115 Egypt	1956	1956	1957 E	6.1	2.4	-
116 Honduras	1955	1955	1957 <sup>1</sup>	33.3	5.5	-
117 Gabon	1956	1956	1961 E	12.1	9.2	13.2
118 Nicaragua	1955	1955	1972 E	23.1	20.7	-
119 São Tomé and Príncipe	1975	1975	1975 E	-	9.1	-
120 Guatemala	1946	1946	1956 E	7.1	8.8	-
121 Solomon Islands	1974	1974	1993 E	-	3.0	-
122 Namibia	1989	1989	1989 E	16.3	25.0	7.7
123 Morocco	1963	1963	1993 E	4.9	0.6	0.4
124 India	1950	1950	1952 F	10.1	8.8	9.1
125 Swaziland	1968	1968	1972 E + A	12.5	3.1	13.3
126 Botswana	1965	1965	1979 E	26.7	17.0	-
127 Myanmar	1935	1946	1947 E	-	-	-
128 Zimbabwe	1957	1978	1980 E + A	36.0	10.0	-
129 Ghana	1954	1954	1960 A <sup>1</sup>	8.6	9.0	-
130 Cambodia	1955	1955	1958 E	7.1	7.4	13.1
131 Vanuatu	1975, 1980	1975, 1980	1987 E	-	0.0	-
132 Lesotho	1965	1965	1965 A	-	3.8	27.3
133 Papua New Guinea	1964	1963	1977 E	0.0	1.8	-
134 Kenya	1919, 1963	1919, 1963	1969 E + A	1.4	3.6	-
135 Cameroon	1946	1946	1960 E	5.8	5.6	-
136 Congo	1963	1963	1963 E	-	12.0	-
137 Comoros	1956	1956	1993 E	-	-	-
人間開発低位国						
138 Pakistan	1947	1947	1973 E	-	-	-
139 Sudan	1964	1964	1964 E	5.1	9.7	-
140 Bhutan	1953	1953	1975 E	-	9.3	-
141 Togo	1945	1915	1961 E	7.4	4.9	-
142 Nepal	1951	1951	1952 A	14.8	5.9	5.0
143 Lao People's Dem. Rep.	1958	1958	1958 E	10.2	21.2	-
144 Yemen	1967 <sup>1</sup>	1967 <sup>1</sup>	1990 E <sup>1</sup>	-	0.7	-
145 Bangladesh	1972	1972	1973 E	9.5	2.0	-
146 Haiti	1950	1950	1961 E	18.2	3.6	25.9
147 Madagascar	1959	1959	1965 E	12.5	8.0	-
148 Nigeria	1958	1958	-	22.6	3.4	2.8
149 Djibouti	1916	1986	-	5.0	0.0	-
150 Uganda	1962	1962	1962 A	27.1	24.7	-



27 女性の政治参加

HDI順位	女性に権利が付与された年 <sup>a</sup>		女性が国会議員に初めて選出(E)または任命(A)された年	閣僚レベルの女性全体に占める% <sup>b</sup> 2000	女性の議席(全体に占める%) <sup>c</sup>		
	選挙権	被選挙権			下院または一院議席	上院議席	
151	Tanzania, U. Rep. of	1959	1959	--	--	12.3	--
152	Mauritania	1961	1961	1975 E	13.6	3.8	1.8
153	Zambia	1962	1962	1964 E + A	6.2	12.0	--
154	Senegal	1945	1945	1963 E	15.6	19.2	--
155	Congo, Dem. Rep. of the	1967	1970	1970 E	--	--	--
156	Côte d'Ivoire	1952	1952	1965 E	9.1	8.5	--
157	Eritrea	1951	1955	1994 E	11.8	4.7	--
158	Benin	1956	1956	1979 E	10.5	6.0	--
159	Guinea	1958	1958	1963 E	11.1	8.8	--
160	Gambia	1960	1960	1982 E	30.8	2.0	--
161	Angola	1975	1975	1980 E	14.7	15.5	--
162	Rwanda	1961	1961	1965 <sup>d</sup>	13.0	25.7	--
163	Malawi	1961	1961	1964 E	11.8	9.3	--
164	Mali	1956	1956	1964 E	33.3	12.2	--
165	Central African Republic	1986	1986	1987 E	--	7.3	--
166	Chad	1958	1958	1962 E	--	2.4	--
167	Guinea-Bissau	1977	1977	1972 A	8.3	7.8	--
168	Ethiopia	1955	1955	1957 E	22.2	7.7	8.3
169	Burkina Faso	1958	1958	1978 E	8.6	8.1	13.0
170	Mozambique	1975	1975	1977 E	--	30.0	--
171	Burundi	1961	1961	1982 E	4.5	9.5	--
172	Niger	1948	1948	1989 E	10.0	1.2	--
173	Sierra Leone	1961	1961	--	8.1	8.8	--

- a. 選挙権または被選挙権が全員に同一条件で認められた年を示す。2つの年が併記されている場合は、最初の数字は部分的に選挙権あるいは被選挙権が認められた年を示す。
- b. その国の「エグゼクティブ」の定義に従って、各国から提供されたデータ。そのため、政務次官を含む大臣、副大臣、省庁で閣僚級の地位にある女性を含む可能性がある。
- c. 2002年2月18日現在のデータ。
- d. 女性全員の被選挙権が認められた年についての情報が無い。しかし憲法は本権利に関し、ジェンダー(男女の別)に言及していない。
- e. 現議会制度で、女性が選出された年。
- f. 女性の投票権と立候補権は認められていない。ブルネイ、オマーン、カタール、サウジアラビアは議会をもたない。
- g. 1973年に発効された憲法によると国民は法の前に平等であるが、バーレーンで1973年に実施された唯一の立法議会選挙では、女性は選挙権の行使ができなかった。しかし、国家行動憲章(National Action Charter)を採択した2001年2月14-15日の国民投票には女性の参加が許された。
- h. バーレーン最初の立法府は1975年3月26日の首長会により解散された。
- i. 本書発行までに最新の選挙のデータが入手できない時は、前回の選挙のデータを使用した。
- j. 54議席をもとに計算(暫定的に任命された36人の特別持ち回り議員は除く)。
- k. 情報の入手も確認もできない。
- l. 1990年に選出された議会は、召集されたことも、開会を正式に許可されたこともなく、多くの議員は逮捕されたが強制的に解散された。
- m. 議会は解散されたか無期延長された。
- n. 旧イエメン民主人民共和国。
- o. いまだに女性を国会議員に選出または任命していない国。

出典：第1-3列：IPU 1995、IPU 2001b；第4列：IPU 2001a；第5、6列：IPU(2002)の議席に関するデータをもとに計算

28 人権に関する国際協定の現状

人権と労働に関する国際協定

HDI順位	あらゆる形態の人種差別撤廃国際条約(人種差別撤廃国際条約) 1965	市民的及び政治的権利に関する国際規約 1966	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 1966	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約(女性差別撤廃条約) 1979	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する条約(拷問禁止条約) 1984	子どもの権利条約 1989
1	Norway	●	●	●	●	●
2	Sweden	●	●	●	●	●
3	Canada	●	●	●	●	●
4	Belgium	●	●	●	●	●
5	Australia	●	●	●	●	●
6	United States	●	●	○	●	○
7	Iceland	●	●	○	●	●
8	Netherlands	●	●	●	●	●
9	Japan	●	●	●	●	●
10	Finland	●	●	●	●	●
11	Switzerland	●	●	●	●	●
12	France	●	●	●	●	●
13	United Kingdom	●	●	●	●	●
14	Denmark	●	●	●	●	●
15	Austria	●	●	●	●	●
16	Luxembourg	●	●	●	●	●
17	Germany	●	●	●	●	●
18	Ireland	●	●	●	○	●
19	New Zealand	●	●	●	●	●
20	Italy	●	●	●	●	●
21	Spain	●	●	●	●	●
22	Israel	●	●	●	●	●
23	Hong Kong, China(SAR)	-	-	-	-	-
24	Greece	●	●	●	●	●
25	Singapore	●	●	●	●	●
26	Cyprus	●	●	●	●	●
27	Korea, Rep. of	●	●	●	●	●
28	Portugal	●	●	●	●	●
29	Slovenia	●	●	●	●	●
30	Malta	●	●	●	●	●
31	Barbados	●	●	●	●	●
32	Brunei Darussalam	●	●	●	●	●
33	Czech Republic	●	●	●	●	●
34	Argentina	●	●	●	●	●
35	Hungary	●	●	●	●	●
36	Slovakia	●	●	●	●	●
37	Poland	●	●	●	●	●
38	Chile	●	●	●	●	●
39	Bahrain	●	●	●	●	●
40	Uruguay	●	●	●	●	●
41	Bahamas	●	●	●	●	●
42	Estonia	●	●	●	●	●
43	Costa Rica	●	●	●	●	●
44	Saint Kitts and Nevis	●	●	●	●	●
45	Kuwait	●	●	●	●	●
46	United Arab Emirates	●	●	●	●	●
47	Seychelles	●	●	●	●	●
48	Croatia	●	●	●	●	●
49	Lithuania	●	●	●	●	●
50	Trinidad and Tobago	●	●	●	●	●



28 人権に関する  
国際協定の  
現状

HDI順位	あらゆる形態の 人種差別撤廃 国際条約 (人種差別撤廃国際条約) 1965	市民的及び 政治的権利に 関する 国際規約 1966	経済的、 社会的及び 文化的権利に 関する 国際規約 1965	女性に対する あらゆる形態の 差別の撤廃 条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及び その他の残虐な、 非人道的な又は 品位を傷つける 取扱い又は 刑罰を禁止 する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの 権利条約 1989
51 Qatar	●				●	●
52 Antigua and Barbuda	●			●	●	●
53 Latvia	●	●	●	●	●	●
人間開発中位国						
54 Mexico	●	●	●	●	●	●
55 Cuba	●			●	●	●
56 Belarus	●	●	●	●	●	●
57 Panama	●	●	●	●	●	●
58 Belize	●	●	○	●	●	●
59 Malaysia				●	●	●
60 Russian Federation	●	●	●	●	●	●
61 Dominica		●	●	●	●	●
62 Bulgaria	●	●	●	●	●	●
63 Romania	●	●	●	●	●	●
64 Libyan Arab Jamahiriya	●	●	●	●	●	●
65 Macedonia, FYR	●	●	●	●	●	●
66 Saint Lucia				●	●	●
67 Mauritius	●	●	●	●	●	●
68 Colombia	●	●	●	●	●	●
69 Venezuela	●	●	●	●	●	●
70 Thailand		●	●	●	●	●
71 Saudi Arabia	●			●	●	●
72 Fiji	●			●	●	●
73 Brazil	●	●	●	●	●	●
74 Suriname	●	●	●	●	●	●
75 Lebanon	●	●	●	●	●	●
76 Armenia	●	●	●	●	●	●
77 Philippines	●	●	●	●	●	●
78 Oman				●	●	●
79 Kazakhstan	●			●	●	●
80 Ukraine	●	●	●	●	●	●
81 Georgia	●	●	●	●	●	●
82 Peru	●	●	●	●	●	●
83 Grenada	○	●	●	●	●	●
84 Maldives	●			●	●	●
85 Turkey	○	○	○	●	●	●
86 Jamaica	●	●	●	●	●	●
87 Turkmenistan	●	●	●	●	●	●
88 Azerbaijan	●	●	●	●	●	●
89 Sri Lanka	●	●	●	●	●	●
90 Paraguay	○	●	●	●	●	●
91 St. Vincent & the Grenadines	●	●	●	●	●	●
92 Albania	●	●	●	●	●	●
93 Ecuador	●	●	●	●	●	●
94 Dominican Republic	●	●	●	●	○	●
95 Uzbekistan	●	●	●	●	●	●
96 China	●	○	●	●	●	●
97 Tunisia	●	●	●	●	●	●
98 Iran, Islamic Rep. of	●	●	●	●	●	●
99 Jordan	●	●	●	●	●	●
100 Cape Verde	●	●	●	●	●	●

28 人権に関する  
国際協定の  
現状

HDI順位	あらゆる形態の 人種差別撤廃 国際条約 (人種差別撤廃国際条約) 1965	市民的及び 政治的権利に 関する 国際規約 1966	経済的、 社会的及び 文化的権利に 関する 国際規約 1965	女性に対する あらゆる形態の 差別の撤廃 条約 (女性差別撤廃条約) 1979	拷問及び その他の残虐な、 非人道的な又は 品位を傷つける 取扱い又は 刑罰を禁止 する条約 (拷問禁止条約) 1984	子どもの 権利条約 1989
101 Samoa (Western)				●		●
102 Kyrgyzstan	●	●	●	●	●	●
103 Guyana	●	●	●	●	●	●
104 El Salvador	●	●	●	●	●	●
105 Moldova, Rep. of	●	●	●	●	●	●
106 Algeria	●	●	●	●	●	●
107 South Africa	●	●	○	●	●	●
108 Syrian Arab Republic	●	●	●	●	●	●
109 Viet Nam	●	●	●	●	●	●
110 Indonesia	●			●	●	●
111 Equatorial Guinea		●	●	●	●	●
112 Tajikistan	●	●	●	●	●	●
113 Mongolia	●	●	●	●	●	●
114 Bolivia	●	●	●	●	●	●
115 Egypt	●	●	●	●	●	●
116 Honduras		●	●	●	●	●
117 Gabon	●	●	●	●	●	●
118 Nicaragua	●	●	●	●	○	●
119 São Tomé and Príncipe	○	○	○	○	○	●
120 Guatemala	●	●	●	●	●	●
121 Solomon Islands				●	●	●
122 Namibia	●	●	●	●	●	●
123 Morocco	●	●	●	●	○	●
124 India	●	●	●	●	●	●
125 Swaziland	●	●	●	●	●	●
126 Botswana	●	●	●	●	●	●
127 Myanmar		●	●	●	●	●
128 Zimbabwe	●	●	●	●	●	●
129 Ghana	●	●	●	●	●	●
130 Cambodia	●	●	●	●	●	●
131 Vanuatu				●	●	●
132 Lesotho	●	●	●	●	●	●
133 Papua New Guinea	●	●	●	●	●	●
134 Kenya	●	●	●	●	●	●
135 Cameroon	●	●	●	●	●	●
136 Congo	●	●	●	●	●	●
137 Comoros	○			●	○	●
人間開発低位国						
138 Pakistan	●	●	●	●	●	●
139 Sudan		●	●	●	○	●
140 Bhutan	○			●	●	●
141 Togo	●	●	●	●	●	●
142 Nepal	●	●	●	●	●	●
143 Lao People's Dem. Rep.	●	○	○	●	●	●
144 Yemen	●	●	●	●	●	●
145 Bangladesh	●	●	●	●	●	●
146 Haiti	●	●	●	●	●	●
147 Madagascar	●	●	●	●	○	●
148 Nigeria	●	●	●	●	●	●
149 Djibouti	●	●	●	●	●	●
150 Uganda	●	●	●	●	●	●



28 人権に関する  
国際協定の  
現状

HDI順位	あらゆる形態の 人種差別撤廃 国際条約 (人種差別撤廃国際条約)		市民的及び 政治的権利に 関する 国際規約		経済的、 社会的及び 文化的権利に 関する 国際規約		女性に対する あらゆる形態の 差別の撤廃 条約 (女性差別撤廃条約)		拷問及び その他の残虐な、 非人道的な又は 品位を傷つける 取扱い又は 刑罰を禁止 する条約 (拷問禁止条約)		子どもの 権利条約	
	1905	1900	1900	1900	1979	1994	1979	1994	1989			
151 Tanzania, U. Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
152 Mauritania	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
153 Zambia	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
154 Senegal	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
155 Congo Dem. Rep. of the	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
156 Côte d'Ivoire	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
157 Eritrea	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
158 Benin	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
159 Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
160 Gambia	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	
161 Angola	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
162 Rwanda	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
163 Malawi	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
164 Mali	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
165 Central African Republic	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
166 Chad	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
167 Guinea-Bissau	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	
168 Ethiopia	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
169 Burkina Faso	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
170 Mozambique	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
171 Burundi	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
172 Niger	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
173 Sierra Leone	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
その他*												
Afghanistan	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	
Andorra	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Bosnia and Herzegovina	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Cook Islands	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Holy See	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Iraq	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Kiribati	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Korea, Dem. Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Liberia	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	
Liechtenstein	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Marshall Islands	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Micronesia, Fed. Sts.	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Monaco	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Nauru	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	●	
Niue	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Palau	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
San Marino	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Somalia	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Tonga	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Tuvalu	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
Yugoslavia	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
加盟国総数 <sup>a</sup>	161	148	145	168	128	191						
署名後参加していない国	9	7	7	3	11	1						

●批准、加盟あるいは承認。  
○署名後批准していない。  
注：2002年2月20日現在のもの。

a. 主な指標表に掲載の173カ国・地域の他で、上記6つの人権に関する条約のうち少なくとも1つは署名あるいは批准している国。  
b. 批准、加盟あるいは承認を示す。

出典：第1-6列：UN 2002b

29 基本的労働条  
約に関する  
現状

人権と労働に関する国際協定

HDI順位	結社の自由・ 団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に 関しての 差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約 87号 <sup>a</sup>	条約 98号 <sup>b</sup>	条約 29号 <sup>c</sup>	条約 105号 <sup>d</sup>	条約 100号 <sup>e</sup>	条約 111号 <sup>f</sup>	条約 138号 <sup>g</sup>	条約 182号 <sup>h</sup>
人間開発高位国								
1 Norway	●	●	●	●	●	●	●	●
2 Sweden	●	●	●	●	●	●	●	●
3 Canada	●	●	●	●	●	●	●	●
4 Belgium	●	●	●	●	●	●	●	●
5 Australia	●	●	●	●	●	●	●	●
6 United States	●	●	●	●	●	●	●	●
7 Iceland	●	●	●	●	●	●	●	●
8 Netherlands	●	●	●	●	●	●	●	●
9 Japan	●	●	●	●	●	●	●	●
10 Finland	●	●	●	●	●	●	●	●
11 Switzerland	●	●	●	●	●	●	●	●
12 France	●	●	●	●	●	●	●	●
13 United Kingdom	●	●	●	●	●	●	●	●
14 Denmark	●	●	●	●	●	●	●	●
15 Austria	●	●	●	●	●	●	●	●
16 Luxembourg	●	●	●	●	●	●	●	●
17 Germany	●	●	●	●	●	●	●	●
18 Ireland	●	●	●	●	●	●	●	●
19 New Zealand	●	●	●	●	●	●	●	●
20 Italy	●	●	●	●	●	●	●	●
21 Spain	●	●	●	●	●	●	●	●
22 Israel	●	●	●	●	●	●	●	●
23 Hong Kong, China (SAR)	-	-	-	-	-	-	-	-
24 Greece	●	●	●	●	●	●	●	●
25 Singapore	●	●	●	○	●	●	●	●
26 Cyprus	●	●	●	●	●	●	●	●
27 Korea, Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●
28 Portugal	●	●	●	●	●	●	●	●
29 Slovenia	●	●	●	●	●	●	●	●
30 Malta	●	●	●	●	●	●	●	●
31 Barbados	●	●	●	●	●	●	●	●
32 Brunei Darussalam	●	●	●	●	●	●	●	●
33 Czech Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
34 Argentina	●	●	●	●	●	●	●	●
35 Hungary	●	●	●	●	●	●	●	●
36 Slovakia	●	●	●	●	●	●	●	●
37 Poland	●	●	●	●	●	●	●	●
38 Chile	●	●	●	●	●	●	●	●
39 Bahrain	●	●	●	●	●	●	●	●
40 Uruguay	●	●	●	●	●	●	●	●
41 Bahamas	●	●	●	●	●	●	●	●
42 Estonia	●	●	●	●	●	●	●	●
43 Costa Rica	●	●	●	●	●	●	●	●
44 Saint Kitts and Nevis	●	●	●	●	●	●	●	●
45 Kuwait	●	●	●	●	●	●	●	●
46 United Arab Emirates	●	●	●	●	●	●	●	●
47 Seychelles	●	●	●	●	●	●	●	●
48 Croatia	●	●	●	●	●	●	●	●
49 Lithuania	●	●	●	●	●	●	●	●
50 Trinidad and Tobago	●	●	●	●	●	●	●	●



29 基本的労働条約に関する現状

HDI(順位)	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約 87号 <sup>a</sup>	条約 98号 <sup>b</sup>	条約 29号 <sup>c</sup>	条約 105号 <sup>d</sup>	条約 100号 <sup>e</sup>	条約 111号 <sup>f</sup>	条約 138号 <sup>g</sup>	条約 182号 <sup>h</sup>
51 Qatar			●			●		●
52 Antigua and Barbuda	●	●	●	●		●	●	
53 Latvia	●	●		●	●	●		
人間開発中位国								
54 Mexico	●		●	●	●	●		●
55 Cuba	●	●	●	●	●	●	●	
56 Belarus	●	●	●	●	●	●	●	●
57 Panama	●	●	●	●	●	●	●	●
58 Belize	●	●	●	●	●	●	●	●
59 Malaysia	●	●	●	○	●	●	●	●
60 Russian Federation	●	●	●	●	●	●	●	●
61 Dominica	●	●	●	●	●	●	●	●
62 Bulgaria	●	●	●	●	●	●	●	●
63 Romania	●	●	●	●	●	●	●	●
64 Libyan Arab Jamahiriya	●	●	●	●	●	●	●	●
65 Macedonia, FYR	●	●	●	●	●	●	●	●
66 Saint Lucia	●	●	●	●	●	●	●	●
67 Mauritius	●	●	●	●	●	●	●	●
68 Colombia	●	●	●	●	●	●	●	●
69 Venezuela	●	●	●	●	●	●	●	●
70 Thailand			●	●	●	●		●
71 Saudi Arabia			●	●	●	●		●
72 Fiji		●	●	●	●	●		●
73 Brazil		●	●	●	●	●	●	●
74 Suriname	●	●	●	●	●	●	●	●
75 Lebanon		●	●	●	●	●		●
76 Armenia		●	●	●	●	●		●
77 Philippines	●	●	●	●	●	●	●	●
78 Oman		●	●	●	●	●		●
79 Kazakhstan	●	●	●	●	●	●	●	●
80 Ukraine	●	●	●	●	●	●	●	●
81 Georgia	●	●	●	●	●	●	●	●
82 Peru	●	●	●	●	●	●	●	●
83 Grenada	●	●	●	●	●	●	●	●
84 Maldives	●	●	●	●	●	●	●	●
85 Turkey	●	●	●	●	●	●	●	●
86 Jamaica	●	●	●	●	●	●	●	●
87 Turkmenistan	●	●	●	●	●	●	●	●
88 Azerbaijan	●	●	●	●	●	●	●	●
89 Sri Lanka	●	●	●	●	●	●	●	●
90 Paraguay	●	●	●	●	●	●	●	●
91 St. Vincent & the Grenadines	●	●	●	●	●	●	●	●
92 Albania	●	●	●	●	●	●	●	●
93 Ecuador	●	●	●	●	●	●	●	●
94 Dominican Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
95 Uzbekistan		●	●	●	●	●		●
96 China		●	●	●	●	●		●
97 Tunisia	●	●	●	●	●	●	●	●
98 Iran, Islamic Rep. of		●	●	●	●	●		●
99 Jordan		●	●	●	●	●		●
100 Cape Verde	●	●	●	●	●	●	●	●

29 基本的労働条約に関する現状

HDI(順位)	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約 87号 <sup>a</sup>	条約 98号 <sup>b</sup>	条約 29号 <sup>c</sup>	条約 105号 <sup>d</sup>	条約 100号 <sup>e</sup>	条約 111号 <sup>f</sup>	条約 138号 <sup>g</sup>	条約 182号 <sup>h</sup>
101 Samoa (Western)								
102 Kyrgyzstan	●	●	●	●	●	●	●	●
103 Guyana	●	●	●	●	●	●	●	●
104 El Salvador	●	●	●	●	●	●	●	●
105 Moldova, Rep. of	●	●	●	●	●	●	●	●
106 Algeria	●	●	●	●	●	●	●	●
107 South Africa	●	●	●	●	●	●	●	●
108 Syrian Arab Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
109 Viet Nam	●	●	●	●	●	●	●	●
110 Indonesia	●	●	●	●	●	●	●	●
111 Equatorial Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
112 Tajikistan	●	●	●	●	●	●	●	●
113 Mongolia	●	●	●	●	●	●	●	●
114 Bolivia	●	●	●	●	●	●	●	●
115 Egypt	●	●	●	●	●	●	●	●
116 Honduras	●	●	●	●	●	●	●	●
117 Gabon	●	●	●	●	●	●	●	●
118 Nicaragua	●	●	●	●	●	●	●	●
119 São Tomé and Príncipe	●	●	●	●	●	●	●	●
120 Guatemala	●	●	●	●	●	●	●	●
121 Solomon Islands			●	●	●	●		●
122 Namibia	●	●	●	●	●	●	●	●
123 Morocco		●	●	●	●	●	●	●
124 India		●	●	●	●	●	●	●
125 Swaziland	●	●	●	●	●	●	●	●
126 Botswana	●	●	●	●	●	●	●	●
127 Myanmar	●	●	●	●	●	●	●	●
128 Zimbabwe	●	●	●	●	●	●	●	●
129 Ghana	●	●	●	●	●	●	●	●
130 Cambodia	●	●	●	●	●	●	●	●
131 Vanuatu			●	●	●	●		●
132 Lesotho	●	●	●	●	●	●	●	●
133 Papua New Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
134 Kenya	●	●	●	●	●	●	●	●
135 Cameroon	●	●	●	●	●	●	●	●
136 Congo	●	●	●	●	●	●	●	●
137 Comoros	●	●	●	●	●	●	●	●
人間開発低位国								
138 Pakistan	●	●	●	●	●	●	●	●
139 Sudan	●	●	●	●	●	●	●	●
140 Bhutan			●	●	●	●		●
141 Togo	●	●	●	●	●	●	●	●
142 Nepal			●	●	●	●		●
143 Lao People's Dem. Rep.			●	●	●	●		●
144 Yemen	●	●	●	●	●	●	●	●
145 Bangladesh	●	●	●	●	●	●	●	●
146 Haiti	●	●	●	●	●	●	●	●
147 Madagascar	●	●	●	●	●	●	●	●
148 Nigeria	●	●	●	●	●	●	●	●
149 Djibouti	●	●	●	●	●	●	●	●
150 Uganda		●	●	●	●	●		●



29 基本的労働条約に関する現状

HDI順位	結社の自由・団体交渉権		強制労働の撤廃		雇用・職業に関する差別撤廃		児童労働廃絶	
	条約 87号 <sup>a</sup>	条約 98号 <sup>b</sup>	条約 29号 <sup>c</sup>	条約 105号 <sup>d</sup>	条約 100号 <sup>e</sup>	条約 111号 <sup>f</sup>	条約 138号 <sup>g</sup>	条約 182号 <sup>h</sup>
	151 Tanzania, U. Rep. of	●	●	●	●	●	●	●
152 Mauritania	●	●	●	●	●	●	●	●
153 Zambia	●	●	●	●	●	●	●	●
154 Senegal	●	●	●	●	●	●	●	●
155 Congo, Dem. Rep. of the	●	●	●	●	●	●	●	●
156 Côte d'Ivoire	●	●	●	●	●	●	●	●
157 Eritrea	●	●	●	●	●	●	●	●
158 Benin	●	●	●	●	●	●	●	●
159 Guinea	●	●	●	●	●	●	●	●
160 Gambia	●	●	●	●	●	●	●	●
161 Angola	●	●	●	●	●	●	●	●
162 Rwanda	●	●	●	●	●	●	●	●
163 Malawi	●	●	●	●	●	●	●	●
164 Mali	●	●	●	●	●	●	●	●
165 Central African Republic	●	●	●	●	●	●	●	●
166 Chad	●	●	●	●	●	●	●	●
167 Guinea-Bissau	●	●	●	●	●	●	●	●
168 Ethiopia	●	●	●	●	●	●	●	●
169 Burkina Faso	●	●	●	●	●	●	●	●
170 Mozambique	●	●	●	●	●	●	●	●
171 Burundi	●	●	●	●	●	●	●	●
172 Niger	●	●	●	●	●	●	●	●
173 Sierra Leone	●	●	●	●	●	●	●	●
その他 <sup>i</sup>								
Afghanistan			●	●	●	●	●	●
Bosnia and Herzegovina	●	●	●	●	●	●	●	●
Iraq	●	●	●	●	●	●	●	●
Liberia	●	●	●	●	●	●	●	●
San Marino	●	●	●	●	●	●	●	●
Somalia	●	●	●	●	●	●	●	●
Yugoslavia	●	●	●	●	●	●	●	●
批准国総数	139	151	160	155	156	154	116	116

●批准された条約  
○廃棄された批准  
注：2002年2月20日現在のもの。

- a. 結社の自由・団体権保護条約(1948)
- b. 団結権・団体交渉権条約(1949)
- c. 強制労働条約(1930)
- d. 強制労働撤廃条約(1957)
- e. 男女間一報酬条約(1951)
- f. (雇用・職業)差別禁止条約(1958)
- g. 職業最少年齢条約(1973)
- h. 最悪な形態の児童労働撤廃条約(1999)
- i. 主な指標表に掲載の173カ国・地域の他で、上記8つの条約のうち少なくとも1つは署名あるいは批准している国。

出典：第1-8列：ILC 2002c

30 その他の国連加盟国の基本指標

その他の国連加盟国の基本指標

	人間開発指数(HDI)を構成する指標					合計特殊				栄養不良の人々(全人口に占める%)	改善された水源の利用人口(%)
	出生時平均余命(歳)	成人識字率(%:15歳以上)	初・中・高等教育総就学率(%)	1人当たりGDP(PPP US\$)	総人口(1000人)	出生率(女性1人当たり)	乳児死亡率(出生1000人当たり)	5歳未満死亡率(出生1000人当たり)	HIVエイズ成人感染者(%:15-49)		
	1995-2000*	2000	1999	2000	2000	1995-2000*	2000	2000	2001 <sup>b</sup>		
Afghanistan	42.5	--	30	--	21,765	6.9	165	257	--	58	13
Andorra	--	--	--	--	86	--	6	7	--	--	100
Bosnia and Herzegovina	73.3	--	--	--	3,377	1.4	15	18	<0.10 <sup>c</sup>	4	--
Iraq	58.7	55.9	49	--	22,946	5.2	105	130	<0.10	14	85
Kiribati	--	--	--	--	83	--	51	70	--	--	47
Korea, Dem. Rep. of	63.1	--	--	--	21,268	2.1	23	30	--	40	100
Liberia	48.1	54.0	16	--	2,913	6.8	157	235	--	42	--
Liechtenstein	--	--	--	--	33	--	10	11	--	--	--
Marshall Islands	--	--	--	--	51	--	55	68	--	--	--
Micronesia, Fed. Sts.	--	--	--	--	123	4.3	20	24	--	--	--
Monaco	--	--	--	--	33	--	4	5	--	--	100
Nauru	--	--	--	--	12	--	25	30	--	--	--
Palau	--	--	--	--	19	--	24	29	--	--	79
San Marino	--	--	--	--	27	--	6	6	--	--	--
Scania	46.9	--	7	--	8,778	7.2	133	225	1.00	75	--
Tonga	--	--	--	--	99	--	17	21	--	--	100
Tuvalu	--	--	--	--	17	--	38	53	--	--	100
Yugoslavia	72.2	--	52	--	10,552	1.8	17	20	0.79	5	--

注：本表はこれまでの指標表に掲載していなかった国連加盟国についてのデータを示す。

- a. 摘要欄に記載の期間の推計値。
- b. 2001年末のデータ。
- c. 1999年のデータ。

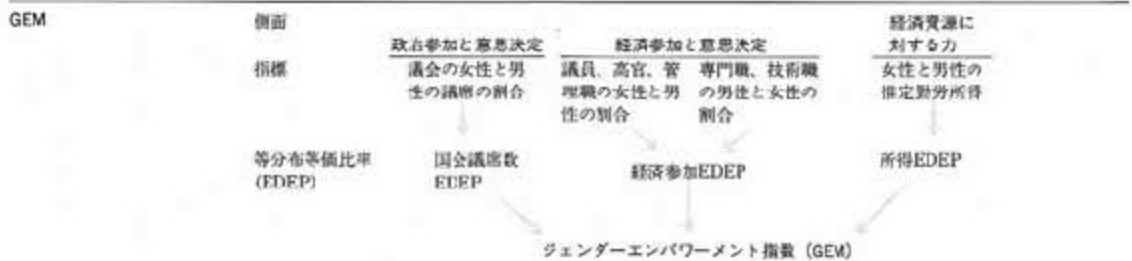
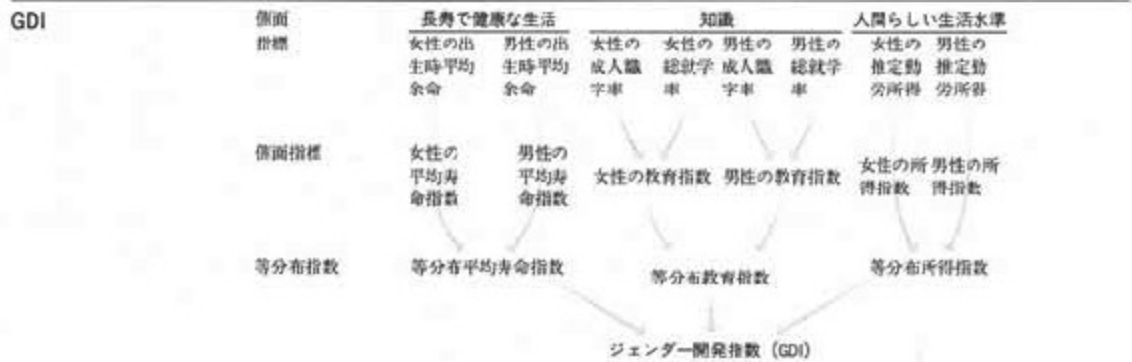
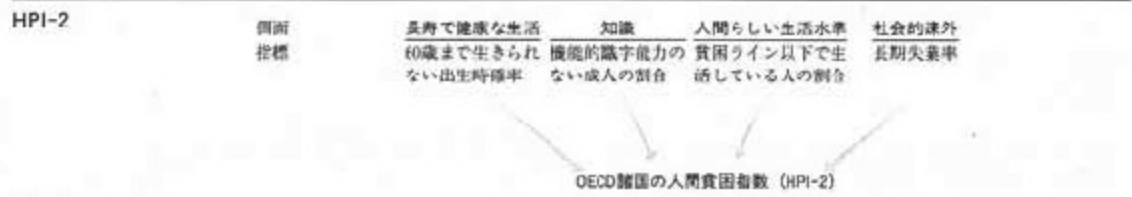
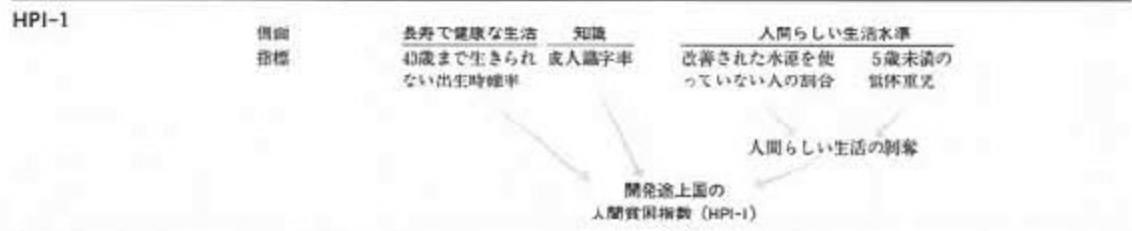
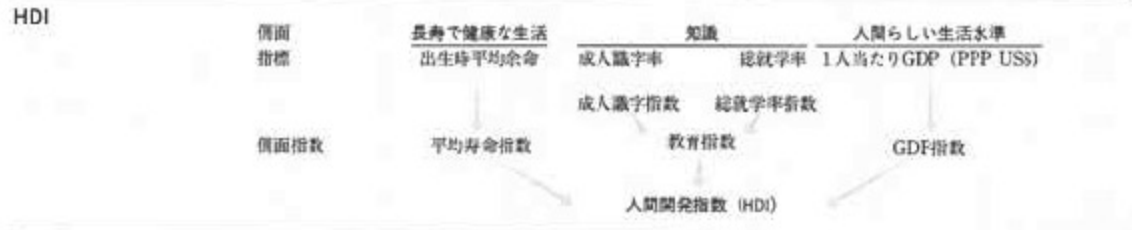
出典：第1、5、6列：UN 2001；第2列：UNESCO 2002a；第3列：UNESCO 2001a；第4列：World Bank 2002b；第7、8列：UNICEF 2002b；第9列：UNAIDS and WHO 2002；第10列：FAO 2001；第11列：WHO、UNICEF and WSSCC 2000



# テクニカルノート 1

## 人間開発に関する指数を計算する

この図は、『人間開発報告書』の5つの人間開発に関する指数がどのように使用されているかを、共通点と相違点を中心に図解でわかりやすく示したものである。次ページ以降で詳細な説明を行う。



## 人間開発指数 (HDI)

HDIは人間開発を簡単まとめた測定方法であり、一国の平均的達成度を人間開発の3つの基本的側面について測定したものである。

- ・出生時平均余命で測られる「長寿で健康な生活」
- ・成人識字率 (2/3加重) と初・中・高等教育総就学率 (1/3加重) によって測られる「知識」
- ・1人当たりGDP (PPP US\$) で測られる「人間らしい生活水準」

HDIの算出に先立ち、上記の3つの側面について指数を算出する必要がある。平均寿命、教育、GDPを示すこれらの指標を使って、3つの指数を算出するには、それぞれの指標の最低・最高値 (ゴールポスト) が選ばれる。



各側面における実績は、次の公式を使って、0と1の間の数値で表される。

$$\text{ある側面の指数} = \frac{\text{実際値} - \text{最小値}}{\text{最高値} - \text{最小値}}$$

次にHDIを各側面の指数の単純平均として計算する。右のボックスは、ある国をモデルとしてHDIの算出を説明している。

### HDI算出のためのゴールポスト

指標	最高値	最小値
出生時平均余命 (歳)	85	25
成人識字率 (%)	100	0
総就学率 (%)	100	0
1人当たりGDP (PPP US\$)	40,000	100

## HDIを算出する

コートジボワールのデータを使ってHDI算出の説明を行う。

### 1. 平均寿命指数を計算する

平均寿命指数は、ある国の出生時平均余命における相対的達成度を測定するものである。コートジボワールの場合、2000年の平均寿命が47.8歳、平均寿命指数は0.380である。

$$\text{平均寿命指数} = \frac{47.8 - 25}{85 - 25} = 0.380$$

### 2. 教育指数を計算する

教育指数は、ある国の成人識字および初・中・高等教育の総就学率の相対的達成度を測定する。まず、成人識字指数と総就学指数を算出する。次にこの2つの指数を使って、成人識字指数に2/3の負荷、総就学指数に1/3の負荷を加え、教育指数を出す。コートジボワールの場合、2000年の成人識字率は46.8%、1999年の総就学率は38%で、教育指数は0.439である。

$$\text{成人識字指数} = \frac{46.8 - 0}{100 - 0} = 0.468$$

$$\text{総就学指数} = \frac{38 - 0}{100 - 0} = 0.380$$

$$\text{教育指数} = 2/3(\text{成人識字指数}) + 1/3(\text{総就学指数}) = 2/3(0.468) + 1/3(0.380) = 0.439$$

### 3. GDP指数を計算する

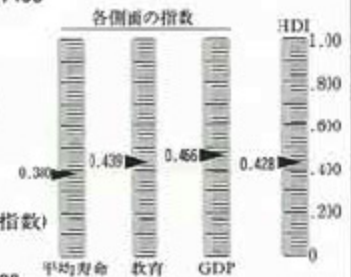
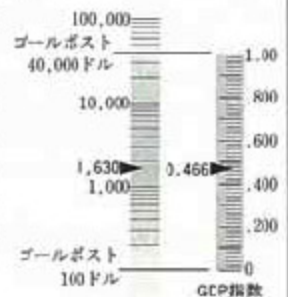
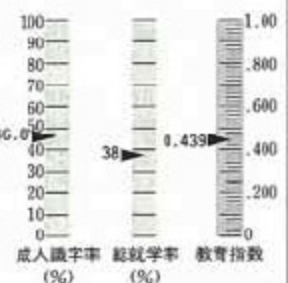
GDP指数は、調整値の1人当たりGDP (PPP US\$) を使って算出する。HDIにおいて、所得は、「長寿で健康な生活」および「知識」以外の人間開発における全側面を示す代理指標となる。まずまずの人間らしい生活水準を達成するのに無制限の所得は必要ないため、所得には調整値が使われる。よって、ここでは所得の対数が使われる。コートジボワールの場合、2000年の1人当たり2000年のGDPが1630ドル (PPP US\$) なので、GDP指数は0.466となる。

$$\text{GDP指数} = \frac{\log(1,630) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.466$$

### 4. HDIを計算する

それぞれの側面について指数が算出されれば、HDIの決定は簡単である。3つの側面指数の単純平均がHDIとなる。

$$\text{HDI} = 1/3(\text{平均寿命指数}) + 1/3(\text{教育指数}) + 1/3(\text{GDP指数}) = 1/3(0.380) + 1/3(0.439) + 1/3(0.466) = 0.428$$





## 途上国のための人間貧困指数 (HPI-1)

HDIは平均的な達成度を測定するが、HPI-1はHDIで注目する人間開発の3つの基本的側面における制約状況を測定するものである。

・長寿で健康な生活：40歳まで生きられない出生時確率によって測る、比較的若年での死に対する脆弱性

・知識：成人識字率によって測る、読むことやコミュニケーションの世界からの疎外

・人間らしい生活水準：改善されていない水源を使用する人口と5歳未満の低体重児の割合によって測る経済的供給の総体

HPI-1の算出は、HDIの算出に比べ単純である。制約状況を測定するのに使われる指標は、すでにパーセンテージで表されているため、0と100の間で正規化されていることから、HDIのように各側面についての指数をつくる必要がない。

今年の報告書では、医療保健サービスの利用しやすさについての、近年の信頼のおけるデータが入手できなかったため、「人間らしい生活水準」での制約状況は、従来の3つの指標ではなく、「改善された水源を利用できない人口の割合」と「5歳未満の低体重児の割合」の2つの指標によって測定している。HPI-1算出の投入データとしてこの2つの指標の非加重平均を使用する。

## OECD諸国のための人間貧困指数 (HPI-2)

HPI-2ではHPI-1と同じ側面の制約状況に加え、社会的疎外も測定する。よって、この指数は4つの側面における制約状況を示すものになる。

・長寿で健康な生活：60歳まで生きられない出生時確率によって測る、比較的若年での死に対する脆弱性

・知識：機能的識字能力に欠ける成人(16-65歳)の割合によって測る、読むことやコミュニケーションの世界からの疎外

・人間らしい生活水準：所得貧困ライン(可処分世帯所得の中間値の5%)以下で生活する人の割合によって測る  
・社会的疎外：長期(12カ月以上)の失業率によって測る

### HPI-1を計算する

#### 1. 「人間らしい生活水準」の制約状況を測定する

人間らしい生活水準の制約状況は2つの指標の非加重平均によって測定する。

$$\text{非加重平均} = 1/2(\text{改善した水源を利用できない人口}) + 1/2(\text{5歳未満の低体重児})$$

#### 計算モデル：中央アフリカ

改善した水源を利用できない人口=40%

5歳未満の低体重児=24%

$$\text{非加重平均} = 1/2(40) + 1/2(24) = 32.0\%$$

#### 2. HPI-1を計算する

HPI-1の計算式は下記のとおりである。

$$HPI-1 = [1/3(P_1^\alpha + P_2^\alpha + P_3^\alpha)]^{1/\alpha}$$

次の場合：

$P_1$  = 40歳まで生きられない出生時確率(×100)

$P_2$  = 成人識字率

$P_3$  = 改善した水源を利用できない人口と5歳未満の低体重児の非加重平均

$\alpha = 3$

#### 計算モデル：中央アフリカ

$P_1 = 45.3\%$

$P_2 = 53.3\%$

$P_3 = 32.0\%$

$$HPI-1 = [1/3(45.3^\alpha + 53.3^\alpha + 32.0^\alpha)]^{1/\alpha} = 45.2$$

### HPI-2を計算する

HPI-2の計算式は下記のとおりである。

$$HPI-2 = [1/4(P_1^\alpha + P_2^\alpha + P_3^\alpha + P_4^\alpha)]^{1/\alpha}$$

次の場合：

$P_1$  = 60歳まで生きられない出生時確率(×100)

$P_2$  = 機能的識字能力に欠ける成人

$P_3$  = 所得貧困ライン以下の人口(可処分世帯所得の中間値の50%)

$P_4$  = 長期失業率(12カ月以上)

$\alpha = 3$

#### 計算モデル：英国

$P_1 = 9.9\%$

$P_2 = 21.8\%$

$P_3 = 13.4\%$

$P_4 = 1.5\%$

$$HPI-2 = [1/4(9.9^\alpha + 21.8^\alpha + 13.4^\alpha + 1.5^\alpha)]^{1/\alpha} = 15.1$$

### HPI-1、HPI-2の計算になぜ $\alpha=3$ が必要なのか

$\alpha$ は、HPI値に重要な影響を与える。 $\alpha=1$ の場合、HPIはそれぞれの側面の平均値となる。 $\alpha$ が大きくなるにつれて、最もひどい制約状況のある側面により大きな加重がかかることになる。よって、 $\alpha$ が無限大へと増加するに従って、HPIは制約状況が一番大きい側面の値により近づく(HPI-1の計算例に使った中央アフリカの場合、そのHPIは成人識字率と同じ53.3%となる)

本報告書では、一番深刻な制約状況のある分野に、追加の、ただし大き過ぎない加重を加えるために、値3を使っている。HPIの数式の詳細な分析は、Sudhir Anand, Amartya Sen著の「Concepts of Human Development and Poverty: A Multidimensional Perspective」と「人間開発報告書1997年」のテクニカルノートを参照されたい。(本テクニカルノートの最後に参考文献リストを掲載した)

### ジェンダー開発指数 (GDI)

HDIは平均的な達成度を測定するが、GDIは次の側面における女性と男性の不平等を示すために、平均的達成度を調整したものである。

・長寿で健康な生活：出生時平均余命で測定

・知識：成人識字率と初・中・高等教育の総就学率で測定

・人間らしい生活水準：勤労所得の推定値(PPP US\$)で測定

GDIの計算は次のステップで行われる。まず、次の一般式に従って各側面の女性と男性の指数を計算する。

$$\text{各側面の指数} = \frac{\text{現在値} - \text{最低値}}{\text{最高値} - \text{最低値}}$$

次に、各側面の女性と男性の指数を女性と男性の達成度の格差が不利になるようなペナルティーを課す方法で合計する。その結果得られる指数である等分布所指数は、次の一般式で計算する。

$$\text{等分布指数} = \left[ \frac{\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^\epsilon)}{\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^\epsilon)} + \frac{\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^\epsilon)}{\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^\epsilon)} \right]^{-1/\epsilon}$$

$\epsilon$ は不平等への偏向(aversion)の測定値である。GDIでは $\epsilon$ を2とする。よって、一般式は次のようになる。

$$\text{等分布指数} = \left[ \frac{\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^2)}{\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^2)} + \frac{\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^2)}{\text{男性の人口比率}(\text{男性の指数}^2)} \right]^{-1/2}$$

この式で、女性と男性の指数の調和平均を求めることができる。

最後に、GDIが加重平均された3つの等分布指数を足し合わせる。

### GDIを計算するためのゴールポスト

指標	最高値	最低値
女性の出生時平均余命(歳)	87.5	27.5
男性の出生時平均余命(歳)	82.5	22.5
成人識字率(%)	100	0
総就学率(%)	100	0
推定勤労所得(PPP US\$)	40,000	100

注：出生時平均余命の最高・最低値(ゴールポスト)とも女性のほうが平均寿命は長いことを考慮して、5歳高くしてある。

### GDIを計算する

ブラジルを例にGDI算出を説明する。

#### 1. 等分布平均寿命指数を計算する

第1ステップとして、平均寿命における女性・男性別の達成度を示す指数を、一般式を使って計算する。

女性 出生時平均余命：72.0歳	男性 出生時平均余命：64.1歳
平均寿命指数 = $\frac{72.0 - 27.5}{87.5 - 27.5} = 0.742$	平均寿命指数 = $\frac{64.1 - 22.5}{82.5 - 22.5} = 0.693$

次に、等分布指数を求める一般式を使って、等分布平均寿命指数を出すため、女性・男性の指数を足し合わせる。

女性 人口比率：0.506 平均寿命指数：0.742	男性 人口比率：0.494 平均寿命指数：0.693
等分布平均寿命指数 = $\left[ \frac{0.506(0.742^{-1})}{0.506(0.742^{-1})} + \frac{0.494(0.693^{-1})}{0.494(0.693^{-1})} \right]^{-1} = 0.717$	

#### 2. 等分布教育指数を計算する

まず、成人識字率と、初・中・高等教育総就学率の指数を男女別々に計算する。ここで使う指標はすでに0から100の間で正規化されているため、指数は単純計算で求められる。

女性 成人識字率：85.4% 成人識字指数：0.854 総就学率：80.0% 総就学指数：0.800	男性 成人識字率：85.1% 成人識字指数：0.851 総就学率：79.3% 総就学指数：0.793
--	--

次に、成人識字率に2/3、総就学率に1/3の加重を加えた教育指数を男女別々に計算する。

女性教育指数 = $2/3(0.854) + 1/3(0.800) = 0.836$	男性教育指数 = $2/3(0.851) + 1/3(0.793) = 0.832$
--	--

最後に、女性と男性の教育指数を等分布教育指数をつくるために足し合わせる。

女性 人口比率：0.506 教育指数：0.836	男性 人口比率：0.494 教育指数：0.832
等分布教育指数 = $\left[ \frac{0.506(0.836^{-1})}{0.506(0.836^{-1})} + \frac{0.494(0.832^{-1})}{0.494(0.832^{-1})} \right]^{-1} = 0.834$	

#### 3. 等分布所得指数を計算する

まず、女性と男性の勤労所得(PPP US\$)を推計する。(この推計方法については、本テクニカルノートの付属資料を参照のこと)次に、ジェンダー別に所得を計算する。HDIでは、所得は勤労所得の推定値(PPP US\$)の対数をとって調整している。

女性 推定勤労所得(PPP US\$)：4,557 所得指数 = $\frac{\log(4,557) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.637$	男性 推定勤労所得(PPP US\$)：10,769 所得指数 = $\frac{\log(10,769) - \log(100)}{\log(40,000) - \log(100)} = 0.781$
---	---

GDIの計算は次のページに続く。



#### GDIを計算する【続き】

次に、女性・男性の所得を示す指標を足し合わせ、等分布所得指数を作成する。

女性	男性
人口比率：0.506	人口比率：0.494
所得指数：0.637	所得指数：0.781
等分布所得指数 = $\{[0.506(0.637^{-1})] + [0.494(0.781^{-1})]\}^{-1} = 0.701$	

#### 4. GDIを計算する

GDIの計算は簡単である。GDIは、等分布平均寿命指数、等分布教育達成度指数、等分布所得指数の単なる非加重平均である。

$$GDI = 1/3(\text{平均寿命指数}) + 1/3(\text{教育指数}) + 1/3(\text{所得指数}) \\ = 1/3(0.717) + 1/3(0.834) + 1/3(0.701) = 0.751$$

#### なぜ、GDIの計算に $e=2$ を使うのか。

値 $e$ はジェンダー不平等に対するペナルティの大きさである。値が高いほど、社会に不平等が存在することで不利益を受けることになる。

$e=0$ の場合は、不利益がないことを意味する。(この場合、GDIはHDIと同値になる)  $e$ が無限大へと増加するに従って、平等が達成されていないグループに対し、より大きな加重が加わることになる。

値の2は、GDI (GEMも同様に) を計算するのに使われる。この値は、ジェンダー平等達成の側面における不平等にわずかなペナルティを加える。

GDIの数式のより詳しい分析については、Sudhir Anand and Amartya Sen: "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement," Kalpana Bardhan and Stephan Klasen: "UNDP's Gender-Related Indices: A Critical Review" と「人間開発報告書」1995年、1999年のテクニカルノート参照されたい。(本テクニカルノートの最後に掲載の参考文献リストを参照のこと)

#### ジェンダーエンパワメント指数 (GEM)

女性の能力ではなく機会に焦点をあてたGEMは、3つの重要な分野におけるジェンダー不平等をとらえる。

- ・女性と男性の議席の割合によって測定される政治参加と意思決定力
- ・女性・男性の議員、政府高官、管理職の地位に占める比率と、女性・男性の専門職・技術職に占める比率の2つの指標によって測定される経済参加と意思決定力
- ・女性・男性の推定勤労所得 (PPP US\$) によって測定される経済資源に対する力。

これらの各側面に対し、次の一般式を使って人口で加重した平均値として等分布等価比率 (EDEP) が計算される。

$EDEP = \{[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{-1})] + [\text{男性人口比率}(\text{男性の指数}^{-1})]\}^{-1}$   $e$ は不平等への偏向を測定する。GEMでは (GDIの場合と同様)  $e=2$  であり、この値は、適度なペナルティを不平等に加える。次の式で求められる。

$$EDEP = \{[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{-1})] + [\text{男性人口比率}(\text{男性の指数}^{-1})]\}^{-1}$$

政治・経済の参加と意思決定に対して、EDEPは、50で割ることで指数化される。この指数化は、男女が平等にエンパワーされている理想的な社会とは、GEMの変数は50%に等しい、つまり、各変数に対して男女の比率が同等であろうということを根拠としている。

$$EDEP = \{[\text{女性の人口比率}(\text{女性の指数}^{-1})] + [\text{男性人口比率}(\text{男性の指数}^{-1})]\}^{-1}$$

最後に、GEMは3つの指数化された単純平均として計算される。

#### GEMを計算する

ここではベネズエラを使って、GEMの計算法を説明する。

#### 1. 国会代表のEDPEを計算する

国会代表のEDPEは、政治参加における女性の相対的エンパワメントを測定する。EDPEは女性・男性の人口比率と女性・男性の国会議席比率を使い、下記の一般式によって求められる。

女性	男性
人口比率：0.497	人口比率：0.503
国会議席比率：9.7%	国会議席比率：90.3%
国会議席EDEP = $\{[0.497(9.7^{-1})] + [0.503(90.3^{-1})]\}^{-1} = 17.60$	

次にこのEDEPは理想値を50%として指数化される。

$$\text{国会代表の指数化されたEDEP} = \frac{17.60}{50} = 0.352$$

#### 2. 経済参加のEDEPを計算する

一般式を使って、議員、高官、管理職に占める女性・男性の比率と専門職・技術職に占める女性・男性の比率によって求められる。この2つの測定の単純平均が経済参加のEDEPとなる。

女性	男性
人口比率：0.497	人口比率：0.503
議員、高官、管理職に占める比率：24.3%	議員、高官、管理職に占める比率：75.7%
専門・技術職に占める比率：57.6%	専門・技術職に占める比率：42.4%
議員、高官、管理職EDEP = $\{[0.497(24.3^{-1})] + [0.503(75.7^{-1})]\}^{-1} = 36.90$	

$$\text{議員、高官、管理職の指数化されたEDEP} = \frac{36.90}{50} = 0.738$$

$$\text{専門・技術職EDEP} = \{[0.497(57.6^{-1})] + [0.503(42.4^{-1})]\}^{-1} = 48.80$$

$$\text{専門・技術職の指数化されたEDEP} = \frac{48.80}{50} = 0.976$$

経済参加のEDEPを作成するために上記で指数化された2つのEDEPの平均を求める。

$$\text{経済参加EDEP} = \frac{0.738 + 0.976}{2} = 0.857$$

#### 3. 所得のEDEPを計算する

女性と男性の勤労所得 (PPP US\$) を別々に推計し、次にHDI、GDIと同様にゴールポストに対し指数化する。しかしGEMでは、所得指数は推定勤労所得の対数ではなく、非調整値をもとする。(女性と男性の勤労所得の推計についての詳細は、本テクニカルノートの附属資料を参照いただきたい)。

女性	男性
人口比率：0.497	人口比率：0.503
推定勤労所得 (PPP US\$) : 3,334	推定勤労所得 (PPP US\$) : 8,223
所得指数 = $\frac{3,334 - 100}{40,000 - 100} = 0.081$	所得指数 = $\frac{8,223 - 100}{40,000 - 100} = 0.204$

次に、女性と男性の指数を足し合わせて等分布指数を求める。

$$\text{所得のEDEP} = \{[0.497(0.081^{-1})] + [0.503(0.204^{-1})]\}^{-1} = 0.116$$

#### 4. GEMを計算する

GEMの3つの側面について各EDEPが計算できたら、GEMの決定は簡単である。これら3つのEDEP指数の単純平均がGEMとなる。

$$GEM = \frac{0.352 + 0.857 + 0.116}{3} = 0.442$$



## テクニカルノート1 付属資料

### 女性と男性の勤労所得

ジェンダー別のさまざまなデータが重要であるにもかかわらず、それを直接示す測定値の入手は不可能である。そこで、女性・男性の所得の粗推計値を本報告書のために求めた。

所得に対しては2つの見方ができる。消費のための資金と個人による勤労収入である。世帯単位で資金を共有しているため、使用を示す測定値を男女別に分けるのは難しい。一方、個々の家族は個々に所得を得る傾向にあるため、収入を分けることは可能である。

GDIとGEMの指標で使われる所得を示す測定値は、人の所得を得る能力を示す。GDIでは、この値は経済資源に対する力からみた女性と男性の格差をとらえるために使われている。GEMでは、女性の経済的自立度をとらえるために使われている。(この手法に関する概念的・方法論的問題については、Sudhir Anand and Amartya Sen: "Gender Inequality in Human Development", 『人間開発報告書1995: ジェンダーと人間開発』第3章、テクニカルノート1、2および本頁の参考文献リストを参照されたい)

女性・男性の勤労所得 (PPP US\$) は下記のデータを使って推計する。  
・男性の非農業従事者の賃金に対する女性の非農業従事者の賃金の割合  
・経済活動人口の男女比率  
・女性・男性の総人口  
・1人当たりGDP (PPP US\$)

### 凡例

$W_f/W_m$  = 男性の非農業従事者の賃金に対する女性の非農業従事者の賃金割合

$EA_f$  = 女性の経済活動人口比率

$EA_m$  = 男性の経済活動人口比率

$S_f$  = 女性の賃金比率

$Y$  = GDP総額 (PPP US\$)

$N_f$  = 女性の総人口

$N_m$  = 男性の総人口

$Y_f$  = 女性の推定勤労所得 (PPP US\$)

$Y_m$  = 男性の推定勤労所得 (PPP US\$)

### 注

四捨五入によって、テクニカルノート1のデータを使った計算は指標表の計算結果と異なることがある。

### 女性と男性の勤労所得を推計する

エチオピアの2000年のデータを使って、女性・男性の勤労所得の推計方法を説明する。

#### 1. GDP総額 (PPP US\$) を計算する

GDP総額 (PPP US\$) は総人口に1人当たりGDP (PPP US\$) を掛けて求められる。

総人口: 62,908 (1000人)

1人当たりGDP (PPP US\$): 668

GDP総額 (PPP US\$) = 668(62,908) = 42,022,544 (1000)

#### 2. 女性の賃金総額比率を計算する

農村地域やインフォーマルセクターの賃金データはほとんどないため、本報告書は、非農業従事者の賃金を使い、男性非農業従事者の賃金に対する女性非農業従事者の賃金の割合がその他の経済分野にも適用できると仮定してきた。女性の賃金総額比率は、男性非農業従事者の賃金に対する女性の賃金の割合と経済活動人口の女性と男性の比率に基づき計算される。賃金率データが入手できない場合は、75%を使用している。

男性非農業従事者の賃金に対する女性賃金の割合 ( $W_f/W_m$ ) = 0.75

女性の経済活動人口に占める割合 ( $EA_f$ ) = 40.9%

男性の経済活動人口に占める割合 ( $EA_m$ ) = 59.1%

女性の賃金比率 ( $S_f$ ) =  $\frac{W_f/W_m(EA_f)}{[W_f/W_m(EA_f)] + EA_m} = \frac{0.75(40.9)}{[0.75(40.9)] + 59.1} = 0.342$

#### 3. 女性と男性の勤労所得 (PPP US\$) を計算する

女性の賃金比率は、女性のGDPに占める比率と同じであるという仮定に立つて行う。

女性の賃金比率 ( $S_f$ ) = 0.342

GDP (PPP US\$) 総額 ( $Y$ ) = 42,022,544 (1000)

女性の人口 ( $N_f$ ) = 31,549 (1000人)

女性の推定勤労所得 (PPP US\$) ( $Y_f$ ) =  $\frac{S_f(Y)}{N_f} = \frac{0.342(42,022,544)}{31,549} = 454$

男性の人口 ( $N_m$ ) = 31,259 (1000人)

男性の推定勤労所得 (PPP US\$) ( $Y_m$ ) =  $\frac{Y - S_f(Y)}{N_m} = \frac{42,022,544 - [0.342(42,022,544)]}{31,259} = 885$

### 参考文献

Anand, Sudhir, and Amartya Sen. 1994. "Human Development Index: Methodology and Measurement." Occasional Paper 12. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York. (HDI)

— 1995. "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement." Occasional Paper 19. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York. (GDI, GEM)

— 1997. "Concepts of Human Development and Poverty: A Multi-dimensional Perspective." in United Nations Development Programme, *Human*

*Development Report 1997 Papers: Poverty and Human Development*. New York. (HPI-1, HPI-2)

Bardhan, Kalpana, and Stephan Klasen. 1999. "UNDP's Gender-Related Indices: A Critical Review." *World Development* 27(6): 985-1010. (GDI, GEM)

United Nations Development Programme. 1995. *Human Development Report 1995*. New York: Oxford University Press. Technical notes 1 and 2 and chapter 3. (GDI, GEM)

— 1997. *Human Development Report 1997*. New York: Oxford University Press. Technical note 1 and chapter 1. (HPI-1, HPI-2)

— 1999. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press. Technical note. (HDI, CDI)

## テクニカルノート2

### ミレニアム開発目標の達成度を査定する

今年の「人間開発報告書」は、ミレニアム開発目標に向かって、どのくらい進展があったかを特にいくつかの具体的目標について個別に査定している。各目標とも、1990年を基準年とし2015年の達成をめざしている。そこで、目標を達成する、つまり、2015年までに貧困率あるいは貧困の割合を半減するというは、1990年の値を2015年までに50%減らすということである。1990年から2000年までの国々の達成状況を査定することで、目標の達成に向けて十分な進捗で進展しているかどうか分かる。

グローバルなレベルで進展をモニタリングするには、比較可能なデータが必要である。しかしながら、一部の目標分野に関して、また多くの国で、データが無かったりあるいは信頼性に欠けていたりする。開発上位国の方が、データがそろっている可能性がよりあるため、査定対象になっているこれらの国が優秀な成績を収める可能性が高い。高所得OECD諸国は今回の査定から除外されている。査定対象国は目標項

目によって52カ国から166カ国と開きがある。(テクニカルノート表2.1を参照)

各国の査定は次の基準によって行われている。

- ・達成した: 目標をすでに達成した国
- ・達成する見込み: 2015年までに目標を達成するのに必要なペースで進展している国、あるいは必要なペースの90%に達している国
- ・停滞している: 2015年までに目標を達成するのに必要なペースの70-80%で進んでいる国
- ・はるかに遅れている: 達成に必要なペースの70%に満たない国
- ・後退している: 2000年の達成のレベルが、1990年より少なくとも5%は悪化している国

目標達成に必要な進展のペースは、一定ペースの直線的な進捗であろうという前提で、2000年までに達成すべき実績をもとに決定されている。1990年あるいは2000年のデータが入手できない場合は、入手可能な一番近い年のデータが使われた。ある国を査定する場合は、少なくとも5年の間隔があいたデータがなくてはならない。2000年に全体目標 (たとえば100%の就学率) の10%以内近づいている国はすべて、順調に前進中と考える。幼児死亡率については、5歳未満死亡率が1000人当たり15人以下の国は順調に前進していると考えられる。

テクニカルノート表2.1 ミレニアム開発目標への進展を測るために使われた指標

指標	査定対象国*	出典
飢え	100(77)	FAO 2001
教育の完全普及	75(45)	UNESCO 2001b
ジェンダー平等	52(34)	UNESCO 1999b
幼児死亡率	104(67)	UNESCO 1999a
安全な水	101(66)	UNESCO 1999a
	166(86)	UNICEF 2002b
	93(75)	WHO, UNICEF and WSSCC 2000

a. カッコの中の数字は、世界全人口に対し、査定の対象になった人口の割合

b. 記載の期間中1999年に最も近い入手可能な最新のデータ

c. 記載の期間中入手可能な最新のデータ



# 統計資料

- Anand, Sudhir, and Amartya Sen. 1994. "Human Development Index: Methodology and Measurement." Occasional Paper 12. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- . 1995. "Gender Inequality in Human Development: Theories and Measurement." Occasional Paper 19. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- . 1997. "Concepts of Human Development and Poverty: A Multidimensional Perspective." In United Nations Development Programme, *Human Development Report 1997 Papers: Poverty and Human Development*. New York.
- Aten, Bettina, Alan Heston and Robert Summers. 2001. "Penn World Tables 6.0." University of Pennsylvania, Center for International and Interarea Comparisons, Philadelphia.
- Bardhan, Kalpana, and Stephen Klasen. 1999. "UNDP's Gender-Related Indices: A Critical Review." *World Development* 27(6): 985-1010.
- CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center). 2001. *Trends: A Compendium of Data on Global Change*. [http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/trends.htm]. March 2002.
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations). 2001. *The State of Food Insecurity in the World 2001*. [http://www.fao.org/SOF/sofi/index\_en.htm]. February 2002.
- Goldschmidt-Clermont, Luisa, and Elisabetta Pagnossin Aligisakis. 1995. "Measures of Unrecorded Economic Activities in Fourteen Countries." Background paper for *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Harvey, Andrew S. 1995. "Market and Non-Market Productive Activity in Less Developed and Developing Countries: Lessons from Time Use." Background paper for *Human Development Report 1995*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- . 2001. "National Time Use Data on Market and Non-Market Work by Both Women and Men." Background paper for *Human Development Report 2001*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- Hill, Kenneth, Carla AbouZaar and Tessa Wardlaw. 2001. "Estimates of Maternal Mortality for 1995." *Bulletin of the World Health Organization* 79(3): 182-93.
- IIS (International Institute for Strategic Studies). 2001. *The Military Balance 2001-2002*. Oxford: Oxford University Press.
- ILO (International Labour Organization). 2001. *Yearbook of Labour Statistics*. Geneva.
- . 2002a. Correspondence on underemployment. February. Geneva.
- . 2002b. *Estimates and Projections of the Economically Active Population, 1950-2010*. 4th ed., rev. 2. Database. Geneva.
- . 2002c. *ILO Database on International Labour Standards (ILOLEX)*. [http://ilolex.ilo.ch:1567/english/index.htm]. February 2002.
- . 2002d. *Key Indicators of the Labour Market 2001-2002*. [http://ilm.ilo.org/kiim/]. February 2002.
- . 2002e. *Laboursta Database*. [http://laborsta.ilo.org]. February 2002.
- IPU (Inter-Parliamentary Union). 1995. *Women in Parliaments 1945-1995: A World Statistical Survey*. Geneva.
- . 2001a. Correspondence on women in government at the ministerial level. March. Geneva.
- . 2001b. Correspondence on year women received the right to vote and to stand for election and year first woman was elected or appointed to parliament. March. Geneva.
- . 2001. *Parline Database*. [http://www.ipu.org/wmn-el/classif.htm]. March 2002.
- ITU (International Telecommunication Union). 2002. *World Telecommunication Indicators Database*. Geneva.
- LIS (Luxembourg Income Study). 2001. "Population below Income Poverty Line." [http://www.lisproject.org/techdoc.htm]. February 2001.
- . 2002. "Population below Income Poverty Line." [http://lisweb.cps.lu/keyfigures/povertytable.htm]. February 2002.
- London Group on Environmental Accounting. 2002. "London Group on Environmental Accounting: SFEA 2000 Review." [http://www4.statcan.ca/citygrp/london/london.htm]. March 2002.
- Milanovic, Branko. 2002. Correspondence on income, inequality and poverty during the transition from planned to market economy. World Bank. March. Washington, DC.
- Murray, Scott. 2001. Correspondence on functional literacy. Statistics Canada. March. Ottawa.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development). 2001a. *Economic Outlook 2(70)*. Paris.
- . 2001b. *Employment Outlook 2001*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development), Development Assistance Committee. 2002a. Correspondence on net grants by non-governmental organizations. January. New York.
- . 2002b. Correspondence on official development assistance disbursed. January. New York.
- . 2002c. *DAC Journal: Development Cooperation 2001 Report 3(1)*. Paris.
- . 2002d. *DAC Online Database*. Paris.
- OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) and Statistics Canada. 2000. *Literacy in the Information Age: Final Report on the IALS*. Paris.
- SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute). 2001. *SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2002a. Correspondence on military expenditure data. February. Stockholm.
- . 2002b. Correspondence on weapons transfer data. March. Stockholm.
- Smerding, Timothy M., Lee Rainwater and Gary Burtless. 2000. "United States Poverty in a Cross-National Context." In Sheldon H. Danziger and Robert H. Haveman, eds., *Understanding Poverty*. New York: Russell Sage Foundation, and Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- UN (United Nations). 1991. *System of National Accounts 1993*. [http://esa.un.org/unsd/sna1993/introduction.asp]. April 2002.
- . 1998. *World Population Prospects 1950-2050: The 1998 Revision Database*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
- . 2001. *World Population Prospects 1950-2050: The 2000 Revision Database*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
- . 2002a. Correspondence on time use surveys. Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division. February. New York.
- . 2002b. "Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General." [http://untreaty.un.org]. February 2002.
- . 2002c. *United Nations Population Division Database on Contraceptive Use*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. January. New York.
- . 2002d. *World Urbanization Prospects: The 2001 Revision*. Department of Economic and Social Affairs, Population Division. New York.
- UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) and WHO (World Health Organization). 2002. *Report on the Global HIV/AIDS Epidemic 2002*. Geneva.
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development). 2001. "Third United Nations Conference on the Least Developed Countries." [http://www.unctad.org/conference/]. April 2002.
- UNDP (United Nations Development Programme). 1995. *Human Development Report 1995*. New York: Oxford University Press.
- . 1997. *Human Development Report 1997*. New York: Oxford University Press.
- . 1999. *Human Development Report 1999*. New York: Oxford University Press.
- UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization). 1997a. *International Standard Classification of Education 1997*. [http://www.uis.unesco.org/en/pub/pub0.htm]. February 2002.
- . 1997b. *Statistical Yearbook 1996*. Paris.
- . 1999a. Correspondence on gross enrolment ratios. April. Paris.
- . 1999b. *Statistical Yearbook 1999*. Paris.
- . 2000. Correspondence on education expenditure. December. Paris.
- . 2001a. Correspondence on gross enrolment ratios. March. Paris.
- . 2001b. Correspondence on net enrolment ratios. March. Paris.
- . 2002a. Correspondence on adult and youth literacy rates. January. Montreal.
- . 2002b. Correspondence on gross enrolment ratios. February. Montreal.
- . 2002c. Correspondence on net enrolment ratios. February. Montreal.
- UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees). 2002. Correspondence on refugees and internally displaced persons. February. Geneva.
- UNICEF (United Nations Children's Fund). 2000. *The State of the World's Children 2001*. New York: Oxford University Press.
- . 2002a. Correspondence on infant and under-five mortality rates. January. New York.
- . 2002b. *Official Summary: The State of the World's Children 2002*. New York: Oxford University Press.
- UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute). 2002. Correspondence on crime victims. March. Turin.
- UNSD (United Nations Statistics Division) and UNEP (United Nations Environment Programme). 2000. "Integrated Environmental and Economic Accounting." *Studies in Methods*, No. 78. United Nations Sales No. E00.XVII.17. New York.
- Ward, Michael. 2001. "Purchasing Power Parity and International Comparisons." Background paper for *Human Development Report 2001*. United Nations Development Programme, Human Development Report Office, New York.
- WHO (World Health Organization). 2001a. Correspondence on access to essential drugs. Department of Essential Drugs and Medicines Policy. February. Geneva.
- . 2001b. *Global Tuberculosis Control: WHO Report 2001*. [http://www.who.int/gtb/publications/globetb01/index.html]. February 2002.
- . 2002a. Correspondence on births attended by skilled health staff. March. Geneva.
- . 2002b. Correspondence on cigarette consumption. March. Geneva.
- . 2002c. Correspondence on malaria data. February. Geneva.
- . 2002d. "WHO Estimates of Health Personnel." [http://www3.who.int/vhosis/health\_personnel/health\_personnel.htm]. February 2002.
- WHO (World Health Organization), UNICEF (United Nations Children's Fund) and WSSCC (Water Supply and Sanitation Collaborative Council). 2000. *Global Water Supply and Sanitation Assessment 2000 Report*. Geneva.
- WIPO (World Intellectual Property Organization). 2001. *Intellectual Property Statistics*. Publication A. Geneva.
- World Bank. 2002a. Correspondence on GDP per capita annual growth rates. March. Washington, DC.
- . 2002b. *World Development Indicators 2002*. CD-ROM. Washington, DC.



# 指標項目の定義

## 医師

あらゆる医学分野（教育、研究、管理など）の医学関連学部のすべての卒業生を含む。

## 1次産品輸出

標準国際貿易分類の定義によると、食品、農作物、燃料、鉱物、金属が含まれる。

## インターネットホスト

インターネットに接続されたコンピュータシステムのこと。直接接続されたターミナル単体のことも、多数のユーザーのネットワークサービスへの接続を可能とするコンピュータのことも指す。

## 衛生施設（適切な）を利用できる人口

下水または汚水タンクシステムに接続しているトイレ、水洗トイレ、簡易トイレまたは換気付改良トイレなど、適切な衛生施設を使用している人口の割合。私有または共有（公衆ではない）であり、人間がその排泄物に接触しないよう衛生的区分がなされている場合は、排泄物処理システムが適切であると見なす。

## HIV/エイズ感染者

特定の年の末日におけるHIV/エイズ感染者の推定人口。

## 栄養不良の人々

食物摂取量が、常習的に最低エネルギーを満たさない人。

## NGOの拠出金（純額）

非政府組織（民間の非営利組織）が、開発援助委員会（Development Assistance Committee：DAC）援助受取国リスト（I部）で特定される途上国・地域に対して移転する資金。NGOの総拠出金から、すでに公的部門（政府開発援助で算定されているもの）から受け取った資金を差し引いて算出される。

## エネルギー使用単位当たりGDP

商業エネルギーが石油1kg相当量当たりで産出する実質GDP（PPPUS\$）の比率。この比率を使用すると、物理的な投入量（エネルギー使用単位）について各国の実質GDPを比較可能かつ一貫した推定で提示することにより、エネルギー効率を測定することができる。「国内総生産（GDP）」と「PPP（購買力平

価）」の項を参照。

## 海外直接投資の流れ（純額）

自国以外の経済圏において活動する企業で、継続した管理利益（議決権株式の10%以上）を取得するための純投資の流れ。これは、自己資本、収益の再投資、その他の長期資本、短期資本の合計である。

## 改善された水源の利用できる人口

飲み水として次のいずれかの給水設備を使っている人口の割合。家庭への配管、公共水道、ポンプ式の掘りぬき水場、防護柵または覆いつき井戸、防護柵または覆いつき泉、雨水。

## 改善された水源を利用できない人口

改善された水源の使用人口割合を100から差し引いて算出。「改善された水源の利用できる人口」の項を参照。

## 閣僚レベルの女性

各国の高官の定義に従い定義し、大臣、副大臣、および政務次官も含めたその他の関係的地位にある女性が含まれる。

## 加工品の輸出

標準国際貿易分類（Standard International Trade Classification）の定義に基づく、化学製品、基礎加工品（basic manufactures）、機械・輸送設備、その他の軽工業製品が含まれる。

## 基礎医薬品を入手できる人口

自宅から1時間圏内にある公共・民間の医療施設または薬局で、最も重要な少なくとも20種類の薬剤を継続的かつ手の届く価格で入手できる人口の割合。

## 機能的識字能力のない人

16～65歳の成人で国際成人識字調査（IALS）の文章識字基準のレベル1の人口。このレベルの課題のほとんどは、指定されたものの中で提示した情報と同じ情報か、またはそれと同意の情報を文章中から見つけ出すことを被験者に課すものである。

## 教育指数

人間開発指数の算出に必要な3つの指標の1つである。これは、初等、中等、高等教育の総就学数と成人識字率をもとにしたものである。この指数がどのよう

に算出されるかについての詳細は、テクニカルノート1を参照。

## 教育水準（レベル）

教育は、国際標準教育分類（ISCED）に従って、就学前教育、初等、中等、高等に分類されてきた。就学前教育（ISCEDレベル0）は、幼稚園、保育所、幼児学校などの学校で行われる教育であり、初等レベルの学校に入るにはまだ十分な年齢に達していない子どもを対象とする。初等教育（ISCEDレベル1）は、小学校のような施設で教育の基礎を与えるものである。中等教育（ISCEDレベル2、3）は、レベル1での少なくとも4年間の教育の上に、中学校、高校および中等レベルの教員養成学校、職業専門学校などの施設で、一般または専門分野あるいは両方の教育を行うものである。高等教育（ISCEDレベル5、6、7）は、大学、教員養成大学および高等レベルの専門学校での教育を指す。これらの学校へ入学するには、最低条件として少なくとも中等レベルの教育を修了しているか、同等レベルの知識を有する証明が必要である。

## 教育への公的支出

初等、中等、高等レベルの公立の教育に対する支出に、私立の教育への補助金を加えたもの。この中には、全レベル（中央、地方、地域）の行政費用を含む。「教育水準（レベル）」の項を参照。

## 軍事支出

国防省やまたは他の省庁が、徴兵や軍事訓練、軍需物資や機材の購入、組立に使うすべての費用。軍事支費は供与国の軍事支出に含まれる。

## 経口補液療法利用率

5歳未満の子どもの下痢のうち、経口補水塩療法を受けたか、家庭での補液を指導された、もしくはその両方を受けた割合。

## 経済活動人口比率

一定の期間に、経済財およびサービスの生産のために労働力を提供する特定の集団の人口比率。

## 携帯電話登録者

音声、あるいはデータが電波によって転送される通信サービスに使用登録をしている人々。

## 結核患者

世界保健機関に通知された結核症例の総数。結核症例は、結核菌が確認されるか、臨床医が診断したものと定義する。

## 研究開発に従事する科学者および技術者

専門的な研究開発（R&D）活動に従事し、科学分野の仕事で訓練を受けている者。このような仕事の大半は、高等教育の修了を要する。

## 研究開発への支出

知識を蓄積し、その知識を新しい応用開発に役立てるための創造的で系統立った活動における経常および資本支出（間接費を含む）。新型装置、製品、または加工につながる基礎研究、応用研究、実験作業を含む。

## 交易条件

基準年に対して測定した輸出物価指数と輸入物価指数の比。100以上の値は、輸入価格に対する輸出価格の上昇を示す。

## 合計特殊出生率

一定の年齢の出産率が変わらない場合に、女性が一生に産する子どもの平均数。

## 公的援助

「政府開発援助（ODA）」と同様の基準を満たす無償および有償援助。ただし、援助受取国についてはODAの援助適格国とは一致しない。開発援助委員会（DAC）の被援助国リストII部はこれらの国を示している。

## 後発開発途上国（LLDC）に対する政府開発援助（ODA）

「政府開発援助（ODA）（純額）」の項、および「国別分類」の後発開発途上国を参照。

## 国内総生産（GDP）

経済活動で最終利用のために居住者/非居住者双方によって生産される財・サービスの総産出額であり、国内消費か海外輸出かは問わない。物的資本の減価償却や天然資源の減少、劣化による控除は含まれない。

## 国内避難民

自らの国の中で避難を余儀なくされ、また、国連のその他の機関からの特別要請を受けて国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が供与する保護や援助、あるいはその両方の対象となっている人々。

## 国民総生産（GNP）

GDPに海外からの純要素所得、つまり、居住者が要素サービス（労働および資本）に対して海外から受け取る所得額を加算し、国内の経済活動に寄与した非居住者に対する同様の支払い額を差し引いたもの。

## 5歳未満死亡率

誕生から満5歳までに死亡する出生時1000人当たりの確率。

## 財・サービスの輸出

海外に供給されるすべての財およびその他の市場サービスの価値であり、製品、貨物運賃、保険、輸送、旅行、ロイヤルティー、ライセンス使用料およびその他のサービスを含む。労働および財産所得（以前は要素サービスと呼んでいた）は除く。



## 財・サービスの輸入

製品、貨物、保険、輸送、交通費、特許権使用料、ライセンス料、その他のサービスの価値を含めて、海外から購入するすべての財・市場サービスの価値。労働所得と財産所得は除く。

## 債務元利支払金総額

長期債務に対する外国通貨や、財あるいはサービスで実際に支払われた元本返済額と利息、短期債務の利息、IMFへの返済金の総額。

## 在来燃料の消費量

燃料用の木材、石炭、バガス、非商業エネルギー廃棄物、産業廃棄物、市町村のゴミ、動物やパルプ・紙等の廃棄物の消費量の推計。在来燃料の使用量と商業的エネルギーの使用量を足し合わせると、総エネルギー使用量となる。

## 産業別雇用

国際標準産業分類 (International Standard Industrial Classification: ISIC) システム (改訂2版、3版) に従って定義される、工業、農業、サービス業における雇用。「工業」とは、鉱業・採石業、製造業、建設業、公共事業 (ガス、水道、電気) をいう。「農業」とは、農業、狩猟、林業、漁業をいう。「サービス業」とは、卸売・小売業、レストラン・ホテル業、輸送・貯蔵・通信業、金融・保険・不動産・事業サービス業、地域・社会・民間サービス業をいう。

## GDP指数

人間開発指数の算出に使う三つの指標のうちの一つである。これは、1人当たりの実質GDP (PPPS) をもとにしたものである。この指数算出法の詳細は、テクニカルノート1を参照。

## ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM)

経済参加と意思決定、政治参加と意思決定、経済力の三つの基本的なエンパワーメント分野を測定するための複合指数。指数算出方法の詳細については、テクニカルノート1を参照。

## ジェンダー開発指数 (GDI)

寿命、知識、人間らしい生活水準という、人間開発で測定する三つの基本的分野の平均的な達成度を測定する複合指数で、女性と男性の達成度の格差を調整している。指数算出方法の詳細については、テクニカルノート1を参照。

## 識字率 (若年層)

15歳から24歳で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内容を理解しながら読み書きできる人の割合。

## 識字率 (成人)

15歳以上で、日常生活に関する短く簡単な文章を、内

容を理解しながら読み書きできる人の割合。

## 市場活動

1993年に改訂された国連国民経済計算体系 (SNA: System of National Accounts) に従って定義された会社その他の社会的組織の雇用、そうした組織以外での第一次生産や収入を伴うサービスおよび商品の生産を含む。「非市場活動」「労働時間 (総)」の項を参照のこと。

## 失業

有給の職業または自営業に就いていないが、それらの職業に就くことが可能であり、求職のために今までに何らかの手段をとってきた一定の年齢以上の人すべてを指す。

## ジニ係数

ある経済における個人あるいは世帯間の所得分配 (場合によっては消費支出の分配) が完全に平等な分配からどのくらい偏差があるか測定するもの。この係数は完全平等を意味する0から完全不平等を意味する100の範囲をとる。

## 若年者層の失業

各国の定義により異なるが、15歳 (または16歳) から24歳の間の失業者をいう。「失業」の項を参照。

## 住民の得た特許件数

特許とは、政府の発行する発明の明細が記載された文書であり、これによって特許権者のみが発明の利益を正常に獲得する (製造、使用、販売、輸入) ための法定立場が生じる。発明の保護は、特許出願日から一般に20年以内とされる。

## 出生時低体重児

出生体重が、2500g以下の乳児の割合。

## 出生時平均余命

新生児の出生時における一定の年齢の死亡率パターンが、この新生児の生涯を通じて変わらないとした場合の生存年数。

## 所得貧困ライン以下の人口

次のようなある一定の貧困ライン以下で生活する人々の割合を示す。

- 1日1\$ : 国際購買力平価 (PPP) で調整した1985年国際価格 (1993年国際価格の1.08\$に相当) で換算
- 1日2\$ : 国際購買力平価 (PPP) で調整した1985年国際価格 (1993年国際価格の2.16\$に相当) で換算
- 1日4\$ : 国際購買力平価 (PPP) で調整した1990年国際価格で換算
- 1日11\$ (3人家族の1人につき) : 国際購買力平

(PPP) で調整した1994年国際価格で換算

- 国別貧困ライン : 各国政府によって適切と見なされた貧困ライン
- 所得中間値の2分の1 : 可処分家計所得中間値の2分の1

「PPP (購買力平価)」の項を参照のこと。

## 純就学率

あるレベルの学齢人口に対して、正式な学齢で相当教育レベルに就学している生徒の数を、そのレベルにおける正式な学齢人口の割合として示す。「教育水準 (レベル)」の項を参照。

## 消費者物価指数

特定の間隔で固定または変動する一定の財やサービスを取得するためにかかる平均消費者価格の変動を表す。

## 女性の議員、高官および管理職

国際職業標準分類 (International Standard Classification of Occupations: ISCO-88) が定義する地位における女性の割合であり、議員、政府高官、村落の伝統的な酋長および首領、特定の利益団体の役員、企業の管理職、取締役および最高執行者、製造・運営部の部長、その他の部の部長やジェネラルマネージャーが含まれる。

## 女性の国会議席

女性が占める下院または一院制議会、および上院の議席か、またはそれに相当する議席を指す。

## 女性の専門職および技術者

国際標準職業分類 (ISCO-88) の定義によると、物理学者、数学者、技術者 (およびそれに準ずる専門家)、生命学者、保健専門家 (およびそれに準ずる専門家)、教師 (およびそれに準ずる専門家) およびその他の専門家とそれに準ずる専門家を含む職にある女性の割合。

## 所得あるいは消費の割合

数年にわたり実施した各国の家計調査に基づく。調査では、データを取る年や方法が異なっているため、各国の比較を行うには注意を要する。

## 人口増加率 (年平均)

特定期間における年平均の指数関数的人口増加率をいう。「総人口」の項を参照。

## 推定 (男女) 勤労所得 (PPPUS\$)

大まかに、男性の非農業労働賃金に対する女性の非農業労働賃金の割合、経済活動人口の男女比、男女の総人口、1人当たりGDP (PPPUS\$) に基づき得られる。この推計の詳細については、テクニカルノート1を参照。

## 成人非識字率

100から成人識字率を引いて算出。「識字率 (成人)」の項を参照。

## 成人1人当たりの喫煙量

タバコの生産量と輸入量の合計から輸出量を引いたものを15歳以上の人口で割ったもの。

## 政府開発援助 (ODA) (純額)

開発援助委員会 (DAC) 援助受取国リストの1部に掲載されている、援助適格国や領土に対し、経済発展と福祉の促進を主要目標として、譲許的融資条件のもと公的部門によって行われる無償または有償の資金協力。

## 全軍勢力

戦略軍、陸海空軍、指令・管理部門および、後方支援の部隊。また、警察保安隊、税関官吏、国境警備員なども、軍事戦術訓練を受けている場合は準軍勢力として含める。

## 専門家の介護による出産

医師 (専門医、非専門医、または通常の出産はもちろぬ、難産についても診断、対処のできる助産婦技能を有する者)、看護婦、助産婦 (助産婦の所定の課程を修了し、妊娠、出産、産褥期にある女性に必要な指導、介護、助言を行い、新生児および乳児を看護する能力のある者)、訓練を受けた伝統的な出産介護者 (当初出産により介護能力を得たか、その他の伝統的な出産介護者に付いて学んだ後広範囲な訓練を受け、現在正式な保健医療制度のもとに勤務する者) が介護する出産の割合。

## 総就学率

あるレベルの公的に定められた学齢人口に対し、年齢に関係なくそのレベルの教育に就学している生徒の数の割合を指す。「教育水準 (レベル)」の項を参照。

## 総人口

特定時期の特定の場所において、実際にいるすべての人を含む実際の人口をいう。

## 第5学年まで進級した児童

初等学校に入学した児童のうち、第5学年 (初等教育期間が4年間の場合には第4学年) に進級した児童の割合。連続した2年間の入学人数と留年人数に関するデータを使用するコホート再構成法により算出した推定値。

## 男性に対する女性の推定勤労所得比

男性の推定勤労所得に対する女性の推定勤労所得の割合。「推定 (男女) 勤労所得 (PPPUS\$)」の項を参照。



## 長期失業

失業期間が1年以上に及ぶもの。「失業」の項を参照。

## 通常の兵器取引

他国の軍事部隊、準軍事部隊、または諜報機関が軍事目的で保有するため、供給者が自発的に移転する武器をいう（したがって、奪取した武器や投降者から獲得した武器を除く）。これには、6種類の通常の主要兵器またはシステムが含まれる。すなわち、船舶、航空機、ミサイル、大砲、装甲車、ガイドランス・レーダーシステム（トラック、サービス、弾薬、小火器、補助用具、部品・部品の技術、100ミリ口径未満の牽引または艦船搭載火砲は除く）である。

## 電話主要回線

加入者を電話交換機に接続している電話回線をいう。

## 投票率

選挙登録者数に占める投票者のパーセンテージ（白票および無効票を含む）。

## 特定の年齢まで生存できる出生時確率

出生時の死亡率パターンに従った場合に、新生児が特定の年齢まで生存できる確率。

## 特定の年齢まで生存できない出生時確率

一定の集団が一定の年齢まで生存できる確率を1から差し引いて算出。「特定の年齢まで生存できる出生時確率」の項を参照。

## 都市人口

国連の報告する、各国の都市部として定義される地域の年央の人口。「人口総数」の項を参照。

## 特許使用料およびライセンス使用料

無形資産、非生産物、非資産、および知的所有権（特許、商標、著作権、フランチャイズ、工業加工法など）の使用権、およびライセンス契約によって製作したプロトタイプ（フィルムや原稿の版下など）の使用料を、居住者が非居住者から受けること。データは、国際収支に基づいている。

## 難民

人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見などを理由に迫害を受ける恐れが十分にあるため、自国を離れた人々で、自国に帰れないあるいは帰ることを望まない人々。

## 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

化石燃料の燃焼やセメントの生産など人為的（人間に起因する）要因による二酸化炭素の排出量。排出量は固形燃料、液体燃料、気体燃料、ガス放射などの消費データをもとに算出している。

## 乳児死亡率

誕生から満1歳までに死亡する出生1000人当たりの確

率。

## 人間開発指数（HDI）

寿命、知識、人間らしい生活水準という、人間開発の三つの分野での平均達成度を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート1を参照。

## 人間貧困指数（HPI-1）：開発途上国向け

人間開発指数で測定する三つの基本的な側面、すなわち、寿命、知識、人間らしい生活水準について、その剝奪状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細は、テクニカルノート1を参照。

## 人間貧困指数（HPI-2）：OECD諸国向け

人間開発指数で測定する三つの基本的な側面、すなわち、寿命、知識、人間らしい生活水準について、その剝奪状況を測定し、なおかつ、社会的な疎外状況を測定する複合指数。指数算出方法についての詳細はテクニカルノート1を参照。

## 妊産婦死亡率（報告された）

出生10万人に対し、妊娠関連の原因による女性の年間死亡者数。過少報告や分類上の誤りという、文書による裏づけのある問題については未調整。

## 年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満）

5歳未満の中程度あるいは重度の発育阻害の子どもの割合で、比較人口の身長平均値から標準偏差2を引いた値よりもさらに低いものとして定義されている。

## 年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満）

5歳未満の中程度あるいは重度の低体重の子どもの割合で、比較人口の体重平均値から標準偏差2を引いた値よりもさらに低いものと定義されている。

## ハイテク製品の輸出

高度な研究開発による製品の輸出。航空宇宙機器、コンピュータ、医薬品、科学計器・電子機器などのハイテク製品が含まれる。

## 犯罪被害者

国際犯罪被害者調査（International Crime Victims Survey）の回答に基づき、前年、一定の種類の犯罪の被害を受けた人の人口に対する割合。さらに詳しい情報については、「統計資料について」のBox 3の定義を参照のこと。

## PPP（購買力平価）

PPPレートは、為替レートを各国間の価格差で説明したものであり、実質生産や所得の国際比較を可能とする。（本報告書で使用する）PPPUS\$レートとは、米国での1\$の購買力と等しい自国経済の購買力レートである。PPPに関する概念的および実用的な問題の詳細については、「統計資料について」のBox 5を

参照。

## 非市場活動

1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に従って定義された、家事（掃除、洗濯、食事の支度や片づけ）、家庭管理や買い物、育児、病人・高齢者・障害者の家族の世話、地域への奉仕を含む。「市場活動」「労働時間（総）」の項を参照のこと。

## 1人当たりGDP（PPPUS\$）

「国内総生産（GDP）」および「PPP（購買力平価）」の項を参照。

## 1人当たりGDP（US\$）

国際通貨基金（IMF）が報告する、平均公定為替レートを使ってUSドルに換算した1人当たりGDP。公定為替レートが、他国通貨での取引で事実上適用されるレートと極端に異なっていると判断された場合は、代替の転換要素が適用される。「国内総生産（GDP）」の項を参照。

## 1人当たりGDP年間成長率

地域の通貨単位での一定価格の1人当たりGDPから算出した、最小二乗法の年間成長率。

## 1人当たり電力消費量

補助発電機による消費、発電所の一部と見なされる変換機での損失も含めた、1人当たりの総発電量をいう。また、これには揚水発電所による電力消費を含めた、ポンピング設備での総電力消費量も含まれる。

## 1人当たり保健医療支出（PPPUS\$）

保健医療への公共支出と民間支出の合計（PPPUS\$）を人口で割ったもの。保健医療支出には、保健サービスの実施（予防および治療）、家族計画活動、栄養活動、保健医療のために指定された緊急援助（ただし、水および衛生設備の提供は含まれない）。「保健医療への民間支出」「保健医療への公共支出」「PPP（購買力平価）」の項を参照。

## 避妊普及率

既婚の女性（15-49歳）、またはその夫が、方法の新旧は別として何らかの避妊法を用いている割合。

## 平均寿命指数

人間開発指数の算出に使われる三つの指標の一つである。この指数算出法の詳細は、テクニカルノート1を参照。

## 保健医療への公的支出

中央および地方政府予算、海外借入金および贈与（国際機関やNGOの寄付を含む）、社会健康保健基金から

の経常および資本支出。保健医療への公共支出と保健医療への民間支出の合計が、保健医療への支出総計となる。「1人当たり保健医療支出（PPPUS\$）」および「保健医療への民間支出」の項を参照。

## 保健医療への民間支出

直接的な家計支出（現金支出）、民間の保険、寄付、民間企業による直接的な支払い。保健医療への民間支出と保険医療への公的支出の合計が、保険医療への支出総計となる。「1人当たり保健医療支出（PPPUS\$）」「保健医療への公的支出」の項を参照。

## マラリア患者

国内でマラリアが蔓延する国が世界保健機関に報告したマラリア症例の総数。研究所の確認した症例のみを報告する国が多いが、サハラ以南アフリカでは臨床症例も報告している国が多い。

## 民間フロー（その他の）

債務を発生させない株式投資の流れ（国家ファンド、預託受取、海外投資者による株の直接購入の総額）、証券債務の流れ（海外投資家が購入の債券）、銀行貸付および貿易付帯融資（商業銀行の貸付、およびその他の民間融資を含む）を合わせたカテゴリー。

## 無報酬の家庭内労働者

国際雇用状況分類（International Classification by Status in Employment：ICSE）によると、同一家庭に暮らす家族が経営する经济体において無報酬で働く者として定義される。

## 理数系・工学系高等教育就学者

自然科学、エンジニアリング、数学・コンピュータ、建築・都市計画、交通・通信、貿易・船舶/航空機・産業プログラム、農林漁業に就学する高等教育の学生の割合。「教育水準（レベル）」の項を参照。

## 労働時間（総）

1993年に改訂された国連国民経済計算体系（SNA）に従って定義された市場活動および非市場活動に使われる時間。「市場活動」および「非市場活動」を参照のこと。

## 労働人口

全雇用者（比較期間の間、就職し有給で雇用されていたか、就職していたが労働していなかったか、自営業に就いていた一定年齢以上の人を含む）および失業者（比較期間の時点で失職し、職に就くことが可能であり、求職中であった一定年齢以上の人口を含む）。







世界の国グループ別分類（開発途上国/中・東欧・CIS/OECD諸国）

開発途上国

Algeria	India	Swaziland	Samoa (Western)	Germany
Angola	Indonesia	Syrian Arab Republic	São Tomé and Príncipe	Greece
Antigua and Barbuda	Iran, Islamic Rep. of	Tanzania, U. Rep. of	Senegal	Hungary
Argentina	Jamaica	Thailand	Sierra Leone	Iceland
Bahamas	Jordan	Togo	Solomon Islands	Ireland
Bahrain	Kenya	Trinidad and Tobago	Sudan	Italy
Bangladesh	Korea, Rep. of	Tunisia	Tanzania, U. Rep. of	Japan
Barbados	Kuwait	Turkey	Togo	Korea, Rep. of
Belize	Lao People's Dem. Rep.	Uganda	Uganda	Luxembourg
Benin	Lebanon	United Arab Emirates	Vanuatu	Mexico
Bhutan	Lesotho	Uruguay	Yemen	Netherlands
Bolivia	Libyan Arab Jamahiriya	Vanuatu	Zambia	New Zealand
Botswana	Madagascar	Venezuela	(44カ国・地域)	Norway
Brazil	Malawi	Viet Nam		Poland
Brunei Darussalam	Malaysia	Yemen	<b>中・東欧・CIS諸国</b>	Portugal
Burkina Faso	Maldives	Zambia	Albania	Slovakia
Burundi	Mali	Zimbabwe	Armenia	Spain
Cambodia	Mauritania	(123カ国・地域)	Azerbaijan	Sweden
Cameroon	Mauritius		Belarus	Switzerland
Cape Verde	Mexico	後発開発途上国*	Bulgaria	Turkey
Central African Republic	Mongolia		Croatia	United Kingdom
Chad	Morocco	Angola	Czech Republic	United States
Chile	Mozambique	Bangladesh	Estonia	(30カ国・地域)
China	Myanmar	Benin	Georgia	
Colombia	Namibia	Bhutan	Hungary	高所得OECD諸国†
Comoros	Nepal	Burkina Faso	Kazakhstan	Australia
Congo	Nicaragua	Burundi	Kyrgyzstan	Austria
Congo, Dem. Rep. of the	Niger	Cambodia	Latvia	Belgium
Costa Rica	Nigeria	Cape Verde	Lithuania	Canada
Côte d'Ivoire	Oman	Central African Republic	Macedonia, TFYR	Denmark
Cuba	Pakistan	Chad	Moldova, Rep. of	Finland
Cyprus	Panama	Comoros	Poland	France
Djibouti	Papua New Guinea	Congo, Dem. Rep. of the	Romania	Germany
Dominica	Paraguay	Djibouti	Russian Federation	Greece
Dominican Republic	Peru	Equatorial Guinea	Slovakia	Iceland
Ecuador	Philippines	Eritrea	Slovenia	Ireland
Egypt	Qatar	Ethiopia	Tajikistan	Italy
El Salvador	Rwanda	Gambia	Turkmenistan	Japan
Equatorial Guinea	Saint Kitts and Nevis	Guinea	Ukraine	Luxembourg
Eritrea	Saint Lucia	Guinea-Bissau	Uzbekistan	Netherlands
Ethiopia	Saint Vincent and the Grenadines	Haiti	(25カ国・地域)	New Zealand
Fiji	Samoa (Western)	Lao People's Dem. Rep.		Norway
Gabon	São Tomé and Príncipe	Lesotho	<b>OECD諸国</b>	Portugal
Gambia	Saudi Arabia	Madagascar	Australia	Spain
Ghana	Senegal	Malawi	Austria	Sweden
Grenada	Seychelles	Maldives	Belgium	Switzerland
Guatemala	Sierra Leone	Mali	Canada	United Kingdom
Guinea	Singapore	Mauritania	Czech Republic	United States
Guinea-Bissau	Solomon Islands	Mozambique	Denmark	(23カ国・地域)
Guyana	South Africa	Myanmar	Niger	
Haiti	Sri Lanka	Nepal	France	
Honduras	Sudan	Nepal		
Hong Kong, China (SAR)	Suriname	Rwanda		

a. 国連は現在49カ国を後発開発途上国 (LLDC) に指定している。この分類では、人間開発指数 (HDI) の表に含まれる44カ国のみを掲載しており、アフガニスタン、キリバス、リベリア、ソマリア、ツバルは本表の後発開発途上国から除外されている。  
b. チェコ、ハンガリー、韓国、メキシコ、ポーランド、スロバキア、トルコを除く。

開発途上国地域別分類

アラブ諸国	アジア・太平洋諸国	ラテンアメリカ・カリブ諸国	南欧	サハラ以南アフリカ
Algeria	東アジア・太平洋諸国	Antigua and Barbuda	Cyprus	Angola
Bahrain	Brunei Darussalam	Argentina	Turkey	Benin
Djibouti	Cambodia	Bahamas	(2カ国・地域)	Botswana
Egypt	China	Barbados		Burkina Faso
Jordan	Fiji	Belize		Burundi
Kuwait	Hong Kong, China (SAR)	Bolivia		Cameroon
Lebanon	Indonesia	Brazil		Cape Verde
Libyan Arab Jamahiriya	Korea, Rep. of	Chile		Central African Republic
Morocco	Lao People's Dem. Rep.	Colombia		Chad
Oman	Malaysia	Costa Rica		Comoros
Qatar	Mongolia	Cuba		Congo
Saudi Arabia	Myanmar	Dominica		Congo, Dem. Rep. of the
Sudan	Papua New Guinea	Dominican Republic		Côte d'Ivoire
Syrian Arab Republic	Philippines	Ecuador		Equatorial Guinea
Tunisia	Samoa (Western)	El Salvador		Eritrea
United Arab Emirates	Singapore	Grenada		Ethiopia
Yemen	Solomon Islands	Guatemala		Gabon
(17カ国・地域)	Thailand	Guyana		Gambia
	Vanuatu	Haiti		Ghana
	Viet Nam	Honduras		Ghanz
	(13カ国・地域)	Jamaica		Guinea
		Mexico		Guinea-Bissau
		Nicaragua		Kenya
	南アジア	Panama		Lesotho
	Bangladesh	Paraguay		Madagascar
	Bhutan	Peru		Malawi
	India	Saint Kitts and Nevis		Mali
	Iran, Islamic Rep. of	Saint Lucia		Mauritania
	Maldives	Saint Vincent and the Grenadines		Mauritius
	Nepal	Suriname		Mozambique
	Pakistan	Trinidad and Tobago		Namibia
	Sri Lanka	Uruguay		Niger
	(8カ国・地域)	Venezuela		Nigeria
		(33カ国・地域)		Rwanda
				São Tomé and Príncipe
				Senegal
				Seychelles
				Sierra Leone
				South Africa
				Swaziland
				Tanzania, U. Rep. of
				Togo
				Uganda
				Zambia
				Zimbabwe
				(44カ国・地域)



## 指標項目一覧

指標	表番号	指標	表番号
<b>あ</b>		：年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満）	7
		：年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満）	3,7
医師	6	：乳児死亡率	8,30
インターネットホスト数	11	雇用：産業別	25
衛生施設（適切な）を利用できる人口	6	：工業：女性の～	25
HIV/エイズ：成人感染率	7,30	：男性の～	25
：子ども感染者	7	：サービス業：女性の～	25
：女性感染者	7	：男性の～	25
栄養不良の人々	7,30	：農業：女性の～	25
エネルギー消費、単位当たりGDP産出額	19	：男性の～	25
援助の流れ：GNPに占めるNGOの拠出純額	15		
ODA（政府開発援助）		<b>さ</b>	
ODA受取額（純支出額）：総額	16	債務元利支払金総額	
：対GDP比	16	：財・サービスの輸出に占める割合	15
：1人当たり	16	：対GDP比	16,17
ODA支出額（純額）：総額（US百万\$）	16	CO2排出量：世界全体に対するシェア	19
：LLDCへのODA額（純額）	16	：1人当たり～	19
：援助国1人当たりODA額（純額）	16	GDP：総額（10億PPP US\$）	12
：対GNP比	16	：総額（10億US\$）	12
NGOの拠出純額（対GNP比）	16	：1人当たりGDP（PPP US\$）	1,12,30
		：1人当たりGDP（PPP US\$）	
<b>か</b>		：最高値を記録した年	12
環境関連条約批准状況	19	：1人当たりGDP（PPP US\$）	
基礎医薬品を入手できる人口	6	：1975-2000の最高値	12
喫煙量：成人1人当たりの年間平均喫煙量	7	：1人当たりGDP（PPP US\$）：年間成長率	12
教育指数	1	：GDP指数	1
教育への公的支出		ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）	23
：GNPに占める％	9,17	ジェンダー開発指数（GDI）	22
：政府支出総額に占める％	9	識字：機能的識字力のない人	4
：就学前・初等教育	9	識字率	
：中等教育	9	：成人識字率	1,10,30
：高等教育	9	：女性成人識字率	22,24
軍事支出	17	：男性成人識字率	22
軍事力：全	20	：男性に対する女性の％	24
：指数	20	：若年層識字率	10
経口補液療法利用率	6	：女性若年層識字率	24
経済活動比率：女性の～	25	：男性に対する女性の％	24
携帯電話登録者	11	失業：長期失業	4
結核患者	7	：女性の長期失業	18
研究開発		：男性の長期失業	18
：への支出	11	失業者	18
：に従事する科学者・技術者	11	失業率	
交易条件	14	：年平均失業率	18
5歳未満死亡率	8,30	：男性に対する女性の％	18
子ども		：若年層の～	18
：第5学年まで進級した児童	10	：若年層の～：男性に対する女性の％	18
：低体重児（5歳未満）	3	就学者：理数系、工学系の高等教育	10

指標	表番号	指標	表番号
就学率：純就学率		：15歳未満の人口	5
：初等教育純就学率	10	：65歳以上の人口	5
：女性の～	24	：都市人口	5
：男性に対する女性の％	24	生存：出生時確率	
：中等教育純就学率	10	：40歳まで生存できない～	3
：女性の～	24	：50歳まで生存できない～	4
：男性に対する女性の％	24	：65歳まで生存できる～：女性	8
就学率：総就学率		：男性	8
：初・中・高等教育総就学率	1,30	政府開発援助受取額（純支出額）：総額	15
：女性の～	22	：対GDP比	15
：男性の～	22	：1人当たり	16
：高等教育総就学率	24	政府開発援助（ODA）支出（純額）：総額	15
：女性の～	24	：対GNP比	15
：男性の女性に対する％	24	：LLDCへの～（純額）	15
住民の得た特許件数	11	：援助国1人当たり～（純額）	15
出産：専門家の介護による～	6	：NGOの拠出純額	15
出生時低体重児	7		
出生率：合計特殊出生率	5,30	<b>た</b>	
消費者物価指数：年平均変動率	12	第5学年まで進級した児童	10
女性の経済活動比率	25	適切な衛生施設を利用できる人口	6
：指数	25	低身長児：年齢のわりに低身長の子ども（5歳未満）	7
：男性の活動比率に対する女性の％	25	低体重児：年齢のわりに低体重の子ども（5歳未満）	3,7
女性の経済参加		電力消費：1人当たり電力消費量	19
：女性の議員・高官・管理職	23	電話：主要回線	11
：女性の専門職・技術職	23	：携帯電話登録者	11
女性の政治参加		投資：海外直接投資の流れ（純額）	16
：関係レベルの女性	27	特許件数：住民の得た	11
：女性の議員・高官・管理職	23	特許使用料・ライセンス使用料（受取額）	11
：女性の国会議員数	23,27	<b>な</b>	
：女性が国会議員に初めて選出/任命された年	27	難民：受入人数	20
：女性が選挙権を得た年	27	：送出入数	20
：女性が被選挙権を得た年	27	：国内避難民	20
所得：勤労所得（推定）		二酸化炭素排出量	
：女性の～	22	：世界全体に対するシェア	19
：男性の～	22	：1人当たり～	19
：男性に対する女性推定勤労所得比	23	乳児死亡率	8,30
所得/消費のシェア		人間開発指数（HDI）	1
：最貧層10%の～	13	：動向	2
：最貧層20%の～	13	人間貧困指数（HPI）	
：最富裕層10%の～	13	：HPI-1：途上国向け	3
：最富裕層20%の～	13	：HPI-2：OECD諸国向け	4
所得不平等の測定		妊産婦死亡率：報告された妊産婦死亡率	8
：最貧層10%に対する最富裕層10%の割合	13	燃料消費量：在来燃料消費	19
：最貧層20%に対する最富裕層20%の割合	13		
：ジニ係数	13	<b>は</b>	
人権に関する国際協定の現状	28	犯罪被害者：全犯罪	21
人口		：強姦	21
：総～	5,30	：財産犯罪	21
：年平均人口増加率	5		



指標	表番号	指標	表番号		
：性犯罪	21	<b>ま</b>			
：暴行	21				
：賄賂行為(汚職)	21		マラリア患者	7	
非識字：成人非識字率	3		水：改善された水源		
：機能的識字力のない人	4		：利用できない人口	3	
1人当たり			：利用できる人口	6,30	
：援助国ODA支出額(純額)	15		民間フロー：その他の民間フロー	16	
：ODA受取額	16		無報酬の家庭内労働者：女性	25	
：CO2排出量	19		：男性	25	
：GDP (PPP US\$)	1,12,30		<b>や</b>		
：最高値を記録した年	12	輸出：加工品		14	
：1975-2000の最高値	12	：1次産品		14	
：年間成長率	12	：財・サービス		14	
：電力消費量	19	：ハイテク製品		14	
：年平均喫煙量(成人)	7	輸入：財・サービスの輸入		14	
：保健医療費支出	6	予防接種率(1歳児)：結核		6	
避難民：国内避難民	20	：はしか		6	
避妊普及率	6				
貧困：所得貧困		<b>り</b>			
：国別貧困ライン以下の人口	3				
：所得中間値の50%以下	4		利用できない人口：改善された水源	3	
貧困ライン：1日1\$以下の人口	3		利用できる人口：改善された水源	6,30	
：1日2\$以下の人口	3		：適切な衛生施設	6	
：1日4\$以下の人口	4				
：1日11\$以下の人口	4				
兵器取引			<b>ろ</b>		
：通常兵器の輸出：輸出総額	20			労働時間	
：全体に占める割合	20			：女性	26
：通常兵器の輸入：輸入総額	20	：男性		26	
平均寿命：出生時平均余命	1,8,30	：男性に対する女性の%		26	
：女性	22	：女性の市場活動		26	
：男性	22	：女性の非市場活動		26	
：指数	1	：男性の市場活動		26	
保健医療支出	6	：男性の非市場活動		26	
：公的	6,17	：市場活動(全体)		26	
：民間	6	：非市場活動(全体)	26		
：1人当たり	6	労働条約に関する現状：基本的現状	29		

国別・地域別「人間開発報告書」作成状況一覧

アラブ諸国	Thailand, 1999,2002*	ラテンアメリカ・カリブ諸国
Algeria, 1998,2001*	Tuvalu, 1999	Argentina, 1995,1996,1997,1998,1999,2001,2002*
Bahrain, 1998	Vanuatu, 1996	Argentina, Province of Buenos Aires, 1996,1997,1998,1999
Djibouti, 2000	Viet Nam, 2001,2003*	Belize, 1997,1998
Egypt, 1994,1995,1996,1997-98,1998-99,1999-2000,2002*		Bolivia, 1998,2000,2002
Iraq, 1995,2002*	欧州・CIS諸国	Bolivia, Cochabamba, 1995
Jordan, 2000,2001*	Albania, 1995,1996,1998,2000,2002*	Bolivia, La Paz, 1995
Kuwait, 1997,1998-99,2000	Armenia, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001,2002*	Bolivia, Santa Cruz, 1995
Lebanon, 1997,1998,2001*	Azerbaijan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001*	Brazil, 1996,1998,2002*
Libyan Arab Jamahiriya, 1999	Belarus, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2002*	Brazil, Rio de Janeiro, 2001-02
Morocco, 1997,1998-99,2001*	Bosnia and Herzegovina, 1998,2000	Chile, 1996,1998,2000,2002*
Occupied Palestinian territory, 1996-97,2000-01*	Bulgaria, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001	Colombia, 1998,1999,2000,2003*
Saudi Arabia, 2000*	Bulgaria, Sofia, 1997	Costa Rica, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001
Somalia, 1998,2001	Croatia, 1997,1998,1999,2001*	Cuba, 1996,1999,2001*
Syrian Arab Republic, 2000*	Czech Republic, 1996,1997,1998,1999,2002*	Dominican Republic, 1997,1999
Tunisia, 1999	Estonia, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001*	Ecuador, 1999,2001
United Arab Emirates, 1997	Georgia, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001-02*	El Salvador, 1997,1999,2001,2002-03*
Yemen, 1998,2001*	Hungary, 1995,1996,1998,1999,2002*	Guatemala, 1998,1999,2000
	Kazakhstan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2002*	Guyana, 1996,2001*
	Kosovo, 2001-02*	Honduras, 1998,1999
	Kyrgyzstan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001	Jamaica, 2000,2001*
	Latvia, 1995,1996,1997,1998,1999,2000-01	Nicaragua, 2000,2001*
	Lithuania, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001	Panama, 2002
	Macedonia, TFYR, 1997,1998,1999,2001*	Paraguay, 1995,1996,2002*
	Malta, 1996	Peru, 1997
	Moldova, Rep. of, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2002*	Trinidad and Tobago, 2000,2002*
	Poland, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2002*	Uruguay, 1999,2001*
	Romania, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001*	Venezuela, 1995,1996,1997,1998,1999,2000
	Russian Federation, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001*	
	Saint Helena, 1999	
	Slovakia, 1995,1997,1998,1999,2000,2002*	
	Slovenia, 1998,1999,2000,2002*	
	Tajikistan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000,2001-02,2003*	
	Turkey, 1995,1996,1997,1998,1999,2001,2002-03*	
	Turkmenistan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000	
	Ukraine, 1995,1996,1997,1998,1999,2001,2002*	
	Uzbekistan, 1995,1996,1997,1998,1999,2000	
	Yugoslavia, 1996,1997,1998,2002*	
		<b>サハラ以南アフリカ</b>
		Angola, 1997,1998,1999
		Benin, 1997,1998,1999,2000,2001,2002*
		Botswana, 1997,2000,2002*
		Burkina Faso, 1997,1998,2000,2001,2002*
		Burundi, 1997,1999
		Cameroun, 1992,1993,1996,1998
		Cape Verde, 1997,1998,1999,2002*
		Central African Republic, 1996,2000,2001*
		Chad, 1997,1999,2000
		Comoros, 1997,1998,2001,2002*
		Congo, Dem. Rep. of the, 2000
		Côte d'Ivoire, 1997,2000
		Equatorial Guinea, 1996,1997
		Ethiopia, 1997,1998
		Gabon, 1999,2002*
		Gambia, 1997,2000
		Ghana, 1997,1998,1999,2000
		Guinea, 1997,1998,1999
		Guinea-Bissau, 1997,2002*
		Kenya, 1999,2001,2002*
		Lesotho, 1998,2001*
		Liberia, 1999
		Madagascar, 1997,1999,2000
		Madagascar, Fianarantsoa, 2002*



Madagascar, Mahajanga, 2002\*  
 Madagascar, Tular, 2002\*  
 Malawi, 1997,1998,2001\*  
 Mali, 1995,1998,1999,2000,2002\*  
 Mauritania, 1996,1997,1998,2001  
 Mozambique, 1993,1999,2000,2001  
 Namibia, 1996,1997,1998  
 Niger, 1997,1998,1999,2000,2002\*  
 Nigeria, 1996,1998,2000-01  
 Rwanda, 1999,2002\*  
 São Tomé and Príncipe, 1998  
 Senegal, 1998  
 Sierra Leone, 1996,1998,2001\*

South Africa, 1998,2000,2002\*  
 Swaziland, 1997,1998,2000  
 Tanzania, U. Rep. of, 1997,1999,2001\*  
 Togo, 1995,1997,1999,2002\*  
 Uganda, 1996,1997,1998,2001,2002\*  
 Zambia, 1997,1998,1999-2000,2002\*  
 Zimbabwe, 1998,1999,2000

**地域別報告書**  
 Africa, 1995  
 Arab States, 2001\*  
 Central America, 1999,2001\*  
 Central and Eastern Europe and the

CIS, 1995,1996,1997,1998,1999  
 Latin America and the Caribbean, 2001\*  
 Organization of Eastern Caribbean States, 2002\*  
 Pacific Islands, 1994,1999  
 South Asia, 1997,1998,1999,2000,2001  
 South-East Asia, 2001\*  
 Southern African Development Community, 1998,2000  
 West and Central Africa, 2002\*

### 民主的ガバナンスに焦点を当てた人間開発報告書

270以上の地域別、国別、地方別人間開発報告書が、地方分権化や参加等、ガバナンスに関連した課題を人間開発に欠かさない側面として扱っている。以下はその中で、民主主義あるいは民主的ガバナンスを中心テーマとする報告書である。

#### 国別報告書

アジア・太平洋諸国

*Human Development Report*, India, 2001

*Towards a New Consensus: Democracy and Human Development in Indonesia*, 2001

*Human Development and People's Participation in Governance*, Philippines, 1994

#### 欧州・CIS諸国

*The Role of the State*, Armenia, 1998  
*Citizen Participation in Governance—From Individuals to Citizens*, Bulgaria, 2001

*Human Development Report*, Czech Republic, 1999

*Human Rights, Liberties and Elections—The Quest for Democracy*, Czech Republic, 1998

*Democratic Governance—Alternative Approaches to Kyrgyzstan's Future Development*, 2001

*Democratic Governance for Human Development*, Kyrgyzstan, 2000  
*Public Policy Process and Human Development*, Latvia, 2000-01

*Good Governance and Social Development*, Republic of Moldova, 2002\*

*Human Development Report*, Republic of Moldova, 1998

*Human Development Report—The Power of Participation*, Ukraine, 2001

#### ラテンアメリカ・カリブ諸国

*Informe de Desarrollo Humano en Bolivia*, 2002

#### サハラ以南アフリカ

*Rapport National sur le Développement Humain au Bénin*, 2000

*Promoting Good Governance for Human Development and Poverty Eradication*, Gambia, 2000

*Participatory Governance for Human Development*, Kenya, 2002\*

*Transition to Peaceful Democratic Governance*, Liberia, 1999

#### 地域別報告書

*The Crisis of Governance*, South Asia, 1999

*Governance and Human Development in Southern Africa*, Southern African Development Community, 1998

\*2002年3月現在で作成中

注：2002年3月現在の情報

出典：人間開発報告書事務局国別人間開発報告書ユニットで作成

一部の人間開発報告書は、次のホームページでご覧いただけます。

<http://www.undp.org/hdro/>

報告書の入手をご希望の方は下記にご連絡下さい。

United Nations Development Programme

Human Development Report Office

National Human Development Report Unit

304 East 45th Street, 12th floor

New York, NY 10017 USA

電話：+1 212 906 3674

Fax：+1 212 906 5161

Email：mary.ann.mwangi@undp.org

## 各国の人間開発順位

92 Albania (アルバニア)	149 Djibouti (ジブチ)
106 Algeria (アルジェリア)	61 Dominica (ドミニカ)
161 Angola (アンゴラ)	94 Dominican Republic (ドミニカ共和国)
52 Antigua and Barbuda(アンティグア・バーブーダ)	93 Ecuador (エクアドル)
34 Argentina (アルゼンチン)	115 Egypt (エジプト)
76 Armenia (アルメニア)	104 El Salvador (エルサルバドル)
6 Australia (オーストラリア)	111 Equatorial Guinea (赤道ギニア)
15 Austria (オーストリア)	157 Eritrea (エリトリア)
68 Azerbaijan (アゼルバイジャン)	42 Estonia (エストニア)
41 Bahamas (バハマ)	168 Ethiopia (エチオピア)
39 Bahrain (バーレーン)	72 Fiji (フィジー)
145 Bangladesh (バングラデシュ)	10 Finland (フィンランド)
31 Barbados (バルバドス)	12 France (フランス)
56 Belarus (ベラルーシ)	117 Gabon (ガボン)
4 Belgium (ベルギー)	160 Gambia (ガンビア)
58 Belize (ベリーズ)	41 Georgia (グルジア)
158 Benin (ベナン)	17 Germany (ドイツ)
140 Bhutan (ブータン)	129 Ghana (ガーナ)
114 Bolivia (ボリビア)	24 Greece (ギリシャ)
126 Botswana (ボツワナ)	83 Grenada (グレナダ)
73 Brazil (ブラジル)	120 Guatemala (グアテマラ)
32 Brunei Darussalam (ブルネイ)	159 Guinea (ギニア)
62 Bulgaria (ブルガリア)	167 Guinea-Bissau (ギニアビサウ)
161 Burkina Faso (ブルキナファソ)	103 Guyana (ガイアナ)
171 Burundi (ブルンジ)	146 Haiti (ハイチ)
130 Cambodia (カンボジア)	116 Honduras (ホンジュラス)
135 Cameroon (カメルーン)	23 Hong Kong, China (SAR) (香港)
3 Canada (カナダ)	35 Hungary (ハンガリー)
100 Cape Verde (カーボベルデ)	7 Iceland (アイスランド)
165 Central African Republic (中アフリカ)	124 India (インド)
166 Chad (チャド)	110 Indonesia (インドネシア)
38 Chile (チリ)	98 Iran, Islamic Rep. of (イラン)
96 China (中国)	18 Ireland (アイルランド)
68 Colombia (コロンビア)	22 Israel (イスラエル)
137 Comoros (コモロ)	20 Italy (イタリア)
136 Congo (コンゴ)	86 Jamaica (ジャマイカ)
155 Congo, Dem. Rep. of the (コンゴ民主共和国)	9 Japan (日本)
43 Costa Rica (コスタリカ)	99 Jordan (ヨルダン)
156 Côte d'Ivoire (コートジボワール)	79 Kazakhstan (カザフスタン)
40 Croatia (クロアチア)	134 Kenya (ケニア)
55 Cuba (キューバ)	27 Korea, Rep. of (韓国)
25 Cyprus (キプロス)	45 Kuwait (クウェート)
33 Czech Republic (チェコ)	102 Kyrgyzstan (ギルギス)
14 Denmark (デンマーク)	143 Lao People's Dem. Rep. (ラオス)



- |     |                                       |     |  |
|-----|---------------------------------------|-----|--|
| 53  | Latvia (ラトビア)                         | 66  | Saint Lucia (セントルシア)                                     |
| 75  | Lebanon (レバノン)                        | 91  | Saint Vincent and the Grenadines<br>(セントビンセント・グレナディーン諸島) |
| 132 | Lesotho (レソト)                         | 101 | Samoa (Western) (西サモア)                                   |
| 64  | Libyan Arab Jamahiriya (リビア)          | 119 | São Tomé and Príncipe (サントメ・プリンシペ)                       |
| 49  | Lithuania (リトアニア)                     | 71  | Saudi Arabia (サウジアラビア)                                   |
| 16  | Luxembourg (ルクセンブルグ)                  | 154 | Senegal (セネガル)   |
| 65  | Macedonia, TFYR (マケドニア)               | 47  | Seychelles (セイシェル)                                       |
| 147 | Madagascar (マダガスカル)                   | 173 | Sierra Leone (シエラレオネ)                                    |
| 163 | Malawi (マラウイ)                         | 25  | Singapore (シンガポール)                                       |
| 50  | Malaysia (マレーシア)                      | 36  | Slovakia (スロバキア)   |
| 84  | Maldives (モルディブ)                      | 29  | Slovenia (スロベニア)   |
| 164 | Mali (マリ)                             | 121 | Solomon Islands (ソロモン諸島)                                 |
| 30  | Malta (マルタ)                           | 107 | South Africa (南アフリカ)                                     |
| 152 | Mauritania (モーリタニア)                   | 21  | Spain (スペイン)   |
| 67  | Mauritius (モーリシャス)                    | 89  | Sri Lanka (スリランカ)  |
| 54  | Mexico (メキシコ)                         | 139 | Sudan (スーダン)   |
| 105 | Moldova, Rep. of (モルドバ)               | 74  | Suriname (スリナム)  |
| 113 | Mongolia (モンゴル)                       | 125 | Swaziland (スワジランド)                                       |
| 123 | Morocco (モロッコ)                        | 2   | Sweden (スウェーデン)  |
| 170 | Mozambique (モザンビーク)                   | 11  | Switzerland (スイス)  |
| 127 | Myanmar (ミャンマー)                       | 108 | Syrian Arab Republic (シリア)                               |
| 122 | Namibia (ナミビア)                        | 112 | Tajikistan (タジキスタン)                                      |
| 142 | Nepal (ネパール)                          | 151 | Tanzania, U. Rep. of (タンザニア)                             |
| 8   | Netherlands (オランダ)                    | 70  | Thailand (タイ)  |
| 19  | New Zealand (ニュージーランド)                | 141 | Togo (トーゴ)   |
| 118 | Nicaragua (ニカラグア)                     | 50  | Trinidad and Tobago (トリニダード・トバゴ)                         |
| 172 | Niger (ニジェール)                         | 97  | Tunisia (チュニジア)  |
| 148 | Nigeria (ナイジェリア)                      | 85  | Turkey (トルコ)   |
| 1   | Norway (ノルウェー)                        | 87  | Turkmenistan (トルクメニスタン)                                  |
| 78  | Oman (オマーン)                           | 150 | Uganda (ウガンダ)  |
| 138 | Pakistan (パキスタン)                      | 80  | Ukraine (ウクライナ)  |
| 57  | Panama (パナマ)                          | 46  | United Arab Emirates (アラブ首長国連邦)                          |
| 133 | Papua New Guinea (パプアニューギニア)          | 13  | United Kingdom (英国)                                      |
| 90  | Paraguay (パラグアイ)                      | 6   | United States (米国)                                       |
| 82  | Peru (ペルー)                            | 40  | Uruguay (ウルグアイ)  |
| 77  | Philippines (フィリピン)                   | 95  | Uzbekistan (ウズベキスタン)                                     |
| 37  | Poland (ポーランド)                        | 131 | Vanuatu (バヌアツ)   |
| 28  | Portugal (ポルトガル)                      | 69  | Venezuela (ベネズエラ)  |
| 51  | Qatar (カタール)                          | 109 | Viet Nam (ベトナム)  |
| 63  | Romania (ルーマニア)                       | 144 | Yemen (イエメン)   |
| 60  | Russian Federation (ロシア)              | 153 | Zambia (ザンビア)  |
| 162 | Rwanda (ルワンダ)                         | 128 | Zimbabwe (ジンバブエ)   |
| 44  | St. Kitts and Nevis (セントクリストファー・ネービス) |     |  |

一部の『人間開発報告書』の基本論文と『国別人間開発報告書』(1990年~2001年)については、www.undp.org/hdroで全文をご覧いただけます。

**Human Development Report CD-ROM : 10 years of Human Development Reports, 1990-1999** (『人間開発報告書』CD-ROM : 1990-1999人間開発報告書の10年)は、1990年から1999年の『人間開発報告書』を読者に使いやすいように1つにまとめたものです。1999年版の全統計データ(interactive format)、重要語、データ収集方法についての参考資料などを収録しています。英語版のみ。

入手先：  
United Nations Publications  
Room DC2-853  
New York, NY 10017  
USA

電話: +1 212 963 8302, 800 253 9646 (米国内)  
Emailアドレス: publications@un.org  
ホームページ: www.un.org/Publications

**Journal of Human Development : Alternative Economics in Action** (人間開発ジャーナル: もう一つの経済学の台頭)は、2000年に発行されました。本誌は、相互評価方式の雑誌として、人間の可能性、成長と市場などについて新たな視点を提供しています。また、人間開発に役立つ、より広い概念や測定方法に関する未発表論文を掲載しており、論文では、地球規模の課題をはじめ、国内や地域の課題があつかわれています。人間開発は、従来型ではない新たな経済アプローチのための「思想の一派」となりつつあり、本誌はこの「人間開発派」の擁護者と批判者の間の橋渡し役となっています。編集主幹: Fukuda-Parr, Richard Jolly, Khadija Haq

入手先：  
Taylor and Francis Ltd.  
Rankine Road  
Basingstoke  
Hants, RG24 8PR  
UK  
電話: +44 (0) 1256 813002  
Emailアドレス: enquiry@tandf.co.uk  
ホームページ: www.tandf.co.uk/journals

または  
Taylor and Francis Ltd.  
235 Chesnut Street  
8th Floor  
Philadelphia, PA 19106  
USA  
電話: 800 821 8312 (米国内)  
Fax: 215 625 2940

#### 『人間開発報告書』のテーマ

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 1990年 | 人間開発の概念と測定                         |
| 1991年 | 人間開発の財政                            |
| 1992年 | 人間開発の地球的側面                         |
| 1993年 | 人々の社会参加                            |
| 1994年 | 「人間の安全保障」の新しい側面                    |
| 1995年 | ジェンダーと人間開発                         |
| 1996年 | 経済成長と人間開発                          |
| 1997年 | 貧困と人間開発: 貧困撲滅のための人間開発              |
| 1998年 | 消費パターンと人間開発: 人間開発に資する消費とは          |
| 1999年 | グローバリゼーションと人間開発: 人間の顔をしたグローバリゼーション |
| 2000年 | 人権と人間開発                            |
| 2001年 | 新技術と人間開発: 新技術を人間開発に役立てる            |

『人間開発報告書』日本語版は(株)国際協力出版会(Tel: 03-3372-6771, Fax: 03-3372-6840, http://www.jico.co.jp)が発行しています。



ISBN4-906352-39-1 C1033 ¥3800E

定価(本体3,800円十税)

政治は人間開発を大きく左右する。貧困が削減できるかどうかは、貧しい人々の経済発展の機会と同様、彼らが政治的力を持っているかにかかっている。紛争を調停し、予防し、人々の幸福を保障し維持するのに一番向いている統治システムが、民主主義であることは明らかである。いかに、そして誰によって統治されるかについて、人々の選択の幅を拡大することで、民主主義は、人間開発のプロセスに参加と説明責任の原則をもたらす。

「人間開発報告書 2002—モザイク模様の世界に民主主義を深める」では、政治的参加を人間開発の1つの側面として検証している。安全と安定にとって民主主義は戦略的に重要なため、政治参加を人間開発へ向けた重要課題の1つに位置づけているが、これは、途上国にとって贅沢品などではまったくない。民主的なガバナンスと社会的、経済的な発展とは、自動的につながっているわけではない。民主主義国でありながら、自国の多くの階層に社会的、経済的発展をもたせない国があまりにも多い。民主主義を深化させることで、ガバナンスは、一般の人々のニーズに対応した、説明責任のあるものになる。このプロセスを進めるには、民主的の制度だけでなく、民主的な政治の普及が必要である。相互依存が避けられない21世紀において、民主主義の原則と実践を国際的機関やガバナンスのシステムにまで拡大させ、国境を越えた課題、特にテロリズムやグローバリゼーションそして環境劣化の防止に取り組みなくてはならない。

「人間開発報告書2002年」は……

- どのようにして人々の幅広い参加を図り、説明責任を強化しているか、または、民主主義にどのような遅行が起こっているかなど、新旧さまざまな民主主義国の取り組みに検討を加える。
- これ以上の世界の細分化を防ぐために、グローバルな制度や交渉に民主的原則をいっそうとり入れるよう呼びかける。
- 治安部隊の民主的ガバナンスこそが、平和構築への能力を育てるカギであると主張する。
- 従来グッドガバナンスの枠を越え、人間開発にとって効率的、効果的であるだけでなく、人間開発に資する公正かつ平等な枠組みを提案する。
- 政治的自由度や市民的自由度の測定や、自由と人間開発指数(HDI)との関連性を調べるための有用な手段を探る。
- 初めての試みとして、ミレニアム開発目標の国別達成度を発表する。

コフィ・アナン、アウン・サン・スーチ、モハammad・ハタミ、アブドゥライ・ワッド、ジョディ・ウイリアムズ、ボノの各氏による特別寄稿も掲載。

